明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

号外

平成十四年五月三十日

○第百五十四回国会　衆議院会議録　第三十八号（一）

平成十四年五月三十日（木曜日）

議事日程　第二十七号
平成十四年五月三十日
午後一時開議
第一　法人税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
第二　実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約の締結について承認を求めるの件
第三　千九百六十七年七月十四日にストックホルムで署名された世界知的所有権機関を設立する条約第九条(3)の改正の受諾について承認を求めるの件
第四　文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約の締結について承認を求めるの件
第五　農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）
第六　平成十二年度一般会計公共事業等予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）（第百五十一回国会、内閣提出）

○本日の会議に付した案件

日程第一　法人税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

日程第二　実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約の締結について承認を求めるの件

日程第三　千九百六十七年七月十四日にストックホルムで署名された世界知的所有権機関を設立する条約第九条(3)の改正の受諾について承認を求めるの件

日程第四　文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約の締結について承認を求めるの件

日程第五　農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

日程第六　平成十二年度一般会計公共事業等予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）（第百五十一回国会、内閣提出）

地方税法の一部を改正する法律案（内閣提出）

建築基準法等の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）及び高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）の趣旨説明及び質疑

午後一時三分開議

○議長（綿貫民輔君）　これより会議を開きます。

日程第一　法人税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

○議長（綿貫民輔君）　日程第一、法人税法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。財務金融委員長坂本剛二君。

法人税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号（二）に掲載〕

〔坂本剛二君登壇〕

○坂本剛二君　ただいま議題となりました法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、近年の社会経済情勢の変化や企業活動の国際化の進展等を踏まえ、我が国企業の円滑な組織再編成に対応するとともに、企業経営の実態に即した適正な課税を行い、もって我が国の経済構造改革に資する観点から、連結グループを一体として課税する連結納税制度を創設するための所要の措置等を講じようとするもので、以下、その概要を申し上げます。

第一に、内国法人及び完全支配関係にある他の

内国法人について、国税庁長官の承認を受けた場合には、その内国法人を納税義務者として連結所得に対する法人税を納めることとしております。

第二に、連結所得の金額及び連結法人税額について、連結グループ内の各法人の所得金額を基礎とし、所要の調整を加えた上で、連結グループを一体として計算することとしております。なお、これらの計算に係る受取配当、寄附金等の諸制度について、個々の制度の趣旨等を踏まえ、所要の措置を講ずることとしております。

第三に、国税通則法等の整備その他所要の規定の整備を図ることとしております。

第四に、連結納税制度の創設に伴う税収減に対応するため、連結付加税等の連結納税制度の仕組みの中での措置及び退職給与引当金の廃止等の課税ベースの適正化のための措置を講ずることとしております。

本案は、去る五月十六日当委員会に付託され、同月二十一日塩川財務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行いましたところ、二十二日海江田万里君外二名から、民主党・無所属クラブの提案に係る修正案が提出され、昨日本案及び修正案について質疑を行い、質疑を終局いたしました。次いで、修正案について内閣の意見を聴取した後、討論を行い、順次採決いたしましたところ、修正案は否決され、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（綿貫民輔君）　採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（綿貫民輔君）　起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二　実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約の締結について承認を求めるの件

日程第三　千九百六十七年七月十四日にストックホルムで署名された世界知的所有権機関を設立する条約第九条(3)の改正の受諾について承認を求めるの件

日程第四　文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約の締結について承認を求めるの件

○議長（綿貫民輔君）　日程第二、実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約の締結について承認を求めるの件、日程第三、千九百六十七年七月十四日にストックホルムで署名された世界知的所有権機関を設立する条約第九条(3)の改正の受諾について承認を求めるの件、日程第四、文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約の締結について承認を求めるの件、右三件を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。外務委員長吉田公一君。

実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

千九百六十七年七月十四日にストックホルムで署名された世界知的所有権機関を設立する条約第九条(3)の改正の受諾について承認を求めるの件及び同報告書

〔本号㈡に掲載〕

〔吉田公一君登壇〕

○吉田公一君　ただいま議題となりました三件につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、実演・レコード条約について申し上げます。

近年、ネットワーク化及びデジタル化を初めとする情報関連技術の発達に伴い、世界じゅうでインターネットを通じた音楽データ等の送受信やレコード等の完全な複製が容易に行われるようになったため、こうした新たな状況に対応し、国際的な著作隣接権の保護システムの改善を図ることを目的として、平成八年十二月にジュネーブで開催された外交会議において、本条約が採択されました。

本条約の主な内容は、

実演家は、音に関するその実演に関し、実演家であることを主張する権利及び自己の声望を害するおそれのある改変に対して異議を申し立てる権利を有すること、

実演家及びレコード製作者は、レコードに固定された実演またはレコードの複製、譲渡、貸与及びインターネット上にアップロードすることを許諾する排他的権利を有すること

等であります。

次に、世界知的所有権機関設立条約改正について申し上げます。

平成十年九月、世界知的所有権機関の一般総会は、事務局長の任期を六年とした上で二期限りとし及びこれを世界知的所有権機関設立条約の改正に反映させるべき旨の決議を行いました。これを受け、平成十一年九月にジュネーブで開催された第十七回締約国会議において、本改正案が採択されました。

本改正の主な内容は、事務局長の任期について、現在、六年以上の一定の任期をもって任命されるとしている点を改め、六年に固定するとともに、再任についても、回数及び期間の制限がなかった点を改め、六年の任期をもって一回限りとするものであります。

最後に、文化財不法輸出入等禁止条約について申し上げます。

ユネスコは、昭和三十九年の総会において、文化財の不法な輸出入及び所有権移転によりもたらされる危険から各国の文化財を保護する責務があることを確認する「文化財の不法な輸出、輸入及び所有権譲渡の禁止及び防止の手段に関する勧告」を採択しました。これを受け、条約の作成作業が始まり、昭和四十五年のユネスコ総会において、本条約が採択されました。

本条約の主な内容は、

輸出許可書が添付されていない文化財の輸出を禁止すること、

他の締約国の博物館等から盗取された文化財の輸入を禁止すること、

原産国である締約国の要請により盗取され輸入された文化財の回復及び返還について適当な措置をとること

等であります。

以上三件は、五月二十八日外務委員会に付託され、昨二十九日川口外務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、引き続き採決を行いました結果、三件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（綿貫民輔君）　三件を一括して採決いたします。

三件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（綿貫民輔君）　御異議なしと認めます。よって、三件とも委員長報告のとおり承認することに決まりました。

日程第五　農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

○議長（綿貫民輔君）　日程第五、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。農林水産委員長鉢呂吉雄君。

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号㈡に掲載〕

〔鉢呂吉雄君登壇〕

○鉢呂吉雄君　ただいま議題となりました農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における食品の偽装表示の多発を踏まえ、その再発を防止し、一般消費者の信頼を回復する観点から、偽装表示が行われた場合の公表について、現行の「指示に従わない」ときだけでなく、必要なときに行うことができるようにするとともに、命令に違反した場合の罰則を強化するものであります。

委員会におきましては、五月二十一日武部農林水産大臣から提案理由の説明を聴取し、昨二十九日に質疑を行いました。質疑を終局したところ、民主党・無所属クラブから修正案が提出され、採決の結果、修正案は否決され、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（綿貫民輔君）　採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（綿貫民輔君）　御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第六　平成十二年度一般会計公共事業等予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）（第百五十一回国会、内閣提出）

○議長（綿貫民輔君）　日程第六、平成十二年度一般会計公共事業等予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）を議題といたします。

委員長の報告を求めます。決算行政監視委員長渡海紀三朗君。

〔報告書は本号㈡に掲載〕

〔渡海紀三朗君登壇〕

○渡海紀三朗君　ただいま議題となりました平成十二年度一般会計公共事業等予備費につきまして、決算行政監視委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本件は、公共事業等予備費予算額五千億円のうち、使用残額九千円を除く金額の使用について、国会の事後承諾を求めるために提出されたものであります。

これは、国民生活の改善に直結する分野、生活構造改革・経済活性化に資する分野及び有珠山等の災害復旧等に要する経費の九十九件であります。

本委員会におきましては、昨二十九日塩川財務大臣から説明を聴取した後、直ちに質疑を行い、質疑終了後、討論、採決の結果、本件は多数をもって承諾を与えるべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（綿貫民輔君）　採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承諾を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（綿貫民輔君）　起立多数。よって、本件は委員長報告のとおり承諾を与えることに決まりました。

○馳浩君　議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

内閣提出、地方税法の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長（綿貫民輔君）　馳浩君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（綿貫民輔君）　御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

地方税法の一部を改正する法律案（内閣提出）

○議長（綿貫民輔君）　地方税法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。総務委員長平林鴻三君。

地方税法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号(二)に掲載〕

〔平林鴻三君登壇〕

○平林鴻三君　ただいま議題となりました地方税法の一部を改正する法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、法人税における連結納税制度の創設に伴い、連結納税の承認を受けた法人に課する法人住民税及び法人事業税について、単体法人を納税単位とするための規定の整備等を行おうとするものであります。

本案は、去る五月十六日に本委員会に付託され、二十一日片山総務大臣から提案理由の説明を聴取し、二十八日質疑を行い、同日質疑を終局いたしました。本日採決を行いましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（綿貫民輔君）　採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（綿貫民輔君）　起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

建築基準法等の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）及び高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）の趣旨説明

○議長（綿貫民輔君）　この際、内閣提出、参議院送付、建築基準法等の一部を改正する法律案及び高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。国土交通大臣扇千景君。

〔国務大臣扇千景君登壇〕

○国務大臣（扇千景君）　建築基準法等の一部を改正する法律案及び高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、建築基準法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

我が国の活力の源泉である都市を、豊かで快適な、国際的に見て経済活力に満ちあふれたものへと再生するとともに、居住環境の向上を図ることは、喫緊の課題であります。

これらの課題に対応していくためには、地域住民等が行うまちづくりの取り組みを促進すること等による都市再生の推進を図るとともに、居住環境の改善を図るため、化学物質による室内空気汚染問題に対応するシックハウス対策を進める必要があります。

この法律案は、このような状況を踏まえ、適正な土地利用の促進等に資するとともに、居住環境の改善を図る合理的かつ機動的な建築制限を行うこと等ができるようにするものであります。

次に、この要旨を御説明申し上げます。

第一に、住民等の自主的なまちづくりの推進や地域の活性化を図りやすくするため、まちづくりに関する都市計画の提案制度を創設することといたしております。

第二に、まちづくりの多様な課題に適切に対応できるようにするため、容積率制限、建ぺい率制

限、日影制限等の選択肢を拡充することといたしております。

第三に、総合設計制度における審査基準を定型化し、許可を経ずに、建築確認の手続で迅速に容積率制限等を緩和できる制度を導入することとしております。

第四に、地区計画制度を整理合理化し、地区の特性に応じて用途制限、容積率制限等を緩和または強化できる、わかりやすく、使いやすい制度とすることといたしております。

第五に、シックハウス対策のため、建築材料や換気設備の規制を導入することとしております。

その他、これらに関連いたしまして、所要の規定の整備を行うことといたしております。

次に、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

我が国においては、諸外国に例を見ないほど急速に高齢化が進展しており、平成二十六年には国民の四人に一人が六十五歳以上の高齢者となる本格的な高齢社会が到来すると予想されているところであります。

このような状況の中、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の制定以降、大規模な特定建築物についてバリアフリー対応が浸透しつつある状況を踏まえ、さらにそのスピードアップが求められているところであります。

また、一昨年に成立いたしました高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律により、公共交通機関を利用した高齢者、身体障害者等の外出機会の拡大等が見込まれており、建築物のバリアフリー対応の促進のための施策の拡充強化が求められているところであります。

このような趣旨から、このたび、この法律案を提案することとした次第でございます。

次に、その要旨を御説明申し上げます。

第一に、特定建築物のうち、一定の用途及び規模のものについて、バリアフリー対応を努力義務から義務づけに強化するとともに、バリアフリー対応の努力義務の対象を拡大することとしております。

第二に、バリアフリー対応が誘導的な水準を満たすとの認定を受けた特定建築物について、容積率の特例、表示制度の導入等の支援措置の拡大を行うこととしております。

第三に、この法律の施行に関する事務を、都道府県知事から所管行政庁、すなわち建築主事を置く市町村または特別区の長に委譲することとしております。

その他、これらに関連いたしまして、所要の規定の整備を行うことといたしております。

以上が、建築基準法等の一部を改正する法律案及び高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨でございます。ありがとうございました。（拍手）

建築基準法等の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）及び高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）の趣旨説明に対する質疑

○議長（綿貫民輔君）　ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。松原仁君。

〔松原仁君登壇〕

○松原仁君　松原仁でございます。

私は、民主党・無所属クラブを代表して、ただいま議題となりました両法案につきまして、関係各大臣に御質問をいたします。（拍手）

今日の我々の政治形態は、民主主義と呼ばれております。この近代民主主義が産声を上げたのは、十七世紀のイギリスであります。そのイギリスにおいて民主主義の一つの思想的背景をつくり上げたのが、名誉革命の理論的指導者でありましたジョン・ロックであります。

ジョン・ロックは、彼の著書「政府二論」の中で、一人一人の人間は、生まれながらにして持っている権利として自然権を持つと主張し、具体的なその内容として、生命、自由、健康、財産、こういったものを挙げました。そして、こうした国民の自然権を守ることこそ国家の基本的な権能である、このように説いてきたわけであります。この考え方は、今日でも、近代民主主義を考える上で基本的なこととされております。

東洋においては、中国の春秋戦国時代、斉の国の名宰相であった管仲、諸子百家の一人でありますが、この管仲の著書と言われる「管子」の中に、「倉廩実つれば則ち礼節を知り、衣食足れば則ち栄辱を知る」と説かれております。これは俗に、衣食住足りて礼節を知る、こういうことで表現されております。

つまり、政治が国民に対して守るべき重要なものとして、衣食住の充足が挙げられております。そして、洋の東西のいずれも、住や健康は国民に対して政治が守るべき大きなテーマとされてまいりました。

しかし、こうした生命、健康、自由、財産、食、住、こういった自然権の守られるべき具体的な内容は、そのときの社会環境や文明のあり方で大きく変わっていくものと言えます。

今回の法案についても、二万年の長い人間の歴史の中で初めての石油化学文明と言われる、多くの生活必需品がさまざまな化学物質等によってつくられている今日の社会状況の中で、従来考えら

れなかったような形で住及び健康の不安が発生し、現代人の自然権が侵されようとしていることについての新たな自然権の回復を目指すものと言えます。

また、ハートビル法については、かつて人類が経験していなかった、ある種、人類のフロンティアとも言える長寿社会、そして、一人一人の人生は大切だという福祉の思想の発展の中で、高齢者や体の不自由な方が一人の市民として十全に生活できる環境をつくり上げよう、この意味において、現代人の自然権のさらに一層の拡充を目指すものだ、このように思われます。（拍手）

このことを考えたときに、この両法案に盛られた新しい住と健康の自然権の回復、そして拡充、これは新しい文明における新しい自然権の確立という大きな意味を持つものであります。こうした文明観に立ち、質問をいたします。

まず第一に、今回の法案において、化学物質過敏症を、新しい社会環境において生まれた新しい病気として認めるべきではないかと思います。厚生労働大臣にお伺いいたします。

シックハウス対策としての建築基準法改正についてお尋ねいたします。

現在でも、建築基準法を守らない、構造的にも欠陥のある住宅の建設が後を絶ちません。シックハウス対策として建材を規制した場合でも、これを守らない悪徳業者がいることは当然予想されます。今でも、コストを下げるために、指定された建材を使わずに建築された住宅に入居した人の被害が多数あり、多くの場合、このようなケースで被害が発生しております。しかし、建物が完成した後に建材規制が守られているかをチェックするのは至難のわざで、特に、建て売り住宅を購入者がチェックするのは不可能であります。

政府案の考え方では、建築段階から建材が指定どおりかを何度もチェックしなければならないと思いますが、どのようなチェック体制でチェックをする予定なのか、国土交通大臣の御見解をお伺いいたします。

そう考えると、最も有効なやり方は、有害化学物質の室内での濃度基準を設定し、結果責任をとらせることが重要だと考えます。少なくとも建築事業者などが結果責任を負わないことになれば、健康被害を受けた被害者が裁判で争うことになり、多大な負担を負うことになります。建築物由来の有害化学物質が原因で健康被害が生じているのか、それ以外の例えば家具などが原因なのかを判断するためには、建物完成時にしっかりとした濃度測定を行うことが必要で、それを行わないと責任追及も難しくなると思いますが、現代における住の自然権としてこの点をどのように守られていくのか、守っていくのか、国土交通大臣の御見解をお伺いいたします。

家庭内の化学物質は、建材だけではありません。家庭用防虫剤、殺虫剤、抗菌グッズなど、化学物質による被害を拡大しそうな製品が多数はんらんいたしております。このような製品の人体に対する有害性を国はどの程度把握しているのか、また、これらによる健康被害について、どの程度把握して、どのような対策を講ずるつもりか、厚生労働大臣にお伺いいたします。

オフィスや学校のシックハウス対策についてお尋ねいたします。

オフィスや学校など、定期的なメンテナンスでワックス、殺虫剤の散布、塗装などを行うような施設については、建材規制だけでは不十分であると思われるが、いかがでしょうか。やはりビル管法においても有害化学物質の定期的測定を位置づけるべきであると考えますが、厚生労働大臣の御見解をお伺いいたします。

シックハウス症候群や化学物質過敏症により学校に通うことができない児童がどの程度いると認識しておられるか。通達は出ておりますが、現場が余りにも化学物質の影響や化学物質過敏症に対し無理解で、通達だけでは不十分だと思いますが、いかがか、文部科学大臣の御見解をお伺いいたします。

また、学校におけるワックス、殺虫剤、殺菌剤などの使用状況をどの程度把握しておられるか。学校での有害化学物質の使用により子供たちに被害が出ている可能性があるということをどの程度認識しておられるか。化学物質過敏症によりキレる子供や不登校児が発生すると思いますが、学校に通えない子供たちに対する教育支援体制をどのように考えているか、文部科学大臣にお尋ねいたします。

なお、新しくできた総理官邸でありますが、そこに行ったある議員が、官邸内において目がちくちくした、こういった話をしておりました。まさにそういった意味では、我々にとって、このシックハウスの問題は極めて身近なものと言えますし、よもや、そのようなことによって小泉総理の政治上の御判断に支障が来されるとは思いませんが、極めて心配しているということを申し上げます。（拍手）

今回のハートビル法改正では、二千平米以上の一定の建築物の新築、増改築の際に、バリアフリー対策の義務づけがなされているところであります。しかし、二千平米以下の建物であっても、公共の建築物においてはこの義務づけを行うべきと思います。特に、今後の長寿社会における高齢者の地域社会における役割や体の不自由な方の社会参加を考えたとき、公共建築物をバリアフリー化の対象とすることは必要不可欠だと思いますが、御所見をお伺いいたします。

ホテルなどは、客室がバリアフリー化の対象と考えられておりません。ロビーまでがバリアフリーでも泊まることができないホテルなど、何の

ためのバリアフリーか、極めて意味があいまいになってしまいます。すべての客室をバリアフリー化の対象とすることが難しいというのであれば、一定割合の客室につきバリアフリー化する。このことについて今後どのように進めるつもりか、国土交通大臣の御見解をお伺いいたします。

さらに、バリアフリー対応の義務づけ対象施設として学校が位置づけられていない。今、たくさんの地震が起こったり、災害が起こっているわけであります。こういった状況の中で、この災害のまさに避難所である学校について、なぜバリアフリー対策の義務づけがないか、国土交通大臣はどのようにお考えか。また、学校のバリアフリー化について今後どのように進めるつもりか、文部科学大臣にお尋ねいたします。

既に冒頭述べましたように、人類の社会は、この何十年かで、平均寿命の延び、非常に延びております。また、就労の形態、生活様式、また福祉のあり方、それをめぐる物質文明のあり方が大きく変わってきております。

その新しい時代のニーズが、化学物質の利用によって発生した化学物質過敏症、シックハウスの問題であり、人類が今まで経験していなかった長寿社会の到来、すべての人々の社会参加の意欲が、ハートビル法案の必要性を今国会においても生んだわけであります。

そして、こうした新しい時代の問題と要請とを解決することこそ、思いやりのある社会をつくるための喫緊の課題であるにとどまらず、国際的に見た我が国文化と社会のクオリティーの高さの証左となり、次代に誇りを持ってバトンタッチをする日本社会をつくり上げるための必要条件ではないでしょうか。そのためには、中途半端ではなく、本来の趣旨を貫徹するべく、踏み込んだ議論がさらに必要であります。

そして、民主党は、二十一世紀の新しい人類の自然権の確立、これこそ健全な民主主義の最も重要な点であるとの鉄のごとき確固たる信念を持ち、その具体的な政策の一環として、化学物質過敏症対策、バリアフリーに、赤道直下のごとき熱い情熱を込めて全力で取り組むことをお誓い申し上げ、私、松原仁、質問を終わります。

以上であります。ありがとうございました。

（拍手）

〔国務大臣扇千景君登壇〕

○国務大臣（扇千景君）　松原議員から、五点について御質問がございました。

まず、シックハウス対策のための規制のチェック体制についてのお尋ねがございました。

建築基準法の改正案では、シックハウス対策のため、建材及び換気設備の基準を定めることにいたしております。

これらの基準に適合していることをチェックするため、着工前の建築確認及び工事完了時の検査が義務づけられておりますほか、さらに、建築行政を行う地方公共団体は工事中に中間検査を行うことが可能でございますし、厳正な審査が行われるよう万全を期してまいりたいと存じております。

これらの基準を守らない建築物は違反建築物でございますから、改修命令等、厳正な是正措置を講じることになっております。

また、違反建築物の設計者や施工者に対しては、建築士法等に基づいて、資格の取り消しなど、厳正な処分を行ってまいるつもりでございます。

二つ目には、シックハウス対策のための濃度基準と結果責任の重要性についてのお尋ねがございました。

化学物質の室内濃度は気象条件によってかなり変動するため、濃度基準を設定し、完成後に濃度を測定するという方式では、おっしゃるとおり、測定時の条件次第で規制すべき建築物が責任を問われない場合があるなど、問題があると考えております。

今回の改正案では、濃度が高くなります夏季の厳しい条件を想定して建材や換気設備の基準をあらかじめ定めることとしており、この基準を守れば、通常であれば、結果として濃度基準をクリアできる建築物が実現されることから、本方式による規制の方が合理的だと考えております。

この基準に違反した事業者に対しましては、当然、違反建築物に対する厳正な是正措置や設計者、施工者に対して厳正な処分を行うことにより、責任を問うことができることとなっております。

三つ目には、ハートビル法に基づく公共建築物への義務づけについてのお尋ねがございました。

今回の改正案では、図書館、役場、公民館等、不特定多数の者が利用する建築物については、バリアフリー化の現状、高齢者、身体障害者等の利用状況等を勘案して、一定規模以上の建築等を行う場合にバリアフリー化を義務づけることとしております。

また、地方公共団体が、条例によって、義務づけの対象となる建築物の範囲を拡充したり、その規模を引き下げることが可能となっております。これによりまして、御指摘の二千平方メートル以下の公共建築物についても、地域の現状に即してバリアフリー化が図られるものと考えております。

四つ目には、ホテルの客室内部のバリアフリー化についてお尋ねがございました。

これまで、ハートビル法や大半の福祉のまちづくり条例の対象外となっており、その対応が十分に浸透しておりませんので、また、バリアフリー化した客室の稼働率が大変低く、十分に活用されていないというのは問題でもございますので、現状では、一律に対応を義務づけることは大変困難であると考えております。

しかしながら、高齢者、障害者の方々が安心して旅行や会合に出かけられるように、ホテルのバリアフリー化を進めることは極めて重要な課題であり、このような観点から、客室内部のバリアフリー化を推進するため、障害者等に配慮したホテルの客室の設計事例などを設計ガイドラインとして取りまとめて設計者等に周知するとともに、ホテル等の宿泊施設のバリアフリー対応状況について、きめ細かな情報提供を行えるように、現在、百を超えるチェック項目について整理を進めております。早急に取りまとめて、利用者のサービスの向上を図ってまいりたいと考えております。

最後に、御質問にございましたように、学校については、これまでハートビル法の対象外でございましたけれども、学校のバリアフリー化の重要性にかんがみまして、今回の改正により、まず特定建築物としてこれを位置づけて、努力義務の対象とすることといたしております。

特定建築物と位置づけることによりまして、地方公共団体の条例により義務づけ対象とすることがこれから可能になりますし、これまで福祉のまちづくり条例で対応してまいりました学校を義務づけ対象に追加するなど、地域の実情に応じた対応が行われるものと考えております。

以上でございます。（拍手）

〔国務大臣遠山敦子君登壇〕

○国務大臣（遠山敦子君）　松原議員にお答えいたします。

三点について御質問がございました。

まず、化学物質過敏症についてのお尋ねでございます。

化学物質過敏症により学校に通えない児童生徒がいることは認識いたしておりますが、医学界においてもまだ診断基準が定まっておらず、そのため、当該過敏症か否かを特定することが困難でございまして、これまでのところ、化学物質過敏症に該当する児童生徒が実際にどの程度いるかにつきましては把握していないところであります。

我が省におきましては、化学物質過敏症の児童生徒への対策として、各学校において、症状を有する児童生徒の個々の実態を把握し、支障なく学校生活を送れるよう配慮したり、必要に応じて転校を認めるなど、個別の対応を行うよう、各都道府県教育委員会等関係機関に対し通知したところであります。

さらに、教育委員会や学校関係者に対しましても、化学物質の影響や化学物質過敏症に対する理解が深まるよう、これまで、各種会議の場において、シックハウスの問題点やその対策の重要性について訴えかけてきたところでございます。

今後とも、さまざまな機会を通じて、化学物質過敏症の児童生徒等への対策が促進されるよう指導に努めてまいります。

次に、学校での化学物質による子供たちへの影響や支援体制についてのお尋ねでございます。

学校においては、それぞれの施設設備の状況に応じてワックスや殺虫剤等を使用していると承知しております。こうした化学物質の使用状況や空気中の濃度によっては、児童生徒に対する健康上の影響も懸念されることから、これまでも、例えば害虫駆除に当たっては、児童生徒に害のない方法で行うなどの配慮をするよう指導してまいっているところでございます。

また、本年二月に、学校環境を衛生的に保つためのガイドラインである学校環境衛生の基準を改定し、新たに化学物質の室内濃度について検査事項として盛り込み、一定の濃度を超えた場合には換気など適切な措置を講ずるよう指導しているところであります。

一方で、このような措置を講じたとしても、ごく微量の化学物質でも反応するいわゆる化学物質過敏症の児童生徒については、よりきめ細かな配慮が求められるところであり、化学物質過敏症のために長期欠席となる場合があることも認識しております。

そこで、我が省におきましては、本年度から、医師や薬剤師などの専門家から成る検討会を設け、化学物質過敏症の児童生徒の状況等について、できるだけ実態の把握に努め、その結果を踏まえて必要な対策を検討してまいりたいと考えております。

さらに、学校のバリアフリー化についてのお尋ねでございます。

学校施設につきましては、障害のある児童生徒等も支障なく学校生活を送ることができるよう配慮することや、災害時の地域住民の避難場所として計画することも求められておりますことから、そのバリアフリー化を進めることは重要であると認識いたしております。

このため、文部科学省といたしましては、これまで、障害がある児童生徒等がいる学校のみならず、地域コミュニティーの拠点として整備する学校についても、バリアフリー化に係る施設整備について国庫補助を行ってきているところであります。

学校施設は、不特定多数の人々が常時利用する施設ではなく、また、各設置者の財政状況等も異なりますことから、今回、一律にハートビル法の義務化の対象とすることは困難と考えておりますが、各設置者が実情に応じてバリアフリー化の取り組みを進め、児童生徒や地域の方々が安心して学校施設を利用できるよう、我が省としては引き続き支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。（拍手）

〔国務大臣坂口力君登壇〕

○国務大臣（坂口力君）　松原議員にお答えを申し上げたいと思います。

いわゆる化学物質過敏症についてのお尋ねがございました。

いわゆる化学物質過敏症は、人によりまして、頭痛ですとか皮膚のかゆみ、のどの痛みなど、その訴えるところが異なりまして、病態も一定でないことから、現在は、医学的に確立された単一の疾病単位とはなっておりません。

現在のところは、アレルギー疾患の中にはめているわけでございますが、しかしながら、診療報酬請求書、いわゆるレセプトの中に、請求傷病名といたしまして化学物質過敏症と記載される場合がございましても、医学的な必要性に基づきまして適切な検査や投薬、注射などの診療行為が行われた場合には、医療保険の適用が排除されるものではありません。

今後とも、その病態把握につきまして研究を重ねていきたいと思っております。

それから、家庭内の化学物質の有害性や健康被害についてのお尋ねがございました。

家庭用品に使用される化学物質につきましては、毒性試験などを行って、その結果に応じて必要な規制基準を設定することとしております。また、家庭用品から室内空気中に放散される化学物質につきましては、毒性評価に基づく室内濃度の値を定めまして、化学物質の不必要な暴露の低減に努めているところでございます。

一方、家庭用品によります健康被害の情報収集につきましては、病院モニター報告制度を設けまして、皮膚障害や吸入事故等によります健康被害の把握に努めております。この結果につきましては、毎年、家庭用品健康被害病院モニター報告として公表いたしまして、国民の皆さんに注意喚起を図っているところでございます。

最後に、シックハウス対策に関する建築物衛生法についてのお尋ねがございました。

現行の建築物衛生法では、多数の人が使用する三千平方メートル以上のオフィスビル等の建築物につきましては、CO_2濃度を一〇〇〇ｐｐｍ以下とすることとしております。この基準値を遵守することによりまして、通常は、十分な換気量が確保され、空気環境がCO_2以外の有害化学物質等による汚染から免れていると専門家から評価されているところでございます。

ただし、新築でございますとか、大規模な内装変更後は、化学物質の濃度が高くなることもあり得ます。現在、今後の建築物衛生のあり方につきまして検討しております建築物衛生管理検討会では、このような際には濃度測定を実施すべきではないかとの議論がございまして、今後、この検討会の結論を踏まえまして、測定時期でありますとかその内容を確定していきたいと考えているところでございます。

以上、御報告申し上げました。（拍手）

○議長（綿貫民輔君）　これにて質疑は終了いたしました。

○議長（綿貫民輔君）　本日は、これにて散会いたします。

午後一時五十三分散会

出席国務大臣

総　務　大　臣　片山虎之助君
外　務　大　臣　川口　順子君
財　務　大　臣　塩川正十郎君
文部科学大臣　遠山　敦子君
厚生労働大臣　坂口　力君
農林水産大臣　武部　勤君
国土交通大臣　扇　千景君

出席副大臣

国土交通副大臣　佐藤　静雄君

○議長の報告

（通知書受領）

一、昨二十九日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

犯罪人引渡しに関する日本国と大韓民国との間の条約の締結について承認を求めるの件

（報告書受領）

一、去る二十八日、内閣から次の報告書を受領した。

首都圏整備法第三十条の二の規定に基づく平成十三年度首都圏整備に関する年次報告

（理事補欠選任）

一、昨二十九日、決算行政監視委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事　山名　靖英君（理事西博義君去る二十二日委員辞任につきその補欠）

（常任委員辞任及び補欠選任）

一、昨二十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

	辞任	補欠
	山花　郁夫君	河村たかし君
	河村たかし君	山花　郁夫君

外務委員

	辞任	補欠
	中本　太衛君	高木　毅君
	原田　義昭君	岩永　峯一君
	細田　博之君	松野　博一君
	水野　賢一君	増原　義剛君
	宮澤　洋一君	西川　京子君
	伊藤　英成君	藤村　修君
	岩永　峯一君	原田　義昭君
	高木　毅君	中本　太衛君

西川　京子君　宮澤　洋一君
増原　義剛君　水野　賢一君
松野　博一君　細田　博之君
藤村　修君　伊藤　英成君

財務金融委員

辞任

中村正三郎君　吉野　正芳君
小林　憲司君　鎌田さゆり君
吉野　正芳君　中村正三郎君
鎌田さゆり君　小林　憲司君

文部科学委員

辞任

近藤　基彦君　小西　理君
杉山　憲夫君　宮本　一三君
牧　義夫君・　小林　憲司君
佐藤　公治君　東　祥三君
中西　績介君　北川れん子君
小西　理君　谷本　龍哉君
谷本　龍哉君　近藤　基彦君
宮本　一三君　杉山　憲夫君
小林　憲司君　牧　義夫君
東　祥三君　佐藤　公治君
北川れん子君　中西　績介君

厚生労働委員

辞任

佐藤　勉君　山口　泰明君
三ッ林隆志君　松野　博一君

宮澤　洋一君　高木　毅君
五島　正規君　仙谷　由人君
小沢　和秋君　佐々木憲昭君
高木　毅君　宮澤　洋一君
松野　博一君　三ッ林隆志君
山口　泰明君　佐藤　勉君
仙谷　由人君　五島　正規君
佐々木憲昭君　小沢　和秋君

農林水産委員

辞任

七条　明君　駒　浩君
川内　博史君　安住　淳君
楢崎　欣弥君　石毛　鍈子君
安住　淳君　井上　和雄君
石毛　鍈子君　楢崎　欣弥君
駒　浩君　七条　明君
井上　和雄君　川内　博史君

経済産業委員

辞任

松本　龍君　小林　守君
土田　龍司君　樋高　剛君
大島　令子君　原　陽子君
小林　守君　松本　龍君
樋高　剛君　土田　龍司君
原　陽子君　大島　令子君

国土交通委員

辞任

中本　太衛君　小泉　龍司君

阿久津幸彦君　前田　雄吉君
原　陽子君　大島　令子君
保坂　展人君　日森　文尋君
小泉　龍司君　中本　太衛君
前田　雄吉君　阿久津幸彦君
大島　令子君　原　陽子君
日森　文尋君　保坂　展人君

決算行政監視委員

辞任

橘　康太郎君　山本　明彦君
土屋　品子君　小泉　龍司君
中村正三郎君　駒　浩君
小泉　龍司君　土屋　品子君
駒　浩君　中村正三郎君
山本　明彦君　橘　康太郎君

（特別委員辞任及び補欠選任）

一、昨二十九日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員

辞任　補欠

高鳥　修君　岡下　信子君
中井　洽君　佐藤　公治君
吉井　英勝君　木島日出夫君
北川れん子君　中西　績介君
岡下　信子君　高鳥　修君
佐藤　公治君　中井　洽君

木島日出夫君　吉井　英勝君
中西　績介君　北川れん子君

武力攻撃事態への対処に関する特別委員

辞任　補欠

大野　松茂君　谷本　龍哉君
斉藤斗志二君　岩倉　博文君
木島日出夫君　児玉　健次君
重野　安正君　東門美津子君
東門美津子君　重野　安正君
小池百合子君　井上　喜一君

（議案提出）

一、去る二十八日、議員から提出した議案は次のとおりである。

有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律案（古賀誠君外九名提出）

（議案付託）

一、去る二十八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

裁判所法の一部を改正する法律案（平岡秀夫君外五名提出、衆法第一八号）

検察庁法の一部を改正する法律案（平岡秀夫君外五名提出、衆法第一九号）

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案（水島広子君外五名提出、衆法第二〇号）
心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律案（内閣提出第七九号）
以上四件　法務委員会　付託
実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約の締結について承認を求めるの件（条約第一〇号）
千九百六十七年七月十四日にストックホルムで署名された世界知的所有権機関を設立する条約第九条(3)の改正の受諾について承認を求めるの件（条約第一一号）
文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約の締結について承認を求めるの件（条約第一八号）
以上三件　外務委員会　付託
文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律案（内閣提出第九〇号）
文化財保護法の一部を改正する法律案（内閣提出第九一号）
以上二件　文部科学委員会　付託
全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律案（内閣提出第四四号）（参議院送付）
鉄道事業法等の一部を改正する法律案（内閣提出第四五号）（参議院送付）
以上二件　国土交通委員会　付託

（議案送付）

一、去る二十八日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。
エネルギー政策基本法案（第百五十三回国会衆法第六号）
一、去る二十八日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
道路運送車両法の一部を改正する法律案
教育公務員特例法の一部を改正する法律案
一、昨二十九日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律案（古賀誠君外九名提出）

（議案通知書受領）

一、昨二十九日、参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。
投資の自由化、促進及び保護に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件
犯罪人引渡しに関する日本国と大韓民国との間の条約の締結について承認を求めるの件

（質問書提出）

一、昨二十九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
源土運動広場に関する質問主意書（山田敏雅君提出）
廃プラスチック発電に関する質問主意書（金田誠一君提出）

（答弁書受領）

一、去る二十八日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員原陽子君提出ＢＳＥ対策が遅れた根本原因に関する質問に対する答弁書
衆議院議員北川れん子君提出原子力発電施設等放射能業務従事者に係る疫学的調査に関する質問に対する答弁書
衆議院議員阿部知子君提出千鳥ヶ淵墓苑における遺骨取り扱いの改善と国立の戦没者墓地建設促進に関する質問に対する答弁書
衆議院議員川田悦子君提出テロ対策特別措置法に関連する民間企業の協力問題の事実関係に関する質問に対する答弁書
衆議院議員田中慶秋君提出首都高速横羽線料金値上げに関する質問に対する答弁書

平成十四年四月十七日提出
質問第五七号

ＢＳＥ対策が遅れた根本原因に関する質問主意書

提出者　原　陽子

ＢＳＥ対策が遅れた根本原因に関する質問主意書

「ＢＳＥ問題に関する調査検討委員会」は、先ごろ四月二日に報告を出し、行政対応の問題点・改善すべき点を数々指摘した。そのうちの一点は、「専門家の意見を適切に反映しない行政」であるとし、一九九六年四月二十四日に開催された「農業資材審議会安全性分科会家畜飼料検討委員会」（以下、委員会）で、二人の専門家が法律での肉骨粉禁止を訴えたにも拘わらず、対策が先送りされたことに言及している。

この委員会に先駆けてＷＨＯ専門家会合で、「すべての国は反芻類動物の飼料への反芻類動物の組織の使用を禁止すべきである」と勧告が出ており、それを受けての委員会であったと言っても過言ではない。したがって、ＢＳＥ対策が遅れた根本的な原因がここにある。よって以下質問する。

一九九六年当時の農水省流通飼料課長補佐（現・動物検疫所神戸支所長）は、委員会座長であった新潟大学農学部教授（現・日本獣医畜産大学客員教授）に、法律で禁止するだけの科学的根拠がなかったため、座長に結論を出さないよう依頼したと言われている。

1　農水大臣は、この経緯について事実を確認したことはあるか。

2　その確認を行ったのは、いつで、どのように確認したか。確認しなかったのであれば、確認していないのは何故か。今後確認する予定はあるか。

農林水産大臣の私的諮問機関として開催された

3　課長補佐が座長に依頼したことは事実か。

4　課長補佐が結論の先延ばしを依頼するにあたり、その意思決定をしたのは誰か。あるいはどの部署で、いつ決まったのか。

5　課長補佐他、4に関する意思決定関係者は、どのような情報を元に、法的措置を取るほどには、「科学的根拠がない」と判断したのか、判断材料にした資料名等を明らかにされたい。十分な判断材料がなかったのであれば、なぜＷＨＯの勧告に従わなかったのか、その理由を明らかにされたい。

6　ＢＳＥ問題に関する調査検討委員会は、「日本の審議会や検討会は、行政から諮問、提示されたテーマを論議し、官僚が書く文案に沿って答申、報告、意見具申するケースがほとんどである。」との認識を述べている。この答申を受け、政府は、今後、審議会や検討会をどうすべきであると考えるのか。

7　ＢＳＥ問題の他にも、国内外の会議や審議会などで専門家から危険が指摘されながら、行政指導に留まり、法的措置を取らずに放置している事項がないかどうか、行政全体での点検は行ったか。

8　肉骨粉の扱いを巡っては、たった一枚の農水省流通飼料課長通知が関係業界団体や自治体担当者に送付されただけで、消費者や生産者、学識経験者が知る機会が、結果としてほとんどなかった。今後はすべての行政指導の通達や通知、覚書をホームページで検索可能な状態で公開し、政府や一部の者が情報を抱え込むリスクを分散する方法を検討すべきだと思うがどうか。

右質問する。

内閣衆質一五四第五七号

平成十四年五月二十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

衆議院議長　綿貫　民輔殿

衆議院議員原陽子君提出ＢＳＥ対策が遅れた根本原因に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員原陽子君提出ＢＳＥ対策が遅れた根本原因に関する質問に対する答弁書

1から5までについて

お尋ねの農業資材審議会飼料部会安全性分科会家畜飼料検討委員会（以下「委員会」という。）に係る経緯は、昨年十二月十四日に株式会社毎日新聞社の夕刊に掲載された記事に関するものと考えられるが、この経緯に関する事実関係については、同日に農林水産省生産局畜産部飼料課長（以下「飼料課長」という。）から平成八年四月当時の委員会の座長（以下「座長」という。）に対し電話で確認したところ、座長から、農林水産省の担当者から審議事項について事前の説明は受けたものの、委員会での結論を出さないように依頼された覚えはない旨の回答を得たところである。また、平成八年四月当時の農林水産省畜産局流通飼料課課長補佐（以下「課長補佐」という。）に対しても、同日に飼料課長からこの経緯に関する事実関係を電話で確認したところ、課長補佐から、座長に結論を出さないように依頼した事実はない旨の回答を得たところである。このことについては、速やかに武部農林水産大臣に対して飼料課長から報告したところである。

なお、当該記事については、昨年十二月十七日に農林水産省から株式会社毎日新聞社に対して文書で抗議を行ったところである。

6について

審議会等の運営の在り方については、その設置の趣旨又は目的により様々であり、一概には論じられない。

なお、有識者等の高度かつ専門的な意見等を聴くために設置された審議会等においては、審議を尽くした上でなお委員の間において見解の分かれる事項については、例えば複数の意見を並記するなど、審議の結果として委員の多様な意見が反映された答申とする等の留意が必要であると考えている。

7について

お尋ねの「危険」の意味が必ずしも明らかではないが、国内外の会議や審議会などで専門家から国民の生命、身体等への危険が指摘され、法的措置を採るべき状況であるにもかかわらず、行政指導にとどまり、法的措置を採らずに放置している事項がないかどうかについて、各府省において点検を行ったところ、そのような事項の存在は確認できなかったところである。

8について

政府においては、「行政情報の電子的提供に関する基本的考え方（指針）」（平成十三年三月二十九日行政情報化推進各省庁連絡会議了承）を策定し、行政情報をホームページ等電子的手段により提供することを積極的に推進しているところである。

各府省は、同指針に沿って策定した実施方針に基づき、その諸活動に関する透明性を高め、開かれた行政の実現を図る等の観点から、法令の解釈、運用の指針等に関する通達等を始めとする行政情報のホームページ等による積極的な提供に取り組んでいるところである。

平成十四年四月二十四日提出

質問第六一号

原子力発電施設等放射能業務従事者に係る疫学的調査に関する質問主意書

提出者　北川れん子

原子力発電施設等放射能業務従事者に係る疫学的調査に関する質問主意書

原子力発電所（以下原発）は労働者の被曝なくしては運転を続けることができない。一九九九年九月におきたＪＣＯ臨界事故では、二人の方が尊い命をなくされた。原子力関連施設の事故による犠牲者であった。たとえ事故がなくとも、定期検査や補修などで毎年多くの労働者が被曝をしている。しかも、電力会社や大手メーカーの社員の被曝の量は少なく抑えられる一方で、下請け労働者の被曝量は年々増加の傾向にあり、両者の被曝量の差はますます大きくなっている。

放射線被曝によって、労働者の健康にどれだけの影響があるのか、実際のところ明確になっているとはいえないのが現実である。諸外国でも放射線被曝の疫学調査は種々行われているが、統一された結論は導き出されてはいない。

日本では広島、長崎の原爆による被曝の影響の研究が進められてきた。原発等の労働者の被曝の影響については、一九八九年に「原子力発電施設等放射能業務従事者に係る疫学的調査」（平成二（一九九〇）年度から平成六（一九九四）年度）を科学技術庁が「財団法人放射線影響協会」に約十七億円（予算額から推定）で調査を委託した。報告は一九九五年にまとめられ、その後も継続して調査が進められることになった。（以下この一九九五年の調査報告を「第Ⅰ期報告」という）

第Ⅰ期報告では、結論は「低線量放射線が健康影響、特にがんに影響を及ぼしたとする証拠はみられなかった」となっている。この結論や、調査や統計のやり方などについて、専門家などから批判や疑問の声が出された。

一　昨年（二〇〇〇年）十二月に『原子力発電施設等放射能業務従事者に係る疫学的調査（第Ⅱ期）』（平成七（一九九五）年度から平成十一（一九九九）年度）という報告書がまとめられた。（以下この報告を「第Ⅱ期報告」という）

この第Ⅱ期報告書についても第Ⅰ期報告書同様、多くの問題点や疑問があるので、以下質問する。

一　放射線影響協会内にある放射線業務従事者の登録情報について

登録の項目は何々なのか。項目の数と各項目名を明らかにせよ。また、個人の住所や本籍の記載項目はあるか。現場で作業に入る前に労働者が書く書類には住所欄がないというのは本当か。一九九六年放射線影響協会に確認した回答によれば、過去には民宿の住所ですませたこともあったと聞いているが、事実なのか答えられよ。また住所確認の調査はなされているか。もし、事業所が倒産、廃業の場合は調査時点で労働者の住所確認はできなくなるのか。外国人労働者の住所記入はどうなっているか。本国へ帰った後、追跡調査は可能か明らかにされよ。

二　第Ⅰ期調査で調査対象集団の設定の際に、解析対象から除外された約四万二千人（中央登録センターに登録されたが、放射線業務に従事しなかった者）について除外の理由として「登録のみの場合は、住民票等の写し取得に必要な住所情報がない」が挙げられている。登録のみの場合とは具体的にどういうケースなのか。事業所の情報が記入されていないということなのか、答えられよ。

三　第Ⅰ期調査で「原子力発電施設または日本原子力研究所もしくは動力炉・核燃料開発事業団（現核燃料サイクル開発機構）の施設で放射線業務に従事しなかった者（約二千八百人）は「本調査は原子炉を保有する事業者の施設で放射線業務に従事したものを対象としたため」という理由で除外されている。原子炉を所有しないＪＣＯなどの核燃料加工施設や医療関係機関、研究機関、核廃棄物処理施設で被曝した者は除外されているのか、第Ⅰ期、第Ⅱ期それぞれ対象に入っている者、除外されている者を明らかにせよ。

四　第Ⅱ期調査で解析対象から除外された（一）放射線業務に従事しなかった者、（二）日本国籍を有しない者、（三）住所情報が得られなかった者、（四）一九九九年三月三十一日までに住民票または除票の交付がなかった者、（五）保存期間五年を超えた除票の交付があった者、（六）個人の観察期間にわたって、年齢が二十才未満の者、および八十五才以上の者、（七）女性、以上七つのグループについて、各々の人数の内訳を明らかにせよ。（一）のグループについて、具体的にどういう人をさすのか。なぜ業務に従事しないのに、登録されているのか明らかにされよ。（二）のグループについて、東京電力のシュラウド交換の作業では、外国人労働者が一番被曝量の多い作業を行っている。（三）のグループについても、被曝量の多い作業に従事している確率が高いことから（二）と（三）のグループの被曝量の平均値、最大値、最小値を明らかにせよ。

五　放射線業務従事者の「健康調査」という名目で、電源開発促進税から毎年五億円が予算計上されてこの調査が行われている。調査の表題は「疫学的調査」とあるが、実際は死亡率調査であって、疫学調査とはいえない。健康調査というのなら、労働者の追跡健康アンケート調査が必要になる。第Ⅱ期報告でも「近年のがん医療技術の進歩に伴い、がんの治癒成績が向上し、がん罹患者の半数はがん死亡に至らない時代となっている。特に甲状腺がん等致死率の低いがんについては、死亡調査のみではがんとの関連を正確に把握することは困難である」と書かれている。なぜ死亡調査を継続するのか。

六　労災認定で闘った嶋橋伸之さんの放射線管理手帳は、請求してから数ヵ月後に多くの数字が

訂正されて遺族に返された。放射線管理手帳は就業時に労働者本人に手渡されているか答えられよ。放射線管理手帳は、本人が常に所持し、管理しているか。記入は鉛筆ではなく、ボールペン等で後に修正できないようなされているか。放射線管理手帳の数字と中央登録センターの数字は同じであることを確認しているか。この数字は本人が確認しているか。放射線管理手帳は離職時に本人に手渡すことを義務づけるべきではないか答えられよ。

七　放射線業務を有害業務に指定し、健康手帳を交付すべきと思うがどうか。現在健康手帳の交付は行われているか。

八　第Ⅰ期報告での解析対象集団は十一万四千九百人、死亡者は千七百五十八人だった。生存者は十一万三千百四十二人ということになるが、第Ⅱ期報告では十一万九千八百四十九人が追跡調査対象となっている。六千七百七人増えているが、この理由は何か。

九　科学的で適正な健康診断を企業指定病院だけでなく、公立病院でも受けられるようにすべきだと思うがどうか。

一〇　被曝による発病が考えられる場合は「電離放射線労働災害補償制度」ならびに「原子力損害賠償請求」の適用が受けられるように、企業に正確なデータを提出するよう義務づけているか。

一一　第Ⅰ期報告も第Ⅱ期報告も、小さな項目のコメントでは「リスク評価をするのに充分ではない」「統計学的検出力が小さい」「有為な傾向性を示した」などの記述があるのにもかかわらず、結論は「影響がない」になっている。これは「始めに結論ありき」ではないか。このような不十分な調査を、多額の税金を使って行うことは今後やめるべきではないか。

死亡者の死因に占めるがん白血病の割合は、全解析対象集団では三八・七%、前向き解析対象集団では四〇・六%と一九八六年から一九九七年の日本人男性(三十五才から四十九才)の全死因に占めるがん白血病による死亡率二五・七%よりそれぞれ一三%、一四・三%も高い。この数字も、住所情報がわからない人、日本国籍のない人、五年の住民票除票保存期間を超えた死亡者を除いている数字であることを忘れてはならない。

一二　この調査は実際に放射線影響協会の職員が行っているのか。どこかに委託しているなら、委託先を明らかにせよ。調査の費用は累積総額でいくらか。第Ⅰ期、第Ⅱ期の内訳、各々の委託費、人件費等項目別に費用額を明らかにせよ。

一三　この調査報告の保存期間はどれだけか。公開はどのようになされているか。こういう多額の税金を使った調査報告は、地方都市の公的な図書館などでも読めるようにするべきではないか。

右質問する。

内閣衆質一五四第六一号
平成十四年五月二十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

衆議院議長　綿貫　民輔殿

衆議院議員北川れん子君提出原子力発電施設等放射能業務従事者に係る疫学的調査に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）

衆議院議員北川れん子君提出原子力発電施設等放射能業務従事者に係る疫学的調査に関する質問に対する答弁書

一について

いわゆる被ばく線量登録管理制度（以下「登録管理制度」という。）において、放射線業務従事者等につき財団法人放射線影響協会（以下「放影協」という。）に設けられた放射線従事者中央登録センター（以下「中央登録センター」という。）で行われる各種の登録の項目の名称及びその数は、別表一のとおりであり、住所及び本籍は登録すべき項目とはされていないと承知している。

右登録を行うのは、登録管理制度に参加している事業者（以下「参加事業者」という。）及び放射線管理手帳発効機関（以下「手帳発効機関」という。）であるところ、参加事業者が放射線業務従事者等からどのようにして住所情報を得ているかまでは把握していないため、お尋ねの「現場で作業に入る前に労働者が書く書類」における住所記載の有無及び御指摘の「過去には民宿の住所ですませたこともあった」との事実の存否についてはお答えすることができない。

放影協が行っている原子力発電施設等放射線業務従事者に係る疫学的調査（以下「放射線疫学調査」という。）における調査対象者の住所の確認については、生死確認の追跡調査に当たり、放影協において、参加事業者等の協力を得て調査対象者の住所情報を入手し、住所地の市区町村長から住民票又は住民票の除票の写し（以下「住民票等」という。）の交付を受けることにより行っている。住民票等の交付を受けることができた者については、雇用先が倒産又は廃業したとしても、住民票等により住所を確認することが可能である。

放射線業務従事者等の住所が中央登録センターに登録すべき項目とされていないことは、外国人についても同様である。また、当該外国人が本国へ帰った場合、生死確認の追跡調査等を行うことはできない。

二について

平成二年度から平成六年度までに実施された

放射線疫学調査（以下「第Ⅰ期調査」という。）におけるお尋ねの「登録のみの場合」とは、中央登録センターに事前登録がされたものの、実際には当該登録に係る者が放射線業務に従事しなかった場合をいう。この場合は、これらの者を放射線疫学調査の対象から除外したことから、参加事業者等に対し住所情報の提供を求めなかったものである。

三について

第Ⅰ期調査の調査対象は、平成元年三月三十一日までに中央登録センターに事前登録された者のうち、日本原子力研究所若しくは動力炉・核燃料開発事業団の施設又は商業用原子力発電施設で放射線業務に従事した者（日本国籍を有しない者及び女性を除く。）である。

平成七年度から平成十一年度までに実施された放射線疫学調査（以下「第Ⅱ期調査」という。）の調査対象は、平成七年三月三十一日までに中央登録センターに事前登録された者のうち、日本原子力研究所、動力炉・核燃料開発事業団（平成十年十月一日以降においては核燃料サイクル開発機構。以下同じ。）、日本原燃株式会社若しくは登録管理制度に参加している核燃料の加工事業者等の施設又は商業用原子力発電施設で放射線業務に従事した者（日本国籍を有しない者を除く。）である。

このように、核燃料の加工事業者等の施設で放射線業務に従事した者については、第Ⅰ期調査では調査対象としていないが、第Ⅱ期調査では参加事業者の施設で放射線業務に従事した者を調査対象としている。医療関係機関で放射線業務に従事した者については、医療関係機関が参加事業者ではないため、いずれの調査においても調査対象としていない。研究機関で放射線業務に従事した者については、いずれの調査においても参加事業者である日本原子力研究所又は動力炉・核燃料開発事業団で放射線業務に従事した者を調査対象としている。廃棄物埋設施設又は廃棄物管理施設で放射線業務に従事した者については、第Ⅰ期調査では日本原子力研究所又は日本原燃株式会社の施設で放射線業務に従事した者を、第Ⅱ期調査では日本原子力研究所又は日本原燃株式会社の施設で放射線業務に従事した者を調査対象としている。

四について

第Ⅱ期調査の解析対象から除外された者について、お尋ねの(一)から(七)までのグループの人数の内訳は、別表二のとおりである。

御指摘の「(一)放射線業務に従事しなかった者」とは、中央登録センターに事前登録がされたものの、実際には放射線業務に従事しなかった者であり、登録された時点では放射線業務に従事することが予定されていたため登録されたものと考えられる。

放影協において算出したところ、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）の施行の日から平成十年三月三十一日までにおける「(一)日本国籍を有しない者」の一人当たりの平均累積線量は四・七ミリシーベルト、累積線量の最大値は二百・七ミリシーベルト、累積線量の最小値は零ミリシーベルトであったと聞いている。また、同期間における「(三)住所情報が得られなかった者」の一人当たりの平均累積線量は一・四ミリシーベルト、累積線量の最大値は二百六十六・五ミリシーベルト、累積線量の最小値は零ミリシーベルトであったと聞いている。

五について

お尋ねの調査は、放射線による健康への影響に関する疫学的調査の手法の一つであり、広島及び長崎の原子爆弾被爆者に対する疫学的調査や、アメリカ合衆国、カナダ等における原子炉等の施設の放射線業務従事者に対する疫学的調査でも広く採用されている。

原子爆弾被爆者の疫学的調査からも、低線量域の放射線による健康への影響は発がんが主であるとされており、放射線疫学調査もまず低線量域の放射線とがんとの関連について明らかにすることを目指している。これまでの調査では、解析対象集団の平均年齢が若いため同集団における死亡者が少なく、統計的に十分に信頼性のある結果を得るには至っていないが、今後、調査を継続することにより、得られる結果の信頼性が高くなることが予想されるため、今後も調査を継続することが必要である。

なお、御指摘の第Ⅱ期調査の報告書の記述のとおり、致死率の低いがんについては、死亡についての調査のみでは放射線とがんとの関連を正確に把握することは困難であるため、補助的な調査として、放射線業務従事者のがん罹患状況に関する調査の実施の可能性について検討を行っている。

六について

放射線管理手帳（以下「手帳」という。）の取扱い、記入等の事務手続に関しては、中央登録センターが「放射線管理手帳運用要領（事業者用）」及び「放射線管理手帳記入要領（事業者用）」（以下「運用・記入要領」という。）を作成しており、これらに基づいて手帳の記入その他の運用が行われていると承知している。

運用・記入要領においては、参加事業者は、事業所で作業者を放射線業務に従事させる場合は手帳を携行させること、手帳の保管は原則として当該放射線業務従事者等を雇用している参加事業者が行うこと、参加事業者が手帳の記入をする際には、原則として黒ボールペンを使用し、自動記帳機の場合は黒リボンを用いること等とされている。

手帳に記載されている被ばく線量等の数字と中央登録センターに登録された線量記録等とを照合して確認することについては、手帳の記入等の運用が放影協と参加事業者及び手帳発効機関との間の契約に基づいて自主的に行われているものであること並びに手帳の記入等の運用状況にかんがみ、政府が、個別の手帳の内容について確認する必要があるとは考えていない。放射線業務従事者等は、自己の放射線管理の記録等について、雇用する参加事業者等に申し出て照会することができるものと承知している。

また、運用・記入要領において、放射線業務従事者等が退職等で離職する場合には、本人に手帳を渡さなければならないとされているところ、これを法令等で義務付けることについては、手帳の運用が放影協等において自主的に行われていることにかんがみ、その必要があるとは考えていない。

七について

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十七条第一項に定める健康管理手帳（以下「健康管理手帳」という。）は、がんその他の重度の健康障害を生ずるおそれのある業務で、労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第二十三条に定めるものに従事していた者のうち、一定の要件に該当する者に対し、離職の際に又は離職の後に交付しているものであるところ、同条に定める業務に放射線業務は含まれておらず、現在、放射線業務に従事していた者に対しては、健康管理手帳は交付されていない。

放射線業務については、労働安全衛生法及び電離放射線障害防止規則（昭和四十七年労働省令第四十一号）により、個々の放射線業務従事者につき被ばく限度を超えないことが事業者に義務付けられ、その遵守が徹底されているところであって、健康管理手帳による離職後の健康管理が必要とまでは言えないと考えている。

八について

第Ⅰ期調査は平成二年度から平成六年度にかけて実施されたが、平成五年度末の時点で生死の確認ができた集団が解析の対象とされた。一方、第Ⅱ期調査では、平成六年度以降に生存が確認された者を含めて第Ⅰ期調査からの継続分として追跡調査が行われたため、お尋ねのように解析の対象者が増加しているものである。

九について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、放射線業務従事者等が健康診断を受診することは、公立病院においても可能である。

一〇について

お尋ねの「電離放射線労働災害補償制度」及び「原子力損害賠償請求」の「適用」が何を指すのか明らかではないが、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）による保険給付の請求がなされた場合には、同法第四十六条に基づき、行政庁は、使用者等に対して、必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができるものとされており、これは、保険給付の請求が被ばくによって疾病を発症したとして行われる場合も同様である。原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）においては、原子力事業者がデータを提出することは義務付けられていない。

一一について

第Ⅰ期調査及び第Ⅱ期調査の報告書は、これまでの調査では、「低線量域の放射線が悪性新生物の死亡率に影響を及ぼしているとの明確な証拠は見られなかった」としつつ、解析対象集団が「低線量域の放射線被ばくに伴うがん死亡率のリスクを評価するのに足る十分な統計学的検出力を持つには至っていない」ことから、「低線量域の放射線と健康影響についてより信頼性の高い科学的知見を得るためには、長期にわたる観察が必要」などと述べており、「影響がない」と断定しているものではないから、御指摘は当たらないと考える。

放射線疫学調査の信頼性を向上させるためには、長期にわたる生死確認の追跡調査、死因調査等を通じて取得した多くの調査データについて統計解析等を実施する必要があることから、今後とも調査を行うことが必要であると考えている。

なお、放射線疫学調査では二十歳から八十四歳までの死亡者を対象にしており、死亡率を比較する場合は、同じ年齢分布の集団間で比較する必要があると考える。

一二について

放射線疫学調査は、文部科学省の委託により放影協が実施しているものであり、コンピュータプログラムの開発やデータの入力等調査の補助的な作業の一部を除き、放影協に設置された放射線疫学調査センターの職員が、国内の放射線科学、疫学、統計学等の専門家の指導及び助言を得て実施しているものである。

これまでに第Ⅰ期調査及び第Ⅱ期調査に国が支払った費用の総額は三十九億四千五百七十七万九千円であり、その詳細は、別表三のとおりである。

一三について

放射線疫学調査の報告書の保存期間は、文部科学省文書処理規則（平成十三年文部科学省・文化庁訓令第一号）第六十二条により三年とされている。

右報告書は、公開で開催されている原子力委員会及び原子力安全委員会に文部科学省が報告する形で公表され、資料は財団法人原子力安全技術センターの原子力公開資料センター等で公開されている。また、地方においても容易に閲覧できるよう、放影協のホームページにおいて報告書全文を公開する予定であると承知している。

別表一

登録の種類	項目の名称	項目の数
事前登録	申請箇所、申請年月日、カナ氏名、漢字氏名、氏名漢字相違区分、生年月日、性別、手帳区分、日本人・外国人区分、特例区分、ＲＩ取得番号	十一
指定登録	申請箇所、申請年月日、指定箇所、中央登録番号、指定年月日、指定年月日(訂正前・後)、指定箇所(訂正前・後)、指定年月日(削除)、指定箇所(削除)	九
指定解除登録	登録種別、申請箇所、申請年月日、データＮｏ(頁・行)、中央登録番号、指定解除箇所、指定解除年月日、引渡解除箇所、引渡年月日(自)～年月日(至)、解除区分、引渡区分、カナ氏名、生年月日	十三
五年経過済記録引渡登録	登録種別、申請箇所、申請年月日、データＮｏ(頁・行)、中央登録番号、引渡(解除)箇所、引渡年月日(自)～年月日(至)、解除区分、引渡区分、カナ氏名、生年月日	十一
手帳発行登録	申請箇所、申請年月日、中央登録番号、手帳発行年月日、手帳発行区分、手帳発行年月日(訂正前・後)、手帳発行区分(訂正前)、手帳発行年月日(削除)、手帳発行区分(削除)	九
定期線量登録	登録種別、申請箇所、申請年月日、対象年度、サイト、データＮｏ(頁・行)、中央登録番号、生年月日、実効線量(ミリシーベルト)、実効線量(Ｘ値)、カナ氏名	十一
個人識別登録変更及び訂正に係る登録	登録種別、申請箇所、申請年月日、中央登録番号、カナ氏名、漢字氏名、氏名漢字相違区分、日本人・外国人区分、生年月日、性別	十
個人識別登録統合に係る登録	申請箇所、申請年月日、中央登録番号(正)、中央登録番号(削除)、カナ氏名、漢字氏名、生年月日、性別、中央登録番号、カナ氏名、生年月日、性別、手帳、同一人と判断した理由、従事者の異動歴、備考、その他必要な申請書、連絡事項	十八

(注)

一　「事前登録」とは、手帳発効機関が、放射線業務に初めて従事することが予定されている者について行う個人識別項目(カナ氏名、生年月日、性別)等の登録をいう。

二　「指定登録」とは、参加事業者が、作業者を当該事業者の原子力施設における従事者等に指定した場合に行う登録をいう。

三　「指定解除登録」とは、参加事業者が、従事者等の指定解除を行った場合に行う登録をいう。

四　「五年経過済記録引渡登録」とは、参加事業者が、従事者等の記録を保存している期間が五年を超え、その記録を中央登録センターに引渡す場合に行う登録をいう。

五　「手帳発行登録」とは、手帳発効機関が、既に中央登録番号が付されている者に手帳を発行する場合等に行う登録をいう。

六　「定期線量登録」とは、参加事業者が、毎年四月一日から翌年三月三十一日までの間に従事者の指定を解除した者及び同日現在で従事者に指定中の者について行う、当該期間中における指定箇所ごとでの実効線量の合計値等の登録をいう。

七　「個人識別登録変更及び訂正に係る登録」とは、手帳発効機関が、事前登録に係る登録内容の変更、訂正又は削除をする場合に行う登録をいう。

八　「個人識別登録統合に係る登録」とは、手帳発効機関が、同一人に対して二つ以上の中央登録番号で管理されていることが判明した場合に、登録データを集約していずれか一方の中央登録番号で管理を継続するために行う登録をいう。

九　項目の名称は、中央登録センターの作成に係る「被ばく線量登録管理システム処理要領」の項目名による。

十　個人識別登録統合に係る登録の複数の「カナ氏名」、「生年月日」及び「性別」については、それぞれ統合後に使用するものと当該登録時に既に登録されているものを指す。

別表二

(一)　放射線業務に従事しなかった者	五四、八一一人
(二)　日本国籍を有しない者	三、六八八人
(三)　住所情報が得られなかった者	三六、七〇二人
(四)　平成十一年三月三十一日までに住民票又は除票の交付がなかった者	二八、一九四人
(五)　保存期間五年を超えた除票の交付のあった者	一、六八〇人
(六)　個人の観察期間にわたって年齢が二十歳未満の者及び八十五歳以上の者	九七人
(七)　女性	九四八人

(注)

一　(二)の人数は、中央登録センターに事前登録された者の人数(以下「登録者人数」という。)から、(一)の人数を除いたもののうち、日本国籍を有しない者の人数である。

二　(三)の人数は、登録者人数から、(一)及び(二)の人数を除いたもののうち、住所情報が得られなかった者の人数である。

三　(四)の人数は、登録者人数から、(一)から(三)までの人数を除いたもののうち、平成十一年三月三十一日までに住民票又は除票の交付がなかった者の人数である。

四　(五)の人数は、登録者人数から、(一)から(四)までの人数を除いたもののうち、保存期間五年を超えた除票の交付があった者の人数である。

五　(六)の人数は、登録者人数から、(一)から(五)までの人数を除いたもののうち、個人ごとの解析期間の初日に年齢が八十五歳以上であった者及び当該期間の最終日に二十歳未満であった者の人数である。

六　(七)の人数は、登録者人数から、(一)から(六)までの人数を除いたもののうち、女性の人数である。

別表三

第Ⅰ期調査	第Ⅱ期調査
国から支払われた費用 一、六七五、一七八、〇〇〇円	国から支払われた費用 二、二七〇、六〇一、〇〇〇円
調査費用の総額(委託先が調査に要した費用) 一、六七八、一二七、五五二円	調査費用の総額(委託先が調査に要した費用) 二、二七二、〇二一、七六二円
内訳	内訳
調査費　六八七、八四八、二五一円	調査費　七九八、〇三七、八〇八円
人件費　五八三、〇八二、四五四円	人件費　七九〇、二九二、一八六円
工具器具備品費　三五五、三五〇円	
その他経費　四〇六、八四一、四九七円	その他経費　六八三、六九一、七六八円

平成十四年五月七日提出
質問第六五号

千鳥ヶ淵墓苑における遺骨取り扱いの改善と国立の戦没者墓地建設促進に関する質問主意書

提出者　阿部　知子

千鳥ヶ淵墓苑における遺骨取り扱いの改善と国立の戦没者墓地建設促進に関する質問主意書

昨年から千鳥ヶ淵墓苑に関しての国会審議が行われているものの、遅々として進まない遺骨収集と、収集された遺骨の処理に関しての改善、ＤＮＡ鑑定、遺族への引き渡し等に関して、政府の積極的な取り組みを望み、以下質問する。

一　死者の埋葬や墓地に関し、国民の宗教的感情に適合するようにと、厚生省が主管して定めた「墓地、埋葬等に関する法律」(以下墓埋法と呼ぶ)がある。その法律で、墓地は図面や帳簿を備え、管理責任者の選任など、要件を満たして自治体に申請し、墓地として認可を受けなければ墓地でない。墓地でない所に死者を葬ることは禁じられている。我が国内の墓地は公共、民間を問わず全てその法律に従って埋葬、運営されている。今審議中の有事法制の中ですら有事の際死亡した自衛隊員の火葬、埋葬に墓埋法の適用除外の条文が盛り込まれている。平時の今、国が収集した戦没者遺骨は当然にその墓埋法により埋葬しなければならないと考える。千鳥ヶ淵墓苑ができた時、又はそれ以後納骨方法を変更した時に、墓埋法による墓地の認可を受けたのか。受けていないなら何故か、法的根拠を示せ。

二　千鳥ヶ淵墓苑の六角堂地下納骨室は一辺が約三・五ｍの正六角形で、深さは一・八ｍである。中央から放射状に六つの壁で仕切られ、壁の厚みも考慮して容積を計算すると約五十立方ｍ余で、六畳の和室二間の空間となる。そこに約三十三万柱の遺骨が入れられた。その過密度を理解しやすく説明すると、一辺が三十センチの立方形の箱に約二百体の割合であり、人骨の葬り方として極めて非人道的な状態である。このような結果になる前に、もっと早期に思い切った拡張か、新たな墓地造成をすべきであったが、現在政府はこの問題についてどう考えるか見解を示せ。

三　昭和四十一年以前に収集された約十一万の遺骨は、発見遺骨の一部を持ち帰ったと聞く。それでも遺骨は壷か箱など容器に納めて納骨したであろうから、容器、および容器間の空間は無効なスペースであった。特に中央の放射状に仕切られた楔(くさび)状空間は無効空間であったと思われる。

昭和四十二年以降は発見した遺骨の全体を持ち帰ったと聞く。それが約二十二万体である。そのような遺骨が三十センチの箱にどうして二百体入りうるか、厚生労働省の担当官の説明は「再焼骨により嵩(かさ)を数十分の一にして納骨する」と言っている。それは火力で遺骨を破片化し、原形を無くすことを意味しているのでその行為は違法ではないか、更に再焼骨することと自体が何らかの手続きを要したのではないか。政府の見解を示せ。

四　近年厚労省が収集したシベリア方面では、整然と一体毎に埋葬された墓から掘ってきたものが多かった。それを再焼骨して一緒にしてしまうのは、死者の「個」の尊厳を冒涜する行為と考える。既に火葬済みで燃える要素のない遺骨に、火葬場ではガスバーナーの高温の炎を吹きつけるので遺骨は大部分微塵化して下に落ちる。それを「灰」と見做すのであろう。これらの行為は刑法で禁じている遺骨の損壊、遺棄に相当すると考えるが、政府の見解を示せ。

五　厚生労働省は、「衛生上の懸念があり納骨の前に再度焼く」と遺族に答えたと聞くが、省庁ビルの廊下からドアー一つで仕切られた霊安室に一年も保管されて何も衛生問題が無かったものを、千鳥ヶ淵の地下に入れるときにのみ衛生上を理由として再焼骨するのは理解できない。いわゆる再焼骨は嵩を減らすのが唯一の目的であったと断定してよいか。否ならどんな理由があったか。

六　厚生労働省が、再焼骨のために遺骨を火葬場に渡す時の荷姿(箱の大きさなど)と数、焼骨後受け取るときの荷姿と数を、過去五年分について示せ。

七　再焼骨の際に微塵となって下に落ちた骨粉は何処に廃棄したか。廃棄していないなら何処に

保管してあるか。このような再焼骨を今後も続けるか。

八　千鳥ヶ淵墓苑は、身元不明の「戦没者の墓」として閣議決定で設けられた施設である。しかし身元判明遺骨であっても遺族の様々な事情で引き取られなかった遺骨が昨年は十一、一昨年は二十八柱あったと聞く。過去に身元が確認されながら遺族に返せなかった遺骨がどれだけあったか、溯って年度別に数を示せ。

九　そのような遺骨は個別に埋葬し、名を刻んだ何らかの標識を残しているか。それとも他の身元不明遺骨と一緒にして再焼骨したのか。

十　身元が判明したということは、その死者の本籍や氏名を確認したということを意味する。墓埋法で、死者を葬るには自治体の埋葬（改葬）許可を要し、その際死者の本籍、氏名等を記載した届け出を要するが、千鳥ヶ淵を管轄する千代田区役所の担当部署は、「毎年厚生省から出される戦没者遺骨の埋葬（改葬）許可願いに本籍や氏名が記入されたことは一度も無い」と言っている。厚生労働省は身元判明者が含まれるのにそれを隠し、全て身元不明として改葬許可申請してきた。これを公務員による虚偽の公文書作成、行使として遺族により東京地検に告発された。厚生省は遺族に引き取られない身元判明遺骨について、どのような処理手続きをしたか、具体的に示せ。

十一　現在厚生労働省の霊安室には、身元調べのために DNA を分析可能な状態の遺骨が約四千体保管されていると聞く。遺骨の DNA を調べるのは、かつて本人確認のために兵士らが首から下げていた認識票の番号を読み取ることと同様の意味がある。一方、認識票の原簿に相当するのが遺族側の DNA 調べである。遺族側の DNA 調べは指の爪か髪の毛等の提供を要し、今後その働きかけ、PR が必要である。身元調べのために認識票の番号は全て読み取るべきで、今すぐに可能で実行しなければならないことは、保管中の遺骨全ての DNA を先ず分析することである。そうして高齢化した遺族の DNA 分析も一刻を争う程重要である。しかしこの問題を検討している「検討会」は未だに結論を出していない。

今後の見通しについて去る三月、衆参両院での厚生労働委員会で、遺骨側の DNA を取ることについて六月までに結論を出し、遺族側については今年中に結論を出すような答弁があった。その意味は六月を過ぎないと遺骨の DNA 調べをせず、十二月を過ぎないと遺族側の DNA 調べもしないという意味か。政府の見解を示せ。

十二　国立墓地建設について

小泉総理大臣は「戦没者に最高の敬意と感謝を」と靖国神社を参拝され、「戦没者に追悼の誠を捧げる」ために官房長官の下に「追悼・平和祈念のための祈念碑等施設の在り方を考える懇談会」を設けた。しかしながら、戦没者の遺骨が右に述べたように政府により無惨に扱われている実態がある。二百四十万もの戦没者を出し、遺骨を収集しながら、粉々にして狭い所に押し込んだり、あげくの果ては墓でない千鳥ヶ淵墓苑の後方に増設部を設け「屋根も献花台も無い」と指摘され、やっと近く改修されようとしているが、そこも間もなく一杯になり、戦没者墓地問題の解決にはなりません。右に述べた諸問題は、全て国に戦没者を葬る墓地が未だに一つも無いのが原因です。政府はたとえ身元不明と言えども個別に埋葬できる国立墓地を一刻も早く建設し、戦没者遺族全ての期待に応えるべきと考え以下質問する。

（一）　政府は戦没者のための国立墓地を造るのか、造らないのか。「造らない」ならその理由を示せ。

（二）　官房長官の下に設けられた「追悼・平和祈念のための記念碑等施設の在り方を考える懇談会」の「記念碑等施設」では、墓地も含むと考えるか、それとも墓地は検討の対象外か。「検討の対象外」ならその理由を示せ。

右質問する。

内閣衆質一五四第六五号

平成十四年五月二十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

衆議院議長　綿貫　民輔殿

衆議院議員阿部知子君提出千鳥ヶ淵墓苑における遺骨取り扱いの改善と国立の戦没者墓地建設促進に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員阿部知子君提出千鳥ヶ淵墓苑における遺骨取り扱いの改善と国立の戦没者墓地建設促進に関する質問に対する答弁書

一について

千鳥ヶ淵戦没者墓苑（以下「墓苑」という。）については、死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設ではないことから、墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号。以下「墓埋法」という。）第十条第一項に基づく都道府県知事の許可を要しない施設であり、当該許可を受けていない。

二について

墓苑内のいわゆる六角堂の地下の納骨室に納骨されている戦没者の遺骨については、その大部分が収集の際に各戦没者に係る遺骨のすべてを発見することができなかったものであり、当該納骨室に納めることが可能であった。その後、当該納骨室の容量が手狭になったことを踏まえ、平成二年度及び平成十一年度に納骨室を増設したところである。

三から五までについて

収集した戦没者の遺骨については、現地で焼いた場合に本邦内の火葬場で焼く場合と同様の

十分な温度管理等が困難であることなどから、本邦内の火葬場でも焼くこととしているものであり、遺骨の体積を減らす目的で行っているものではない。お尋ねの「再焼骨」は、我が国の一般的な宗教的感情や習俗を害さないなど社会的にみて相当と認められる方法によっている以上、犯罪行為には該当せず、また、墓埋法第二条第二項の火葬に該当せず、墓埋法第五条第一項に基づく市町村長の許可等を要しないものである。

六について

厚生労働省においては、長さ約六十センチメートル、幅約四十五センチメートル及び高さ約三十センチメートルの直方体の箱に戦没者の遺骨を納めて火葬場に渡しており、その箱の数は、平成九年は二百八、平成十年は百四十、平成十一年は百六十五、平成十二年は百十一、平成十三年は百二である。また、火葬場からは、戦没者の遺骨が納められた一辺が三十センチメートルの立方体の箱を受け取っており、その箱の数は、平成九年は二百八、平成十年は百四十、平成十一年は百六十五、平成十二年は百十一、平成十三年は百四十である。

七について

お尋ねの「骨粉」は、現在は火葬場において可能な限り集められた上で、墓苑に納められている。また、収集した戦没者の遺骨については、今後とも本邦内の火葬場で焼くこととしている。

八について

墓苑に納骨されている戦没者の遺骨のうち、身元は推定されるが、遺族と推定される者が引き取らない等の理由により遺族に引き渡すことができなかったものとして把握しているものは、昭和三十四年度の八十二柱、平成十二年度の二十八柱及び平成十三年度の十一柱の合計百二十一柱である。

九について

墓苑は遺族に引き渡すことができない戦没者の遺骨を納めるための施設であり、お尋ねの遺骨を他の身元が推定されない遺骨と分けて取り扱ってはいない。

十について

戦没者の遺骨を墓苑に納める際に墓埋法に基づく手続は不要であるが、千代田区長に対して墓苑に納める遺骨の数等に関する通知は行ってきており、お尋ねの遺骨についても、身元が確定したとはいえないことから、身元は不詳である旨を記載したところである。

十一について

厚生労働省に設置された「戦没者遺骨のＤＮＡ鑑定に関する検討会」においては、現在、技術的及び倫理的な問題点について検討していただいているところであり、ＤＮＡ鑑定を身元を判定するための一般的な方法として採用するためには、まずこれらの問題点の整理を行う必要があると考えている。

なお、当該検討会においては、技術的な問題点のうち、様々な自然環境等の下に置かれていた戦没者の遺骨から鑑定に有効なＤＮＡが抽出できるか否かについて、実際に戦没者の遺骨を用いた調査が行われているところであり、平成十四年六月ごろにはその結果が出るものと考えている。また、同年十二月ごろには、技術的な問題点のうち、ＤＮＡ鑑定が有効な遺族の範囲についての検討結果が出るものと考えている。

十二について

内閣官房長官の下で開催されている「追悼・平和祈念のための記念碑等施設の在り方を考える懇談会」においては、現在、何人もわだかまりなく戦没者等に追悼の誠を捧げ平和を祈念することのできる記念碑等の国の施設について、その必要性、種類等を検討項目として議論していただいているところであり、特に墓地を検討の対象外としているわけではない。政府としては、当該懇談会の意見を踏まえて対応を検討してまいりたい。

平成十四年五月十日提出
質問第六七号

テロ対策特別措置法に関連する民間企業の協力問題の事実関係に関する質問主意書

提出者　川田　悦子

テロ対策特別措置法に関連する民間企業の協力問題の事実関係に関する質問主意書

私は二〇〇一年一二月四日、「テロ対策特別措置法」に関連する民間企業の協力問題に関する質問主意書を提出し、一二月一八日付で答弁書を受領した。

今回、政府与党は五月八日、テロ対策特別措置法に基づきアフガニスタンでテロ組織への攻撃を続けている米軍支援をさらに半年間延長する方針を決めた。

このような状況のもとで二〇〇二年五月四日付の朝日新聞朝刊一面はトップ記事で「防衛庁が『石川島播磨重工業』（以下、石播、提出者註）（本社・東京）など複数の防衛関連業者に対し、技術者の現地派遣を要請していることがわかった。自衛隊に自前の補修能力がないために、業者側もこれを受け入れ、要員確保や派遣準備を進めている。防衛庁は要請の事実を認めているが、『まだ非公式のもの』としている」と報道した。

半年延長されたことによって自衛隊の装備についてメンテナンスで協力している民間企業の協力はますます不可欠になってきており、実際、石播では「すでに派遣要員数十人のリストアップ」もしており、不安が大きく広がっている。朝日新聞報道後五月八日に受けた防衛庁からの説明や提供資料（民間企業宛て①二〇〇一年（以下同）一〇月五日付航空幕僚監部装備部長名②一一月一二日付海上幕僚監部装備部長名③一一月一五日付横須賀造

修補給所艦船部長名④一一月一六日付横須賀補給所武器部武器部長名）も踏まえ民間企業の協力について以下、再び質問する。

一　私の質問主意書に対しては「民間企業に対する従業員の海外への派遣要請については、現時点において、具体的には考えていない」との回答であったが、朝日新聞の記事では「現地派遣を要請している」と報じられているが、防衛庁から石播重工など大手十数社に対して、技術者の派遣要請をしたか。

派遣要請をしたとすればいつか。

要請の具体的内容はなにか。

二　派遣要請は「非公式のもの」であるというならその内容は、どんなものか、明らかにされたい。

三　前文の防衛庁提供資料について問う。

（1）　これら文書の性格について答えられたい。

（2）　各々「お願い」した民間企業は、何社か。

また当該民間企業は、どういった基準で選ばれ「お願い」したのか。

（3）　「故障対応等に関して（略）御協力」（資料②）を「お願い」したとあるが、その中の「等」とは、具体的に何を想定しているか。

（4）　「貴社の御協力をお願いする場合も予想される（ます）」（資料①②）としている「お願いする場合」とは、いかなる「場合」か。

（5）　「迅速な対応が可能となるよう、準備方お願い」（資料①②）しているが、「迅速な対応が可能」な「準備」とは、どのような「準備」か。

四　防衛庁提出資料①は「今後の航空自衛隊の任務として、テロ対策支援法等に基づくC―130型機の国外運航が予想され」るとして「現地におけるC―130型機の整備及び修補」を「同型機の修理会社である貴社」に「準備方お願い」している。同資料は一〇月五日付のものであり、当日はテロ対策特別措置法が閣議決定され、国会提出がなされた日で、同法は成立していない。にもかかわらず「テロ対策支援法等に基づくC―130型機の国外運航が予想され」るとして「準備方お願い」するのは、国会軽視はもとより、シビリアン・コントロールの観点からも甚だ問題だといわざるを得ない。見解を問う。

五　派遣する場合は「防衛庁は、当該民間企業と協議して合意した上で、必要に応じ新たな契約の締結等を行うことになる」と答えているが、民間人を派遣する場合に法律上の根拠は必要ないと考えるのか。

必要ないと考えるとすればなぜか。

六　「防衛庁としても派遣される従業員の安全に配意することは当然のことである」との回答であった。「安全に配意」する中身について具体的に答えられたい。派遣にあたってのマニュアルの存否とその内容を明らかにされたい。防衛庁としては派遣される要員の安全確保をどのように考えているか、答えられたい。

派遣に際して想定しうる危険な事態とそれに対する配慮の具体的内容について、答えられたい。

七　一二月一八日の答弁書から五ヵ月たっているが、海外展開中の自衛隊に対する部品補給や運転支援、メンテナンスなどで、現時点で民間企業の従業員は、海外に派遣されていないか。派遣する場合は、明らかにするのかどうか。明らかにしない場合、その根拠は何か。

八　派遣された民間人は作業中防衛庁（海上自衛隊）の指揮監督下に置かれることになり、派遣された民間人の地位は私的側面と公的側面を併有することになるが、地位の公的側面との関係において、憲法九条、一九条、二八条との抵触はないと考えるのか。

憲法九条、一九条、二八条との抵触はないと考えるとすればなぜか。

派遣を要請された従業員が派遣を拒否した場合、当該企業内において不利益を受けることはないか。

不利益を受けることがないと考えるとすればなぜか。

右質問する。

内閣衆質一五四第六七号

平成十四年五月二十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

衆議院議長　綿貫　民輔殿

衆議院議員川田悦子君提出テロ対策特別措置法に関連する民間企業の協力問題の事実関係に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）

衆議院議員川田悦子君提出テロ対策特別措置法に関連する民間企業の協力問題の事実関係に関する質問に対する答弁書

一及び二について

平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法（平成十三年法律第百十三号。以下「テロ対策特措法」という。）に基づく自衛隊による協力支援活動等に関し、防衛庁において、現在まで、民間企業に対し、従業員の派遣要請を行ったことはない。

三の（1）について

お尋ねの「文書の性格」が何を指すのか必ずしも明らかではないが、御指摘の①から④までの四点の文書は、自衛隊の保有する装備品、船舶又は航空機の修理等に関する事務を担当する防衛庁の職員が、関係企業に対し、衆議院議員川田悦子君提出テロ対策特別措置法に関連する民間企業の協力問題に関する質問に対する答弁書（平成十三年十二月十八日内閣衆質一五三第三一号）一について述べた通知をしたものである。

三の(2)について

お尋ねの①の文書については数社、お尋ねの②の文書については約二十社、お尋ねの③の文書については約十社及びお尋ねの④の文書については約二十社に対して、発出されている。これらの関係企業は、自衛隊による協力支援活動等に用いられている装備品、船舶又は航空機の製造企業等である。

三の(3)について

例えば、防衛庁の職員からの電話による自衛隊による協力支援活動等に用いられている装備品、船舶又は航空機に係る技術的問い合わせを想定している。なお、お尋ねの②の文書は、「自衛艦の故障対応等に関して」「迅速な対応が可能となるよう、準備方お願い」したものである。

三の(4)について

自衛隊による協力支援活動等に用いられている装備品、船舶又は航空機について、関係企業による修理等が必要となる場合である。

三の(5)について

自衛隊による協力支援活動等に用いられている装備品、船舶又は航空機の修理等が必要となる場合に、関係企業において、防衛庁の職員からの電話による問い合わせに対して迅速かつ適切に対応できるよう連絡網等を整備すること、仮に従業員を海外に派遣する必要が生じたときに遅滞なく対応できるよう従業員の旅券を取得すること等を想定している。

四について

お尋ねの①の文書は、平成十三年十月五日にアフガニスタン難民救援国際平和協力業務実施計画等が閣議決定され、自衛隊が救援物資の輸送等を行うこととなったこと、また、テロ対策特措法が成立すれば、直ちにテロ対策特措法に基づく自衛隊による協力支援活動等の実施が求められることが予想されたことから、これらの活動を円滑に実施できるよう、関係企業に対して必要な通知を行ったものであり、このような通知が不適切なものであったとは考えていない。

五について

自衛隊による協力支援活動等に用いられている自衛隊の装備品、船舶又は航空機の修理等のために民間企業が従業員を海外へ派遣すること（以下「民間企業による従業員の海外派遣」という。）については、防衛庁が防衛庁設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第五条第十三号の規定に基づき当該民間企業と締結する契約に基づいて行われるものであって、新たに法律上の根拠を要するものではないと考える。

六について

民間企業による従業員の海外派遣が行われる場合における当該従業員の修理等の作業に伴う安全上の問題については、作業の内容、派遣される地域の状況等を踏まえて個別具体的に判断される必要があり、現時点において、具体的にお答えすることは困難であるが、いずれにしても、テロ対策特措法に基づく自衛隊による協力支援活動等は、我が国領域及び現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる地域で実施されるものであり、民間企業による従業員の海外派遣が行われる場合、当該従業員の修理等の作業も右の地域で行われることとなる。

また、お尋ねの「マニュアル」が具体的にどのようなものを指すのか明らかではないが、防衛庁において、民間企業による従業員の海外派遣に伴う安全性確保のための基準等は作成されていない。

七について

現在まで、民間企業による従業員の海外派遣は、行われていない。

また、「明らかにするのかどうか」とのお尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、民間企業による従業員の海外派遣が行われた場合に、防衛庁がこれに関してどのような内容を明らかにすることができるのかについては、当該民間企業の正当な利益を害するおそれの有無等にも配慮して個別具体的に判断されるべきものであり、現時点においてお答えすることは困難である。

八について

一般に、政府の特定の行為が憲法に反するかどうかは、当該特定の行為の具体的内容等に即して判断されるべきところ、お尋ねが具体的に政府のどのような行為についてのものであるか必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難であるが、防衛庁と民間企業との間の契約に基づいて民間企業による従業員の海外派遣が行われることは、お尋ねの憲法の規定との関係で問題となるものではない。

また、防衛庁が民間企業と右の契約を締結するに際しては、当該民間企業においては従業員や労働組合等との必要な協議及び調整が行われるものと考えられ、お尋ねのような従業員が不利益を受ける状況は想定し難い。

平成十四年五月二十日提出
質問第七一号

首都高速横羽線料金値上げに関する質問主意書

提出者　田中　慶秋

首都高速横羽線料金値上げに関する質問主意書

今回の首都高速道路料金の値上げについては、現下の社会情勢を考えて不適当と思われる。値上げの実施を即刻中止すべきである。値上げの中止は道路利用者に無用な混乱を招かないためにも緊

急を要するものである。

従って、次の現状をかんがみ、今、値上げが妥当であるものなのか、質問する。

現在、三ツ沢から羽田までの通行料金は五百円である。公団はこれを六百円に値上げしようとしている。

首都高ではこれら料金を徴収する料金所が原因となり渋滞を引き起こしている。このことは周知の事実である。料金所の混雑解消のためのＥＴＣ導入を図っているが、高価な車載器や使い勝手が悪いゲートシステムは有効に機能していない。むしろ、中途半端な導入が日々混雑を引き起こす原因となっている。この交通渋滞は横羽線の料金所だけの問題ではない。これら、交通渋滞の抜本的な改善策も取ろうとせず、値上げだけを先行させようとすることは納得のできるものではない。このような事情を踏まえ、今回の公団が行う累積債務の増加抑制策としての値上げには疑問を持たざるを得ない。

一九九三年には一日十五万台であった首都高横羽線の通行量が二〇〇〇年には十三万台と二万台減となっている。これはバイパスの役割を果たす湾岸線ができたからばかりではなく、長引く景気の低迷でトラック等の輸送手段がコスト削減のために通行料金の節約を図って、首都高に平行して走る国道一号線に流れ込んでいるためである。その証左に国道一号線の金港町付近では一九九三年に四万台であった通行量が二〇〇〇年には六万台に増加している。一般道の交通渋滞は時間・経済ロスは勿論、交通事故の多発化、騒音、環境汚染等、社会生活に重大な影響を及ぼしている。

通行料金の値上げは一時的な対処療法に過ぎず、中・長期的に見て決して根本的な解決策にはつながらない。民間企業は経費の削減で商品価格を下げ、売上げを伸ばして収益率を高めている。例えばＢＳＥの影響で死活問題にまで陥ったマクドナルド、吉野家では商品単価の値下げで客足を呼び戻し、収益性は低くても販売数量の増加でマイナス面を補い、却って高い利益をあげている。このような、民間活力の導入手法を見習うべきである。

首都公団は、本来なら無駄なコストを削減しながら収益を高め、利用者に使い勝手の良い最大のサービスを提供していくことを目指すべきである。このことを考えると、公団には公共の役割を担う基本的精神が失われてしまっている。今こそ消費マインドを高めて、景気回復の呼び水となるような効率的な交通環境をつくりだすことを真剣に考えるべきである。「足りなくなれば国民から召し上げる」、官僚的考えは時代の流れに逆行するもので、公団の運営姿勢には苦言を呈さざるを得ない。

現下の厳しい経済状況下において、民間企業では従業員のリストラを始めとし、血の出る思いの改革に取り組んでいる。消費者、利用者の立場から考えると、この中での料金改定は適当とは思われない。むしろ値下げをして利用率を高めていく発想こそが必要である。

値上げは無駄を省くために国が進める特殊法人改革のあり方にも逆行する。国民の総意と国の政策に反することには、絶対に反対である旨の意見を申し述べるとともに、今、なぜ値上げをする必要があるのか。

右質問する。

内閣衆質一五四第七一号

平成十四年五月二十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

衆議院議長　綿貫　民輔殿

衆議院議員田中慶秋君提出首都高速横羽線料金値上げに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員田中慶秋君提出首都高速横羽線料金値上げに関する質問に対する答弁書

首都高速道路の料金の額は、道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号。以下「法」という。）第十一条第一項の規定により、首都高速道路の新設、改築その他の管理に要する費用を償うものであり、かつ、公正妥当なものでなければならないとされている。また、その額は、現在、過去の道路審議会の答申を踏まえ、未供用の路線であっても、その建設に要する費用が明らかになった時点で当該費用も考慮し、料金の徴収期間が五十年以内となるように定められているところである。

このような首都高速道路の料金の額に関する考え方に基づき、首都高速道路公団（以下「公団」という。）は、平成十三年十月二十二日の神奈川県道高速湾岸線（杉田から三溪園までの区間）の供用開始に当たり、平成十八年度に全線供用開始予定である川崎市道高速縦貫線（富士見から川崎浮島ジャンクションまでの区間）の建設に要する費用も考慮し、料金の徴収期間が五十年以内となるよう料金改定を検討した結果、神奈川線の料金を引き上げることが必要であるとして、法第七条の四の規定に基づき、横浜市長、川崎市長等の道路管理者の同意を得た上で、平成十三年九月二十一日付けで国土交通大臣に認可の申請を行った。これに対し、国土交通大臣は、「高速自動車国道等の料金及び料金の徴収期間の認可に係る公聴会規程」（平成元年運輸省・建設省告示第一号）の定めるところにより、周辺住民、道路利用者等の関係者から広く意見を聴取し、これらの意見も勘案した上で、神奈川線の料金の引上げを適正なものであるとして平成十三年十月十五日付けで認可したところである。なお、認可に当たり、料金改定の時期については、現下の厳しい経済情勢等にかんがみ、公団から申請のあった実施期日（同年十月二十三日）を約八か月延期して本年七月一日から実施させることとした。

なお、公団においては、従来から、建設費及び管理費の縮減に努めているところであり、平成十

二年度の建設費及び管理費を平成八年度における技術、工法等により算定した標準的な費用と比較した公団の試算によれば、建設費で約十一パーセント、管理費で約十四パーセントの縮減となっており、さらに、平成十二年十二月、平成十二年度から平成二十年度までの間を計画期間とする「公共工事コスト縮減対策に関する新行動計画」を策定し、一層のコスト縮減に努めることとしていると承知している。

（答弁通知書受領）

一、去る二十八日、内閣から、衆議院議員阿部知子君提出動物愛護の促進を図り、行政が引き取る犬やねこの殺処分を減らすための施策に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十四年六月十九日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る二十八日、内閣から、衆議院議員川田悦子君提出有事立法における日本赤十字社の役割に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十四年六月五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報　号外

平成十四年五月三十日

○第百五十四回国会　衆議院会議録　第三十八号（二）

〔本号(一)参照〕

法人税法等の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

平成十四年五月十日

内閣総理大臣　小泉純一郎

法人税法等の一部を改正する法律

（法人税法の一部改正）

第一条　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章　納税義務者（第四条）」を「第二章　納税義務者（第四条）　第二章の二　連結納税義務者（第四条の二―第四条の五）」に、「第十五条の二」を「第十五条の三」に、「第五目　租税公課」を「第五目　租税公課等」に、「第五目　連結納税の開始等に伴う資産の時価評価損益（第六十二条―第六十二条の七）」を「第六目　分割等に伴う資産の時価評価損益（第六十一条の十一・第六十一条の十二）　第六款　組織再編成に係る所得の金額の計算（第六十二条―第六十二条の七）」に、「第七十六条―第七十八条」を「第七十六条・第七十七条」に、「第七十九条―第八十一条」を「第七十八条―第八十条」に、「第八十二条」を「第八十条の二」に、「第一章の二　特定信託の各計算期間の所得に対する法人税」を「第一章の二　各連結事業年度の連結所得に対する法人税　第一節　課税標準及びその計算（第八十一条）　第二款　各連結事業年度の連結所得の金額の計算（第八十一条の二）　第三款　個別益金額又は個別損金額の計算（第八十一条の三）　第一目　受取配当等（第八十一条の四）　第二目　外国子会社の外国税額（第八十一条の六）　第四目　寄附金（第八十一条の七・第八十一条の八）　第五目　所得税額等（第八十一条の九）　第六目　繰越欠損金（第八十一条の十）　第七目　連結法人間取引の損益（第八十一条の十一）　第二節　各連結事業年度の連結所得の金額の計算の細目（第八十一条の十二）　第一款　税額の計算　第一目　税率（第八十一条の十二・第八十一条の十三）　第二目　控除（第八十一条の十四―第八十一条の十七）　第三目　連結法人税の個別帰属額の計算（第八十一条の十八）　第三節　申告、納付及び還付等　第一款　連結中間申告（第八十一条の十九―第八十一条の二十一）　第二款　連結確定申告（第八十一条の二十二―第八十一条の二十四）　第三款　個別帰属額等の届出（第八十一条の二十五）　第四款　納付（第八十一条の二十六―第八十一条の二十八）　第五款　還付（第八十一条の二十九―第八十一条の三十一）　第六款　更正の請求の特例（第八十二条）　第一章の三　特定信託の各計算期間の所得に対する法人税」に改める。

」

第二条第十二号の七の次に次の四号を加える。

十二の七の二　連結親法人　第四条の二（連結納税義務者）の承認を受けた同条に規定する内国法人をいう。

十二の七の三　連結子法人　第四条の二の承認を受けた同条に規定する他の内国法人をいう。

十二の七の四　連結法人　連結親法人又は当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人をいう。

十二の七の五　連結完全支配関係　連結親法人と連結子法人との間の第四条の二に規定する完全支配関係又は当該連結親法人との間に当該完全支配関係がある連結子法人相互の関係をいう。

第二条第十二号の八中「株式（出資を含む。第十七号へまでにおいて同じ。）」を「株式及び出資」に改め、同号イ中「出資（」の下に「自己が有する自己の株式又は出資を除く。」を加え、同号ロ中「株式を」を「株式（出資を含む。第十七号へまでにおいて同じ。）を」に改め、同条第十六号中「資本の」を「法人（各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課される連結事業年度の連結法人（以下この条において「連結申告法人」という。）を除く。）の資本の」に改め、同号の次に次の一号を加える。

十六の二　連結個別資本等の金額　連結法人（連結申告法人に限る。）の資本の金額又は出資金額と連結個別資本積立金額との合計額をいう。

第二条第十七号中「イからヲまで」を「法人（連結申告法人を除く。）のイからワまで」に、「ワからラまで」を「当該法人のカからムまで」に改

め、同号ニ中「次号ニ」を「第十八号ニ又は第十八号の二ヘ」に改め、同号ホ中「次号ホ」を「第十八号ホ又は第十八号の二ト」に改め、同号ラを同号ムとし、同号ナ中「ナにおいて」を「ラにおいて」に改め、同号ナを同号ラとし、同号ネを同号ナとし、同号ツ中「ツにおいて」を「ネにおいて」に改め、同号ツを同号ネとし、同号ソ中「ソにおいて」を「ツにおいて」に改め、同号ソを同号ツとし、同号レを同号ソとし、同号タ中「タにおいて」を「レにおいて」に、「次号カ」を「第十八号タ」に改め、同号タを同号レとし、同号ヨ中「ヨにおいて」を「タにおいて」に改め、同号ヨを同号タとし、同号カを同号ヨとし、同号ワを同号カとし、同号ヲの次に次のように加える。

ワ　連結法人が当該連結法人を分割法人とする分割で分社型分割以外の分割（第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度開始の日に行うものを除く。）を行つた場合の当該分割の日の前日の属する事業年度の直前の連結事業年度終了の時の連結個別資本積立金額又は第四条の五第一項若しくは第二項（連結納税の承認の取消し）の規定により第四条の二の承認を取り消された場合若しくは第四条の五第三項の承認を受けた場合の各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課される最終の連結事業年度終了の時の連結個別資本積立金額

第二条第十七号の次に次の二号を加える。

十七の二　連結資本積立金額　連結法人（連結申告法人に限る。）の最初連結事業年度（各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課される当該連結法人の最初の連結事業年度をいう。）開始の日の前日の属する事業年度終了の時の資本積立金額（次号において「最終資本積立金額」という。）の総額と各連結事業年度において前号の規定に準じて計算した金額（連結法人のうちに自己を分割法人とする分割で分社型分割以外の分割（第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度開始の日に行うものを除く。第十八号ト及び第十八号の二において同じ。）を行つた法人がある場合には、当該法人の当該分割の日の前日の属する事業年度における前号イからヲまでに掲げる金額の合計額から同号カからムまでに掲げる金額の合計額を減算した金額を含む。次号において「連結資本積立金発生額」という。）の総額との合計額をいう。

十七の三　連結個別資本積立金額　連結法人（連結申告法人に限る。）の最終資本積立金額と連結資本積立金発生額との合計額をいう。

第二条第十八号中「イからホまで」を「法人（連結申告法人を除く。）のイからトまで」に、「へからカまで」を「当該法人のチからタまで」に、「うちに法人」を「うちに当該法人」に改め、同号ロ中「の規定」を「（第三項にあつては同項に規定する附帯税の負担額に係る部分とし、第四項にあつては同項に規定する附帯税の負担額の減少額に係る部分とする。）の規定」に、「算入されなかつた」を「算入されない」に改め、同号カを同号タとし、同号ワ中「前号ナ」を「第十七号ラ」に、「同号ナ」を「同号ラ」に改め、同号ワを同号ヨとし、同号ヲを同号カとし、同号ル中「前号ツ」を「第十七号ネ」に、「同号ツ」を「同号ネ」に改め、同号ルを同号ワとし、同号ヌ中「前号ソ」を「第十七号ツ」に、「同号ソ」を「同号ツ」に改め、同号ヌを同号ヲとし、同号リ中「前号ヨ」を「第十七号タ」に改め、同号リを同号ルとし、同号チを同号ヌとし、同号ト中「退職年金等積立金に対する法人税、第三十八条第一項第二号」を「第三十八条第一項第一号及び第二号」に、「及び附帯税を除く。」を「並びに附帯税を除く。リ及び次号ヌにおいて同じ。」に、「納付する」を「納付することとなる」に改め、同号トを同号リとし、同号ヘを同号チとし、同号ホの次に次のように加える。

ヘ　連結法人が有する他の連結法人（当該連結法人との間に連結完全支配関係がある法人に限るものとし、連結親法人を除く。）の株式について譲渡によりその全部又は一部を有しなくなることその他の政令で定める事由が生ずる場合に当該連結法人の利益積立金額となる金額として政令で定めるところにより計算した金額

ト　連結法人が当該連結法人を分割法人とする分割で分社型分割以外の分割を行つた場合の当該分割の日の前日の属する事業年度の直前の連結事業年度終了の時の連結個別利益積立金額又は第四条の五第一項若しくは第二項の規定により第四条の二の承認を取り消された場合若しくは第四条の五第三項の承認を受けた場合の各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課される最終の連結事業年度終了の時の連結個別利益積立金額

第二条第十八号の次に次の三号を加える。

十八の二　連結利益積立金額　連結法人（連結申告法人に限る。）の第十七号の二に規定する最初連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度終了の時の利益積立金額（次号において「最終利益積立金額」という。）の総額と各連結事業年度のイからチまでに掲げる金額からリからヲまでに掲げる金額を減算した金額（連結法人のうちに自己を分割法人とする分割で分社型分割以外の分割を行つた法人がある場合には当該法人の当該分割の日の前日の属する事業年度における前号イからヘまでに掲げる金額の合計額から同号チからタまでに掲げる金額の合計額を減算した金額を含むものとし、当該連結法人が留保していない金額がある場合には当該留保していない金額を減算した金額とする。次号において「連結利益積立金発生額」という。）の総額との合計額をいう。

十八の三　連結個別利益積立金額　連結法人（連結申告法人に限る。）の最終利益積立金額と連結利益積立金発生額との合計額をいう。

第二条第十八号の次に次の二号を加える。

十九　連結個別所得金額　連結法人（連結申告法人に限る。）の各連結事業年度の連結所得に対する法人税の負担額として支出すべき金額として第八十一条の十八第一項（連結法人税の個別帰属額の計算）に規定する個別所得金額

ロ　第八十一条の四（連結事業年度における受取配当等の益金不算入）の規定により各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入されなかつた金額のうち当該連結法人に帰せられる金額

ハ　第八十一条の三第一項（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）に規定する個別益金額を計算する場合の第二十六条第一項に規定する還付を受け又は充当される金額及び同条第二項に規定する減額された部分として政令で定める金額並びに同条第三項に規定する附帯税の負担額又は同条第四項に規定する附帯税の負担額の減少額を受け取る場合のその受け取る金額

ニ　各連結事業年度の連結所得に対する法人税の負担額として支出すべき金額として第八十一条の十八第一項の規定により計算される金額を受け取ることとなる場合のその受け取ることとなる金額及び当該法人税の減少額として収入すべき金額として同項の規定により計算される金額を受け取ることとなる場合のその受け取ることとなる金額

ホ　第八十一条の九（連結欠損金の繰越し）の規定により各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額のうち当該連結法人に帰せられる金額

及び第八十一条の三第一項に規定する個別損金額を計算する場合の第五十九条第一項（資産整理に伴う私財提供等があった場合の欠損金の損金算入）に規定する合計額に達するまでの金額

ヘ　各連結事業年度において前号ニの規定に準じて計算した金額

ト　各連結事業年度において前号ホの規定に準じて計算した金額

チ　連結法人が有する他の連結法人（当該連結法人との間に連結完全支配関係がある法人に限るものとし、連結親法人を除く。）の株式について譲渡によりその全部又は一部を有しなくなることその他の政令で定める事由が生ずる場合に連結利益積立金額となる金額として政令で定めるところにより計算した金額

リ　各連結事業年度の第八十一条の十八第一項に規定する個別欠損金額（当該連結事業年度に連結欠損金額が生ずる場合には、当該連結欠損金額のうち当該連結法人に帰せられる金額を加算した金額）

ヌ　法人税として納付することとなる金額、各連結事業年度の連結所得に対する法人税の負担額として支出すべき金額として第八十一条の十八第一項の規定により計算される金額を支払うこととなる場合のその支払うこととなる金額及び当該法人税の減少額として収入すべき金額として同項の規定により計算される金額を支払うこととなる場合のその支払うこととなる金額並びに地方税法の規定により当該負担額として支出すべき金額又は当該減少額として収入すべき金額に調整を加えた金額に係る道府県民税及び市町村民税（都民税及びこれらの税に係る均等割を含む。）として納付することとなる金額

ル　前号ヌに規定する合計額（第八十一条の三第一項に規定する個別益金額を計算する場合に第二十四条第一項の規定により利益の配当又は剰余金の分配の額とみなされる金額を除く。）

ヲ　各連結事業年度において前号ルからタまでの規定に準じて計算した金額

十八の三　連結個別利益積立金額　連結法人（連結申告法人に限る。）の最終利益積立金額と連結利益積立金発生額との合計額をいう。

十八の四　連結所得　連結親法人及び連結子法人の所得をいう。

第二条第十九号の次に次の一号を加える。

十九の二　連結欠損金額　各連結事業年度の連結所得の金額の計算上当該連結事業年度の損金の額が当該連結事業年度の益金の額を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。

第二条中第三十一号の二を第三十一号の四とし、第三十一号の次に次の二号を加える。

三十一の二　連結中間申告書　第八十一条の十九第一項（連結中間申告）の規定による申告書をいう。

三十一の三　連結確定申告書　第八十一条の二十二第一項（連結確定申告）の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）をいう。

第二条第四十号中「から第三十七号まで」を「、第三十一号及び第三十一号の四から第三十七号まで」に、「及び」を「並びに」に改め、同条第四十一号中「を含む。」の下に「、第八十一条の二十六（連結中間申告による納付）」を加える。

第一編第二章の次に次の一章を加える。

第二章の二　連結納税義務者

（連結納税義務者）

第四条の二　内国法人（普通法人又は協同組合等に限るものとし、次に掲げる法人を除く。）及び当該内国法人との間に当該内国法人による完全支配関係（発行済株式又は出資（自己が有する自己の株式又は出資を除く。）の全部を直接又は間接に保有する関係として政令で定める関係をいう。以下この条において同じ。）がある他の内国法人（普通法人に限るものとし、清算中の法人、資産の流動化に関する法律第二条第三項（定義）に規定する特定目的会社その他政令で定める法人を除く。）のすべてが当該内国法人を納税義務者として法人税を納めることにつき国税庁長官の承認を受けた場合には、これらの法人は、この法律の定めるところにより、当該内国法人を納税義務者として法人税を納めるものとする。

一　清算中の法人

二　普通法人（外国法人を除く。）又は協同組合等との間に当該普通法人又は協同組合等による完全支配関係がある法人

三　その他政令で定める法人

（連結納税の承認の申請）

第四条の三　前条に規定する内国法人及び当該内国法人との間に当該内国法人による同条に規定する完全支配関係（以下この条において「完全支配関係」という。）がある前条に規定する他の内国法人は、同条の承認を受けようとする場合には、その承認を受けて各連結事業年度の連結所得に対する法人税を納める最初の連結事業年度としようとする期間の開始の日の六月前の日までに、これらの法人のすべての連名で、当該期間の開始の日その他財務省令で定める事項を記載した申請書を当該内国法人の納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならない。

2　国税庁長官は、前項の申請書の提出があった場合において、次の各号のいずれかに該当する事実があるときは、その申請を却下することができる。

一　連結予定法人（前項に規定する内国法人又は他の内国法人をいう。以下この項において同じ。）のいずれかがその申請を行っていないこと。

二　その申請を行っている法人に連結予定法人以外の法人が含まれていること。

三　その申請を行っている連結予定法人につき次のいずれかに該当する事実があること。

イ　連結所得の金額又は連結欠損金額及び法人税の額の計算が適正に行われ難いと認められること。

ロ　連結事業年度において、帳簿書類の備付け、記録又は保存が次条第一項に規定する財務省令で定めるところに従って行われることが見込まれないこと。

ハ　第四条の五第一項（連結納税の承認の取消し）の規定により前条の承認を取り消され、又は第四条の五第三項の承認を受けた日以後五年以内に前項の申請書を提出したこと。

ニ　法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められること。

3　第一項の申請につき同項に規定する内国法人に対して承認の処分があった場合には、同項に規定する他の内国法人（同項に規定する期間の開始の時に当該内国法人との間に完全支配関係があるものに限る。次項及び第五項において同じ。）のすべてにつき、その承認の処分があったものとみなす。

4　第一項の申請書の提出があった場合（第六項の規定の適用を受けて当該申請書の提出があった場合を除く。）において、第一項に規定

する期間の開始の日の前日までにその申請につき承認又は却下の処分がなかつたときは、同項に規定する内国法人及び他の内国法人のすべてにつき、その開始の日においてその承認があつたものとみなす。

5　前二項の場合（第九項に規定する場合を除く。）において、前条の承認は、第一項に規定する内国法人及び他の内国法人のすべてにつき、同項に規定する期間の開始の日以後の期間について、その効力を生ずる。

6　前条に規定する内国法人の設立事業年度（当該内国法人の設立の日の属する事業年度をいう。以下この項及び第八項において同じ。）が連結申請特例年度（同条の承認を受けて各連結事業年度の連結所得に対する法人税を納める最初の連結事業年度としようとする期間をいう。以下この条において同じ。）である場合にあつては第一項に規定する六月前の日を当該設立事業年度開始の日から一月を経過する日と当該設立事業年度終了の日から五月前の日とのいずれか早い日（次項において「設立年度申請期限」という。）とし、当該内国法人の設立事業年度の翌事業年度が連結申請特例年度である場合にあつては当該六月前の日を当該設立事業年度終了の日と当該翌事業年度終了の日から五月前の日とのいずれか早い日（次項において「設立翌年度申請期限」という。）として、第一項の規定を適用する。

7　前項の規定は、同項に規定する内国法人が、設立年度申請期限又は設立翌年度申請期限までに同項の規定の適用を受ける旨その他財務省令で定める事項を記載した書類を当該内国法人の納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出した場合に限り、適用する。

8　第六項の規定の適用を受けて第一項の申請書の提出があつた場合において、当該申請書を提出した日から五月を経過する日までにその申請につき承認又は却下の処分がなかつたときは、同項に規定する内国法人及び他の内国法人（当該申請に係る連結申請特例年度開始の時に当該内国法人との間に完全支配関係があるものに限る。次項において同じ。）のすべてにつき、当該五月を経過する日（当該内国法人の設立事業年度の翌事業年度が当該連結申請特例年度であり、かつ、当該翌事業年度開始の日が当該五月を経過する日後である場合には、当該開始の日）においてその承認があつたものとみなす。

9　第六項の規定の適用を受けて行つた第一項の申請につき承認の処分があつた場合（前項の規定によりその承認があつたものとみなされた場合を含む。）には、その承認は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める日以後の期間について、その効力を生ずる。

一　連結申請特例年度開始の日の前日の属する事業年度終了の時に時価評価資産等（第六十一条の十一第一項（連結納税の開始に伴う資産の時価評価損益）に規定する時価評価資産その他の政令で定めるものをいう。第十一項において同じ。）を有する第一項に規定する他の内国法人（同条第一項各号に掲げるものを除く。以下この号及び次号において「時価評価法人」という。）及び当該時価評価法人が発行済株式又は出資を直接又は間接に保有する第一項に規定する他の内国法人（次号において「関連法人」という。）　当該連結申請特例年度終了の日の翌日

二　連結申請特例年度開始の日の翌日から特例申請後五月経過日（第六項の規定の適用を受けて第一項の申請書を提出した日から五月を経過する日をいう。以下この項及び第十一項において同じ。）までの間に自己を分割法人とする分割で分社型分割以外の分割を行つた第一項に規定する他の内国法人（時価評価法人及び関連法人を除く。）　当該特例申請後五月経過日の属する事業年度開始の日

三　第一項に規定する内国法人及び他の内国法人のうち、前二号に掲げる法人以外の法人　連結申請特例年度開始の日

10　前条に規定する他の内国法人が連結親法人との間に当該連結親法人による完全支配関係を有することとなつた場合（次項に規定する場合を除く。）には、当該他の内国法人については、当該完全支配関係を有することとなつた日（第十五条の二第二項（連結事業年度の意義）の規定の適用を受ける場合にあつては、同項各号に定める期間の開始の日。以下この項において同じ。）において前条の承認があつたものとみなす。この場合において、その承認は、当該完全支配関係を有することとなつた日以後の期間について、その効力を生ずるものとする。

11　前条に規定する他の内国法人が連結申請特例年度において第六項の規定の適用を受けて第一項の承認を受ける同項に規定する内国法人との間に当該内国法人による完全支配関係を有することとなつた場合には、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める日において同条の承認があつたものとみなす。この場合において、その承認は、当該各号に定める日以後の期間について、その効力を生ずるものとする。

一　当該完全支配関係を有することとなつた日の前日の属する事業年度終了の時に時価評価資産等を有する当該他の内国法人（第六十一条の十二第一項各号（連結納税への加入に伴う資産の時価評価損益）に掲げるものを除く。以下この号及び次号において「時価評価法人」という。）及び当該時価評価法人又は第九項第一号に規定する時価評価法人が発行済株式又は出資を直接又は間接に保有する前条に規定する他の内国法人（次号において「関連法人」という。）　当該連結申請特例年度終了の日の翌日

二　当該完全支配関係を有することとなつた日の翌日から特例申請後五月経過日までの間に自己を分割法人とする分割で分社型分割以外の分割を行つた前条に規定する他の内国法人（時価評価法人及び関連法人を除く。）　当該特例申請後五月経過日の属する事業年度開始の日

三　前条に規定する他の内国法人のうち、前二号に掲げる法人以外の法人　当該完全支配関係を有することとなつた日

12　第一項に規定する他の内国法人が同項の申請書を提出した場合の当該他の内国法人の納税地の所轄税務署長への届出その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（連結法人の帳簿書類の保存）

第四条の四　連結法人は、財務省令で定めるところにより、帳簿書類を備え付けてこれにその取引等を記録し、かつ、当該帳簿書類を保存しなければならない。

2　国税庁長官、連結親法人の納税地の所轄国税局長若しくは所轄税務署長又は連結子法人の本店若しくは主たる事務所の所在地の所轄国税局長若しくは所轄税務署長は、必要があると認めるときは、連結法人に対し、前項に規定する帳簿書類について必要な指示をすることができる。

（連結納税の承認の取消し等）

第四条の五　連結法人につき次の各号のいずれかに該当する事実がある場合には、国税庁長

官は、当該連結法人に係る第四条の二（連結納税義務者）の承認を取り消すことができる。この場合において、その承認が取り消されたときは、その承認は、その取消しの処分のあつた日の属する連結事業年度開始の日以後の期間について、その効力を失うものとする。

一　連結事業年度に係る帳簿書類の備付け、記録又は保存が前条第一項に規定する財務省令で定めるところに従つて行われていないこと。

二　連結事業年度に係る帳簿書類について前条第二項の規定による国税庁長官、国税局長又は税務署長の指示に従わなかつたこと。

三　連結事業年度に係る帳簿書類に取引の全部又は一部を隠ぺい又は仮装して記載し又は記録し、その他その記載又は記録をした事項の全体についてその真実性を疑うに足りる相当の理由があること。

四　第八十一条の二十二第一項（連結確定申告）の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかつたこと。

2　次の各号に掲げる事実が生じた場合には、連結法人（第一号及び第三号にあつてはこれらの規定に規定する連結親法人及びすべての連結子法人とし、第二号にあつては同号に規定する連結親法人とし、第四号及び第五号にあつてはこれらの規定に規定する連結子法人とする。）は、当該各号に定める日において第四条の二の承認を取り消されたものとみなす。この場合において、その承認は、そのみなされた日以後の期間について、その効力を失うものとする。

一　連結親法人と内国法人（普通法人又は協同組合等に限る。）との間に当該内国法人による第四条の二に規定する完全支配関係が生じたこと。　その生じた日

二　連結子法人がなくなつたことにより、連結法人が連結親法人のみとなつたこと。　そのなくなつた日の属する当該連結親法人の事業年度開始の日（その事業年度終了の日に連結子法人が解散（合併による解散を除く。）をしたことにより連結子法人がなくなつた場合には、その解散の日の翌日）

三　連結親法人の解散　その解散の日の翌日（合併による解散の場合には、その合併の日）

四　連結子法人の解散　その解散の日（合併による解散の場合には、その合併の日の前日）の属する当該連結子法人の事業年度開始の日（連結親法人事業年度（第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この項において同じ。）開始の日に合併による解散をした場合にはその合併の日とし、連結親法人事業年度終了の日に解散（合併による解散を除く。）をした場合にはその解散の日の翌日とする。）

五　連結子法人（解散したものを除く。）が連結親法人との間に当該連結親法人による連結完全支配関係を有しなくなつたこと（第一号又は第三号に掲げる事実に基因するものを除く。）。　その有しないこととなる事実が生じた日（その事実が連結親法人事業年度終了の日における当該連結子法人の発行済株式又は出資を直接又は間接に保有する他の連結子法人の解散（合併による解散を除く。）である場合には、その解散の日の翌日）の属する当該連結子法人の事業年度開始の日

3　連結法人は、やむを得ない事情があるときは、国税庁長官の承認を受けて第四条の二の規定の適用を受けることをやめることができる。

4　連結法人は、前項の承認を受けようとするときは、連結法人のすべての連名で、その理由その他財務省令で定める事項を記載した申請書を連結親法人の納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならない。

5　国税庁長官は、前項の申請書の提出があつた場合において、第四条の二の規定の適用を受けることをやめることにつきやむを得ない事情がないと認めるときは、その申請を却下する。

6　第四項の申請書を提出した連結法人が第三項の承認を受けた場合には、その承認を受けた日の属する連結事業年度終了の日後の期間について、第四条の二の承認は、その効力を失うものとする。

7　第一項に規定する取消しの処分の手続その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第五条中「、各事業年度」の下に「（連結事業年度に該当する期間を除く。）」を加える。

第六条の次に次の一条を加える。

（連結法人の課税所得の範囲）

第六条の二　連結親法人に対しては、各連結事業年度の連結所得について、各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課する。

第七条の二及び第八条中「範囲」の下に「又は第六条の二（連結法人の課税所得の範囲）」を加える。

第十二条第一項及び第二項中「第三十七条第五項」を「第三十七条第六項」に改め、同条第三項中「所得及び」を「所得の金額、各連結事業年度の連結所得の金額及び」に改める。

第十四条中「規定する法人」の下に「（第六号から第八号までにあつてはこれらの規定に規定する他の内国法人とし、第九号、第十四号及び第十五号にあつてはこれらの規定に規定する連結子法人とし、第十三号にあつては同号に規定する連結法人とする。）」を加え、同条第一号中「場合」の下に「（第十号に掲げる場合を除く。）」を加え、「の末日」を「終了の日」に改め、同条第二号中「場合」の下に「（第十一号に掲げる場合を除く。）」を加え、同条第三号中「場合」の下に「（第十二号に掲げる場合を除く。）」を加え、「の末日」を「終了の日」に改め、同条第七号中「の末日」を「終了の日」に改め、同号を同条第二十一号とし、同条第六号中「の末日」を「終了の日」に改め、同号を同条第二十号とし、同条第五号中「の末日」を「終了の日」に改め、同号を同条第十九号とし、同条第四号を同条第十八号とし、同条第三号の次に次の十四号を加える。

四　第四条の二（連結納税義務者）に規定する他の内国法人の事業年度の中途において最初連結親法人事業年度（各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課される最初の連結親法人事業年度（第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。次号及び第七号において同じ。）が開始した場合（第六号に掲げる場合を除く。）　その事業年度開始の日からその最初連結親法人事業年度開始の日の前日までの期間

五　連結子法人の事業年度開始の日及び終了の日がそれぞれ当該開始の日の属する連結親法人事業年度開始の日及び終了の日でない場合（次号から第八号までに掲げる場合を除く。）　その連結親法人事業年度開始の日からその終了の日までの期間

六　第四条の二に規定する他の内国法人との間に完全支配関係（同条に規定する完全支配関係をいう。以下この条において同じ。）

がある第四条の二に規定する内国法人が第四条の三第六項（連結納税の承認の申請の特例）の規定の適用を受けて同条第一項の申請書を提出した場合　連結申請特例年度（同条第六項に規定する連結申請特例年度をいう。以下この号及び第八号において同じ。）開始の日の前日の属する事業年度開始の日から当該前日までの期間、その連結申請特例年度開始の日からその終了の日までの期間及びその終了の日の翌日から当該翌日の属する事業年度終了の日までの期間（第四条の二の承認を受けた場合には、当該期間を除く。）

七　第四条の二に規定する他の内国法人が連結親法人事業年度の中途において連結親法人との間に当該連結親法人による完全支配関係を有することとなった場合（次号に掲げる場合を除く。）　当該完全支配関係を有することとなった日（以下この号において「加入日」という。）の前日の属する事業年度開始の日から当該前日までの期間及び当該加入日からその連結親法人事業年度終了の日までの期間（当該他の内国法人が第十五条の二第二項の規定の適用を受ける場合には、これらの期間は、当該他の内国法人の加入日の属する事業年度の翌事業年度開始の日からその開始の日の属する連結親法人事業年度終了の日までの期間とする。）

八　第四条の二に規定する他の内国法人が連結申請特例年度の中途において同条に規定する内国法人（第四条の三第六項の規定の適用を受けて同条第一項の申請書を提出した法人に限る。）との間に当該内国法人による完全支配関係を有することとなった場合　当該完全支配関係を有することとなった日（以下この号において「加入日」という。）の前日の属する事業年度開始の日から当該前日までの期間、当該加入日からその連結申請特例年度終了の日までの期間（第四条の二の承認を受けた場合には、当該期間を除く。）

九　連結子法人が連結事業年度の中途において連結親法人との間に当該連結親法人による連結完全支配関係を有しなくなった場合（次号、第十一号及び第十二号から第十七号までに掲げる場合を除く。）　その連結事業年度開始の日からその終了の日までの期間及びその終了の日の翌日から当該翌日の属する事業年度終了の日までの期間

十　連結子法人が連結事業年度の中途において解散（合併による解散を除く。）をした場合　その連結事業年度開始の日から解散の日までの期間、解散の日の翌日からその連結事業年度終了の日までの期間及びその終了の日の翌日から当該翌日の属する事業年度終了の日までの期間

十一　連結子法人が連結事業年度の中途において合併により解散した場合　その連結事業年度開始の日から合併の日の前日までの期間

十二　連結法人が連結事業年度の中途において当該連結法人を分割法人とする分割で分社型分割以外の分割を行った場合　その連結事業年度開始の日から分割の日の前日までの期間及び分割の日からその連結事業年度終了の日までの期間

十三　連結親法人と内国法人（普通法人又は協同組合等に限る。）との間に当該内国法人による完全支配関係が生じたことにより、連結法人が連結事業年度の中途において当該内国法人との間に当該内国法人による完全支配関係を有することとなった場合　その連結事業年度開始の日から当該完全支配関係を有することとなった日（以下この号において「支配日」という。）の前日までの期間、当該支配日からその連結事業年度終了の日までの期間及びその終了の日の翌日から当該翌日の属する事業年度終了の日までの期間

十四　連結子法人の連結事業年度の中途において連結親法人が解散（合併による解散を除く。）をした場合　その連結事業年度開始の日からその連結事業年度終了の日までの期間及びその終了の日の翌日から当該翌日の属する事業年度終了の日までの期間

十五　連結子法人の連結事業年度の中途において連結親法人が合併により解散した場合　その連結事業年度開始の日から合併の日の前日までの期間、合併の日からその連結事業年度終了の日までの期間及びその終了の日の翌日から当該翌日の属する事業年度終了の日までの期間

十六　連結子法人が第四条の五第一項（連結納税の承認の取消し）の規定により第四条の二の承認を取り消された場合　その取消しの処分のあった日の属する連結事業年度開始の日からその終了の日までの期間及びその終了の日の翌日から当該翌日の属する事業年度終了の日までの期間

十七　第四条の五第四項の申請書を提出した連結子法人が同条第三項の承認を受けた場合　その承認を受けた日の属する連結事業年度終了の日の翌日から当該翌日の属する事業年度終了の日までの期間

第十五条中「納税地」の下に「（連結子法人にあっては、その本店又は主たる事務所の所在地）」を加える。

第一編第五章中第十五条の二を第十五条の三とし、第十五条の次に次の一条を加える。

（連結事業年度の意義）

第十五条の二　この法律において「連結事業年度」とは、連結法人の連結親法人事業年度（当該連結親法人に係る連結親法人の事業年度（当該連結親法人を分割法人とする分割で分社型分割以外の分割を行った場合には、第十四条第十二号（みなし事業年度）の規定の適用がないものとした場合における事業年度）をいう。以下この項及び次項において同じ。）開始の日からその終了の日までの期間とする。ただし、連結親法人事業年度開始の日の翌日からその終了の日までの間に自己を分割法人とする分割で分社型分割以外の分割を行った連結法人にあってはその開始の日から分割の日の前日までの期間は連結事業年度に含まないものとし、次の各号に掲げる法人にあっては最初連結事業年度（各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課される最初の連結事業年度をいう。次項において同じ。）は当該各号に定める期間とする。

一　連結申請特例年度（第四条の三第六項（連結納税の承認の申請の特例）に規定する連結申請特例年度をいう。以下この項及び次項において同じ。）開始の日の翌日から特例申請後五月経過日（同条第九項第二号に規定する特例申請後五月経過日をいう。以下この項において同じ。）までの間に自己を分割法人とする分割で分社型分割以外の分割を行った第四条の二（連結納税義務者）に規定する他の内国法人で第四条の三第六項の規定の適用を受けるもの（同条第九項第一号に規定する時価評価法人及び関連法人を除く。）　当該特例申請後五月経過日の属する事業年度開始の日からその連結申請特例年度終了の日までの期間

二　連結親法人事業年度の中途において当該連結親法人との間に当該連結親法人による

第四条の二に規定する完全支配関係（以下この項及び次項において「完全支配関係」という。）を有することとなった同条に規定する他の内国法人（第四条の三第十一項第一号に規定する時価評価法人及び関連法人を除く。）当該完全支配関係を有することとなった日（当該他の内国法人（連結申請特例年度の中途において同項に規定する内国法人との間に当該内国法人による当該完全支配関係を有することとなったものに限る。）が同日の翌日から特例申請後五月経過日までの間に当該他の内国法人を分割法人とする分割で分社型分割以外の分割を行った場合には、当該特例申請後五月経過日の属する当該他の内国法人の事業年度開始の日）からその連結親法人事業年度終了の日までの期間

2　第四条の二に規定する他の内国法人が連結親法人事業年度（第四条の三第六項の規定の適用を受ける場合の連結申請特例年度を除く。）開始の日の一月前の日から当該開始の日以後一月を経過する日までの期間（その連結親法人事業年度が連結親法人の最初連結事業年度である場合には、その連結親法人事業年度開始の日から当該開始の日以後一月を経過する日までの期間）において連結親法人との間に当該連結親法人による完全支配関係を有することとなり、かつ、当該他の内国法人の加入年度（当該完全支配関係を有することとなった日の属する事業年度（第十四条第七号の規定の適用がないものとした場合における事業年度）をいう。以下この条において同じ。）終了の日が当該期間内にある場合には、前項の規定にかかわらず、当該他の内国法人の最初連結事業年度は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一　当該他の内国法人の加入年度終了の日がその連結親法人事業年度開始の日前となっている場合　当該他の内国法人の加入年度終了の日の翌日からその連結親法人事業年度開始の日の前日（当該他の内国法人の加入年度終了の日がその連結親法人事業年度開始の日の前日である場合には、その連結親法人事業年度終了の日）までの期間

二　当該他の内国法人の加入年度終了の日がその連結親法人事業年度開始の日以後となっている場合　当該他の内国法人の加入年度終了の日の翌日からその連結親法人事業年度終了の日までの期間

3　前項の規定は、同項に規定する連結親法人が、同項に規定する他の内国法人の加入年度に係る第七十四条第一項（確定申告）の規定による申告書の提出期限までに前項の規定の適用を受ける旨その他財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

第二十条の見出しを「（納税地等の異動の届出）」に改め、同条に次の一項を加える。

2　連結親法人は、連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地（以下この項において「本店等所在地」という。）に異動があった場合には、政令で定めるところにより、当該連結親法人の納税地の所轄税務署長並びに当該連結子法人の異動前の本店等所在地の所轄税務署長及び異動後の本店等所在地の所轄税務署長にその旨を届け出なければならない。

第二十三条第一項中「特定株式等以外の」を「連結法人株式等（連結法人の株式又は出資のうち政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）及び関係法人株式等のいずれにも該当しない」に、「百分の八十」を「百分の五十」に、「及び特定株式等」を「並びに関係法人株式等」に改め、同条第七項中「及び第二項」を「から第三項まで」に、「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、「同項の」を「これらの」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「特定株式等」を「関係法人株式等」に改め、「出資金額」の下に「（当該他の内国法人が有する自己の株式又は出資を除く。）」を加え、「出資をいう」を「出資（連結法人株式等を除く。）をいう」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「を含む」の下に「ものとし、連結法人である内国法人を分割法人とする分割で分社型分割以外の分割（第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度開始の日に行うものを除く。）を行った場合の当該分割の日の前日の属する事業年度にあっては連結法人（当該内国法人との間に連結完全支配関係があるものに限る。）に支払うものを除く」を加え、「同項の規定」を「第一項の規定」に改め、同項第一号中「する特定株式等以外の」を「する連結法人株式等及び関係法人株式等のいずれにも該当しない」に、「当該特定株式等以外の」を「当該」に改め、「（当該配当等の額の合計額を限度とする。）」を削り、「百分の八十」を「百分の五十」に改め、同項第二号中「特定株式等」を「関係法人株式等」に改め、「（当該配当等の額の合計額を限度とする。）」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　内国法人が受ける配当等の額のうち、連結法人株式等に係る配当等の額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

第二十四条第一項中「資本等の金額」の下に「又は連結個別資本等の金額」を加える。

第二十六条第一項第一号中「第三十八条」を「第三十八条第一項又は第二項」に改め、同項第二号中「第七十九条（確定申告による所得税額等の還付）」を「第七十八条（確定申告による所得税額等の還付）、第八十一条の二十九（連結確定申告による所得税額等の還付）」に、「確定申告に係る」を「確定申告又は連結確定申告に係る」に改め、同項第三号を次のように改める。

三　第八十条（欠損金の繰戻しによる還付）又は第八十一条の三十一（連結欠損金の繰戻しによる還付金の規定による還付金

第二十六条第二項中「第六十九条第一項から第四項まで」を「第六十九条第一項から第三項まで」に、「後において、これらの」を「事業年度後の各事業年度においてこれらの」に、「同条第一項に規定する外国法人税の額」を「外国法人税の額（第六十九条第一項に規定する外国法人税の額をいう。以下この項において同じ。）」に、「同条第四項」を「同条第五項」に、「含む。）」を「含む。以下この項において同じ。）又は当該内国法人が第八十一条の十五第一項から第三項まで（連結事業年度における外国税額の控除）の規定の適用を受けた連結事業年度後の各事業年度においてこれらの規定による控除をされるべき金額の計算の基礎となった外国法人税の額が減額された場合」に、「のうち同条第一項」を「のうち第六十九条第一項」に改め、「控除対象外国法人税の額」の下に「又は第八十一条の十五第一項に規定する個別控除対象外国法人税の額」を加え、「その内国法人」を「当該内国法人」に改め、同条に次の二項を加える。

3　内国法人が他の内国法人から各連結事業年度の連結所得に対する法人税の負担額として支出すべき金額として第八十一条の十八第一項（連結法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される金額又は附帯税（利子税を除く。次項において同じ。）の負担額を受け取る場合には、その受け取る金額は、当該内国法

人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

4　前項の他の内国法人が同項の内国法人から各連結事業年度の連結所得に対する法人税の減少額として収入すべき金額として第八十一条の十八第一項の規定により計算される金額又は附帯税の負担額の減少額を受け取る場合には、その受け取る金額は、当該他の内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

第二十八条中「第六十九条第七項」を「第六十九条第八項」に、「につき同項」を「（同条第九項の規定により当該外国子会社の所得に対して課される外国法人税の額とみなされる金額を含む。）につき同条第八項」に改める。

第三十二条第二項中「この条」を「この項及び次項」に改め、同条第四項第二号中「適格分割」を「適格分割型分割、適格分社型分割」に、「適格分割等」を「適格分割型分割等」に、「適格分割等により」を「適格分割型分割等により」に、「この号において」を「この号及び次項において」に、「適格分割等（適格分割型分割を除く。）により分割承継法人等」を「適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立により分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人」に改め、同条第五項中「同項第二号ハ」を「第二号ハ」に、「適格分割等」を「適格分割型分割等」に改め、「規定により」の下に「分割承継法人等に」を加え、「規定する」を「掲げる」に改め、同条第六項中「、当該繰延資産が」の下に「第二項に規定する」を加える。

第三十七条第一項中「第三項各号」を「第四項各号」に、「第五項」を「第六項」に改め、同条第十項中「第三項第二号」を「第四項第二号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第三項」を「第四項」に、「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第三項の」を「第四項の」に、「第二項」を「第三項」に、「第三項各号」を「第四項各号」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「以下この条」を「次項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「から第三項まで、第八項及び第九項」を「、第三項、第四項、第九項及び第十項」に、「第三項第三号」を「第四項第三号」に、「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、「次項において同じ。」を削り、「以下この条」を「次項第三号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　内国法人が各事業年度において当該内国法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に対して支出した寄附金の額（前項の規定の適用を受けた寄附金の額を除く。）があるときは、その寄附金の額は、当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

第三十七条に次の一項を加える。

12　第五項から前項までに定めるもののほか、第一項から第四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二編第一章第一節第四款第五目の目名を次のように改める。

第五目　租税公課等

第三十八条第一項第三号中「又は第八項（確定申告期限の延長の特例の場合の利子税）」を「若しくは第八項（確定申告期限の延長の特例の場合の利子税）、第八十一条の二十三第二項（連結確定申告期限の延長の場合の利子税）又は第八十一条の二十四第三項若しくは第六項（連結確定申告期限の延長の特例の場合の利子税）」に改め、同条に次の二項を加える。

3　内国法人が他の内国法人に各連結事業年度の連結所得に対する法人税の減少額として収入すべき金額として第八十一条の十八第一項（連結法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される金額又は附帯税（利子税を除く。次項において同じ。）の負担額の減少額を支払う場合には、その支払う金額は、当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

4　前項の他の内国法人が同項の内国法人に各連結事業年度の連結所得に対する法人税の負担額として支出すべき金額として第八十一条の十八第一項の規定により計算される金額又は附帯税の負担額を支払う場合には、その支払う金額は、当該他の内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

第四十条及び第四十一条中「第七十九条第一項」を「第七十八条第一項」に、「確定申告に係る」を「確定申告又は連結確定申告に係る」に改める。

第五十二条第二項中「この項」の下に「及び第八項」を加え、同条第七項中「第九項」を「第十項」に改め、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「前項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8　第一項及び第二項の規定の適用については、個別評価金銭債権及び一括評価金銭債権には、内国法人が当該内国法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に対して有する金銭債権を含まないものとする。

第五十四条から第五十六条までを次のように改める。

第五十四条から第五十六条まで　削除

第五十七条第一項中「第八十一条」を「第八十条」に改め、同条第二項中「第五項」の下に「及び第九項」を加え、「当該被合併法人等が欠損金額の生じた前五年内事業年度について青色申告書である確定申告書を提出し、かつ、当該被合併法人等の当該前五年内事業年度後の各事業年度の確定申告書が連続して提出されている場合」を「当該被合併法人等が当該欠損金額（この項又は第七項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたものを含み、第六項又は第十一項の規定によりないものとされたものを除く。次項、第五項及び第十項において同じ。）の生じた前五年内事業年度について青色申告書である確定申告書を提出していることその他の政令で定める要件を満たしている場合」に、「第八十一条」を「第八十条」に改め、同条第三項中「出資の」を「出資（当該他方の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の」に改め、同項第一号中「第八十一条」を「第八十条」に改め、同条第六項中「規定する欠損金額」の下に「（第二項又は次項の規定により当該内国法人の欠損金額とみなされたものを含み、この項又は第十一項の規定によりないものとされたものを除く。以下この項において同じ。）」を加え、同項第一号中「第八十一条」を「第八十条」に改め、同条第八項中「及び第六項」を「から第七項まで及び第九項から第十一項まで」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第七項中「（第二項」の下に「又は第七項」を加え、「（同項の」を「（これらの」に改め、「合併等事業年度」の下に「又は第七項に規定する最終の連結事業年度終了の日の翌日の属する事業年度」を加え、同項を同条第十二項とし、同条第六項の次に次の五項を加える。

7　内国法人が、当該内国法人を分割法人とする分割で分社型分割以外の分割（連結法人である当該内国法人が連結親法人事業年度（第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この条において同じ。）開始の日の翌日からその終

了の日までの間に行うものに限る。）を行った場合又は第四条の五第二項（連結納税の承認の取消し）の規定により第四条の二（連結納税義務者）の承認を取り消された場合（連結親法人にあっては当該連結親法人を被合併法人とする合併を行ったことにより当該承認を取り消された場合を、連結子法人にあっては連結親法人事業年度開始の日に当該連結子法人を被合併法人とする合併を行ったことにより当該承認を取り消された場合を除く。）若しくは第四条の五第三項の承認を受けた場合（以下この項において「承認の取消し等の場合」という。）において、当該分割の日の前日の属する事業年度開始の日前五年以内に開始した各連結事業年度又は当該承認の取消し等の場合の最終の連結事業年度終了の日の翌日の属する事業年度開始の日前五年以内に開始した各連結事業年度において生じた当該内国法人の連結欠損金個別帰属額（第八十一条の九第六項（連結欠損金の繰越し）に規定する連結欠損金個別帰属額をいう。第九項までにおいて同じ。）があるときは、当該前日の属する事業年度又は当該翌日の属する事業年度以後の各事業年度における第一項の規定の適用については、当該連結欠損金個別帰属額は、当該連結欠損金個別帰属額が生じた連結事業年度開始の日の属する当該内国法人の事業年度において生じた欠損金額とみなす。

8　前項の規定は、同項の内国法人（同項に規定する分割を行った連結親法人及び同項に規定する承認の取消し等の場合における連結親法人を除く。）の同項に規定する前日の属する事業年度又は翌日の属する事業年度の確定申告書に連結欠損金個別帰属額に関する明細の記載がある場合に限り、適用する。

9　適格合併に係る被合併法人が連結法人（連結子法人にあっては、連結親法人事業年度開始の日に当該連結子法人を被合併法人とする適格合併を行うものに限る。）である場合又は合併類似適格分割型分割（連結親法人事業年度開始の日に行うものに限る。）に係る分割法人が連結法人である場合には、これらの連結法人の当該適格合併又は合併類似適格分割型分割の日前五年以内に開始した各連結事業年度において生じたこれらの連結法人の連結欠損金個別帰属額を第二項に規定する前五年内事業年度において生じた欠損金額と、連結確定申告書を青色申告書である確定申告書と、その連結欠損金個別帰属額が生じた連結事業年度を当該被合併法人又は分割法人の事業年度とみなして、同項及び第三項の規定を適用する。

10　前項に規定する場合において、同項の適格合併又は同項に規定する合併類似適格分割型分割に係る被合併法人又は分割法人となる連結法人に同項に規定する各連結事業年度前の各事業年度で第二項に規定する前五年内事業年度に該当する事業年度において生じた欠損金額があるときは、当該欠損金額については、同項の規定は、適用しない。

11　次の各号に規定する場合には、第一項の内国法人の当該各号に掲げる各事業年度における同項の規定の適用については、当該各号に定める欠損金額（当該各事業年度において第二項又は第七項の規定により当該内国法人の当該各事業年度前の事業年度において生じた欠損金額とみなされるものを除く。）は、ないものとする。

一　連結法人である当該内国法人が当該内国法人を分割法人とする分割で分社型分割以外の分割（連結親法人事業年度開始の日に行うものを除く。）を行った場合の当該分割の日の前日の属する事業年度　当該前日の属する事業年度前の各事業年度において生じた欠損金額（第二項又は第七項の規定により当該内国法人の欠損金額とみなされたものを含む。以下この項において同じ。）

二　連結法人である当該内国法人が第十五条の二第一項に規定する最初連結事業年度（次号において「最初連結事業年度」という。）後に第四条の五第一項若しくは第二項の規定により第四条の二の承認を取り消された場合又は第四条の五第三項の承認を受けた場合の最終の連結事業年度後の各事業年度　当該連結事業年度前の各事業年度において生じた欠損金額

三　当該内国法人が当該内国法人を被合併法人とする合併（当該内国法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人が合併法人となる合併で、当該内国法人の最初連結事業年度開始の日の翌日からその終了の日までの間に行うものに限る。）を行った場合の当該合併の日の前日の属する事業年度　当該前日の属する事業年度前の各事業年度において生じた欠損金額

第五十八条第一項中「第八十一条」を「第八十条」に改め、同条第二項中「第六項」を「第七項」に、「第五項」を「第六項」に、「提出し、かつ、当該被合併法人等の当該前五年内事業年度後の各事業年度の確定申告書が連続して提出されている」を「提出していることその他の政令で定める要件を満たしている」に改め、同条第六項中「及び第四項」を「、第四項及び第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　次の各号に規定する場合には、第一項の内国法人の当該各号に掲げる各事業年度における同項の規定の適用については、当該各号に定める災害損失欠損金額（当該各事業年度において第二項の規定により当該内国法人の当該各事業年度前の事業年度において生じた災害損失欠損金額とみなされるものを除く。）は、ないものとする。

一　連結法人である当該内国法人が当該内国法人を分割法人とする分割で分社型分割以外の分割（第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度開始の日に行うものを除く。）を行った場合の当該分割の日の前日の属する事業年度　当該前日の属する事業年度前の各事業年度において生じた災害損失欠損金額

二　連結法人である当該内国法人が第十五条の二第一項に規定する最初連結事業年度（次号において「最初連結事業年度」という。）後に第四条の五第一項若しくは第二項（連結納税の承認の取消し）の規定により第四条の二（連結納税義務者）の承認を取り消された場合又は第四条の五第三項の承認を受けた場合の最終の連結事業年度後の各事業年度　当該連結事業年度前の各事業年度において生じた災害損失欠損金額

三　当該内国法人が当該内国法人を被合併法人とする合併（当該内国法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人が合併法人となる合併で、当該内国法人の最初連結事業年度開始の日の翌日からその終了の日までの間に行うものに限る。）を行った場合の当該合併の日の前日の属する事業年度　当該前日の属する事業年度前の各事業年度において生じた災害損失欠損金額

第五十九条第一項中「内国法人について」を「内国法人（連結子法人を除く。以下この項において同じ。）について」に改め、「欠損金額」の下に「（連結事業年度において生じた第八十一条の九第六項（連結欠損金の繰越し）に規定する連結欠損金個別帰属額を含む。）」を加え、「こえる」を「超える」に改め、同条第二項及び第三項中「添附」を「添付」に改める。

第六十一条の二第五項中「（次項の規定の適用がある場合を除く。）」を削り、同条中第六項を削り、第七項を第六項とし、第八項から第十一項までを一項ずつ繰り上げる。

第六十一条の四第一項及び第六十一条の六第二項第二号中「第六十一条の二第九項」を「第六十一条の二第八項」に、「同条第十項」を「同条第九項」に改める。

第二編第一章第一節第五款に次の二目を加える。

第五目　連結納税の開始等に伴う資産の時価評価損益

（連結納税の開始に伴う資産の時価評価損益）

第六十一条の十　第四条の二（連結納税義務者）の承認を受ける同条に規定する他の内国法人のうち最初連結親法人事業年度（各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課される最初の第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）開始の時に第四条の二に規定する内国法人との間に当該内国法人による同条に規定する完全支配関係を有するもの（次に掲げるものを除く。）が連結開始直前事業年度（最初連結親法人事業年度開始の日の前日（当該他の内国法人が第四条の三第九項第一号（連結納税の承認の効力）に規定する時価評価法人である場合には、最初連結親法人事業年度終了の日）の属する事業年度をいう。）終了の時に有する時価評価資産（固定資産、土地（土地の上に存する権利を含み、固定資産に該当するものを除く。）、有価証券、金銭債権及び繰延資産で政令で定めるもの以外のものをいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）の評価益（その時の価額がその時の帳簿価額を超える場合のその超える部分の金額をいう。次条第一項において同じ。）又は評価損（その時の帳簿価額がその時の価額を超える場合のその超える部分の金額をいう。次条第一項において同じ。）は、当該連結開始直前事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

一　当該内国法人が最初連結親法人事業年度開始の日の五年前の日から当該開始の日までの間に株式移転により設立され、かつ、当該内国法人が当該株式移転の日から当該開始の日まで継続して当該株式移転に係る完全子会社（商法第三百五十二条第一項（株式交換）に規定する完全子会社をいう。以下この項及び次条第一項第四号において同じ。）であった法人の発行済株式（自己が有する自己の株式を除く。次項において同じ。）の全部を直接又は間接に保有している場合の当該法人

二　当該内国法人が最初連結親法人事業年度開始の日の五年前の日から当該開始の日まで継続して法人の発行済株式又は出資（自己が有する自己の株式又は出資を除く。以下この条及び次条において「発行済株式等」という。）の全部を直接又は間接に保有している場合の当該法人

三　当該内国法人又は当該内国法人に発行済株式等の全部を直接又は間接に保有されている法人（第五号において「完全子法人」という。）が最初連結親法人事業年度開始の日の五年前の日から当該開始の日までの間に発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する法人を設立し、かつ、当該内国法人がその設立の日から当該開始の日まで継続して当該発行済株式等の全部を直接又は間接に保有している場合の当該法人

四　当該内国法人が最初連結親法人事業年度開始の日の五年前の日から当該開始の日までの間に適格合併、合併類似適格分割型分割（合併に類する分割型分割として政令で定める分割のうち適格分割型分割に該当するものをいう。以下この号及び次条第一項第二号において同じ。）又は株式移転（以下この号において「適格合併等」という。）により法人（当該適格合併等に係る被合併法人、分割法人又は完全子会社が当該五年前の日から当該適格合併の日の前日、当該合併類似適格分割型分割の日の前日又は当該株式移転の日までの間に設立された法人である場合には、その設立の日）から当該適格合併の日の前日、当該合併類似適格分割型分割の日の前日又は当該株式移転の日まで継続して発行済株式等の全部を直接又は間接に保有していた法人に限る。）の発行済株式等の全部を直接又は間接に有することとなり、かつ、当該内国法人が当該適格合併等の日から当該開始の日まで継続して当該発行済株式等の全部を直接又は間接に保有している場合の当該法人

五　最初連結親法人事業年度開始の日の五年前の日から当該開始の日までの間に法人の株主の有する当該法人の商法第二百二十条ノ六第一項（端株主の端株買取請求権）に規定する端株の当該法人若しくは当該内国法人若しくは完全子法人による買取りその他これに類する買取り又は法人の株主等が法令の規定によりその有する当該法人の株式（出資を含む。以下この号において同じ。）の保有を制限されたことに伴う当該株式の当該法人若しくは当該内国法人若しくは完全子法人による買取りにより当該内国法人が法人（当該内国法人が当該五年前の日（当該法人が当該五年前の日以後に設立された法人である場合には、その設立の日）から当該開始の日まで継続して取得済株式等（その発行済株式等のうち当該内国法人がこれらの買取りの直前に直接又は間接に保有していたものをいう。）の全部を直接又は間接に保有していた法人に限る。）の発行済株式等の全部を直接又は間接に有することとなり、かつ、当該内国法人がその有することとなつた日から当該開始の日まで継続して当該発行済株式等の全部を直接又は間接に保有している場合の当該法人

六　当該内国法人が最初連結親法人事業年度開始の日の五年前の日から当該開始の日までの間に株式交換により法人（当該株式交換に係る完全子会社及び当該完全子会社が当該五年前の日（当該法人が当該五年前の日から当該株式交換の日までの間に設立された法人である場合には、その設立の日）から当該株式交換の日まで継続して発行済株式等の全部を直接又は間接に保有していた法人に限る。）の発行済株式等の全部を直接又は間接に有することとなり、かつ、当該株式交換の日から当該開始の日まで継続して当該発行済株式等の全部を直接又は間接に保有している場合（次に掲げる要件のすべてを満たす場合に限る。）の当該法人

イ　当該最初連結親法人事業年度開始の日の前日の属する事業年度（ロ及びハにおいて「開始直前事業年度」という。）終了の時において、当該法人の時価評価資産（棚卸資産、当該株式交換に伴つて法令の規定により保有を制限されることとなるもの及びこれに類するものを除く。）の全部につき、当該開始の日以後に譲渡、評価換え、貸倒れ、除却その他これらに類する事由による利益の額又は損失の額を益金の額又は損金の額に算入することが見込まれていないこと。

ロ　当該法人の開始直前事業年度終了の時の時価評価資産について、当該開始直前事業年度に係る第七十四条第一項（確定申告）の規定による申告書の提出期限までに、当該時価評価資産の種類、名称、所在する場所その他財務省令で定める事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出していること。

ハ　開始直前事業年度終了の時において、当該内国法人が継続して当該法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有することが見込まれていること。

ニ　当該内国法人が明らかに法人税を免れる目的で当該法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に有することとしたと認められるものでないこと。

2　発行済株式又は発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する関係の判定その他前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（連結納税への加入に伴う資産の時価評価損益）

第六十一条の十二　第四条の三第十項又は第十一項（連結納税のみなし承認）の規定の適用を受けるこれらの規定に規定する他の内国法人（次に掲げるものを除く。）が連結加入直前事業年度（連結親法人との間に当該連結親法人による第四条の二（連結納税義務者）に規定する完全支配関係を有することとなった日の前日（当該他の内国法人が同項第一号に規定する時価評価法人である場合には、最初連結親法人事業年度終了の日）の属する事業年度をいう。）終了の時に有する時価評価資産の評価益又は評価損は、当該連結加入直前事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

一　当該連結親法人又は連結子法人が発行済株式又は出資の全部を直接又は間接に保有する法人を設立した場合の当該法人

二　当該連結親法人が適格合併又は合併類似適格分割型分割（以下この号において「適格合併等」という。）により法人（当該適格合併等に係る被合併法人又は分割法人が当該適格合併等の日の五年前の日（当該法人が当該五年前の日から当該適格合併等の日の前日までの間に設立された法人である場合には、その設立の日）から当該適格合併等の日の前日まで継続して発行済株式等の全部を直接又は間接に保有していた法人に限る。）の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有することとなった場合の当該法人

三　法人の株主の有する当該法人の商法第二百二十条ノ六第一項（端株主の端株買取請求権）に規定する端株の当該法人若しくは当該連結親法人若しくは連結子法人による買取りその他これに類する買取り又は法人の株主等が法令の規定によりその有する当該法人の株式（出資を含む。以下この号において同じ。）の保有を制限されたことに伴う当該株式の当該法人若しくは当該連結親法人若しくは連結子法人による買取りにより当該連結親法人が法人（当該連結親法人がこれらの買取りの日の五年前の日（当該法人が当該五年前の日からこれらの買取りの日までの間に設立された法人である場合には、その設立の日）からこれらの買取りの日まで継続して取得済株式等（その発行済株式等のうち当該連結親法人がこれらの買取りの直前に直接又は間接に保有していたものをいう。）の全部を直接又は間接に保有していた法人に限る。）の発行済株式等の全部を直接又は間接に有することとなった場合の当該法人

四　当該連結親法人が株式交換により法人（当該株式交換に係る完全子会社及び当該完全子会社が当該株式交換の日の五年前の日（当該法人が当該五年前の日から当該株式交換の日までの間に設立された法人である場合には、その設立の日）から当該株式交換の日まで継続して発行済株式等の全部を直接又は間接に保有していた法人に限る。）の発行済株式等の全部を直接又は間接に有することとなった場合（次に掲げる要件のすべてを満たす場合に限る。）の当該法人

イ　当該株式交換の時において、当該法人の時価評価資産（棚卸資産、当該株式交換に伴って法令の規定により保有を制限されることとなるもの及びこれに類するものを除く。）の全部につき、当該株式交換の後に譲渡、評価換え、貸倒れ、除却その他これらに類する事由による利益の額又は損失の額を益金の額又は損金の額に算入することが見込まれていないこと。

ロ　当該法人の当該株式交換の時の時価評価資産について、当該株式交換の日の前日の属する事業年度に係る第七十四条第一項（確定申告）の規定による申告書の提出期限までに、当該時価評価資産の種類、名称、所在する場所その他財務省令で定める事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出していること。

ハ　当該株式交換の時において、当該連結親法人が継続して当該法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有することが見込まれていること。

ニ　当該連結親法人が明らかに法人税を免れる目的で当該法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に有することとしたと認められるものでないこと。

2　発行済株式又は発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する関係の判定その他前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六目　分割前事業年度等における連結法人間取引の損益

（分割前事業年度等における連結法人間取引の損益の調整）

第六十一条の十三　内国法人（自己を分割法人とする分割で分社型分割以外の分割（第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度開始の日に行うものを除く。）を行った連結法人に限る。第三項までにおいて同じ。）が分割前事業年度（当該分割の日の前日の属する事業年度をいう。第三項までにおいて同じ。）においてその有する譲渡損益調整資産（固定資産、土地（土地の上に存する権利を含み、固定資産に該当するものを除く。）、有価証券、金銭債権及び繰延資産で政令で定めるもの以外のものをいう。以下この条において同じ。）を連結法人（当該内国法人との間に連結完全支配関係があるものに限る。次項において同じ。）に譲渡した場合（適格事後設立により被事後設立法人に譲渡損益調整資産を移転した場合を除く。）には、当該譲渡損益調整資産に係る譲渡利益額（当該譲渡に係る対価の額が原価の額を超える場合における当該超える部分の金額をいう。次項及び第四項において同じ。）又は譲渡損失額（当該譲渡に係る原価の額が対価の額を超える場合における当該超える部分の金額をいう。次項及び第四項において同じ。）に相当する金額は、当該分割前事業年度の所得の金額の計算上、損金の額又は益金の額に算入する。

2　分割前事業年度において、内国法人が連結法人に譲渡した譲渡損益調整資産（その譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額につき前項又は第八十一条の十第一項（連結法人間取引の損益の調整）の規定の適用を受け、かつ、当該金額のうちにこの項又は同条第二項の規定により各事業年度の所得の金額又は各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額又は損金の額に算入されていない金額があるものに限る。）につき当該連結法人において譲渡、償却、評価換え、貸倒れ、除却その他これらに類する事由が生じた場合その他の政令で定める場合には、当該譲渡損益調整資産に係る譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額は、政令で定めるところにより、当該分割前事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

3　分割前事業年度又は当該分割前事業年度前の各連結事業年度において、内国法人が、譲渡損益調整資産を譲渡して第一項又は第八十一条の十第一項の規定の適用を受けている法人（当該内国法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人に限る。）との間に当該法人を被合併法人又は分割法人とする適格合併又は第六十一条の十一第一項第四号（連結納税の開始に伴う資産の時価評価損益）に規定する合併類似適格分割型分割を行った場合には、当該内国法人が当該譲渡損益調整資産を譲渡したものとみなして、前項の規定を適用する。

4　内国法人が譲渡損益調整資産に係る譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額につき第一項又は第八十一条の十第一項の規定の適用を受け、かつ、当該金額のうちに第二項又は同条第二項の規定により各事業年度の所得の金額又は各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額又は損金の額に算入されていない金額がある場合において、当該内国法人が第四条の五第一項（連結納税の承認の取消し）の規定により第四条の二（連結納税義務者）の承認を取り消された場合その他の政令で定める場合に該当することとなったときは、その算入されていない金額は、政令で定める事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

5　前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十二条の六第一項中「第十四条第三号」の下に「及び第十二号」を加える。

第六十二条の七第一項中「出資の総数」を「出資（当該他方の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数」に改め、「までの期間」の下に「（当該期間に終了する各事業年度において第六十一条の十一第一項（連結納税の開始に伴う資産の時価評価損益）又は第六十一条の十二第一項（連結納税への加入に伴う資産の時価評価損益）の規定の適用を受ける場合には、当該特定適格合併等事業年度開始の日から第六十一条の十一第一項に規定する連結開始直前事業年度又は第六十一条の十二第一項に規定する連結加入直前事業年度終了の日までの期間）」を加え、同条第四項中「第二項に定めるもののほか、第一項及び前項」を「第二項第一号に規定する損失の額の計算その他前三項」に改める。

第六十三条第一項中「の日を含む」を「の日の属する」に、「同日を含む」を「同日の属する」に改め、「経理しなかった場合」の下に「又は次項の規定の適用を受けた場合」を、「係る事業年度後」の下に「又は同項の規定の適用を受けた事業年度後」を加え、同条第三項中「同項」を「同項から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　第六十一条の十一第一項（連結納税の開始に伴う資産の時価評価損益）に規定する他の内国法人のうち同項に規定する完全支配関係を有するもの又は第六十一条の十二第一項（連結納税への加入に伴う資産の時価評価損益）に規定する他の内国法人が第六十一条の十一第一項に規定する連結開始直前事業年度（以下この項において「連結開始直前事業年度」という。）又は第六十一条の十二第一項に規定する連結加入直前事業年度（以下この項において「連結加入直前事業年度」という。）において前項の規定の適用を受けている場合（政令で定める場合を除く。）には、同項に規定する資産の販売等に係る収益の額及び費用の額（当該連結開始直前事業年度又は当該連結加入直前事業年度前の各事業年度の所得の金額の計算上益金の額及び損金の額に算入されるもの並びに同項の規定により当該連結開始直前事業年度又は当該連結加入直前事業年度の所得の金額の計算上益金の額及び損金の額に算入されるものを除く。）は、当該連結開始直前事業年度又は当該連結加入直前事業年度の所得の金額の計算上、益金の額及び損金の額に算入する。

3　第一項の規定の適用については、資産の販売等には、内国法人が当該内国法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に対して行った第六十一条の十三第一項（分割前事業年度等における連結法人間取引の損益の調整）に規定する譲渡損益調整資産の販売又は譲渡を含まないものとする。

第六十七条第二項中「以下この条」を「次項」に改め、「賞与の額」の下に「及び連結法人である同族会社が当該同族会社を分割法人とする分割で分社型分割以外の分割（第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度開始の日に行うものを除く。）を行った場合の当該分割の日の前日の属する事業年度の配当等の額（第二十三条第一項（受取配当等の益金不算入）に規定する配当等の額をいう。第二号において同じ。）で他の連結法人（当該同族会社との間に連結完全支配関係があるものに限る。）に対するもの」を加え、同項第二号中「（受取配当等の益金不算入）」を削り、「算入されなかった金額」の下に「（連結法人である同族会社が他の連結法人（当該同族会社との間に連結完全支配関係があるものに限る。）から受ける配当等の額に係るもののうち政令で定めるものを除く。）」を加え、同項第三号中「同条第一項第一号」の下に「、第三項及び第四項」を加え、「第二条第十八号ト」を「第二条第十八号リ」に、「同号ト」を「同号リ又は同条第十八号の二ヌ」に改め、「部分の金額」の下に「並びに同号ニに掲げる金額に係る部分の金額」を加え、同条に次の一項を加える。

7　第二項に規定する留保した金額から除く金額その他第一項から第三項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十九条第一項中「のうち、当該事業年度」を「のうち当該事業年度」に改め、同条第二項中「当該事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度（次項及び第四項において「前三年以内の各事業年度」という。）」を「前三年内事業年度（当該事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度をいう。以下この条において同じ。）」に、「この条」を「この項及び第十七項」に改め、同条第三項中「前三年以内の各事業年度」を「前三年内事業年度」に、「この条」を「この項及び第十七項」に改め、同条第四項から第六項までを次のように改める。

4　内国法人が控除対象外国法人税の額を納付することとなる事業年度開始の日前三年以内に開始した連結事業年度がある場合において、当該連結事業年度の連結控除限度個別帰

属額（第八十一条の十五第一項（連結事業年度における外国税額の控除）に規定する連結控除限度個別帰属額をいう。以下この条において同じ。）があるときは、第二項の規定の適用については、その連結控除限度個別帰属額は当該連結事業年度の期間に対応する前三年内事業年度の控除限度額とみなし、内国法人が控除対象外国法人税の額を納付することとなる事業年度開始の日前三年以内に開始した連結事業年度がある場合において、当該連結事業年度において納付することとなった個別控除対象外国法人税の額（第八十一条の十五第一項に規定する個別控除対象外国法人税の額をいう。以下この条において同じ。）があるときは、前項の規定の適用については、その個別控除対象外国法人税の額は当該連結事業年度の期間に対応する前三年内事業年度の期間に対応することとなった控除対象外国法人税の額とみなす。

5　内国法人が適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この項及び第十項において「適格組織再編成」という。）により被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人（第十項において「被合併法人等」という。）から事業の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該内国法人の当該適格組織再編成の日の属する事業年度以後の各事業年度における第二項及び第三項の規定の適用については、次の各号に掲げる適格組織再編成の区分に応じ当該各号に定める金額は、政令で定めるところにより、当該内国法人の前三年内事業年度の控除限度額及び当該内国法人が当該前三年内事業年度において納付することとなった控除対象外国法人税の額とみなす。

一　適格合併　当該適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度（適格合併の日前三年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度をいう。）の控除限度額及び連結控除限度個別帰属額並びに控除対象外国法人税の額及び個別控除対象外国法人税の額

二　適格分割型分割　当該適格分割型分割に係る分割法人の分割前三年内事業年度（適格分割型分割の日前三年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度をいう。第七項において同じ。）の控除限度額及び連結控除限度個別帰属額並びに控除対象外国法人税の額及び個別控除対象外国法人税の額のうち、当該適格分割型分割により当該内国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額

三　適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この号において「適格分社型分割等」という。）　当該適格分社型分割等に係る分割法人、現物出資法人又は事後設立法人の分割等前三年内事業年度（適格分社型分割等の日の属する事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度をいう。第七項において同じ。）の控除限度額及び個別帰属額並びに控除対象外国法人税の額及び個別控除対象外国法人税の額のうち、当該適格分社型分割等により当該内国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額

6　前項の規定は、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この項及び次項において「適格分割等」という。）により当該適格分割等に係る分割法人、現物出資法人又は事後設立法人（次項において「分割法人等」という。）から事業の移転を受けた内国法人にあっては、当該内国法人が当該適格分割等の日以後三月以内に当該内国法人の前三年内事業年度の控除限度額及び控除対象外国法人税の額とみなされる金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

第六十九条第十五項中「前項に規定する控除限度額若しくは控除対象外国法人税の額」を「控除限度額等（前項に規定する控除限度額若しくは控除対象外国法人税の額又は連結控除限度個別帰属額若しくは個別控除対象外国法人税の額をいう。）」に改め、「確定申告書」の下に「又は連結確定申告書」を加え、同項を同条第十八項とし、同条第十四項中「から第四項まで」を「及び第三項」に改め、「係る事業年度」の下に「又は連結事業年度」を加え、「事業年度以後の各事業年度」を「事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度」に改め、「記載した確定申告書」の下に「又は当該各連結事業年度の連結控除限度個別帰属額及び当該各連結事業年度において納付することとなった個別控除対象外国法人税の額を記載した連結確定申告書」を、「記載された金額」の下に「又は当該各連結事業年度の連結確定申告書に当該各連結事業年度の連結控除限度個別帰属額及び当該各連結事業年度において納付することとなった個別控除対象外国法人税の額として記載された金額」を加え、同項を同条第十七項とし、同条第十三項を同条第十六項とし、同条第十二項中「出資につき」の下に「第八項に規定する」を加え、同項を同条第十五項とし、同条第十一項中「外国孫会社の」を「第十一項に規定する外国孫会社の」に、「のうち第九項」を「（第十二項の規定により当該外国孫会社の所得に対して課される外国法人税の額とみなされる金額を含む。）のうち第十一項」に、「外国子会社」を「第八項に規定する外国子会社」に、「第七項」を「同項」に、「を受けた後」を「を受けた事業年度後の各事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。以下この項において同じ。）の期間」に改め、「場合」の下に「及び第八十一条の十五第十一項に規定する外国法人税の額（同条第十二項の規定により当該外国孫会社の所得に対して課される外国法人税の額とみなされる金額を含む。）のうち同条第十一項の規定により同条第八項に規定する外国子会社の所得に対して課される外国法人税の額とみなされる部分の金額の全部又は一部につき同項の規定の適用により同条第一項から第三項までの規定の適用を受けた連結事業年度後の各事業年度において当該外国孫会社に係る外国法人税の額が減額された場合」を加え、「その他第九項」を「その他第十一項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十項中「前項」を「第十一項（前項の規定によりみなして適用する場合を含む。）」に、「外国法人税の額」とあるのは「外国法人税の額（同条第九項の規定によりその外国子会社の所得に対して課される外国法人税の額とみなされるものを含む。）」と、「同項の」とあるのは「同条第七項の」を「とみなされる金額」とあるのは、「とみなされる金額及び同条第十一項（同条第十二項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定により当該外国子会社の所得に対して課される外国法人税の額とみなされる金額」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第九項中「内国法人に係る外国子会社が外国孫会社（外国法人で、当該内国法人が当該外国子会社を通じてその発行済株式の総数又は出資金額の百分の二十五以上に相当する株式の数又は出資の金額を間接に保有していることその他の政令で定める要件を備えているものをいう。以下この条において同じ。）を」「内国法人が第八項に規定する外国子会社から受ける配当等の額がある場合において、当該外国子会社が外国孫会社（当該内国法人が当該外国子会社を通じて間接に保有しているその株式又は出資の数又は金額

がその発行済株式の総数又は出資金額（その有する自己の株式又は出資を除く。）の百分の二十五以上に相当する数又は金額となっていることその他の政令で定める要件を備えている外国法人をいう。」に、「場合には、その」を「ときは、当該」に、「うちその外国孫会社」を「うち当該外国孫会社」に、「、その外国子会社」を「、当該外国子会社」に、「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十一項とし、同項の次に次の一項を加える。

12　内国法人が各連結事業年度において第八十一条の十五第八項に規定する外国子会社（同条第十一項に規定する外国孫会社からの配当等の額があるものに限る。）から受けた配当等の額がある場合において、その受けた日の属する連結事業年度終了の日後に開始する各事業年度の期間において当該外国孫会社の所得に対して外国法人税が課されるときは、当該外国子会社から受けた配当等の額は各事業年度において第八項に規定する外国子会社から受けた配当等の額と、当該外国孫会社からの配当等の額は前項に規定する外国孫会社からの配当等の額と、その課される外国法人税の額は同項に規定する外国孫会社の所得に対して課される外国法人税の額とそれぞれみなして、同項の規定を適用する。

第六十九条第八項中「前項」を「第八項」に、「のうち同項」を「（前項の規定により当該外国子会社の所得に対して課される外国法人税の額とみなされる金額を含む。）のうち第八項」に、「その内国法人」を「当該内国法人」に、「を受けた後」を「を受けた事業年度後の各事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。以下この項において同じ。）」に、「におけるこれらの」を「以下この項において同じ。）及び当該内国法人が納付することとなった外国法人税の額（第八十一条の十五第八項に規定する外国子会社の所得に対して課される外国法人税の額（同条第九項の規定により当該外国子会社の所得に対して課される外国法人税の額とみなされる金額を含む。）のうち同条第八項の規定により当該内国法人が納付するものとみなされる部分の金額を含む。）の全部又は一部につき同条第一項から第三項までの規定の適用を受けた連結事業年度後の各事業年度において当該外国法人税の額が減額された場合における第一項から第三項までの」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「（その発行済株式の総数又は出資金額の百分の二十五以上に相当する数又は金額の株式又は出資がその内国法人により所有されている」を「（当該内国法人が保有しているその株式又は出資の数又は金額がその発行済株式の総数又は出資金額（その有する自己の株式又は出資を除く。）の百分の二十五以上に相当する数又は金額となっている」に改め、「以下この条において同じ。」を削り、「その外国子会社」を「当該外国子会社」に、「その配当等の額」を「当該配当等の額」に、「その内国法人が」を「当該内国法人が」に改め、同項を同条第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9　内国法人が各連結事業年度において第八十一条の十五第八項に規定する外国子会社から受けた配当等の額がある場合において、その受けた日の属する連結事業年度終了の日後に開始する各事業年度の期間において当該外国子会社の所得に対して外国法人税が課されるときは、当該配当等の額は各事業年度において前項に規定する外国子会社から受けた配当等の額と、当該配当等の額を課税標準として課される個別控除対象外国法人税の額は同項に規定する控除対象外国法人税の額と、同条第八項に規定する外国子会社の所得に対して課される当該外国法人税の額は前項に規定する外国子会社の所得に対して課される外国法人税の額とそれぞれみなして、同項の規定を適用する。

第六十九条第六項の次に次の一項を加える。

7　適格分割等に係る分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人（以下この項において「分割承継法人等」という。）が第五項又は第八十一条の十五第五項の規定の適用を受ける場合には、当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度以後の各事業年度における第二項及び第三項の規定の適用については、当該分割法人等の分割前三年内事業年度又は分割等前三年内事業年度の控除限度額及び控除対象外国法人税の額のうち、第五項の規定により当該分割承継法人等の前三年内事業年度の控除限度額とみなされる金額及び同条第五項の規定により前三年内連結事業年度（同条第二項に規定する前三年内連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）の連結控除限度個別帰属額とみなされる金額並びに第五項の規定により当該分割承継法人等が当該前三年内事業年度において納付することとなった控除対象外国法人税の額とみなされる金額及び同条第五項の規定により当該前三年内連結事業年度において納付することとなった個別控除対象外国法人税の額とみなされる金額は、ないものとする。

第六十九条に次の一項を加える。

19　第六項、第十項、第十一項及び第十四項から前項までに定めるもののほか、第一項から第五項まで、第七項から第九項まで、第十二項及び第十三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十条第一項中「記載された各事業年度」の下に「（連結法人である当該内国法人の分割前事業年度（自己を分割法人とする分割で分社型分割以外の分割を第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度開始の日の翌日からその終了の日までの間に行った場合の当該分割の日の前日の属する事業年度をいう。以下この項及び次項において同じ。）を除く。）」を加え、「こえ、」を「超え、」に、「こえる」を「超える」に、「その内国法人が合併により消滅した場合には、その合併」を「連結法人である当該内国法人の分割前事業年度及び連結後各事業年度（当該更正の日の属する事業年度終了の日後に開始する連結事業年度がある場合の当該連結事業年度終了の日後に開始する各事業年度をいう。以下この項において同じ。）を除くものとし、当該更正の日後に当該内国法人が適格合併により解散した場合の当該適格合併」に、「合併の日の翌日」を「合併の日」に改め、「終了する各事業年度」の下に「（連結法人である当該合併法人の分割前事業年度及び連結後各事業年度を除く。）」を加え、同条第二項中「前項」の下に「又は第八十一条の十六第一項若しくは第二項（仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の連結事業年度における控除）を加え、「当該更正に係る事業年度後の各事業年度」を「その事実を仮装して経理した内国法人の当該更正に係る事業年度又は連結事業年度終了の日後に開始する各事業年度（連結法人である当該内国法人の分割前事業年度を除く。）」に、「同項に」を「これらの規定に」に、「係る事業年度において」を「係る事業年度又は連結事業年度において」に、「同項の内国法人」を「当該内国法人」に、「、同項」を「、前項」に改め、同条第三項中「合併により消滅した」を「適格合併により解散した」に、「当該更正の日」とあるのは、「その内国法人を合併した法人の当該更正の日」を「、当該更正の日の」とあるのは「、当該内国法人を被合併法人とする適格合併に係る合併法人の当該更正の日の」と、「当該内国法人の分割前事業年度及び」とあるのは「当該合併法人

の分割前事業年度及び」と、「当該内国法人が適格合併により解散」とあるのは「当該合併法人が当該合併法人を被合併法人とする適格合併により解散」と、前項中「経理した内国法人」とあるのは「経理した内国法人を被合併法人とする適格合併に係る合併法人」と、「当該内国法人」とあるのは「当該合併法人」に改める。

第七十一条第一項中「合併」を「適格合併」に改め、「最初の事業年度」の下に「、第四条の五第一項（連結納税の承認の取消し）の規定により第四条の二（連結納税義務者）の承認を取り消された法人のその取消しの処分があつた日又は第四条の五第二項（第二号、第四号及び第五号に係る部分に限る。）の規定により当該承認を取り消された法人の同項第二号、第四号又は第五号に掲げる事実（同項第四号にあつては、合併による解散を除く。）が生じた日の属する事業年度（その開始の日から六月を経過した日以後にその処分があり、又はその事実が生じた場合のその処分があつた日又はその事実が生じた日の属する事業年度に限る。）及び第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度開始の日から六月を経過した日の翌日以後に連結法人が当該連結法人を分割法人とする分割で分社型分割以外の分割を行つた場合のその分割の日の前日又は連結子法人が当該連結子法人を被合併法人とする合併を行つた場合のその合併の日の前日の属する事業年度」を加え、同項第一号中「計算した金額」の下に「（当該前事業年度の期間が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度のその普通法人に係る連結法人税個別帰属支払額（各連結事業年度の連結所得に対する法人税の負担額として支出すべき金額として第八十一条の十八第一項（連結法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される金額をいう。次項第一号において同じ。）で当該事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定した当該連結事業年度の連結確定申告書に記載すべき第八十一条の二十二第一項第二号（連結確定申告に係る法人税額）に掲げる金額に係るものを当該事業年度開始の日の前日の属する当該普通法人の連結事業年度の月数で除し、これに六を乗じて計算した金額）」を加え、同条第二項中「適格合併法人を設立するものを除く。以下この項において同じ。）に係る合併法人」に、「同項第一号」を「前項第一号」に改め、同項第一号中「被合併法人の各事業年度」を「当該普通法人の当該事業年度開始の日の一年前の日以後に終了した被合併法人の各事業年度」に、「その合併法人」を「当該普通法人」に、「のうち最も新しい事業年度」を「又は当該一年前の日以後に終了した被合併法人の各連結事業年度（その月数が六月に満たないものを除く。）の当該被合併法人の連結法人税個別帰属支払額で当該六月を経過した日の前日までに確定した各連結事業年度の連結確定申告書に記載すべき第八十一条の二十二第一項第二号に掲げる金額に係るもののうち最も新しい事業年度又は連結事業年度」に、「被合併法人の確定法人税額」を「被合併法人の確定法人税額等」に、「その被合併法人の事業年度」を「当該被合併法人の事業年度又は連結事業年度」に、「前事業年度の」を「当該前事業年度の」に改め、「適格合併の日」の下に「の前日」を加え、同項第二号中「前前日」を「前日」に、「被合併法人の確定法人税額」を「被合併法人の確定法人税額等」に、「その被合併法人の事業年度」を「当該被合併法人の事業年度又は連結事業年度」に改め、「の翌日」を削り、同条第三項中「により設立された法人」を「（法人を設立するものに限る。）に係る合併法人」に、「被合併法人の確定法人税額」を「被合併法人の確定法人税額等」に、「その被合併法人の事業年度又は連結事業年度」を「当該被合併法人の事業年度又は連結事業年度」に改める。

第七十二条第三項中「第五十七条第七項」を「第五十七条第二項、第九項及び第十二項」に、「及び第五十八条第五項」を「並びに第五十八条第二項及び第六項」に、「前節第二款（税額控除）（第六十九条第十四項（繰越外国法人税額等の控除の要件）を除く。）の規定中「確定申告書」とあるのは「中間申告書」」を「第六十八条第三項及び第四項（所得税額の控除）並びに第六十九条第十六項（外国税額の控除）中「確定申告書」とあるのは「中間申告書」と、同条第十七項中「確定申告書にこれら」とあるのは「中間申告書にこれら」と、同条第十八項中「確定申告書」とあるのは「中間申告書、確定申告書」」に改める。

第七十八条を削る。

第二編第一章第三節第四款中第七十九条を第七十八条とし、第八十条を第七十九条とする。

第八十一条第一項中「開始したいずれかの事業年度」の下に「（当該内国法人の連結事業年度前の各事業年度、連結法人である当該内国法人が当該内国法人を分割法人とする分割で分社型分割以外の分割（第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度開始の日に行うものを除く。）を行つた場合の当該分割の日の前日の属する事業年度前の各事業年度及び当該内国法人が当該内国法人を被合併法人とする合併（当該内国法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人が合併法人となる合併で、当該内国法人の同項に規定する最初連結事業年度開始の日の翌日からその終了の日までの間に行うものに限る。）を行つた場合の当該合併の日の前日の属する事業年度前の各事業年度を除く。）」を加え、同条第四項中「による解散」の下に「及び第五十七条第二項（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）に規定する合併類似適格分割型分割後の解散」を、「生じた場合」の下に「（当該事実が当該内国法人の連結事業年度において生じた場合を除く。）」を加え、「事業年度の欠損金額」を「事業年度において生じた欠損金額」に改め、「（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）」を削り、同条を第八十条とする。

第八十二条中「確定申告書に記載すべき」を「内国法人が、確定申告書に記載すべき」に改め、「に掲げる金額」の下に「又は連結確定申告書に記載すべき第八十一条の二十二第一項第一号から第五号まで（連結確定申告書の記載事項）に掲げる金額」を加え、「受けた内国法人は」を「受け」に改め、「となるときは」の下に「、当該内国法人は」を加え、同条第一号及び第二号中「に係る事業年度後」の下に「若しくは連結事業年度後」を加え、同条を第二編第一章第三節第五款中第八十条の二とする。

第八十二条の三第一項中「前章第一節第二款」を「第一章第一節第二款」に、「、第五十三条（返品調整引当金）及び第五十四条（退職給与引当金）」を「及び第五十三条（返品調整引当金）」に改める。

第八十二条の七第一項中「金額のうち、当該」を「金額のうち当該」に改め、同条第二項中「当該計算期間開始の日前三年以内に開始した各計算期間」を「前三年内計算期間（当該計算期間開始の日前三年以内に開始した各計算期間をいう。次項において同じ。）」に改め、同条第三項中「当該計算期間開始の日前三年以内に開始した各計算期間」を「その前三年内計算期間」に改め、同条第五項中「第六十九条第十三項から第十五項まで」を「第六十九条第十六項から第十八項まで」に、「同条第十三項」を「同条第十六項」に、「同条第十四項中「第二項から第四項まで」」を「同条第十七項中「第二項及び第三項」」に改め、「係る事業年度」の下に「又は連結事業年度」を加え、「「事業年度」以後の各事業年度」を「「事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度」に、「「確定申告書を」とあるの

は「特定信託確定申告書を」を「確定申告書又は当該各連結事業年度の連結控除限度個別帰属額及び当該各連結事業年度において納付することとなつた個別控除対象外国法人税の額を記載した連結確定申告書」とあるのは「特定信託確定申告書」に、「同条第十五項」を「記載された金額又は当該各連結事業年度の連結確定申告書に当該各連結事業年度の連結控除限度個別帰属額及び当該各連結事業年度において納付することとなつた個別控除対象外国法人税の額として記載された金額」とあるのは「記載された金額」と、同条第十八項」に、「第八十二条の七第一項」と、「確定申告書」を「第八十二条の七第一項」と、「又は連結控除限度個別帰属額若しくは個別控除対象外国法人税の額をいう」とあるのは「をいう」と、「確定申告書又は連結確定申告書」に改める。

第八十二条の十三第二項中「第七十九条第二項」を「第七十八条第二項」に改める。

第八十二条の十四第三項中「第八十条第三項」を「第七十九条第三項」に改める。

第八十二条の十五第三項中「第八十一条第三項」を「第八十条第三項」に改める。

第八十二条の十六中「第八十二条(」を「第八十条の二(」に、「第八十二条中「確定申告書に」とあるのは「特定信託確定申告書に」と、「第七十四条第一項第一号から第五号まで(確定申告書」とあるのは「第八十二条の十第一項第一号から第五号まで(特定信託確定申告書」と、「事業年度」とあるのは「計算期間」を「第八十条の二中「、確定申告書」とあるのは「、特定信託確定申告書」と、「第七十四条第一項第一号から第五号まで(確定申告書の記載事項)に掲げる金額又は連結確定申告書に記載すべき第八十一条の二十二第一項第一号から第五号まで(連結確定申告書」とあるのは「第八十二条の十第一項第一号から第五号まで(特定信託確定申告書」と、「事業年度後若しくは連結事業年度後の事業年度の確定申告書」とあるのは「計算期間後の計算期間の特定信託確定申告書」と、「受けた当該事業年度」とあるのは「受けた当該計算期間」に改める。

第二編中第一章の二を第一章の三とし、第一章の次に次の一章を加える。

第一章の二　各連結事業年度の連結所得に対する法人税

第一節　課税標準及びその計算

第一款　課税標準

(各連結事業年度の連結所得に対する法人税の課税標準)

第八十一条　連結親法人に対して課する各連結事業年度の連結所得に対する法人税の課税標準は、当該連結親法人の属する連結法人の各連結事業年度の連結所得の金額とする。

第二款　各連結事業年度の連結所得の金額の計算

(各連結事業年度の連結所得の金額の計算)

第八十一条の二　連結法人の各連結事業年度の連結所得の金額は、当該連結事業年度の益金の額から当該連結事業年度の損金の額を控除した金額とする。

第三款　益金の額又は損金の額の計算

第一目　個別益金額又は個別損金額

(個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入)

第八十一条の三　連結法人の連結事業年度の期間を第二十二条第一項(各事業年度の所得の金額の計算)の事業年度として前章第一節第二款から第八款まで(各事業年度の所得の金額の計算)の規定により当該事業年度の所得の金額を計算するものとした場合に益金の額となる金額(第二十三条(受取配当等の益金不算入)の規定その他政令で定める規定を適用しないで計算した場合に益金の額となる金額に限る。以下この章において「個別益金額」という。)又は損金の額となる金額(第三十七条(寄附金の損金不算入)の規定その他政令で定める規定を適用しないで計算した場合に損金の額となる金額に限る。以下この章において「個別損金額」という。)は、別段の定めがあるものを除き、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

2　前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二目　受取配当等

(連結事業年度における受取配当等の益金不算入)

第八十一条の四　連結法人が受ける第二十三条第一項(受取配当等の益金不算入)に規定する配当等の額(以下この条において「配当等の額」という。)のうち、連結法人株式等及び関係法人株式等のいずれにも該当しない株式等(株式、出資又は受益証券をいう。次項及び第三項において同じ。)に係る配当等の額の百分の五十に相当する金額、連結法人株式等に係る配当等の額並びに関係法人株式等に係る配当等の額は、その連結法人の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

2　前項の規定は、連結法人がその受ける配当等の額(その連結法人の個別益金額を計算する場合に、第二十四条第一項(配当等の額とみなす金額)の規定により、その連結法人が受ける配当等の額とみなされる金額を除く。以下この項において同じ。)の元本である株式等をその配当等の額の計算の基礎となつた期間の末日以前一月以内に取得し、かつ、当該株式等又は当該株式等と銘柄を同じくする株式等を同日後二月以内に譲渡した場合における当該譲渡した株式等のうち政令で定めるものの配当等の額については、適用しない。

3　第一項の場合において、同項の連結法人が当該連結事業年度において支払う負債の利子(第二十三条第四項に規定する政令で定めるものを含むものとし、他の連結法人(当該連結法人との間に連結完全支配関係があるものに限る。)に支払うものを除く。)があるときは、連結法人株式等及び関係法人株式等のいずれにも該当しない株式等に係る配当等の額又は関係法人株式等に係る配当等の額については、同項の規定により当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入しない金額は、それぞれ次に掲げる金額とする。

一　その保有する連結法人株式等及び関係法人株式等のいずれにも該当しない株式等につき当該連結事業年度において受ける配当等の額の合計額から当該負債の利子の額のうち当該株式等に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額

二　その保有する関係法人株式等につき当該連結事業年度において受ける配当等の額の合計額から当該負債の利子の額のうち当該関係法人株式等に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額

4　第一項及び前項に規定する連結法人株式等とは、連結法人の株式又は出資のうち政令で定めるものをいう。

5　第一項及び第三項に規定する関係法人株式等とは、連結法人が他の内国法人(公益法人等及び人格のない社団等を除く。)の発行済株式の総数又は出資金額(当該他の内国法人が有する自己の株式又は出資を除く。)の百分の二十五以上に相当する数又は金額の株式又は

出資を有する場合として政令で定める場合における当該他の内国法人の株式又は出資（前項に規定する連結法人株式等を除く。）をいう。

6　第一項の規定は、連結確定申告書に益金の額に算入されない配当等の額及びその計算に関する明細の記載がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により益金の額に算入されない金額は、当該金額として記載された金額を限度とする。

7　税務署長は、第一項の規定により益金の額に算入されないこととなる金額の全部又は一部につき前項の記載がない連結確定申告書の提出があった場合においても、その記載がなかったことについてやむを得ない事情があると認めるときは、その記載がなかった金額につき第一項の規定を適用することができる。

8　第一項の規定により益金の額に算入されない金額のうち各連結法人に帰せられる金額の計算その他同項から第五項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三目　外国子会社の外国税額

（連結法人税額から控除する外国子会社の外国税額の益金算入）

第八十一条の五　連結法人が各連結事業年度において第八十一条の十五第八項（連結事業年度における外国税額の控除）に規定する外国子会社の所得に対して課される外国法人税の額（同条第九項の規定により当該外国子会社の所得に対して課される外国法人税の額とみなされる金額を含む。）につき同条第八項の規定の適用を受ける場合には、同項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、その連結法人の政令で定める連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第四目　寄附金

（連結事業年度における寄附金の損金不算入）

第八十一条の六　連結法人が、各連結事業年度において寄附金を支出した場合において、その寄附金の額につき当該連結法人の確定した決算において利益又は剰余金の処分による経理（連結個別利益積立金額をその支出した寄附金に充てる経理を含む。）をしたときは、第四項各号（同項第三号を第五項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する寄附金の額を除き、その経理をした金額は、当該連結法人の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

2　連結法人が各連結事業年度において支出した寄附金の額（前項の規定の適用を受けた寄附金の額を除く。）のうち当該連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人に対して支出した寄附金の額があるときは、当該寄附金の額は、当該連結法人の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

3　連結法人が各連結事業年度において支出した寄附金の額（前二項の規定の適用を受けた寄附金の額を除く。）の合計額のうち、当該連結法人に係る連結親法人の連結個別資本等の金額又は当該連結事業年度の連結所得の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額（次項第三号において「連結損金算入限度額」という。）を超える部分の金額は、当該連結法人の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

4　前項の場合において、同項に規定する寄附金の額のうちに次の各号に掲げる寄附金の額があるときは、当該各号に掲げる寄附金の額の合計額は、同項に規定する寄附金の額の合計額に算入しない。

一　第三十七条第四項第一号（寄附金の損金不算入）に規定する寄附金の額の合計額

二　第三十七条第四項第二号に規定する財務大臣が指定した寄附金の額の合計額

三　第三十七条第四項第三号に規定する寄附金の額の合計額（当該合計額が当該連結事業年度に係る連結損金算入限度額を超える場合には、当該連結損金算入限度額に相当する金額）

5　連結法人が第三十七条第六項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭の額は、寄附金の額とみなして第一項、第三項、前項及び次項の規定を適用する。この場合において、前項第三号中「第三十七条第四項第三号に規定する寄附金の額」とあるのは、「第三十七条第六項の規定により読み替えて適用される同条第四項第三号に規定する寄附金の額」とするほか、この項の規定の適用を受けるための手続に関し必要な事項は、政令で定める。

6　第三十七条第七項から第十項までの規定は、前各項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第九項中「書類を保存している」とあるのは、「書類を同項各号に規定する寄附金の額を支出した各連結法人において保存している」と読み替えるものとする。

7　第一項から第三項までの規定により損金の額に算入されない金額のうち各連結法人に帰せられる金額の計算その他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第五目　所得税額等

（連結法人税額から控除する所得税額の損金不算入）

第八十一条の七　連結法人が第八十一条の十四第一項（連結事業年度における所得税額の控除）に規定する所得税の額につき同項又は第八十一条の二十九第一項（連結確定申告による所得税額等の還付）若しくは第百三十三条第一項（確定申告又は連結確定申告に係る更正による所得税額等の還付）の規定の適用を受ける場合には、これらの規定による控除又は還付をされる金額に相当する金額は、その連結法人の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

2　前項の規定により損金の額に算入されない金額のうち各連結法人に帰せられる金額については、政令で定める。

第六目　繰越欠損金

（連結欠損金の繰越し）

第八十一条の九　連結親法人の各連結事業年度開始の日（当該連結親法人を分割法人とする分割で分社型分割以外の分割を行った場合には、連結親法人事業年度（第十五条の二第一

項(連結事業年度の意義)に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この条において同じ。)開始の日)前五年以内に開始した連結事業年度において生じた連結欠損金額(この項の規定により当該各連結事業年度前の連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されたもの及び第八十一条の三十一(連結欠損金の繰戻しによる還付)の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となったものを除く。)がある場合には、当該連結欠損金額に相当する金額は、当該各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。ただし、当該連結欠損金額に相当する金額が当該連結欠損金額につき本文の規定を適用しないものとして計算した場合における当該各連結事業年度の連結所得の金額(当該連結欠損金額の生じた連結事業年度前の連結事業年度において生じた連結欠損金額に相当する金額で本文の規定により当該各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されるものがある場合には、当該損金の額に算入される金額を控除した金額)を超える場合は、その超える部分の金額については、この限りでない。

2　前項の連結親法人又は連結子法人が次の各号に掲げる場合に該当するときは、その該当することとなった日の属する連結事業年度以後の各連結事業年度における同項の規定の適用については、当該各号に定める欠損金額又は連結欠損金個別帰属額は、当該欠損金額又は連結欠損金個別帰属額が生じた連結事業年度として政令で定める連結事業年度において生じた連結欠損金額とみなす。

一　最初連結親法人事業年度(各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課される最初の連結親法人事業年度をいう。以下この項及び次項において同じ。)開始の日前五年以内に開始した当該連結親法人の各事業年度において生じた第五十七条第一項(青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し)に規定する欠損金額(同条第二項又は第七項の規定により欠損金額とみなされたものを含み、同条第六項又は第十一項の規定によりないものとされたものを除く。次号イにおいて同じ。)又は第五十八条第一項(青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越し)に規定する災害損失欠損金額がある場合　当該欠損金額又は災害損失欠損金額

二　最初連結親法人事業年度開始の日の五年前の日から当該開始の日までの間に行われた株式移転に係る商法第三百五十二条第一項(株式交換)に規定する完全子会社であった連結子法人(その発行済株式の全部が当該株式移転により設立された完全親会社であった当該連結親法人によって当該株式移転の日から当該開始の日まで継続して保有されているものに限るものとし、政令で定めるものを除く。)に次のイ又はロに掲げる欠損金額又は連結欠損金個別帰属額がある場合　当該欠損金額又は連結欠損金個別帰属額

イ　当該開始の日前五年以内に開始した当該連結子法人の各事業年度において生じた第五十七条第一項に規定する欠損金額又は第五十八条第一項に規定する災害損失欠損金額

ロ　当該開始の日前五年以内に開始した当該連結子法人(当該開始の日に当該株式移転が行われたことに基因して第四条の五第二項(連結納税の承認の取消し)の規定により第四条の二(連結納税義務者)の承認が取り消された連結親法人であったものに限る。)の当該開始の日前五年以内に開始した各事業年度において生じた同項に規定する未処理欠損金額(当該被合併法人等が当該連結親法人との間に同条第三項に規定する特定資本関係(当該連結親法人の当該適格合併等の日の属する連結親法人事業年度開始の日の五年前の日以後に生じているものに限る。)がある場合において、当該適格合併等が同項に規定する政令で定める適格合併等に該当しないときは、同項の規定により当該未処理欠損金額に含まないものとされる金額を除く。)又は第五十八条第二項に規定する未処理災害損失欠損金額

ロ　当該適格合併等に係る第五十七条第二項に規定する被合併法人等(適格合併に係る被合併法人にあっては当該適格合併に基因して第四条の五第二項の規定により第四条の二の承認が取り消された連結法人(連結子法人にあっては、その事業年度開始の日に当該適格合併を行ったものに限る。)に、合併類似適格分割型分割(第五十七条第二項に規定する合併類似適格分割型分割をいう。以下この条において同じ。)に係る分割法人にあっては連結法人で連結親法人事業年度開始の日に当該合併類似適格分割型分割を行ったものに限る。以下この号において同じ。)の当該適格合併等の日前五年以内に開始した各連結事業年度において生じた当該被合併法人等の連結欠損金個別帰属額(当該被合併法人等が当該合併法人等となる連結親法人との間にイに規定する特定資本関係がある場合において、当該適格合併等が第五十七条第三項に規定する政令で定める適格合併等に該当しないときは、当該連結欠損金個別帰属額のうち同項の規定により未処理欠損金額に含まないものとされる金額に相当する金額として政令で定める金額を除く。)

3　前項(第一号を除く。)の規定は、連結親法人の最初連結親法人事業年度又は同項第三号に規定する適格合併等の日の属する連結事業年度の連結確定申告書に同項第二号又は第三号に掲げる場合の区分に応じ同項第二号又は第三号に定める欠損金額又は連結欠損金個別帰属額に関する明細の記載がある場合に限り、適用する。

4　連結法人が連結親法人事業年度開始の日の翌日からその終了の日までの間に、当該連結法人との間に連結完全支配関係を有する他の連結法人を被合併法人とする合併を行った場合又は当該連結法人を分割法人とする分割で分社型分割以外の分割(第十五条の二第一項第一号に規定する連結申請特例年度開始の日の翌日から第四条の三第九項第二号(連結納税の承認の効力)に規定する特例申請後五月

経過日までの間に行われたもの及び当該連結法人との間に連結完全支配関係を有しない法人が分割承継法人となる合併類似適格分割型分割を除く。）を行った場合において、当該被合併法人又は分割法人の当該合併又は分割の日の前日の属する事業年度において生じた欠損金額があるときは、当該欠損金額に相当する金額は、当該連結法人の当該合併又は分割の日の属する連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

5　次の各号に規定する場合には、連結法人の当該各号に掲げる連結事業年度における第一項の規定の適用については、当該各号に定める連結欠損金個別帰属額に係る連結欠損金額のうち当該連結欠損金個別帰属額に相当する金額は、ないものとする。

一　連結子法人が当該連結子法人を被合併法人とする合併を行った場合の当該合併の日の属する連結事業年度以後の各連結事業年度　当該合併の日の属する連結親法人事業年度開始の日前五年以内に開始した各連結事業年度において生じた当該連結子法人の連結欠損金個別帰属額（当該合併が適格合併であり、かつ、当該合併に係る合併法人が当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人である場合の当該合併に限る。以下この号において同じ。）が当該連結親法人事業年度開始の日において行われたものである場合には当該連結欠損金個別帰属額のうちイに掲げる金額に相当する金額とし、当該合併が当該連結親法人事業年度開始の日の翌日からその終了の日までの間において行われたものである場合には当該連結欠損金個別帰属額のうち次に掲げる金額の合計額に相当する金額とする。）

イ　当該合併が第五十七条第三項に規定する政令で定める適格合併等に該当しないものであり、かつ、当該合併法人（当該合併が法人を設立するものであるときは、当該合併に係る他の被合併法人）との間に同項に規定する特定資本関係（当該連結親法人事業年度開始の日の五年前の日以後に生じたものに限る。）がある場合に、同項の規定により同項に規定する未処理欠損金額に含まないものとされる金額に相当する金額として政令で定める金額

ロ　当該連結欠損金個別帰属額のうち第五十七条第七項の規定により同条第一項に規定する欠損金額とみなされて当該連結子法人の当該合併の日の前日の属する事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額

二　連結法人が当該連結法人を分割法人とする分割で分社型分割以外の分割を行った場合（連結親法人事業年度開始の日に当該分割を行った場合及び次号に規定する場合を除く。）の当該分割の日の属する連結事業年度以後の各連結事業年度　当該分割の日の属する連結親法人事業年度開始の日前五年以内に開始した各連結事業年度において生じた当該連結法人の連結欠損金個別帰属額のうち第五十七条第七項の規定により同条第一項に規定する欠損金額とみなされて当該連結法人の当該分割の日の前日の属する事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額に相当する金額

三　連結法人が当該連結法人を分割法人とする合併類似適格分割型分割を行った場合の当該合併類似適格分割型分割の日の属する連結事業年度以後の各連結事業年度　当該合併類似適格分割型分割の日の属する連結親法人事業年度開始の日前五年以内に開始した各連結事業年度において生じた当該連結法人の連結欠損金個別帰属額のうち次に掲げる金額の合計額に相当する金額とする。）

イ　当該合併類似適格分割型分割が第五十七条第三項に規定する政令で定める適格合併等に該当しないものであり、かつ、当該合併類似適格分割型分割承継法人（当該合併類似適格分割型分割が法人を設立するものであるときは、当該合併類似適格分割型分割に係る他の分割法人）との間に同項に規定する特定資本関係（当該連結親法人事業年度開始の日の五年前の日以後に生じたものに限る。）がある場合に、同項の規定により同項に規定する未処理欠損金額に含まないものとされる金額に相当する金額として政令で定める金額

ロ　当該連結欠損金個別帰属額のうち第五十七条第七項の規定により同条第一項に規定する欠損金額とみなされて当該連結法人の当該合併類似適格分割型分割の日の属する事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額

四　連結法人が当該連結法人を合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人とする第五十七条第六項に規定する適格合併等（当該連結法人が連結子法人である場合には、連結完全支配関係がある他の連結法人との間で行うものに限るものとし、同項に規定する政令で定めるものを除く。以下この号において同じ。）を行った場合（当該適格合併等に係る被合併法人、分割法人又は現物出資法人となる法人との間に当該適格合併等の日の属する連結親法人事業年度開始の日の五年前の日以後に生じた同条第三項に規定する特定資本関係がある場合に限る。）の、当該連結親法人事業年度終了の日の属する連結事業年度以後の各連結事業年度　当該開始の日前五年以内に開始した各連結事業年度において生じた当該連結法人の連結欠損金個別帰属額を同条第六項に規定する欠損金額とみなした場合に同項の規定によりないものとされる金額に相当する金額として政令で定める金額

五　連結子法人が解散（合併による解散及び合併類似適格分割型分割後の解散を除く。）をした場合の当該解散の日の属する連結事業年度以後の各連結事業年度　当該解散の日の属する連結親法人事業年度開始の日前五年以内に開始した各連結事業年度において生じた当該連結子法人の連結欠損金個別帰属額

六　連結子法人が連結親法人との間に当該連結親法人による連結完全支配関係を有しなくなった場合（前各号に規定する場合を除く。）のその有しなくなった日の属する連結事業年度以後の各連結事業年度　その有しなくなった日の属する連結親法人事業年度

開始の日前五年以内に開始した各連結事業年度において生じた当該連結子法人の連結欠損金個別帰属額

6　第二項、第三項及び前項に規定する連結欠損金個別帰属額とは、連結欠損金額のうち各連結法人に帰せられる金額として政令で定める金額をいう。

7　第一項の規定は、同項の連結親法人が連結欠損金額の生じた連結事業年度について連結確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して連結確定申告書を提出している場合（第二項各号に定める欠損金額又は連結欠損金個別帰属額で同項の規定により連結欠損金額とみなされたものについては、同項に規定する最初連結親法人事業年度（同項第三号に定める欠損金額又は連結欠損金個別帰属額で同項の規定により連結欠損金額とみなされたものにあつては、同号に規定する適格合併等の日の属する連結事業年度）の連結確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して連結確定申告書を提出している場合）に限り、適用する。

8　第一項の規定により損金の額に算入される金額のうち各連結法人に帰せられる金額の計算その他同項、第二項、第四項及び第五項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七目　連結法人間取引の損益

（連結法人間取引の損益の調整）

第八十一条の十　連結法人が各連結事業年度においてその有する譲渡損益調整資産（第六十一条の十三第一項（分割前事業年度等における連結法人間取引の損益の調整）に規定する譲渡損益調整資産をいう。以下この条において同じ。）を他の連結法人（当該連結法人との間に連結完全支配関係があるものに限る。次項において同じ。）に譲渡した場合（適格合併に該当しない合併又は適格事後設立により合併法人又は被事後設立法人に譲渡損益調整資産を移転した場合を除く。）には、当該譲渡損益調整資産に係る譲渡利益額（当該譲渡に係る対価の額が原価の額を超える場合における当該超える部分の金額をいう。次項及び第四項において同じ。）又は譲渡損失額（当該譲渡に係る原価の額が対価の額を超える場合における当該超える部分の金額をいう。次項及び第四項において同じ。）に相当する金額は、当該連結法人の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額又は益金の額に算入する。

2　連結法人が他の連結法人に譲渡した譲渡損益調整資産（その譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額につき前項又は第六十一条の十三第一項の規定の適用を受け、かつ、当該金額のうちにこの項又は同条第二項の規定により各連結事業年度の連結所得の金額又は各事業年度の所得の金額の計算上益金の額又は損金の額に算入されていない金額があるものに限る。）につき当該他の連結法人において譲渡、償却、評価換え、貸倒れ、除却その他これらに類する事由が生じた場合その他の政令で定める場合には、当該譲渡損益調整資産に係る譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額は、政令で定めるところにより、当該連結法人の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

3　連結法人が、譲渡損益調整資産を譲渡して第一項又は第六十一条の十三第一項の規定の適用を受けている法人（当該連結法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人に限る。）との間に当該法人を被合併法人又は分割法人とする適格合併又は第六十一条の十一第一項第四号（連結納税の開始に伴う資産の時価評価損益）に規定する合併類似適格分割型分割を行つた場合には、当該連結法人が当該譲渡損益調整資産を譲渡したものとみなして、前項の規定を適用する。

4　連結法人が譲渡損益調整資産に係る譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額につき第一項又は第六十一条の十三第一項の規定の適用を受け、かつ、当該金額のうちに第二項又は同条第二項の規定により各連結事業年度の連結所得の金額又は各事業年度の所得の金額の計算上益金の額又は損金の額に算入されていない金額があるものに限る。）につき当該他の連結法人において譲渡、償却、評価換え、貸倒れ、除却その他これらに類する事由が生じた場合その他の政令で定める場合には、当該譲渡損益調整資産に係る譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額は、政令で定めるところにより、当該連結法人の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

5　前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四款　各連結事業年度の連結所得の金額の計算の細目

（各連結事業年度の連結所得の金額の計算の細目）

第八十一条の十一　前二款（各連結事業年度の連結所得の金額の計算）に定めるもののほか、各連結事業年度の連結所得の金額の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

第二節　税額の計算

第一款　税率

（各連結事業年度の連結所得に対する法人税の税率）

第八十一条の十二　普通法人である連結親法人に対して課する各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、各連結事業年度の連結所得の金額に百分の二十四・五の税率を乗じて計算した金額とする。

2　前項の場合において、連結親法人のうち、各連結事業年度終了の時において資本の金額若しくは出資金額が一億円以下であるもの又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社を除く。）の各連結事業年度の連結所得の金額のうち年八百万円以下の金額については、同項の規定にかかわらず、百分の二十五の税率による。

3　協同組合等である連結親法人に対して課する各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、各連結事業年度の連結所得の金額に百分の二十六の税率を乗じて計算した金額とする。

4　第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度が一年に満たない連結親法人に対する第二項の規定の適用については、同項中「年八百万円」とあるのは、「八百万円を十二で除し、これに第四項に規定する連結親法人事業年度の月数を乗じて計算した金額」とする。

5　前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

（連結同族会社の特別税率）

第八十一条の十三　連結法人（連結親法人が第六十七条第一項（同族会社の特別税率）に規定する同族会社に該当するものに限る。次項及び第四項において同じ。）の各連結事業年度の連結留保金額が連結留保控除額を超える場合には、その連結親法人に対して課する各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、前条第一項又は第二項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、

その超える部分の連結留保金額を次の各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額を加算した金額とする。

一　年三千万円以下の金額　百分の十

二　年三千万円を超え、年一億円以下の金額　百分の十五

三　年一億円を超える金額　百分の二十

2　前項に規定する連結留保金額とは、次に掲げる金額の合計額（次項において「連結所得等の金額」という。）のうち留保した金額（当該連結事業年度の期間に係る確定した決算において利益の処分による経理をした第三十五条第四項（賞与の意義）に規定する賞与のうちにその利益の処分の確定した日において当該賞与を受ける者ごとに債務の確定していないものがある場合における当該債務の確定していない賞与の額を含む。）から、当該連結事業年度の連結所得の金額につき前条第一項又は第二項の規定により計算した法人税の額（次条から第八十一条の十七まで（税額控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額）並びに地方税法の規定により当該連結事業年度の連結法人税個別帰属額（第八十一条の十八第一項（連結法人税の個別帰属額の計算）の規定により同項に規定する負担額として支出すべき金額又は減少額として収入すべき金額として計算される金額をいう。）に調整を加えた金額に係る道府県民税及び市町村民税（都民税を含む。）の額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額を控除した金額をいう。

一　当該連結事業年度の連結所得の金額（個別益金額又は個別損金額を計算する場合にこれらに加算し又は減算する第六十二条第二項（合併及び分割による資産等の時価による譲渡）に規定する譲渡利益額又は譲渡損失額があるときは、当該譲渡利益額又は譲渡損失額がないものとして計算した金額とする。）

二　第八十一条の四（連結事業年度における受取配当等の益金不算入）の規定により当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入されなかつた金額（連結法人が他の連結法人（当該連結法人との間に連結完全支配関係があるものに限る。）から受ける第二十三条第一項（受取配当等の益金不算入）に規定する配当等の額に係るもののうち政令で定めるものを除く。）

三　個別益金額を計算する場合の第二十六条第一項（還付金等の益金不算入）に規定する還付を受け又は充当される金額（同項第一号に掲げる金額のうち、第二条第十八号リ（定義）に規定する法人税並びに同号リ又は同条第十八号の二ヌに規定する道府県民税及び市町村民税に係る部分の金額を除く。）及び第二十六条第二項に規定する減額された部分として政令で定める金額の合計額

四　第八十一条の九（連結欠損金の繰越し）の規定により当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額及び個別損金額を計算する場合の第五十九条第一項（資産整理に伴う私財提供等があつた場合の欠損金の損金算入）に規定する合計額に達するまでの金額の合計額

3　第一項に規定する連結留保控除額とは、次に掲げる金額のうち最も多い金額をいう。

一　当該連結事業年度の連結所得等の金額の百分の三十五に相当する金額

二　年千五百万円

三　当該連結事業年度終了の時における連結利益積立金額（当該連結事業年度の連結所得の時における連結親法人の資本の金額又は出資金額の百分の二十五に相当する金額に満たない場合におけるその満たない部分の金額に相当する金額

4　第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度が一年に満たない連結法人に対する第一項及び前項の規定の適用については、第一項中「年三千万円」とあるのは「三千万円を十二で除し、これに第四項に規定する連結親法人事業年度の月数を乗じて計算した金額」と、「年一億円以下」とあるのは「一億円を十二で除し、これに当該連結親法人事業年度の月数を乗じて計算した金額以下」と、「年一億円を」とあるのは「一億円を十二で除し、これに第四項に規定する連結親法人事業年度の月数を乗じて計算した金額を」と、前項中「年千五百万円」とあるのは「千五百万円を十二で除し、これに次項に規定する連結親法人事業年度の月数を乗じて計算した金額」とする。

5　第六十七条第五項及び第六項の規定は、第一項及び前項の規定を適用する場合について準用する。

6　第二項に規定する留保した金額から除く金額その他第一項から第三項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二款　税額控除

（連結事業年度における所得税額の控除）

第八十一条の十四　連結法人が各連結事業年度において所得税法第百七十四条各号（内国法人に係る所得税の課税標準）に規定する利子等、配当等、給付補てん金、利息、利益、差益、利益の分配、報酬若しくは料金又は賞金の支払を受ける場合には、これらにつき同法の規定により課される所得税の額は、政令で定めるところにより、当該連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除する。

2　前項の規定は、連結確定申告書に同項の規定による控除を受けるべき金額及びその計算に関する明細の記載がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定による控除をされるべき金額は、当該金額として記載された金額を限度とする。

3　税務署長は、第一項に規定する所得税の額の全部又は一部につき前項の記載がない連結確定申告書の提出があつた場合においても、その記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、その記載がなかつた金額につき第一項の規定を適用することができる。

（連結事業年度における外国税額の控除）

第八十一条の十五　連結法人が各連結事業年度において外国法人税（第六十九条第一項（外国税額の控除）に規定する外国法人税をいう。以下この条において「個別控除対象外国法人税の額」という。）のうち、連結控除限度個別帰属額（当該連結事業年度の連結所得の金額につき第八十一条の十二第一項から第三項まで（各連結事業年度の連結所得に対する法人税の税率）の規定を適用して計算した金額のうち当該連結事業年度の連結所得でその源泉が国外にあるものに対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額で、各連結法人に帰せられる金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。以下この条において同じ。）に達するまでの金額を当該連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除する。

2　連結法人が各連結事業年度において納付することとなる個別控除対象外国法人税の額が当該連結事業年度の連結控除限度個別帰属額と地方税個別控除限度額として政令で定める金額との合計額を超える場合において、前三年内連結事業年度（当該連結事業年度開始の日前三年以内に開始した各連結事業年度をいう。以下この条において同じ。）の連結控除限度個別帰属額のうち当該連結事業年度に繰り越される部分として政令で定める金額（以下この項及び第十六項において「個別繰越控除限度額」という。）があるときは、政令で定めるところにより、その超える部分の金額のうちその個別繰越控除限度額に達するまでの金額を当該連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除する。

3　連結法人が各連結事業年度において納付することとなる個別控除対象外国法人税の額が当該連結事業年度の連結控除限度個別帰属額に満たない場合において、その前三年内連結事業年度において納付することとなつた個別控除対象外国法人税の額のうち当該連結事業年度に繰り越される部分として政令で定める金額（以下この項及び第十六項において「個別繰越控除対象外国法人税額」という。）があるときは、政令で定めるところにより、その個別繰越控除対象外国法人税額のうち当該連結控除限度個別帰属額から当該連結事業年度において納付することとなる個別控除対象外国法人税の額を控除した残額に達するまでの金額を当該連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除する。

4　連結法人が個別控除対象外国法人税の額を納付することとなる連結事業年度開始の日前三年以内に開始した事業年度に連結事業年度に該当しないものがある場合において、その該当しない事業年度の控除限度額（第六十九条第一項に規定する控除限度額をいう。以下この条において同じ。）があるときは、第二項の規定の適用については、その控除限度額は当該事業年度の期間に対応する前三年内連結事業年度の連結控除限度個別帰属額とみなし、連結法人が個別控除対象外国法人税の額を納付することとなる連結事業年度開始の日前三年以内に開始した事業年度に連結事業年度に該当しないものがある場合において、その該当しない事業年度において納付することとなつた控除対象外国法人税の額（第六十九条第一項に規定する控除対象外国法人税の額をいう。以下この条において同じ。）があるときは、前項の規定の適用については、その控除対象外国法人税の額は当該事業年度の期間に対応する前三年内連結事業年度において納付することとなつた個別控除対象外国法人税の額とみなす。

5　連結法人が適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この項及び第十項において「適格組織再編成」という。）により被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人（第十項において「被合併法人等」という。）から事業の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該連結法人の当該適格組織再編成の日の属する連結事業年度以後の各連結事業年度における第二項及び第三項の規定の適用については、次の各号に掲げる適格組織再編成の区分に応じ当該各号に定める金額は、政令で定めるところにより、当該連結法人の前三年内連結事業年度の連結控除限度個別帰属額及び当該連結法人が当該前三年内連結事業年度において納付することとなつた個別控除対象外国法人税の額とみなす。

一　適格合併　当該適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度（適格合併の日前三年以内に開始した各連結事業年度又は各事業年度をいう。）の連結控除限度個別帰属額及び控除対象外国法人税の額及び控除対象外国法人税の額及び控除限度額並びに個別控除対象外国法人税の額及び控除限度額並びに個別控除対象外国法人税の額及び

もの（当該配当等の額を課税標準として課される個別控除対象外国法人税の額との合計額が当該配当等の額に対して高率な負担となる部分を除く。）として政令で定めるところにより計算した金額は、政令で定めるところにより、当該連結法人が納付する個別控除対象外国法人税の額とみなして、第一項から第三項までの規定を適用する。

9　内国法人が各事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。）において第六十九条第八項に規定する外国子会社から受けた配当等の額がある場合において、その受けた日の属する事業年度終了の日後に開始する各連結事業年度の期間において当該外国子会社の所得に対して外国法人税が課されるときは、当該配当等の額は各連結事業年度において前項に規定する外国子会社から受けた配当等の額と、当該配当等の額を課税標準として課される控除対象外国法人税の額は同項に規定する個別控除対象外国法人税の額と、同条第八項に規定する外国子会社の所得に対して課される当該外国法人税の額は前項に規定する外国子会社の所得に対して課される外国法人税の額とそれぞれみなして、同項の規定を適用する。

10　連結法人が納付することとなった外国法人税の額（第八項に規定する外国子会社の所得に対して課される外国法人税の額（前項の規定により当該外国子会社の所得に対して課される外国法人税の額とみなされる金額を含む。）のうち第八項の規定により当該連結法人が納付するものとみなされる部分の金額を含む。）の全部又は一部につき第一項から第三項までの規定の適用を受けた連結事業年度後の各連結事業年度において当該外国法人税の額が減額された場合（当該連結法人が適格組織再編成により被合併法人等から事業の全部又は一部の移転を受けた場合にあつては、当該被合併法人等が納付することとなった外国法人税の額のうち当該連結法人が移転を受けた事業に係る所得に基因して納付することとなった外国法人税の額が減額された場合を含む。以下この項において同じ。）及び当該連結法人が納付することとなった外国法人税の額（同条第九項の規定により当該外国子会社の所得に対して課される外国法人税の額とみなされる金額を含む。）のうち同条第八項の規定により当該外国子会社の所得に対して課される外国法人税の額（同条第六十九条第八項に規定する外国子会社の所得に対して課される外国法人税の額（同条第九項の規定により当該外国子会社の所得に対して課される外国法人税の額とみなされる金額を含む。）のうち同条第八項の規定により当該連結法人が納付するものとみなされる部分の金額を含む。）の全部又は一部につき同条第一項から第三項までの規定の適用を受けた事業年度後の各連結事業年度において当該外国法人税の額が減額された場合における第一項から第三項までの規定の適用については、政令で定めるところによる。

11　連結法人が第八項に規定する外国子会社から受ける配当等の額がある場合において、当該外国子会社が外国孫会社（各連結法人が当該外国子会社を通じて間接に保有しているその株式又は出資を合計した数又は金額がその発行済株式の総数又は出資金額（その有する自己の株式又は出資を除く。）の百分の二十五以上に相当する数又は金額となっていることその他の政令で定める要件を備えている外国法人をいう。）から受ける利益の配当又は剰余金の分配の額（第六十九条第十一項に規定する政令で定めるものを含む。以下この項において「外国孫会社からの配当等の額」という。）があるときは、当該外国孫会社の所得に対して課される外国法人税の額のうち当該外国孫会社からの配当等の額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額は、政令で定めるところにより、当該外国子会社の所得に対して課される外国法人税の額とみなして、第八項の規定を適用する。

12　内国法人が各事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。）において第六十九条第八項に規定する外国子会社から配当等の額（同条第十一項に規定する外国孫会社からの配当等の額があるものに限る。）から受ける配当等の額がある場合において、その受けた日の属する事業年度終了の日後に開始する各連結事業年度の期間において当該外国孫会社の所得に対して外国法人税が課されるときは、当該外国子会社から受けた配当等の額は各連結事業年度において第八項に規定する外国子会社から受けた配当等の額と、当該外国孫会社からの配当等の額は前項に規定する外国孫会社からの配当等の額と、その課される外国法人税の額は同項に規定する外国孫会社の所得に対して課される外国法人税の額とそれぞれみなして、同項の規定を適用する。

13　第十一項（前項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用がある場合における第八十一条の五（連結法人税額から控除する外国子会社の外国税額の益金算入）の規定の適用については、同条中「とみなされる金額及び同条第十一項（同条第十二項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定により当該外国子会社の所得に対して課される外国法人税の額とみなされる金額」とする。

14　第十一項に規定する外国孫会社の所得に対して課される外国法人税の額（第十二項の規定により当該外国孫会社の所得に対して課される外国法人税の額とみなされる金額を含む。）のうち第十一項の規定により第八項に規定する外国子会社の所得に対して課される外国法人税の額とみなされる部分の金額の全部又は一部につき同項の規定の適用により第一項から第三項までの規定の適用を受けた連結事業年度後の各連結事業年度の期間において当該外国孫会社に係る外国法人税の額が減額された場合及び第六十九条第十一項に規定する外国孫会社の所得に対して課される外国法人税の額（同条第十二項の規定により当該外国孫会社の所得に対して課される外国法人税の額とみなされる金額を含む。）のうち同条第十一項の規定により同条第一項から第三項までの規定の適用を受けた事業年度後の各連結事業年度の期間において当該外国孫会社に係る外国法人税の額が減額された場合における個別控除対象外国法人税の額の計算その他第十一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

15　第一項の規定は、連結確定申告書に同項の規定による控除を受けるべき金額及びその計算に関する明細の記載があり、かつ、個別控除対象外国法人税の額を課されたことを証する書類その他財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定による控除をされるべき金額は、当該金額として記載された金額を限度とする。

16　第二項及び第三項の規定は、個別繰越控除限度額又は個別繰越控除対象外国法人税額に係る連結事業年度又は事業年度のうち最も古い連結事業年度又は事業年度以後の各連結事業年度又は各事業年度について当該各連結事業年度の連結控除限度個別帰属額及び当該各連結事業年度において納付することとなった個別控除対象外国法人税の額を記載した連結確定申告書又は当該各事業年度の控除限度額及び当該各事業年度において納付することとなった控除対象外国法人税の額を記載した確定申告書を提出し、かつ、これらの規定の適用を受けようとする連結事業年度の連結確定申告書にこれらの規定による控除を受けるべき金額を記載するとともに、当該申告書に個

別繰越控除限度額又は個別繰越控除対象外国法人税額の計算の基礎となるべき事項を記載した書類その他財務省令で定める書類を添付した場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定による控除をされるべき金額は、当該各連結事業年度の連結確定申告書に当該各連結事業年度の連結控除限度個別帰属額及び当該各連結事業年度において納付することとなった個別控除対象外国法人税の額として記載された金額又は当該各事業年度の確定申告書に当該各事業年度の控除限度額及び当該各事業年度において納付することとなった控除対象外国法人税の額として記載された金額を基礎として計算した金額を限度とする。

17　税務署長は、第一項から第三項までの規定による控除をされるべきこととなる金額又は連結控除限度個別帰属額等（前項に規定する連結控除限度個別帰属額若しくは個別控除対象外国法人税の額又は控除限度額若しくは控除対象外国法人税の額をいう。）の全部又は一部につき前二項の記載又は書類の添付がない連結確定申告書又は確定申告書の提出があつた場合においても、その記載又は書類の添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、その記載又は書類の添付がなかつた金額につき第一項から第三項までの規定を適用することができる。

18　第六項、第十項、第十一項及び第十四項から前項までに定めるもののほか、第一項から第五項まで、第七項から第九項まで、第十二項及び第十三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の連結事業年度における控除）

第八十一条の十六　連結親法人の提出した連結確定申告書に記載された各連結事業年度の連結所得の金額が当該連結事業年度の課税標準とされるべき連結所得の金額を超え、かつ、その超える金額のうちに事実を仮装して経理したところに基づくものがある場合において、税務署長が当該連結事業年度の連結所得に対する法人税につき更正をしたときは、当該連結事業年度の連結所得に対する法人税として納付された金額で政令で定めるもののうち当該更正により減少する部分の金額で当該仮装して経理した金額に係るものは、国税通則法第五十六条から第五十八条まで（還付・充当等）の規定にかかわらず、当該更正の日の属する連結親法人事業年度（第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。）開始の日から五年以内に開始する各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から順次控除する。

2　前項の規定は、連結法人の事実を仮装して経理した分割前事業年度（当該連結法人を分割法人とする分割で分社型分割以外の分割（連結親法人事業年度開始の日に行うものを除く。）を行つた場合の当該分割の日の前日の属する事業年度をいう。以下この条において同じ。）の所得に対する法人税につき税務署長が更正をした場合について準用する。

3　前二項又は第七十条第一項（仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除）に規定する更正をしたことに伴い当該更正に係る連結事業年度又は事業年度終了の日後に開始する各連結事業年度の連結所得の金額又は分割前事業年度の所得の金額を減少させる更正があつた場合において、その更正により減少する部分の連結所得の金額又は所得の金額のうちにこれらの規定に規定する更正に係る連結事業年度又は事業年度において仮装して経理した金額に係るものがあるときは、当該金額は、当該各連結事業年度又は分割前事業年度において当該経理をした連結法人が仮装して経理したところに基づく金額とみなして、前二項の規定を適用する。

4　前三項の規定は、各連結事業年度又は分割前事業年度において事実を仮装して経理した連結法人が適格合併（当該連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を合併法人とする合併に限る。）により解散した後に、当該連結法人の第一項に規定する連結事業年度の連結所得に対する法人税につき同項（第二項において準用する場合を含む。）に規定する更正又は前項に規定する各連結事業年度の連結所得の金額若しくは分割前事業年度の所得の金額を減少させる更正があつた場合について準用する。この場合において、第一項中「当該更正の日」とあるのは、「当該事実を仮装して経理した連結法人を被合併法人とする適格合併に係る合併法人の当該更正の日」と読み替えるものとする。

（連結事業年度における税額控除の順序）

第八十一条の十七　この款の規定による法人税の額からの控除については、まず前条の規定による控除をした後において、第八十一条の十四及び第八十一条の十五（連結事業年度における所得税額等の控除）の規定による控除をするものとする。

第三款　連結法人税の個別帰属額の計算

（連結法人税の個別帰属額の計算）

第八十一条の十八　連結法人が各連結事業年度の連結所得に対する法人税の負担額として支出し、又は当該法人税の減少額として収入すべき金額は、当該連結法人の当該連結事業年度の個別所得金額（当該連結事業年度の益金の額のうち当該連結法人に帰せられるものの合計額（以下この項において「個別帰属益金額」という。）が当該連結事業年度の損金の額のうち当該連結法人に帰せられるものの合計額（以下この項において「個別帰属損金額」という。）を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。）に当該連結事業年度の連結所得に対する法人税の税率を乗じて計算した金額又は個別欠損金額（個別帰属損金額を超える場合におけるその超える部分の金額をいい、当該連結事業年度に連結欠損金額が生ずる場合には当該超える部分の金額から当該連結欠損金額のうち当該連結法人に帰せられるものを控除した金額とする。）に当該税率を乗じて計算した金額に、当該連結法人に係る税額調整金額（第一号に掲げる金額から第二号から第四号までに掲げる金額を減算した金額をいう。）を加算し、又は減算した金額とする。

一　第八十一条の十三第一項（連結同族会社の特別税率）に規定する合計額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額

二　第八十一条の十四第一項（連結事業年度における所得税額の控除）の規定による控除をされるべき金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額

三　第八十一条の十五第一項から第三項まで（連結事業年度における外国税額の控除）の規定による控除をされるべき金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額

四　第八十一条の三十一第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）（連結欠損金の繰戻しによる還付）の規定により還付を受ける金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額

2　前項の連結法人に係る連結親法人が第八十一条の十二第二項（各連結事業年度の連結所得に対する法人税の税率）に規定する連結親法人である場合には、各連結事業年度の連結所得の金額につき同条の規定により計算した法人税の額の当該連結所得の金額に対する割

合(連結所得の金額がない連結事業年度にあつては、同項に規定する年八百万円以下の金額に対して適用される税率)を前項に規定する税率として、同項の規定を適用する。

3　前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三節　申告、納付及び還付等

第一款　連結中間申告

(連結中間申告)

第八十一条の十九　連結親法人(普通法人に限る。以下この条において同じ。)は、その連結事業年度(当該連結親法人の連結親法人事業年度(第十五条の二第一項(連結事業年度の意義)に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この項及び次項において同じ。)に限る。)が六月を超える場合には、当該連結事業年度開始の日以後六月を経過した日から二月以内に、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。ただし、第一号に掲げる金額が十万円以下である場合又は当該金額がない場合は、当該申告書を提出することを要しない。

一　当該連結事業年度の前連結事業年度の連結確定申告書に記載すべき第八十一条の二十二第一項第二号(連結確定申告に係る法人税額)に掲げる金額で当該連結事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したもの(第三項において「連結確定法人税額」という。)を当該前連結事業年度の月数で除し、これに六を乗じて計算した金額(当該連結事業年度が最初連結親法人事業年度(各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課される最初の連結親法人事業年度をいう。以下この号において同じ。)である場合には、次に掲げる金額の合計額

イ　連結法人(最初連結親法人事業年度開始の時に当該連結親法人による連結完全支配関係がないものを除く。以下この号において同じ。)の当該最初連結親法人事業年度開始の日の前日の属する事業年度の確定法人税額(確定申告書に記載すべき第七十四条第一項第二号(確定申告に係る法人税額)に掲げる金額をいう。次項及び第六項において同じ。)で当該最初連結親法人事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したものを当該事業年度の月数で除し、これに六を乗じて計算した金額の合計額

ロ　連結法人の当該最初連結親法人事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額(各連結事業年度の連結所得に対する法人税の負担額として支出すべき金額として前条第一項の規定により計算される金額をいう。以下この条において同じ。)で当該最初連結親法人事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定した当該連結事業年度の連結確定申告書に記載すべき第八十一条の二十二第一項第二号に掲げる金額に係るものを当該開始の日の前日の属する当該連結法人の連結事業年度の月数で除し、これに六を乗じて計算した金額の合計額

二　前号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

2　前項の場合において、第四条の二(連結納税義務者)に規定する他の内国法人が次の各号に掲げる期間内に同項の連結親法人による連結完全支配関係を有することとなり、かつ、その有することとなつた日から当該連結親法人の連結親法人事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日まで当該連結完全支配関係が継続していたときは、その連結親法人が提出すべき当該連結事業年度の連結中間申告書については、同項第一号に掲げる金額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により計算した金額に相当する金額に当該各号に定める金額を加算した金額とする。

一　当該連結事業年度の前連結事業年度　連結加入法人(当該他の内国法人で当該連結親法人による連結完全支配関係を有することとなつたものをいう。以下この項において同じ。)の次に掲げる金額のうち最も新しい事業年度又は連結事業年度に係るもの(次号において「連結加入法人の確定法人税額等」という。)をその計算の基礎となつた当該連結加入法人の事業年度又は連結事業年度の月数で除し、これに当該連結親法人の前連結親法人事業年度の月数のうちに占める当該前連結親法人事業年度開始の日からその連結加入日(当該連結完全支配関係を有することとなつた日(第十五条の二第二項の規定の適用を受ける場合には、同項各号に定める期間の開始の日)をいう。以下この項において同じ。)の前日までの期間の月数の割合に六を乗じた数を乗じて計算した金額

イ　連結加入日前に開始し、当該連結親法人の当該連結親法人事業年度開始の日の一年前の日以後に終了した各事業年度(その月数が六月に満たないものを除く。)の確定法人税額で当該連結親法人の当該連結親法人事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したもの

ロ　連結加入日前に開始し、当該連結親法人の当該連結親法人事業年度開始の日の一年前の日以後に終了した当該連結加入法人の各連結事業年度(その月数が六月に満たないものを除く。)の当該連結加入法人の連結法人税個別帰属支払額で当該連結親法人の当該連結親法人事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定した各連結事業年度の連結確定申告書に記載すべき第八十一条の二十二第一項第二号に掲げる金額に係るもの

二　当該連結事業年度開始の日から同日以後六月を経過した日の前日までの期間　連結加入法人の確定法人税額等をその計算の基礎となつた当該連結加入法人の事業年度又は連結事業年度の月数で除し、これにその連結加入日から当該六月を経過した日の前日までの期間の月数を乗じて計算した金額

3　第一項の場合において、同項の連結親法人の同項の連結事業年度開始の日から同日以後六月を経過した日の前日までの期間内に第四条の五第一項(連結納税の承認の取消し)の規定により当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人に係る第四条の二の承認の取消しの処分があつたとき若しくは第四条の五第二項第五号に掲げる事実が生じたとき又は当該開始の日の前日から当該経過した日の前日までの期間内に当該連結子法人に係る同項第四号に掲げる事実が生じたとき(その事実が合併による解散である場合には、当該開始の日から当該経過した日までの期間内に当該連結子法人が合併を行つたとき)は、第一項第一号に掲げる金額は、同号の規定にかかわらず、連結確定法人税額から当該連結子法人に係る連結法人税個別帰属支払額を減算し、又は連結確定法人税額に当該連結子法人に係る連結法人税個別帰属受取額(各連結事業年度の連結所得に対する法人税の減少額として収入すべき金額として前条第一項の規定により計算される金額をいう。)を加算した金額を同号に規定する前連結事業年度の月数で除し、これに六を乗じて計算した金額(当該金額が零を下回る場合には、零)とする。

4　第七十一条第二項(中間申告)の規定は、連結親法人が当該連結事業年度開始の日の前日

の属する事業年度、当該連結事業年度の前連結事業年度若しくは当該連結事業年度開始の日から同日以後六月を経過した日の前日までの期間内に当該連結親法人を合併法人とする適格合併（当該連結親法人との間に連結完全支配関係を有する連結子法人以外の法人を被合併法人とするものに限る。）を行つた場合の当該連結親法人又は連結法人が当該期間内に他の連結法人（当該連結法人との間に連結完全支配関係がある法人に限るものとし、連結親法人を除く。）を被合併法人とする合併を行つた場合（当該合併を行つた日から当該連結事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日まで当該連結法人（連結親法人を除く。）と連結親法人との間の連結完全支配関係が継続していた場合に限る。）の当該連結親法人につき、第一項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項第一号」とあるのは「第八十一条の十九第一項第一号（連結中間申告）」と、「当該事業年度の前事業年度」とあるのは「当該連結事業年度又は前連結事業年度」と、「当該事業年度開始の日の前日の属する事業年度開始の日の」とあるのは「連結親法人事業年度（第八十一条の十九第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この項において同じ。）開始の日の」と、「当該事業年度開始の日以後」とあるのは「当該連結親法人事業年度開始の日以後」と、「前事業年度の月数のうちに占める当該前事業年度」とあるのは「連結親法人事業年度の月数のうちに占める当該前連結親法人事業年度の月数の」と、「その適格合併の日」とあるのは「適格合併（連結親法人を合併法人とし、連結子法人以外の法人を被合併法人とするものに限る。）又は合併（連結法人を合併法人とし、当該連結法人との間に連結完全支配関係を有する連結子法人を被合併法人とするものに限る。）の日」と、「当該事業年度開始の日から」とあるのは「当該連結事業年度開始の日から」と読み替えるものとする。

5　第七十一条第三項の規定は、適格合併により設立された連結親法人につき、第一項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「同項第一号」とあるのは、「第八十一条の十九第一項第一号」と読み替えるものとする。

6　第一項の場合において、次の各号に掲げる期間内に同項の連結親法人又は当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人を分割法人とする分割で分社型分割以外の分割を行つたとき（当該連結子法人が当該分割を行つた場合にあつては、当該分割を行つた日から当該連結事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日まで当該連結子法人と当該連結親法人との間の連結完全支配関係が継続していたときに限る。）は、その連結親法人が提出すべき当該連結事業年度の連結中間申告書については、同項第一号に掲げる金額は、同号の規定にかかわらず、当該各号に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一　当該連結事業年度の前連結事業年度開始の日の翌日から当該前連結事業年度終了の日までの期間　第一項第一号の規定により計算した金額に相当する金額（次号において「前期実績基準額」という。）に当該分割法人の分割の日の前日の属する事業年度（次号において「分割前事業年度」という。）の確定法人税額で当該連結事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したものを当該前連結事業年度の月数で除し、これに六を乗じて計算した金額を加算した金額

二　当該連結事業年度開始の日の翌日から同日以後六月を経過した日までの期間　前期実績基準額からイ又はロに掲げるものを分割前事業年度開始の日の前日の属する当該分割法人の事業年度又は連結事業年度の月数で除し、これに当該分割前事業年度の月数を乗じて計算した金額を減算した金額（当該金額が零を下回る場合には、零）

イ　分割前事業年度開始の日の前日の属する事業年度の確定法人税額で当該連結事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したもの

ロ　当該連結事業年度の前連結事業年度の当該分割法人に係る連結法人税個別帰属支払額で当該連結事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定した当該前連結事業年度の連結確定申告書に記載すべき第八十一条の二十二第一項第二号に掲げる金額に係るもの

7　前各項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

（仮決算をした場合の連結中間申告書の記載事項等）

第八十一条の二十　連結中間申告書を提出すべき連結親法人が当該連結事業年度開始の日以後六月の期間を一連結事業年度とみなして当該期間に係る課税標準である連結所得の金額又は連結欠損金額を計算した場合には、その連結親法人は、その提出する連結中間申告書に、前条第一項各号に掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を記載することができる。

一　当該連結所得の金額又は連結欠損金額

二　当該期間を一連結事業年度とみなして前号に掲げる連結所得の金額につき前節（税額の計算）（第八十一条の十三（連結同族会社の特別税率）及び第八十一条の十六（仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の連結事業年度における控除）を除く。）の規定を適用するものとした場合に計算される法人税の額

三　前二号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

2　前項に規定する事項を記載した連結中間申告書には、連結親法人及び連結子法人の同項に規定する期間の末日における貸借対照表、当該期間の損益計算書その他の財務省令で定める書類を添付しなければならない。

3　第一項に規定する期間に係る課税標準である連結所得の金額又は連結欠損金額及び同項第二号に掲げる法人税の額の計算については、第二条第二十五号（定義）中「確定した決算」とあるのは「決算」と、第一章の二第一節第三款（課税標準の計算）（第八十一条の九第七項（連結欠損金の繰越しの要件）を除く。）の規定中「連結確定申告書」とあるのは「連結中間申告書」と、「確定した決算」とあるのは「決算」と、第八十一条の十四第二項及び第三項（連結事業年度における所得税額の控除）並びに第八十一条の十五第十五項（連結事業年度における外国税額の控除）中「連結確定申告書」とあるのは「連結中間申告書」と、同条第十六項中「連結確定申告書にこれら」とあるのは「連結中間申告書にこれら」と、同条第十七項中「連結確定申告書」とあるのは「連結中間申告書、連結確定申告書」とする。

（連結中間申告書の提出がない場合の特例）

第八十一条の二十一　連結中間申告書を提出すべき連結親法人がその連結中間申告書をその提出期限までに提出しなかつた場合には、その連結親法人については、その提出期限において、税務署長に対し第八十一条の十九第一項各号（前期の実績による連結中間申告書の記載事項）に掲げる事項を記載した連結中間申告書の提出があつたものとみなして、この法律の規定を適用する。

第二款　連結確定申告

（連結確定申告）

第八十一条の二十二　連結親法人は、各連結事業年度終了の日の翌日から二月以内に、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。

一　当該連結事業年度の課税標準である連結所得の金額又は連結欠損金額

二　前号に掲げる連結所得の金額につき前節（税額の計算）の規定を適用して計算した法人税の額

三　第八十一条の十四及び第八十一条の十五（連結事業年度における所得税額等の控除）の規定による控除をされるべき金額で前号に掲げる法人税の額の計算上控除しきれなかったものがある場合には、その控除しきれなかった金額

四　その連結親法人が当該連結事業年度につき連結中間申告書を提出した法人である場合には、第二号に掲げる法人税の額から当該申告書に係る中間納付額を控除した金額

五　前号に規定する中間納付額で同号に掲げる金額の計算上控除しきれなかったものがある場合には、その控除しきれなかった金額

六　前各号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

2　前項の規定による申告書には、連結親法人及び連結子法人の当該連結事業年度の貸借対照表、損益計算書、第八十一条の十八第一項（連結法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される法人税の負担額として支出すべき金額及び法人税の減少額として収入すべき金額に関する書類その他の財務省令で定める書類を添付しなければならない。

（連結確定申告書の提出期限の延長）

第八十一条の二十三　前条第一項の規定による申告書を提出すべき連結親法人が、災害その他やむを得ない理由（次条第一項に規定する理由を除く。）により、連結法人の決算が確定しないため、又は各連結事業年度の連結所得の金額若しくは連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができないため当該申告書を前条第一項に規定する提出期限までに提出することができないと認められる場合には、国税通則法第十一条（災害等による期限の延長）の規定によりその提出期限が延長された場合を除き、納税地の所轄税務署長は、その連結親法人の申請に基づき、期日を指定してその提出期限を延長することができる。

2　第七十五条第二項から第七項まで（確定申告書の提出期限の延長）の規定は前項の規定を適用する場合について準用する。

（連結確定申告書の提出期限の延長の特例）

第八十一条の二十四　第八十一条の二十二第一項（連結確定申告）の規定による申告書を提出すべき連結親法人が、会計監査人の監査を受けなければならないことその他これに類する理由により決算が確定しないため、又は連結子法人が多数に上ることその他これに類する理由により各連結事業年度の連結所得の金額若しくは連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができないために当該連結事業年度以後の各連結事業年度の当該申告書をそれぞれ同項に規定する提出期限までに提出することができない常況にあると認められる場合には、納税地の所轄税務署長は、その連結親法人の申請に基づき、当該各連結事業年度の申告書の提出期限を二月間（特別の事情により各連結事業年度終了の日の翌日から四月以内に当該各連結事業年度の連結所得の金額又は連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができないことその他やむを得ない事情があると認められる場合には、税務署長が指定する月数の期間）延長することができる。

2　第七十五条の二第二項から第五項まで（確定申告書の提出期限の延長の特例）の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「終了の日まで」とあるのは、「終了の日の翌日から四十五日以内」と読み替えるものとする。

3　第七十五条第三項から第五項まで（確定申告書の提出期限の延長）の規定は、前項において準用する第七十五条の二第二項の申請書の提出があった場合について、第七十五条第七項の規定は、第一項の規定の適用を受ける連結親法人の同項に規定する申告書に係る連結事業年度の連結所得に対する法人税について、それぞれ準用する。この場合において、同条第五項中「その申請に係る指定を受けようとする期日を第一項の期日として」とあるのは「二月間（第八十一条の二十四第一項（連結確定申告書の提出期限の延長の特例）の指定を受けようとする旨の申請があった場合には、その申請に係る指定を受けようとする月数の期間）」と、同条第七項中「同項に規定する申告書に係る事業年度の所得」とあるのは「その適用に係る各連結事業年度の連結所得」と、「当該事業年度」とあるのは「当該各連結事業年度」と、「同項の規定により指定された期日」とあるのは「第八十一条の二十四第一項の規定により延長された提出期限」と読み替えるものとする。

4　第一項の規定の適用を受けている連結親法人については、連結法人につき当該連結事業年度終了の日の翌日から二月を経過した日前に災害その他やむを得ない理由が生じた場合には、当該連結事業年度に限り、同項の規定の適用がないものとみなして、前条及び国税通則法第十一条（災害等による期限の延長）の規定を適用することができる。

5　第一項の規定の適用を受けている連結親法人が、当該連結事業年度（前項の規定の適用に係る連結事業年度を除く。）について、連結法人に生じた災害その他やむを得ない理由により、当該連結法人の決算が確定しないため、又は各連結事業年度の連結所得の金額若しくは連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができないため第一項に規定する申告書を同項の規定により延長された提出期限までに提出することができないと認められる場合には、国税通則法第十一条の規定によりその提出期限が延長された場合を除き、納税地の所轄税務署長は、その連結親法人の申請に基づき、期日を指定してその提出期限を延長することができる。

6　第七十五条第二項から第七項までの規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「申告書に係る事業年度終了の日の翌日から四十五日以内」とあるのは「申告書の提出期限の到来する日の十五日前まで」と、同条第五項中「申告書に係る事業年度終了の日の翌日から二月以内」とあるのは「申告書の提出期限まで」と、同条第七項中「内国法人は、同項」とあるのは「連結親法人は、第八十一条の二十四第三項（連結確定申告書の提出期限の延長の特例）において準用するこの項の規定による利子税のほか、同条第一項」と、「事業年度の所得」とあるのは「連結事業年度の連結所得」と、「当該事業年度終了の日の翌日以後二月を経過した日から同項」とあるのは「同項の規定により延長された当該申告書の提出期限の翌日から同条第五項」と読み替えるものとする。

第三款　個別帰属額等の届出

（連結子法人の個別帰属額等の届出）

第八十一条の二十五　連結子法人は、各連結事業年度の連結確定申告書の提出期限までに、当該連結事業年度に係る第八十一条の十八第一項（連結法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される法人税の負担額として支出すべき金額又は法人税の減少額として収入すべき金額、その計算の基礎その他財務省令で

定める事項(次項において「個別帰属額等」という。)を記載した書類に当該連結事業年度の貸借対照表、損益計算書その他の財務省令で定める書類を添付し、これを当該連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

2　連結子法人は、前項の規定により提出した書類に記載した個別帰属額等に異動があった場合には、速やかに、その本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に対し、その異動後の個別帰属額等その他参考となるべき事項を記載した書類を提出しなければならない。

第四款　納付

(連結中間申告による納付)

第八十一条の二十六　連結中間申告書を提出した連結親法人は、当該申告書に記載した第八十一条の十九第一項第一号(前期の実績による連結中間申告書の記載事項)に掲げる金額(第八十一条の二十第一項各号(仮決算をした場合の連結中間申告書の記載事項)に掲げる事項を記載した連結中間申告書を提出した場合には、同項第二号に掲げる金額)があるときは、当該申告書の提出期限までに、当該金額に相当する法人税を国に納付しなければならない。

(連結確定申告による納付)

第八十一条の二十七　第八十一条の二十二第一項(連結確定申告)の規定による申告書を提出した連結親法人は、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる金額(同項第四号の規定に該当する場合には、同号に掲げる金額)があるときは、当該申告書の提出期限までに、当該金額に相当する法人税を国に納付しなければならない。

(連結子法人の連帯納付の責任)

第八十一条の二十八　連結子法人は、連結親法人の各連結事業年度の連結所得に対する法人税(当該連結子法人の連結事業年度の期間に納税義務が成立したものに限る。)について、連帯納付の責めに任ずる。

2　前項に規定する法人税を連結子法人から徴収する場合における国税通則法第四十三条第一項(国税の徴収の所轄庁)の規定の適用については、同項中「国税の徴収」とあるのは「法人税法第二条第十二号の七の三(定義)に規定する連結子法人の同法第八十一条の二十八第一項(連結子法人の連帯納付の責任)に規定する連帯納付の責任に係る法人税の徴収」と、「その国税の納税地」とあるのは「当該法人税の納税地又は当該連結子法人の本店若しくは主たる事務所の所在地」とする。

第五款　還付

(所得税額等の還付)

第八十一条の二十九　連結確定申告書の提出があった場合において、当該申告書に第八十一条の二十二第一項第三号(所得税額等の控除不足額)に掲げる金額の記載があるときは、税務署長は、当該申告書を提出した連結親法人に対し、当該金額に相当する税額を還付する。

2　第七十八条第二項から第四項まで(所得税額等の還付)の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「確定申告書に係る事業年度の所得」とあるのは、「連結確定申告書に係る連結事業年度の連結所得」と読み替えるものとする。

(連結中間納付額の還付)

第八十一条の三十　連結中間申告書を提出した連結親法人からその連結中間申告書に係る連結事業年度の連結確定申告書の提出があった場合において、その連結確定申告書に第八十一条の二十二第一項第五号(連結中間納付額の控除不足額)に掲げる金額の記載があるときは、税務署長は、その連結親法人に対し、当該金額に相当する中間納付額を還付する。

2　税務署長は、前項の規定による還付金の還付をする場合において、同項の連結中間申告書に係る中間納付額について納付された延滞税があるときは、その額のうち、同項の規定により還付される中間納付額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を併せて還付する。

3　第七十九条第三項から第六項まで(中間納付額の還付)の規定は、前二項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第四項中「事業年度の所得」とあるのは、「連結事業年度の連結所得」と読み替えるものとする。

(連結欠損金の繰戻しによる還付)

第八十一条の三十一　連結親法人の連結確定申告書を提出する連結事業年度において生じた連結欠損金額がある場合(第三項の規定に該当する場合を除く。)には、その連結親法人は、当該申告書の提出と同時に、納税地の所轄税務署長に対し、当該連結欠損金額に係る連結事業年度(以下この項において「欠損連結事業年度」という。)開始の日(当該連結親法人を分割法人とする分割で分社型分割以外の分割を行った場合には、当該分割の日の属する第十五条の二第一項(連結事業年度の意義)に規定する連結親法人事業年度開始の日)前一年以内に開始したいずれかの連結事業年度の連結所得に対する法人税の額(附帯税の額を除くものとし、第八十一条の十四から第八十一条の十七まで(税額控除)の規定により控除された金額がある場合には、当該金額を加算した金額とする。以下この項及び次項において同じ。)に、当該いずれかの連結事業年度(以下この項及び次項において「還付所得連結事業年度」という。)の連結所得の金額のうちに占める欠損連結事業年度の連結欠損金額(この条の規定により他の還付所得連結事業年度の連結所得に対する法人税の額につき還付を受ける金額の計算の基礎とするものを除く。第三項において同じ。)に相当する金額の割合を乗じて計算した金額に相当する法人税の還付を請求することができる。

2　前項の場合において、既に当該還付所得連結事業年度の連結所得に対する法人税の額につきこの条の規定の適用があったときは、その額からその適用により還付された金額を控除した金額をもって当該法人税の額とみなし、かつ、当該還付所得連結事業年度の連結所得の金額に相当する金額からその適用に係る連結欠損金額を控除した金額をもって当該還付所得連結事業年度の連結所得の金額とみなして、同項の規定を適用する。

3　前二項の規定は、連結親法人につき解散(適格合併による解散及び第五十七条第二項(青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し)に規定する合併類似適格分割型分割後の解散を除く。)、会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続の開始その他これらに準ずる事実で政令で定めるものが生じた場合において、当該事実が生じた日前一年以内に終了したいずれかの連結事業年度又は同日の属する連結事業年度において生じた連結欠損金額(第八十一条の九(連結欠損金の繰越し)の規定により各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されたもの及び同条第五項の規定によりないものとされたものを除く。)があるときについて準用する。この場合において、第一項中「当該申告書の提出と同時に」とあるのは「当該事実が生じた日以後一年以内(その一年以内の日が、第四条の五第一項若しくは第二項(連結納税の承認の取消し)の規定により当該連結親法人の第四条の二(連結納税義務者)の承認を取り消された場合又は第四条の五第三項の承認を受けた場合の各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課される最終の連結事業年度の連結確定申告書の提出期限後となるときは、当該事実が生じた日から当該提出期限まで)に」と、「請

求することができる」とあるのは「請求することができる。ただし、還付所得連結事業年度から欠損連結事業年度までの各連結事業年度について連続して連結確定申告書を提出している場合に限る」と読み替えるものとする。

4　第八十条第三項及び第五項から第七項まで（欠損金の繰戻しによる還付）の規定は、連結親法人が第一項の規定を適用する場合（前項の規定において第一項の規定を準用する場合を含む。）について準用する。この場合において、同条第三項中「還付所得事業年度から欠損事業年度の前事業年度までの各事業年度」とあるのは「第八十一条の三十一第一項（連結欠損金の繰戻しによる還付）に規定する還付所得連結事業年度から欠損連結事業年度（同項に規定する欠損連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）の前連結事業年度までの各連結事業年度」と、「青色申告書である確定申告書」とあるのは「連結確定申告書」と、「、欠損事業年度」とあるのは「、欠損連結事業年度」と読み替えるものとする。

第六款　更正の請求の特例

（前連結事業年度の法人税額等の更正等に伴う更正の請求の特例）

第八十二条　連結法人が、連結確定申告書に記載すべき第八十一条の二十二第一項第一号から第五号まで（連結確定申告書の記載事項）に掲げる金額又は確定申告書に記載すべき第七十四条第一項第一号から第五号まで（確定申告書の記載事項）に掲げる金額につき、修正申告書を提出し、又は更正若しくは決定を受け、その修正申告書の提出又は更正若しくは決定に伴い次の各号に掲げる場合に該当することとなるときは、当該連結法人に係る連結親法人は、当該連結法人がその修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定の通知を受けた日の翌日から二月以内に限り、税務署長に対し、当該各号に規定する金額につき国税通則法第二十三条第一項（更正の請求）の規定による更正の請求をすることができる。この場合においては、同条第三項に規定する事項のほか、その修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定の通知を受けた日を記載しなければならない。

一　その修正申告書若しくは更正若しくは決定に係る連結事業年度後若しくは事業年度後の連結事業年度の連結確定申告書に記載した、又は決定を受けた当該連結事業年度に係る第八十一条の二十二第一項第二号又は第四号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があった場合には、その申告又は更正後の金額）が過大となる場合

二　その修正申告書若しくは更正若しくは決定に係る連結事業年度後若しくは事業年度後の連結事業年度の連結確定申告書に記載した、又は決定を受けた当該連結事業年度に係る第八十一条の二十二第一項第一号に掲げる連結欠損金額又は同項第三号若しくは第五号に掲げる金額（これらの金額につき修正申告書の提出又は更正があった場合には、その申告又は更正後の金額）が過少となる場合

第九十三条第一項中「資本等の金額」の下に「（連結事業年度終了の日に解散した場合（次項において「連結事業年度末解散の場合」という。）には、連結個別資本等の金額）」を加え、同条第二項第一号中「利益積立金額」の下に「（連結事業年度末解散の場合には、連結個別利益積立金額）」を加え、同項第二号中「同条第二項」を「同条第三項」に、「規定する特定株式等以外の」を「規定する連結法人株式等及び関係法人株式等のいずれにも該当しない」に、「当該特定株式等以外の」を「当該」に改め、「（当該配当等の額の合計額を限度とする。）」を削り、「百分の八十」を「百分の五十」に、「特定株式等に」を「関係法人株式等に」に改め、同号に次のように加える。

ハ　第二十三条第一項に規定する連結法人株式等に係る当該配当等の額

第九十三条第二項第三号中「第二条第十八号ト」を「第二条第十八号リ」に、「同号ト」を「同号リ又は同条第十八号の二ヌ」に、「で、清算中」を「で清算中」に、「及び第二十六条第二項」を「、第二十六条第二項」に改め、「控除対象外国法人税の額」の下に「及び個別控除対象外国法人税の額」を、「定める金額」の下に「並びに清算中に受け取った附帯税（利子税を除く。以下この号において同じ。）の負担額及び附帯税の減少額の合計額」を加える。

第九十四条第一号中「属する事業年度」の下に「又は連結事業年度」を、「所得に対する法人税」の下に「又は各連結事業年度の連結所得に対する法人税」を加え、同条第三号中「又はロに掲げる法人税に係るもの」を「に掲げる法人税（当該法人税が各連結事業年度の連結所得に対する法人税である場合には、当該連結事業年度の第八十一条の十八第一項（連結法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される負担額として支出すべき金額又は減少額として収入すべき金額に調整を加えた金額）に係るもの及び同号ロに掲げる法人税に係るもの」に改め、同条第四号中「以前の各事業年度」を「又は連結事業年度以前の各事業年度又は各連結事業年度」に改める。

第九十五条の見出し中「寄付金」を「寄附金」に改め、同条第一項中「第三十七条第六項」を「第三十七条第七項」に、「寄付金」を「寄附金」に、「同条第三項第一号」を「同条第四項第一号」に改め、同条第二項及び第三項中「寄付金」を「寄附金」に、「添附」を「添付」に改める。

第百二条第二項を次のように改める。

2　前項第一号に掲げる課税標準である所得の金額又は欠損金額及び同項第二号に掲げる法人税の額の計算については、第一章第一節第三款及び第四款（課税標準の計算）（第四十二条から第五十条まで（圧縮記帳）、第五十七条（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）及び第五十八条（青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越し）を除く。）の規定中「確定申告書」とあるのは「清算事業年度予納申告書」と、第五十七条第一項及び第八項中「確定申告書」とあるのは「清算事業年度予納申告書」と、同条第十二項中「確定申告書」とあるのは「確定申告書又は清算事業年度予納申告書」と、第五十八条第一項中「確定申告書」とあるのは「清算事業年度予納申告書」と、同条第六項中「確定申告書」とあるのは「確定申告書又は清算事業年度予納申告書」と、第六十八条第三項及び第四項（所得税額の控除）並びに第六十九条第十六項（外国税額の控除）中「確定申告書」とあるのは「清算事業年度予納申告書」と、同条第十七項中「記載した確定申告書」とあるのは「記載した確定申告書若しくは清算事業年度予納申告書」と、「確定申告書にこれら」とあるのは「清算事業年度予納申告書にこれら」と、「確定申告書に当該」とあるのは「確定申告書若しくは清算事業年度予納申告書に当該」と、同条第十八項中「確定申告書」とあるのは「確定申告書、清算事業年度予納申告書」とする。

第百三条第一項中「及び利益積立金額（その」を「（第九十三条第一項（解散による清算所得の金額の計算）に規定する連結事業年度末解散の場合（以下この項において「連結事業年度末解散の場合」という。）には、連結個別資本等の金額。以下この項において同じ。）及び利益積立金額（連結事業年度末解散の場合には連結個別利益積立金額とし、その」に、「、当該利益積立金額」を「当該利益積立金額」に、「こえる」を「超える」に、「つど」を「都度」に改め、「（解散による清算所得の金額の計算）」を削る。

第百二十二条第一項中「内国法人」の下に「（第二条第十六号（定義）に規定する連結申告法人を除く。）」を加え、同条第二項中「掲げる日」を「定

める日」に改め、同項に次の五号を加える。

四　連結法人が第四条の五第二項各号（連結納税の承認の取消し）の規定により第四条の二（連結納税義務者）の承認を取り消された場合（次号及び第七号に規定する場合を除く。）における当該連結法人のその取り消された日の属する事業年度　その取り消された日以後三月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日

五　連結法人が第四条の五第二項第二号又は第五号の規定により第四条の二の承認を取り消された場合（連結親法人の事業年度終了の日に連結子法人が解散したことにより連結子法人がなくなったことに基因して当該連結親法人の当該承認が取り消された場合及び連結親法人事業年度（第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。第七号において同じ。）終了の日に連結子法人の発行済株式又は出資を直接又は間接に保有する他の連結子法人が解散（合併による解散を除く。）をしたことにより当該連結子法人が連結親法人との間に当該連結親法人による連結完全支配関係を有しなくなったことに基因して当該連結子法人の当該承認が取り消された場合を除く。）における当該連結法人のその取り消された日の属する事業年度　その取消しの基因となった事実が生じた日以後三月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日

六　前二号に規定する連結法人のこれらの規定に掲げる事業年度終了の日までの期間が三月に満たない場合における当該事業年度の翌事業年度　前二号に規定する三月を経過した日と当該翌事業年度終了の日とのうちいずれか早い日

七　連結法人が第四条の五第二項第四号の規定により第四条の二の承認を取り消された場合（連結親法人事業年度開始の日に連結子法人が合併による解散をし、又は連結親法人事業年度終了の日に連結子法人が解散（合併による解散を除く。）をしたことに基因して当該連結子法人の当該承認が取り消された場合を除く。）における当該連結法人のその取り消された日の属する事業年度又は連結法人が当該連結法人を分割法人とする分割で分社型分割以外の分割（連結親法人事業年度開始の日に行うものを除く。）を行った場合の当該分割の日の前日の属する事業年度　当該事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日

八　第四条の五第三項の承認を受けた内国法人の当該承認を受けた日の属する事業年度の翌事業年度　当該翌事業年度開始の日以後三月を経過した日と当該翌事業年度終了の日とのうちいずれか早い日

第百二十三条に次の一号を加える。

四　第四条の五第一項（連結納税の承認の取消し）の規定により第四条の二（連結納税義務者）の承認が取り消された場合で、その取消しの処分があった日以後一年以内に青色申告の承認の申請書を提出したこと。

第百二十五条第一項中「、当該事業年度」を「当該事業年度」に改め、「前日」の下に「とし、同条第二項第七号に規定する法人については同号に定める日とする。」を加える。

第百二十七条第一項中「掲げる」を「定める」に改め、同項に次の一号を加える。

五　第四条の五第一項（連結納税の承認の取消し）の規定により第四条の二（連結納税義務者）の承認が取り消されたこと。　その取消しの処分があった日の属する連結事業年度開始の日の属する事業年度

第百二十九条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「提出した確定申告書」の下に「又は連結確定申告書」を加え、「が当該事業年度の」を「又は各連結事業年度の連結所得の金額が当該事業年度又は連結事業年度の」に、「をこえている」を「又は連結所得の金額を超えている」に、「こえる」を「超える」に改め、「対する法人税」の下に「又は連結事業年度の連結所得に対する法人税」を加え、「その内国法人が当該事業年度後の各事業年度の確定した決算において当該事実に係る修正の経理をし、かつ、当該決算に基づく確定申告書」を「当該事実を仮装して経理した内国法人が当該事業年度又は連結事業年度後の各事業年度又は各連結事業年度において当該事実に係る修正の経理をし、かつ、当該修正の経理をした事業年度の確定申告書又は連結事業年度の連結確定申告書」に改め、同条第三項中「に規定する」を「又は第八十一条の十六第一項若しくは第二項（仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の連結事業年度における控除）に規定する」に、「又は第百三十四条の二」を「、第八十一条の十六第一項若しくは第二項（仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の連結事業年度における控除）又は第百三十四条の二」に改める。

第百三十条の見出しを「（青色申告書等に係る更正）」に改め、同条第一項中「青色申告書」の下に「又は連結確定申告書等（連結中間申告書、連結確定申告書又はこれらの申告書に係る修正申告書をいう。以下この条において同じ。）を、「欠損金額」の下に「若しくは連結欠損金額」を、「内国法人の帳簿書類」の下に「（当該連結確定申告書等に係る法人税の課税標準又は連結欠損金額の更正をする場合にあつては、連結子法人の帳簿書類を含む。）」を、「調査により当該」の下に「青色申告書又は連結確定申告書等に係る法人税の」を加え、「申告書及びこれに添附された」を「青色申告書又は連結確定申告書等及びこれらに添付された」に改め、同条第二項中「青色申告書」の下に「又は連結確定申告書等」を、「欠損金額」の下に「若しくは連結欠損金額」を加え、「附記」を「付記」に改める。

第百三十一条中「、その内国法人」の下に「（各連結事業年度の連結所得に対する法人税につき更正又は決定をする場合にあつては、連結子法人を含む。）」を加え、「欠損金額」を「欠損金額若しくは連結欠損金額」に改める。

第百三十二条の二の次に次の一条を加える。

（連結法人に係る行為又は計算の否認）

第百三十二条の三　税務署長は、連結法人の各連結事業年度の連結所得に対する法人税又は各事業年度の所得に対する法人税につき更正又は決定をする場合において、その連結法人の行為又は計算で、これを容認した場合には、当該各連結事業年度の連結所得の金額又は当該各事業年度の所得の金額から控除する金額の増加、これらの法人税の額から控除する金額の増加、連結法人間の資産の譲渡に係る利益の額の減少又は損失の額の増加その他の事由により法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、その行為又は計算にかかわらず、税務署長の認めるところにより、その連結法人に係るこれらの法人税の課税標準若しくは欠損金額若しくは連結欠損金額又はこれらの法人税の額を計算することができる。

第百三十三条の見出しを「（確定申告又は連結確定申告に係る更正による所得税額等の還付）」に改め、同条第一項中「確定申告書」の下に「又は連結確定申告書」を、「控除不足額）」の下に「又は第八十一条の二十二第一項第三号（連結確定申告書に係る所得税額等の控除不足額）」を加え、同条第二項中「確定申告書」の下に「又は連結確定申告書」を加え、「当該申告書」を「これらの申告書」に改め、同条第三項中「対する法人税」の下に「又は同項の連結確定申告書に係る連結事業年度の連結所得に対する法人税」を加え、「附さない」を「付さない」に改める。

第百三十四条の見出しを「（確定申告又は連結確定申告に係る更正又は決定による中間納付額の還付）」に改め、同条第一項中「中間申告書を」を「中間申告書又は連結中間申告書を」に改め、「法人税」の下に「又は連結中間申告書に係る連

結事業年度の法人税」を、「控除不足額」の下に「又は第八十一条の二十二第一項第五号（中間納付額の控除不足額）」を加え、同条第二項中「中間申告書を」を「中間申告書又は連結中間申告書を」に改め、「法人税」の下に「又は連結中間申告書に係る連結事業年度の法人税」を、「第七十四条第一項第五号」の下に「又は第八十一条の二十二第一項第五号」を加え、同条第三項中「中間申告書」の下に「又は連結中間申告書」を加え、同条第四項中「掲げる日数」を「定める日数」に改め、同項第一号中「申告書」の下に「又は第一項に規定する連結事業年度の第八十一条の二十二第一項の規定による申告書」を加え、同項第二号中「申告書」の下に「又は第二項に規定する連結事業年度の第八十一条の二十二第一項の規定による申告書」を加え、「掲げる日まで」を「定める日まで」に改め、「確定申告書」の下に「又は連結確定申告書」を加え、同条第五項中「対する法人税」の下に「又は連結事業年度の連結所得に対する法人税」を加え、「附さない」を「付さない」に改め、同条第六項中「附さない」を「付さない」に改める。

第百三十四条の二第一項中「同項の規定による」を「同条第一項の規定による」に改め、同条第二項中「前項の規定」を「前二項の規定」に、「前項の更正」を「第一項又は前項の更正」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　連結法人につき第八十一条の十六（仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の連結事業年度における控除）の規定の適用がある場合において、その連結法人の同条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する更正の日の属する連結親法人事業年度（第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。）開始の日前一年以内に開始する各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額（附帯税の額を除く。）で当該更正の日の前日において確定しているものがあるときは、税務署長は、当該連結法人に係る連結親法人に対し、第八十一条の十六第一項の規定により控除することができる金額のうち当該法人税の額（既にこの項の規定により還付すべき金額の計算の基礎となったものを除く。）に達するまでの金額を還付する。この場合において、当該還付する金額については、同条第一項の規定による控除は、しないものとする。

第百三十四条の三第二項中「（確定申告」の下に「又は連結確定申告」を加え、「確定申告書」とあるのは「特定信託確定申告書」と、「これらの申告書」とあるのは「当該申告書」に改め、「計算期間」と」の下に「、「法人税又は同項の連結確定申告書に係る連結事業年度の連結所得に対する法人税」とあるのは「法人税」と」を加える。

第百三十四条の四第四項中「（確定申告」の下に「又は連結確定申告」を加え、「同項第二号」を「申告書又は第一項に規定する連結事業年度の第八十一条の二十二第一項の規定による申告書」とあるのは「申告書」と、同項第二号」に、「確定申告書」を「申告書又は第二項に規定する連結事業年度の第八十一条の二十二第一項の規定による申告書」とあるのは「申告書」と、「確定申告書又は連結確定申告書」に、「「事業年度」を「「係る事業年度」に、「「計算期間」を「「係る計算期間」と、「法人税又は連結事業年度の連結所得に対する法人税」とあるのは「法人税」に改める。

第百四十二条中「を除く」を「並びに第五款第五目（連結納税の開始等に伴う資産の時価評価損益）及び第六目（分割前事業年度等における連結法人間取引の損益）を除く」に改める。

第百四十五条第二項の表第七十一条第一項の項中「合併」を「適格合併」に、「事業年度を除く。）」を「事業年度」に、「又は同条第四号」を「、同条第四号」に、「若しくは当該普通法人」を「又は当該普通法人」に改め、同表第七十二条第三項の項中「前節第二款（税額控除）（第六十九条第十四項（繰越外国法人税額等の控除の要件）を除く。）」を「第六十八条第三項及び第四項（所得税額の控除）並びに第六十九条第十六項（外国税額の控除）中「確定申告書」とあるのは「中間申告書」と、同条第十七項中「確定申告書にこれら」とあるのは「中間申告書にこれら」と、同条第十八項中「確定申告書」とあるのは「中間申告書、確定申告書」に、「第六十八条（所得税額の控除）」を「第六十八条第三項及び第四項（所得税額の控除）中「確定申告書」とあるのは「中間申告書」に改め、同表第八十一条第一項の項中「第八十一条第一項」を「第八十条第一項」に改める。

第百四十八条中「これを納税地」の下に「（連結子法人にあつては、その本店又は主たる事務所の所在地。第一号において同じ。）」を加える。

第百五十条の二第一項中「受けているもの」の下に「及び連結法人」を加える。

第百五十一条第一項中「提出する」の下に「法人税申告書等（を加え、「以下この条」を「第三項及び第四項」に改め、「という。）」の下に「並びに第八十一条の二十五第一項（連結子法人の個別帰属額等の届出）に規定する個別帰属額等を記載した同項に規定する書類（当該個別帰属額等に異動があつた場合に提出する同条第二項に規定する書類を含む。）をいう。第二号及び次項において同じ。）を加え、「掲げる者」を「定める者」に、「その法人税申告書」を「その法人税申告書等」に改め、同条第二項中「法人税申告書」を「法人税申告書等」に改める。

第百五十二条中「又は当該申告書」を「、連結確定申告書又はこれらの申告書」に改め、「の所得の金額」の下に「又は各連結事業年度の連結所得の金額」を、「当該所得の金額」の下に「又は連結事業年度」を加え、「こえる場合」を「超える法人（連結事業年度の連結所得の金額については、連結確定申告書又は当該連結確定申告書に係る修正申告書を提出した連結親法人及び連結子法人。以下この条において同じ。）」に改める。

第百五十三条中「法人に」を「法人（連結親法人の納税地の所轄税務署又は所轄国税局の当該職員がその連結親法人の各連結事業年度の連結所得に対する法人税に関する調査について必要があるときは、連結子法人を含む。）に」に、「次条第一項」を「次項、次条」に改め、同条に次の一項を加える。

2　連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署又は所轄国税局の当該職員は、連結親法人の各連結事業年度の連結所得に対する法人税に関する調査について必要があるときは、当該連結子法人及び当該連結親法人に質問し、又はその帳簿書類その他の物件を検査することができる。

第百五十四条第一項中「法人に」を「法人（連結親法人の納税地の所轄税務署又は所轄国税局の当該職員がその連結親法人の各連結事業年度の連結所得に対する法人税に関する調査について必要があるときは、連結子法人を含む。）に」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「同項」を「これらの規定」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署又は所轄国税局の当該職員は、連結親法人の各連結事業年度の連結所得に対する法人税に関する調査について必要があるときは、当該連結子法人に対し、金銭の支払若しくは物品の譲渡をする義務があると認められる者又は金銭の支払若しくは物品の譲渡を受ける権利があると認められる者に質問し、又はその事業に関する帳簿書類を検査することができる。

第百五十七条中「第百五十四条第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

第百五十九条第一項中「第八十二条の十第一項第二号」を「第八十一条の二十二第一項第二号（連結確定申告に係る法人税額）に規定する法人税の額（第八十一条の十四（連結事業年度における所得税額の控除）又は第八十一条の十五（連結事業年度における外国税額の控除）の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算をこれらの規定を適用しないでした法人税の額）、第八十二条の十第一項第二号」に、「第八十一条第六項」を「第八十条第六項」に、「第八十二条の十五第三項」を「第八十一条の三十一第四項（連結親法人に対する準用）、第八十二条の十五第三項」に改め、「従業者」の下に「（当該法人が連結親法人である場合には、連結子法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者を含む。第百六十四条第一項において同じ。）」を加える。

第百六十条中「第八十二条の十」を「第八十一条の二十二第一項（連結確定申告）、第八十二条の十第一項」に改める。

第百六十一条中「押印）の規定」の下に「（同条第一項に規定する書類に係る同項及び同条第二項の規定を除く。）」を加え、「これらの規定」を「同条第一項から第三項までの規定」に改める。

第百六十二条第一号中「記載したもの」の下に「、第八十一条の十九第一項（連結中間申告）の規定による申告書で第八十一条の二十第一項各号（仮決算をした場合の連結中間申告書の記載事項）に掲げる事項を記載したもの」を加え、同条第二号中「第百五十四条第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

（経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律の一部改正）

第二条　経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成十一年法律第八号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「第三項に」を「第四項に」に、「係る法人税法」を「係る同法」に改め、同項の表中「第三項及び第四項」及び「第三項及び第五項」を「以下この条」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二項中「第十五条の二第一項」を「第十五条の三第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　連結親法人（法人税法第二条第十二号の七の二に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）の各連結事業年度（同法第十五条の二に規定する連結事業年度をいう。）の連結所得（同法第二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。）に係る同法その他法人税に関する法令の規定の適用については、次の表の第一欄に掲げる連結親法人の区分に応じ同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる税率は、同表の第四欄に掲げる税率とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
一　普通法人である連結親法人	法人税法第八十一条の十二第一項	百分の三十四・五	百分の三十
	法人税法第八十一条の十二第二項	百分の二十五	百分の二十二
二　協同組合等である連結親法人	法人税法第八十一条の十二第三項	百分の二十六	百分の二十三

（租税特別措置法の一部改正）

第三条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八節　その他の特例（第六十六条の十―第六十八条の七）」を

「第八節　連結法人税の特例（第六十六条の十―第六十八条の七）
第九節　その他の特例（第六十六条の十一―第六十八条の九十三）」

に改める。

第二条第二項第十号の次に次の四号を加える。

十の二　連結親法人　法人税法第二条第十二号の七の二に規定する連結親法人をいう。

十の三　連結子法人　法人税法第二条第十二号の七の三に規定する連結子法人をいう。

十の四　連結法人　法人税法第二条第十二号の七の四に規定する連結法人をいう。

十の五　連結完全支配関係　法人税法第二条第十二号の七の五に規定する連結完全支配

第六十六条の十―第六十八条の七）

税率の特例（第六十八条の八）

備金等（第六十八条の四十二―第六十八条の四十二）

術等海外取引に係る課税の特例（第六十八条の五十九）

業所得の課税の特例（第六十八条の六十―第六十八条の六十二）

る沖縄の認定法人の課税の特例（第六十八条の六十一・第六十八条の六十三）

際農業生産法人の課税の特例（第六十八条の六十四・第六十八条の六十五）

途秘匿金の支出がある場合の課税の特例（第六十八条の六十六）

地の譲渡等がある場合の特別税率（第六十八条の六十七）

産の課税の特例（第六十八条の六十八・第六十八条の六十九）

地買収等の場合の連結所得の特別控除（第六十八条の七十―第六十八条の七十三）

係る特別控除額の特例（第六十八条の七十一―第六十八条の七十四）

買換えの場合の課税の特例（第六十八条の七十二―第六十八条の七十六）

物出資の場合の課税の特例（第六十八条の七十七―第六十八条の八十）

景気調整のための課税の特例（第六十八条の八十一）

国外関連者との取引に係る課税の特例（第六十八条の八十二）

特定外国子会社等に係る所得の課税の特例（第六十八条の八十三）

その他の特例（第六十八条の九十―第六十八条の九十三）」

関係をいう。

第二条第二項第十九号及び第二十号を削り、同項第二十一号を同項第十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十九の二　連結事業年度　法人税法第十五条の二に規定する連結事業年度をいう。

第二条第二項第二十二号を同項第二十号とし、同号の次に次の二号を加える。

二十の二　連結資本積立金額　法人税法第二条第十七号の二に規定する連結資本積立金額をいう。

二十の三　連結個別資本積立金額　法人税法第二条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額をいう。

第二条第二項第二十三号を同項第二十一号とし、同号の次に次の六号を加える。

二十一の二　連結利益積立金額　法人税法第二条第十八号の二に規定する連結利益積立金額をいう。

二十一の三　連結個別利益積立金額　法人税法第二条第十八号の三に規定する連結個別利益積立金額をいう。

二十二　連結所得　法人税法第二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。

二十二の二　欠損金額　法人税法第二条第十九号に規定する欠損金額をいう。

二十二の三　連結欠損金額　法人税法第二条第十九号の二に規定する連結欠損金額をいう。

二十三　棚卸資産　法人税法第二条第二十号に規定する棚卸資産をいう。

第二条第二項第二十七号の次に次の一号を加える。

二十七の二　連結確定申告書等　法人税法第二条第三十一号の二に規定する連結中間申告書で同法第八十一条の二十第一項各号に掲げる事項を記載したもの及び同法第二条第三十一号の三に規定する連結確定申告書をいう。

第三条の三第五項、第六条第三項、第八条の三第五項及び第九条の二第四項中「第六十八条第一項」の下に「、第八十一条の十四第一項」を加える。

第九条の四第一項中「資本等の金額」の下に「又は同条第十六号の二に規定する連結個別資本等の金額」を加える。

第四十条の四第一項中「当該株式」を「その株式等（株式又は出資をいう。以下この項及び次項において同じ。）」に、「株式会社」を「法人」に改め、「その利益の配当」の下に「、剰余金の分配」を加え、「権利のない株式」を「権利のない株式等」に、「認められる株式」を「認められる株式等」に、「「請求権のない株式」」を「「請求権のない株式等」」に改め、「）に係るものを除く」の下に「。以下この項において同じ。」を加え、同項第一号中「（請求権のない株式に係るものを除く。）」を削り、「（請求権のない株式を除く。）の総数又は出資金額（」を「の総数又は出資金額（請求権のない株式等及び当該外国関係会社が有する自己の株式等を除く。」に改め、同項第二号中「（請求権のない株式に係るものを除く。）」を削り、同条第二項第一号中「出資金額」の下に「（その有する自己の株式等を除く。）」を加え、「掲げる株式会社」を「掲げる法人」に、「議決権のない株式等を発行している株式会社」を「議決権のない株式等を発行している法人」に、「発行済株式の総数又は出資金額（議決権のない株式等及び当該外国法人が有する自己の株式等」に、「請求権のない株式に」を「請求権のない株式等に」に、「議決権のない株式等を発行している株式会社」を「議決権のない株式等を発行している法人」に改める。

第四十条の五第一項中「の額（同号に定める金額を含む。）の支払（」を「の額の支払（同号に定める金額を含む。）の支払（」に、「その事実」を「これらの事実」に改め、同項第二号中「をする金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額のうち法人税法第二条第十六号に規定する資本等の金額を超える部分の」を「により減少することとなる利益積立金額に相当する」に改め、同項第三号中「同条の規定により利益の配当若しくは剰余金の分配の額とみなされる」を「その交付により減少することとなる利益積立金額に相当する」に改める。

第四十一条の九第四項及び第四十一条の十二第四項中「第六十八条第一項」の下に「、第八十一条の十四第一項」を加える。

第四十二条の四第一項中「他の者」の下に「（当該法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。）」を加え、「及び第三項」を「、第三項及び第五項」に、「及び第六項」を「、第六項及び第七項」に改め、同条第三項第三号中「試験研究費の額（当該各事業年度の月数」を「試験研究費の額（当該適用年度の開始の日前五年以内に開始した連結事業年度（以下この号において「五年以内連結事業年度」という。）にあつては当該五年以内連結事業年度にあつては、当該法人の当該五年以内連結事業年度の月数。以下この号において同じ。）」に、「、当該」を「当該」に、「。以下」を「とする。以下」に改め、「及び次号」を削り、「各事業年度の数」の下に「（五年以内連結事業年度の数を含む。）」を加え、同項第四号中「算入される試験研究費の額」の下に「（当該適用年度の開始の日前二年以内に開始した連結事業年度（以下この号において「二年以内連結事業年度」という。）にあつては当該二年以内連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額とし、当該各事業年度の月数（二年以内連結事業年度にあつては、当該法人の当該二年以内連結事業年度の月数。以下この号において同じ。）と当該適用年度の月数とが異なる場合には当該試験研究費の額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該各事業年度の月数で除して計算した金額とする。）」を加え、同条第七項中「を適用」を削る。

第四十二条の五第一項中「第七項」を「第八項」に改め、同条第二項中「（この項及び次項」を「（この項、次項及び第五項」に、「及び第六項」を「、第六項及び第七項」に改め、同条第四項中「各事業年度（」の下に「その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度（以下この項において「一年以内連結事業年度」という。）とし、」を加え、「青色申告書を提出している場合の各事業年度」を「青色申告書の提出（一年以内連結事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による法人税法第二条第三十一号の三に規定する連結確定申告書の提出）をしている場合の各事業年度又は一年以内連結事業年度」に改め、「税額控除限度額」の下に「（当該法人の一年以内連結事業年度における第六十八条の十第二項に規定する税額控除限度額（当該法人に係るものに限る。以下この項において「連結税額控除限度額」という。）を含む。）」を、「第二項の規定」の下に「（連結税額控除限度額については、同条第二項の規定）」を、「控除された金額」の下に「（既に同条第三項の規定により一年以内連結事業年度において法人税の額から控除された金額のうち当該法人に係るものを含む。以下この項において「控除済金額」という。）」を加え、「当該金額」を「当該控

除済金額」に改め、同条第八項中「を適用」を削り、同項を同条第九項とし、同条第七項中「添付があり、かつ、同項」を「添付がある場合（第四項に規定する連結税額控除限度額を有する法人については、当該明細書の添付がある場合及び第六十八条の十第二項に規定する供用年度以後の各連結事業年度（当該供用年度以後の各事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該供用年度以後の各事業年度）の同法第二条第三十一号の三に規定する連結確定申告書（当該供用年度以後の各事業年度にあつては、同条第三十一号に規定する確定申告書）に第六十八条の十第三項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合）で、かつ、第三項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　供用年度等（当該事業年度開始の日前五年以内に開始した第六十八条の十第二項又は第三項に規定する供用年度又は連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）において同条第二項又は第三項の規定の適用を受けた法人（当該適用に係る法人が連結子法人であつた場合には、当該連結子法人であつた法人）が、法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合には、当該承認の取消しの日を含む事業年度の所得に対する法人税の額は、同法第六十六条第一項から第三項まで並びに第四十二条の七第六項及び第七項、第四十二条の八第六項及び第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第六項及び第七項、第四十二条の十一第六項及び第七項、第六十七条の二第一項並びに第六十八条第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、第六十八条の十第二項又は第三項の規定により当該供用年度等の連結所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額を加算した金額とする。

10　第四十二条の五に次の二項を加える。

第五項の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第六十七条第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第四十二条の五第五項（連結納税の承認を取り消された場合の法人税額）」と、同条第二項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第四十二条の五第五項」とするほか、同法第二編第一章第三節の規定による申告又は還付の特例その他同法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

11　第五項の規定の適用を受けた場合における第三項に規定する繰越税額控除限度超過額の計算その他第一項から第九項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十二条の七第二項中「及び第六項」を「、第六項及び第七項」に、「及び第三項、次条第六項」を「、第三項及び第五項、次条第六項及び第七項」に改め、同条第五項中「各事業年度（この下に「その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度（以下この項において「一年以内連結事業年度」という。）とし、」を加え、「青色申告書を提出している場合の各事業年度」を「青色申告書の提出（一年以内連結事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による法人税法第二条第三十一号の三に規定する連結確定申告書の提出）をしている場合の各事業年度又は一年以内連結事業年度」に改め、「リース税額控除限度額」の下に「（当該法人の一年以内連結事業年度における第六十八条の十一第二項又は第三項に規定する税額控除限度額又はリース税額控除限度額（当該法人に係るものに限る。以下この項において「連結税額控除限度額等」という。）を含む。）」を、「第三項の規定」の下に「（連結税額控除限度額等については、同条第二項又は第三項の規定）」を、「控除された金額」の下に「（既に同条第四項の規定により一年以内連結事業年度において法人税の額から控除された金額のうち当該法人に係るものを含む。以下この項において「控除済金額」という。）」を加え、「当該金額」を「当該控除済金額」に改め、同条第六項中「規定する事業基盤強化設備」の下に「（連結事業年度において事業の用に供した第六十八条の十一第三項に規定する事業基盤強化設備を含む。）」を加え、「同項」を「これら」に改め、「受けた法人」の下に「（同条第三項の規定の適用に係る法人が連結子法人であつた場合には、当該連結子法人であつた法人）」を、「後の各事業年度」の下に「（同条第三項の規定の適用を受けた場合には、当該適用を受けた連結事業年度終了の日の翌日以後に開始した各事業年度）」を加え、「次条第六項、第四十二条の十第六項、第四十二条の十一第六項」を「次項、第四十二条の五第五項、次条第六項及び第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第六項及び第七項、第四十二条の十一第六項及び第七項」に、「及び第六十八条の三第一項」を「並びに第六十八条第一項」に改め、「控除された金額」の下に「（第六十八条の十一第三項又は第四項の規定の適用を受けた場合には、これらの規定によりこれらの規定に規定する供用年度又は連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該法人に係るものを含む。）」を加え、同条第七項を次のように改める。

7　供用年度等（当該事業年度開始の日前五年以内に開始した第六十八条の十一第二項から第四項までに規定する供用年度又は連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）において同条第二項から第四項までの規定の適用を受けた法人（当該適用に係る法人が連結子法人であつた場合には、当該連結子法人であつた法人）が、法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合には、当該承認の取消しの日を含む事業年度の所得に対する法人税の額は、同法第六十六条第一項から第三項まで並びに前項、第四十二条の五第五項、次条第六項及び第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第六項及び第七項、第四十二条の十一第六項及び第七項、第六十七条の二第一項並びに第六十八条第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、第六十八条の十一第二項から第四項までの規定により当該供用年度等の連結所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額（同条第六項の規定により各連結事業年度の法人税の額に加算された金額のうち当該法人に係るものを除く。）を加算した金額とする。

第四十二条の七第十項中「添付があり、かつ、同項」を「添付がある場合（第五項に規定する連結税額控除限度額等を有する法人については、当該明細書の添付がある場合及び第六十八条の十一第二項又は第三項に規定する供用年度以後の各連結事業年度（当該供用年度以後の各事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該供用年度以後の各事業年度）の同法第二条第三十一号の三に規定する連結確定申告書（当該供用年度以後の各事業年度にあつては、同条第三十一号の確定申告書）に第六十八条の十一第四項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合）で、かつ、第四項」に改め、同条第十一項中「並びに」を「及び」に改め、「を適用」を削り、同条第十二項中「第六項の」を「第六項又は第七項の」に改め、「第四十二条の七第六項」の下に「又は第七項」を加え、「場合の」を「場合等の」に改め、同条に次の一項を加える。

13　第六項の規定の適用を受ける事業基盤強化

設備に係る第四項に規定する繰越税額控除限度超過額の計算、第七項の規定の適用を受けた場合における第六項の法人税の額に加算する金額の計算その他第一項から第十一項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十二条の八第一項第二号中「いないもの」の下に「当該法人が当該法人を分割法人とする分割で分社型分割以外の分割（連結法人である当該法人が法人税法第十五条の二第一項本文に規定する連結親法人事業年度開始の日の翌日からその終了の日までの間に行うものに限る。）を行つた連結子法人である場合には、当該法人との間に連結完全支配関係を有する連結親法人が当該連結親法人の当該設立の日として政令で定める日以後五年を経過していないものである当該法人に限るものとし、」を加え、同項第三号中「開始した各事業年度」の下に「（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該法人の連結事業年度）」を加え、同条第二項中「及び第六項」を「、第六項及び第七項」に、「及び第三項、前条第六項」を「、第三項及び第五項、前条第六項及び第七項」に改め、同条第五項中「各事業年度（」の下に「その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度（以下この項において「一年以内連結事業年度」という。）とし、」を加え、「青色申告書を提出している場合の各事業年度」を「青色申告書の提出（一年以内連結事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による法人税法第二条第三十一号の三に規定する連結確定申告書の提出）をしている場合の各事業年度又は一年以内連結事業年度」に改め、「リース税額控除限度額」の下に「（当該法人の一年以内連結事業年度における第六十八条の十二第二項又は第三項に規定する税額控除限度額又はリース税額控除限度額（当該法人に係るものに限る。以下この項において「連結税額控除限度額等」という。）を含む。）」を、「第三項の規定」の下に「（連結税額控除限度額等については、同条第二項又は第三項の規定）」を、「控除された金額」の下に「（既に同条第四項の規定により一年以内連結事業年度において法人税の額から控除された金額のうち当該法人に係るものを含む。以下この項において「控除済金額」という。）」を加え、「当該金額」を「当該控除済金額」に改め、同条第六項中「規定する事業化設備等」の下に「（連結事業年度において事業の用に供した第六十八条の十二第三項に規定する事業化設備等を含む。）」を加え、「同項」を「これら」に改め、「受けた法人」の下に「（同条第三項の規定の適用に係る法人が連結子法人であつた場合には、当該連結子法人であつた法人）」を、「後の各事業年度」の下に「（同条第三項の規定の適用を受けた場合には、当該適用を受けた連結事業年度終了の日の翌日以後に開始した各事業年度）」を加え、「前条第六項、第四十二条の十第六項、第四十二条の十一第六項」を「次項、第四十二条の五第五項、前条第六項及び第七項、次条第四項、第四十二条の十第六項及び第七項、第四十二条の十一第六項及び第七項」に、「及び第六十八条の三第一項」を「並びに第六十八条第一項」に改め、「控除された金額」の下に「（第六十八条の十二第三項又は第四項の規定の適用を受けた場合には、これらの規定によりこれらの規定に規定する供用年度又は連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該法人に係るものを含む。）」を加え、同条第七項を次のように改める。

7　供用年度等（当該事業年度開始の日前五年以内に開始した第六十八条の十二第二項から第四項までに規定する供用年度又は連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）において同条第二項から第四項までの規定の適用を受けた法人（当該適用に係る法人が連結子法人であつた場合には、当該連結子法人であつた法人）が、法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合には、当該承認の取消しの日を含む事業年度の所得に対する法人税の額は、同法第六十六条第一項から第三項まで並びに前項、第四十二条の五第五項、前条第六項及び第七項、次条第四項、第四十二条の十第六項及び第七項、第四十二条の十一第六項及び第七項、第六十七条の二第一項並びに第六十八条第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、第六十八条の十二第二項から第四項までの規定により当該供用年度等の連結所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額（同条第六項の規定により各連結事業年度の法人税の額に加算された金額のうち当該法人に係るものを除く。）を加算した金額とする。

第四十二条の八第十項中「添付があり、かつ、同項」を「添付がある場合（第五項に規定する連結税額控除限度額等を有する法人については、当該明細書の添付がある場合及び第六十八条の十二第二項又は第三項に規定する供用年度以後の各連結事業年度（当該供用年度以後の各事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該供用年度以後の各事業年度）の同法第二条第三十一号の三に規定する連結確定申告書（当該供用年度以後の各事業年度にあつては、同条第三十一号の確定申告書）に第六十八条の十二第四項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合）で、かつ、第四項」に改め、同条第十一項中「並びに」を「及び」に改め、「を適用」を削り、同条第十二項中「第六項の」を「第六項又は第七項の」に改め、「第四十二条の八第六項」の下に「又は第七項」を加え、「場合の」を「場合等の」に改め、同条に次の一項を加える。

13　第六項の規定の適用を受ける事業化設備等に係る第四項に規定する繰越税額控除限度超過額の計算、第七項の規定の適用を受けた場合における第六項の法人税の額に加算する金額の計算その他第一項から第十一項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十二条の九第一項中「及び第三項、」を「、第三項及び第五項、」に、「及び第六項」を「、第六項及び第七項」に改め、同条第三項中「各事業年度（」の下に「その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度（以下この項において「四年以内連結事業年度」という。）とし、」を加え、「青色申告書を提出している場合の各事業年度」を「青色申告書の提出（四年以内連結事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による法人税法第二条第三十一号の三に規定する連結確定申告書の提出）をしている場合の各事業年度又は四年以内連結事業年度」に改め、「税額控除限度額」の下に「（当該法人の四年以内連結事業年度における第六十八条の十三第一項に規定する税額控除限度額（当該法人に係るものに限る。以下この項において「連結税額控除限度額」という。）を含む。）」を、「第一項の規定」の下に「（連結税額控除限度額については、同条第一項の規定）」を、「控除された金額」の下に「（既に同条第二項の規定により四年以内連結事業年度において法人税の額から控除された金額のうち当該法人に係るものを含む。以下この項において「控除済金額」という。）」を加え、「当該金額」を「当該控除済金額」に改め、同条第六項中「を適用」を削り、同項を同条第七項とし、同条第五項中「添付があり、かつ、同項」を「添付がある場合（第二項に規定する連結税額控除限度額を有する法人については、当該明細書の添付がある場合及び第六十八条の十三第一項に規定する供用年度以後の各連結事業年度が連結事業年度（当該供用年度以後

には、当該供用年度以後の各事業年度）の同法第二条第三十一号の三に規定する連結確定申告書（当該供用年度以後の各事業年度にあつては、同条第三十一号の確定申告書）に第六十八条の十三第二項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合）で、かつ、第二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　供用年度等（当該事業年度開始の日前五年以内に開始した第六十八条の十三第一項又は第二項に規定する供用年度又は連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）において同条第一項又は第二項の規定の適用を受けた法人（当該適用に係る法人が連結子法人であつた場合には、当該連結子法人であつた法人）が、法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合には、当該承認の取消しの日を含む事業年度の所得に対する法人税の額は、同法第六十六条第一項から第三項まで並びに第四十二条の五第五項、第四十二条の七第六項及び第七項、前条第六項及び第七項、次条第六項及び第七項、第四十二条の二第六項及び第七項、第六十七条の二第一項並びに第六十八条第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、第六十八条の十三第一項又は第二項の規定により当該供用年度等の連結所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額を加算した金額とする。

第四十二条の九に次の二項を加える。

8　第四項の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第六十七条第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第四十二条の九第四項」とするほか、同法第二編第一章第三節の規定による申告又は還付の特例その他同法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

9　第四項の規定の適用を受けた場合における第二項に規定する繰越税額控除限度超過額の計算その他第一項から第七項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十二条の十第二項中「及び第六項」を「、第六項及び第七項」に、「及び第三項」を「、第三項及び第五項」に改め、同条第五項中「各事業年度（」の下に「その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度（以下この項において「四年以内連結事業年度」という。）とし、」を加え、「青色申告書を提出している場合の各事業年度」を「青色申告書の提出（四年以内連結事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による法人税法第二条第三十一号の三に規定する連結確定申告書の提出）をしている場合の各事業年度又は四年以内連結事業年度」に改め、「リース税額控除限度額」の下に「（当該法人の四年以内連結事業年度における第六十八条の十四第二項又は第三項に規定する税額控除限度額又はリース税額控除限度額（当該法人に係るものに限る。以下この項において「連結税額控除限度額等」という。）を含む。）」を、「第三項の規定」の下に「（連結税額控除限度額等については、同条第二項又は第三項の規定）」を、「控除された金額」の下に「（既に同条第四項の規定により四年以内連結事業年度において法人税の額から控除された金額のうち当該法人に係るものを含む。以下この項において「控除済金額」という。）」を加え、「当該金額」を「当該控除済金額」に改め、同条第六項中「規定する経営革新設備」の下に「（連結事業年度において事業の用に供した第六十八条の十四第三項に規定する経営革新設備を含む。）」を加え、「同項」を「これら」に改め、「受けた法人」の下に「（同条第三項の規定の適用に係る法人が連結子法人であつた場合には、当該連結子法人であつた法人）」を、「後の各事業年度」の下に「（同条第三項の規定の適用を受けた場合には、当該適用を受けた連結事業年度終了の日の翌日以後に開始した各事業年度）」を加え、「第四十二条の七第六項、第四十二条の八第六項、次条第六項」を「次項、第四十二条の五第五項、第四十二条の七第六項及び第七項、第四十二条の八第六項及び第七項、前条第四項、次条第六項及び第七項」に、「及び第六十八条の三第一項」を「並びに第六十八条第一項」に改め、「控除された金額」の下に「（第六十八条の十四第三項又は第四項の規定の適用を受けた場合には、これらの規定によりこれらの規定に規定する供用年度又は連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該法人に係るものを含む。）」を加え、同条第七項を次のように改める。

7　供用年度等（当該事業年度開始の日前五年以内に開始した第六十八条の十四第二項から第四項までに規定する供用年度又は連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）において同条第二項から第四項までの規定の適用を受けた法人（当該適用に係る法人が連結子法人であつた場合には、当該連結子法人であつた法人）が、法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合には、当該承認の取消しの日を含む事業年度の所得に対する法人税の額は、同法第六十六条第一項から第三項まで並びに前項、第四十二条の五第五項、第四十二条の七第六項及び第七項、第四十二条の八第六項及び第七項、前条第四項、次条第六項及び第七項、第六十七条の二第一項並びに第六十八条第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、第六十八条の十四第二項から第四項までの規定により当該供用年度等の連結所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額（同条第六項の規定により各連結事業年度の法人税の額に加算された金額のうち当該法人に係るものを除く。）を加算した金額とする。

第四十二条の十第十項中「添付があり、かつ、同項」を「添付がある場合（第五項に規定する連結税額控除限度額等を有する法人については、当該明細書の添付がある場合及び第六十八条の十四第二項又は第三項に規定する供用年度以後の各連結事業年度（当該供用年度以後の各事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該供用年度以後の各事業年度）の同法第二条第三十一号の三に規定する連結確定申告書（当該供用年度以後の各事業年度にあつては、同条第三十一号の確定申告書）に第六十八条の十四第四項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合）で、かつ、第四項」に改め、同条第十一項中「を適用」を削り、同条第十二項中「第六項の」を「第六項又は第七項の」に改め、「第四十二条の十第六項」の下に「又は第七項」を加え、「場合の」を「場合等の」に改め、同条に次の一項を加える。

13　第六項の規定の適用を受ける第三項に規定する経営革新設備に係る第四項に規定する繰越税額控除限度超過額の計算、第七項の規定の適用を受けた場合における第六項の法人税の額に加算する金額の計算その他第一項から第十一項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十二条の十一第二項中「及び第六項」を「、第六項及び第七項」に、「及び第三項」を「、第三項及び第五項」に改め、同条第五項中「各事業年度（」の下に「その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度

（以下この項において「一年以内連結事業年度」という。）とし、」を加え、「青色申告書を提出している場合の各事業年度」を「青色申告書の提出（一年以内連結事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による法人税法第二条第三十一号の三に規定する連結確定申告書の提出）をしている場合の各事業年度又は一年以内連結事業年度」に改め、「リース税額控除限度額」の下に「（当該法人の一年以内連結事業年度における第六十八条の十五第二項又は第三項に規定する税額控除限度額又はリース税額控除限度額（当該法人に係るものに限る。以下この項において「連結税額控除限度額等」という。）を含む。）」を、「第三項の規定」の下に「（連結税額控除限度額等については、同条第二項又は第三項の規定）」を、「控除された金額」の下に「（既に同条第四項の規定により一年以内連結事業年度において法人税の額から控除された金額のうち当該法人に係るものを含む。以下この項において「控除済金額」という。）」を加え、「当該金額」を「当該控除済金額」に改め、同条第六項中「規定する減価償却資産」の下に「（連結事業年度において事業の用に供した第六十八条の十五第三項に規定する減価償却資産を含む。）」を加え、「同項」を「これら」に改め、「受けた法人」の下に「（同条第三項の規定の適用に係る法人が連結子法人であつた場合には、当該連結子法人であつた法人）」を、「後の各事業年度」の下に「（同条第三項の規定の適用を受けた連結事業年度終了の日の翌日以後に開始した各事業年度）」を加え、「第四十二条の七第六項、第四十二条の八第六項、前条第六項」を「次項、第四十二条の五第五項、第四十二条の八第六項及び第七項、第四十二条の九第四項、前条第六項及び第七項」に、「及び第六十八条の三第一項」を「並びに第六十八条第一項」に改め、「控除された金額」の下に「（第六十八条の十五第三項又は第四項の規定の適用を受けた場合には、これらの規定によりこれらの規定に規定する供用年度又は連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該法人に係るものを含む。）」を加え、同条第七項を次のように改める。

7　供用年度等（当該事業年度開始の日前五年以内に開始した第六十八条の十五第二項から第四項までに規定する供用年度又は連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）において同条第二項から第四項までの規定の適用を受けた法人（当該適用に係る法人が連結子法人であつた場合には、当該連結子法人であつた法人）が、法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合には、当該承認の取消しの日を含む事業年度の所得に対する法人税の額は、同法第六十六条第一項から第三項まで並びに前項、第四十二条の五第五項、第四十二条の七第六項及び第七項、第四十二条の八第六項及び第七項、第四十二条の九第四項、前条第六項及び第七項、第六十七条の二第一項並びに第六十八条第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、第六十八条の十五第二項から第四項までの規定により当該供用年度等の連結所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額（同条第六項の規定により各連結事業年度の法人税の額に加算された金額のうち当該法人に係るものを除く。）を加算した金額とする。

第四十二条の十一第十項中「添付があり、かつ、同項」を「添付がある場合（第五項に規定する連結税額控除限度額等を有する法人については、当該明細書の添付がある場合及び第六十八条の十五第二項又は第三項に規定する供用年度以後の各連結事業年度（当該供用年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該供用年度以後の各事業年度）の同法第二条第三十一号の三に規定する連結確定申告書（当該供用年度以後の各事業年度にあつては、同条第三十一号の確定申告書）に第六十八条の十五第四項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合）で、かつ、第四項」に改め、同条第十一項中「を適用」を削り、同条第十二項中「第六項の」を「第六項又は第七項の」に改め、「第四十二条の十一第六項」の下に「又は第七項」を加え、「場合の」を「場合等の」に改め、同条に次の一項を加える。

13　第六項の規定の適用を受ける減価償却資産に係る第四項に規定する繰越税額控除限度超過額の計算、第七項の規定の適用を受けた場合における第六項の法人税の額に加算する金額の計算その他第一項から第十一項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十五条の三第三項中「前項の規定」の下に「（当該適格合併、適格分割又は適格現物出資（以下この項において「適格合併等」という。）に係る被合併法人、分割法人又は現物出資法人の当該適格合併等の日（適格合併又は適格分割型分割にあつては、当該適格合併又は適格分割型分割の日の前日）を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合（以下この項において「連結法人から引継ぎを受けた場合」という。）には、第六十八条の二十九第二項の規定）」を加え、「同項の供用日」を「前項の供用日」に改め、「供用期間」の下に「（連結法人から引継ぎを受けた場合には、同条第二項に規定する供用期間）」を加え、同条に次の一項を加える。

8　前項に定めるもののほか、第二項及び第三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十六条第二項中「を含む事業年度からその事業年度開始の日以後五年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度」を「から当該承認のあつた日を含む事業年度開始の日（当該承認のあつた日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度開始の日）以後五年を経過した日の前日までの期間内の日を含む各事業年度（連結事業年度に該当する事業年度を除く。）」に改め、同条に次の一項を加える。

4　前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十六条の二第一項中「開始した各事業年度」の下に「（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）」を加え、同条に次の一項を加える。

6　前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十六条の三第一項中「を含む事業年度からその事業年度開始の日以後五年を経過した日の前日を含む各事業年度までの各事業年度（」を「から当該認定のあつた日を含む事業年度開始の日（当該認定のあつた日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度開始の日）以後五年を経過した日の前日までの期間内の日を含む各事業年度（連結事業年度に該当する事業年度及び」に、「については、第六十七条の三第一項」を「における第六十七条の三第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

3　前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十六条の四第一項中「開始した各事業年度」の下に「（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）」を加え、同条に次の一項を加える。

4　前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十七条第二項中「前項の規定」の下に「（当該適格合併、適格分割又は適格現物出資（以下この項において「適格合併等」という。）に係る被合併法人、分割法人又は現物出資法人の当該適格合併等の日（適格合併又は適格分割型分割にあつては、当該適格合併又は適格分割型分割の日の前日）を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合（以下この項において「連結法人から引継ぎを受けた場合」という。）には、第六十八条の三十四第一項の規定）」を、「受けている優良賃貸住宅」の下に「（連結法人から引継ぎを受けた場合には、同条第一項に規定する優良賃貸住宅）」を加え、「同項の供用日」を「前項の供用日」に改め、「供用期間」の下に「（連結法人から引継ぎを受けた場合には、同条第四項中「前項の規定」の下に「（当該適格合併、適格分割又は適格現物出資（以下この項において「適格合併等」という。）に係る被合併法人、分割法人又は現物出資法人の当該適格合併等の日（適格合併又は適格分割型分割にあつては、当該適格合併又は適格分割型分割の日の前日）を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合（以下この項において「連結法人から引継ぎを受けた場合」という。）には、第六十八条の三十四第三項の規定）」を、「受けている高齢者向け優良賃貸住宅」の下に「（連結法人から引継ぎを受けた場合には、同条第三項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅）」を加え、「同項の供用日」を「前項の供用日」に改め、「供用期間」の下に「（連結法人から引継ぎを受けた場合には、同条第三項に規定する供用期間）」を加え、同条に次の一項を加える。

6　前項に定めるもののほか、第一項から第四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十七条の二第二項中「前項の規定」の下に「（当該適格合併、適格分割又は適格現物出資に係る被合併法人、分割法人又は現物出資法人の当該適格合併若しくは適格分割型分割の日の前日又は当該適格分社型分割若しくは適格現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度終了の日の翌日以後に開始した各事業年度とし、連結事業年度に該当する事業年度を除く。）」を加える。

第五十二条の二第一項中「以下この条及び次条」を「次項」に改め、「もの」の下に「（次項に規定する一年以内連結事業年度において第六十八条の四十第一項に規定する特別償却に関する規定の適用を受けたものを含む。）」を加え、同条第二項中「各事業年度（」の下に「その事業年度が連結事業年度（以下この項において「一年以内連結事業年度」という。）とし、」を加え、「青色申告書を提出している場合の各事業年度」を「青色申告書の提出（一年以内連結事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による法人税法第二条第三十一号の三に規定する連結確定申告書の提出）をしている場合の各事業年度又は一年以内連結事業年度」に改め、「生じた特別償却に関する規定」の下に「（第六十八条の四十第一項に規定する特別償却に関する規定を含む。以下この項において同じ。）」を加え、「法人の各事業年度」を「法人の当該各事業年度」に、「当該資産」を「当該特別償却対象資産」に、「、第四十六条、第四十六条の二第一項又は第四十六条の三から第四十八条までの規定」を「その他の政令で定める割増償却に関する規定」に、「これらの規定」を「当該割増償却に関する規定」に、「各事業年度の」を「当該各事業年度の」に、「金額以外」を「金額（当該一年以内連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額を含む。）以外」に改め、同条第三項中「規定する確定申告書」の下に「（前項に規定する一年以内連結事業年度にあつては、同項に規定する連結確定申告書）」を加え、同条第四項中「当該資産」を「当該特別償却対象資産」に改め、同条第五項中「事後設立法人」の下に「（以下この項において「被合併法人等」という。）」を、「前日」の下に「。以下この項において「適格合併等の日」という。」を、「限る」の下に「ものとし、当該被合併法人等の当該適格合併等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度等」という。）とする」を加え、「（当該資産」を「（当該特別償却対象資産」に、「算入された金額）が当該資産の特別償却に関する規定」を「算入された金額（当該適格分社型分割又は適格現物出資に係る分割法人又は現物出資法人の最後連結事業年度等にあつては、同法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第二項に規定する期中損金経理額のうち損金の額に算入された金額）とする。）が当該特別償却対象資産の第一項に規定する特別償却に関する規定（最後連結事業年度等にあつては、第六十八条の四十第一項に規定する特別償却に関する規定。以下この項において同じ。）に、「、第四十六条、第四十六条の二第一項又は第四十六条の三から第四十八条までの規定」を「その他の政令で定める割増償却に関する規定」に、「これらの規定」を「当該割増償却に関する規定」に、「、当該資産」を「、当該特別償却対象資産」に改め、同条第七項中「前項」を「第三項及び前項」に、「第四項」を「第一項及び第四項」に改める。

第五十二条の三第一項中「、特別償却に関する規定」を「、前条第一項に規定する特別償却に関する規定（以下この項及び第十一項において「特別償却に関する規定」という。）」に改め、同条第二項中「満たない場合」の下に「（第六十八条の四十一第一項の規定により損金の額に算入された金額が同項の特別償却限度額に満たない場合を含む。）」を加え、「、同項」を「、前項」に改め、「受けた事業年度」の下に「（同条第一項の規定の適用を受けた場合には、その適用を受けた連結事業年度）」を加え、「青色申告書を提出している」を「青色申告書の提出（当該各事業年度

までに開始した連結事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による法人税法第二条第三十一号の三に規定する連結確定申告書の提出）をしている」に、「その金額」を「第六十八条の四十一第一項の規定により損金の額に算入された金額が同項の特別償却限度額に満たない場合におけるその満たない金額を含むものとし、その満たない金額」に改め、「既に損金の額に算入された金額」の下に「（同条第二項の規定により既に損金の額に算入された金額を含む。以下この項において「算入済金額」という。）」を加え、「、当該金額を控除した金額」を「当該算入済金額を控除した金額とする。」に改め、同条第三項中「事後設立法人」の下に「（以下この項において「被合併法人等」という。）」を、「前日」の下に「。以下この項において同じ。」を、「限る」の下に「ものとし、当該被合併法人等の当該適格合併等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該被合併法人等の適格合併等の日を含む連結事業年度とする」を、「第十一項の規定」の下に「（当該被合併法人等の当該適格合併等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の四十一第一項又は第十一項の規定）」を加え、同条第四項中「、第四十六条、第四十六条の二第二項又は第四十六条の三から第四十八条までの規定」を「その他の政令で定める割増償却に関する規定」に、「これらの規定」を「当該割増償却に関する規定」に改め、同条第五項中「受けた法人」の下に「（第六十八条の四十一第一項から第三項までの規定の適用を受けたものを含む。）」を、「、前事業年度」の下に「（当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該法人のその前日を含む連結事業年度。以下この項において「前事業年度等」という。）」を加え、「（その日」を「（当該事業年度終了の日において同条第一項から第三項までの特別償却準備金を積み立てている当該法人の前事業年度等から繰り越されたこれらの規定の特別償却準備金の金額（以下この項において「連結特別償却準備金の金額」という。）がある場合には当該連結特別償却準備金の金額を含むものとし、当該事業年度終了の日」に、「金額又は前事業年度」を「金額（同条第六項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前事業年度等の」に、「算入された金額が」を「算入された金額（同条第五項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）が」に、「、これらの」を「これらの」に、「金額。」を「金額とする。」に、「事業年度別」を「事業年度（連結特別償却準備金の金額にあつては、その積立てをした連結事業年度。以下この項及び次項において「積立事業年度」という。）別及び当該特別償却対象資産別」に、「した事業年度の」を「した積立事業年度の」に、「算入された金額に」を「算入された金額（当該特別償却準備金の金額が連結特別償却準備金の金額に係るものである場合には、当該区分した金額の積立てをした積立事業年度の連結所得の金額の計算上第六十八条の四十一第一項から第三項までの規定により損金の額に算入された金額）に」に改め、同条第六項中「受けた法人」の下に「（第六十八条の四十一第一項から第三項までの規定の適用を受けたものを含む。）」を加え、「積立てをした事業年度」を「積立てをした事業年度」に改め、同条第九項中「確定申告書に」を「確定申告書（第二項に規定する各事業年度までに開始した連結事業年度にあつては、同項に規定する連結確定申告書）に」に改め、同条第十二項中「満たない場合」の下に「（第六十八条の四十一第一項の規定により損金の額に算入された金額が同項の特別償却限度額に満たない場合を含む。）」を加え、「同項の規定」を「第一項の規定」に改め、「受けた事業年度」の下に「（同条第一項の規定の適用を受けた場合には、その適用を受けた連結事業年度）」を加え、「青色申告書を提出している」を「青色申告書の提出（当該各事業年度までに開始した連結事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による法人税法第二条第三十一号の三に規定する連結確定申告書の提出）をしている」に、「その金額」を「第六十八条の四十一第一項の規定により損金の額に算入された金額が同項の特別償却限度額に満たない場合におけるその満たない金額を含むものとし、その満たない金額」に改め、「既に損金の額に算入された金額」の下に「（同条第二項の規定により既に損金の額に算入された金額を含む。以下この項において「算入済金額」という。）」を加え、「、当該金額を控除した金額」を「当該算入済金額を控除した金額とする。」に改め、同条第十三項中「、第四十六条、第四十六条の二第一項又は第四十六条の三から第四十八条までの規定」を「その他の政令で定める割増償却に関する規定」に、「これらの規定」を「当該割増償却に関する規定」に改め、同条第十五項中「までの特別償却準備金」の下に「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十一第一項から第三項までの特別償却準備金の金額）」を加え、同条第十六項中「前項に規定する合併法人」を「前項又は第六十八条の四十一第十五項に規定する合併法人（その適格合併後において連結法人に該当するものを除く。）」に、「前事業年度」を「前事業年度等」に改め、「、前項」の下に「又は同条第十五項」を加え、同条第十七項中「第十二項の特別償却準備金」の下に「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十一第一項から第三項までの特別償却準備金を含む。）」を、「移転した場合」の下に「（同条第十七項前段に規定する場合を除く。）」を、「第一項の特別償却準備金の金額」の下に「（当該分割承継法人の当該適格分割の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の特別償却準備金の金額）」を加え、同条第十八項中「までの特別償却準備金」の下に「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十一第一項から第三項までの特別償却準備金を含む。）」を加え、「当該事業年度」を「当該適格分割の日を含む事業年度」に改め、同条第十九項中「第十七項に規定する分割承継法人」を「第十七項又は第六十八条の四十一第十七項に規定する分割承継法人（その適格分割後において連結法人に該当するものを除く。）」に、「前事業年度等」を「前事業年度」に改め、「、第十七項」の下に「又は同条第十七項」を加え、同条第二十項中「第十二項の特別償却準備金」の下に「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十一第一項から第三項までの特別償却準備金を含む。）」を、「移転した場合」の下に「（同条第二十項前段に規定する場合を除く。）」を、「第一項の特別償却準備金の金額」の下に「（当該被現物出資法人の当該適格現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の特別償却準備金の金額）」を加え、同条第二十一項中「までの特別償却準備金」の下に「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十一第一項から第三項までの特別償却準備金を含む。）」を加え、「当該事業年度」を「当該適格現物出資の日を含む事業年度」に改め、同条第二十二項中「第二十項に規定する被現物出資法人」を「第二十項又は第六十八条の四十一第二十項に規定する被現物出資法人（その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。）」に、「前事業年度」を「前事業年度等」に改め、「、第二十項」の下に「又は同条第二十項」を加え、同条第二十三項中「第十二項の特別償却準備金」の下に「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十一第一項から第三項までの特別償却準備金を含む。）」

を、「移転した場合」の下に「(同条第二十三項前段に規定する場合を除く。)」を加え、同条第二十四項中「までの特別償却準備金」の下に「(連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十一第一項から第三項までの特別償却準備金を含む。)」を加え、「「当該事業年度」を「当該適格事後設立の日を含む事業年度」に改め、同条第二十五項中「前事業年度」を「前事業年度等」に改める。

第五十五条第一項中「第八項」を「第九項」に改め、「上欄に掲げる法人(」の下に「当該内国法人が当該内国法人を分割法人とする分割で分社型分割以外の分割(連結法人である当該内国法人が法人税法第十五条の二第一項本文に規定する連結親法人事業年度開始の日の翌日からその終了の日までの間に行うものに限る。)を行ったものである場合には、当該内国法人との間に連結完全支配関係のある連結子法人で政令で定めるものを除く。」を加え、同条第二項第六号イ中「(内国法人以外の法人の行う株式による利益の配当及び利益積立金の全部又は一部の資本への組入れを含む。以下この号において「増資等」という。)」を削り、「若しくは分社型分割」を「又は分社型分割」に改め、「又は当該増資等に伴う取得に係るもの」を削り、同号ハ中「以下この条」を「第四項」に改め、同条第三項中「内国法人」の下に「(第六十八条の四十三第一項の規定の適用を受けたものを含む。)」を、「、前事業年度」の下に「(当該内国法人の当該各事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その前日を含む連結事業年度。以下この項において「前事業年度等」という。)」を加え、「(その日」を「(当該各事業年度終了の日において同条第一項の海外投資等損失準備金を積み立てている当該内国法人の前事業年度等から繰り越された当該特定法人に係る同項の海外投資等損失準備金の金額(以下この項において「連結海外投資等損失準備金の金額」という。)がある場合には当該連結海外投資等損失準備金の金額を含むものとし、当該各事業年度終了の日」に、「金額又は前事業年度」を「金額(同条第四項の規定により益金の額に算入された金額を含む。)又は前事業年度等の」に改め、「算入された金額」の下に「(同条第三項の規定により益金の額に算入された金額を含む。)」を加え、「、これらの」を「これらの」に、「金額。」を「金額とする。」に、「事業年度終了の日の」を「事業年度(連結海外投資等損失準備金の金額にあっては、その積立てをした連結事業年度。以下この項及び次項において「積立事業年度」という。)終了の日の」に、「(以下この条」を「(以下この項」に、「事業年度別」を「積立事業年度別」に、「した事業年度の所得」を「した積立事業年度の所得」に改め、「積み立てた金額」の下に「(当該据置期間経過準備金額が連結海外投資等損失準備金の金額に係るものである場合には、当該区分した金額の積立てをした積立事業年度の連結所得の金額の計算上第六十八条の四十三第一項の規定により損金の額に算入された同項の海外投資等損失準備金として積み立てた金額)」を加え、同条第四項中「第一項の海外投資等損失準備金」の下に「(連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十三第一項の海外投資等損失準備金を含む。)」を、「前日を含む事業年度」の下に「(当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日(以下この項において「二年経過日」という。)を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該事業年度開始の日の翌日から二年経過日までの間に最初に開始した連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度)」を加え、「第十項、第十三項、第十七項及び第二十一項」を「第十一項、第十四項、第十八項及び第二十二項」に改め、同条第二十六項中「第一項の海外投資等損失準備金」の下に「(連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十三第一項の海外投資等損失準備金を含む。)」を加え、「、同項」を「、第一項」に、「第二十四項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十五項中「第八項の規定により海外投資等損失準備金(連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十三第一項の海外投資等損失準備金を含む。)」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十四項中「第二十一項」を「第二十二項」に、「前事業年度」を「前事業年度等」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十三項中「第二十一項」を「第二十二項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十二項中「海外投資等損失準備金」の下に「(連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十三第一項の海外投資等損失準備金を含む。)」を加え、「「当該事業年度」を「当該適格事後設立の日を含む事業年度」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十一項中「第八項の海外投資等損失準備金」を「第九項の海外投資等損失準備金(連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十三第一項の海外投資等損失準備金を含む。)」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十項中「第八項の海外投資等損失準備金」を「第九項の海外投資等損失準備金(連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十三第一項の海外投資等損失準備金を含む。)」に改め、「一部を移転した場合」の下に「(同条第十八項前段に規定する場合を除く。)」を加え、同項を同条第二十二項とし、同条第十九項中「第十七項」を「第十八項又は同条第十五項の」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十九項中「第十七項」を「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」に、「同項の被現物出資法人」を「これらの規定の被現物出資法人(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十八項中「海外投資等損失準備金」の下に「(連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十三第一項の海外投資等損失準備金を含む。)」を加え、「「当該事業年度」を「当該適格現物出資の日を含む事業年度」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項中「第八項の海外投資等損失準備金」を「第九項の海外投資等損失準備金(連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十三第一項の海外投資等損失準備金を含む。)」に改め、「一部を移転した場合」の下に「(同条第十五項前段に規定する場合を除く。)」を、「第一項の海外投資等損失準備金の金額」の下に「(当該被現物出資法人の当該適格現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の海外投資等損失準備金の金額)」を加え、同項を同条第十八項とし、同条第十六項中「第十三項に規定する分割承継法人」を「第十四項又は第六十八条の四十三第十二項に規定する分割承継法人(その適格分割後において連結法人に該当するものを除く。)」に、「前事業年度」を「前事業年度等」に、「第十三項の」を「第十四項又は同条第十二項の」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項中「第十三項」を「第十四項又は第六十八条の四十三第十二項」に、「同項の分割承継法人」を「これらの規定の分割承継法人(その適格分割後において連結法人に該当するものを除く。)」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項中「海外投資等損失準備金」の下に「(連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十三第一項の「に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十九項中「第十七項」を「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」に、「同項の被現物出資法人」を「これらの規定の被現物出資法人(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十八項中「海外投資等損失準備金」の下に「(連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十三第一項の海外投資等損失準備金を含む。)」を加え、「「当該事業年度」を「当該適格現物出資の日を含む事業年度」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項中「第八項の海外投資等損失準備金」を「第九項の海外投資等損失準備金(連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十三第一項の海外投資等損失準備金を含む。)」に改め、「一部を移転した場合」の下に「(同条第十五項前段に規定する場合を除く。)」を、「第一項の海外投資等損失準備金の金額」の下に「(当該被現物出資法人の当該適格現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の海外投資等損失準備金の金額)」を加え、同項を同条第十八項とし、同条第十六項中「第十三項に規定する分割承継法人」を「第十四項又は第六十八条の四十三第十二項に規定する分割承継法人(その適格分割後において連結法人に該当するものを除く。)」に、「前事業年度」を「前事業年度等」に、「第十三項の」を「第十四項又は同条第十二項の」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項中「第十三項」を「第十四項又は第六十八条の四十三第十二項」に、「同項の分割承継法人」を「これらの規定の分割承継法人(その適格分割後において連結法人に該当するものを除く。)」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項中「海外投資等損失準備金」の下に「(連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十三第一項の海外投資等損失準備金を含む。)」を加え、「「当該事業年度」を「当該適格分割の日を含む

事業年度」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項中「第八項の海外投資等損失準備金」を「第九項の海外投資等損失準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十三第一項の海外投資等損失準備金を含む。）」に改め、「一部を移転した場合」の下に「（同条第十二項前段に規定する場合を除く。）」を、「第一項の海外投資等損失準備金の金額」の下に「（当該分割承継法人の当該適格分割の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の海外投資等損失準備金の金額）」を加え、同項を同条第十四項とし、同条第十二項中「第十項に規定する合併法人」を「第十一項又は第六十八条の四十三第十項に規定する合併法人（その適格合併後において連結法人に該当するものを除く。）」に、「前事業年度」を「前事業年度等」に、「第十項の」を「第十一項又は同条第十項の」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「前項」の下に「又は第六十八条の四十三第十項」を加え、「同項の合併法人」を「これらの規定の合併法人（その適格合併後において連結法人に該当するものを除く。）」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「第一項の海外投資等損失準備金」の下に「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十三第一項の海外投資等損失準備金を含む。）」を、「移転した場合」の下に「（同条第十項前段に規定する場合を除く。）」を加え、「同項の海外投資等損失準備金の金額（当該合併法人の当該適格合併の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の海外投資等損失準備金の金額）」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第六項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　第一項の海外投資等損失準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十三第一項の海外投資等損失準備金を含む。）を積み立てている法人が、当該事業年度が連結事業年度に該当しない場合で、かつ、当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当していた場合において、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないとき（青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をしたことにより、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないこととなつた場合を含む。）は、当該事業年度終了の日における海外投資等損失準備金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、前三項、第十一項、第十四項、第十八項及び第二十二項の規定は、適用しない。

第五十五条の五第一項中「第六項」を「第七項」に改め、同条第二項中「前項の金属鉱業等鉱害防止準備金」の下に「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十四第一項の金属鉱業等鉱害防止準備金を含む。）」を、「金属鉱業等鉱害防止準備金の金額（」の下に「その日において当該特定施設に係る第六十八条の四十四第一項の金属鉱業等鉱害防止準備金の金額（以下この項において「連結金属鉱業等鉱害防止準備金の金額」という。）がある場合には当該連結金属鉱業等鉱害防止準備金の金額を含むものとし、」を、「こととなつた金額」の下に「（同条第二項又は第三項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）」を加え、「、当該金額」を「当該金額」に、「金額。」を「金額とする。」に改め、同条第三項中「第一項の金属鉱業等鉱害防止準備金」の下に「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十四第一項の金属鉱業等鉱害防止準備金を含む。）」を加え、同項第四号中「及び次項」を「、次項及び第五項」に改め、同条第四項中「第一項の金属鉱業等鉱害防止準備金」の下に「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十四第九項の分割承継法人（その適格分割後において連結法人に該当するものを除く。）に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第六項の金属鉱業等鉱害防止準備金」を「第七項の金属鉱業等鉱害防止準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十四第一項の金属鉱業等鉱害防止準備金を含む。）」を、「前日を含む事業年度」の下に「（当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日（以下この項において「二年経過日」という。）を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該事業年度開始の日の翌日から二年経過日までの間に最初に開始した連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度）」を加え、「第八項、第九項、第十一項及び第十三項」を「第九項、第十項、第十二項及び第十四項」に改め、同条第十四項中「第五十五条第二十三項」を「第五十五条第二十四項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項中「第六項の金属鉱業等鉱害防止準備金」を「第七項の金属鉱業等鉱害防止準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十四第一項の金属鉱業等鉱害防止準備金を含む。）」に改め、「移転した場合」の下に「（同条第十一項前段に規定する場合を除く。）」を加え、同項を同条第十四項とし、同条第十二項中「第五十五条第十九項」を「第五十五条第二十項」に、「前項の被現物出資法人」を「前項又は第六十八条の四十四第十項の被現物出資法人（その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。）」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第六項の金属鉱業等鉱害防止準備金」を「第七項の金属鉱業等鉱害防止準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十四第一項の金属鉱業等鉱害防止準備金を含む。）」に改め、「移転した場合」の下に「（同条第十項前段に規定する場合を除く。）」を、「第一項の金属鉱業等鉱害防止準備金の金額」の下に「（当該被現物出資法人の当該適格現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の金属鉱業等鉱害防止準備金の金額）」を加え、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「第五十五条第十五項」を「第五十五条第十六項」に、「前項の分割承継法人」を「前項又は第六十八条の四十四第九項の分割承継法人（その適格分割後において連結法人に該当するものを除く。）」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第六項の金属鉱業等鉱害防止準備金」を「第七項の金属鉱業等鉱害防止準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十四第一項の金属鉱業等鉱害防止準備金を含む。）」に、「移転した場合」の下に「（同条第九項前段に規定する場合を除く。）」を、「第一項の金属鉱業等鉱害防止準備金の金額」の下に「（当該分割承継法人の当該適格分割の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の金属鉱業等鉱害防止準備金の金額）」を加え、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第五十五条第十項及び第十一項」を「第五十五条第十一項及び第十二項」に改め、「第一項の金属鉱業等鉱害防止準備金」の下に「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十四第一項の金属鉱業等鉱害防止準備金を含む。）」を、「移転した場合」の下に「（同条第十項前段に規定する場合を除く。）」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第五十五条第十二項中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは、「第六十八条の四十四第八項において準用する第六十八条の四十三第十項」とする。

第五十五条の五第八項を同条第九項とし、同条第五項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　第一項の金属鉱業等鉱害防止準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十四第一項の金属鉱業等鉱害防止準備金を含む。）を積み立てている法人が、当該事業年度が連結事業年度に該当しない場合で、かつ、当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当していた場合において、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないとき（青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をしたことにより、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないこととなつた場合を含む。）は、当該事業年度終了の日における海外投資等損失準備金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、前三項、第十一項、第十四項、第十八項及び第二十二項の規定は、適用しない。

書により提出できる者でないとき（青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をしたことにより、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないこととなった場合を含む。）は、当該事業年度終了の日における金属鉱業等鉱害防止準備金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、前三項、第九項、第十項、第十二項及び第十四項の規定は、適用しない。

第五十五条の五に次の一項を加える。

16　第六項に定めるもののほか、第一項から第五項まで及び第七項から前項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第五十五条の六第一項の表の第二号中「次条第一項に規定する」を「同法第八条の五第一項及び第二項（これらの規定を同法第十五条の二の三において準用する場合を含む。）の規定により」に、「同項」を「次条第一項」に改め、同条第二項第一号ロ中「当該事業年度の直前の事業年度」を「前事業年度（当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。以下この項において「前事業年度等」という。）」に改め、同号ハ中「前事業年度から」を「前事業年度等から」に改め、「特定災害防止準備金の金額（」の下に「その日において第六十八条の四十五第一項の特定災害防止準備金を積み立てている当該法人の前事業年度等から繰り越されたその特定施設に係る同項の特定災害防止準備金の金額（以下この号において「連結特定災害防止準備金の金額」という。）がある場合には当該連結特定災害防止準備金の金額を含むものとし、」を加え、「金額又は前事業年度」を「金額（同条第四項又は第五項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前事業年度等の」に改め、「算入された金額」の下に「（同条第三項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）」を加え、「、これらの」を「これらの」に、「金額。」を「金額とする。」に改め、同項第二号ロ中「当該事業年度の直前の事業年度」を「前事業年度等の」に改め、同号ハ中「前事業年度」を「前事業年度等」に改め、同項第三号ロ中「当該事業年度の直前の事業年度」を「前事業年度等の」に改め、同号ハ中「前事業年度」を「前事業年度等」に改め、同条第三項中「第一項の特定災害防止準備金」の下に「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十五第一項の特定災害防止準備金を含む。）」を加え、「、又は」を「又は」に改め、同条第四項中「第一項の特定災害防止準備金」の下に「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十五第一項の特定災害防止準備金を含む。）」を加え、同条第五項中「第一項の特定災害防止準備金」の下に「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十五第一項の特定災害防止準備金を含む。）」を加え、同項第五号中「及び次項」を「、次項及び第七項」に改め、同条第六項中「第一項の特定災害防止準備金」の下に「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十五第一項の特定災害防止準備金を含む。）」を、「前日を含む事業年度」の下に「（当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日（以下この項において「二年経過日」という。）を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該事業年度開始の日の翌日から二年経過日までの間に最初に開始した連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度）」を加え、「第十項、第十一項、第十三項及び第十五項」を「第十一項、第十二項、第十四項及び第十六項」に改め、同条第十六項中「第五十五条第二十二項前段、第二十三項及び第二十四項前段」を「第五十五条第二十三項前段、第二十四項及び第二十五項前段」に、「同条第二十二項前段」を「同条第二十三項前段」に、「同条第二十四項前段」を「同条第二十五項前段」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項中「第八項の特定災害防止準備金」を「第九項の特定災害防止準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十五第一項の特定災害防止準備金を含む。）」に改め、「移転した場合」の下に「（同条第十五項前段に規定する場合を除く。）」を加え、同項を同条第十六項とし、同条第十四項中「第五十五条第十八項前段、第十九項及び第二十項前段」を「第五十五条第十九項前段、第二十項及び第二十一項前段」に、「同条第十八項前段」を「同条第十九項前段」に、「同条第二十項前段中」を「同条第二十項中「第六十八条の四十五第十五項」とあるのは「第六十八条の四十三第十五項」と、同条第二十一項前段中「第六十八条の四十三第十五項」とあるのは「第六十八条の四十五第十三項」と、同条第二十一項及び第二十二項前段中「第六十八条の四十五第十三項」とあるのは「第六十八条の四十五第十三項」と、に、「と読み替える」を「と、「同条第十五項」とあるのは「第六十八条の四十五第十三項」と読み替える」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項中「第八項の特定災害防止準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十五第一項の特定災害防止準備金を含む。）」を「第九項の特定災害防止準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十五第一項の特定災害防止準備金を含む。）」に改め、「移転した場合」の下に「（同条第十五項前段に規定する場合を除く。）」を加え、同項を同条第十六項とし、同条第十四項中「第五十五条第十八項前段、第十九項及び第二十項前段」を「第五十五条第十九項前段、第二十項及び第二十一項前段」に、「同条第十八項前段」を「同条第十九項前段」に、「同条第二十項前段中」を「同条第二十項中「第六十八条の四十五第十五項」とあるのは「第六十八条の四十三第十五項」と、同条第二十一項前段中「第六十八条の四十五第十三項」とあるのは「第六十八条の四十三第十三項」と、同条第二十一項及び第二十二項前段中「第六十八条の四十五第十三項」とあるのは「第六十八条の四十三第十三項」と、に、「と読み替える」を「と、「同条第十五項」とあるのは「第六十八条の四十三第十三項」と読み替える」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十二項中「第五十五条第十四項前段、第十五項及び第十六項前段」を「第五十五条第十五項前段、第十六項及び第十七項前段」に、「同条第十四項前段」を「同条第十五項前段」に、「同条第十六項前段中」を「同条第十六項中「第六十八条の四十五第十三項」とあるのは「第六十八条の四十三第十三項」と、同条第十七項前段中「第六十八条の四十五第十一項」とあるのは「第六十八条の四十三第十一項」と、に、「と読み替える」を「と、「同条第十一項」とあるのは「第六十八条の四十五第十一項」と読み替える」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十項中「第五十五条第十項、第十一項及び第十二項前段」を「第五十五条第十一項、第十二項及び第十三項前段」に改め、「特定災害防止準備金の金額」を加え、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「第五十五条第十項、第十一項及び第十二項前段」を「第五十五条第十一項、第十二項及び第十三項前段」に改め、「移転した場合」の下に「（同条第十一項前段に規定する場合を除く。）」を加え、「第一項の特定災害防止準備金の金額」の下に「（当該分割承継法人の当該適格分割の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の特定災害防止準備金の金額）」を加え、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「第五十五条第十項、第十一項及び第十二項前段」を「第五十五条第十一項、第十二項及び第十三項前段」に改め、「特定災害防止準備金」の下に「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十五第一項の特定災害防止準備金を含む。）」を、「移転した場合」の下に「（同条第十一項前段に規定する場合を除く。）」を加え、「同条第十二項前段中」を「第五十五条第十一項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の四十五第十項」と、同条第十三項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の四十五第十項」と、に、「、「第五十五条の六第二項」と、「同条第十項」とあるのは「第六十八条の四十五第十項において準用する第六十八条の四十三第十項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第七項中「前条第六項」を「前条第八項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　第一項の特定災害防止準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十五第一項の特定災害防止準備金を含む。）を積み立

ている法人が、当該事業年度が連結事業年度に該当しない場合で、かつ、当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当していた場合において、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないとき（青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をしたことにより、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないこととなった場合を含む。）は、当該事業年度終了の日における特定災害防止準備金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、第三項から前項まで、第十一項、第十二項、第十四項及び第十六項の規定は、適用しない。

第五十五条の六に次の一項を加える。

18　第八項に定めるもののほか、第一項から第七項まで及び第九項から前項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第五十五条の七第一項中「第六項」を「第七項」に改め、同条第二項中「前項の特定災害防止準備金」の下に「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十六第一項の特定災害防止準備金を含む。）」を、「場合を含む」の下に「。以下この項において同じ」を加え、「同項」を「同法第八条の五第六項」に改め、「特定災害防止準備金の金額（」の下に「その日において当該特定廃棄物最終処分場に係る第六十八条の四十六第一項の特定災害防止準備金の金額（以下この項において「連結特定災害防止準備金の金額」という。）がある場合には当該連結特定災害防止準備金の金額を含むものとし、」を、「こととなった金額」の下に「（同条第二項又は第三項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）」を加え、「、当該金額」を「当該金額」に、「金額。」を「金額とする。」に改め、同条第三項中「第一項の特定災害防止準備金」の下に「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十六第一項の特定災害防止準備金の金額（以下この項において「連結特定災害防止準備金の金額」という。）を含む。）」を加え、「若しくは適格事後設立」に改め、同項第四号中「及び次項」を「、次項及び第五項」に改め、同条第四項中「第一項の特定災害防止準備金」の下に「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十六第一項の特定災害防止準備金を含む。）」を、「前日を含む事業年度」の下に「（当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日（以下この項において「二年経過日」という。）を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該事業年度開始の日の翌日から二年経過日までの間に最初に開始した連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度）」を加え、「第八項、第九項、第十一項及び第十三項」を「第九項、第十項、第十二項及び第十四項」に改め、同条第十四項中「第五十五条第二十三項」を「第五十五条第二十四項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項中「第六項の特定災害防止準備金」を「第七項の特定災害防止準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十六第一項の特定災害防止準備金を含む。）」に改め、「移転した場合」の下に「（同条第十一項前段に規定する場合を除く。）」を加え、同項を同条第十四項とし、同条第十二項中「第五十五条第十九項」を「第五十五条第二十項」に、「前項の被現物出資法人」を「前項又は第六十八条の四十六第一項の被現物出資法人（その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。）」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第六項の特定災害防止準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十六第一項の特定災害防止準備金を含む。）」に改め、「移転した場合」の下に「（同条第十項前段に規定する場合を除く。）」を加え、「第一項の特定災害防止準備金の金額」の下に「（当該被現物出資法人の当該適格現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の特定災害防止準備金の金額）」を加え、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第五十五条第十項及び第十一項」を「第五十五条第十一項及び第十二項」に改め、「第一項の特定災害防止準備金」の下に「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十六第一項の特定災害防止準備金を含む。）」を、「移転した場合」の下に「（第六十八条の四十六第八項に規定する場合を除く。）」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第五十五条第十二項中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは、「第六十八条の四十六第八項において準用する第六十八条の四十三第十項」とする。

第五十五条の七第八項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「第五十五条の五第五項」を「第五十五条の五第六項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　第一項の特定災害防止準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十六第一項の特定災害防止準備金を含む。）を積み立てている法人が、当該事業年度が連結事業年度に該当しない場合で、かつ、当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当していた場合において、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないとき（青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をしたことにより、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないこととなった場合を含む。）は、当該事業年度終了の日における特定災害防止準備金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、前三項、第九項、第十項、第十二項及び第十四項の規定は、適用しない。

第五十五条の七に次の一項を加える。

16　第六項に定めるもののほか、第一項から第五項まで及び第七項から前項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第五十六条第一項中「第九項」を「第十項」に改め、同項第二号中「から前事業年度」の下に「（当該法人の当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。以下この号及び第三項において「前事業年度等」という。）」を加え、「（その日」を「（当該事業年度終了の日において第六十八条の四十七第一項の特定都市鉄道整備準備金を積み立てている当該法人の前事業年度等から繰り越された当該整備事業計画に係る同項の特定都市鉄道整備準備金の金額（以下この号において「連結特定都市鉄道整備準備金の金額」という。）がある場合には当該連結特定都市鉄道整備準備金の金額を含むものとし、当該事業年度終了の日」に、「金額又は前事業年度」を「金額（同条第五項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前事業年度等の」に改め、「算入され

た金額」の下に「（同条第二項から第四項までの規定により益金の額に算入された金額を含む。）」を加え、「、これらの」を「これらの」に、「金額。」を「金額とする。」に改め、同条第二項中「前項の特定都市鉄道整備準備金」の下に「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十七第一項の特定都市鉄道整備準備金を含む。）」を加え、同条第三項中「第一項の特定都市鉄道整備準備金」の下に「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十七第一項の特定都市鉄道整備準備金を含む。）」を、「終了の日」の下に「（当該いずれか早い日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該いずれか早い日後連結事業年度に該当しないこととなつた事業年度以後の各事業年度終了の日）」を加え、「前事業年度」を「前事業年度等」に改め、「開始の日」の下に「（当該いずれか早い日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該いずれか早い日を含む連結事業年度の翌連結事業年度終了の日の翌日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該翌日を含む事業年度）開始の日）」を、「される金額」の下に「（当該いずれか早い日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第四項の規定により益金の額に算入することとされる金額を含む。）」を加え、同条第四項中「第一項の特定都市鉄道整備準備金」の下に「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十七第一項の特定都市鉄道整備準備金を含む。）」を、「各事業年度」の下に「（当該法人のその該当することとなつた日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同日後連結事業年度に該当しないこととなつた事業年度以後の各事業年度）」を加え、同条第五項中「第一項の特定都市鉄道整備準備金」の下に「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十七第一項の特定都市鉄道整備準備金を含む。）」を加え、同項第四号中「及び次項」を「、次項及び第七項」に改め、同条第六項中「第一項の特定都市鉄道整備準備金」の下に「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十七第一項の特定都市鉄道整備準備金を含む。）」を、「前日を含む事業年度」の下に「（当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日（以下この項において「二年経過日」という。）を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該事業年度開始の日の翌日から二年経過日までの間に最初に開始した連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度）」を加え、「第十一項、第十二項、第十四項及び第十六項」を「第十二項、第十三項、第十五項及び第十七項」に改め、同条第七項中「第五十五条第二十二項から第二十四項まで」を「第五十五条第二十三項から第二十五項まで」に、「同条第二十二項」を「同条第二十三項」に、「同条第二十四項」を「同条第二十五項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項中「第九項の特定都市鉄道整備準備金」を「第十項の特定都市鉄道整備準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十七第一項の特定都市鉄道整備準備金を含む。）」に改め、「移転した場合」の下に「（同条第十六項前段に規定する場合を除く。）」を加え、同項を同条第十七項とし、同条第十五項中「第五十五条第十八項から第二十一項まで」を「第五十五条第十九項から第二十二項まで」に、「同条第十八項」を「同条第十九項」に、「同条第二十項中」を「同条第二十一項中」に、「第六十八条の四十三第十五項」とあるのは「第六十八条の四十七第十四項」と、同条第二十一項中「第六十八条の四十三第十五項」とあるのは「第六十八条の四十七第十四項」と、」に改め、「「これらの規定」と」の下に「、「同条第十五項」とあるのは「第六十八条の四十七第十四項」と」を加え、同項を同条第十六項とし、同条第十四項中「第九項の特定都市鉄道整備準備金」を「第十項の特定都市鉄道整備準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十七第一項の特定都市鉄道整備準備金を含む。）」に改め、「移転した場合」の下に「（同条第十二項前段に規定する場合を除く。）」を、「第一項の特定都市鉄道整備準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十七第一項の特定都市鉄道整備準備金を含む。）」を、「移転した場合」の下に「（同条第十二項前段に規定する場合を除く。）」を、「第一項の特定都市鉄道整備準備金の金額」の下に「（当該分割承継法人の当該適格分割の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の特定都市鉄道整備準備金の金額）」を加え、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第五十五条第十項から第十二項まで」を「第五十五条第十一項から第十三項まで」に改め、「第一項の特定都市鉄道整備準備金」の下に「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十七第一項の特定都市鉄道整備準備金を含む。）」を、「移転した場合」の下に「（第六十八条の四十七第十一項前段に規定する場合を除く。）」を加え、「同条第十二項中」を「第五十五条第十二項中」に、「第六十八条の四十三第十五項」とあるのは「第六十八条の四十七第十四項」と、」に改め、「「これらの規定」と」の下に「、「同条第十五項」とあるのは「第六十八条の四十七第十四項」と」を加え、同項を同条第十四項とし、同条第八項中「第五十五条の五第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　第一項の特定都市鉄道整備準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十七第一項の特定都市鉄道整備準備金を含む。）を積み立てている法人が、当該事業年度が連結事業年度に該当しない場合で、かつ、当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当していた場合において、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないとき（青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告による申告をやめる旨の届出書の提出をしたことにより、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないこととなつた場合を含む。）は、当該事業年度終了の日における特定都市鉄道整備準備金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、第二項から前項まで、第十二項、第十三項、第十五項及び第十七項の規定は、適用しない。

第五十六条に次の一項を加える。

19　第八項及び第九項に定めるもののほか、第一項から第七項まで及び第十項から前項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第五十六条の二第一項中「第九項」を「第十項」に改め、同項第二号中「から前事業年度」の下に「（当該指定所有営業主体の当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その前日を含む連結事業年度。以下この号及び第四項において「前事業年度等」という。）」を加え、「（その日」を「（当該事業年度終了の日において第六十八条の四十八第一項の新幹線鉄道大規模改修準備金を積み立てている当該指定所有営業主体の前事業年度等から繰り越された当該承認積立計画に係る同項の新幹線鉄道大規模改修準備金の金額（以下この号において「連結新幹線鉄道大規模改修準備金の金額」という。）がある場合には当該連結新幹線鉄道大規模改修準備金の金額を含むものとし、当該事業年度終了の日」に、「金額又は前事業年度」を「金額（同条第五項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前事業年度等の」に改め、「算入された金額」の下に「（同条第三項又は第四項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）」を加え、「、これらの」を「これらの」に、「金額。」を「金額とする。」に改め、同条第三項中「第一項の新幹線鉄道大規模改修準備金」の下に「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十八第一項の新幹線鉄道大規模改修準備金を含む。）」を加え、同条第四項中「第一項の新幹線鉄道大規模改修準備金」の下に「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十八第一項の新幹線鉄道大規模改修準備金を含む。）」を加え、「（以下この項において「最後の適用事業年度」という。）」を削り、「終了の日」の下に「（当該積立期間の末日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該積立期間の末日後連結事業年度に該当しないこととなった事業年度以後の各事業年度終了の日）」を加え、「前事業年度」を「前事業年度等」に、「当該最後の適用事業年度」を「当該積立期間の末日を含む事業年度」に改め、「開始の日」の下に「（当該積立期間の末日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該積立期間の末日を含む連結事業年度の翌連結事業年度（当該積立期間の末日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該翌日を含む事業年度）開始の日）」を加え、同条第五項中「第一項の新幹線鉄道大規模改修準備金」の下に「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十八第一項の新幹線鉄道大規模改修準備金を含む。）」を加え、同項第七号中「及び次項」を「、次項及び第七項」に改め、同条第六項中「第一項の新幹線鉄道大規模改修準備金」の下に「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十八第一項の新幹線鉄道大規模改修準備金を含む。）」を、「前日を含む事業年度」の下に「（当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日（以下この項において「二年経過日」という。）を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該事業年度開始の日の翌日から二年経過日までの間に最初に開始した連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度）」を加え、「第十一項、第十二項、第十四項及び第十六項」を「第十二項、第十三項、第十五項及び第十七項」に改め、同条第十八項を同条第十九項とし、同条第十七項中「第五十五条第二十二項から第二十四項まで」を「第五十五条第二十三項から第二十五項まで」に、「同条第二十二項」を「同条第二十三項」に、「同条第二十四項」を「同条第二十五項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項中「第九項の新幹線鉄道大規模改修準備金」を「第十項の新幹線鉄道大規模改修準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十八第一項の新幹線鉄道大規模改修準備金を含む。）」に改め、「移転した場合」の下に「（同条第十六項前段に規定する場合を除く。）」を加え、同項を同条第十七項とし、同条第十五項中「第五十五条第十八項から第二十項まで」を「第五十五条第十九項から第二十一項まで」に、「同条第十八項」を「同条第十九項」に、「同条第二十項中」を「同条第二十一項中」に、「同条第二十三第十五項」を「同条第二十四第十六項」に、「同条第十八項」を「同条第十九項」に、「同条第十九項」を「同条第二十項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十四項中「第九項の新幹線鉄道大規模改修準備金」を「第十項の新幹線鉄道大規模改修準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十八第一項の新幹線鉄道大規模改修準備金を含む。）」に改め、「移転した場合」の下に「（同条第十四項前段に規定する場合を除く。）」を、「第一項の新幹線鉄道大規模改修準備金の金額」の下に「（当該被現物出資法人の当該適格現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の新幹線鉄道大規模改修準備金の金額）」を加え、同項を同条第十六項とし、同条第十三項中「第五十五条第十四項から第十六項まで」を「第五十五条第十五項から第十七項まで」に、「同条第十四項」を「同条第十五項」に、「同条第十六項中」を「同条第十七項中」に、「第六十八条の四十三第十二項」とあるのは「第六十八条の四十三第十三項」と、同条第十七項中「第六十八条の四十三第十二項」とあるのは「第六十八条の四十三第十四項」と、「に改め、「これらの規定」と」の下に「、「同条第十二項」とあるのは「第六十八条の四十八第十二項」と」を加え、同項を同条第十四項とし、同条第十二項中「第九項の新幹線鉄道大規模改修準備金」を「第十項の新幹線鉄道大規模改修準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十八第一項の新幹線鉄道大規模改修準備金を含む。）」に改め、「移転した場合」の下に「（同条第十二項前段に規定する場合を除く。）」を、「第一項の新幹線鉄道大規模改修準備金の金額」の下に「（当該分割承継法人の当該適格分割の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の新幹線鉄道大規模改修準備金の金額）」を加え、同項を同条第十三項とし、同条第十一項まで」に、「同条第十八項」を「同条第十九項」に、「同条第二十項中」を「同条第二十一項中」に、「同条第二十三第十五項」を「同条第二十四第十六項」に、「同条第十八項」を「同条第十九項」に、「同条第十九項」を「同条第二十項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十項中「第九項の新幹線鉄道大規模改修準備金」を「第十項の新幹線鉄道大規模改修準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十八第一項の新幹線鉄道大規模改修準備金を含む。）」に改め、「移転した場合」の下に「（同条第十項前段に規定する場合を除く。）」を、「第一項の新幹線鉄道大規模改修準備金の金額」の下に「（当該被現物出資法人の当該適格現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の新幹線鉄道大規模改修準備金の金額）」を加え、同項を同条第十二項とし、同条第九項中「第六十八条の四十八第十項」とあるのは「第六十八条の四十八第十一項」と、「これらの規定」と」の下に「、「同条第十項」とあるのは「第六十八条の四十八第十一項」と」を加え、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第五十五条の五第五項」を「第五十五条の五第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　第一項の新幹線鉄道大規模改修準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十八第一項の新幹線鉄道大規模改修準備金を含む。）を積み立てている法人が、当該事業年度が連結事業年度に該当しない場合で、かつ、当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当していた場合において、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないとき（青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出を

したことにより、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないこととなった場合を含む。）は、当該事業年度終了の日における新幹線鉄道大規模改修準備金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、第三項から前項まで、第十二項、第十三項、第十五項及び第十七項の規定は、適用しない。

第五十六条の三第一項第二号中「から前事業年度」の下に「（当該法人の当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その前日を含む連結事業年度。以下この号及び第四項において「前事業年度等」という。）」を加え、「（その日」を「（当該事業年度終了の日において第六十八条の四十九第一項のガス熱量変更準備金を積み立てている当該法人の前事業年度等から繰り越された当該熱量変更計画に係る同項のガス熱量変更準備金の金額（以下この号において「連結ガス熱量変更準備金の金額」という。）がある場合には当該連結ガス熱量変更準備金の金額を含むものとし、当該事業年度終了の日」に、「金額又は前事業年度」を「金額（同条第五項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前事業年度等の」に改め、「算入された金額」の下に「（同条第三項又は第四項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）」を加え、「、これらの」を「これらの」に、「金額。」を「金額とする。」に改め、同条第三項中「第一項のガス熱量変更準備金」の下に「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十九第一項のガス熱量変更準備金を含む。）」を加え、同条第四項中「第一項のガス熱量変更準備金」の下に「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十九第一項のガス熱量変更準備金を含む。）」を、「終了する事業年度」の下に「（当該最初に支出した日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該最初に支出した日後最初に連結事業年度に該当しないこととなった事業年度以後の事業年度）」を加え、「前事業年度」を「前事業年度等」に改め、「合計額（」の下に「当該事業年度開始の日前四年以内に開始した各連結事業年度において支出された当該熱量変更計画に係る熱量変更費用の額の合計額を含む。」を加え、同条第五項中「第一項のガス熱量変更準備金」の下に「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十九第一項のガス熱量変更準備金を含む。）」を加え、「（適格合併を除く。）」を削り、同項第五号中「及び次項」を「、次項及び第七項」に改め、同条第六項中「第一項のガス熱量変更準備金」の下に「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十九第一項のガス熱量変更準備金を含む。）」を、「前日を含む事業年度」の下に「（連結事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日（以下この項において「二年経過日」という。）を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該事業年度開始の日の翌日から二年経過日までの間に最初に開始した連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度）」を加え、「第九項」を「第十項」に改め、同条第九項中「第五十五条第十項から第十二項まで」を「第五十五条第十項から第十三項まで」に改め、「第一項のガス熱量変更準備金」の下に「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十九第一項のガス熱量変更準備金を含む。）」を、「移転した場合」の下に「（第六十八条の四十九第九項前段に規定する場合を除く。）」を加え、「同条第十二項中」を「第五十五条第十二項中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の四十九第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、同条第十三項中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の四十九第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に改め、「これらの規定」と」の下に「、同条第十項」とあるのは「第六十八条の四十九第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と」を加え、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第五十五条の五第五項」を「第五十五条の五第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　第一項のガス熱量変更準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十九第一項のガス熱量変更準備金を含む。）を積み立てている法人が、当該事業年度が連結事業年度に該当しない場合で、かつ、当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当していた場合において、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないとき（青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をしたことにより、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないこととなった場合を含む。）は、当該事業年度終了の日におけるガス熱量変更準備金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、第三項から前項まで及び第十項の規定は、適用しない。

11　第八項及び第九項に定めるもののほか、第一項から第七項まで及び前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第五十六条の四第二項中「三以上の法人」の下に「（当該法人に連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人又は連結完全支配関係のある二以上の連結子法人が含まれている場合には、政令で定める三以上の法人。以下この項において同じ。）」を加え、「もつぱらこれらの法人」を「専ら当該三以上の法人」に改め、同条第四項中「第一項の電子計算機買戻損失準備金」の下に「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十第一項の電子計算機買戻損失準備金を含む。）」を、「電子計算機買戻損失準備金の金額（」の下に「その日において同条第一項の電子計算機買戻損失準備金の金額（以下この項において「連結電子計算機買戻損失準備金の金額」という。）がある場合には当該連結電子計算機買戻損失準備金の金額を含むものとし、」を加え、「金額又は前事業年度」を「金額（同条第四項又は第六項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前事業年度（当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該法人のその前日を含む連結事業年度。次項において「前事業年度等」という。）」に改め、「算入された金額」の下に「（同条第五項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）」を加え、「、これらの」を「これらの」に、「金額。」を「金額とする。」に、「事業年度別」を「事業年度（連結電子計算機買戻損失準備金の金額にあつては、その積立てをした連結事業年度。以下この項及び次項において「積立事業年度」という。）別」に、「事業年度が」を「積立事業年度が」に改め、同条第五項中「第一項の電子計算機買戻損失準備金」の下に「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十第一項の電子計算機買戻損失準備金を含む。）」を加え、「前事業年度」を「終了した事業年度」を「終了した積立事業年度」に改め、同条第六項中「第一項の電子計算機買戻損失準備金」の下に「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十第一項の電子計算機買戻損失準備金を含む。）」を加え、「第十項」を「第十一項」に改め、同項第四号中「及び次項」を「、次項及び第八項」に改め、同条第七項中「第一項の電子計算機買戻損失準備金」の下に「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十第一項の電子計算機買戻損失準備金を含む。）」を、「前日を含む事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日（以下この項において「二年経過日」という。）

を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該事業年度開始の日の翌日から二年経過日までの間に最初に開始した連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度」を加え、「第九項及び第十項」を「第十項及び第十一項」に改め、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項中「第五十五条第十三項、第十五項及び第十六項前段」を「第五十五条第十四項、第十六項及び第十七項前段」に改め、「第一項の電子計算機買戻損失準備金」の下に「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十第一項の電子計算機買戻損失準備金を含む。）」を加え、「限る」を「限り、第六十八条の五十第十一項前段に規定する場合を除く」に、「同条第十五項中」を「第五十五条第十六項中「第六十八条の四十三第十二項」とあるのは「第六十八条の五十第十一項において準用する第六十八条の四十三第十二項」と、「同条第十六項前段中」を「同条第十七項前段中「第六十八条の四十三第十二項」とあるのは「第六十八条の五十第十一項において準用する第六十八条の四十三第十二項」と、「と読み替える」を「と、「同条第十二項」とあるのは「第六十八条の五十第十一項において準用する第六十八条の四十三第十二項」と読み替える」に改め、「第一項の電子計算機買戻損失準備金」の下に「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十第一項の電子計算機買戻損失準備金を含む。）」を加え、「限る」を「限り、第六十八条の五十第十一項前段に規定する場合を除く」に、「同条第十五項中」を「第五十五条第十六項中「第六十八条の四十三第十二項」とあるのは「第六十八条の五十第十一項において準用する第六十八条の四十三第十二項」と、「同条第十六項前段中」を「同条第十七項前段中「第六十八条の四十三第十二項」とあるのは「第六十八条の五十第十一項において準用する第六十八条の四十三第十二項」と読み替える」を「と、「同条第十二項」とあるのは「第六十八条の五十第十一項において準用する第六十八条の四十三第十二項」と読み替える」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第五十五条第十項、第十一項及び第十二項前段」を「第五十五条第十一項、第十二項及び第十三項前段」に改め、「第一項の電子計算機買戻損失準備金」の下に「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十第一項の電子計算機買戻損失準備金を含む。）」を、「行われた場合」の下に「（第六十八条の五十第九項前段に規定する場合を除く。）」を加え、「同条第十一項中」を「第五十五条第十二項中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第十二項前段中」を「同条第十三項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは、「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第十三項前段中」を「同条第十四項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第十四項前段中」を「同条第十五項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第十五項前段中」を「同条第十六項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第十六項前段中」を「同条第十七項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第十七項前段中」を「同条第十八項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第十八項前段中」を「同条第十九項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第十九項前段中」を「同条第二十項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第二十項前段中」を「同条第二十一項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第二十一項前段中」を「同条第二十二項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第二十二項前段中」を「同条第二十三項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第二十三項前段中」を「同条第二十四項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第二十四項前段中」を「同条第二十五項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第二十五項前段中」を「同条第二十六項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第二十六項前段中」を「同条第二十七項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第二十七項前段中」を「同条第二十八項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第二十八項前段中」を「同条第二十九項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第二十九項前段中」を「同条第三十項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第三十項前段中」を「同条第三十一項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第三十一項前段中」を「同条第三十二項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第三十二項前段中」を「同条第三十三項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第三十三項前段中」を「同条第三十四項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第三十四項前段中」を「同条第三十五項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第三十五項前段中」を「同条第三十六項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第三十六項前段中」を「同条第三十七項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第三十七項前段中」を「同条第三十八項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第三十八項前段中」を「同条第三十九項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第三十九項前段中」を「同条第四十項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第四十項前段中」を「同条第四十一項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第四十一項前段中」を「同条第四十二項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第四十二項前段中」を「同条第四十三項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第四十三項前段中」を「同条第四十四項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第四十四項前段中」を「同条第四十五項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第四十五項前段中」を「同条第四十六項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第四十六項前段中」を「同条第四十七項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第四十七項前段中」を「同条第四十八項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第四十八項前段中」を「同条第四十九項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第四十九項前段中」を「同条第五十項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第五十項前段中」を「同条第五十一項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第五十一項前段中」を「同条第五十二項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第五十二項前段中」を「同条第五十三項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第五十三項前段中」を「同条第五十四項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第五十四項前段中」を「同条第五十五項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第五十五項前段中」を「同条第五十六項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第五十六項前段中」を「同条第五十七項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第五十七項前段中」を「同条第五十八項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第五十八項前段中」を「同条第五十九項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第五十九項前段中」を「同条第六十項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第六十項前段中」を「同条第六十一項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第六十一項前段中」を「同条第六十二項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第六十二項前段中」を「同条第六十三項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第六十三項前段中」を「同条第六十四項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第六十四項前段中」を「同条第六十五項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第六十五項前段中」を「同条第六十六項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第六十六項前段中」を「同条第六十七項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第六十七項前段中」を「同条第六十八項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第六十八項前段中」を「同条第六十九項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第六十九項前段中」を「同条第七十項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第七十項前段中」を「同条第七十一項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第七十一項前段中」を「同条第七十二項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第七十二項前段中」を「同条第七十三項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第七十三項前段中」を「同条第七十四項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第七十四項前段中」を「同条第七十五項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第七十五項前段中」を「同条第七十六項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第七十六項前段中」を「同条第七十七項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第七十七項前段中」を「同条第七十八項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第七十八項前段中」を「同条第七十九項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第七十九項前段中」を「同条第八十項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第八十項前段中」を「同条第八十一項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第八十一項前段中」を「同条第八十二項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第八十二項前段中」を「同条第八十三項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第八十三項前段中」を「同条第八十四項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第八十四項前段中」を「同条第八十五項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第八十五項前段中」を「同条第八十六項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第八十六項前段中」を「同条第八十七項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第八十七項前段中」を「同条第八十八項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第八十八項前段中」を「同条第八十九項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第八十九項前段中」を「同条第九十項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第九十項前段中」を「同条第九十一項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第九十一項前段中」を「同条第九十二項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第九十二項前段中」を「同条第九十三項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第九十三項前段中」を「同条第九十四項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第九十四項前段中」を「同条第九十五項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第九十五項前段中」を「同条第九十六項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第九十六項前段中」を「同条第九十七項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第九十七項前段中」を「同条第九十八項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第九十八項前段中」を「同条第九十九項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第九十九項前段中」を「同条第百項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第百項前段中」を「同条第百一項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第百一項前段中」を「同条第百二項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第百二項前段中」を「同条第百三項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第百三項前段中」を「同条第百四項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第百四項前段中」を「同条第百五項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第百五項前段中」を「同条第百六項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第百六項前段中」を「同条第百七項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第百七項前段中」を「同条第百八項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第百八項前段中」を「同条第百九項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第百九項前段中」を「同条第百十項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第百十項前段中」を「同条第百十一項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第百十一項前段中」を「同条第百十二項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第百十二項前段中」を「同条第百十三項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第百十三項前段中」を「同条第百十四項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第百十四項前段中」を「同条第百十五項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第百十五項前段中」を「同条第百十六項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第百十六項前段中」を「同条第百十七項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第百十七項前段中」を「同条第百十八項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第百十八項前段中」を「同条第百十九項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第百十九項前段中」を「同条第百二十項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第百二十項前段中」を「同条第百二十一項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第百二十一項前段中」を「同条第百二十二項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第百二十二項前段中」を「同条第百二十三項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第百二十三項前段中」を「同条第百二十四項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第百二十四項前段中」を「同条第百二十五項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第百二十五項前段中」を「同条第百二十六項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第百二十六項前段中」を「同条第百二十七項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第百二十七項前段中」を「同条第百二十八項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第百二十八項前段中」を「同条第百二十九項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第百二十九項前段中」を「同条第百三十項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第百三十項前段中」を「同条第百三十一項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第百三十一項前段中」を「同条第百三十二項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第百三十二項前段中」を「同条第百三十三項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第百三十三項前段中」を「同条第百三十四項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第百三十四項前段中」を「同条第百三十五項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第百三十五項前段中」を「同条第百三十六項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第百三十六項前段中」を「同条第百三十七項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第百三十七項前段中」を「同条第百三十八項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第百三十八項前段中」を「同条第百三十九項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第百三十九項前段中」を「同条第百四十項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第百四十項前段中」を「同条第百四十一項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第百四十一項前段中」を「同条第百四十二項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第百四十二項前段中」を「同条第百四十三項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第百四十三項前段中」を「同条第百四十四項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第百四十四項前段中」を「同条第百四十五項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第百四十五項前段中」を「同条第百四十六項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第百四十六項前段中」を「同条第百四十七項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第百四十七項前段中」を「同条第百四十八項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第百四十八項前段中」を「同条第百四十九項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第百四十九項前段中」を「同条第百五十項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第百五十項前段中」を「同条第百五十一項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第百五十一項前段中」を「同条第百五十二項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第百五十二項前段中」を「同条第百五十三項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第百五十三項前段中」を「同条第百五十四項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第百五十四項前段中」を「同条第百五十五項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第百五十五項前段中」を「同条第百五十六項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第百五十六項前段中」を「同条第百五十七項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第百五十七項前段中」を「同条第百五十八項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第百五十八項前段中」を「同条第百五十九項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第百五十九項前段中」を「同条第百六十項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第百六十項前段中」を「同条第百六十一項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第百六十一項前段中」を「同条第百六十二項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第百六十二項前段中」を「同条第百六十三項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第百六十三項前段中」を「同条第百六十四項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第百六十四項前段中」を「同条第百六十五項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第百六十五項前段中」を「同条第百六十六項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第百六十六項前段中」を「同条第百六十七項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第百六十七項前段中」を「同条第百六十八項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第百六十八項前段中」を「同条第百六十九項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第百六十九項前段中」を「同条第百七十項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第百七十項前段中」を「同条第百七十一項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第百七十一項前段中」を「同条第百七十二項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第百七十二項前段中」を「同条第百七十三項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第百七十三項前段中」を「同条第百七十四項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第百七十四項前段中」を「同条第百七十五項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第百七十五項前段中」を「同条第百七十六項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第百七十六項前段中」を「同条第百七十七項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第百七十七項前段中」を「同条第百七十八項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第百七十八項前段中」を「同条第百七十九項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第百七十九項前段中」を「同条第百八十項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第百八十項前段中」を「同条第百八十一項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第百八十一項前段中」を「同条第百八十二項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第百八十二項前段中」を「同条第百八十三項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第百八十三項前段中」を「同条第百八十四項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第百八十四項前段中」を「同条第百八十五項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第百八十五項前段中」を「同条第百八十六項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第百八十六項前段中」を「同条第百八十七項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第百八十七項前段中」を「同条第百八十八項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第百八十八項前段中」を「同条第百八十九項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第百八十九項前段中」を「同条第百九十項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第百九十項前段中」を「同条第百九十一項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第百九十一項前段中」を「同条第百九十二項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第百九十二項前段中」を「同条第百九十三項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第百九十三項前段中」を「同条第百九十四項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第百九十四項前段中」を「同条第百九十五項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第百九十五項前段中」を「同条第百九十六項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第百九十六項前段中」を「同条第百九十七項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第百九十七項前段中」を「同条第百九十八項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第百九十八項前段中」を「同条第百九十九項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第百九十九項前段中」を「同条第二百項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第二百項前段中」を「同条第二百一項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第二百一項前段中」を「同条第二百二項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第二百二項前段中」を「同条第二百三項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第二百三項前段中」を「同条第二百四項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第二百四項前段中」を「同条

中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十一第七項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「と読み替える」を「と、「同条第十項」とあるのは「第六十八条の五十一第七項において準用する第六十八条の四十三第十項」と読み替える」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第五十五条の五第五項」を「第五十五条の五第六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　第一項のプログラム等準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十一第一項のプログラム等準備金を含む。）を積み立てている法人が、当該事業年度が連結事業年度に該当しない場合で、かつ、当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当していた場合において、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないとき（青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をしたことにより、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないこととなった場合を含む。）は、当該事業年度終了の日におけるプログラム等準備金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、前三項、第八項及び第九項の規定は、適用しない。

第五十七条の二第二項中「前項の日本国際博覧会出展準備金」の下に「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十二第一項の日本国際博覧会出展準備金を含む。）」を、「日本国際博覧会出展準備金の金額（」の下に「その日において同条第一項の日本国際博覧会出展準備金の金額（以下この項において「連結日本国際博覧会出展準備金の金額」という。）がある場合には当該連結日本国際博覧会出展準備金の金額を含むものとし」を、「なった金額」の下に「（同条第二項又は第三項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）」を加え、「、当該金額」を「当該金額」に、「金額。」を「金額とする。」に改め、同条第三項中「第一項の日本国際博覧会出展準備金」の下に「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十二第一項の日本国際博覧会出展準備金を含む。）」を加え、「同項の」を「二千五年日本国際博覧会への」に改め、同項第一号及び第二号中「第一項の」を「二千五年日本国際博覧会への」に改め、同項第五号中「及び次項」を「、次項及び第五項」に改め、同条第四項中「第一項の日本国際博覧会出展準備金」の下に「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十二第一項の日本国際博覧会出展準備金を含む。）」を、「前日を含む事業年度」の下に「（当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日（以下この項において「二年経過日」という。）を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該事業年度開始の日の翌日から二年経過日までの間に最初に開始した連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度）」を加え、「第七項及び第八項」を「第八項及び第九項」に改め、同条第十項中「第七項」を「第八項」に、「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第五十五条第十五項」を「第五十五条第十六項」に、「前項の分割承継法人」を「前項又は第六十八条の五十二第九項の分割承継法人（その適格分割型分割後において連結法人に該当するものを除く。）」に、「同条第十五項」を「第五十五条第十六項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第一項の日本国際博覧会出展準備金」の下に「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十二第一項の日本国際博覧会出展準備金の金額（当該分割承継法人の当該適格分割型分割の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の日本国際博覧会出展準備金の金額）」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第五十五条第十項及び第十一項」を「第五十五条第十一項及び第十二項」に改め、「第一項の日本国際博覧会出展準備金」の下に「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十二第一項の日本国際博覧会出展準備金を含む。）」を、「行われた場合」の下に「（第六十八条の五十二第七項に規定する場合を除く。）」を加え、「同条第十一項中」を「第五十五条第十二項中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十二第七項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「、「者又は」を「者又は」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第五十五条の五第五項」を「第五十五条の五第六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　第一項の日本国際博覧会出展準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十二第一項の日本国際博覧会出展準備金を含む。）を積み立てている法人が、当該事業年度が連結事業年度に該当しない場合で、かつ、当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当していた場合において、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないとき（青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をしたことにより、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないこととなった場合を含む。）は、当該事業年度終了の日における日本国際博覧会出展準備金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、前三項、第八項及び第九項の規定は、適用しない。

第五十七条の三第一項第一号ロ中「当該事業年度の直前の事業年度」を「前事業年度（当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その前日を含む連結事業年度。以下この条において「前事業年度等」という。）」に改め、同項第二号中「前事業年度から」を「前事業年度等から」に改め、「使用済核燃料再処理準備金の金額（」の下に「その日において第六十八条の五十三第一項の使用済核燃料再処理準備金を積み立てている当該法人の前事業年度等から繰り越された同項の使用済核燃料再処理準備金の金額（以下この号において「連結使用済核燃料再処理準備金の金額」という。）がある場合には当該連結使用済核燃料再処理準備金の金額を含むものとし」を加え、「金額又は前事業年度」を「金額（同条第二項又は第四項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前事業年度等の」に改め、「算入された金額」の下に「（同条第三項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）」を加え、「、これらの」を「これらの」に、「金額。」を「金額とする。」に改め、同条第二項中「前項の使用済核燃料再処理準備金」の下に「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十三第一項の使用済核燃料再処理準備金を含む。）」を加え、同条第三項中「第一項の使用済核燃料再処理準備金」の下に「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十三第一項の使用済核燃料再処理準備金を含む。）」を加え、同項第四号中「及び次項」を「、次項及び第六項」に改め、同条第五項中「第一項の使用済核燃料再処理準備金」の下に「（連結事業年度において

積み立てた第六十八条の五十三第一項の使用済核燃料再処理準備金を含む。）」を、「前日を含む事業年度」の下に「（当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日（以下この項において「二年経過日」という。）を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該事業年度開始の日の翌日から二年経過日までの間に最初に開始した連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度）」を加え、「第七項」を「第八項」に改め、同条第八項中「前事業年度」を「前事業年度等」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第五十五条第十項、第十一項及び第十二項前段」を「第五十五条第十一項、第十二項及び第十三項前段」に改め、「第一項の使用済核燃料再処理準備金」の下に「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十三第一項の使用済核燃料再処理準備金を含む。）」を、「移転した場合」の下に「（第六十八条の五十三第七項前段に規定する場合を除く。）」を加え、「同条第十二項前段中」を「第五十五条第十二項中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十三第七項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、同条第十三項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十三第七項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、「に、「と読み替える」を「と、「同条第十項」とあるのは「第六十八条の五十三第七項において準用する第六十八条の四十三第十項」と読み替える」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第五十五条の五第五項」を「第五十五条の五第六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　第一項の使用済核燃料再処理準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十三第一項の使用済核燃料再処理準備金を含む。）を積み立てている法人が、当該事業年度が連結事業年度に該当しない場合で、かつ、当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当していた場合において、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないとき（青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をしたことにより、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないこととなった場合を含む。）は、当該事業年度終了の日における使用済核燃料再処理準備金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、第二項から前項まで及び第八項の規定は、適用しない。

第五十七条の四第一項第二号中「当該事業年度の直前の事業年度」を「前事業年度（当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その前日を含む連結事業年度。以下この条において「前事業年度等」という。）」に改め、同条第三項中「第一項の原子力発電施設解体準備金」の下に「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十四第一項の原子力発電施設解体準備金を含む。）」を加え、「同項」を「第一項」に改め、「原子力発電施設解体準備金の金額（」の下に「その日において当該特定原子力発電施設に係る同条第一項の原子力発電施設解体準備金の金額（以下この項において「連結原子力発電施設解体準備金の金額」という。）がある場合には当該連結原子力発電施設解体準備金の金額を含むものとし、」を加え、「金額又は前事業年度」を「金額（同条第三項又は第五項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前事業年度等の」に改め、「算入された金額」の下に「（同条第四項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）」を加え、「、これらの」を「これらの」に、「金額。」を「金額とする。」に改め、同条第四項中「第一項の原子力発電施設解体準備金」の下に「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十四第一項の原子力発電施設解体準備金の金額を含む。）」を、「前日を含む事業年度」の下に「（当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日（以下この項において「二年経過日」という。）を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該事業年度開始の日の翌日から二年経過日までの間に最初に開始した連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度）」を加え、「第八項」を「第九項」に改め、同条第八項中「第五十五条第十項、第十一項及び第十二項前段」を「第五十五条第十一項、第十二項及び第十三項前段」に改め、「第一項の原子力発電施設解体準備金」の下に「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十四第一項の原子力発電施設解体準備金を含む。）」を、「移転した場合」の下に「（第六十八条の五十四第八項前段に規定する場合を除く。）」を加え、「同条第十二項前段中」を「第五十五条第十二項中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十三第七項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、「に、「とあるのは」を「とあるのは」に、「と読み替える」を「と、「同条第十項」とあるのは「第六十八条の五十四第八項において準用する第六十八条の四十三第十項」と読み替える」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第五十五条の五第五項」を「第五十五条の五第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　第一項の原子力発電施設解体準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十四第一項の原子力発電施設解体準備金を含む。）を積み立てている法人が、当該事業年度が連結事業年度に該当しない場合で、かつ、当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度において、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないとき（青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をしたことにより、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないこととなった場合を含む。）は、当該事業年度終了の日における原子力発電施設解体準備金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、第三項から前項まで及び第九項の規定は、適用しない。

第五十七条の四に次の一項を加える。

10　第八項に定めるもののほか、第一項から第七項まで及び前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第五十七条の五第六項中「第一項の異常危険準備金」の下に「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十五第一項の異常危険準備金を含む。）」を加え、「同項」を「第一項」に、「前事業年度から」を「前事業年度（当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その前日を含む連結事業年度。以下この項及び次項において「前事業年度等」という。）から」に、「（その日」を「（当該事業年度終了の日において同条第一項の異常危険準備金を積み立てている当該法人の前事業年度等から繰り越された同項の異常危険準備金の金額

（以下この項において「連結異常危険準備金の金額」という。）がある場合には当該連結異常危険準備金の金額を含むものとし、当該連結事業年度終了の日」に、「金額又は前事業年度」を「金額（同条第八項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前事業年度等の」に改め、「算入された金額」の下に「（同条第六項、第七項又は第九項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）」を加え、「、これらの」を「これらの」に、「金額。」を「金額とする。」に改め、同条第七項中「第一項の異常危険準備金」の下に「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十五第一項の異常危険準備金を含む。）」を加え、「前事業年度」を「前事業年度等」に改め、「に同日前十年以前に終了した事業年度」の下に「（当該法人の同日前十年以前に終了した事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同日前十年以前に終了した連結事業年度）」を加え、「事後設立法人が同日前十年以前に終了した事業年度」を「事後設立法人（以下この項において「被合併法人等」という。）が同日前十年以前に終了した事業年度（当該被合併法人等の同日前十年以前に終了した事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同日前十年以前に終了した連結事業年度）」に改め、同条第八項中「第一項の異常危険準備金」の下に「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十五第一項の異常危険準備金を含む。）」を加え、同条第九項中「第一項」の下に「又は第六十八条の五十五第一項」を加え、「青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした後再び青色申告書の提出の承認を受けた」を「次に掲げる場合に該当することとなつた」に、「その承認を受けた」を「その該当することとなつた」に、「同項」を「第一項」に、「その承認の」を「第一号の承認の」に、「又は青色申告書による」を「若しくは同号の」に改め、「やめた事業年度終了の日」の下に「又は第二号の承認の取消しの日を含む事業年度開始の日」を加え、「青色申告書の提出の承認の取消しの日を含む事業年度開始の日」を「青色申告書の提出の承認の取消しの日を含む事業年度開始の日」を加える。

一　青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした後再び青色申告書の提出の承認を受けた場合

二　法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認が取り消された後青色申告書の提出の承認を受けた場合（前号に掲げる場合を除く。）

第五十七条の五第十項中「算入された金額」の下に「（同項の規定の適用を受けた事業年度前に当該法人が第六十八条の五十五第九項の規定の適用を受けている場合には、同項の規定の適用を受けた最初の連結事業年度終了の日後当該最初の事業年度開始の日の前日までの間に同条第六項から第九項までの規定により益金の額に算入された金額を含む。）」を加え、「青色申告書の提出の」を「前項第一号の」に、「又は青色申告書による」を「若しくは同号の」に改め、「やめた事業年度終了の日」の下に「又は同項第二号の承認の取消しの日を含む事業年度開始の日」を加え、同条第十一項中「第五十五条の五第五項」を「第五十五条の五第六項」に改め、同条第十四項中「第五十五条第十項、第十一項及び第十二項前段」を「第五十五条第十一項、第十二項及び第十三項前段」に改め、「第一項の異常危険準備金」の下に「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十五第一項の異常危険準備金を含む。）」を、「移転した場合」の下に「（第六十八条の五十五第十五項前段に規定する場合を除く。）」を加え、「同条第十項及び第十一項中」を「第五十五条第十一項中「適格合併」とあるのは「合併」と、同条第十二項中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十五第十五項において準用する第六十八条の四十三第十項前段中」を「同条第十六項前段中」を「同条第十七項前段」に改め、「第十一項前段」を「第十一項前段及び第十二項前段」に改め、「第十二項の異常危険準備金」の下に「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十五第一項の異常危険準備金を含む。）」を、「移転した場合」の下に「（第六十八条の五十五第十七項前段に規定する場合を除く。）」を加え、「同条第十七項」を「第五十五条第十八項」に、「同条第十八項前段」を「同条第十九項前段」に改める。

第五十七条の六第三項中「異常危険準備金を」を「異常危険準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十六第一項の原子力保険に係る異常危険準備金又は地震保険に係る異常危険準備金を含む。）を」に、「同項」を「第一項」に改め、「異常危険準備金の金額（」の下に「その日において同条第一項の原子力保険に係る異常危険準備金又は地震保険に係る異常危険準備金の金額（以下この項において「連結異常危険準備金の金額」という。）がある場合には当該連結異常危険準備金の金額を含むものとし、」を加え、「金額又は前事業年度」を「金額（同条第三項又は第五項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前事業年度（当該事業年度開始の

のは「第六十八条の五十五第十五項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、「に、「と読み替える」を「と、「同条第十項」とあるのは「第六十八条の五十五第十五項において準用する第六十八条の四十三第十項」と読み替える」に改め、同条第十五項中「第五十五条第十三項、第十四項前段、第十五項及び第十六項前段」を「第五十五条第十四項、第十五項前段、第十六項及び第十七項前段」に改め、「第十二項の異常危険準備金」の下に「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十五第一項の異常危険準備金を含む。）」を、「移転した場合」の下に「（第六十八条の五十五第十六項前段に規定する場合を除く。）」を加え、「同条第十四項前段」を「同条第十五項前段」に、「同条第十五項中」を「同条第十六項中「第六十八条の四十三第十二項」とあるのは「第六十八条の五十五第十六項において準用する第六十八条の四十三第十二項」と、「に、「同条第十六項前段中」を「同条第十七項前段中「第六十八条の四十三第十二項」とあるのは「第六十八条の五十五第十六項において準用する第六十八条の四十三第十二項」と、「適格分割」とあるのは「分割」と、に、「と読み替える」を「と、「同条第十二項」とあるのは「第六十八条の五十五第十六項において準用する第六十八条の四十三第十二項」と読み替える」に改め、同条第十六項中「第五十五条第十七項、第十八項前段、第十九項及び第二十項前段」を「第五十五条第十八項、第十九項前段、第二十項及び第二十一項前段」に改め、「第十二項の異常危険準備金」の下に「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十五第一項の異常危険準備金を含む。）」を、「移転した場合」の下に「（第六十八条の五十五第十七項前段に規定する場合を除く。）」を加え、「同条第十七項」を「第五十五条第十八項」に、「同条第十八項前段」を「同条第十九項前段」に、「同条第十九項中」を「同条第二十項中「第六十八条の四十三第十五項」とあるのは「第六十八条の五十五第十七項において準用する第六十八条の四十三第十五項」と、「に、「と読み替える」を「と、「同条第十五項中「第五十五条第十三項、第十四項前段、第十五項及び第十六項前段」を「第五十五条第十四項、第十五項前段、第十六項及び第十七項前段」に改め、同条第十五項中「第五十五条第十三項、第十四項前段、第十五項及び第十六項前段」を「第五十五条第十四項、第十五項前段、第十六項及び第十七項前段」に改め、「第十二項の異常危険準備金」の下に「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十五第一項の異常危険準備金を含む。）」を、「移転した場合」の下に「（第六十八条の五十五第十六項前段に規定する場合を除く。）」を加え、「同条第十四項前段」を「同条第十五項前段」に、「同条第十五項中」を「同条第十六項中「第六十八条の四十三第十五項」とあるのは「第六十八条の五十五第十七項において準用する第六十八条の四十三第十五項」と、「に、「と読み替える」を「と、「

日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その前日を含む連結事業年度。次項において「前事業年度等」という。）に改め、「算入された金額」の下に「（第六十八条の五十六第四項の規定又は同条第六項において準用する第六十八条の五十五第九項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）」を加え、「、これらの」を「これらの」に、「金額。」を「金額とする。」に改め、同条第四項中「第一項の原子力保険に係る異常危険準備金」の下に「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十六第一項の原子力保険に係る異常危険準備金を含む。）」を加え、「前事業年度」を「前事業年度等」に改め、「に同日前十年以前に終了した事業年度」の下に「（当該法人の同日前十年以前に終了した事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同日前十年以前に終了した連結事業年度）」を加え、「事後設立法人（以下この項において「被合併法人等」という。）が同日前十年以前に終了した事業年度（当該被合併法人等の同日前十年以前に終了した事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同日前十年以前に終了した連結事業年度）」に改め、同条第五項中「異常危険準備金を」を「異常危険準備金（第六十八条の五十六第一項の原子力保険に係る異常危険準備金又は地震保険に係る異常危険準備金を含む。）を」に改め、同条第六項中「第一項」の下に「又は第六十八条の五十六第一項」を加え、「、又は」を「、若しくは」に、「した後再び」を「し、又は法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された後」に、「同項」を「第一項」に改め、同条第七項中「第五十五条の五第五項」を「第五十五条の五第六項」に改め、同条第十項中「第五十五条第十項及び第十一項」を「第五十五条第十一項及び第十二項」に改め、「地震保険に係る異常危険準備金」の下に「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十六第一項の原子力保険に係る異常危険準備金又は地震保険に係る異常危険準備金を含む。）」を、「第一項」の下に「又は第六十八条の五十六第一項」を、「適格合併（第五十五条第十五項前段及び第十七項前段に、「同条第十四項前段」を「同条第十六項の」に、「同条第十五項中」を「同条第十五項前段」に、「同条第十五項中」を「同条第十六項中「第六十八条の五十六第十二項」と、「適格分割」とあるのは「分割」と、に、「と読み替える」を「と、「同条第十二項」と読み替える」に改め、同条第十三項中「地震保険に係る異常危険準備金」の下に「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十六第一項の原子力保険に係る異常危険準備金又は地震保険に係る異常危険準備金を含む。）」を、「移転した場合」の下に「（同条第十四項前段に規定する場合を除く。）」を、「第一項の異常危険準備金の金額」の下に「（当該分割承継法人の当該分割の日を含む事業年度に該当する場合には、同条第一項の異常危険準備金の金額）」を加え、同条第十四項中「第五十五条第十八項前段及び第二十一項前段」を「第五十五条第十九項前段及び第二十二項前段」に、「同条第十九項の」を「同条第二十項の」に、「同条第十九項前段」を「同条第二十項前段」に、「同条第十九項中」を「同条第二十項中」に、「第六十八条の五十六第一項の原子力保険に係る異常危険準備金」を「第五十五条第十五項前段及び第十七項前段」に、「同条第十四項前段」を「同条第十六項の」に、「同条第十五項中」を「同条第十六項中「第六十八条の五十六第十二項」と、「適格分割」とあるのは「分割」と、に、「と読み替える」を「と、「同条第十二項」と読み替える」に改め、同条第十三項中「地震保険に係る異常危険準備金」の下に「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十六第一項の原子力保険に係る異常危険準備金又は地震保険に係る異常危険準備金を含む。）」を、「移転した場合」の下に「（同条第十四項前段に規定する場合を除く。）」を、「第一項の異常危険準備金の金額」の下に「（当該分割承継法人の当該分割の日を含む事業年度に該当する場合には、同条第一項の異常危険準備金の金額）」を加え、同条第十四項中「第五十五条第十八項前段及び第二十一項前段」を「第五十五条第十九項前段及び第二十二項前段」に、「同条第十九項の」を「同条第二十項の」に、「同条第十九項前段」を「同条第二十項前段」に、「同条第十九項中」を「同条第二十項中」に、「第六十八条の五十六第一項の原子力保険に係る異常危険準備金」を「第五十五条第十五項前段及び第十七項前段」に、「同条第十四項前段」を「同条第十六項の」に、「同条第十五項中」を「同条第十六項中「第六十八条の五十六第十二項」と、「適格分割」とあるのは「分割」と、に、「と読み替える」を「と、「同条第十二項」と読み替える」に改め、同条第十三項中「地震保険に係る異常危険準備金」の下に「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十六第一項の原子力保険に係る異常危険準備金又は地震保険に係る異常危険準備金を含む。）」を、「移転した場合」の下に「（同条第十六項前段に規定する場合を除く。）」を加え、同条第十六項中「第五十五条第二十一項前段及び第二十四項前段」を「第五十五条第二十三項前段及び第二十五項前段」に、「同条第二十三項」を「同条第二十四項」に、「同条第二十二項前段」を「同条第二十三項前段」に、「同条第二十四項前段」を「同条第二十五項前段」に改める。

第五十七条の七第二項第一号及び第二号中「を含む事業年度」を削り、「各事業年度」を「期間内の日を含む各事業年度」に改め、同条第三項中「前事業年度から」を「前事業年度（会社の当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、会社のその前日を含む連結事業年度。以下この項及び次項において「前事業年度等」という。）から」に、「（その日」を「（当該事業年度終了の日において第六十八条の五十七第一項の関西国際空港整備準備金を積み立てている会社の前事業年度等から繰り越された当該土地に係る同項の関西国際空港整備準備金の金額（以下この項において「連結関西国際空港整備準備金の金額」という。）がある場合には当該連結関西国際空港整備準備金の金額を含むものとし、当該事業年度終了の日」に、「金額又は前事業年度等」を「金額（同条第八項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前事業年度等の」に改め、「算入された金額」の下に「（同条第四項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）」を加え、「、これらの」を「これらの」に、「金額。」を「金額とする。」に改め、同条第四項中「第一項の関西国際空港整備準備金」の下に「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十七第一項の関西国際空港整備準備金を含む。）」を加え、同条第六項中「第五十五条第二十三項前段」を「第五十五条第二十四項前段」に、「同条第二十四項前段」を「同条第二十五項前段」に改める。

連結事業年度に該当しないこととなつた事業年度以後の各事業年度）」を加え、「前事業年度」を「前事業年度等」に改め、同条第五項第二号中「前事業年度から」を「前事業年度（指定会社の当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、指定会社のその前日を含む連結事業年度。以下この号及び第七項において「前事業年度等」という。）から」に、「（その日」を「（当該事業年度終了の日において第六十八条の五十七第五項の中部国際空港整備準備金を積み立てている指定会社の前事業年度等から繰り越された同項の中部国際空港整備準備金の金額（以下この項において「連結中部国際空港整備準備金の金額」という。）がある場合には当該連結中部国際空港整備準備金の金額を含むものとし、当該事業年度終了の日」に、「金額又は前事業年度」を「金額（同条第八項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前事業年度等の」に改め、「算入された金額」の下に「（同条第七項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）」を加え、「。当該金額」を「これらの金額」に、「金額。」を「金額とする。」に改め、同条第六項中「日を含む事業年度から」を「日から」に、「を含む事業年度までの各事業年度」を「までの期間内の日を含む各事業年度」に改め、同条第七項中「第五項の中部国際空港整備準備金」の下に「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十七第五項の中部国際空港整備準備金を含む。）」を、「事業年度後の各事業年度」の下に「（同項に規定する期間の末日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度終了の日の翌日以後連結事業年度に該当しないこととなつた事業年度以後の各事業年度）」を加え、「前事業年度」を「前事業年度等」に改め、同条第八項中「第一項の関西国際空港整備準備金」の下に「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十七第一項の関西国際空港整備準備金を含む。）」を、「第五項の中部国際空港整備準備金」の下に「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十七第五項の中部国際空港整備準備金を含む。）」を、「第一項及び第十二項」を「第十二項及び第十三項」に改め、同条第十二項中「第五十五条第十三項」を「第五十五条第十一項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第五十五条第十項、第十一項及び第十二項前段」を「第五十五条第十一項、第十二項及び第十三項前段」に改め、「第一項の関西国際空港整備準備金」の下に「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十七第一項の関西国際空港整備準備金を含む。）」を、「第五項の中部国際空港整備準備金」の下に「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十七第五項の中部国際空港整備準備金を含む。）」を、「移転した場合」の下に「（第六十八条の五十七第十項前段に規定する場合を除く。）」を加え、「同条第十一項中」を「第五十五条第十二項中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十七第十項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「同条第十二項前段中」を「同条第十三項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十七第十項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、」に、「と読み替える」を「と、「同条第十項」とあるのは「第六十八条の五十七第十項において準用する第六十八条の四十三第十項」と読み替える」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「第五十五条の五第五項」を「第五十五条の五第六項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項の次に次の一項を加える。

10　第一項の関西国際空港整備準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十七第一項の関西国際空港整備準備金を含む。）又は第五項の中部国際空港整備準備金（連結事業年度において積み立てた同条第五項の中部国際空港整備準備金を含む。）を積み立てている法人が、当該事業年度が連結事業年度に該当しない場合で、かつ、当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当していた場合において、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないとき（青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をしたことにより、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないこととなつた場合を含む。）は、当該事業年度終了の日における関西国際空港整備準備金の金額又は中部国際空港整備準備金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、前三項、第十二項及び第十三項の規定は、適用しない。

第五十七条の八第三項中「第一項の特別修繕準備金」の下に「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十八第一項の特別修繕準備金を含む。）」を、「特別修繕準備金の金額（」の下に「その日において当該準備金設定資産に係る第六十八条の五十八第一項の特別修繕準備金の金額（以下この項において「連結特別修繕準備金の金額」という。）がある場合には当該連結特別修繕準備金の金額を含むものとし、」を加え、「金額又は前事業年度」を「金額（同条第三項又は第五項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前事業年度（当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その前日を含む連結事業年度。次項において「前事業年度等」という。）」に改め、「算入された金額」の下に「（同条第四項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）」を加え、「。これらの」を「これらの」に、「金額。」を「金額とする。」に改め、同条第四項中「第一項の特別修繕準備金」の下に「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十八第一項の特別修繕準備金を含む。）」を加え、「前事業年度」を「前事業年度等」に改め、「含む事業年度」の下に「（同日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同日を含む連結事業年度）」を加え、同条第五項中「第一項の特別修繕準備金」の下に「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十八第一項の特別修繕準備金を含む。）」を加え、「次項及び第七項」に改め、同条第六項中「第一項の特別修繕準備金」の下に「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十八第一項の特別修繕準備金を含む。）」を加え、「前事業年度」を「前事業年度等」に改め、「含む事業年度」の下に「（当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日（以下この項において「二年経過日」という。）を含む事業年度開始の日の翌日から二年経過日までの間に最初に開始した連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度）」を加え、「第十一項、第十二項、第十三項、第十四項及び第十六項」を「第十二項、第十三項、第十五項及び第十七項」に改め、同条第十八項中「第七項及び第八項」を「第八項及び第九項」に、「第六項」を「第七項」に、「第九項」を「第十項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項中「第五十五条第二十二項から第二十四項まで」を

「第五十五条第二十三項から第二十五項まで」に、「同条第二十二項及び第二十四項」を「同条第二十三項及び第二十五項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項中「第九項の特別修繕準備金」を「第十項の特別修繕準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十八第一項の特別修繕準備金を含む。）」に改め、「移転した場合」の下に「（同条第十六項前段に規定する場合を除く。）」を加え、同項を同条第十七項とし、同条第十五項中「第五十五条第十八項から第二十項まで」を「第五十五条第十九項から第二十一項まで」に、「同条第十八項及び第二十項」を「同条第十九項」に、「とあるのは」を「とあるのは」に、「と読み替える」を「と、同条第二十項中「第六十八条の四十三第十五項」とあるのは「第六十八条の五十八第十四項」と、同条第二十一項中「第六十八条の四十三第十五項」とあるのは「第六十八条の五十八第十四項」と、「第三項」とあるのは「第五十七条の八第四項」と、「同条第十五項」とあるのは「第六十八条の五十八第十四項」と読み替える」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項中「第九項の特別修繕準備金」を「第十項の特別修繕準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十八第一項の特別修繕準備金を含む。）」に改め、「移転した場合」の下に「（同条第十四項前段に規定する場合を除く。）」を、「第一項の特別修繕準備金の金額」の下に「（当該被現物出資法人の当該適格現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の特別修繕準備金の金額）」を加え、同項を同条第十五項とし、同条第十三項中「第五十五条第十四項から第十七項まで」を「第五十五条第十五項から第十八項まで」に、「同条第十四項及び第十六項」を「同条第十五項」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「と読み替える」を「と、同条第十六項中「第六十八条の四十三第十二項」とあるのは「第六十八条の五十八第十二項」と、同条第十七項中「第六十八条の四十三第十二項」とあるのは「第六十八条の五十八第十二項」と、「第三項」とあるのは「第五十七条の八第四項」と、「同条第十二項」と読み替える」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項中「第九項の特別修繕準備金」を「第十項の特別修繕準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十八第一項の特別修繕準備金を含む。）」に改め、「移転した場合」の下に「（同条第十二項前段に規定する場合を除く。）」を、「第一項の特別修繕準備金の金額」の下に「（当該分割承継法人の当該適格分割の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の特別修繕準備金の金額）」を加え、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第五十五条第十項から第十二項まで」を「第五十五条第十一項から第十三項まで」に改め、「第一項の特別修繕準備金」の下に「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十八第一項の特別修繕準備金を含む。）」を、「移転した場合」の下に「（第六十八条の五十八第十一項前段に規定する場合を除く。）」を加え、「同条第十二項中」を「第五十五条第十二項中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十八第十一項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、同条第十三項中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十八第十一項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「と読み替える」を「と、「同条第十項」とあるのは「第六十八条の五十八第十一項において準用する第六十八条の四十三第十項」と読み替える」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「第五十五条の五第五項」を「第五十五条の五第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　第一項の特別修繕準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十八第一項の特別修繕準備金を含む。）を積み立てている法人が、当該事業年度が連結事業年度に該当しない場合で、かつ、当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当していた場合において、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないとき（青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をしたことにより、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないこととなった場合を含む。）は、当該事業年度終了の日における特別修繕準備金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、第三項から前項まで、第十二項、第十三項、第十五項及び第十七項の規定は、適用しない。

第五十七条の九第一項中「一括評価金銭債権」の下に「（当該法人が当該法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に対して有する金銭債権を除く。）」を加える。

第五十八条第一項中「この条」を「この項」に改め、同条第二項中「、第三者」の下に「（連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。）」を加え、「の総数又は出資金額」を「又は出資（当該他方の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数」に、「株式の数又は出資の金額」を「数の株式又は出資」に改める。

第五十八条の二第二項中「第十四項」を「第十五項」に改め、同条第四項中「法人」の下に「（第六十八条の六十一第一項又は第二項の規定の適用を受けたものを含む。）」を、「、前事業年度」の下に「（当該法人の当該各事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その前日を含む連結事業年度。以下この項において「前事業年度等」という。）」を加え、「同日」を「当該各事業年度終了の日において同条第一項の探鉱準備金又は同条第二項の海外探鉱準備金を積み立てている当該法人の前事業年度等から繰り越された探鉱準備金の金額又は海外探鉱準備金の金額（以下この項において「連結探鉱準備金等の金額」という。）がある場合には当該連結探鉱準備金等の金額を含むものとし、当該各事業年度終了の日」に、「金額又は前事業年度」を「金額（同条第五項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前事業年度等の」に改め、「算入された金額」の下に「（同条第四項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）」を加え、「、これらの」を「これらの」に、「金額。」を「金額とする。」に、「事業年度終了の日の」を「事業年度（連結探鉱準備金等の金額にあっては、その積立てをした連結事業年度。次項において「積立事業年度」という。）終了の日の」に改め、同条第五項中「第二項の海外探鉱準備金」の下に「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の六十一第一項の探鉱準備金又は同条第二項の海外探鉱準備金を含む。）」を加え、「事業年度別」を「積立事業年度別」に、「事業年度が」を「積立事業年度が」に改め、同項第四号中「及び次項」を「、次項及び第七項」に改め、同条第六項中「第二項の海外探鉱準備金」の下に「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の六十一第一項の探鉱準備金又は同条第二項の海外探鉱準備金を含む。）」を加え、「事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日（以下この項において「二年経過日」という。）を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該事業年度開始の日の翌日から二年経過日までの間に最初に開始した連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度）まで」に、「第十項から第十三項まで」を「第十一項から第十四項まで」に改め、同条第十五項中「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項中「同条第八項」を

「同条第九項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項中「第五十五条第二十一項、第二十二項前段、第二十三項及び第二十四項前段」を「第五十五条第二十二項、第二十三項前段、第二十四項及び第二十五項前段」に、「第八項の探鉱準備金」を「第九項の探鉱準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の六十一第一項の探鉱準備金を含む。）」に、「限る」を「限り、第六十八条の六十一第十三項前段に規定する場合を除く」に、「同条第二十二項前段及び第二十四項前段」を「第五十五条第二十三項前段及び第二十五項前段」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項中「第五十五条第十七項、第十八項前段、第十九項及び第二十項前段」を「第五十五条第十八項、第十九項前段、第二十項及び第二十一項前段」に、「第八項の探鉱準備金」を「第九項の探鉱準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の六十一第一項の探鉱準備金を含む。）」に、「限る」を「限り、第六十八条の六十一第十二項前段に規定する場合を除く」に、「同条第十八項前段及び第二十項前段」を「第五十五条第十九項前段」に、「、「第五十八条の二第四項」」を「第五十八条の二第四項」と、同条第二十項中「第六十八条の四十三第十五項」とあるのは「第六十八条の六十一第十二項において準用する第六十八条の四十三第十五項」と、同条第二十一項前段中「第六十八条の四十三第十五項」とあるのは「第六十八条の六十一第十二項において準用する第六十八条の四十三第十五項」と、「第三項」とあるのは「第五十八条の二第四項」と、「第六十八条の六十一第十二項」とあるのは「第六十八条の四十三第十二項」と、同条第二十二項中「第五十五条第十九項前段」を「第五十五条第二十一項前段」に、「、「第五十八条の二第四項」」を「第五十八条の二第四項」と、同条第二十三項中「第六十八条の四十三第十五項」とあるのは「第六十八条の六十一第十二項において準用する第六十八条の四十三第十五項」と、「第三項」とあるのは「第五十八条の二第四項」と、「第六十八条の六十一第十二項」とあるのは「第六十八条の四十三第十二項」と、同条第二十四項中「第五十五条第二十一項前段」を「第五十五条第二十三項前段」に、「、「第五十八条の二第四項」」を「第五十八条の二第四項」と、同条第二十五項中「第六十八条の四十三第十五項」とあるのは「第六十八条の六十一第十二項において準用する第六十八条の四十三第十五項」と、「第三項」とあるのは「第五十八条の二第四項」と、「第六十八条の六十一第十二項」とあるのは「第六十八条の四十三第十二項」と、同条第二十六項中「第五十五条第二十一項前段」を「第五十五条第二十三項前段」に、「、「第五十八条の二第四項」」を「第五十八条の二第四項」と、同条第二十七項中「第六十八条の四十三第十五項」とあるのは「第六十八条の六十一第十二項において準用する第六十八条の四十三第十五項」と、「第三項」とあるのは「第五十八条の二第四項」と、「第六十八条の六十一第十二項」とあるのは「第六十八条の四十三第十二項」と、同条第二十八項中「第五十五条第二十一項前段」を「第五十五条第二十三項前段」に、「、「第五十八条の二第四項」」を「第五十八条の二第四項」と、同条第二十九項中「第六十八条の四十三第十五項」とあるのは「第六十八条の六十一第十二項において準用する第六十八条の四十三第十五項」と、「第三項」とあるのは「第五十八条の二第四項」と、「第六十八条の六十一第十二項」とあるのは「第六十八条の四十三第十二項」と、同条第三十項中「第五十五条第二十一項前段」を「第五十五条第二十三項前段」に、「、「第五十八条の二第四項」」を「第五十八条の二第四項」と、同条第三十一項中「第六十八条の四十三第十五項」とあるのは「第六十八条の六十一第十二項において準用する第六十八条の四十三第十五項」と、「第三項」とあるのは「第五十八条の二第四項」と、「第六十八条の六十一第十二項」とあるのは「第六十八条の四十三第十二項」と、同条第三十二項中「第五十五条第二十一項前段」を「第五十五条第二十三項前段」に、「、「第五十八条の二第四項」」を「第五十八条の二第四項」と、同条第三十三項中「第六十八条の四十三第十五項」とあるのは「第六十八条の六十一第十二項において準用する第六十八条の四十三第十五項」と、「第三項」とあるのは「第五十八条の二第四項」と、「第六十八条の六十一第十二項」とあるのは「第六十八条の四十三第十二項」と、同条第三十四項中「第五十五条第二十一項前段」を「第五十五条第二十三項前段」に、「、「第五十八条の二第四項」」を「第五十八条の二第四項」と、同条第三十五項中「第六十八条の四十三第十五項」とあるのは「第六十八条の六十一第十二項において準用する第六十八条の四十三第十五項」と、「第三項」とあるのは「第五十八条の二第四項」と、「第六十八条の六十一第十二項」とあるのは「第六十八条の四十三第十二項」と、同条第三十六項中「第五十五条第二十一項前段」を「第五十五条第二十三項前段」に、「、「第五十八条の二第四項」」を「第五十八条の二第四項」と、同条第三十七項中「第六十八条の四十三第十五項」とあるのは「第六十八条の六十一第十二項において準用する第六十八条の四十三第十五項」と、「第三項」とあるのは「第五十八条の二第四項」と、「第六十八条の六十一第十二項」とあるのは「第六十八条の四十三第十二項」と、同条第三十八項中「第五十五条第二十一項前段」を「第五十五条第二十三項前段」に、「、「第五十八条の二第四項」」を「第五十八条の二第四項」と、同条第三十九項中「第六十八条の四十三第十五項」とあるのは「第六十八条の六十一第十二項において準用する第六十八条の四十三第十五項」と、「第三項」とあるのは「第五十八条の二第四項」と、「第六十八条の六十一第十二項」とあるのは「第六十八条の四十三第十二項」と、同条第四十項中「第五十五条第二十一項前段」を「第五十五条第二十三項前段」に、「、「第五十八条の二第四項」」を「第五十八条の二第四項」と、同条第四十一項中「第六十八条の四十三第十五項」とあるのは「第六十八条の六十一第十二項において準用する第六十八条の四十三第十五項」と、「第三項」とあるのは「第五十八条の二第四項」と、「第六十八条の六十一第十二項」とあるのは「第六十八条の四十三第十二項」と、同条第四十二項中「第五十五条第二十一項前段」を「第五十五条第二十三項前段」に、「、「第五十八条の二第四項」」を「第五十八条の二第四項」と、同条第四十三項中「第六十八条の四十三第十五項」とあるのは「第六十八条の六十一第十二項において準用する第六十八条の四十三第十五項」と、「第三項」とあるのは「第五十八条の二第四項」と、「第六十八条の六十一第十二項」とあるのは「第六十八条の四十三第十二項」と、同条第四十四項中「第五十五条第二十一項前段」を「第五十五条第二十三項前段」に、「、「第五十八条の二第四項」」を「第五十八条の二第四項」と、同条第四十五項中「第六十八条の四十三第十五項」とあるのは「第六十八条の六十一第十二項において準用する第六十八条の四十三第十五項」と、「第三項」とあるのは「第五十八条の二第四項」と、「第六十八条の六十一第十二項」とあるのは「第六十八条の四十三第十二項」と、同条第四十六項中「第五十五条第二十一項前段」を「第五十五条第二十三項前段」に、「、「第五十八条の二第四項」」を「第五十八条の二第四項」と、同条第四十七項中「第六十八条の四十三第十五項」とあるのは「第六十八条の六十一第十二項において準用する第六十八条の四十三第十五項」と、「第三項」とあるのは「第五十八条の二第四項」と、「第六十八条の六十一第十二項」とあるのは「第六十八条の四十三第十二項」と、同条第四十八項中「第五十五条第二十一項前段」を「第五十五条第二十三項前段」に、「、「第五十八条の二第四項」」を「第五十八条の二第四項」と、同条第四十九項中「第六十八条の四十三第十五項」とあるのは「第六十八条の六十一第十二項において準用する第六十八条の四十三第十五項」と、「第三項」とあるのは「第五十八条の二第四項」と、「第六十八条の六十一第十二項」とあるのは「第六十八条の四十三第十二項」と、同条第五十項中「第五十五条第二十一項前段」を「第五十五条第二十三項前段」に、「、「第五十八条の二第四項」」を「第五十八条の二第四項」と、同条第五十一項中「第六十八条の四十三第十五項」とあるのは「第六十八条の六十一第十二項において準用する第六十八条の四十三第十五項」と、「第三項」とあるのは「第五十八条の二第四項」と、「第六十八条の六十一第十二項」とあるのは「第六十八条の四十三第十二項」と、同条第五十二項中「第五十五条第二十一項前段」を「第五十五条第二十三項前段」に、「、「第五十八条の二第四項」」を「第五十八条の二第四項」と、同条第五十三項中「第六十八条の四十三第十五項」とあるのは「第六十八条の六十一第十二項において準用する第六十八条の四十三第十五項」と、「第三項」とあるのは「第五十八条の二第四項」と、「第六十八条の六十一第十二項」とあるのは「第六十八条の四十三第十二項」と、同条第五十四項中「第五十五条第二十一項前段」を「第五十五条第二十三項前段」に、「、「第五十八条の二第四項」」を「第五十八条の二第四項」と、同条第五十五項中「第六十八条の四十三第十五項」とあるのは「第六十八条の六十一第十二項において準用する第六十八条の四十三第十五項」と、「第三項」とあるのは「第五十八条の二第四項」と、「第六十八条の六十一第十二項」とあるのは「第六十八条の四十三第十二項」と、同条第五十六項中「第五十五条第二十一項前段」を「第五十五条第二十三項前段」に、「、「第五十八条の二第四項」」を「第五十八条の二第四項」と、同条第五十七項中「第六十八条の四十三第十五項」とあるのは「第六十八条の六十一第十二項において準用する第六十八条の四十三第十五項」と、「第三項」とあるのは「第五十八条の二第四項」と、「第六十八条の六十一第十二項」とあるのは「第六十八条の四十三第十二項」と、同条第五十八項中「第五十五条第二十一項前段」を「第五十五条第二十三項前段」に、「、「第五十八条の二第四項」」を「第五十八条の二第四項」と、同条第五十九項中「第六十八条の四十三第十五項」とあるのは「第六十八条の六十一第十二項において準用する第六十八条の四十三第十五項」と、「第三項」とあるのは「第五十八条の二第四項」と、「第六十八条の六十一第十二項」とあるのは「第六十八条の四十三第十二項」と、同条第六十項中「第五十五条第二十一項前段」を「第五十五条第二十三項前段」に、「、「第五十八条の二第四項」」を「第五十八条の二第四項」と、同条第六十一項中「第六十八条の四十三第十五項」とあるのは「第六十八条の六十一第十二項において準用する第六十八条の四十三第十五項」と、「第三項」とあるのは「第五十八条の二第四項」と、「第六十八条の六十一第十二項」とあるのは「第六十八条の四十三第十二項」と、同条第六十二項中「第五十五条第二十一項前段」を「第五十五条第二十三項前段」に、「、「第五十八条の二第四項」」を「第五十八条の二第四項」と、同条第六十三項中「第六十八条の四十三第十五項」とあるのは「第六十八条の六十一第十二項において準用する第六十八条の四十三第十五項」と、「第三項」とあるのは「第五十八条の二第四項」と、「第六十八条の六十一第十二項」とあるのは「第六十八条の四十三第十二項」と、同条第六十四項中「第五十五条第二十一項前段」を「第五十五条第二十三項前段」に、「、「第五十八条の二第四項」」を「第五十八条の二第四項」と、同条第六十五項中「第六十八条の四十三第十五項」とあるのは「第六十八条の六十一第十二項において準用する第六十八条の四十三第十五項」と、「第三項」とあるのは「第五十八条の二第四項」と、「第六十八条の六十一第十二項」とあるのは「第六十八条の四十三第十二項」と、同条第六十六項中「第五十五条第二十一項前段」を「第五十五条第二十三項前段」に、「、「第五十八条の二第四項」」を「第五十八条の二第四項」と、同条第六十七項中「第六十八条の四十三第十五項」とあるのは「第六十八条の六十一第十二項において準用する第六十八条の四十三第十五項」と、「第三項」とあるのは「第五十八条の二第四項」と、「第六十八条の六十一第十二項」とあるのは「第六十八条の四十三第十二項」と、同条第六十八項中「第五十五条第二十一項前段」を「第五十五条第二十三項前段」に、「、「第五十八条の二第四項」」を「第五十八条の二第四項」と、同条第六十九項中「第六十八条の四十三第十五項」とあるのは「第六十八条の六十一第十二項において準用する第六十八条の四十三第十五項」と、「第三項」とあるのは「第五十八条の二第四項」と、「第六十八条の六十一第十二項」とあるのは「第六十八条の四十三第十二項」と、同条第七十項中「第五十五条の五第五項」を「第五十五条の五第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　第一項の探鉱準備金又は第二項の海外探鉱準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の六十一第一項の探鉱準備金又は同条第二項の海外探鉱準備金を含む。）を積み立てている法人が、当該事業年度が連結事業年度に該当しない場合で、かつ、当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当していた場合において、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないとき（青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をしたことにより、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないこととなった場合を含む。）は、当該事業年度終了の日における探鉱準備金の金額又は海外探鉱準備金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、前三項、第十一項から第十四項までの規定は、適用しない。

第五十八条の三第一項中「前条第一項の探鉱準備金」の下に「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の六十一第一項の探鉱準備金を含む。）」を加え、「同条第六項」を「前条第六項又は第七項」に改め、同項第二号中「当該事業年度」を「前事業年度等（前条第四項に規定する前事業年度等をいう。以下この号及び次項において同じ。）から繰り越された同条第一項の探鉱準備金の金額（第六十八条の六十一第一項の探鉱準備金を積み立てている当該法人の前事業年度等から繰り越された同項の探鉱準備金の金額を含むものとし、前事業年度等の終了の日までに前条第四項又は第五項の規定により益金の額に算入された金額（第六十八条の六十一第四項又は第五項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合には当該金額を控除した金額とする。）のうち、当該事業年度」に改め、同項第三号中「当該事業年度」を「前事業年度等」に、「当該事業年度等」を「前事業年度」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七

より益金の額に算入された金額を含む。）を加え、「、これらの」を「これらの」に、「金額。」を「金額とする。」に改め、「積立てをした事業年度」の下に「（連結農用地利用集積準備金の金額にあつては、その積立てをした連結事業年度。次項において「積立事業年度」という。）」を加え、同条第三項中「第一項の農用地利用集積準備金」の下に「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の六十四第一項の農用地利用集積準備金を含む。）」を加え、「した事業年度」を「した積立事業年度」に改め、同項第五号中「及び次項」を「、次項及び第五項」に改め、同条第四項中「第一項の農用地利用集積準備金」の下に「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の六十四第一項の農用地利用集積準備金を含む。）」を、「前日を含む事業年度」の下に「（当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日（以下この項において「二年経過日」という。）を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該事業年度開始の日の翌日から二年経過日までの間に最初に開始した連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度）」を加え、「第六項」を「第七項」に改め、同条第六項中「第五十五条第十項、第十一項及び第十二項前段」を「第五十五条第十一項、第十二項及び第十三項前段」に改め、「第一項の農用地利用集積準備金」の下に「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の六十四第一項の農用地利用集積準備金を含む。）」を、「行われた場合」の下に「（第六十八条の六十四第六項前段に規定する場合を除く。）」を加え、「同条第十一項中」を「第五十五条第十二項中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の四十四第六項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、「に、「同条第十二項前段中」を「同条第十三項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の六十四第六項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、「に、「と読み替える」を「と、「同条第十項」とあるのは「第六十八条の六十四第六項において準用する第六十八条の四十三第十項」と読み替える」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第五十五条の五第五項」を「第五十五条の五第六項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　第一項の農用地利用集積準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の六十四第一項の農用地利用集積準備金を含む。）を積み立てている法人が、当該事業年度が連結事業年度に該当しない場合で、かつ、当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当していた場合において、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないとき（青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をしたことにより、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないこととなつた場合を含む。）は、当該事業年度終了の日における農用地利用集積準備金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、前三項及び第七項の規定は、適用しない。

第六十一条の二に次の一項を加える。

8　第六項に定めるもののほか、第一項から第五項まで及び前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十一条の三第一項中「前条第一項の農用地利用集積準備金」の下に「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の六十四第一項の農用地利用集積準備金を含む。）」を加え、「同条第四項」を「前条第四項又は第五項」に改め、「場合には」の下に「、前事業年度等（同条第二項に規定する前事業年度等をいう。以下この項において同じ。）から繰り越された同条第一項の農用地利用集積準備金の金額（第六十八条の六十四第一項の農用地利用集積準備金を積み立てている当該法人の前事業年度等から繰り越された同項の農用地利用集積準備金の金額を含むものとし、前事業年度等の終了の日までに前条第一項又は第三項の規定により益金の額に算入された金額（第六十八条の六十四第二項又は第三項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合には当該金額を控除した金額とする。）のうち」を加え、「同条第二項」を「前条第二項」に改め、「同条第一項の農用地利用集積準備金の」を削る。

第六十二条第一項中「第四十二条の七第六項、第四十二条の八第六項、第四十二条の十第六項、第四十二条の十一第六項」を「第四十二条の五第五項、第四十二条の七第六項及び第七項、第四十二条の八第六項及び第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第六項及び第七項、第四十二条の十一第六項及び第七項」に、「第六十八条の三第一項」を「第六十八条第一項」に改め、同条第六項第二号中「及び第六項」を「、第六項及び第七項」に改める。

第六十二条の三第一項中「第四十二条の七第六項、第四十二条の八第六項、第四十二条の十第六項、第四十二条の十一第六項」を「第四十二条の五第五項、第四十二条の七第六項及び第七項、第四十二条の八第六項及び第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第六項及び第七項」に、「及び第六十八条の三第一項」を「並びに第六十八条第一項」に改め、同条第二項第一号イ(2)中「他人」の下に「（連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。）」を加え、同条第六項中「、法人が」を削り、「なつた土地等につき」を「なつた法人の有する土地等につき当該法人が」に改め、同条第七項中「第五項の規定の適用を受けた法人から同項の規定の適用を受けた」を「第五項の規定（連結事業年度における土地等の譲渡にあつては、第六十八条の六十八第五項の規定）の適用を受けた」に、「当該適用に係る土地等の譲渡をした」に改め、同条第八項中「第五項の規定の適用を受けた土地等の譲渡」を「第五項の規定（連結事業年度における土地等の譲渡にあつては、第六十八条の六十八第五項の規定）の適用を受けた土地等の譲渡（当該法人が合併法人である場合には、当該合併に係る被合併法人が第五項の規定（当該被合併法人の連結事業年度における土地等の譲渡にあつては、同条第五項の規定）の適用を受けた土地等の譲渡を含む。）」に改め、「（当該法人が合併により解散した場合には、当該合併に係る合併法人）」を削り、「第四十二条の七第六項、第四十二条の八第六項、第四十二条の十第六項」を「第四十二条の五第五項、第四十二条の七第六項及び第七項、第四十二条の八第六項及び第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第六項及び第七項」に、「及び第六十八条の三第一項」を「並びに第六十八条第一項」に改め、同条第九項中「該当する土地等の譲渡」の下に「（第六十八条の六十八第三項及び第四項の規定に該当する土地等の譲渡を含む。）」を、「第六十四条の二第四項」の下に「又は第六十八条の七十一第五項」を加え、「同項」を「これらの規定」に、「法人から同条第一項の」を「その適格合併等（これらの規定に規定する適格合併等をいう。）に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人からこれらの規定に規定する」に、「第六十四条の二第九項若しくは第十項」を「第六十四条の二第九項から第十一項まで」に、「第六十五条の八第十二項」を「第六十五条の八第十三項」に、「第六十五条の八第十四項」を「第六十五条の八第九項若しくは第十項、第六十五条の十二第十項若しくは第十一項又は第六十五条の十四第十項若しくは第十一項」を「第六十五条の八

第九項から第十一項まで、第六十五条の十二第十項から第十二項まで又は第六十五条の十四第十項から第十二項まで」に改め、同条第十一項第二号中「及び第六項」を「、第六項及び第七項」に改める。

第六十三条第一項中「第四十二条の七第六項、第四十二条の八第六項、第四十二条の十第六項、第四十二条の十一第六項」を「第四十二条の五第五項、第四十二条の七第六項及び第七項、第四十二条の八第六項及び第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第六項及び第七項、第四十二条の十一第六項及び第七項」に、「及び第六十八条の三第一項」を「並びに第六十八条第一項」に改め、同条第二項第一号中「他の者」の下に「(当該法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。)」を加え、同条第三項第十号中「第三十七条第三項第一号」を「第三十七条第四項第一号」に、「寄付金に係る寄附」を「寄附金に係る寄附」に改め、同条第四項中「第六十五条の八第十二項」を「第六十五条の八第十三項」に、「第六十五条の八第十三項」を「第六十五条の八第九項若しくは第十項」を「第六十五条の八第九項から第十一項まで」に改める。

第六十四条第八項中「第一項各号に規定する資産」を「有する資産で第一項各号に規定するもの」に改め、同条第十一項中「受けた代替資産」の下に「(連結事業年度において第六十八条の七十第一項又は第七項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する代替資産を含む。)」を加える。

第六十四条の二第一項中「前条第一項各号に規定する資産」を「有する資産で前条第一項各号に規定するもの」に改め、「事業年度(」の下に「解散の日を含む事業年度及び」を加え、「以下この章」を「第八節まで」に改め、同条第二項中「前条第一項各号に規定する資産」を「有する資産で前条第一項各号に規定するもの」に改め、同条第四項中「この項」の下に「及び第六項」を、「行った場合」の下に「(第六十八条の七十一第五項に規定する場合を除く。)」を加え、同項第一号中「特別勘定の金額(」の下に「連結事業年度において設けた第六十八条の七十一第一項の特別勘定の金額を含むものとし、」を、「控除した金額」の下に「とする」を加え、同条第五項中「第一項の特別勘定」の下に「(連結事業年度において設けた第六十八条の七十一第一項の特別勘定を含む。)」を加え、同条第六項中「第一項の」を削り、「同項の規定」を「第一項の規定」に、「同項の特別勘定の金額」を「特別勘定の金額(当該合併法人等の適格合併等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の七十一第一項の規定により設けている特別勘定の金額)」に改め、同条第七項中「第一項の特別勘定」の下に「(連結事業年度において設けた第六十八条の七十一第一項の特別勘定を含む。)」を加え、「同項」を「第一項」に改め、同条第八項中「第一項の特別勘定」の下に「(連結事業年度において設けた第六十八条の七十一第一項の特別勘定を含む。)」を加え、「同条第八項」を「前条第八項」に改め、同条第十四項中「第七項」を「第十一項」に、「第六項」を「第十項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十三項を同条第十四項とし、同項の次に次の一項を加える。

15　前条第十一項の規定は、第七項又は第八項の規定の適用を受けた資産(連結事業年度において第六十八条の七十一第八項又は第九項の規定の適用を受けた資産を含む。)について準用する。

第六十四条の二第十二項中「、第七項及び第十一項」を「及び第七項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項中「第一項の特別勘定を」を「第一項の特別勘定(連結事業年度において設けた第六十八条の七十一第一項の特別勘定を含む。)」に、「第一項の特別勘定」を「第一項の特別勘定(連結事業年度において設けた第六十八条の七十一第一項の特別勘定を含む。)」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第一項の特別勘定」を「第一項の特別勘定(連結事業年度において設けた第六十八条の七十一第一項の特別勘定を含む。)」に改め、同項第一号中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項の次に次の一項を加える。

10　第一項の特別勘定(連結事業年度において設けた第六十八条の七十一第一項の特別勘定を含む。)を設けている法人が、法人税法第六十一条の十一第一項に規定する他の内国法人のうち同項に規定する完全支配関係を有するもの又は同法第六十一条の十二第一項に規定する他の内国法人に該当することとなった場合において、同法第六十一条の十一第一項に規定する連結開始直前事業年度又は同法第六十一条の十二第一項に規定する連結加入直前事業年度終了の時に第一項の特別勘定の金額(政令で定める金額未満のものを除く。)を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該連結開始直前事業年度又は当該連結加入直前事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第六十五条第五項中「受けた場合」の下に「(連結事業年度において第六十八条の七十二第一項(同号に係る部分に限る。)の規定の適用を受けた場合を含む。)」を加え、同条第八項中「、第七項及び第十一項」を「及び第七項」に改め、同条第九項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9　第六十四条第十一項の規定は、第一項、第三項又は第六項の規定の適用を受けた資産(連結事業年度において第六十八条の七十二第一項、第三項又は第五項の規定の適用を受けた資産を含む。)について準用する。

第六十五条の二第一項及び第二項中「算入する金額」の下に「(第六十八条の七十三第一項、第二項又は第七項の規定により損金の額に算入した金額を含む。)」を加え、同条第七項中「第六十四条の二第十項(これらの規定を」に、「第六十四条の二第十項各号に掲げる金額」を「第六十四条の二第十項に規定する特別勘定の金額又は同条第十一項各号に定める金額」に、「事業年度の」を「事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)のうち」に改め、「の特別勘定の金額」の下に「(当該収用換地等のあった日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の七十一第一項の特別勘定の金額)」を加え、「若しくは第八項」を「、第六十四条第八項」に改め、「第六項の規定」の下に「(第六十八条の七十一第八項又は第六十八条の七十二第三項において準用する場合を含む。)、第六十八条の七十第七項(第六十八条の七十一第九項又は第六十八条の七十二第三項において準用する場合を含む。)又は第六十八条の七十二第一項若しくは第五項の規定を含む。)」を加え、「第六十四条の二第十項の」を「第六十四条の二第十項又は第十一項の」に改め、「算入する金額」の下に「(第六十八条の七十三第一項、第二項又は第七項の規定により損金の額に算入した金額を含む。)」を加え、「当該該当する」を「その該当する」に改める。

第六十五条の三第一項中「算入する金額」の下に「(第六十八条の七十四第一項の規定により損金の額に算入した金額を含む。)」を加え、同条に次の一項を加える。

8　第二項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十五条の四第一項中「算入する金額」の下に「(第六十八条の七十五第一項の規定により損金の額に算入した金額を含む。)」を加え、同条に次の一項を加える。

5　前三項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十五条の五第一項中「算入する金額」の下に「（第六十八条の七十六第一項の規定により損金の額に算入した金額を含む。）」を加え、同条に次の一項を加える。

4　前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十五条の七第一項の表以外の部分中「の間」を「の期間」に、「という。）に」を「という。）内に」に、「（以下次条まで」を「（第四項及び第十二項並びに次条第十三項及び第十四項を除き、以下この条及び次条」に、「。以下次条まで」を「。第三項及び第九項」に、「次条第七項において同じ。）、又は」を「）又は」に改め、「及び次条第七項」を削り、同表の第二十三号中「船舶の譲渡」の下に「第四十二条の四第二項に規定する中小企業者に該当する法人により行われるものであることその他の」を加え、同条第四項中「法人が、買換資産」を「法人（連結事業年度において第六十八条の七十八第一項の規定の適用を受けたものを含む。）が、第一項に規定する買換資産（同条第一項に規定する買換資産（以下この項において「連結買換資産」という。）を含む。）」に、「同項」を「第一項」に改め、「規定する地域」の下に「（当該買換資産が連結買換資産である場合には、同条第一項の表の各号の下欄に規定する地域）」を、「法人の事業の用」の下に「（第一項の表の第二十四号の下欄又は同条第一項の表の第二十四号の下欄に掲げる船舶については、その法人の事業の用）」を加え、「次条第十二項において同じ。」を削り、「算入された金額」の下に「（当該買換資産が連結買換資産である場合には、第六十八条の七十八第一項の規定により損金の額に算入された金額）」を加え、同条第九項中「次条第八項において同じ。」を削り、同条第十二項中「受けた買換資産」を「受けたこれらの規定に規定する買換資産（連結事業年度において第六十八条の七十八第一項又は第九項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する買換資産（以下この項及び次項において「連結買換資産」という。）に改め、「当該買換資産が連結買換資産である場合には、第六十八条の七十八第一項の規定により損金の額に算入された金額）」を加え、同条第十三項中「受けた買換資産」を「連結買換資産」に改める。

第六十五条の八第一項中「の間」を「の期間」に、「という。）内に」に改め、「事業年度（」の下に「解散の日を含む事業年度及び」を、「法人の事業の用」の下に「（同表の第二十四号の下欄に掲げる船舶については、その法人の事業の用）」を加え、同条第二項中「第一項に」を「前項に」に、「係る同項」を「係る前条第一項」に、「で同項」を「で前項」に改め、同条第四項中「この項及び第十三項」を「この条」に改め、「行った場合」の下に「（第六十八条の七十九第五項に規定する場合を除く。）」を加え、同項第一号中「特別勘定の金額（」の下に「連結事業年度において設けた第六十八条の七十九第一項の特別勘定の金額を含むものとし、」を、「控除した金額」の下に「とする」を加え、同条第五項中「第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の七十九第一項の特別勘定を含む。）」を加え、同条第六項中「第一項の」を削り、「同項の規定」を「第一項の規定」に、「同項の特別勘定の金額」を「特別勘定の金額（当該合併法人等の適格合併等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の七十九第一項の規定により設けている特別勘定の金額）」に改め、同条第七項中「、第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の七十九第一項の特別勘定を含む。）」を加え、「同項に」を「第一項に」に、「に第一項の特別勘定」を「に当該特別勘定」に、「に供したとき、又は供する見込みであるとき」を「（同表の第二十四号の下欄に掲げる船舶については、その法人の事業の用）に供したとき（当該取得の日を含む事業年度において当該事業の用に供しなくなったときを除く。）又は供する見込みであるとき（適格合併により当該買換資産を合併法人に移転する場合において当該合併法人が当該買換資産を当該適格合併により移転を受ける当該各号の下欄に規定する地域内にある事業の用（同表の第二十四号の下欄に掲げる船舶については、その移転を受ける事業の用）に供し、かつ、当該適格分社型分割等の直前まで引き続き当該事業の用に供しているもの又は当該取得の日から一年以内に当該適格分社型分割等に係る分割承継法人等において当該適格分社型分割等により移転を受ける当該各号の下欄に規定する地域内にある事業の用（同表の第二十四号の下欄に掲げる船舶については、その移転を受ける事業の用）に供することが見込まれるものに限る。）」を加え、同条第十五項中「第五項から前項まで」を「前二項」に、「第四項」を「第十四項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十四項中「、第八項及び第十三項」を「及び第八項」に改め、同項を同条第十五項とし、同項の次に次の一項を加える。

16　前条第十三項の規定は、第七項又は第八項の規定の適用を受けた買換資産（連結買換資産を含む。）について準用する。

第六十五条の八第十三項中「受けた買換資産」を「受けたこれらの規定に規定する買換資産（連結事業年度において第六十八条の七十九第八項又は第九項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する買換資産（以下この項及び第十六項において「連結買換資産」という。）を含む。）に改め、「受けた合併法人等」の下に「（当該適格合併等により当該買換資産を合併法人等に移転する場合を除く。）」を加え、同項を同条第十四項とし、同条第十三項中「、第十四項」を「、第十五項」に改め、「規定する地域」の下に「（当該買換資産が連結買換資産である場合には、第六十八条の七十八第一項の表の各号の下欄に規定する地域）」を、「法人の事業の用」の下に「（前条第一項の表の第二十四号の下欄又は同条第一項の表の第二十四号の下欄に掲げる船舶については、その法人の事業の用）」を加え、同条第十四項とし、同条第十二項中「法人が、買換資産」を「法人（連結事業年度において第六十八条の七十八第一項の規定の適用を受けたものを含む。）が、第一項に規定する買換資産（以下この項及び次項において「連結買換資産」という。）に改め、「受けた合併法人等」の下に「（当該適格合併等の後において連結法人に該当するものを除く。）」を、「規定する地域」の下に「（当該買換資産が連結買換資産である場合には、第六十八条の七十八第一項の表の各号の下欄に規定する地域）」を加え、「同表の第二十四号の下欄」を「第一項の表の第二十四号の下欄」に、「の用。次条第十三項において同じ。」を「の用」に、「除く。次条第十三項において同じ。」を「除く。」に改め、「算入された金額」の下に「（当該買換資産が連結買換資産である場合には、同条第一項又は第九項の規定により当該被合併法人等において損金の額に算入された金額）」を加え、同条第十三項中「受けた買換資産」の下に「（連結買換資産を含む。）」を加える。

業の用）」を、「供しなくなつた場合」の下に「（適格合併等により当該買換資産を合併法人等に移転する場合を除く。）」を加え、同項を同条第十三項とし、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項中「第一項の特別勘定を」を「第一項の特別勘定（連結事業年度において設けた第六十八条の七十九第一項の特別勘定を含む。）を」に改め、同項第一号中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項の次に次の一項を加える。

10　第一項の特別勘定（連結事業年度において設けた第六十八条の七十九第一項の特別勘定を含む。）を設けている法人が、法人税法第六十一条の十一第一項に規定する他の内国法人のうち同項に規定する完全支配関係を有するもの又は同法第六十一条の十二第一項に規定する他の内国法人に該当することとなつた場合において、同法第六十一条の十一第一項に規定する連結開始直前事業年度又は同法第六十一条の十二第一項に規定する連結加入直前事業年度終了の時に第一項の特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該連結開始直前事業年度又は当該連結加入直前事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第六十五条の十第七項中「交換取得資産」の下に「（連結事業年度において第六十八条の八十一第一項又は第四項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する交換取得資産を含む。）」を加える。

第六十五条の十一第七項中「交換取得資産等」の下に「（連結事業年度において第六十八条の八十二第一項又は第四項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する交換取得資産等を含む。）」を加え、同条第八項中「各事業年度」の下に「（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度（以下この項において「交換等前連結事業年度」という。）とする。）」を加え、「同項」を「第一項」に改め、「第六十五条の四第一項の規定」の下に「（交換等前連結事業年度にあつては、第六十八条の七十五第一項の規定）」を加え、同条第九項中「受けた法人」の下に「（連結事業年度において第六十八条の八十二第一項又は第四項の規定の適用を受けたものを含む。）」を、「各事業年度」の下に「（当該交換又は譲渡をした日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度終了の日の翌日以後に開始した各事業年度を除く。）」を加える。

第六十五条の十二第一項中「事業年度（」の下に「解散の日を含む事業年度及び」を加え、同条第五項中「この項」の下に「及び第七項」を、「行つた場合」の下に「（第六十八条の八十三第六項に規定する場合を除く。）」を加え、同項第一号中「特別勘定の金額（」の下に「連結事業年度において設けた第六十八条の八十三第一項の特別勘定の金額を含むものとし、」を、「控除した金額」の下に「とする」を加え、同条第六項中「第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の八十三第一項の特別勘定を含む。）」を加え、同条第七項中「第一項の」を削り、「同項の規定」を「第一項の規定」に、「同項の特別勘定の金額」を「特別勘定の金額（当該合併法人等の適格合併等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の八十三第一項の規定により設けている特別勘定の金額）」に改め、同条第八項中「、第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の八十三第一項の特別勘定を含む。）」を加え、「同項」を「第一項」に、「に第一項の特別勘定」を「に当該特別勘定」に改め、同条第九項中「第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の八十三第一項の特別勘定を含む。）」を加え、「同項の特別勘定の金額」を「特別勘定の金額（当該合併法人等の適格合併等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の八十三第一項の規定により設けている特別勘定の金額）」に改め、同条第十項中「、第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の八十三第一項の特別勘定を含む。）」を加え、「同項」を「第一項」に、「に第一項の特別勘定」を「に当該特別勘定」に改め、同条第十一項中「第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の八十三第一項の特別勘定を含む。）」を加え、「同項の特別勘定の金額」を「特別勘定の金額（当該合併法人等の適格合併等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の八十三第一項の規定により設けている特別勘定の金額）」に改め、同条第十二項中「、第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の八十三第一項の特別勘定を含む。）」を加え、「同項」を「第一項」に、「に第一項の特別勘定」を「に当該特別勘定」に改め、同条第十三項中「第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の八十三第一項の特別勘定を含む。）」を加え、「同項の特別勘定の金額」を「特別勘定の金額（当該合併法人等の適格合併等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の八十三第一項の規定により設けている特別勘定の金額）」に改め、同条第十四項中「、第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の八十三第一項の特別勘定を含む。）」を加え、「同項」を「第一項」に、「に第一項の特別勘定」を「に当該特別勘定」に改め、同条第十五項中「第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の八十三第一項の特別勘定を含む。）」を加え、「同項の特別勘定の金額」を「特別勘定の金額（当該合併法人等の適格合併等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の八十三第一項の規定により設けている特別勘定の金額）」に改め、同条第十六項中「、第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の八十三第一項の特別勘定を含む。）」を加え、「同項」を「第一項」に、「に第一項の特別勘定」を「に当該特別勘定」に改め、同条第十七項中「第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の八十三第一項の特別勘定を含む。）」を加え、「同項の特別勘定の金額」を「特別勘定の金額（当該合併法人等の適格合併等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の八十三第一項の規定により設けている特別勘定の金額）」に改め、同条第十八項中「、第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の八十三第一項の特別勘定を含む。）」を加え、「同項」を「第一項」に、「に第一項の特別勘定」を「に当該特別勘定」に改め、同条第十九項中「第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の八十三第一項の特別勘定を含む。）」を加え、「同項の特別勘定の金額」を「特別勘定の金額（当該合併法人等の適格合併等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の八十三第一項の規定により設けている特別勘定の金額）」に改め、同条第二十項中「、第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の八十三第一項の特別勘定を含む。）」を加え、「同項」を「第一項」に、「に第一項の特別勘定」を「に当該特別勘定」に改め、同条第二十一項中「第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の八十三第一項の特別勘定を含む。）」を加え、「同項の特別勘定の金額」を「特別勘定の金額（当該合併法人等の適格合併等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の八十三第一項の規定により設けている特別勘定の金額）」に改め、同条第二十二項中「、第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の八十三第一項の特別勘定を含む。）」を加え、「同項」を「第一項」に、「に第一項の特別勘定」を「に当該特別勘定」に改め、同条第二十三項中「第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の八十三第一項の特別勘定を含む。）」を加え、「同項の特別勘定の金額」を「特別勘定の金額（当該合併法人等の適格合併等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の八十三第一項の規定により設けている特別勘定の金額）」に改め、同条第二十四項中「、第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の八十三第一項の特別勘定を含む。）」を加え、「同項」を「第一項」に、「に第一項の特別勘定」を「に当該特別勘定」に改め、同条第二十五項中「第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の八十三第一項の特別勘定を含む。）」を加え、「同項の特別勘定の金額」を「特別勘定の金額（当該合併法人等の適格合併等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の八十三第一項の規定により設けている特別勘定の金額）」に改め、同条第二十六項中「、第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の八十三第一項の特別勘定を含む。）」を加え、「同項」を「第一項」に、「に第一項の特別勘定」を「に当該特別勘定」に改め、同条第二十七項中「第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の八十三第一項の特別勘定を含む。）」を加え、「同項の特別勘定の金額」を「特別勘定の金額（当該合併法人等の適格合併等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の八十三第一項の規定により設けている特別勘定の金額）」に改め、同条第二十八項中「、第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の八十三第一項の特別勘定を含む。）」を加え、「同項」を「第一項」に、「に第一項の特別勘定」を「に当該特別勘定」に改め、同条第二十九項中「第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の八十三第一項の特別勘定を含む。）」を加え、「同項の特別勘定の金額」を「特別勘定の金額（当該合併法人等の適格合併等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の八十三第一項の規定により設けている特別勘定の金額）」に改め、同条第三十項中「、第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の八十三第一項の特別勘定を含む。）」を加え、「同項」を「第一項」に、「に第一項の特別勘定」を「に当該特別勘定」に改め、同条第三十一項中「第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の八十三第一項の特別勘定を含む。）」を加え、「同項の特別勘定の金額」を「特別勘定の金額（当該合併法人等の適格合併等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の八十三第一項の規定により設けている特別勘定の金額）」に改め、同条第三十二項中「、第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の八十三第一項の特別勘定を含む。）」を加え、「同項」を「第一項」に、「に第一項の特別勘定」を「に当該特別勘定」に改め、同条第三十三項中「第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の八十三第一項の特別勘定を含む。）」を加え、「同項の特別勘定の金額」を「特別勘定の金額（当該合併法人等の適格合併等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の八十三第一項の規定により設けている特別勘定の金額）」に改め、同条第三十四項中「、第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の八十三第一項の特別勘定を含む。）」を加え、「同項」を「第一項」に、「に第一項の特別勘定」を「に当該特別勘定」に改め、同条第三十五項中「第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の八十三第一項の特別勘定を含む。）」を加え、「同項の特別勘定の金額」を「特別勘定の金額（当該合併法人等の適格合併等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の八十三第一項の規定により設けている特別勘定の金額）」に改め、同条第三十六項中「、第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の八十三第一項の特別勘定を含む。）」を加え、「同項」を「第一項」に、「に第一項の特別勘定」を「に当該特別勘定」に改め、同条第三十七項中「第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の八十三第一項の特別勘定を含む。）」を加え、「同項の特別勘定の金額」を「特別勘定の金額（当該合併法人等の適格合併等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の八十三第一項の規定により設けている特別勘定の金額）」に改め、同条第三十八項中「、第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の八十三第一項の特別勘定を含む。）」を加え、「同項」を「第一項」に、「に第一項の特別勘定」を「に当該特別勘定」に改め、同条第三十九項中「第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の八十三第一項の特別勘定を含む。）」を加え、「同項の特別勘定の金額」を「特別勘定の金額（当該合併法人等の適格合併等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の八十三第一項の規定により設けている特別勘定の金額）」に改め、同条第四十項中「、第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の八十三第一項の特別勘定を含む。）」を加え、「同項」を「第一項」に、「に第一項の特別勘定」を「に当該特別勘定」に改め、同条第四十一項中「第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の八十三第一項の特別勘定を含む。）」を加え、「同項の特別勘定の金額」を「特別勘定の金額（当該合併法人等の適格合併等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の八十三第一項の規定により設けている特別勘定の金額）」に改め、同条第四十二項中「、第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の八十三第一項の特別勘定を含む。）」を加え、「同項」を「第一項」に、「に第一項の特別勘定」を「に当該特別勘定」に改め、同条第四十三項中「第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の八十三第一項の特別勘定を含む。）」を加え、「同項の特別勘定の金額」を「特別勘定の金額（当該合併法人等の適格合併等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の八十三第一項の規定により設けている特別勘定の金額）」に改め、同条第四十四項中「、第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の八十三第一項の特別勘定を含む。）」を加え、「同項」を「第一項」に、「に第一項の特別勘定」を「に当該特別勘定」に改め、同条第四十五項中「第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の八十三第一項の特別勘定を含む。）」を加え、「同項の特別勘定の金額」を「特別勘定の金額（当該合併法人等の適格合併等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の八十三第一項の規定により設けている特別勘定の金額）」に改め、同条第四十六項中「、第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の八十三第一項の特別勘定を含む。）」を加え、「同項」を「第一項」に、「に第一項の特別勘定」を「に当該特別勘定」に改め、同条第四十七項中「第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の八十三第一項の特別勘定を含む。）」を加え、「同項の特別勘定の金額」を「特別勘定の金額（当該合併法人等の適格合併等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の八十三第一項の規定により設けている特別勘定の金額）」に改め、同条第四十八項中「、第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の八十三第一項の特別勘定を含む。）」を加え、「同項」を「第一項」に、「に第一項の特別勘定」を「に当該特別勘定」に改め、同条第四十九項中「第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の八十三第一項の特別勘定を含む。）」を加え、「同項の特別勘定の金額」を「特別勘定の金額（当該合併法人等の適格合併等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の八十三第一項の規定により設けている特別勘定の金額）」に改め、同条第五十項中「、第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の八十三第一項の特別勘定を含む。）」を加え、「同項」を「第一項」に、「に第一項の特別勘定」を「に当該特別勘定」に改め、同条第五十一項中「第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の八十三第一項の特別勘定を含む。）」を加え、「同項の特別勘定の金額」を「特別勘定の金額（当該合併法人等の適格合併等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の八十三第一項の規定により設けている特別勘定の金額）」に改め、同条第五十二項中「、第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の八十三第一項の特別勘定を含む。）」を加え、「同項」を「第一項」に、「に第一項の特別勘定」を「に当該特別勘定」に改め、同条第五十三項中「第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の八十三第一項の特別勘定を含む。）」を加え、「同項の特別勘定の金額」を「特別勘定の金額（当該合併法人等の適格合併等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の八十三第一項の規定により設けている特別勘定の金額）」に改め、同条第五十四項中「、第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の八十三第一項の特別勘定を含む。）」を加え、「同項」を「第一項」に、「に第一項の特別勘定」を「に当該特別勘定」に改め、同条第五十五項中「第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の八十三第一項の特別勘定を含む。）」を加え、「同項の特別勘定の金額」を「特別勘定の金額（当該合併法人等の適格合併等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の八十三第一項の規定により設けている特別勘定の金額）」に改め、同条第五十六項中「、第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の八十三第一項の特別勘定を含む。）」を加え、「同項」を「第一項」に、「に第一項の特別勘定」を「に当該特別勘定」に改め、同条第五十七項中「第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の八十三第一項の特別勘定を含む。）」を加え、「同項の特別勘定の金額」を「特別勘定の金額（当該合併法人等の適格合併等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の八十三第一項の規定により設けている特別勘定の金額）」に改め、同条第五十八項中「、第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の八十三第一項の特別勘定を含む。）」を加え、「同項」を「第一項」に、「に第一項の特別勘定」を「に当該特別勘定」に改め、同条第五十九項中「第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の八十三第一項の特別勘定を含む。）」を加え、「同項の特別勘定の金額」を「特別勘定の金額（当該合併法人等の適格合併等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の八十三第一項の規定により設けている特別勘定の金額）」に改め、同条第六十項中「、第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の八十三第一項の特別勘定を含む。）」を加え、「同項」を「第一項」に、「に第一項の特別勘定」を「に当該特別勘定」に改め、同条第六十一項中「第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の八十三第一項の特別勘定を含む。）」を加え、「同項の特別勘定の金額」を「特別勘定の金額（当該合併法人等の適格合併等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の八十三第一項の規定により設けている特別勘定の金額）」に改め、同条第六十二項中「、第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の八十三第一項の特別勘定を含む。）」を加え、「同項」を「第一項」に、「に第一項の特別勘定」を「に当該特別勘定」に改め、同条第六十三項中「第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の八十三第一項の特別勘定を含む。）」を加え、「同項の特別勘定の金額」を「特別勘定の金額（当該合併法人等の適格合併等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の八十三第一項の規定により設けている特別勘定の金額）」に改め、同条第六十四項中「、第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の八十三第一項の特別勘定を含む。）」を加え、「同項」を「第一項」に、「に第一項の特別勘定」を「に当該特別勘定」に改め、同条第六十五項中「第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の八十三第一項の特別勘定を含む。）」を加え、「同項の特別勘定の金額」を「特別勘定の金額（当該合併法人等の適格合併等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の八十三第一項の規定により設けている特別勘定の金額）」に改め、同条第六十六項中「、第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の八十三第一項の特別勘定を含む。）」を加え、「同項」を「第一項」に、「に第一項の特別勘定」を「に当該特別勘定」に改め、同条第六十七項中「第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の八十三第一項の特別勘定を含む。）」を加え、「同項の特別勘定の金額」を「特別勘定の金額（当該合併法人等の適格合併等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の八十三第一項の規定により設けている特別勘定の金額）」に改め、同条第六十八項中「、第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の八十三第一項の特別勘定を含む。）」を加え、「同項」を「第一項」に、「に第一項の特別勘定」を「に当該特別勘定」に改め、同条第六十九項中「第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の八十三第一項の特別勘定を含む。）」を加え、「同項の特別勘定の金額」を「特別勘定の金額（当該合併法人等の適格合併等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の八十三第一項の規定により設けている特別勘定の金額）」に改め、同条第七十項中「、第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の八十三第一項の特別勘定を含む。）」を加え、「同項」を「第一項」に、「に第一項の特別勘定」を「に当該特別勘定」に改め、同条第七十一項中「第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の八十三第一項の特別勘定を含む。）」を加え、「同項の特別勘定の金額」を「特別勘定の金額（当該合併法人等の適格合併等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の八十三第一項の規定により設けている特別勘定の金額）」に改め、同条第七十二項中「、第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の八十三第一項の特別勘定を含む。）」を加え、「同項」を「第一項」に、「に第一項の特別勘定」を「に当該特別勘定」に改め、同条第七十三項中「第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の八十三第一項の特別勘定を含む。）」を加え、「同項の特別勘定の金額」を「特別勘定の金額（当該合併法人等の適格合併等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の八十三第一項の規定により設けている特別勘定の金額）」に改め、同条第七十四項中「、第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の八十三第一項の特別勘定を含む。）」を加え、「同項」を「第一項」に、「に第一項の特別勘定」を「に当該特別勘定」に改め、同条第七十五項中「第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の八十三第一項の特別勘定を含む。）」を加え、「同項の特別勘定の金額」を「特別勘定の金額（当該合併法人等の適格合併等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の八十三第一項の規定により設けている特別勘定の金額）」に改め、同条第七十六項中「、第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の八十三第一項の特別勘定を含む。）」を加え、「同項」を「第一項」に、「に第一項の特別勘定」を「に当該特別勘定」に改め、同条第七十七項中「第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の八十三第一項の特別勘定を含む。）」を加え、「同項の特別勘定の金額」を「特別勘定の金額（当該合併法人等の適格合併等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の八十三第一項の規定により設けている特別勘定の金額）」に改め、同条第七十八項中「、第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の八十三第一項の特別勘定を含む。）」を加え、「同項」を「第一項」に、「に第一項の特別勘定」を「に当該特別勘定」に改め、同条第七十九項中「第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の八十三第一項の特別勘定を含む。）」を加え、「同項の特別勘定の金額」を「特別勘定の金額（当該合併法人等の適格合併等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の八十三第一項の規定により設けている特別勘定の金額）」に改め、同条第八十項中「、第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の八十三第一項の特別勘定を含む。）」を加え、「同項」を「第一項」に、「に第一項の特別勘定」を「に当該特別勘定」に改め、同条第八十一項中「第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の八十三第一項の特別勘定を含む。）」を加え、「同項の特別勘定の金額」を「特別勘定の金額（当該合併法人等の適格合併等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の八十三第一項の規定により設けている特別勘定の金額）」に改め、同条第八十二項中「、第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の八十三第一項の特別勘定を含む。）」を加え、「同項」を「第一項」に、「に第一項の特別勘定」を「に当該特別勘定」に改め、同条第八十三項中「第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の八十三第一項の特別勘定を含む。）」を加え、「同項の特別勘定の金額」を「特別勘定の金額（当該合併法人等の適格合併等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の八十三第一項の規定により設けている特別勘定の金額）」に改め、同条第八十四項中「、第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の八十三第一項の特別勘定を含む。）」を加え、「同項」を「第一項」に、「に第一項の特別勘定」を「に当該特別勘定」に改め、同条第八十五項中「第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の八十三第一項の特別勘定を含む。）」を加え、「同項の特別勘定の金額」を「特別勘定の金額（当該合併法人等の適格合併等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の八十三第一項の規定により設けている特別勘定の金額）」に改め、同条第八十六項中「、第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の八十三第一項の特別勘定を含む。）」を加え、「同項」を「第一項」に、「に第一項の特別勘定」を「に当該特別勘定」に改め、同条第八十七項中「第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の八十三第一項の特別勘定を含む。）」を加え、「同項の特別勘定の金額」を「特別勘定の金額（当該合併法人等の適格合併等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の八十三第一項の規定により設けている特別勘定の金額）」に改め、同条第八十八項中「、第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の八十三第一項の特別勘定を含む。）」を加え、「同項」を「第一項」に、「に第一項の特別勘定」を「に当該特別勘定」に改め、同条第八十九項中「第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の八十三第一項の特別勘定を含む。）」を加え、「同項の特別勘定の金額」を「特別勘定の金額（当該合併法人等の適格合併等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の八十三第一項の規定により設けている特別勘定の金額）」に改め、同条第九十項中「、第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の八十三第一項の特別勘定を含む。）」を加え、「同項」を「第一項」に、「に第一項の特別勘定」を「に当該特別勘定」に改め、同条第九十一項中「第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の八十三第一項の特別勘定を含む。）」を加え、「同項の特別勘定の金額」を「特別勘定の金額（当該合併法人等の適格合併等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の八十三第一項の規定により設けている特別勘定の金額）」に改め、同条第九十二項中「、第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の八十三第一項の特別勘定を含む。）」を加え、「同項」を「第一項」に、「に第一項の特別勘定」を「に当該特別勘定」に改め、同条第九十三項中「第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の八十三第一項の特別勘定を含む。）」を加え、「同項の特別勘定の金額」を「特別勘定の金額（当該合併法人等の適格合併等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の八十三第一項の規定により設けている特別勘定の金額）」に改め、同条第九十四項中「、第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の八十三第一項の特別勘定を含む。）」を加え、「同項」を「第一項」に、「に第一項の特別勘定」を「に当該特別勘定」に改め、同条第九十五項中「第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の八十三第一項の特別勘定を含む。）」を加え、「同項の特別勘定の金額」を「特別勘定の金額（当該合併法人等の適格合併等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の八十三第一項の規定により設けている特別勘定の金額）」に改め、同条第九十六項中「、第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の八十三第一項の特別勘定を含む。）」を加え、「同項」を「第一項」に、「に第一項の特別勘定」を「に当該特別勘定」に改め、同条第九十七項中「第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の八十三第一項の特別勘定を含む。）」を加え、「同項の特別勘定の金額」を「特別勘定の金額（当該合併法人等の適格合併等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の八十三第一項の規定により設けている特別勘定の金額）」に改め、同条第九十八項中「、第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の八十三第一項の特別勘定を含む。）」を加え、「同項」を「第一項」に、「に第一項の特別勘定」を「に当該特別勘定」に改め、同条第九十九項中「第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の八十三第一項の特別勘定を含む。）」を加え、「同項の特別勘定の金額」を「特別勘定の金額（当該合併法人等の適格合併等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の八十三第一項の規定により設けている特別勘定の金額）」に改め、同条第百項中「、第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の八十三第一項の特別勘定を含む。）」を加え、「同項」を「第一項」に、「に第一項の特別勘定」を「に当該特別勘定」に改め、同条第百一項中「第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の八十三第一項の特別勘定を含む。）」を加え、「同項の特別勘定の金額」を「特別勘定の金額（当該合併法人等の適格合併等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の八十三第一項の規定により設けている特別勘定の金額）」に改め、同条第百二項中「、第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の八十三第一項の特別勘定を含む。）」を加え、「同項」を「第一項」に、「に第一項の特別勘定」を「に当該特別勘定」に改め、同条第百三項中「第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の八十三第一項の特別勘定を含む。）」を加え、「同項の特別勘定の金額」を「特別勘定の金額（当該合併法人等の適格合併等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の八十三第一項の規定により設けている特別勘定の金額）」に改め、同条第百四項中「、第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の八十三第一項の特別勘定を含む。）」を加え、「同項」を「第一項」に、「に第一項の特別勘定」を「に当該特別勘定」に改め、同条第百五項中「第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の八十三第一項の特別勘定を含む。）」を加え、「同項の特別勘定の金額」を「特別勘定の金額（当該合併法人等の適格合併等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の八十三第一項の規定により設けている特別勘定の金額）」に改め、同条第百六項中「、第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の八十三第一項の特別勘定を含む。）」を加え、「同項」を「第一項」に、「に第一項の特別勘定」を「に当該特別勘定」に改め、同条第百七項中「第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の八十三第一項の特別勘定を含む。）」を加え、「同項の特別勘定の金額」を「特別勘定の金額（当該合併法人等の適格合併等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の八十三第一項の規定により設けている特別勘定の金額）」に改め、同条第百八項中「、第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の八十三第一項の特別勘定を含む。）」を加え、「同項」を「第一項」に、「に第一項の特別勘定」を「に当該特別勘定」に改め、同条第百九項中「第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の八十三第一項の特別勘定を含む。）」を加え、「同項の特別勘定の金額」を「特別勘定の金額（当該合併法人等の適格合併等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の八十三第一項の規定により設けている特別勘定の金額）」に改め、同条第百十項中「、第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の八十三第一項の特別勘定を含む。）」を加え、「同項」を「第一項」に、「に第一項の特別勘定」を「に当該特別勘定」に改め、同条第百十一項中「第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の八十三第一項の特別勘定を含む。）」を加え、「同項の特別勘定の金額」を「特別勘定の金額（当該合併法人等の適格合併等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の八十三第一項の規定により設けている特別勘定の金額）」に改め、同条第百十二項中「、第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の八十三第一項の特別勘定を含む。）」を加え、「同項」を「第一項」に、「に第一項の特別勘定」を「に当該特別勘定」に改め、同条第百十三項中「第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の八十三第一項の特別勘定を含む。）」を加え、「同項の特別勘定の金額」を「特別勘定の金額（当該合併法人等の適格合併等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の八十三第一項の規定により設けている特別勘定の金額）」に改め、同条第百十四項中「、第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の八十三第一項の特別勘定を含む。）」を加え、「同項」を「第一項」に、「に第一項の特別勘定」を「に当該特別勘定」に改め、同条第百十五項中「第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の八十三第一項の特別勘定を含む。）」を加え、「同項の特別勘定の金額」を「特別勘定の金額（当該合併法人等の適格合併等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の八十三第一項の規定により設けている特別勘定の金額）」に改め、同条第百十六項中「、第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の八十三第一項の特別勘定を含む。）」を加え、「同項」を「第一項」に、「に第一項の特別勘定」を「に当該特別勘定」に改め、同条第百十七項中「第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の八十三第一項の特別勘定を含む。）」を加え、「同項の特別勘定の金額」を「特別勘定の金額（当該合併法人等の適格合併等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の八十三第一項の規定により設けている特別勘定の金額）」に改め、同条第百十八項中「、第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の八十三第一項の特別勘定を含む。）」を加え、「同項」を「第一項」に、「に第一項の特別勘定」を「に当該特別勘定」に改め、同条第百十九項中「第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の八十三第一項の特別勘定を含む。）」を加え、「同項の特別勘定の金額」を「特別勘定の金額（当該合併法人等の適格合併等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の八十三第一項の規定により設けている特別勘定の金額）」に改め、同条第百二十項中「、第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の八十三第一項の特別勘定を含む。）」を加え、「同項」を「第一項」に、「に第一項の特別勘定」を「に当該特別勘定」に改め、同条第百二十一項中「第一項の特

の金額）」に改め、同条第八項中「、第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の八十五第一項の特別勘定を含む。）」を加え、「同項に」を「第一項に」に、「第二項」を「第三項」に、「に第一項の特別勘定」を「に当該特別勘定」に改め、同条第九項中「第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の八十五第一項の特別勘定を含む。）」を加え、「同項の特別勘定」を「当該特別勘定」に、「同条第四項」を「前条第四項」に改め、同条第十四項中「前二項」を「前三項」に、「第十一項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十三項中「、第八項及び第十三項」を「及び第八項」に改め、同項を同条第十四項とし、同項の次に次の一項を加える。

15　第六十五条の七第十三項の規定は、第八項又は第九項の規定の適用を受けた土地建物等（連結事業年度において第六十八条の八十五第九項又は第十項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する土地建物等を含む。）について準用する。

第六十五条の十四第十二項中「法人」の下に「（連結事業年度において第六十八条の八十五第一項又は第四項の規定の適用を受けたものを含む。）」を加え、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第一項の特別勘定を」を「第一項の特別勘定（連結事業年度において設けた第六十八条の八十五第一項の特別勘定を含む。）を」に改め、同項第一号中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項の次に次の一項を加える。

11　第一項の特別勘定（連結事業年度において設けた第六十八条の八十五第一項の特別勘定を含む。）を設けている法人が、法人税法第六十一条の十一第一項に規定する他の内国法人のうち同項に規定する完全支配関係を有するもの又は同法第六十一条の十二第一項に規定する他の内国法人に該当することとなつた場合において、同法第六十一条の十一第一項に規定する連結開始直前事業年度又は同法第六十一条の十二第一項に規定する連結加入直前事業年度終了の時に第一項の特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該連結開始直前事業年度又は当該連結加入直前事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第六十六条第一項中「第八項」を「第九項」に改める。

第六十六条の四第一項中「出資金額」の下に「（当該他方の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）」を加え、「特殊の関係（以下この条」を「特殊の関係（次項及び第六項」に改め、同条第三項中「第三十七条第六項」を「第三十七条第七項」に、「この条」を「この項及び次項」に、「同条第二項中「前項」」を「同条第三項中「前二項」」に、「前項及び」を「前二項及び」に改める。

第六十六条の五第一項中「この条」を「この項及び第七項」に改め、同条第三項中「出資金額」の下に「（当該内国法人が有する自己の株式又は出資を除く。）」を加え、同条第七項中「第二項まで」を「この項及び次項」に改め、同条第八項中「この条」を「この項」に改める。

第六十六条の六第一項中「当該株式」を「その株式等（株式又は出資をいう。以下この項及び次項において同じ。）」に、「株式会社」を「法人」に改め、「その利益の配当」の下に「、剰余金の分配」を加え、「権利のない株式」を「権利のない株式等」に、「認められる株式」を「認められる株式等」に、「「請求権のない株式」」を「「請求権のない株式等」」に改め、「）に係るものを除く」の下に「。以下この項において同じ」を加え、同項第一号中「（請求権のない株式に係るものを除く。）」を削り、「（請求権のない株式を除く。）の総数又は出資金額（」を「の総数又は出資金額（請求権のない株式等及び当該外国関係会社が有する自己の株式等を除く。）」に改め、同項第二号中「（請求権のない株式に係るものを除く。）」を削り、同条第二項第一号中「出資金額」の下に「（その有する自己の株式等を除く。）」を加え、「掲げる株式会社」を「掲げる法人」に、「議決権のない株式を発行している株式会社」を「議決権のない株式等を発行している株式会社」に、「発行済株式（議決権のない株式を除く。）の総数又は出資金額（議決権のない株式等及び当該外国法人が有する自己の株式等を除く。）の総数又は合計額の占める」に、「請求権のない株式等を発行している株式会社（」を「請求権のない株式等を発行している法人（」に、「発行済株式（請求権のない株式」を「発行済株式等（請求権のない株式等及び当該外国法人が有する自己の株式等」に、「請求権のない株式等に」を「請求権のない株式等に」に、「議決権のない株式及び請求権のない株式を発行している株式会社」を「議決権のない株式等及び請求権のない株式等を発行している法人」に改める。

第六十六条の七第一項中「外国法人税をいう。」の下に「次項において同じ。」を加え、「第三項まで、第八項及び第十二項から第十五項まで」を「第七項まで、第十項及び第十五項から第十八項まで」に、「同条第八項中「部分の金額」とあるのは、「部分の金額」を「同条第十項中「うち第八項の規定により当該内国法人が納付するものとみなされる部分の金額」とあるのは「うち同条第八項の規定により当該内国法人が納付するものとみなされる部分の金額」と、「同条第一項から第三項まで」とあるのは「第八十一条の十五第一項から第三項まで」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　内国法人が各連結事業年度において当該内国法人に係る第六十八条の九十第一項に規定する特定外国子会社等の同項に規定する個別課税対象留保金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受けた場合において、その適用を受けた連結事業年度終了の日後に開始する各事業年度の期間において当該特定外国子会社等の所得に対して外国法人税が課されるときは、当該特定外国子会社等の当該個別課税対象留保金額は前項に規定する特定外国子会社等の課税対象留保金額と、同条第一項に規定する特定外国子会社等の所得に対して課される当該外国法人税の額は前項に規定する特定外国子会社等の所得に対して課される外国法人税の額とそれぞれみなして、同項の規定を適用する。

第六十六条の八第一項中「の額（同号に定める金額を含む。）の支払（」を「の額の支払（同号に定める金額の」に、「で、当該内国法人のその事実」を「で、当該内国法人のこれらの事実」に、「当該内国法人が適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この項において「適格合併等」という。）により被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人（以下こ

の項において「被合併法人等」という。）から当該特定外国子会社等の株式又は出資の移転を受けた場合にあつては、当該適格合併等の日を含む事業年度以前の当該被合併法人等の各事業年度を含むものとする。以下この項」を「以下この条」に、「同条第一項」を「第六十六条の六第一項」に、「次条まで」を「この条及び次条」に改め、同項第二号中「をする金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額のうち同法第二条第十六号に規定する資本等の金額を超える部分の」を「により減少することとなる利益積立金額に相当する」に改め、同項第三号中「同条の規定により利益の配当若しくは剰余金の分配の額とみなされる」を「その交付により減少することとなる利益積立金額に相当する」に改め、同条第四項を同条第七項とし、同条第三項中「課税済留保金額」の下に「若しくは個別課税済留保金額」を、「確定申告書等」の下に「又は同項に規定する連結確定申告書」を加え、同項を同条第六項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「に係る事業年度」及び「古い事業年度」の下に「又は連結事業年度」を、「規定する確定申告書」の下に「又は各連結事業年度の同条第三十一号の三に規定する連結確定申告書」を、「当該課税済留保金額」の下に「又は個別課税済留保金額」を加え、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2　内国法人の前項各号に掲げる事実が生じた日を含む事業年度開始の日前五年以内に開始した連結事業年度がある場合において、当該連結事業年度に係る個別課税済留保金額（第六十八条の九十二第一項に規定する個別課税済留保金額をいう。以下この条において同じ。）があるときは、前項の規定の適用については、その個別課税済留保金額は、当該連結事業年度の期間に対応する前五年以内の各事業年度の課税済留保金額とみなす。

3　内国法人が適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この項において「適格合併等」という。）により被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人（以下この項において「被合併法人等」という。）からその有する特定外国子会社等の第六十六条の六第一項に規定する直接及び間接保有の株式等（以下この項において「直接及び間接保有の株式等」という。）の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該内国法人の当該適格合併等の日を含む事業年度以後の各事業年度における第一項の規定の適用については、次の各号に掲げる適格合併等の区分に応じ当該各号に定める金額は、政令で定めるところにより、当該内国法人の前五年以内の各事業年度の課税済留保金額とみなす。

一　適格合併　当該適格合併に係る被合併法人の合併前五年内事業年度（適格合併の日前五年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度をいう。）の課税済留保金額又は個別課税済留保金額

二　適格分割型分割　当該適格分割型分割に係る分割法人の分割前五年内事業年度（適格分割型分割の日前五年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度をいう。次項において同じ。）の課税済留保金額又は個別課税済留保金額のうち、当該適格分割型分割により当該内国法人が移転を受けた当該特定外国子会社等の直接及び間接保有の株式等に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額

三　適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この号において「適格分社型分割等」という。）　当該適格分社型分割等に係る分割法人、現物出資法人又は事後設立法人の分割等前五年内事業年度（適格分社型分割等の日前五年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度をいう。次項において同じ。）の課税済留保金額又は個別課税済留保金額のうち、当該適格分社型分割等により当該内国法人が移転を受けた当該特定外国子会社等の直接及び間接保有の株式等に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額

4　適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この項において「適格分割等」という。）に係る分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人（以下この項において「分割承継法人等」という。）が前項又は第六十八条の九十二第三項の規定の適用を受ける場合には、当該適格分割等に係る分割法人、現物出資法人又は事後設立法人（以下この項において「分割法人等」という。）の当該適格分割等の日を含む事業年度以後の各事業年度における第一項の規定の適用については、当該分割法人等の分割前五年内事業年度又は分割等前五年内事業年度の課税済留保金額のうち、前項の規定により当該分割承継法人等の前五年以内の各事業年度の課税済留保金額とみなされる金額及び同条第三項の規定により前五年以内の各連結事業年度（同条第一項に規定する前五年以内の各連結事業年度をいう。）の個別課税済留保金額とみなされる金額は、ないものとする。

第六十六条の十に次の一項を加える。

4　前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十六条の十一第三項を削る。

第六十六条の十一の二第一項中「同条第三項第三号」を「同条第四項第三号」に改める。

第六十六条の十二第一項中「同項の」を「同項及び同条第十一項の」に、「第八十一条第一項」を「第八十条第一項」に改め、同条第四項中「と、「、前項」を「と、「この項又は第七項」とあるのは「この項（租税特別措置法第六十六条の十三第六項（欠損金の繰越期間の特例）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「により当該特定対内投資事業者等」とあるのは「により当該特定対内投資事業者等」と、「、この項」とあるのは「、この項（同条第七項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「、前項」を「、第八十条第一項」に改め、同条第五項中「、当該設備廃棄等法人」とあるのは「により当該設備廃棄等法人」と、「、この項」とあるのは「、この項（同条第五項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「、前項」を「、第八十条第一項」に改め、同条第六項中「、租税特別措置法第六十六条の十二第一項（欠損金の繰越期間の特例）」を「、同条第一項」に、「第七項」を「第十二項」に改め、同条第五項中「、当該設備廃棄等法人」と」の下に「、「第二項又は次項」とあるのは「第二項（同条第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「により当該内国法人」とあるのは「により当該設備廃棄等法人」と、「、この項」とあるのは「、この項（同条第五項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と」を加える。

第六十六条の十三第一項及び第二項中「同項の」を「同項及び同条第十一項の」に、「第八十一条」を「第八十条」に改め、同条第六項中「と、「、前項」を「と、「この項又は第七項」とあるのは「この項（租税特別措置法第六十六条の十三第六項（欠損金の繰越期間の特例）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「第六項（同条第七項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「、前項」に、「、租税特別措置法第六十六条の十三第一項又は第二項（欠損金の繰越期間の特例）を「、同条第一項」に、「第七項」を「第十二項」に改め、同条第七項中「、当該特定対内投資事業者等」と」の下に「、「第二項又は次項」とあるのは「第二項（同条第六項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「により当該特定対内投資事業者等」とあるのは「により当該特定対内投資事業者等」と、「、この項」とあるのは「、この項（同条第七項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と」を加える。

第六十六条の十四第一項中「第八十一条第一項」を「第八十条第一項」に、「第八十一条第四項」を「第八十条第四項」に改め、同条第二項及

び第三項中「第八十一条」を「第八十条」に改める。

第六十七条の二第一項中「第六十八条の三第一項」を「第六十八条第一項」に改める。

第六十七条の四第四項中「事業年度（」の下に「解散の日を含む事業年度及び」を加え、同条第六項中「この項及び第十四項」を「この条」に改め、「行つた場合」の下に「（第六十八条の百二第七項に規定する場合を除く。）」を加え、同項第一号中「特別勘定の金額（」の下に「連結事業年度において設けた第六十八条の百二第四項の特別勘定の金額を含むものとし、」を、「控除した金額」の下に「とする」を加え、同条第七項中「第四項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の百二第四項の特別勘定を含む。）」を加え、同条第八項中「第四項の」を削り、「同項の規定」を「第四項の規定」に、「同項の特別勘定の金額」を「特別勘定の金額（当該合併法人等の適格合併等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の百二第四項の規定により設けている特別勘定の金額）」に改め、同条第九項中「第四項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の百二第四項の特別勘定を含む。）」を加え、「同項」を「第四項」に改め、同条第十項中「第四項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第六十八条の百二第四項の特別勘定を含む。）」を加え、同条第十一項中「第四項の特別勘定を」を「第四項の特別勘定（連結事業年度において設けた第六十八条の百二第四項の特別勘定を含む。）を」に改め、同条第十四項中「受けた固定資産」の下に「（連結事業年度において第六十八条の百二第二項（同条第十項において準用する場合を含む。）又は同条第三項（同条第十一項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けた固定資産を含む。）」を加え、「代替資産」を「固定資産」に改め、同条第十七項中「（第十項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）」を削り、「これらの」を「同項の」に、「第三項に」を「同項に」に改め、同項に後段として次のように加える。

同項の規定を第十項の規定により読み替えて適用する場合についても、同様とする。

第六十七条の六第一項中「同条第二項」を「同条第三項」に、「第二十三条第二項」を「第二十三条第三項」に改める。

第六十七条の七を次のように改める。

（銀行持株会社等の受取配当等の益金不算入等の特例）

第六十七条の七　青色申告書を提出する法人で金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百四十三号）第二条第一項第五号に規定する銀行持株会社等が、平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に開始する各事業年度終了の日において同法第四条第三項に規定する承認に係る同条第二項に規定する発行金融機関等で政令で定めるものの発行済株式の全部を有している場合において、当該各事業年度において支払う特別利子（当該発行金融機関等の財務内容の健全性のために発行し、又は借り入れた同法第二条第五項に規定する劣後特約付社債又は同条第六項に規定する劣後特約付金銭消費貸借に係る利子として政令で定める利子（同条第七項に規定する協定銀行が同法第五条第四項に規定する取得株式等である株式につきその処分をするまでの間に支払われたものに限る。）をいう。）があるときは、法人税法第二十三条第四項の規定の適用については、同項中「支払うもの」とあるのは、「支払うもの及び租税特別措置法第六十七条の七第一項（銀行持株会社等の受取配当等の益金不算入等の特例）に規定する特別利子」とする。

2　前項の規定は、確定申告書（法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。次項において同じ。）に財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

3　税務署長は、前項の添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、同項の財務省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

4　前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十七条の九第一項中「商法第三百五十二条第一項の」及び「同法第三百六十四条第一項の」を削り、「により同法」を「により商法」に、「この条及び次条において同じ。）の株主」を「この条において同じ。）の株主」に、「この条及び次条において同じ。）から」を「この項において同じ。）から」に、「この条及び次条において同じ。）の直前」を「この項及び次項において同じ。）の直前」に、「価額であると」を「価額と」に改める。

第六十七条の十を次のように改める。

第六十七条の十　株式移転（保険業法第九十二条の八第一項の株式移転を含む。）が行われた場合において、特定子会社（当該株式移転により商法第三百五十二条第一項の完全子会社となつた法人をいう。以下この条において同じ。）が特定親会社（当該株式移転により同項の完全親会社となつた法人をいう。以下この項において同じ。）に対して子会社株式等の譲渡（法人税法第六十一条の十三第一項の規定の適用があるものを除き、次に掲げる要件を満たすものに限る。）をしたときは、その譲渡による利益の額に相当する金額（第三項において「子会社株式等の譲渡利益相当額」という。）は、当該特定子会社のその譲渡をした日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一　当該子会社株式等のその譲渡の時における価額が当該特定子会社の当該子会社株式等の譲渡直前の帳簿価額を超えていること。

二　当該特定親会社がその譲渡を受けた子会社株式等の取得価額を当該特定子会社の当該子会社株式等の譲渡直前の帳簿価額に相当する金額（当該子会社株式等の取得のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）としていること。

三　当該株式移転による当該特定親会社の設立の日を含む事業年度からその設立の日以後一年を経過した日を含む事業年度までのいずれかの事業年度において、当該特定親会社に対して当該子会社株式等の全部の譲渡を行つていること。

2　前項に規定する子会社株式等とは、特定子会社が他の法人の発行済株式又は出資の金額（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の全部を同項第三号に規定する設立の日の一年前の日から同項に規定する譲渡をした日まで引き続き有していた場合における当該他の法人の株式又は出資をいう。

3　第一項の規定は、確定申告書等に子会社株式等の譲渡利益相当額の損金算入に関する申告の記載がない場合には、適用しない。

4　税務署長は、前項の記載がない確定申告書等の提出があつた場合においても、その記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

5　第一項の規定の適用を受けた特定子会社の同項の規定により損金の額に算入された金額は、法人税法第二条第十八号の規定の適用については同号イに規定する所得の金額に、同法第六十七条第二項及び第三項の規定の適用についてはこれらの規定に規定する所得等の金額に、それぞれ含まれるものとする。

6　第一項の規定の適用がある場合における同

項の特定親会社が同項の譲渡により取得した同項の子会社株式等の取得価額の計算その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十七条の十一及び第六十七条の十二を次のように改める。

第六十七条の十一及び第六十七条の十二　削除

第六十七条の十四第二項の表及び第六十七条の十五第三項の表中「第六十九条第七項」を「第六十九条第八項」に、「第九項」を「第十一項」に改める。

第六十八条を第六十七条の十六とし、第六十八条の二を削る。

第六十八条の三第一項中「第六十八条の三第一項」を「第六十八条第一項」に改め、同条を第六十八条とする。

第六十八条の三の二第一項第三号中「開始した各事業年度」の下に「（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該同族会社の連結事業年度）」を加え、同条を第六十八条の二とし、同条の次に次の二条を加える。

（農林中央金庫等の合併に係る課税の特例）

第六十八条の三　次に掲げる合併で平成十三年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に行われるものが共同事業合併（当該合併に係る被合併法人の当該合併前に営む主要な事業のうちのいずれかの事業と合併法人（法人を設立する合併にあつては、他の被合併法人）の当該合併前に営む主要な事業のうちのいずれかの事業とが相互に関連することその他の政令で定める要件を満たすものをいう。）に該当する場合における法人税法その他の法令の規定の適用については、法人税法第二条第十二号の八ハ中「共同で事業を営むための合併として政令で定めるもの」とあるのは、「行う租税特別措置法第六十八条の三（農林中央金庫等の合併に係る課税の特例）に規定する共同事業合併に該当する合併」とする。

一　農林中央金庫と信用農業協同組合連合会（農林中央金庫及び特定農業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）第二条第三項に規定する信用農業協同組合連合会をいう。次号において同じ。）との合併

二　全国の区域を地区とする農業協同組合連合会とその会員たる農業協同組合連合会（信用農業協同組合連合会を除く。）との合併

三　農業協同組合と農業協同組合との合併

四　森林組合合併助成法（昭和三十八年法律第五十六号）第二条の規定により同法第四条第二項の認定を受けて行われる森林組合と森林組合との合併

五　漁業協同組合合併促進法（昭和四十二年法律第七十八号）第二条の規定により同法第四条第二項の認定を受けて行われる漁業協同組合と漁業協同組合との合併

（株式等を分割法人と分割法人の株主等とに交付する分割の特例）

第六十八条の三の二　分割承継法人の株式その他の資産を分割法人及び分割法人の株主等（法人税法第二条第十四号に規定する株主等をいう。）のいずれにも交付する分割が行われたときは、分割型分割と分社型分割の双方が行われたものとみなして、この章の規定（政令で定める規定を除く。）を適用する。

2　前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の三の二第一項及び第四項並びに第六十八条の三の四第一項及び第四項中「第十五条の二第一項」を「第十五条の三第一項」に改める。

第六十八条の三の五第一項中「第十五条の二第一項」を「第十五条の三第一項」に改め、「出資金額」の下に「（当該外国法人が有する自己の株式又は出資を除く。）」を加え、「特殊の関係（以下この条」を「特殊の関係（次項及び第五項」に改め、同条第三項中「第三十七条第六項」を「第三十七条第七項」に、「この条」を「この項及び次項」に、「同条第二項中「前項」」を「同条第三項中「前二項」」に、「前項及び」を「第一項及び」に改める。

第六十八条の三の六第一項中「第十五条の二第一項」を「第十五条の三第一項」に改める。

第六十八条の三の七第一項中「以下第六十八条の三の十」を「第六十八条の三の十」に、「請求権のない株式（第六十六条の六第一項に規定する請求権のない株式等」を「請求権のない株式等（第六十六条の六第一項に規定する請求権のない株式等」に改め、「）に係るものを除く」の下に「。以下この項において同じ」を加え、「第十五条の二第一項」を「第十五条の三第一項」に改め、同項第一号中「（請求権のない株式に係るものを除く。）」及び「（請求権のない株式を除く。）」を削り、「出資金額（」の下に「請求権のない株式等及び当該外国関係会社が有する自己の株式又は出資を除く。」を加え、同項第二号中「（請求権のない株式に係るものを除く。）」を削り、同条第二項第一号中「出資金額」の下に「（その有する自己の株式又は出資を除く。）」を加え、「掲げる株式会社」を「掲げる法人」に、「議決権のない株式を発行している株式会社」を「議決権のない株式等（議決権のない株式又は出資をいう。以下この号において同じ。）を発行している法人」に、「発行済株式（議決権のない株式」を「発行済株式の総数又は出資金額（議決権のない株式等及び当該外国法人が有する自己の株式又は出資」に、「総数のうちに居住者」を「うちに居住者」に、「議決権のない株式に」を「議決権のない株式等に」に、「総数の占める」を「総数又は合計額の占める」に、「請求権のない株式を発行している株式会社（」を「請求権のない株式等を発行している法人（」に、「発行済株式（請求権のない株式」を「発行済株式の総数又は出資金額（請求権のない株式等及び当該外国法人が有する自己の株式又は出資」に、「請求権のない株式に」を「請求権のない株式等に」に、「議決権のない株式を発行している株式会社」を「議決権のない株式等を発行している法人」に改め、同条第四項中「第十五条の二第一項」を「第十五条の三第一項」に改める。

第六十八条の三の九第一項中「の額（同号に定める金額を含む。）の支払（」を「の額の支払（同号に定める金額の」に、「で、当該特定信託のその事実」を「で、当該特定信託のこれらの事実」に改め、同項第二号中「をする金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額のうち同法第二条第十六号に規定する資本等の金額を超える部分の」を「により減少することとなる利益積立金額に相当する」に改め、同項第三号中「同条の規定により利益の配当若しくは剰余金の分配の額とみなされる」を「その交付により減少することとなる利益積立金額に相当する」に改め、同条第二項中「第六十六条の八第二項及び第三項」を「第六十六条の八第五項及び第六項」に、「同条第二項中「前項」」を「同条第五項中「第一項」」に改め、「に係る事業年度」の下に「又は連結事業年度」を加え、「第十五条の二第一項」を「第十五条の三第一項」に、「事業年度以後」を「事業年度以後」に改め、「規定する確定申告書」の下に「又は各連結事業年度の同条第三十一号の三に規定する連結確定申告書に当該課税済留保金額又は個別課税済留保金額」を加え、「次項において同じ。）」を「次項において同じ。）に当該課税済留保金額」に、「同条第三項」を「同条第六項」に、「「確定申告書等」を「課税済留保金額若しくは個別課税済留保金額」とあるのは「課税済留保金額」と、「確定申告書等又は同項に規定する連結確定申告書」に改める。

第六十八条の七を次のように改める。

第六十八条の七　削除

第三章に次の十七節を加える。

第九節　連結法人の法人税率の特例

（連結法人の法人税率の特例）

第六十八条の八　連結親法人の法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度が平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に開始する場合における当該連結親法人の各連結事業年度の連結所得に係る同法その他法人税に関する法令の規定の適用については、次の表の第一欄に掲げる連結親法人の区分に応じ同表の第二欄の規定中同表の第三欄に掲げる税率は、同表の第四欄に掲げる税率とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
一　法人税法第二条第九号に規定する普通法人である連結親法人	イ　経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（以下この項において「法人税等負担軽減措置法」という。）第十六条第二項の表の第一号の第四欄（法人税法第八十一条の十二第一項に係る部分に限る。）	百分の三十	百分の三十二
	ロ　法人税等負担軽減措置法第十六条第二項の表の第一号の第四欄（法人税法第八十一条の十二第二項に係る部分に限る。）	百分の二十二	百分の二十四
二　法人税法第二条第七号に規定する協同組合等（第四号において「協同組合等」という。）である連結親法人（第四号に掲げる連結親法人を除く。）	法人税等負担軽減措置法第十六条第二項の表の第二号の第四欄	百分の二十三	百分の二十五
三　第六十八条の百第一項の承認を受けている同項に規定する医療法人である連結親法人	第六十八条の百第一項	百分の二十三	百分の二十五
四　第六十八条の百八第一項に規定する協同組合等である連結親法人	イ　第六十八条の百八第一項の規定により読み替えられた法人税等負担軽減措置法第十六条第二項の表の第二号の第四欄（各連結事業年度の連結所得の金額のうち十億円（法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度が一年に満たない協同組合等については、十億円に当該連結親法人事業年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額。ロにおいて同じ。）以下の部分の金額に限る。）	百分の二十三	百分の二十五
	ロ　第六十八条の百八第一項の規定により読み替えられた法人税等負担軽減措置法第十六条第二項の表の第二号の第四欄（各連結事業年度の連結所得の金額のうち十億円を超える部分の金額に限る。）	百分の二十六	百分の二十八

2　前項の規定の適用がある場合における法人税法その他法人税に関する法令の規定に関する技術的読替えその他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十節　連結法人の特別税額控除及び減価償却の特例

（試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除）

第六十八条の九　連結法人の各連結事業年度（法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度（次項及び第三項において「連結親法人事業年度」という。）が平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に開始するものに限り、その連結親法人の解散（合併による解散を除く。）の日を含む連結事業年度を除く。以下この条において「適用年度」という。）において、当該適用年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される当該連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人の試験研究費の額（その試験研究費に充てるため他の者（当該連結親法人又はその連結子法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。）から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この条において同じ。）の合計額が、比較試験研究費の合計額（当該連結親法人及びその各連結子法人の比較試験研究費の額を合計した金額をいう。）を超え、かつ、基準試験研究費の額を超える場合には、当該適用年度の連結所得に対

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

する法人税の額（この条、次条第二項及び第三項、第六十八条の十一第二項から第四項まで及び第六項、第六十八条の十二第二項から第四項まで及び第六項、第六十八条の十三、第六十八条の十四第二項から第四項まで及び第六項並びに第六十八条の十五第二項から第四項まで及び第六項並びに同法第八十一条の十三から第八十一条の十七までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この項及び次項において「調整前連結税額」という。）から、当該比較試験研究費の合計額を超える部分の金額の百分の十五に相当する金額を控除する。ただし、当該控除する金額が、当該適用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の十二に相当する金額（当該連結親法人又はその連結子法人に当該適用年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される特別試験研究費の額がある場合には、当該百分の十二に相当する金額に当該連結親法人及びその各連結子法人の当該特別試験研究費の額の合計額の百分の十五に相当する金額を加算した金額と当該調整前連結税額の百分の十四に相当する金額とのいずれか少ない金額。以下この項において同じ。）を超えるときは、当該控除する金額は、当該百分の十二に相当する金額を限度とする。

2　連結法人（その連結親法人が中小連結親法人（中小連結法人又は農業協同組合等のうち、連結親法人であるものをいう。以下この項において同じ。）に該当するものに限る。）の各連結事業年度（連結親法人事業年度が平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に開始するものに限り、前項の規定の適用を受ける連結事業年度及び当該中小連結親法人の解散（合併による解散を除く。）の日を含む連結事業年度を除く。）において、当該中小連結親法人又は当該中小連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人に当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額がある場合には、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から、当該中小連結親法人及びその各連結子法人の当該試験研究費の額の合計額の百分の十に相当する金額を控除する。ただし、当該控除する金額が、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の十五に相当する金額を超えるときは、当該控除する金額は、当該百分の十五に相当する金額を限度とする。

3　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　試験研究費　製品の製造又は技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究のために要する費用で政令で定めるものをいう。

二　比較試験研究費の額　連結親法人又は当該適用年度終了の時において当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人ごとに、当該適用年度の連結親法人事業年度開始の日の五年前の日から連結親法人又はその連結子法人の適用年度開始の日の前日までの期間内に開始した各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額（当該期間内に開始した当該連結親法人又はその各連結子法人の連結事業年度に該当しない事業年度（以下この号において「五年以内事業年度」という。）にあっては当該五年以内事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額とし、当該各連結事業年度の月数（五年以内事業年度にあっては、当該連結親法人又はその連結子法人の五年以内事業年度の月数）と当該適用年度の月数とが異なる場合には当該試験研究費の額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該各連結事業年度の月数で除して計算した金額。以下この号において同じ。）のうち当該試験研究費の額が最も多いものから順次その順位を付し、その第一順位から第三順位までの当該試験研究費の額の合計額を三で除して計算した金額（当該期間内に開始した各連結事業年度の数（五年以内事業年度の数を含む。）が三に満たない場合には、政令で定めるところにより計算した金額）をいう。

三　基準試験研究費の額　適用年度の連結親法人事業年度の開始の日前二年以内に開始した各連結親法人事業年度ごとに当該連結親法人及び当該各連結親法人事業年度終了の時において当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人のその連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額を合計した金額のうち、最も多い金額（当該二年以内に開始した連結親法人事業年度がない場合には、政令で定めるところにより計算した金額）をいう。

四　特別試験研究費の額　試験研究費の額のうちエネルギーの使用の合理化、特定物質の使用の合理化又は再生資源の利用に資する工業製品の製造に係る技術に関する試験研究、国の試験研究機関と共同して行う試験研究その他の政令で定める試験研究に係る試験研究費の額として政令で定めるものをいう。

五　中小連結法人　中小企業者に該当する連結法人として政令で定めるものをいう。

六　農業協同組合等　第四十二条の四第三項第六号に規定する農業協同組合等をいう。

4　前項の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

5　第一項又は第二項の規定は、連結確定申告書等に、これらの規定による控除を受ける金額の申告の記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

6　前三項に定めるもののほか、第一項に規定する連結親法人又はその連結子法人が合併法人、分割法人若しくは分割承継法人、現物出資法人若しくは被現物出資法人又は事後設立法人若しくは被事後設立法人である場合における比較試験研究費の額の計算その他同項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

7　第一項又は第二項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章の二の規定の適用については、同法第八十一条の十三第二項中「第八十一条の十七まで（税額控除）」とあるのは「第八十一条の十七まで（税額控除）又は租税特別措置法第六十八条の九（試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除）」と、同法第八十一条の十七中「この款」とあるのは「この款及び租税特別措置法第六十八条の九（試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除）」と、「まず前条」とあるのは「まず同条の規定による控除をし、次に前条」と、同法第八十一条の十八第一項中「までに掲げる金額」とあるのは「までに掲げる金額及び租税特別措置法第六十八条の九第一項（試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除）の規定により同項に規定する調整前連結税額から控除される金額又は同条第二項の規定により同項に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額」と、同法第八十一条の二十第一項第二号

中「の規定」とあるのは「及び租税特別措置法第六十八条の九（試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除）の規定」と、同法第八十一条の二十二第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）及び租税特別措置法第六十八条の九（試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除）」とする。

（エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第六十八条の十　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの期間（次項において「指定期間」という。）内にその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない次に掲げる減価償却資産（以下この条において「エネルギー需給構造改革推進設備等」という。）を取得し、又はエネルギー需給構造改革推進設備等を製作し、若しくは建設して、これをその取得し、又は製作し、若しくは建設した日から一年以内に国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合及び第二号に掲げる減価償却資産を電気事業法第二条第一項第九号に規定する電気事業の用に供した場合を除くものとし、第四号に掲げる減価償却資産にあつては、同号に規定する連結法人の営む製造業、建設業その他政令で定める事業の用に供した場合に限る。次項において同じ。）には、その事業の用に供した日を含む連結事業年度（次項及び第八項において「供用年度」という。）の当該エネルギー需給構造改革推進設備等に係る償却費として損金の額に算入する金額の限度額（以下この節において「償却限度額」という。）は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該エネルギー需給構造改革推進設備等の普通償却限度額（同法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項に規定する償却限度額又は同条第二項に規定する償却限度額に相当する金額をいう。以下この節において同じ。）と特別償却限度額（当該エネルギー需給構造改革推進設備等の取得価額（第一号ハ又は第三号に掲げる減価償却資産にあつては、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額。次項において「基準取得価額」という。）の百分の三十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

一　次に掲げる機械その他の減価償却資産でエネルギーの有効利用に著しく資するもののうち政令で定めるもの

イ　製造工程が連続化された機械、廃熱を製造工程において有効利用する機械その他製造若しくは加工又は役務の提供の方法を改良した機械その他の減価償却資産

ロ　廃エネルギーを回収する機械、電気の動力、熱等への変換の合理化等をする機械その他の減価償却資産

ハ　その利用の形態が電気又はガスの需要量の季節又は時間帯による変動の縮小に著しく資する機械その他の減価償却資産

二　第四十二条の五第一項第二号に掲げる減価償却資産

三　第四十二条の五第一項第三号に掲げる減価償却資産

四　前条第二項に規定する中小連結法人又は連結親法人である同項に規定する農業協同組合等が取得し、又は製作する機械その他の減価償却資産のうち第一号又は第二号に掲げる減価償却資産に類するものとして政令で定めるもの

2　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で前条第二項に規定する中小連結法人（連結親法人である同項に規定する農業協同組合等を含む。）に該当するもの（以下この項においてそれぞれ「中小連結親法人」又は「中小連結子法人」という。）が、指定期間内にエネルギー需給構造改革推進設備等を取得し、又はエネルギー需給構造改革推進設備等を製作し、若しくは建設して、これをその取得し、又は製作し、若しくは建設した日から一年以内に国内にある当該中小連結親法人又はその中小連結子法人の事業の用に供した場合において、当該エネルギー需給構造改革推進設備等につき前項の規定の適用を受けないときは、供用年度の連結所得に対する法人税の額（この項及び次項、前条、次条第二項から第四項まで及び第六項、第六十八条の十二第二項から第四項まで及び第六項、第六十八条の十三、第六十八条の十四第二項から第四項まで及び第六項並びに第六十八条の十五第二項から第四項まで及び第六項並びに法人税法第八十一条の十三から第八十一条の十七までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。第四項までにおいて「調整前連結税額」という。）から、当該中小連結親法人の税額控除限度額（その事業の用に供したエネルギー需給構造改革推進設備等の基準取得価額の合計額の百分の七に相当する金額をいう。以下この項及び第四項において同じ。）及び当該各中小連結子法人の税額控除限度額の合計額を控除する。この場合において、当該中小連結親法人又はその各中小連結子法人ごとに、当該供用年度における税額控除限度額が当該中小連結親法人又はその中小連結子法人の当該供用年度の法人税額基準額（当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額及び当該調整前連結税額のうち当該中小連結親法人又はその中小連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額をいう。）を超えるときは、その税額控除限度額は、当該法人税額基準額とする。

3　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、各連結事業年度において繰越税額控除限度超過額を有する場合には、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から、当該連結親法人又は当該連結子法人の当該繰越税額控除限度超過額及び当該各連結子法人の当該繰越税額控除限度超過額の合計額に相当する金額を控除する。この場合において、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに、当該連結事業年度における繰越税額控除限度超過額が当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度の法人税額基準額（当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額（当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額がある場合には、当該金額を控除した残額）及び当該調整前連結税額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額（当該連結事業年度においてその事業の用に供したエネルギー需給構造改革推進設備等につき同項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、その繰越税額控除限度超過額は、当該法

人税額基準額を限度とする。

4　前項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度開始の日前一年以内に開始した各連結事業年度(当該連結事業年度開始の日前一年以内に開始した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度(以下この項において「一年以内事業年度」という。)とし、当該連結事業年度まで連続して当該連結親法人による法人税法第二条第三十一号の三に規定する連結確定申告書の提出(一年以内事業年度にあつては、青色申告書の提出)をしている場合の各連結事業年度又は一年以内事業年度に限る。)における税額控除限度額(一年以内事業年度にあつては、第四十二条の五第二項に規定する税額控除限度額(以下この項において「単体税額控除限度額」という。)を含む。)のうち、第二項の規定(単体税額控除限度額については、同条第二項の規定)による控除をしてもなお控除しきれない金額(既に前項の規定により当該各連結事業年度において調整前連結税額から控除された金額(既に同条第三項の規定により一年以内事業年度において法人税の額から控除された金額を含む。以下この項において「控除済金額」という。)がある場合には、当該控除済金額を控除した残額)の合計額をいう。

5　第一項から第三項までの規定は、これらの規定に規定する連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人及びこれらの規定に規定する連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人については、適用しない。

6　第一項の規定は、連結確定申告書等に同項に規定する償却限度額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

7　第二項の規定は、連結確定申告書等に、同項の規定による控除を受ける金額の申告の記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

8　第三項の規定は、供用年度以後の各連結事業年度の法人税法第二条第三十一号の三に規定する連結確定申告書に同項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合(第四項に規定する単体税額控除限度額を有する連結親法人又はその連結子法人については、当該明細書の添付がある場合及び第四十二条の五第二項に規定する供用年度以後の各事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)の同法第二条第三十一号に規定する確定申告書(当該供用年度以後の各連結事業年度にあつては、同条第三十一号の三に規定する連結確定申告書)に第四十二条の五第三項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合)で、かつ、第三項の規定の適用を受けようとする連結事業年度の連結確定申告書等に、同項の規定による控除を受ける金額の申告の記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

9　第二項又は第三項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章の二の規定の適用については、同法第八十一条の十三第二項中「第八十一条の十七まで(税額控除)」とあるのは「第八十一条の十七まで(税額控除)又は租税特別措置法第六十八条の十第二項若しくは第三項(エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除)」と、同法第八十一条の十七中「この款」とあるのは「この款並びに租税特別措置法第六十八条の十第二項及び第三項(エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除)」と、同法第八十一条の二十第一項第二号中「の規定」とあるのは「並びに租税特別措置法第六十八条の十第二項及び第三項(エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定」と、同法第八十一条の二十二第一項第二号中「前節(税額の計算)」とあるのは「前節(税額の計算)並びに租税特別措置法第六十八条の十第二項及び第三項(エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除)」とする。

10　第五項から第八項までに定めるもののほか、第一項から第四項まで及び前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除)

第六十八条の十一　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で次の各号に掲げるもの(以下この条においてそれぞれ「特定中小連結親法人等」又は「特定中小連結子法人等」という。)が、平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの期間(次項及び第三項において「指定期間」という。)内に、その製作の後事業の用に供されたことのない当該各号に定める機械及び装置並びに器具及び備品(以下この条において「事業基盤強化設備」という。)で政令で定める規模のもの(第三項までにおいて「特定事業基盤強化設備」という。)を取得し、又は特定事業基盤強化設備を製作して、これを国内にある当該特定中小連結親法人等又はその特定中小連結子法人等の営む事業の用に供した場合(貸付けの用に供した場合を除く。次項及び第三項において同じ。)には、その事業の用に供した日を含む連結事業年度(以下この条において「供用年度」という。)の当該特定事業基盤強化設備の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定事業基盤強化設備の普通償却限度額と特別償却限度額(当該特定事業基盤強化設備の取得価額(政令で定める大規模な連結法人が取得し、又は製作した第三号又は第四号に定める資産については、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額。次項において「基準取得価額」という。)の百分の三十に相当する金額をいう。)との合計額とする。

一　特定農産加工業経営改善臨時措置法第三条第一項に規定する特定農産加工業者(中小連結法人(第六十八条の九第二項に規定する中小連結法人又は連結親法人である同項に規定する農業協同組合等をいう。第六号において同じ。)に限る。)で同法第三条第一項に規定する経営改善措置に関する計画に係る同項の承認を受けた連結法人　当該経営改善措置に関する計画に定める機械及び装置

二　卸売業又は小売業を営む第六十八条の九第二項に規定する中小連結法人に該当する連結法人　機械及び装置並びに器具及び備品(電子計算機については、財務省令で定める要件を満たすものに限る。)

三　飲食店業（政令で定める事業を除く。）を営む連結法人　機械及び装置並びに器具及び備品で当該事業の基盤の強化に寄与するものとして連結法人の規模（連結子法人にあつては、その連結完全支配関係を有する連結親法人の規模を含む。）に応じて政令で定めるもの

四　サービス業でその基盤の強化を通じて消費の拡大、雇用機会の確保等国民経済の安定及び発展に資することが必要なものとして政令で定める事業を営む第六十八条の九第二項に規定する中小連結法人に該当する連結法人（当該事業のうち政令で定める特定の事業を営む政令で定める大規模な連結法人を含む。）　機械及び装置並びに器具及び備品で当該事業の基盤の強化に寄与するものとして政令で定めるもの

五　中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第五条第二項に規定する認定計画に従つて同法第四条第一項に規定する改善事業を実施する同法第五条第一項に規定する認定組合等又は当該認定組合等の構成員（同法第二条第二項に規定する構成員をいう。）である同法第二条第一項に規定する中小企業者に該当する連結法人（前各号に掲げる連結法人に該当する者を除く。）　機械及び装置で当該認定計画に従つて政令で定める期間内に事業の用に供するもののうち労働時間の短縮又は職場の環境の改善に資するものとして政令で定めるもの

六　持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律第五条第二項に規定する認定導入計画に従つて同法第二条に規定する持続性の高い農業生産方式を導入する同法第五条第一項に規定する認定農業者に該当する連結法人（中小連結法人に限る。）　当該持続性の高い農業生産方式の実施に資する農業用の機械及び装置として政令で定めるもので当該認定導入計画に定められたもの

七　中小企業経営革新支援法第五条第二項に規定する承認経営革新計画に従つて同法第二条第三項に規定する経営革新のための事業を行う同条第一項に規定する中小企業者（同項第六号に掲げる者を除く。）で同法第九条第一項に規定する確認を受けた連結法人（前各号に掲げる連結法人に該当する者を除く。）　当該承認経営革新計画に定める機械及び装置

八　産業活力再生特別措置法第四条第二項に規定する認定事業再構築計画（同法第二条第二項第一号に規定する事業構造変更及び同項第二号に規定する事業革新について計画が定められているものに限る。）に従つて同法第二条第二項に規定する事業再構築を行う第六十八条の九第二項に規定する中小連結法人に該当する連結法人で同法第十七条第一項第一号に規定する確認を受けたもの（前各号に掲げる連結法人に該当する者を除く。）　当該認定事業再構築計画に定める機械及び装置

2　特定中小連結親法人等又はその特定中小連結子法人等（前項第一号又は第五号から第八号までに掲げる連結法人にあつては、政令で定める連結法人を除く。以下この項において同じ。）が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない特定事業基盤強化設備を取得し、又は特定事業基盤強化設備を製作して、これを国内にある当該特定中小連結親法人等又はその特定中小連結子法人等の営む事業の用に供した場合において、当該特定事業基盤強化設備につき前項の規定の適用を受けないときは、供用年度の連結所得に対する法人税の額（この項から第四項まで及び第六項、第六十八条の九、前条第二項及び第三項、次条第六項、第六十八条の十三、第六十八条の十四第二項から第四項まで及び第六項並びに第六十八条の十五第二項から第四項まで及び第六項並びに法人税法第八十一条の十三から第八十一条の十七までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。第五項までにおいて「調整前連結税額」という。）から、当該特定中小連結親法人等の税額控除限度額（その事業の用に供した当該特定事業基盤強化設備の基準取得価額の合計額の百分の七に相当する金額をいう。以下この項及び第五項において同じ。）及び当該各特定中小連結子法人等の税額控除限度額の合計額を控除する。この場合において、当該特定中小連結親法人等又はその各特定中小連結子法人等ごとに、当該供用年度における税額控除限度額が、当該特定中小連結親法人等又はその特定中小連結子法人等の当該供用年度の法人税額基準額（当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額及び当該調整前連結税額のうち当該特定中小連結親法人等又はその特定中小連結子法人等に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、その税額控除限度額は、当該法人税額基準額を限度とする。

3　特定中小連結親法人等又はその特定中小連結子法人等が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない事業基盤強化設備を物品賃貸業を営む者から契約により賃借（政令で定める要件を満たすものに限る。）をして、これを国内にある当該特定中小連結親法人等又はその特定中小連結子法人等の営む事業の用に供した場合（その事業の用に供した日を含む連結事業年度終了の日まで引き続き、当該事業の用に供している場合に限るものとし、第六十八条の十四第三項又は第六十八条の十五第三項の規定の適用を受けるものに係る場合を除く。）には、供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から、当該特定中小連結親法人等のリース税額控除限度額（その事業の用に供した事業基盤強化設備（その賃借に要する政令で定める費用の総額が政令で定める金額以上であるものに限る。）に係る当該費用の総額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額（第一項に規定する政令で定める大規模な連結法人が賃借をした同項第三号又は第四号に定める資産については、当該計算した金額に政令で定める割合を乗じて計算した金額）の合計額の百分の七に相当する金額をいう。以下この項及び第五項において同じ。）及び当該各特定中小連結子法人等のリース税額控除限度額の合計額を控除する。この場合において、当該特定中小連結親法人等又はその各特定中小連結子法人等ごとに、当該供用年度におけるリース税額控除限度額が、当該特定中小連結親法人等又はその特定中小連結子法人等の当該供用年度の法人税額基準額（当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額（当該供用年度においてその事業の用に供した特定事業基盤強化設備につき前項の規定により当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち当該特定中小連結親法人等又はその特定中小連結子法人等に帰せられる金額がある場合には、当該金額を

控除した残額)を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。)を超えるときは、そのリース税額控除限度額は、当該法人税額基準額を限度とする。

4　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、各連結事業年度において繰越税額控除限度超過額を有する場合には、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から、当該連結親法人の繰越税額控除限度超過額及び当該各連結子法人の繰越税額控除限度超過額の合計額に相当する金額を控除する。この場合において、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに、当該連結事業年度における繰越税額控除限度超過額が当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度の法人税額基準額(当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額(当該連結事業年度において、その事業の用に供した事業基盤強化設備につき第二項又は前項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額)及び当該調整前連結税額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額(当該連結事業年度においてその事業の用に供した事業基盤強化設備につき第二項又は前項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額がある場合には、当該金額を控除した残額)を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。)を超えるときは、その繰越税額控除限度超過額は、当該法人税額基準額を限度とする。

5　前項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度開始の日前一年以内に開始した各連結事業年度(当該連結事業年度開始の日前一年以内に開始した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度(以下この項において「一年以内事業年度」という。)とし、当該連結事業年度まで連続して当該連結親法人による法人税法第二条第三十一号の三に規定する連結確定申告書の提出(一年以内事業年度にあっては、青色申告書の提出)をしている場合の各連結事業年度又は一年以内事業年度に限る。)における税額控除限度額又はリース税額控除限度額(一年以内事業年度にあっては、第四十二条の七第二項又は第三項に規定する税額控除限度額又はリース税額控除限度額(以下この項において「単体税額控除限度額等」という。)を含む。)のうち、第二項又は第三項の規定(単体税額控除限度額等については、同条第二項又は第三項の規定)による控除をしてもなお控除しきれない金額(既に前項の規定により当該各連結事業年度において調整前連結税額から控除された金額(既に同条第四項の規定により一年以内事業年度において法人税の額から控除された金額を含む。以下この項において「控除済金額」という。)がある場合には、当該控除済金額を控除した残額)の合計額をいう。

6　第三項に規定する事業基盤強化設備(連結事業年度に該当しない事業年度において事業の用に供した第四十二条の七第三項に規定する事業基盤強化設備を含む。)につきこれらの規定の適用を受けた連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある当該適用に係る連結子法人が、当該適用を受けた連結事業年度後の各連結事業年度(同条第三項の規定の適用を受けた場合には、当該適用を受けた事業年度終了の日の翌日以後に開始した各連結事業年度)において、当該事業基盤強化設備の賃借に係る契約において当該賃借をする期間として定められた期間内に当該事業基盤強化設備を当該連結親法人又はその連結子法人の営む事業の用に供しなくなった場合(当該事業基盤強化設備の災害による著しい損傷その他の政令で定める事実が生じたことにより当該事業の用に供しなくなった場合を除く。)には、当該連結親法人に対して課する当該事業の用に供しなくなった日を含む連結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、法人税法第八十一条の十二第一項から第三項まで並びに第六十八条の八第一項、次条第六項、第六十八条の十四第六項、第六十八条の十五第六項、第六十八条の百第一項及び第六十八条の百八第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該事業基盤強化設備につき第三項又は第四項の規定によりこれらの規定に規定する供用年度又は連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除された金額(第四十二条の七第三項又は第四項の規定の適用を受けた場合には、これらの規定によりこれらの規定に規定する供用年度又は事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額)のうち当該事業の用に供しなくなった日から当該賃借をする期間として定められた期間の末日までの期間に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額を加算した金額とする。

7　第一項から第四項まで及び前項の規定は、これらの規定に規定する連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人及びこれらの規定に規定する連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人については、適用しない。

8　第一項の規定は、連結確定申告書等に同項に規定する償却限度額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

9　第二項及び第三項の規定は、連結確定申告書等に、これらの規定による控除を受ける金額の申告の記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

10　第四項の規定は、供用年度以後の各連結事業年度の法人税法第二条第三十一号の三に規定する連結確定申告書に同項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合(第五項に規定する単体税額控除限度額等を有する連結親法人又はその連結子法人については、当該明細書の添付がある場合及び第四十二条の七第二項又は第三項に規定する供用年度以後の各事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)の同法第二条第三十一号に規定する確定申告書(当該供用年度以後の各連結事業年度にあっては、同条第三十一号の三に規定する連結確定申告書)に第四十二条の七第四項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合)で、かつ、第四項の規定の適用を受けようとする連結事業年度の連結確定申告書等に、同項の規定による控除を受ける金額の申告の記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

11　第二項から第四項までの規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章の二の規定の適用については、同法第八十一条の十三第二項中「第八十一条の十七まで(税額控除)」とあるのは「第八十一条の十七まで(税額控除)又は租税特別措置法第六十八条の十一第二項から第四項まで(事業基盤強化設備を取得した場合等の法人税額の特別控除)」と、同法第八十一条の十七中「この款」とあるのは

「この款及び租税特別措置法第六十八条の十一第二項から第四項まで（事業基盤強化設備を取得した場合等の法人税額の特別控除）」と、「まず前条」とあるのは「まず同条第二項から第四項までの規定による控除をし、次に前条」と、同法第八十一条の十八第一項中「までに掲げる金額」とあるのは「までに掲げる金額及び租税特別措置法第六十八条の十一第二項から第四項まで（事業基盤強化設備を取得した場合等の法人税額の特別控除）の規定によりこれらの規定に規定する調整前連結法税額から控除される金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額」と、同法第八十一条の二十第一項第二号中「の規定」とあるのは「及び租税特別措置法第六十八条の十一第二項から第四項まで（事業基盤強化設備を取得した場合等の法人税額の特別控除）の規定」と、同法第八十一条の二十二第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）及び租税特別措置法第六十八条の十一第二項から第四項まで（事業基盤強化設備を取得した場合等の法人税額の特別控除）」とする。

12　第六項の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第八十一条の十三第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の十一第六項（事業基盤強化設備を事業の用に供しなくなつた場合の法人税額）に規定する加算した金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額」とするほか、同法第二編第一章の二第三節の規定による申告又は還付の特例その他同法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

13　第六項の規定の適用を受ける同項に規定する事業基盤強化設備に係る第四項に規定する繰越税額控除限度超過額の計算その他第一項から第十一項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（事業化設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）

第六十八条の十二　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で次の各号に掲げるもの（大規模法人の子会社として政令で定めるもの及びその連結事業年度において前条第一項若しくは同項に係る第六十八条の四十一第一項の規定又は前条第二項から第四項までの規定の適用を受ける連結親法人（当該適用に係る法人が連結子法人である場合には、当該適用に係る連結子法人を除く。以下この条においてそれぞれ「特別中小連結親法人」又は「特別中小連結子法人」という。）が、平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの期間（次項及び第三項において「指定期間」という。）内に、その製作の後事業の用に供されたことのない当該各号に定める機械及び装置（以下この条において「事業化設備等」という。）で政令で定める規模のもの（第三項までにおいて「特定事業化設備等」という。）を取得し、又は特定事業化設備等を製作して、これを国内にある当該特別中小連結親法人又はその特別中小連結子法人の営む事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合を除く。次項及び第三項において同じ。）には、その事業の用に供した日を含む連結事業年度（以下この条において「供用年度」という。）の当該特定事業化設備等の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定事業化設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定事業化設備等の取得価額の百分の三十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

一　中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第三条第一項に規定する中小企業者等に該当する連結法人で同法第五条第二項に規定する認定研究開発等事業計画に従つて同法第二条第四項に規定する研究開発等事業を行うもの（次号又は第三号に掲げる連結法人に該当する者を除く。）　当該認定研究開発等事業計画に定める機械及び装置

二　中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第二条第一項に規定する中小企業者（同項第六号に掲げる者を除く。）に該当する連結法人で同条第三項第一号に規定する業種に属する事業を営むもののうち設立の日として政令で定める日以後五年を経過していないもの（連結子法人にあつてはその連結完全支配関係を有する連結親法人が当該連結親法人の当該設立の日として政令で定める日以後五年を経過していないものである連結子法人に限るものとし、次号に掲げる連結法人に該当する者を除く。）　当該事業の用に供される機械及び装置

三　中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第二条第一項に規定する中小企業者に該当する連結法人で当該連結法人の当該連結事業年度開始の日前一年以内に開始した当該連結法人の各連結事業年度（当該連結法人の当該連結事業年度開始の日前一年以内に開始した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）の試験研究費の額の収入金額に対する割合として政令で定める割合が百分の三を超えるもの　機械及び装置

2　特別中小連結親法人又はその特別中小連結子法人が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない特定事業化設備等を取得し、又は特定事業化設備等を製作して、これを国内にある当該特別中小連結親法人又はその特別中小連結子法人の営む事業の用に供した場合において、当該特定事業化設備等につき前項の規定の適用を受けないときは、供用年度の連結所得に対する法人税の額（この項から第四項まで及び第六項、第六十八条の九、第六十八条の十第二項及び第三項、前条第六項、次条、第六十八条の十四第二項から第四項まで及び第六項並びに第六十八条の十五第二項から第四項まで及び第六項並びに法人税法第八十一条の十三から第八十一条の十七までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。第五項までにおいて「調整前連結税額」という。）から、当該特別中小連結親法人の税額控除限度額（その事業の用に供した当該特定事業化設備等の取得価額の合計額の百分の七に相当する金額をいう。以下この項及び第五項において同じ。）及び当該各特別中小連結子法人の税額控除限度額の合計額を控除する。この場合において、当該特別中小連結親法人又はその各特別中小連結子法人ごとに、当該供用年度における税額控除限度額が当該特別中小連結親法人又はその特別中小連結子法人の当該供用年度の法人税額基準額（当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額及び当該調整前連結税額のうち当該特別中小連結親法人又はその特別中小連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるとき

は、その税額控除限度額は、当該法人税額基準額を限度とする。

3　特別中小連結親法人又はその特別中小連結子法人が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない事業化設備等を物品賃貸業を営む者から契約により賃借（政令で定める要件を満たすものに限る。）をして、これを国内にある当該特別中小連結親法人又はその特別中小連結子法人の営む事業の用に供した場合（その事業の用に供した日を含む連結事業年度終了の日まで引き続き、当該事業の用に供している場合に限るものとし、第六十八条の十四第三項又は第六十八条の十五第三項の規定の適用を受けるものに係る場合を除く。）には、供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から、当該特別中小連結親法人のリース税額控除限度額（その事業の用に供した事業化設備等（その賃借に要する政令で定める費用の総額が政令で定める金額以上であるものに限る。）の当該費用の総額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額の合計額の百分の七に相当する金額をいう。以下この項及び第五項において同じ。）及び当該各特別中小連結子法人のリース税額控除限度額の合計額を控除する。この場合において、当該特別中小連結親法人又はその各特別中小連結子法人ごとに、当該供用年度における リース税額控除限度額が、当該特別中小連結親法人又はその特別中小連結子法人の当該供用年度の法人税額基準額（当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額（当該供用年度においてその事業の用に供した特定事業化設備等につき前項の規定により当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額（当該特別中小連結親法人又はその特別中小連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額をいう。）を超えるときは、当該特別中小連結親法人又はその特別中小連結子法人のリース税額控除限度額は、当該特別中小連結親法人又はその各特別中小連結子法人ごとに、当該供用年度における リース税額控除限度額（その事業の用に供した事業化設備等につき前項の規定により当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち当該特別中小連結親法人又はその特別中小連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額（当該供用年度においてその事業の用に供した特定事業化設備等につき前項の規定により当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、そのリース税額控除限度額は、当該法人税額基準額を限度とする。

4　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人（その連結事業年度において、前条第一項若しくは同項に係る第六十八条の四十一第一項の規定又は前条第二項から第四項までの規定の適用を受ける連結親法人又は当該適用に係る連結子法人を除く。）が、各連結事業年度において繰越税額控除限度超過額を有する場合には、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から、当該連結親法人の繰越税額控除限度超過額及び当該各連結子法人の繰越税額控除限度超過額の合計額に相当する金額を控除する。この場合において、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに、当該連結事業年度における繰越税額控除限度超過額が当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度の法人税額基準額（当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額（当該連結事業年度においてその事業の用に供した事業化設備等につき第二項又は前項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）及び当該調整前連結税額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額（当該連結事業年度においてその事業の用に供した事業化設備等につき第二項又は前項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額を限度とする。

5　前項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度開始の日前一年以内に開始した各連結事業年度（当該連結事業年度開始の日前一年以内に開始した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度（以下この項において「一年以内事業年度」という。）とし、当該連結事業年度まで連続して当該連結親法人による法人税法第二条第三十一号の三に規定する連結確定申告書の提出（一年以内事業年度にあつては、青色申告書の提出）をしている場合の各連結事業年度又は一年以内事業年度に限る。）における税額控除限度額又はリース税額控除限度額（一年以内事業年度にあつては、第四十二条の八第二項又は第三項に規定する税額控除限度額又はリース税額控除限度額（以下この項において「単体税額控除限度額等」という。）を含む。）のうち、第二項又は第三項の規定（単体税額控除限度額等については、同条第二項又は第三項の規定）による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に前項の規定により当該各連結事業年度において調整前連結税額から控除された金額（既に同条第四項の規定により一年以内事業年度において法人税の額から控除された金額を含む。以下この項において「控除済金額」という。）がある場合には、当該控除済金額を控除した残額）の合計額をいう。

6　第三項に規定する事業化設備等（連結事業年度に該当しない事業年度において事業の用に供した第四十二条の八第三項に規定する事業化設備等を含む。）につきこれらの規定の適用を受けた連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある当該適用に係る連結子法人が、当該適用を受けた連結事業年度（同条第三項の規定の適用を受けた場合には、当該適用を受けた事業年度終了の日の翌日以後に開始した各連結事業年度）において、当該事業化設備等の賃借に係る契約において当該賃借をする期間として定められた期間内に当該事業化設備等を当該連結親法人又はその連結子法人の営む事業の用に供しなくなつた場合（当該事業化設備等の災害による著しい損傷その他の政令で定める事実が生じたことにより当該事業の用に供しなくなつた場合を除く。）には、当該連結親法人に対して課する当該事業の用に供しなくなつた日を含む連結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、法人税法第八十一条の十二第一項から第三項まで並びに第六十八条の八第一項、前条第六項、第六十八条の十四第六項、第六十八条の十五第六項、第六十八条の百第一項及び第六十八条の百八第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該事業化設備等につき第三項又は第四項の規定によりこれらの規定に規定する供用年度又は連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除された金額（第四十二条の八第三項又は第四項の規定の適用を受けた場合には、これらの規定によりこれらの規定に規定する供用年度又は事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額）のうち当該事業の用に供しなくなつた日から当該賃借をする期間として定められた期間の末日までの期間に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額を加算した金

額とする。

7　第一項から第四項まで及び前項の規定は、これらの規定に規定する連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人及びこれらの規定に規定する連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人については、適用しない。

8　第一項の規定は、連結確定申告書等に同項に規定する償却限度額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

9　第二項及び第三項の規定は、連結確定申告書等に、これらの規定による控除を受ける金額の申告の記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

10　第四項の規定は、供用年度以後の各連結事業年度の法人税法第二条第三十一号の三に規定する連結確定申告書に同項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合（第五項に規定する単体税額控除限度額等を有する連結親法人又はその連結子法人については、当該明細書の添付がある場合及び第四十二条の八第二項又は第三項に規定する供用年度以後の各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）の同法第二条第三十一号に規定する確定申告書（当該供用年度以後の各連結事業年度にあつては、同条第三十一号の三に規定する連結確定申告書）に第四十二条の八第四項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合）で、かつ、第四項の規定の適用を受けようとする連結事業年度の連結確定申告書等に、同項の規定による控除を受ける金額の申告の記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

11　第二項から第四項までの規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章の二の規定の適用については、同法第八十一条の十三第二項中「第八十一条の十七まで（税額控除）」とあるのは「第八十一条の十七まで（税額控除）又は租税特別措置法第六十八条の十二第二項から第四項まで（事業化設備等を取得した場合等の法人税額の特別控除）」と、同法第八十一条の十七中「この款」とあるのは「この款及び租税特別措置法第六十八条の十二第二項から第四項まで（事業化設備等を取得した場合等の法人税額の特別控除）」と、「まず前条」とあるのは「まず同条第二項から第四項までの規定による控除をし、次に前条」と、同法第八十一条の十八第一項中「までに掲げる金額」とあるのは「までに掲げる金額及び租税特別措置法第六十八条の十二第二項から第四項まで（事業化設備等を取得した場合等の法人税額の特別控除）の規定によりこれらの規定に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額」と、同法第八十一条の二十第一項第二号中「の規定」とあるのは「及び租税特別措置法第六十八条の十二第二項から第四項まで（事業化設備等を取得した場合等の法人税額の特別控除）の規定」と、同法第八十一条の二十二第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）及び租税特別措置法第六十八条の十二第二項から第四項まで（事業化設備等を取得した場合等の法人税額の特別控除）」とする。

12　第六項の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第八十一条の十三第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の十二第六項（事業化設備等を事業の用に供しなくなつた場合の法人税額）」と、同条第二項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の十二第六項」と、同法第八十一条の十八第一項中「第一号に掲げる金額」とあるのは「第一号に掲げる金額及び租税特別措置法第六十八条の十二第六項（事業化設備等を事業の用に供しなくなつた場合の法人税額）に規定する加算した金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額」とするほか、同法第二編第一章の二第三節の規定による申告又は還付の特例その他同法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

13　第六項の規定の適用を受ける同項に規定する繰越税額控除限度超過額の計算その他第一項から第十一項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）

第六十八条の十三　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、平成十四年四月一日から平成十九年三月三十一日までの期間のうち政令で定める期間内に、第四十二条の九第一項の表の各号の第一欄に掲げる地区内において当該各号の第二欄に掲げる事業の用に供する設備で政令で定める規模のものの新設又は増設をする場合において、当該新設又は増設に係る当該各号の第三欄に掲げる減価償却資産（同表の他の号の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「工業用機械等」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は工業用機械等を製作し、若しくは建設して、これを当該地区内において当該連結親法人又はその連結子法人の当該事業の用に供したときは、その事業の用に供した日を含む連結事業年度（以下この条において「供用年度」という。）の連結所得に対する法人税の額（この条、第六十八条の九、第六十八条の十第二項及び第三項、第六十八条の十一第二項から第四項まで及び第六項、前条第二項から第四項まで及び第六項、次条第二項から第四項まで及び第六項並びに第八十一条の十七までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。第三項までにおいて「調整前連結税額」という。）から、当該連結親法人の税額控除限度額（その事業の用に供した当該工業用機械等の取得価額（一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が二十億円を超える場合には、二十億円に当該工業用機械等の取得価額が当該一の生産等設備を構成する工業用機械等の取得価額の合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額）に当該各号の第四欄に掲げる割合を乗じて計算した金額の合計額をいう。以下この項及び第三項において同じ。）及び当該各連結子法人の税額控除限度額の合計額を控除する。この場合において、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに、当該供用年度における税額控除限度額が当該連結親法人又はその連結子法人の当該供用年度の法人税額基準額（当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額及び当該調整前連結税額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、その税額控除限度額は、当該法人税額基準額を限度とする。

2　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、各連結事業年度において繰越税額控除限度超過額を有

する場合には、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から、当該連結親法人の繰越税額控除限度超過額及び当該各連結子法人の繰越税額控除限度超過額の合計額に相当する金額を控除する。この場合において、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに、当該連結事業年度における繰越税額控除限度超過額が当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度の法人税額基準額（当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額（当該連結事業年度においてその事業の用に供した工業用機械等につき前項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）及び当該調整前連結税額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額（当該連結事業年度においてその事業の用に供した工業用機械等につき前項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、その繰越税額控除限度超過額は、当該法人税額基準額を限度とする。

3　前項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度開始の日前四年以内に開始した各連結事業年度（当該連結事業年度開始の日前四年以内に開始した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度（以下この項において「四年以内事業年度」という。）とし、当該連結事業年度まで連続して当該連結親法人による法人税法第二条第三十一号の三に規定する連結確定申告書の提出（四年以内事業年度にあつては、青色申告書の提出）をしている場合の各連結事業年度又は四年以内事業年度に限る。）における税額控除限度額（四年以内事業年度にあつては、第四十二条の九第一項に規定する税額控除限度額（以下この項において「単体税額控除限度額」という。）を含む。）のうち、第一項の規定（単体税額控除限度額については、同条第一項の規定）による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に前項の規定により当該各連結事業年度において調整前連結税額から控除された金額（既に同条第二項の規定により四年以内事業年度において法人税の額から控除された金額を含む。以下この項において「控除済金額」という。）がある場合には、当該控除済金額を控除した残額）の合計額をいう。

4　第一項及び第二項の規定は、これらの規定に規定する連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人及びこれらの規定に規定する連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人については、適用しない。

5　第一項の規定は、連結確定申告書等に同項の規定による控除を受ける金額の申告の記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

6　第二項の規定は、供用年度以後の各連結事業年度の法人税法第二条第三十一号の三に規定する連結確定申告書に同項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合（第三項に規定する単体税額控除限度額を有する連結親法人又はその連結子法人については、当該明細書の添付がある場合及び第四十二条の九第一項に規定する供用年度以後の各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）の同法第二条第三十一号に規定する確定申告書（当該供用年度以後の各連結事業年度にあつては、同条第三十一号の三に規定する連結確定申告書）に第四十二条の九第二項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合）で、かつ、第二項の規定の適用を受けようとする連結事業年度の連結確定申告書等に、同項の規定による控除を受ける金額の申告の記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

7　第一項又は第二項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章の二の規定の適用については、同法第八十一条の十三第二項中「第八十一条の十七まで（税額控除）」とあるのは「第八十一条の十七まで（税額控除）又は租税特別措置法第六十八条の十三（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）」と、同法第八十一条の十七中「この款」とあるのは「この款及び租税特別措置法第六十八条の十三（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）」と、「まず前条」とあるのは「まず同条の規定による控除をし、次に前条」と、同法第八十一条の十八第一項中「までに掲げる金額」とあるのは「までに掲げる金額及び租税特別措置法第六十八条の十三（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定によりこれらの規定に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額」と、同法第八十一条の二十第一項第二号中「の規定」とあるのは「及び租税特別措置法第六十八条の十三（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同法第八十一条の二十二第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）及び租税特別措置法第六十八条の十三（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）」とする。

8　第四項に定めるもののほか、第一項から第三項まで及び第五項から前項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）

第六十八条の十四　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で沖縄振興特別措置法第六十六条の規定により読み替えて適用される中小企業経営革新支援法第五条第二項に規定する承認経営革新計画に従つて沖縄振興特別措置法第六十六条に規定する経営革新のための事業を行う同条に規定する特定中小企業者（中小企業経営革新支援法第二条第一項第六号に掲げる者を除く。）に該当するもの（以下この条においてそれぞれ「特定中小連結親法人」又は「特定中小連結子法人」という。）が、平成十四年四月一日から平成十九年三月三十一日までの期間（次項及び第三項において「指定期間」という。）内に、その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない当該承認経営革新計画に定める機械及び装置、器具及び備品（財務省令で定めるものに限る。）並びに建物及びその附属設備（以下この条において「経営革新設備等」という。）で政令で定める規模のもの（第三項までにおいて「特定経営革新設備等」という。）を取得し、又は特定経営革新設備等を製作し、若しくは建設して、これを沖縄県の地域内において当該特定中小連結親法人又はその特定中小連結子法人の営む事業の用に

供した場合（貸付けの用に供した場合を除く。次項及び第三項において同じ。）には、その事業の用に供した日を含む連結事業年度（以下この条において「供用年度」という。）の当該特定経営革新設備等の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定経営革新設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定経営革新設備等の取得価額の百分の三十四（建物及びその附属設備については、百分の二十）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2　特定中小連結親法人又はその特定中小連結子法人が、指定期間内に、その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない特定経営革新設備等を取得し、又は特定経営革新設備等を製作し、若しくは建設して、これを沖縄県の地域内において当該特定中小連結親法人又はその特定中小連結子法人の営む事業の用に供した場合において、当該特定経営革新設備等につき前項の規定の適用を受けないときは、供用年度の連結所得に対する法人税の額（この項から第四項まで及び第六項、第六十八条の九、第六十八条の十第二項及び第三項、第六十八条の十一第二項から第四項まで及び第六項、第六十八条の十二第二項から第四項まで及び第六項、前条並びに次条第二項から第四項まで及び第六項並びに法人税法第八十一条の十三から第八十一条の十七までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。第五項までにおいて「調整前連結税額」という。）から、当該特定中小連結親法人の税額控除限度額（その事業の用に供した当該特定経営革新設備等の取得価額の百分の十五（当該特定経営革新設備等が建物及びその附属設備である場合には、百分の八）に相当する金額の合計額をいう。以下この項及び第五項において同じ。）及び当該各特定中小連結子法人の税額控除限度額の合計額を控除する。この場合において、当該特定中小連結親法人又はその各特定中小連結子法人ごとに、当該供用年度における税額控除限度額が当該特定中小連結親法人又はその特定中小連結子法人の当該供用年度の法人税額基準額（当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額及び当該調整前連結税額のうち当該特定中小連結親法人又はその特定中小連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、その税額控除限度額は、当該法人税額基準額を限度とする。

3　特定中小連結親法人又はその特定中小連結子法人が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない経営革新設備（経営革新設備等のうち建物及びその附属設備以外のものをいう。以下この項において同じ。）を物品賃貸業を営む者から契約により賃借（政令で定める要件を満たすものに限る。）をして、これを沖縄県の地域内において当該特定中小連結親法人又はその特定中小連結子法人の営む事業の用に供した場合（その事業の用に供した日を含む連結事業年度終了の日まで引き続き、当該事業の用に供している場合に限るものとし、次条第三項の規定の適用を受けるものに係る場合を除く。）には、供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から、当該特定中小連結親法人のリース税額控除限度額（その事業の用に供した経営革新設備（その賃借に要する政令で定める費用の総額が政令で定める金額以上であるものに限る。）の当該費用の総額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額の合計額の百分の十五に相当する金額をいう。以下この項及び第五項において同じ。）及び当該各特定中小連結子法人ごとに、当該供用年度における税額控除限度額が、当該特定中小連結親法人又はその特定中小連結子法人の当該供用年度の法人税額基準額（当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額（当該供用年度においてその事業の用に供した経営革新設備等につき前項の規定により当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）及び当該調整前連結税額のうち当該特定中小連結親法人又はその特定中小連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額（当該供用年度においてその事業の用に供した特定経営革新設備等につき前項の規定により当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち当該特定中小連結親法人又はその特定中小連結子法人に帰せられる金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、そのリース税額控除限度額は、当該法人税額基準額を限度とする。

4　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、各連結事業年度において繰越税額控除限度超過額を有する場合には、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から、当該連結親法人の繰越税額控除限度超過額及び当該各連結子法人の繰越税額控除限度超過額の合計額に相当する金額を控除する。この場合において、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに、当該連結事業年度における繰越税額控除限度超過額が当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度の法人税額基準額（当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額（当該連結事業年度においてその事業の用に供した経営革新設備等につき第二項又は前項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）及び当該調整前連結税額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額（当該連結事業年度においてその事業の用に供した経営革新設備等につき第二項又は前項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、その繰越税額控除限度超過額は、当該法人税額基準額を限度とする。

5　前項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度開始の日前四年以内に開始した各連結事業年度（当該連結事業年度開始の日前四年以内に開始した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度（以下この項において「四年以内事業年度」という。）とし、当該連結事業年度まで連続して当該連結親法人による法人税法第二条第三十一号の三に規定する連結確定申告書の提出（四年以内事業年度にあつては、青色申告書の提出）をしている場合の各連結事業年度又は四年以内事業年度に限る。）における税額控除限度額又はリース税額控除限度額（四年以内事業年度にあつては、第四十二条の十第二項又は第三項に規定する税額控除限度額又は

リース税額控除限度額(以下この項において「単体税額控除限度額等」という。)を含む。)のうち、第二項又は第三項の規定(単体税額控除限度額等については、同条第二項又は第三項の規定)による控除をしてもなお控除しきれない金額(既に前項の規定により当該各連結事業年度において調整前連結税額から控除された金額(既に同条第四項の規定により四年以内事業年度において法人税の額から控除された金額を含む。以下この項において「控除済金額」という。)がある場合には、当該控除済金額を控除した残額)の合計額をいう。

6　第三項に規定する経営革新設備(連結事業年度に該当しない事業年度において事業の用に供した第四十二条の十第三項に規定する経営革新設備を含む。)につきこれらの規定の適用を受けた連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある当該適用に係る連結子法人が、当該適用を受けた連結事業年度後の各連結事業年度(同条第三項の規定の適用を受けた場合には、当該適用を受けた事業年度終了の日の翌日以後に開始した各連結事業年度)において、当該経営革新設備の賃借に係る契約において当該賃借をする期間として定められた期間内に当該経営革新設備を当該連結親法人又はその連結子法人の営む事業の用に供しなくなった場合(当該経営革新設備の災害による著しい損傷その他の政令で定める事実が生じたことにより当該事業の用に供しなくなった場合を除く。)には、当該連結親法人に対して課する当該事業の用に供しなくなった日を含む連結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、法人税法第八十一条の十二第一項から第三項まで並びに第六十八条の八第一項、第六十八条の十一第六項、第六十八条の十二第六項、次条第六項、第六十八条の百第一項及び第六十八条の百八第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該経営革新設備につき第三項又は第四項の規定によりこれらの規定に規定する供用年度又は連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除された金額(第四十二条の十第三項又は第四項の規定の適用を受けた場合には、これらの規定によりこれらの規定に規定する供用年度又は事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額)のうち当該事業の用に供しなくなった日から当該賃借をする期間として定められた期間の末日までの期間に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額を加算した金額とする。

7　第一項から第四項まで及び前項の規定は、これらの規定に規定する連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人及びこれらの規定に規定する連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人については、適用しない。

8　第一項の規定は、連結確定申告書等に同項に規定する償却限度額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

9　第二項及び第三項の規定は、連結確定申告書等に、これらの規定による控除を受ける金額の申告の記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

10　第四項の規定は、供用年度以後の各連結事業年度の法人税法第二条第三十一号の三に規定する連結確定申告書に同項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合(第五項に規定する単体税額控除限度額等を有する連結親法人又はその連結子法人については、当該明細書の添付がある場合及び第四十二条の十第二項又は第三項に規定する供用年度以後の各事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)の同法第二条第三十一号に規定する確定申告書(当該供用年度以後の各連結事業年度にあつては、同条第三十一号の三に規定する連結確定申告書)に第四十二条の十第四項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合)で、かつ、第四項の規定の適用を受けようとする連結事業年度の連結確定申告書等に、同項の規定による控除を受ける金額の申告の記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

11　第二項から第四項までの規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章の二の規定の適用については、同法第八十一条の十三第二項中「第八十一条の十七まで(税額控除)」とあるのは「第八十一条の十七まで(税額控除)又は租税特別措置法第六十八条の十四第二項から第四項まで(沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合等の法人税額の特別控除)」と、同法第八十一条の十七中「この款」とあるのは「この款及び租税特別措置法第六十八条の十四第二項から第四項まで(沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合等の法人税額の特別控除)」と、同法第八十一条の二十二第一項第二号中「前節(税額の計算)」とあるのは「前節(税額の計算)及び租税特別措置法第六十八条の十四第六項(経営革新設備を事業の用に供しなくなつた場合の法人税額)」と、同条第二項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の十四第六項」と、同法第八十一条の十八第一項中「第一号に掲げる金額」とあるのは「第一号に掲げる金額及び租税特別措置法第六十八条の十四第六項(経営革新設備を事業の用に供しなくなつた場合の法人税額)に規定する加算した金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額」と、同法第八十一条の二十一項第二号中「の規定」とあるのは「及び租税特別措置法第六十八条の十四第二項から第四項まで(沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合等の法人税額の特別控除)の規定」と、同法第八十一条の二十二第一項第二号中「前節(税額の計算)」とあるのは「前節(税額の計算)及び租税特別措置法第六十八条の十四第二項から第四項まで(沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合等の法人税額の特別控除)」とする。

12　第六項の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第八十一条の十三第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の十四第六項(経営革新設備を事業の用に供しなくなつた場合の法人税額)」と、同条第二項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の十四第六項」と、同法第八十一条の十八第一項中「第一号に掲げる金額」とあるのは「第一号に掲げる金額及び租税特別措置法第六十八条の十四第六項(経営革新設備を事業の用に供しなくなつた場合の法人税額)に規定する加算した金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額」とするほか、同法第二編第一章の二第三節の規定による申告又は還付の特例その他同法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

13　第六項の規定の適用を受ける同項に規定する経営革新設備に係る第四項に規定する繰越税額控除限度超過額の計算その他第一項から第十一項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(中小連結法人が機械等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除)

第六十八条の十五　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法

人で第六十八条の九第二項に規定する中小連結法人（連結親法人である同項に規定する農業協同組合等を含む。）に該当するもの（以下この条においてそれぞれ「中小連結親法人」又は「中小連結子法人」という。）が、平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの期間（次項及び第三項において「指定期間」という。）内に、その製作の後事業の用に供されたことのない第四十二条の十一第一項各号に掲げる減価償却資産（同項第一号に掲げる減価償却資産にあつては、政令で定める規模のものに限る。第三項までにおいて「特定機械装置等」という。）を取得し、又は特定機械装置等を製作して、これを国内にある当該中小連結親法人又はその中小連結子法人の営む同条第一項に規定する指定事業の用（以下この条において「指定事業の用」という。）に供した場合には、その指定事業の用に供した日を含む連結事業年度（以下この条において「供用年度」という。）の当該特定機械装置等の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定機械装置等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定機械装置等の取得価額（第四十二条の十一第一項第三号に掲げる減価償却資産にあつては、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額。次項において「基準取得価額」という。）の百分の三十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2　特定中小連結親法人（中小連結親法人のうち政令で定める法人以外の法人をいう。以下この項において同じ。）又は当該特定中小連結親法人による連結完全支配関係にある中小連結子法人（以下この項において「特定中小連結子法人」という。）が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない特定機械装置等を取得し、又は特定機械装置等を製作して、これを国内にある当該特定中小連結親法人又はその中小連結子法人の営む指定事業の用に供した場合（その指定事業の用に供した日を含む連結事業年度終了の日まで引き続き、当該指定事業の用に供している場合に限る。）には、供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から、当該中小連結親法人のリース税額控除限度額（その指定事業の用に供した減価償却資産（同項第一号に掲げる減価償却資産にあつては、その賃借に要する政令で定める費用の総額が政令で定める金額以上であるものに限る。）の当該費用の総額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額の合計額の百分の七に相当する金額をいう。以下この項及び第五項において同じ。）及び当該各中小連結子法人のリース税額控除限度額の合計額を控除する。この場合において、当該中小連結親法人又はその各中小連結子法人ごとに、当該供用年度におけるリース税額控除限度額が、当該中小連結親法人又はその中小連結子法人の当該供用年度の法人税額基準額（当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額（当該供用年度においてその指定事業の用に供した特定機械装置等につき前項の規定により当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）及び当該調整前連結税額のうち当該中小連結親法人又はその中小連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額（当該供用年度においてその指定事業の用に供した特定機械装置等につき前項の規定により当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち当該中小連結親法人又はその中小連結子法人に帰せられる金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、その税額控除限度額は、当該法人税額基準額を限度とする。

3　中小連結親法人又はその中小連結子法人が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない第四十二条の十一第一項第一号又は第二号に掲げる減価償却資産を物品賃貸業を営む者から契約により賃借（政令で定める要件を満たすものに限る。）をして、これを国内にある当該中小連結親法人又はその中小連結子法人の営む指定事業の用に供した場合（その指定事業の用に供した日を含む連結事業年度終了の日まで引き続き、当該指定事業の用に供している場合に限る。）には、供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から、当該中小連結親法人のリース税額控除限度額（その指定事業の用に供した減価償却資産（同項第一号に掲げる減価償却資産にあつては、その賃借に要する政令で定める費用の総額が政令で定める金額以上であるものに限る。）の当該費用の総額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額の合計額の百分の七に相当する金額（当該供用年度においてその指定事業の用に供した特定機械装置等につき前項の規定により当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）及び当該調整前連結税額のうち当該中小連結親法人又はその中小連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額（当該供用年度においてその指定事業の用に供した特定機械装置等につき前項の規定により当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち当該中小連結親法人又はその中小連結子法人に帰せられる金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を基礎として政令で定めるところにより計算した金額（当該供用年度においてその指定事業の用に供した減価償却資産につき第二項又は前項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）及び当該調整前連結税額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、その繰越税額控除限度超過額は、当該法人税額基準額を限度とする。

4　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、各連結事業年度において繰越税額控除限度超過額を有する場合には、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から、当該連結親法人の繰越税額控除限度超過額及び当該各連結子法人の繰越税額控除限度超過額の合計額に相当する金額を控除する。この場合において、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに、当該連結事業年度における繰越税額控除限度超過額が当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度の法人税額基準額（当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額（当該連結事業年度においてその指定事業の用に供した減価償却資産につき第二項又は前項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）及び当該調整前連結税額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額（当該連結事業年度においてその指定事業の用に供した減価償却資産につき第二項又は前項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、その繰越税額控除限度超過額は、当該法人税額基準額を限度とする。

5　前項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度開始の日前一年以内に開始した各連結事業年度（当該連結事業年度開始の日前一年以内に開始した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度（以下この項において「一年以内事業年度」という。）とし、当該連結事業年度まで連続して当該連結親法人による法人税法第二条第三十一号の三に規定する連結確定申告書の提出（一年以内事業年度にあつては、青色申告書の提出）をしている場合の各連結事業年度又は一年以内事業年度に限る。）における税額控除限度額又はリース税額控除限度額（一年以内事業年度にあつては、第四十二条の十一第二項又は第三項に規定する税額控除限度額又はリース税額控除限度額（以下この項において「単体税額控除限度額等」という。）を含む。）のうち、第二項又は第三項の規定（単体税額控除限度額等については、同条第二項又は第三項の規定）による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に前項の規定により当該各連結事業年度において調整前連結税額から控除された金額（既に同条第四項の規定により一年以内事業年度において法人税の額から控除された金額を含む。以下この項において「控除済金額」という。）がある場合には、当該控除済金額を控除した残額）の合計額をいう。

6　第三項に規定する減価償却資産（連結事業年度に該当しない事業年度において事業の用に供した第四十二条の十一第三項に規定する減価償却資産を含む。）につきこれらの規定の適用を受けた連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある当該適用に係る連結子法人が、当該適用を受けた連結事業年度後の各連結事業年度（同条第三項の規定の適用を受けた場合には、当該適用を受けた事業年度終了の日の翌日以後に開始した各連結事業年度）において、当該減価償却資産の賃借に係る契約において当該賃借をする期間として定められた期間内に当該減価償却資産を当該連結親法人又はその連結子法人の営む指定事業の用に供しなくなつた場合（当該減価償却資産の災害による著しい損傷その他の政令で定める事実が生じたことにより当該指定事業の用に供しなくなつた場合を除く。）には、当該連結親法人に対して課する当該指定事業の用に供しなくなつた日を含む連結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、法人税法第八十一条の十二第一項から第三項まで並びに第六十八条の八第一項、第六十八条の十一第六項、第六十八条の十二第六項、前条第六項、第六十八条の百第一項及び第六十八条の百八第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該減価償却資産につき第三項又は第四項の規定によりこれらの規定に規定する供用年度又は連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除された金額（第四十二条の十一第三項又は第四項の規定の適用を受けた場合には、これらの規定によりこれらの規定に規定する供用年度又は事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額）のうち当該指定事業の用に供しなくなつた日から当該賃借をする期間として定められた期間の末日までの期間に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額を加算した金額とする。

7　第一項から第四項まで及び前項の規定は、これらの規定に規定する連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人及びこれらの規定に規定する連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人については、適用しない。

8　第一項の規定は、連結確定申告書等に同項に規定する償却限度額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

9　第二項及び第三項の規定は、連結確定申告書等に、これらの規定による控除を受ける金額の申告の記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

10　第四項の規定は、供用年度以後の各連結事業年度の法人税法第二条第三十一号の三に規定する連結確定申告書に同項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合（第五項に規定する単体税額控除限度額等を有する連結親法人又はその連結子法人については、当該明細書の添付がある場合及び第四十二条の十一第二項又は第三項に規定する供用年度以後の各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）の同法第二条第三十一号に規定する確定申告書（当該供用年度以後の各連結事業年度にあつては、同条第三十一号の三に規定する連結確定申告書）に第四十二条の十一第四項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合）で、かつ、第四項の規定の適用を受けようとする連結事業年度の連結確定申告書等に、同項の規定による控除を受ける金額の申告の記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

11　第二項から第四項までの規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章の二の規定の適用については、同法第八十一条の十三第二項中「第八十一条の十七まで（税額控除）」とあるのは「第八十一条の十七まで（税額控除）又は租税特別措置法第六十八条の十五第二項から第四項まで（中小連結法人が機械等を取得した場合等の法人税額の特別控除）」と、同法第八十一条の十七中「この款」とあるのは「この款及び租税特別措置法第六十八条の十五第二項から第四項まで（中小連結法人が機械等を取得した場合等の法人税額の特別控除）」と、「まず前条」とあるのは「まず同条第二項から第四項までの規定による控除をし、次に前条」と、同法第八十一条の十八第一項中「までに掲げる金額」とあるのは「までに掲げる金額及び租税特別措置法第六十八条の十五第二項から第四項まで（中小連結法人が機械等を取得した場合等の法人税額の特別控除）の規定によりこれらの規定に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額」と、同法第八十一条の二十第一項第二号中「の規定」とあるのは「及び租税特別措置法第六十八条の十五第二項から第四項まで（中小連結法人が機械等を取得した場合等の法人税額の特別控除）の規定」と、同法第八十一条の二十二第一項第二号中「前節（税額の計算）及び租税特別措置法第六十八条の十五第二項から第四項まで（中小連結法人が機械等を取得した場合等の法人税額の特別控除）」とする。

12　第六項の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第八十一条の十三第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の十五第六項（機械等を事業の用に供しなくなつた場合の法人税額）」と、同条第二項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の十五第六項」と、同法第八十一条の十八第一項中「第一号に掲げる金額」とあるのは「第一号に掲げる金額及び租税特別措置法第六十八条の十五第六項（機械等を事

業の用に供しなくなった場合の法人税額）に規定する加算した金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額」とするほか、同法第二編第一章の二第三節の規定による申告又は還付の特例その他同法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

13　第六項の規定の適用を受ける同項に規定する減価償却資産に係る第四項に規定する繰越税額控除限度超過額の計算その他第一項から第十一項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（特定設備等の特別償却）

第六十八条の十六　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人のうち次の表の各号の上欄に掲げるものが、当該各号の中欄に掲げる減価償却資産（以下この項において「特定設備等」という。）につき政令で定める期間内に、特定設備等でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定設備等を製作し、若しくは建設して、これを当該連結親法人又はその連結子法人の当該各号の上欄に規定する事業の用に供した場合（同表の第三号の上欄に掲げる連結法人で政令で定めるもの以外のものが貸付けの用に供した場合を除く。）には、その用に供した日を含む連結事業年度の当該特定設備等の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定設備等の取得価額（第六十八条の九第二項に規定する中小連結法人又は連結親法人である同項に規定する農業協同組合等以外の連結親法人又はその連結子法人が取得し、又は製作し、若しくは建設した同表の第一号の中欄に掲げる減価償却資産については、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額。以下この項において「基準取得価額」という。）に当該各号の下欄に掲げる割合を乗じて計算した金額をいう。以下この項において同じ。）との合計額とする。この場合において、当該連結親法人又はその連結子法人の特定設備等の全部又は一部が同表の二以上の号の規定に該当するものであるときは、当該二以上の号の規定に該当する特定設備等に係る特別償却限度額の計算上その基準取得価額に乗ずべき割合は、当該二以上の号の割合のうち最も大きい一の割合とする。

法人	資産	割合
一　公害その他これに準ずる公共の災害の防止に資する機械その他の減価償却資産のうち政令で定めるものを事業の用に供する連結法人	当該機械その他の減価償却資産（新設又は増設に係るもののうち政令で定めるもの及び既存の当該機械その他の減価償却資産に代えて設置をするものとして政令で定めるものを除く。）	百分の十六（当該機械その他の減価償却資産のうち政令で定める構築物については、百分の十二）
二　電気事業法第二条第一項第一号に規定する一般電気事業若しくは同項第五号に規定する特定電気事業、電気通信事業法第六条第二項に規定する第一種電気通信事業又は有線テレビジョン放送法第二条第一項に規定する有線テレビジョン放送若しくは有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律第二条に規定する有線ラジオ放送に係る事業を営む連結法人	次に掲げる工事の施行に伴って取得し、又は建設されるケーブルその他の政令で定める設備 イ　電線共同溝の整備等に関する特別措置法に規定する電線共同溝に電線を敷設するための工事で政令で定めるもの ロ　送電若しくは配電又は有線による電気通信の設備を収容するために地下に設ける施設の設置に必要な工事で円滑な道路交通の確保及び電気又は電気通信役務の円滑な供給の確保に資するものとして政令で定めるもの（イに掲げる工事を除く。）	百分の五
三　政令で定める海上運送業を営む連結法人	当該事業の経営の合理化に資するものとして政令で定める船舶及び機械その他の設備	百分の十六（当該船舶のうち本邦と外国又は外国と外国との間を往来するもの（以下この号において「外航船舶」という。）で当該事業の経営の合理化に著しく資するものとして政令で定めるもの及び当該船舶のうち油の流出による海洋の汚染の防止に著しく資するものとして政令で定めるもの（外航船舶を除く。）については百分の十八とし、当該船舶のうち油の流出による海洋の汚染の防止に著しく資するものとして政令で定めるもの（外航船舶に限る。）については百分の十九とし、当該機械その他の設備については百分の十とする。）
四　政令で定める航空運送業を営む連結法人	当該事業の経営の合理化に資するものとして政令で定める航空機	百分の五（当該航空機のうち経営の合理化に著しく資するものとして政令で定めるものについては、百分の八）

2　前項の規定は、連結確定申告書等に同項に規定する償却限度額の計算に関する明細書の添付がない場合には、適用しない。

（関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却）

第六十八条の十七　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、関西文化学術研究都市建設促進法第五条第一項に規定する建設計画の同意の日から平成十五年三月三十一日までの間に、第四十三条の二第一項に規定する研究施設（以下この項において「研究施設」という。）を取得し、又は研究施設を製作し、若しくは建設して、これを当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した場合には、その用に供した日を含む連結事業年度の当該研究施設の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該研究施設の普通償却限度額と特別償却限度額（当該研究施設の取得価額の百分の二十五（建物及びその附属設備については、百分の十三）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2　前条第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

（特定中核的民間施設等の特別償却）

第六十八条の十八　連結親法人（その発行済株式の総数又は出資金額若しくは拠出された金額の二分の一以上の数又は金額が地方公共団体により所有され、又は出資若しくは拠出をされている法人に限る。）が、平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に、第四十三条の三第一項に規定する特定中核的民間施設（以下この項において「特定中核的民間施設」という。）を取得し、又は特定中核的民間施設を建設して、これを当該連結親法人の事業の用に供した場合には、その用に供した日を含む連結事業年度の当該特定中核的民間施設の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定中核的民間施設の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定中核的民間施設が第四十三条の三第一項第三号に定める中核的施設である場合には、百分の十）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2　次の表の各号の上欄に掲げる連結親法人が、当該各号の中欄に掲げる計画（平成三年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に同欄に規定する認定が行われたものに限る。）に従つて、当該認定の日から三年以内の期間内に、当該各号の下欄に掲げる減価償却資産でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないもの（以下この項において「保全事業等資産」という。）を取得し、又は保全事業等資産を製作し、若しくは建設して、これを当該連結親法人の営む事業の用に供した場合には、その用に供した日を含む連結事業年度の当該保全事業等資産（前項又は同表の他の号の規定の適用を受けるものを除く。）の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該保全事業等資産の普通償却限度額と特別償却限度額（当該保全事業等資産の取得価額の百分の十五（建物及びその附属設備については、百分の八）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

法人	計画	資産
一　山村振興法第十二条第五項に規定する認定法人である連結親法人（地方公共団体の出資又は拠出に係る連結親法人で政令で定めるものに限る。）	同条第一項の認定（同条第五項の認定を含む。）に係る同条第一項に規定する保全事業等の計画（以下この号において「保全事業等の計画」という。）	当該保全事業等の計画に記載された建物及びその附属設備並びに機械及び装置のうち政令で定めるもの
二　特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第七条の認定を受けた連結親法人（地方公共団体の出資又は拠出に係る連結親法人で政令で定めるものに限る。）	同条の認定に係る同条に規定する事業計画（以下この号において「事業計画」という。）	当該事業計画に記載された建物及びその附属設備並びに機械及び装置のうち政令で定めるもの

3　第六十八条の十六第二項の規定は、前二項の規定を適用する場合について準用する。

（地震防災対策用資産の特別償却）

第六十八条の十九　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人でその施設等につき地震防災のための対策を早急に講ずる必要があるものとして政令で定めるものが、平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に、大規模地震対策特別措置法第二条第四号に規定する地震防災対策強化地域その他の地震防災のための対策を緊急に推進する必要があると認められる区域として政令で定める区域内において、第四十四条第一項に規定する地震防災対策用資産（以下この項において「地震防災対策用資産」という。）を取得し、又は地震防災対策用資産を製作し、若しくは建設して、これを当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した場合には、その用に供した日を含む連結事業年度の当該地震防災対策用資産の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該地震防災対策用資産の普通償却限度額と特別償却限度額（当該地震防災対策用資産の取得価額の百分の九に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2　第六十八条の十六第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

（特定高度技術産業集積地域における高度技術産業用設備の特別償却）

第六十八条の二十　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、第四十四条の二第一項に規定する特定高度技術産業集積地域（以下この項において「特定高度技術産業集積地域」という。）内において、平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に、同条第一項に規定する特定資産（以下この項において「特定資産」

という。）の取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この項において同じ。）をして、これを当該特定高度技術産業集積地域内において当該連結親法人又はその連結子法人の営む同条第一項に規定する高度技術工業（以下この項において「高度技術工業」という。）に属する事業の用（研究所用の建物及びその附属設備にあつては、高度技術工業以外の事業の用を含む。）に供した場合において、その用に供した当該特定資産が政令で定める規模のものであるときは、その用に供した日を含む連結事業年度の当該特定資産（以下この項において「高度技術産業用設備」という。）の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該高度技術産業用設備の普通償却限度額と特別償却限度額（当該高度技術産業用設備の取得価額（第六十八条の九第二項に規定する中小連結法人又は連結親法人である同項に規定する農業協同組合等以外の連結親法人又はその連結子法人が取得等をした高度技術産業用設備については、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額）の百分の十五（建物及びその附属設備については、百分の八）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2　第六十八条の十六第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

（事業革新設備等の特別償却）

第六十八条の二十一　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、第四十四条の四第一項に規定する事業再構築計画（以下この項において「事業再構築計画」という。）に係る同条第一項に規定する認定を受け、かつ、同項に規定する確認を受けた連結親法人又はその連結子法人（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）が、平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に、その製作の後事業の用に供されたことのない機械その他の減価償却資産で産業活力再生特別措置法第二条第二項第二号に規定する事業革新に著しく資するものとして政令で定めるもの（当該事業再構築計画に記載されたものに限る。以下この項において「事業革新設備」という。）を取得し、又は事業革新設備を製作して、これを国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の営む事業の用（貸付けの用を除く。）に供した場合には、その事業の用に供した日を含む連結事業年度の当該事業革新設備の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該事業革新設備の普通償却限度額と特別償却限度額（当該事業革新設備の取得価額の百分の十八（当該事業革新設備が産業活力再生特別措置法第二条第二項第一号に規定する事業構造変更について定められている事業再構築計画に記載されたものである場合には、百分の二十四）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で第四十四条の四第二項に規定する高度化計画に係る同項に規定する認定を受けたものが、平成十四年四月一日から平成十五年六月三十日までの間に、同項に規定する認定高度化計画に定められた建物及びその附属設備並びに機械及び装置（製造過程の管理の高度化に著しく資するものとして政令で定めるものに限る。以下この項において「製造過程管理高度化設備等」という。）で、その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は製造過程管理高度化設備等を製作し、若しくは建設して、これを当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した場合には、その事業の用に供した日を含む連結事業年度の当該製造過程管理高度化設備等（前項の規定の適用を受けるものを除く。）の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該製造過程管理高度化設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該製造過程管理高度化設備等の取得価額の百分の十二（建物及びその附属設備については、百分の六）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

3　第六十八条の十六第二項の規定は、前二項の規定を適用する場合について準用する。

（特定余暇利用施設の特別償却）

第六十八条の二十二　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、平成十年三月三十一日までに行われた第四十四条の五第一項に規定する承認に係る同項に規定する基本構想に定められた同項に規定する重点整備地区の区域内において、同項に規定する適用期間内に、同項に規定する特定余暇利用施設を取得し、又は建設して、これを当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した場合には、その用に供した日を含む連結事業年度の当該特定余暇利用施設の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定余暇利用施設の取得価額に第四十四条の五第一項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額をいう。）との合計額とする。

2　第六十八条の十六第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

（特定電気通信設備等の特別償却）

第六十八条の二十三　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で次の表の各号の第一欄に掲げるものが、当該各号の第二欄に掲げる期間内に、当該各号の第三欄に掲げる減価償却資産でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないもの（以下この項において「特定電気通信設備等」という。）を取得し、又は特定電気通信設備等を製作し、若しくは建設して、これを当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用（貸付けの用を除く。）に供した場合には、その事業の用に供した日を含む連結事業年度の当該特定電気通信設備等の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定電気通信設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定電気通信設備等の取得価額に当該各号の第四欄に掲げる割合を乗じて計算した金額をいう。）との合計額とする。

法人	期間	資産	割合
一　電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者（第四号までにおいて「電気通信事業者」という。）に該当する連結法人	平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで	当該電気通信事業者の事業所相互間における電気信号の効率的な伝送を行うための設備のうち電気通信の利便性を著しく高めるものとして政令で定めるもの	百分の十五

二　電気通信事業者又は有線テレビジョン放送法第二条第四項に規定する有線テレビジョン放送事業者に該当する連結法人	平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで	電気信号の効率的な伝送を行うための設備のうち電気通信の利便性を著しく高めるものとして政令で定めるもの（前号に掲げる資産を除く。）	百分の七（当該設備であつて、電気信号の伝送を超高速かつ広帯域で行うものとして政令で定めるものについては百分の六とし、有線テレビジョン放送における電気信号の伝送若しくは変換の効率化に資する効果が特に著しいもの又は電気信号の伝送の経路を制御するための機能を有するものとして政令で定めるものについては、百分の十二とする。）	
三　電気通信事業者又は有線放送電話に関する法律第五条に規定する有線放送電話業者に該当する連結法人	平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで	当該電気通信事業者又は有線放送電話業者と利用者との間における電気信号の伝送を高速かつ広帯域で行うための設備のうち電気通信の利便性を著しく高めるものとして政令で定めるもの（前二号に掲げる資産を除く。）	百分の十八	
四　電気通信事業者に該当する連結法人	平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで	電気通信役務の安定的な提供に著しく資する設備で政令で定めるもの	百分の五（当該設備であつて電気通信役務の安定的な提供における支障の発生の防止に著しく資するものとして政令で定めるものについては、百分の十二）	
五　放送法第二条第三号の三に規定する一般放送事業者に該当する連結法人のうち政令で定めるもの及び放送番組を制作する事業を営む連結法人のうち政令で定めるもの	平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで	放送番組の効率的な制作又は電気信号の効率的な伝送を行うための設備のうちテレビジョン放送の利便性を著しく高めるものとして政令で定めるもの	百分の十五	
六　不正アクセス行為の禁止等に関する法律第三条第二項に規定する不正アクセス行為からの防御に資する設備として財務省令で定めるものを事業の用に供する第六十八条の九第二項に規定する中小連結法人又は連結親法人である同項に規定する農業協同組合等	平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日まで	当該設備で政令で定める規模のもの	百分の十五	

2　第六十八条の十六第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

（商業施設等の特別償却）

第六十八条の二十四　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で次の表の各号の上欄に掲げるものが、平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日（同表の第六号から第九号までの上欄に掲げるものについては、平成十六年三月三十一日）までの間に、当該各号の中欄に掲げる減価償却資産でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないもの（以下この項において「商業施設等」という。）を取得し、又は商業施設等を製作し、若しくは建設して、これを当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用（同表の第二号の上欄に掲げる連結法人及び同表の第六号の上欄に掲げる連結法人のうち政令で定めるものにあつては、貸付けの用を除く。）に供した場合には、その用に供した日を含む連結事業年度の当該商業施設等の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該商業施設等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該商業施設等の取得価額に当該各号の下欄に掲げる割合を乗じて計算した金額をいう。）との合計額とする。

	法人	資産	割合
一	事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会（中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号又は第三号の事業を行う協同組合連合会を除く。）、出資組合である商工組合若しくは商工組合連合会又は商店街振興組合若しくは商店街振興組合連合会	中小小売商業振興法第六条に規定する認定計画（次号において「認定計画」という。）のうち政令で定めるものに係る共同利用施設	百分の八（当該共同利用施設のうち公衆の利便を図るためのものとして政令で定めるものについては、百分の十二）
二	中小小売商業者等（中小小売商業振興法第六条第一号に規定する中小小売商業者又は中小サービス業者をいう。）に該当する連結法人	認定計画のうち政令で定めるものに係る店舗用又は倉庫用の建物及びその附属設備で政令で定めるもの	百分の八
三	中小小売商業振興法第四条第六項に規定する特定会社で政令で定める連結親法人	同項の認定を受けた商店街整備等支援計画に係る共同店舗、アーケード、休憩所その他の施設の用に供する建物等（建物及びその附属設備並びに建築物をいう。以下この号において同じ。）	百分の八（当該建物等のうち公衆の利便を図るためのものとして政令で定めるものについては、百分の十二）
四	生活衛生同業組合（出資組合であるものに限る。）又は生活衛生同業小組合	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第五十六条の三第一項に規定する認定を受けた振興計画に係る共同利用施設	百分の八
五	中小企業流通業務効率化促進法第二条第一項第六号に掲げる法人に該当する連結親法人（政令で定めるものを除く。）	同法第五条第二項に規定する認定計画に係る共同利用施設のうち政令で定める建物及びその附属設備	百分の八
六	中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第二十一条第二項に規定する認定中小小売商業高度化事業計画に係る同法第四条第五項に規定する中小小売商業高度化事業を実施する連結法人のうち政令で定めるもの	イ　当該認定中小小売商業高度化事業計画に係る同条第一項に規定する商業施設のうち建物及びその附属設備（第十号までにおいて「建物等」という。）で政令で定めるもの	百分の八
		ロ　当該認定中小小売商業高度化事業計画に係る同条第一項に規定する商業基盤施設のうち建物等及び構築物で政令で定めるもの	百分の十二
七	中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第十七条第一項に規定する認定特定事業者である連結法人で同法第四条第四項第一号に規定する特定商業施設等整備事業を実施するもののうち政令で定めるもの	同法第十七条第二項に規定する認定特定事業計画（第十号までにおいて「認定特定事業計画」という。）に係る同法第四条第四項第一号の商業施設のうち建物等で政令で定めるもの又は認定特定事業計画に係る同号の商業基盤施設（政令で定める規模のものに限る。）のうち建物等及び構築物で政令で定めるもの	百分の八
八	中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第十七条第一項に規定する認定特定事業者である連結法人で同法第四条第四項第五号に規定する貨物運送効率化事業を実施するもののうち政令で定めるもの	認定特定事業計画に係る当該貨物運送効率化事業の用に供される建物等で政令で定めるもの	百分の八
九	中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第十七条第一項に規定する認定特定事業者である連結親法人で同法第四条第四項第六号に規定する中心市街地電気通信施設整備事業を実施するもののうち政令で定めるもの	認定特定事業計画に係る同号に規定する共同利用施設のうち建物等で政令で定めるもの	百分の八
十	中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第十七条第一項に規定する認定特定事業者である連結親法人で同法第四条第四項第三号に規定する中心市街地食品流通円滑化事業を実施するもののうち政令で定めるもの	イ　認定特定事業計画に係る同条第一項に規定する商業施設のうち建物等で政令で定めるもの	百分の八
		ロ　認定特定事業計画に係る同条第一項に規定する商業基盤施設のうち建物等及び構築物で政令で定めるもの	百分の十二

2　第六十八条の十六第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

（再商品化設備等の特別償却）

第六十八条の二十五　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に、第四十四条の九第一項各号に掲げる機械その他の減価償却資産のうちその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないもの（以下この項において「再商品化設備等」という。）を取得し、又は再商品化設備等を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用（貸付けの用を除く。）に供した場合には、その用に供した日を含む連結事業年度の当該再商品化設備等の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該再商品化設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該再商品化設備等の取得価額（第四十四条の九第一項第二号に掲げる機械その他の減価償却資産のうち政令で定めるものにあっては、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額）に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額をいう。）との合計額とする。

2　第六十八条の十六第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

（特定集積地区における輸入関連事業用資産の特別償却）

第六十八条の二十六　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に、第四十四条の十第一項に規定する同意に係る同項に規定する特定集積地区（以下この項において「特定集積地区」という。）の区域内において同条第一項に規定する輸入関連事業（以下この項において「輸入関連事業」という。）の用に供する設備で政令で定める規模のものの新設をする場合において、同条第一項に規定する地域輸入促進計画に従って、同項に規定する輸入関連事業用資産（以下この項において「輸入関連事業用資産」という。）を取得し、又は輸入関連事業用資産を製作し、若しくは建設して、これを特定集積地区内において当該連結親法人又はその連結子法人の営む輸入関連事業の用に供したときは、その用に供した日を含む連結事業年度の当該輸入関連事業用資産の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該輸入関連事業用資産の普通償却限度額と特別償却限度額（当該輸入関連事業用資産の取得価額（一の生産等設備を構成する輸入関連事業用資産の取得価額の合計額が十億円を超える場合には、十億円に当該輸入関連事業用資産の取得価額が当該一の生産等設備を構成する輸入関連事業用資産の取得価額の合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額）の百分の二十（建物及びその附属設備については、百分の十）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2　第六十八条の十六第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

（特定地域における工業用機械等の特別償却）

第六十八条の二十七　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、第四十五条第一項に規定する期間内に、同項の表の各号の第一欄に掲げる地区又は地域内において当該各号の第二欄に掲げる事業の用に供する設備で政令で定める規模のものの新設又は増設をする場合において、当該新設又は増設に係る当該各号の第三欄に掲げる減価償却資産（同表の他の号の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「工業用機械等」という。）を取得し、又は製作し、若しくは建設して、これを当該地区又は地域内において当該連結親法人又はその連結子法人の当該事業の用に供したときは、その用に供した日を含む連結事業年度の当該工業用機械等の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該工業用機械等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該工業用機械等の取得価額（一の生産等設備を構成する工業用機械等の取得価額の合計額が十億円を超える場合には、十億円に当該工業用機械等の取得価額が当該一の生産等設備を構成する工業用機械等の取得価額の合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額）に当該各号の第四欄に掲げる割合を乗じて計算した金額をいう。）との合計額とする。

2　第六十八条の十六第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

（中小連結法人の機械の特別償却）

第六十八条の二十八　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で第六十八条の九第二項に規定する中小連結法人（連結親法人である同項に規定する農業協同組合等を含む。）に該当するものが、平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に、その製作の後事業の用に供されたことのない機械及び装置で政令で定めるものを取得し、又は当該機械及び装置を製作して、これを当該中小連結法人の営む製造業、建設業その他政令で定める事業の用に供した場合には、その用に供した日を含む連結事業年度の当該機械及び装置の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該機械及び装置の普通償却限度額と特別償却限度額（当該機械及び装置の取得価額の百分の十一に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2　第六十八条の十六第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

（医療用機器等の特別償却）

第六十八条の二十九　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で次の表の各号の上欄に掲げるものが、平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に、当該各号の中欄に掲げる減価償却資産のうちその製作の後事業の用に供されたことのないもの（同表の他の号の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「医療用機器等」という。）を取得し、又は当該連結親法人又はその連結子法人の営む当該各号の上欄に規定する事業の用に供した場合には、その用に供した日を含む連結事業年度の当該医療用機器等の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該医療用機器等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該医療用機器等の取得価額に当該各号の下欄に掲げる割合を乗じて計算した金額をいう。）との合計額とする。

法人	資産	割合
一　医療保健業を営む連結法人	イ　医療用の機械及び装置並びに器具及び備品で政令で定めるもの（ロ又はハに掲げるものを除く。）	百分の十四
	ロ　看護業務の省力化に資する機械及び装置並びに器具及び備品で政令で定めるもの	百分の十六
	ハ　救急医療用の機械及び装置並びに器具及び備品で政令で定めるもの	百分の二十
二　民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律第九条に規定する認定事業者で同法第二条に規定する特定民間施設の設置及び運営に係る事業を営む連結法人	当該特定民間施設の機能の発揮に資する機械及び装置並びに器具及び備品で政令で定めるもの	百分の八

2　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で医療保健業を営むものが、平成三年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に、第四十五条の三第二項に規定する特定医療用建物（以下この項及び次項において「特定医療用建物」という。）を取得し、又は特定医療用建物を建設して、これを当該連結親法人又はその連結子法人の営む医療保健業の用に供した場合には、その用に供した日（以下この項において「供用日」という。）以後五年以内の日を含む各連結事業年度の当該特定医療用建物の償却限度額は、供用日以後五年以内（次項において「供用期間」という。）でその用に供している期間に限り、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該特定医療用建物の償却限度額（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額に第四十五条の三第二項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額をいう。）との合計額（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

3　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立により前項の規定（当該適格合併、適格分割又は適格現物出資（以下この項において「適格合併等」という。）に係る被合併法人、分割法人又は現物出資法人の当該適格合併等の日（適格合併又は適格分割型分割にあっては、当該適格合併又は適格分割型分割の日の前日）を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合（以下この項において「連結法人以外の法人等」という。）から引継ぎを受けた場合（同条第二項の規定）の適用を受けている特定医療用建物の移転を受け、これを当該連結親法人又はその連結子法人の営む医療保健業の用に供した場合には、当該移転を受けた連結親法人又はその連結子法人が前項の供用日に当該特定医療用建物を取得し、又は建設して、これを当該供用日に当該連結親法人又はその連結子法人の営む医療保健業の用に供したものとみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項に規定するその用に供している期間は、当該移転の日から供用期間（連結法人以外の法人等から引継ぎを受けた場合には、同条第二項に規定する供用期間）の末日までの期間内で当該連結親法人又はその連結子法人自らがその用に供している期間とする。

4　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で医療保健業を営むものが、平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に、その建設の後事業の用に供されたことのない病院用の建物及びその附属設備（当該連結親法人又はその連結子法人の営む医療保健業の用に供していた病院用の建物及びその附属設備（財務省令で定めるものを除く。）についてその用途を廃止し、これに代わるものとして新たに建設されたもので医療法第二十一条第一項及び第二十三条第一項の規定に基づく病院の施設及び構造設備の基準を満たすものに限る。以下この項において「建替え病院用建物」という。）を取得し、又は建替え病院用建物を建設して、これを当該連結親法人又はその連結子法人の営む医療保健業の用に供した場合（救急医療の確保その他の医療の提供体制の整備に資するものとして政令で定める要件を満たす場合に限る。）には、その用に供した日を含む連結事業年度の当該建替え病院用建物（第二項の規定の適用を受けるものを除く。）の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該建替え病院用建物の普通償却限度額と特別償却限度額（当該建替え病院用建物の第四十五条の三第四項に規定する基準取得価額の百分の十五に相当する金額をいう。）との合計額とする。

5　前項の規定は、連結確定申告書等に第四十五条の三第五項に規定する書類の添付がある場合に限り、適用する。

6　税務署長は、前項の書類の添付がない連結確定申告書等の提出があった場合においても、その添付がなかったことにつきやむを得ない事情があると認めるときは、当該書類の提出があった場合に限り、第四項の規定を適用することができる。

7　第六十八条の十六第二項の規定は、第一項、第二項又は第四項の規定を適用する場合について準用する。

8　前項に定めるもののほか、第二項及び第三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（経営基盤強化計画を実施する特定組合等の構成員等の機械等の割増償却）

第六十八条の三十　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が次の各号に掲げる場合に該当する場合には、適用事業年度終了の日において当該連結親法人又はその連結子法人の有する当該各号

に定める減価償却資産に係る当該適用事業年度の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該資産の普通償却限度額（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の二十七に相当する金額をいう。）との合計額（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

一　当該連結親法人又はその連結子法人が、適用事業年度終了の日において中小企業経営革新支援法第二条第一項に規定する中小企業者（同項第六号に掲げる者を除く。）で平成十一年七月二日から平成十五年三月三十一日までの間に同法第十条第一項に規定する経営基盤強化計画に係る同項の承認を受けた同項に規定する特定組合等（以下この号において「特定組合等」という。）の構成員（当該特定組合等が二以上の特定組合等を会員とする法人である場合には当該連結親法人又はその連結子法人を直接又は間接に構成する会員の構成員とし、これらの者のうち当該経営基盤強化計画を実施する者として政令で定めるものに限る。）であるものに該当し、かつ、当該適用事業年度において同項に規定する特定業種に属する事業で当該経営基盤強化計画に係るものを主として営む場合として政令で定める場合　機械及び装置並びに工場用の建物その他の政令で定める建物及びその附属設備

二　当該連結親法人又はその連結子法人が、適用事業年度終了の日において平成十四年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に沖縄振興特別措置法第六十七条第一項に規定する経営基盤強化計画に係る同項の承認を受けた同項に規定する指定中小企業者（中小企業経営革新支援法第二条第一項第六号に掲げる者を除く。）に該当し、かつ、当該適用事業年度において沖縄振興特別措置法第六十七条第一項に規定する指定業種に属する事業で当該経営基盤強化計画に係るものを主として営む場合として政令で定める場合　機械及び装置並びに工場用の建物その他の政令で定める建物及びその附属設備

2　前項に規定する適用事業年度とは、同項各号に規定する承認のあつた日から当該承認のあつた日を含む連結事業年度開始の日（当該承認のあつた日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度開始の日）以後五年を経過した日の前日までの期間内の日を含む各連結事業年度をいう。

3　第六十八条の十六第二項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

4　前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等）

第六十八条の三十一　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの期間（以下この項において「指定期間」という。）内の日を含む各連結事業年度において障害者を雇用しており、かつ、その障害者雇用割合が百分の五十（当該連結親法人又はその連結子法人の雇用障害者数が二十人以上である場合には、百分の二十五）以上である場合には、当該連結事業年度終了の日において当該連結親法人又はその連結子法人の有する機械及び装置（これに類するものとして政令で定める構築物を含む。）、工場用の建物及びその附属設備並びに車両及び運搬具（一般乗用旅客自動車運送業の用に供するもので政令で定めるものに限る。）のうち当該連結事業年度又は当該連結事業年度開始の日前五年以内に開始した各連結事業年度（当該連結親法人又はその連結子法人の同日前五年以内に開始した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）において取得し、又は製作し、若しくは建設したものに係る当該連結事業年度の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、これらの資産の普通償却限度額（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の二十四（工場用の建物及びその附属設備については、百分の三十二）に相当する金額に当該連結親法人又はその連結子法人の連結事業年度の指定期間の月数を乗じてこれを当該連結親法人又はその連結子法人の連結事業年度の月数で除して計算した金額をいう。）との合計額（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

2　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で次の表の各号の上欄に掲げるものが、平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に、当該各号の中欄に掲げる減価償却資産のうちその製作の後事業の用に供されたことのないもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「障害者対応設備等」という。）を取得し、又は障害者対応設備等を製作して、これを当該連結親法人又はその連結子法人の営む当該各号の上欄に規定する事業の用に供した場合には、その事業の用に供した日を含む連結事業年度の当該障害者対応設備等の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該障害者対応設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該障害者対応設備等の取得価額（同表の第二号から第四号までの中欄に掲げる減価償却資産にあつては、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額）に当該各号の下欄に掲げる割合を乗じて計算した金額をいう。）との合計額とする。

法人	資産	割合
一　鉄道事業法第二条第一項に規定する鉄道事業又は軌道法第三条に規定する運輸事業を営む連結法人	政令で定める駅又は停留場に設置されるエレベーター及びエスカレーターで、身体障害者その他これに準ずる者の利用に資するものとして政令で定めるもの	百分の十五

二　軌道法第三条に規定する運輸事業を営む連結法人	当該事業用の車両で踏段を用いずに乗降が可能な乗降口その他の身体障害者その他これに準ずる者が円滑に利用できる特殊な構造を有するものとして財務省令で定めるところにより証明がされたもの	百分の二十
三　道路運送法第三条第一号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業又は同号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営む連結法人	当該事業用の乗合自動車で身体障害者その他これに準ずる者が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車内に乗り込むことを可能とする乗降補助装置（次号において「乗降補助装置」という。）を有するもの又は踏段を用いずに乗降が可能な乗降口を有するものとして、財務省令で定めるところにより証明がされたもの	百分の二十
四　道路運送法第三条第一号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業を営む連結法人	当該事業用の自動車で乗降補助装置を有するものとして財務省令で定めるところにより証明がされたもの	百分の二十

3　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　障害者　第四十六条の二第三項第一号に規定する障害者をいう。

二　障害者雇用割合　当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに、当該連結事業年度終了の日における常時雇用する従業員の総数に対する雇用障害者数の割合として政令で定めるところにより計算した割合をいう。

三　雇用障害者数　当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに、当該連結事業年度終了の日における常時雇用する障害者の数（当該障害者のうちに障害者の雇用の促進等に関する法律第二条第三号に規定する重度身体障害者又は同条第五号に規定する重度知的障害者（以下この号において「重度の障害者」という。）がある場合には、当該重度の障害者の数を加算した数）と通常の従業員よりも労働時間が短い重度の障害者である従業員の数を合計した数として政令で定める数をいう。

4　第一項の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

5　第六十八条の十六第二項の規定は、第一項又は第二項の規定を適用する場合について準用する。

6　前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（農業経営改善計画等を実施する法人の機械等の割増償却）

第六十八条の三十二　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人（第一号に掲げる場合（同号ニに掲げる要件を満たす場合に限る。）には、その連結事業年度において第六十八条の百一第一項の規定の適用を受ける連結親法人又はその連結子法人を除く。）が、次の各号に規定する認定のあつた日から当該認定のあつた日を含む連結事業年度開始の日（当該認定のあつた日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度開始の日）以後五年を経過した日の前日までの期間内の日を含む各連結事業年度終了の日において当該各号に掲げる場合に該当する場合には、同日において当該連結親法人又はその連結子法人の有する当該各号に定める減価償却資産に係る当該連結事業年度の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該資産の普通償却限度額（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の二十（当該資産が第二号又は第三号に定める資産である場合には、百分の十二）に相当する金額をいう。）との合計額（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

一　当該連結親法人又はその連結子法人が、平成五年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に農業経営基盤強化促進法第十二条第一項に規定する農業経営改善計画（同法第二十三条第七項の規定により認定計画とみなされたものを除く。以下この号において「農業経営改善計画」という。）に係る同法第十二条第三項の認定を受けた農業生産法人（農地法第二条第七項に規定する農業生産法人をいう。以下この号において同じ。）で、次に掲げる要件のいずれかを満たすことについて財務省令で定めるところにより証明がされたものに該当する場合　農業用の機械及び装置（これに類する構築物その他の政令で定めるものを含む。）、建物及びその附属設備並びに生物（当該農業生産法人が当該農業経営改善計画に係る認定前に他の農業経営改善計画に係る認定を受けたことのある者に該当する場合には、これらの減価償却資産のうち新たな農業経営改善計画に係る認定の日以後に取得し、又は製作し、若しくは建設したものに限る。）

イ　当該農業経営改善計画に従って取得等（所有権若しくは使用収益権（地上権、永小作権、使用貸借による権利及び賃借権をいう。以下この号において同じ。）の取得（贈与、出資、合併、分割又は適格事後設立による取得を除く。以下この号において同じ。）又は使用収益権の設定（当該農業生産法人の組合員、社員又は株主の所有する農業経営基盤強化促進法第四条第一項第一号に規定する農用地（以下この号において「農用地」という。）に係るものその他の政令で定めるものを除く。）を受ける行為をいう。以下この号において同じ。）をした農用地の面積の合計が政令で定める面積を超えており、かつ、当該農用地において農業を営んでいるこ

と。

ロ　当該農業経営改善計画に従って取得等をした農用地で果樹又は茶樹が栽培されているもの及び当該農業生産法人が所有権又は使用収益権を有する農用地で当該農業経営改善計画に従って栽培する作物を果樹又は茶樹に転換したものの面積の合計が政令で定める面積を超えており、かつ、これらの農用地において果樹又は茶樹の栽培に係る農業を営んでいること。

ハ　施設園芸（農作物の生育条件を一定の施設により調節し、及び管理して、これを栽培することをいう。以下この号において同じ。）の用に供される施設（財務省令で定めるものに限る。）で当該農業経営改善計画に従って取得又は製作若しくは建設をしたものの敷地の用に供される土地の面積の合計が政令で定める面積を超えており、かつ、当該施設を用いて施設園芸に係る農業を営んでいること。

ニ　当該農業経営改善計画に従って取得若しくは建設をした畜舎（政令で定める家畜に係るものに限る。）の床面積の合計が家畜の種類に応じて政令で定める面積を超えていること又は当該農業経営改善計画に従って増加させた家畜（政令で定めるものに限る。）の数が政令で定める数を超えており、かつ、当該農業経営改善計画に従って政令で定める畜産用の施設の取得、製作若しくは建設をしていること。

二　当該連結親法人又はその連結子法人が、平成五年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第三条第一項に規定する林業経営改善計画で政令で定めるもの（以下この号において「林業経営改善計画」という。）に係る同項の認定を受けた法人のうち相当の規模の林業を営む者として政令で定めるもので、当該林業経営改善計画に従って同条第二項第二号に規定する林業経営の規模の拡大を行っていることについて財務省令で定めるところにより証明がされたものに該当する場合　林業用の機械及び装置（当該連結親法人又はその連結子法人が当該林業経営改善計画に係る認定前に他の林業経営改善計画に係る認定を受けたことのある者に該当する場合には、当該機械及び装置のうち新たな林業経営改善計画に係る認定の日以後に取得し、又は製作したものに限る。）

三　当該連結親法人又はその連結子法人（前号に掲げる場合に該当する連結親法人又はその連結子法人を除く。）が、平成八年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に林業労働力の確保の促進に関する法律第五条第一項に規定する改善措置についての計画（当該連結親法人又はその連結子法人以外の同法第二条第二項に規定する事業主及び同法第十一条第一項の林業労働力確保支援センターと共同して作成されたものに限る。以下この号において「共同改善計画」という。）に係る同法第五条第一項の認定を受けた法人のうち素材生産業を営む森林組合若しくは森林組合連合会又は主として素材生産業を営む者として政令で定めるもので、当該共同改善計画に従って同項に規定する改善措置を実施していることについて財務省令で定めるところにより証明がされたものに該当する場合　林業用の機械及び装置（当該連結親法人又はその連結子法人が当該共同改善計画に係る認定前に他の共同改善計画に係る認定を受けたことのある者に該当する場合には、当該機械及び装置のうち新たな共同改善計画に係る認定の日以後に取得し、又は製作したものに限る。）

2　第六十八条の十六第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

3　前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（漁業経営改善計画を実施する法人の漁船の割増償却）

第六十八条の三十三　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で漁業再建整備特別措置法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第　号）の施行の日から平成十六年三月三十一日までの間に漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第四条第一項の認定を受けた漁業者であるもの（当該認定が政令で定める連結法人を含む。）である場合には、政令で定める連結事業年度終了の日を含む各連結事業年度が、供用期間内の日において当該認定に係る同項に規定する改善計画（以下この項において「認定改善計画」という。）に従って漁業経営の改善のための措置を実施している場合（これに準ずる場合として政令で定める場合を含む。）には、当該連結事業年度終了の日において当該連結親法人又はその連結子法人の有する漁船のうち当該連結事業年度又は当該連結事業年度開始の日前四年以内に開始した各連結事業年度（当該連結親法人又はその連結子法人の同日前四年以内に開始した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）において当該認定改善計画に従って取得し、又は建造して当該連結親法人又はその連結子法人の漁業の用に供されたもの（取得してその用に供されたものにあっては、その取得の時において建造の後事業の用に供されたことのないものに限る。）に係る当該連結事業年度の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該漁船の普通償却限度額（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の十四に相当する金額をいう。）との合計額（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額を加算した金額）とする。

2　前項に規定する供用期間とは、同項に規定する漁船を漁業の用に供した日から同日以後五年を経過する日までの期間で同項に規定する連結親法人又はその連結子法人のその用に供している期間をいう。

3　第六十八条の十六第二項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

4　前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（優良賃貸住宅等の割増償却）

第六十八条の三十四　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、平成七年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に、新築された賃貸住宅のうち次に掲げるもの（以下この項及び次項において「優良賃貸住宅」という。）を取得し、又は優良賃貸住宅を新築して、これを賃貸の用に供した場合には、当該連結親法人又はその連結子法人の賃貸の用に供した日（以下この項において「供用日」という。）以後五年以内の日を含む各連結事業年度の当該優良賃貸住宅の償却限度額は、供用日以後五年以内（次項において「供用期間」という。）でその用に供している期間に限り、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条

第一項又は第二項の規定（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該優良賃貸住宅の普通償却限度額（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の二十（当該優良賃貸住宅のうちその新築の時において同法の規定により定められている耐用年数が三十五年以上であるものについては、百分の四十）に相当する金額をいう。）との合計額（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する合併等特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

一　特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第六条に規定する特定優良賃貸住宅のうち特にその建設の促進を図る必要があるものとして政令で定めるもの

二　第四十七条第一項第二号に掲げる賃貸住宅

2　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立により前項の規定（当該適格合併、適格分割又は適格現物出資（以下この項において「適格合併等」という。）に係る被合併法人、分割法人又は現物出資法人の当該適格合併等の日（適格合併又は適格分割型分割にあつては、当該適格合併又は適格分割型分割の日の前日）を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合（以下この項において「連結法人以外の法人等から引継ぎを受けた場合」という。）には、第四十七条第一項の規定）の適用を受けている優良賃貸住宅（連結法人以外の法人等から引継ぎを受けた場合には、同条第一項に規定する優良賃貸住宅）の移転を受け、これを当該連結親法人又はその連結子法人の賃貸の用に供した場合には、当該移転を受けた日に当該連結親法人又はその連結子法人の賃貸の用に供したものとみなして、同項に規定するその用に供している期間は、当該移転の日から供用期間（連結法人以外の法人等から引継ぎを受けた場合には、同条第一項に規定する供用期間）の末日までの期間内で当該連結親法人又はその連結子法人自らがその用に供している期間とする。

3　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、平成十三年八月五日から平成十五年三月三十一日までの間に、新築された高齢者の居住の安定確保に関する法律第三十四条に規定する高齢者向け優良賃貸住宅のうち政令で定めるもの（以下この項及び次項において「高齢者向け優良賃貸住宅」という。）を取得し、又は高齢者向け優良賃貸住宅を新築して、これを賃貸の用に供した場合には、当該連結親法人又はその連結子法人の賃貸の用に供した日（以下この項において「供用日」という。）以後五年以内の日を含む各連結事業年度の当該高齢者向け優良賃貸住宅（当該連結事業年度における償却額の計算に関し第一項の規定の適用を受けるものを除く。）の償却限度額は、供用日以後五年以内（次項において「供用期間」という。）でその用に供している期間（当該高齢者向け優良賃貸住宅につき第四十七条第三項に規定する目的外使用期間（次項において「目的外使用期間」という。）を除く。）に限り、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該高齢者向け優良賃貸住宅の普通償却限度額（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該高齢者向け優良賃貸住宅のうちその新築の時において同法の規定により定められている耐用年数が三十五年以上であるものについては、百分の五十五）に相当する金額をいう。）との合計額（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

4　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立により前項の規定（当該適格合併、適格分割又は適格現物出資（以下この項において「適格合併等」という。）に係る被合併法人、分割法人又は現物出資法人の当該適格合併等の日（適格合併又は適格分割型分割にあつては、当該適格合併又は適格分割型分割の日の前日）を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合（以下この項において「連結法人以外の法人等から引継ぎを受けた場合」という。）には、第四十七条第三項の規定）の適用を受け、これを当該連結親法人又はその連結子法人の賃貸の用に供した場合には、当該移転を受けた日に当該連結親法人又はその連結子法人の賃貸の用に供したものとみなして、同項に規定するその用に供している期間は、当該移転の日から供用期間（連結法人以外の法人等から引継ぎを受けた場合には、同条第三項に規定する供用期間）の末日までの期間内で当該連結親法人又はその連結子法人自らがその用に供している期間（目的外使用期間を除く。）とする。

5　第一項又は第三項の規定は、連結確定申告書等にこれらの規定に規定する償却限度額の計算に関する明細書の添付がない場合には、適用しない。ただし、当該添付がない連結確定申告書等の提出があつた場合においても、その添付がなかつたことにつき税務署長がやむを得ない事情があると認める場合において、当該明細書の提出があつたときは、この限りでない。

6　前項に定めるもののほか、第一項から第四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（特定再開発建築物等の割増償却）

第六十八条の三十五　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、昭和六十年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に、特定再開発建築物等で新築されたものを取得し、又は特定再開発建築物等を新築して、これを当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した場合には、その事業の用に供した日（以下この項において「供用日」という。）以後五年以内の日を含む各連結事業年度の当該特定再開発建築物等の償却限度額は、供用日以後五年以内（次項において「供用期間」という。）でその用に供している期間に限り、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該特定再開発

建築物等の普通償却限度額（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の十（当該特定再開発建築物等が第四十七条の二第三項第五号に掲げる建築物である場合には、百分の九）に相当する金額をいう。）との合計額（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

2　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この項において「適格合併等」という。）により前項の規定（当該適格合併、適格分割又は適格現物出資に係る被合併法人、分割法人又は現物出資法人の当該適格合併若しくは適格分割型分割の日の前日又は適格分社型分割若しくは適格現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合（以下この項において「連結法人以外の法人等から引継ぎを受けた場合」という。）には、第四十七条の二第一項の規定）の適用を受けている特定再開発建築物等（連結法人以外の法人等から引継ぎを受けた場合には、同条第一項に規定する特定再開発建築物等）の移転を受け、これを当該連結親法人又はその連結子法人の事業（当該適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人が当該特定再開発建築物等をその用に供していた事業と同一の事業に限る。）の用に供した場合には、当該移転を受けた連結親法人又はその連結子法人が前項の供用日に当該特定再開発建築物等を取得し、又は新築して、これを当該供用日に当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供したものとみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項に規定するその用に供している期間は、当該移転の日から供用期間（連結法人以外の法人等から引継ぎを受けた場合には、同条第一項に規定する供用期間）の末日までの期間内で当該連結親法人又はその連結子法人自らがその用に供している期間とする。

3　前二項に規定する特定再開発建築物等とは、都市再開発法第二条第六号に規定する施設建築物（政令で定める部分を除く。）、第四十七条の二第三項第二号から第五号までに掲げる建築物に係る建物及びその附属設備（同項第三号に掲げる建築物については、建物及びその附属設備と併せて設置される駐車の用に供する機械及び装置で財務省令で定めるものを含む。）並びに同項第六号に掲げる構築物（当該構築物と併せて設置される機械及び装置で財務省令で定めるものを含む。）をいう。

4　第六十八条の十六第二項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

5　前項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（倉庫用建物等の割増償却）

第六十八条の三十六　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、昭和四十九年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に、関税法第二条第一項第十一号に規定する開港の区域を地先水面とする地域において定められた港湾法第二条第四項に規定する臨港地区又は物資の流通の拠点区域として政令で定める区域内において、倉庫業法第二条第二項に規定する倉庫業の用に供される倉庫用の建物及びその附属設備若しくは構築物のうち当該地区又は区域の区分に応じて政令で定めるもの（以下この項及び次項において「倉庫用建物等」という。）でその建設の後使用されたことのないものを取得し、又は倉庫用建物等を建設して、これを当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した場合には、その事業の用に供した日（以下この項において「供用日」という。）以後五年以内の日を含む各連結事業年度の当該倉庫用建物等の償却限度額は、供用日以後五年以内（次項において「供用期間」という。）でその用に供している期間に限り、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該倉庫用建物等の普通償却限度額（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の十二に相当する金額をいう。）との合計額（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

2　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この項において「適格合併等」という。）により前項の規定（当該適格合併、適格分割又は適格現物出資に係る被合併法人、分割法人又は現物出資法人の当該適格合併若しくは適格分割型分割の日の前日又は適格分社型分割若しくは適格現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合（以下この項において「連結法人以外の法人等から引継ぎを受けた場合」という。）には、第四十八条第一項の規定）の適用を受けている倉庫用建物等（連結法人以外の法人等から引継ぎを受けた場合には、同条第一項に規定する倉庫用建物等）の移転を受け、これを当該連結親法人又はその連結子法人の事業（当該適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人が当該倉庫用建物等をその用に供していた事業と同一の事業に限る。）の用に供した場合には、当該移転を受けた連結親法人及びその連結子法人が前項の供用日に当該倉庫用建物等を取得し、又は建設して、これを当該供用日に当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供したものとみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項に規定するその用に供している期間は、当該移転の日から供用期間（連結法人以外の法人等から引継ぎを受けた場合には、同条第一項に規定する供用期間）の末日までの期間内で当該連結親法人又はその連結子法人自らがその用に供している期間とする。

3　第六十八条の十六第二項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

4　前項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（鉱業用坑道等の特別償却）

第六十八条の三十七　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で鉱業を営むものが、平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に、第四十九条第一項各号に掲げる資産で政令で定めるものを取得し、又は製作して、これを当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した場合には、その取得又は製作のために支出した金額以下の金額で当該連結親法人又はその連結子法人が損金経理（法人税法第八十一条の二十第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する

期間に係る各連結法人の決算において費用又は損失として経理することをいう。以下この章において同じ。）をしたものは、その用に供した日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2　前項の規定は、連結確定申告書等に同項に規定する支出した金額の損金算入に関する申告の記載がない場合には、適用しない。

3　前項に定めるもののほか、第一項の規定により損金の額に算入される金額がある場合における法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（植林費の損金算入の特例）

第六十八条の三十八　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で第五十条第一項に規定する森林所有者に該当するものが、平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に、その有する山林につき同項に規定する認定を受けた同項に規定する森林施業計画に基づき、造林（植栽又は播種により森林を造成することをいう。）をするための同項に規定する植林費を支出した場合には、その支出した日を含む連結事業年度において、その支出した金額の百分の三十五に相当する金額以下の金額で当該連結親法人又はその連結子法人が損金経理をしたものは、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2　前条第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

3　前項に定めるもののほか、第一項の規定により損金の額に算入される金額がある場合における法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（鉱工業技術研究組合等に対する支出金の特別償却）

第六十八条の三十九　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、第五十二条第一項各号に掲げる法人に対し、平成十五年三月三十一日までに当該各号に定める費用又は負担金を支出した場合には、その支出した金額については、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十二条第一項の規定にかかわらず、当該連結親法人又はその連結子法人がその支出した日を含む連結事業年度以後の各連結事業年度（その支出した日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度終了の日の翌日以後に開始した各連結事業年度）において損金経理をした金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2　第六十八条の三十七第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

3　前項に定めるもののほか、第一項の規定により損金の額に算入される金額がある場合における法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例）

第六十八条の四十　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の有する減価償却資産で第六十八条の十第一項、第六十八条の十一第一項、第六十八条の十二第一項、第六十八条の十四第一項、第六十八条の十五第一項又は第六十八条の十六から第六十八条の三十六までの規定（次項において「特別償却に関する規定」という。）の適用を受けたもの（次項に規定する一年以内事業年度において第五十二条の二第一項に規定する特別償却に関する規定の適用を受けたものを含む。）につき当該連結事業年度において特別償却不足額がある場合には、当該資産に係る当該連結事業年度の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十二条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該資産の普通償却限度額として政令で定める金額に当該資産に係る特別償却不足額を加算した金額とする。

2　前項に規定する特別償却不足額とは、当該連結事業年度開始の日前一年以内に開始した各連結事業年度（当該連結事業年度開始の日前一年以内に開始した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度（以下この項において「一年以内事業年度」という。）とし、当該連結事業年度まで連続して当該連結親法人による法人税法第二条第三十一号の三に規定する連結確定申告書の提出（一年以内事業年度にあつては、青色申告書の提出）をしている場合の各連結事業年度又は一年以内事業年度に限る。）において生じた特別償却に関する規定（第五十二条の二第一項に規定する特別償却に関する規定を含む。以下この項において同じ。）に規定する減価償却資産（以下この条及び次条において「特別償却対象資産」という。）の特別償却限度額に係る不足額（当該連結親法人又はその連結子法人の当該各連結事業年度における当該特別償却対象資産の償却費として損金の額に算入された金額が当該特別償却対象資産の特別償却に関する規定により計算される償却限度額（第六十八条の二十九第二項その他の政令で定める割増償却に関する規定の適用を受ける場合には、当該割増償却に関する規定に規定する普通償却限度額と特別償却限度額との合計額）に満たない場合のその差額のうち、当該特別償却限度額に達するまでの金額をいう。次項において同じ。）のうち、当該連結事業年度前の当該各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額（当該一年以内事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額を含む。）以外の金額をいう。

3　第一項の規定は、特別償却対象資産の特別償却限度額に係る不足額が生じた連結事業年度から当該連結事業年度の直前の連結事業年度までの各連結事業年度の法人税法第二条第三十一号の三に規定する連結確定申告書（前項に規定する一年以内事業年度にあつては、同条第三十一号に規定する確定申告書）及び第一項の規定の適用を受けようとする連結事業年度の連結確定申告書等に同項に規定する減価償却資産の償却限度額の計算に関する明細書の添付がない場合には、適用しない。

4　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この項及び次項において「適格合併等」という。）により特別償却対象資産の移転を受けた場合において、当該特別償却対象資産につき当該移転を受けた日を含む連結事業年度において合併等特別償却不足額があるときは、当該連結親法人又はその連結子法人（当該適格合併等の後において連結法人に該当するものに限る。）の当該特別償却対象資産に係る当該連結事業年度の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十二条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該資産の普通償却限度額として政令で定める金額に当該資産に係る合併等特別償却不足額を加算した金額とする。

5　前項に規定する合併等特別償却不足額とは、適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人（以下こ

の項において「被合併法人等」という。）の当該適格合併等の日（適格合併又は適格分割型分割にあつては、当該適格合併又は適格分割型分割の日の前日。以下この項において「適格合併等の日」という。）を含む連結事業年度（当該被合併法人等の当該適格合併等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度（青色申告書を提出している事業年度に限る。以下この項において「最後事業年度等」という。）とする。）における特別償却対象資産の償却費として損金の額に算入された金額（当該特別償却対象資産が適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立により移転を受けたものである場合には、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第二項に規定する期中損金経理額のうち損金の額に算入された金額（当該適格分社型分割又は適格現物出資に係る分割法人又は現物出資法人の最後事業年度等にあつては、同項に規定する期中損金経理額のうち損金の額に算入された金額）とする。）が当該特別償却対象資産の第一項に規定する特別償却に関する規定（最後事業年度等にあつては、第五十二条の二第一項に規定する特別償却に関する規定。以下この項において同じ。）により計算される償却限度額（第六十八条の二十九第二項その他の政令で定める割増償却に関する規定の適用を受ける場合には、当該割増償却に関する規定に規定する普通償却限度額と特別償却限度額との合計額）に満たない場合のその差額のうち、当該特別償却対象資産の特別償却に関する規定に規定する特別償却限度額に達するまでの金額をいう。

6　第四項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする連結事業年度の連結確定申告書等に特別償却対象資産の償却限度額及び同項に規定する合併等特別償却不足額の計算に関する明細書の添付がない場合には、適用しない。

7　第三項及び前項に定めるもののほか、第一項及び第四項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（準備金方式による特別償却）

第六十八条の四十一　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で前条第一項に規定する特別償却に関する規定（以下この項及び第十一項において「特別償却に関する規定」という。）の適用を受けることができるものが、その適用を受けようとする連結事業年度において、特別償却に関する規定の適用を受けることに代えて、各特別償却に関する規定に規定する特別償却限度額以下の金額を損金経理の方法（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。以下この条において同じ。）により各特別償却対象資産別に特別償却準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2　前項の規定により損金の額に算入された金額が同項の特別償却限度額に満たない場合（第五十二条の三第一項の規定により損金の額に算入された金額が同項の特別償却限度額に満たない場合を含む。）には、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、前項の規定の適用を受けた連結事業年度（同条第一項の規定の適用を受けた場合には、その適用を受けた事業年度）終了の日の翌日以後一年以内に終了する各連結事業年度（当該各連結事業年度まで連続して当該連結親法人による法人税法第二条第三十一号の三に規定する連結確定申告書の提出（当該各連結事業年度までに開始した事業年度にあつては、青色申告書の提出）をしている場合に限る。）において、その満たない金額（第五十二条の三第一項の規定により損金の額に算入された金額が同項の特別償却限度額に満たない場合におけるその満たない金額を含むものとし、その満たない金額のうちこの項の規定により既に損金の額に算入された金額（同条第二項の規定により既に損金の額に算入された金額を含む。以下この項において「算入済金額」という。）があるときは当該算入済金額を控除した金額とする。）以下の金額を損金経理の方法により各特別償却対象資産別に特別償却準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

3　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この項及び第六項において「適格合併等」という。）により移転を受けた特別償却対象資産について、当該移転を受けた日を含む連結事業年度において合併等特別償却準備金積立不足額（当該適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人（以下この項において「被合併法人等」という。）が当該適格合併等の日（適格合併又は適格分割型分割にあつては、当該適格合併又は適格分割型分割の日の前日。以下この項において同じ。）を含む連結事業年度（当該被合併法人等の当該適格合併等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない事業年度であつて青色申告書を提出している事業年度である場合には、当該被合併法人等の適格合併等の日を含む事業年度）において第一項又は第十一項の規定（当該被合併法人等の当該適格合併等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない事業年度である場合には、第五十二条の三第一項又は第十一項の規定）により損金の額に算入された金額がこれらの規定の特別償却限度額に満たない場合のその満たない金額をいう。）がある場合において、当該合併等特別償却準備金積立不足額以下の金額を損金経理の方法により各特別償却対象資産別に特別償却準備金として積み立てたときは、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

4　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が第一項及び第二項又は第一項及び前項の規定の適用を受ける連結事業年度において損金経理の方法により特別償却準備金として積み立てた金額が第六十八条の二十九第二項その他の政令で定める割増償却に関する規定に係るものであるときは、当該積み立てた金額のうち当該割増償却に関する規定に規定する特別償却限度額に達するまでの金額は、まず第一項の規定による積立てがあつたものとみなす。

5　第一項から第三項までの規定の適用を受けた連結親法人又はその連結子法人（第五十二条の三第一項から第三項までの規定の適用を受けたものを含む。）の各連結事業年度終了の日において、前連結事業年度（当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該連結親法人又はその連結子法人のその前日を含む事業年度。以下この項において「前連結事業年度等」という。）から繰り越された特別償却準備金の金額（当該連結事業年度終了の日において同条第一項から第三項までの特別償却準備金を積み立てている当該連結親法人又はその連結子法人の前連結事業年度等から繰り越されたこれらの規定の特別償却準備金の金額（以下この項において「単体特別償却準備金の金額」とい

う。）がある場合には当該単体特別償却準備金の金額を含むものとし、当該連結事業年度終了の日までに次項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額（同条第六項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前連結事業年度等の終了の日までにこの項の規定により益金の額に算入された金額（同条第五項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合にはこれらの金額を控除した金額とする。以下この条において同じ。）がある場合には、当該特別償却準備金の金額については、その積立てをした連結事業年度（単体特別償却準備金の金額にあつては、その積立てをした事業年度。以下この項及び次項において「積立事業年度」という。）別及び当該特別償却対象資産別に区分した各金額ごとに、当該区分した金額の積立てをした積立事業年度の連結所得の金額の計算上第一項から第三項までの規定により損金の額に算入された金額（当該特別償却準備金の金額が単体特別償却準備金の金額に係るものである場合には、当該区分した金額の積立てをした積立事業年度の所得の金額の計算上第五十二条の三第一項から第三項までの規定により損金の額に算入された金額）に当該各連結事業年度の月数を乗じてこれを八十四（特別償却対象資産の法人税法の規定により定められている耐用年数が十年未満である場合には、六十と当該耐用年数に十二を乗じて得た数とのいずれか少ない数）で除して計算した金額（当該計算した金額が当該区分した金額を超える場合には、当該区分した金額）に相当する金額を、それぞれ、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

6　第一項から第三項までの規定の適用を受けた連結親法人又はその連結子法人（第五十二条の三第一項から第三項までの規定の適用を受けたものを含む。）が次の各号に掲げる場合（適格合併等により特別償却対象資産を移転した場合を除く。）に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む連結事業年度（第二号に掲げる場合にあつては、同号に規定する合併又は分割型分割の日の前日を含む連結事業年度）の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合において、第三号に掲げる場合にあつては、同号に規定する特別償却準備金の金額をその積立てをした積立事業年度別に区分した各金額のうち、その積立てをした積立事業年度が最も古いものから順次益金の額に算入されるものとする。

一　当該特別償却準備金に係る特別償却対象資産を有しないこととなつた場合（次号に該当する場合を除く。）　その有しなくなつた日における当該特別償却対象資産に係る特別償却準備金の金額

二　合併又は分割型分割（連結子法人が被合併法人となる合併にあつてはその合併の日が法人税法第十五条の二第一項本文に規定する連結親法人事業年度開始の日（以下この条において「連結親法人事業年度開始の日」という。）である場合の当該合併に、分割型分割にあつてはその分割型分割の日が連結親法人事業年度開始の日である場合の当該分割型分割に、それぞれ限るものとする。）により合併法人又は分割承継法人に特別償却対象資産を移転した場合　その合併又は分割型分割の直前における当該特別償却対象資産に係る特別償却準備金の金額

三　前項及び前二号の場合以外の場合において特別償却対象資産に係る特別償却準備金の金額を取り崩した場合　その取り崩した日における当該特別償却対象資産に係る特別償却準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

7　第五項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

8　第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする連結事業年度の連結確定申告書等に特別償却準備金として積み立てた金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該連結確定申告書等にその積み立てた金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

9　第二項の規定は、第一項の規定の適用を受けた連結事業年度以後の各連結事業年度の法人税法第二条第三十一号の三に規定する連結確定申告書（第二項に規定する各連結事業年度までに開始した事業年度にあつては、同条第三十一号に規定する確定申告書）に第二項に規定する満たない金額の明細書の添付があり、かつ、同項の規定の適用を受けようとする連結事業年度の連結確定申告書等に特別償却準備金として積み立てた金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該連結確定申告書等にその積み立てた金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

10　第三項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする連結事業年度の連結確定申告書等に特別償却準備金として積み立てた金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該連結確定申告書等にその積み立てた金額の計算に関する明細書及び同項に規定する合併等特別償却準備金積立不足額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

11　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で特別償却に関する規定の適用を受けることができるものが、適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この条において「適格分社型分割等」という。）により分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人に特別償却対象資産を移転する場合には、当該適格分社型分割等の直前の時を当該連結事業年度終了の時として、その満たない金額（第五十二条の三第一項の規定により損金の額に算入された金額が同項の特別償却限度額に満たない場合におけるその満たない金額を含むものとし、その満たない金額のうち第二項の規定により既に損金の額に算入された金額（同条第二項の規定により既に損金の額に算入された金額を含む。以下この項において「算入済金額」という。）があ

12　第一項の規定により損金の額に算入された金額が同項の特別償却限度額に満たない場合（第五十二条の三第一項の規定により損金の額に算入された金額が同項の特別償却限度額に満たない場合を含む。）で、かつ、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、第一項の規定の適用を受けた連結事業年度（同条第一項の規定の適用を受けた場合には、その適用を受けた事業年度）終了の日の翌日以後一年以内に終了する各連結事業年度（当該各連結事業年度まで連続して当該連結親法人による法人税法第二条第三十一号の三に規定する連結確定申告書の提出（当該各連結事業年度までに開始した事業年度にあつては、青色申告書の提出）をしている場合に限る。）において、適格分社型分割等により分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人に特別償却対象資産を移転する場合には、当該適格分社型分割等の直前の時を当該連結事業年度終了の時として、その満たない金額（第五十二条の三第一項の規定により損金の額に算入された金額が同項の特別償却限度額に満たない場合におけるその満たない金額を含むものとし、その満たない金額のうち第二項の規定により既に損金の額に算入された金額（同条第二項の規定により既に損金の額に算入された金額を含む。）があ

るときは当該算入済金額を控除した金額とする。）以下の金額を各特別償却対象資産別に特別償却準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

13　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が前二項の規定の適用を受ける連結事業年度において特別償却準備金として積み立てた金額が第六十八条の二十九第二項その他の政令で定める割増償却に関する規定に係るものであるときは、当該積み立てた金額のうち当該割増償却に関する規定に規定する特別償却限度額に達するまでの金額は、まず第十一項の規定による積立てがあったものとみなす。

14　第十一項及び第十二項の規定は、これらの規定に規定する連結親法人が適格分社型分割等の日以後二月以内にこれらの規定の特別償却準備金の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を当該連結親法人の納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

15　第一項から第三項までの特別償却準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十二条の三第一項から第三項までの特別償却準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が適格合併（連結子法人が被合併法人となる適格合併にあつては、その適格合併の日がその連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格合併に限る。）により合併法人に特別償却対象資産を移転した場合には、その適格合併直前における特別償却準備金の金額は、当該合併法人に引き継ぐものとする。この場合において、その合併法人が引継ぎを受けた特別償却準備金の金額は、当該合併法人がその適格合併の日において有する第一項の特別償却準備金の金額（当該合併法人の当該適格合併の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない事業年度である場合には、同条第一項の特別償却準備金の金額）とみなす。

16　前項又は第五十二条の三第十五項に規定する合併法人（その適格合併後において連結法人に該当するものに限る。）のその適格合併の日を含む連結事業年度に係る第五項の規定の適用については、同項に規定する前連結事業年度等から繰り越された特別償却準備金の金額は、前項又は同条第十五項の規定により当該合併法人が有するものとみなされた特別償却準備金の金額を含むものとする。この場合において、当該合併法人の有するものとみなされた特別償却準備金の金額については、第五項中「当該各連結事業年度の月数」とあるのは、「当該適格合併の日から同日を含む連結事業年度終了の日までの期間の月数」とする。

17　第一項から第三項まで、第十一項又は第十二項の特別償却準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十二条の三第一項から第三項までの特別償却準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が適格分割（適格分割型分割にあつては、その適格分割型分割の日がその連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格分割型分割に限る。）により分割承継法人に当該特別償却準備金に係る特別償却対象資産を移転した場合には、当該特別償却対象資産に係る特別償却準備金の金額は、当該分割承継法人に引き継ぐものとする。この場合において、その分割承継法人が引継ぎを受けた特別償却準備金の金額は、当該分割承継法人がその適格分割の日において有する第一項の特別償却準備金の金額（当該分割承継法人の当該適格分割の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない事業年度である場合には、同条第一項の特別償却準備金の金額）とみなす。

18　前項の場合において、同項の適格分割が分社型分割であるときの第一項から第三項までの特別償却準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十二条の三第一項から第三項までの特別償却準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人の当該適格分割の日を含む連結事業年度（同日が当該連結親法人又はその連結子法人の連結事業年度開始の日である場合の当該連結事業年度を除く。）については、当該適格分割の日の前日を当該連結事業年度終了の日とみなして、第五項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該各連結事業年度の月数」とあるのは、「当該適格分割の日を含む連結事業年度開始の日から当該適格分割の日の前日までの期間の月数」とする。

19　第十七項又は第五十二条の三第十七項に規定する分割承継法人（その適格分割後において連結法人に該当するものに限る。）のその適格分割の日を含む連結事業年度に係る第五項の規定の適用については、同項に規定する前連結事業年度等から繰り越された特別償却準備金の金額は、第十七項又は同条第十七項の規定により当該分割承継法人が有するものとみなされた特別償却準備金の金額を含むものとする。この場合において、当該分割承継法人の有するものとみなされた特別償却準備金の金額については、第五項中「当該各連結事業年度の月数」とあるのは、「当該適格分割の日から同日を含む連結事業年度終了の日までの期間の月数」とする。

20　第一項から第三項まで、第十一項又は第十二項の特別償却準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十二条の三第一項から第三項までの特別償却準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が適格現物出資により被現物出資法人に当該特別償却準備金に係る特別償却対象資産を移転した場合には、当該特別償却準備金の金額は、当該被現物出資法人に引き継ぐものとする。この場合において、その被現物出資法人が引継ぎを受けた特別償却準備金の金額は、当該被現物出資法人がその適格現物出資の日において有する第一項の特別償却準備金の金額（当該被現物出資法人の当該適格現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない事業年度である場合には、同条第一項の特別償却準備金の金額）とみなす。

21　前項の場合において、第一項から第三項までの特別償却準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十二条の三第一項から第三項までの特別償却準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人のその適格現物出資の日を含む連結事業年度（同日が当該連結親法人又はその連結子法人の連結事業年度開始の日である場合の当該連結事業年度を除く。）については、当該適格現物出資の日の前日を当該連結事業年度終了の日とみなして、第五項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該各連結事業年度の月数」とあるのは、「当該適格現物出資の日を含む連結事業年度開始の日から当該適格現物出資の日の前日までの期間の月数」とする。

22　第二十項又は第五十二条の三第二十項に規定する被現物出資法人（その適格現物出資後において連結法人に該当するものに限る。）のその適格現物出資の日を含む連結事業年度に係る第五項の規定の適用については、同項に規定する前連結事業年度等から繰り越された特別償却準備金の金額は、第二十項又は同条第二十項の規定により当該被現物出資法人が

有するものとみなされた特別償却準備金の金額を含むものとする。この場合において、当該被現物出資法人の有するものとみなされた特別償却準備金の金額については、第五項中「当該各連結事業年度の月数」とあるのは、「当該適格現物出資の日から同日を含む連結事業年度終了の日までの期間の月数」とする。

23　第一項から第三項まで、第十一項又は第十二項の特別償却準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十二条の三第一項から第三項までの特別償却準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が適格事後設立により被事後設立法人に当該特別償却準備金に係る特別償却対象資産を移転した場合には、当該特別償却準備金の金額は、当該被事後設立法人がその適格事後設立の日において有する第一項の特別償却準備金の金額とみなす。

24　前項の場合において、第一項から第三項までの特別償却準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十二条の三第一項から第三項までの特別償却準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人のその適格事後設立の日を含む連結事業年度（同日が当該連結親法人又はその連結子法人の連結事業年度開始の日である場合の当該連結事業年度を除く。）については、当該適格事後設立の日の前日を当該連結事業年度終了の日とみなして、第五項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該各連結事業年度の月数」とあるのは、「当該適格事後設立の日を含む連結事業年度開始の日から当該適格事後設立の日の前日までの期間の月数」とする。

25　第二十三項に規定する被事後設立法人のその適格事後設立の日を含む連結事業年度に係る第五項の規定の適用については、同項に規定する前連結事業年度等から繰り越された特別償却準備金の金額は、第二十三項の規定により当該被事後設立法人が有するものとみなされた特別償却準備金の金額を含むものとする。この場合において、当該被事後設立法人の有するものとみなされた特別償却準備金の金額については、第五項中「当該各連結事業年度の月数」とあるのは、「当該適格事後設立の日から同日を含む連結事業年度終了の日までの期間の月数」とする。

26　第八項から第十項までに定めるもののほか、第一項から第三項まで、第五項、第六項、第十一項及び第十二項の規定により損金の額又は益金の額に算入される金額がある場合における法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他第一項から第七項まで及び第十一項から前項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（特別償却等に関する複数の規定の不適用）

第六十八条の四十二　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の有する減価償却資産が当該連結事業年度において次に掲げる規定のうち二以上の規定の適用を受けることができるものである場合には、当該減価償却資産については、これらの規定のうちいずれか一の規定のみを適用する。

一　第六十八条の十三の規定

二　第六十八条の十から第六十八条の十二まで又は第六十八条の十四から第六十八条の三十七までの規定

三　前号に掲げる規定に係る前条の規定

四　前三号に掲げるもののほか、減価償却資産に関する特例を定めている規定として政令で定める規定

2　前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十一節　連結法人の準備金等

（海外投資等損失準備金）

第六十八条の四十三　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人（特殊投資法人以外の資源開発投資法人を除く。）が、平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの期間（以下この項及び第八項において「指定期間」という。）内の日を含む各連結事業年度の指定期間内において、次の表の各号の上欄に掲げる法人（当該連結親法人による連結完全支配関係にある政令で定める連結子法人を除く。以下この条において「特定法人」という。）の当該各号の中欄に掲げる株式等（以下この条において「特定株式等」という。）の取得をし、かつ、これを当該取得の日を含む連結事業年度終了の日まで引き続き有している場合において、当該特定株式等の価格の低落又は貸倒れによる損失に備えるため、当該特定株式等（合併（適格合併を除く。）又は分割型分割（適格分割型分割を除く。）により合併法人又は分割承継法人に移転するものを除く。）の取得価額に当該各号の下欄に掲げる割合を乗じて計算した金額（当該連結事業年度において当該特定株式等の帳簿価額を減額した場合には、その減額した金額のうち当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額に相当する金額を控除した金額）以下の金額を損金経理の方法（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により各特定法人別及び当該特定株式等の種類別に海外投資等損失準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

法人	株式等	割合
一　資源開発事業法人（第三号に掲げる法人に該当するものを除く。）	新増資資源株式等又は購入資源株式等	百分の三十
二　資源開発投資法人（第四号に掲げる法人に該当するものを除く。）	新増資資源株式等	百分の三十
三　資源探鉱事業法人	新増資資源株式等又は購入資源株式等	百分の百
四　資源探鉱投資法人	新増資資源株式等	百分の百

2　前項において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　資源開発事業法人　第五十五条第二項第一号に規定する資源開発事業法人をいう。

二　資源開発投資法人　第五十五条第二項第二号に規定する資源開発投資法人をいう。

三　資源探鉱事業法人　第五十五条第二項第三号に規定する資源探鉱事業法人をいう。

四　資源探鉱投資法人　第五十五条第二項第四号に規定する資源探鉱投資法人をいう。

五　特殊投資法人　第二号の資源開発投資法人のうち当該法人の資本の金額又は出資金額を超えて第一号の資源開発事業法人（第五十五条第二項第二号に規定する他の法人を含む。）に係る投融資等（法人に対する出資又は長期の資金の貸付けの事業（これらに関連して行われる当該法人の採取した産物の引取りその他当該事業に密接に関連する事業及びこれに附帯して行われる事業を含む。）をいう。）を行っているもので、政令で定めるものをいう。

六　新増資資源株式等　次に掲げる株式（出資を含む。以下この条において「株式等」という。）又は債権のうちその払込み又は取得をすることが資源（第五十五条第二項第一号に規定する資源をいう。以下この号及び次号において同じ。）の探鉱又は開発（同項第一号に規定する開発をいう。次号において同じ。）を促進し、本邦における資源の安定的供給に寄与することになるものとして政令で定めるものをいう。

イ　当該連結事業年度内において設立（合併及び分割型分割による設立を除く。以下この号において同じ。）をされ、又は資本若しくは出資の増加を行った第一号の資源開発事業法人の株式等で前項に規定する連結親法人又はその連結子法人の払込み又は分社型分割に伴う取得に係るもの

ロ　当該連結事業年度内において設立をされ、又は資本若しくは出資の増加を行った第二号の資源開発投資法人の株式等で前項に規定する連結親法人又はその連結子法人の払込み又は分社型分割に伴う取得に係るもの

ハ　資源開発法人（第一号の資源開発事業法人及び第二号の資源開発投資法人をいう。以下この号において同じ。）に対する貸付金又は社債で政令で定めるものに係る債権で前項に規定する連結親法人又はその連結子法人の取得に係るもの（資源開発法人の株式等を取得することが困難である場合として政令で定める事情がある場合に取得されるものに限る。第四項において「資源特定債権」という。）

七　購入資源株式等　第二条第一項第一号の二に規定する非居住者又は外国法人が前項に規定する連結親法人又はその連結子法人により取得をされる日まで有していた第一号の資源開発事業法人の株式等で、その取得をすることが資源の探鉱又は開発を促進し、本邦における資源の安定的供給に寄与することになるものとして政令で定めるものをいう。

3　第一項に規定する連結親法人又はその連結子法人（第五十五条第一項の規定の適用を受けたものを含む。）の各連結事業年度終了の日において、前連結事業年度（当該連結親法人又はその連結子法人の当該各連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その前日を含む事業年度。以下この項において「前連結事業年度等」という。）から繰り越された特定法人に係る海外投資等損失準備金の金額（当該各連結事業年度終了の日において同条第一項の海外投資等損失準備金を積み立てている当該連結親法人又はその連結子法人の前連結事業年度等から繰り越された当該特定法人に係る同項の海外投資等損失準備金の金額（以下この項において「単体海外投資等損失準備金の金額」という。）がある場合には当該単体海外投資等損失準備金の金額を含むものとし、当該各連結事業年度終了の日までに次項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなった金額（同条第四項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前連結事業年度等の終了の日までにこの項の規定により益金の額に算入された金額（同条第三項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合にはこれらの金額を控除した金額とする。以下この条において同じ。）のうちにその積立てをした連結事業年度（単体海外投資等損失準備金の金額にあっては、その積立てをした事業年度。以下この項及び次項において「積立事業年度」という。）終了の日の翌日から五年を経過したもの（以下この項において「据置期間経過準備金額」という。）がある場合には、当該据置期間経過準備金額については、その積立てをした積立事業年度別に区分した各金額ごとに、当該区分した金額の積立てをした積立事業年度の連結所得の金額の計算上第一項の規定により損金の額に算入された当該海外投資等損失準備金として積み立てた金額（当該据置期間経過準備金額が単体海外投資等損失準備金の金額に係るものである場合には、当該区分した金額の積立てをした積立事業年度の所得の金額の計算上第五十五条第一項の規定により損金の額に算入された同項の海外投資等損失準備金として積み立てた金額）に当該連結親法人又はその連結子法人の当該各連結事業年度の月数を乗じてこれを六十で除して計算した金額（当該計算した金額が当該区分した金額を超える場合には、当該区分した金額）に相当する金額を、それぞれ、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

4　第一項の海外投資等損失準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十五条第一項の海外投資等損失準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が次の各号に掲げる場合（適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立により当該海外投資等損失準備金に係る特定法人の株式等又は資源特定債権（同条第一項の海外投資等損失準備金に係る同条第二項第六号ハに規定する資源特定債権を含む。以下この条において同じ。）を移転した場合を除く。）に該当することとなった場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなった日を含む連結事業年度（第二号に掲げる場合にあっては、同号に規定する合併又は分割型分割の日の前日を含む連結事業年度）の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合において、第一号、第二号、第四号又は第六号の場合にあっては、これらの号に規定する海外投資等損失準備金の金額をその積立てをした積立事業年度別に区分した各金額のうち、その積立てをした積立事業年度が最も古いものから順次益金の額に算入されるものとする。

一　当該海外投資等損失準備金に係る特定法人の株式等又は資源特定債権の全部又は一部を有しないこととなった場合（次号又は第三号に該当する場合を除く。）　その有しないこととなった日における当該特定法人に係る海外投資等損失準備金の金額

二　合併又は分割型分割（連結子法人が被合併法人となる合併にあってはその合併の日が法人税法第十五条の二第一項本文に規定する連結親法人事業年度開始の日（以下この条において「連結親法人事業年度開始の日」という。）である場合の当該合併に、分割型分割にあってはその分割型分割の日が連結親法人事業年度開始の日である場合の

当該分割型分割に、それぞれ限るものとする。）により合併法人又は分割承継法人に前号に規定する特定法人の株式等又は資源特定債権の全部又は一部を移転した場合　その合併又は分割型分割の直前における当該特定法人に係る海外投資等損失準備金の金額のうちその移転することとなった株式等又は資源特定債権に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額（当該合併又は分割型分割により合併法人又は分割承継法人に当該特定法人の株式等又は資源特定債権の全部を移転した場合には、その合併又は分割型分割の直前における当該特定法人に係る海外投資等損失準備金の金額）

三　第一号に規定する特定法人が、解散（適格合併による解散を除く。）をした場合又は特定法人でないこととなった場合　その該当することとなった日における当該特定法人に係る海外投資等損失準備金の金額

四　第一号に規定する特定法人の株式等又は資源特定債権についてその帳簿価額を減額した場合（当該特定法人の株式等について当該特定法人の適格分割型分割に伴いその帳簿価額を減額した場合で、当該適格分割型分割に係る分割承継法人が特定法人に該当する場合を除く。）　その減額をした日における当該特定法人に係る海外投資等損失準備金の金額のうちその減額をした金額に相当する金額

五　解散した場合（合併により解散した場合を除き、連結子法人の解散にあってはその解散の日が連結事業年度終了の日である場合に限る。）　その解散の日におけるその解散した連結親法人又は当該連結子法人の有する海外投資等損失準備金の金額

六　前項及び前各号の場合以外の場合において特定法人に係る海外投資等損失準備金の金額を取り崩した場合　その取り崩した日における当該特定法人に係る海外投資等損失準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

5　第一項の規定は、同項に規定する連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人又は同項に規定する連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人については、適用しない。

6　第三項の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

7　第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする連結事業年度の連結確定申告書等に海外投資等損失準備金として積み立てた金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該連結確定申告書等にその積み立てた金額の計算に関する明細書その他財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

8　第一項に規定する連結親法人又はその連結子法人が、指定期間内の日を含む各連結事業年度の指定期間内に、特定法人の特定株式等の取得をし、かつ、適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立により分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人に当該特定株式等を移転する場合において、当該特定株式等の価格の低落又は貸倒れによる損失に備えるため、当該適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立の直前の時を当該連結事業年度終了の時として当該特定株式等の取得価額の百分の三十（当該特定株式等に係る特定法人が第二項第三号の資源探鉱事業法人又は同項第四号の資源探鉱投資法人である場合には、百分の百）に相当する金額（当該連結事業年度開始の時から当該直前の時までの間において当該特定株式等の帳簿価額を減額した場合には、その減額した金額のうち当該連結事業年度の連結所得の金額に算入される金額に相当する金額を控除した金額）以下の金額を各特定法人別及び当該特定株式等の種類別に海外投資等損失準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

9　前項の規定は、同項の連結親法人が適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立の日以後二月以内に同項の海外投資等損失準備金の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を当該連結親法人の納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

10　第一項の海外投資等損失準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十五条第一項の海外投資等損失準備金を含む。）を積み立てている連結親法人の連結子法人が適格合併（連結子法人が被合併法人となる適格合併にあっては、その適格合併の日がその連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格合併に限る。）により合併法人に特定法人の株式等又は資源特定債権を移転した場合には、その適格合併直前における海外投資等損失準備金の金額は、当該合併法人に引き継ぐものとする。この場合において、その合併法人が引継ぎを受けた海外投資等損失準備金の金額は、当該合併法人がその適格合併の日において有する第一項の海外投資等損失準備金の金額（当該合併法人の当該適格合併の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない事業年度である場合には、同条第一項の海外投資等損失準備金の金額）とみなす。

11　前項又は第五十五条第十一項に規定する合併法人（その適格合併後において連結法人に該当するものに限る。）のその適格合併の日を含む連結事業年度に係る第三項の規定の適用については、同項に規定する前連結事業年度等から繰り越された海外投資等損失準備金の金額は、前項又は同条第十一項の規定により当該合併法人が有するものとみなされた海外投資等損失準備金の金額を含むものとする。この場合において、当該合併法人の有するものとみなされた海外投資等損失準備金の金額については、第三項中「当該各連結事業年度の月数」とあるのは、「当該適格合併の日から同日を含む連結事業年度終了の日までの期間の月数」とする。

12　第一項又は第八項の海外投資等損失準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十五条第一項の海外投資等損失準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が適格分割型分割にあっては、その適格分割型分割の日がその連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格分割型分割に限る。）により分割承継法人に当該海外投資等損失準備金に係る特定法人の株式等又は資源特定債権の全部又は一部を移転した場合には、その適格分割直前における海外投資等損失準備金の金額のうちその移転することとなった株式等又は資源特定債権に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額（当該適格分割により当該特定法人の株式等又は資源特定債権の全部を移転した場合には、その適格分割直前における当該特定法人に係る海外投資等損失準備金の金額）は、当該分割承継法人に引き継ぐものとする。この場合において、その分割承継法人が引継ぎを受けた海外投資等損失準備金の金額は、当該分割承継法人がその適格分割の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない事業年度である場合には、同条第一項の海外投資等損失準備金の金額）と

みなす。

13　前項の場合において、同項の適格分割が分社型分割であるときの第一項の海外投資等損失準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十五条第一項の海外投資等損失準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人の当該適格分割の日を含む連結事業年度（同日が当該連結親法人又はその連結子法人の連結事業年度開始の日である場合の当該連結事業年度を除く。）については、当該適格分割の日の前日を当該連結事業年度終了の日とみなして、第三項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該各連結事業年度の月数」とあるのは、「当該適格分割の日を含む連結事業年度開始の日から当該適格分割の日の前日までの期間の月数」とする。

14　第十二項又は第五十五条第十四項に規定する分割承継法人（その適格分割後において連結法人に該当するものに限る。）のその適格分割の日を含む連結事業年度に係る第三項の規定の適用については、同項に規定する前連結事業年度等から繰り越された海外投資等損失準備金の金額は、第十二項又は同条第十四項の規定により当該分割承継法人が有するものとみなされた海外投資等損失準備金の金額を含むものとする。この場合において、当該分割承継法人の有するものとみなされた海外投資等損失準備金の金額については、第三項中「当該各連結事業年度の月数」とあるのは、「当該適格分割の日から当該適格分割の日の前日までの期間の月数」とする。

15　第一項又は第八項の海外投資等損失準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十五条第一項の海外投資等損失準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が適格現物出資により被現物出資法人に当該海外投資等損失準備金に係る特定法人の株式等又は資源特定債権の全部又は一部を移転した場合には、その適格現物出資直前における海外投資等損失準備金の金額のうちその移転することとなった株式等又は資源特定債権に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額（当該適格現物出資により当該特定法人の株式等又は資源特定債権の全部を移転した場合には、その適格現物出資直前における当該特定法人に係る海外投資等損失準備金の金額）は、当該被現物出資法人に引き継ぐものとする。この場合において、その被現物出資法人が引継ぎを受けた海外投資等損失準備金の金額は、当該被現物出資法人がその適格現物出資の日において有する第一項の海外投資等損失準備金の金額（当該被現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない事業年度である場合には、同条第一項の海外投資等損失準備金の金額）とみなす。

16　前項の場合において、第一項の海外投資等損失準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十五条第一項の海外投資等損失準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人のその適格現物出資の日を含む連結事業年度（同日が当該連結親法人又はその連結子法人の連結事業年度開始の日である場合の当該連結事業年度を除く。）については、当該適格現物出資の日の前日を当該連結事業年度終了の日とみなして、第三項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該各連結事業年度の月数」とあるのは、「当該適格現物出資の日を含む連結事業年度開始の日から当該適格現物出資の日の前日までの期間の月数」とする。

17　第十五項又は第五十五条第十八項に規定する被現物出資法人（その適格現物出資後において連結法人に該当するものに限る。）のその適格現物出資の日を含む連結事業年度に係る第三項の規定の適用については、同項に規定する前連結事業年度等から繰り越された海外投資等損失準備金の金額は、第十五項又は同条第十八項の規定により当該被現物出資法人が有するものとみなされた海外投資等損失準備金の金額を含むものとする。この場合において、当該被現物出資法人の有するものとみなされた海外投資等損失準備金の金額については、第三項中「当該各連結事業年度の月数」とあるのは、「当該適格現物出資の日から同日を含む連結事業年度終了の日までの期間の月数」とする。

18　第一項又は第八項の海外投資等損失準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十五条第一項の海外投資等損失準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が適格事後設立により被事後設立法人に当該海外投資等損失準備金に係る特定法人の株式等又は資源特定債権の全部又は一部を移転した場合には、その適格事後設立直前における海外投資等損失準備金の金額のうちその移転することとなった株式等又は資源特定債権に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額（当該適格事後設立により当該特定法人の株式等又は資源特定債権の全部を移転した場合には、その適格事後設立直前における当該特定法人に係る海外投資等損失準備金の金額）は、当該被事後設立法人に引き継ぐものとする。この場合において、その被事後設立法人が引継ぎを受けた海外投資等損失準備金の金額は、当該被事後設立法人がその適格事後設立の日において有する第一項の海外投資等損失準備金の金額（当該適格事後設立の日を含む連結事業年度が連結事業年度に該当しない事業年度である場合には、同条第一項の海外投資等損失準備金の金額）とみなす。

19　前項の場合において、第一項の海外投資等損失準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十五条第一項の海外投資等損失準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人のその適格事後設立の日を含む連結事業年度（同日が当該連結親法人又はその連結子法人の連結事業年度開始の日である場合の当該連結事業年度を除く。）については、当該適格事後設立の日の前日を当該連結事業年度終了の日とみなして、第三項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該各連結事業年度の月数」とあるのは、「当該適格事後設立の日を含む連結事業年度開始の日から当該適格事後設立の日の前日までの期間の月数」とする。

20　第十八項に規定する被事後設立法人のその適格事後設立の日を含む連結事業年度に係る第三項の規定の適用については、同項に規定する前連結事業年度等から繰り越された海外投資等損失準備金の金額は、第十八項の規定により当該被事後設立法人が有するものとみなされた海外投資等損失準備金の金額を含むものとする。この場合において、当該被事後設立法人の有するものとみなされた海外投資等損失準備金の金額については、第三項中「当該各連結事業年度の月数」とあるのは、「当該適格事後設立の日を含む連結事業年度開始の日から当該適格事後設立の日の前日までの期間の月数」とする。

21　第一項又は第八項の規定により海外投資等損失準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十五条第一項の海外投資等損失準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人のその適格事後設立の日を含む連結事業年度（同日が当該連結親法人又はその連結子法人の連結事業年度開始の日である場合の当該連結事業年度を除く。）については、当該適格事後設立の日の前日を当該連結事業年度終了の日とみなして、第三項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該各連結事業年度の月数」とあるのは、「当該適格事後設立の日を含む連結事業年度開始の日から当該適格事後設立の日の前日までの期間の月数」とする。

第一項又は第八項の海外投資等損失準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十五条第一項の海外投資等損失準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人の当該海外投資等損失準備金に係る特定法人の資源特定債権については、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第五十二条第一項、第二項又は第五項の規定は、適用しない。

22　前項に定めるもののほか、第一項の海外投資等損失準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十五条第一項の海外投資等損失準備金を含む。）に係る特定法人の合併又は分割により合併法人又は分割承継法人の株式等の交付を受けた場合における当該海外投資等損失準備金の金額の処理、第一項に規定する連結親法人又はその連結子法人が同項に規定する特殊投資法人である場合における特定株式等の取得価額の計算、同項、第三項、第四項及び第八項の規定により損金の額又は益金の額に算入される金額がある場合における法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他第一項から第二十項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（金属鉱業等鉱害防止準備金）

第六十八条の四十四　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で金属鉱業等鉱害対策特別措置法第二条第二項に規定する採掘権者又は租鉱権者であるものが、平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの期間（第六項において「指定期間」という。）内の日を含む各連結事業年度において、第五十五条の五第一項に規定する特定施設（以下この条において「特定施設」という。）の使用の終了後における鉱害の防止に要する費用の支出に備えるため、当該特定施設ごとに、当該特定施設（合併（適格合併を除く。）又は分割型分割（適格分割型分割を除く。）により合併法人又は分割承継法人に移転する特定施設を除く。）につき当該連結事業年度において同法第七条第一項及び第二項の規定により金属鉱業事業団に鉱害防止積立金として積み立てた金額（同法第十条の規定により積み立てたものとみなされた金額（適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立により移転を受けた金額を除く。）を含む。）に相当する金額以下の金額を損金経理の方法（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により金属鉱業等鉱害防止準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積立てをした連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2　前項の金属鉱業等鉱害防止準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十五条の五第一項の金属鉱業等鉱害防止準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が鉱害防止積立金の積立てをしている特定施設について金属鉱業等鉱害対策特別措置法第二条第四項に規定する鉱害防止事業を実施する場合において、同法第九条の規定により当該特定施設に係る鉱害防止積立金の取戻しをしたときは、その取戻しをした日における当該特定施設に係る金属鉱業等鉱害防止準備金の金額（その日において当該特定施設に係る第五十五条の五第一項の金属鉱業等鉱害防止準備金の金額（以下この項において「単体金属鉱業等鉱害防止準備金の金額」という。）がある場合には当該単体金属鉱業等鉱害防止準備金の金額を含むものとし、その日までにこの項又は次項の規定により益金の額に算入された、又は算入されるべきこととなった金額（同条第二項又は第三項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合には当該金額を控除した金額とする。以下この条において同じ。）のうちその取戻しをした鉱害防止積立金の額に相当する金額は、その取戻しをした日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3　第一項の金属鉱業等鉱害防止準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十五条の五第一項の金属鉱業等鉱害防止準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が次の各号に掲げる場合（適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立により当該特定施設に係る鉱害防止準備金を移転する場合を除く。）に該当することとなった場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなった日を含む連結事業年度（第二号イに掲げる場合にあっては、同号イに規定する合併又は分割型分割の日の前日を含む連結事業年度）の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一　前項の取戻しをした場合以外の場合において、金属鉱業等鉱害対策特別措置法第九条の規定により特定施設に係る鉱害防止積立金の全部又は一部の取戻しをした場合　その取戻しをした日における当該特定施設に係る金属鉱業等鉱害防止準備金の金額のうちその取戻しをした鉱害防止積立金の額に相当する金額

二　金属鉱業等鉱害対策特別措置法第十条の規定により特定施設に係る鉱害防止積立金を有しないこととなった場合（次号に該当する場合を除く。）　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　合併又は分割型分割（連結子法人が被合併法人となる合併にあってはその合併の日が法人税法第十五条の二第一項本文に規定する連結親法人事業年度開始の日（以下この条において「連結親法人事業年度開始の日」という。）である場合の当該合併に、分割型分割にあってはその分割型分割の日が連結親法人事業年度開始の日である場合の当該分割型分割に、それぞれ限るものとする。）により合併法人又は分割承継法人に金属鉱業等鉱害防止準備金に係る特定施設を移転したことにより当該特定施設に係る鉱害防止積立金を有しないこととなった場合　その合併又は分割型分割の直前における当該特定施設に係る金属鉱業等鉱害防止準備金の金額

ロ　イに掲げる場合以外の場合　その有しないこととなった日における当該特定施設に係る金属鉱業等鉱害防止準備金の金額

三　解散した場合（合併により解散した場合を除き、連結子法人の解散にあってはその解散の日が連結事業年度終了の日である場合に限る。）　その解散の日におけるその解散した連結親法人又は当該連結子法人の有する金属鉱業等鉱害防止準備金の金額

四　前項及び前三号の場合以外の場合において金属鉱業等鉱害防止準備金の金額を取り崩した場合　その取り崩した日における当該金属鉱業等鉱害防止準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

4　第一項の規定は、同項に規定する連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人又は同項に規定する連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人については、適用しない。

5　第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする連結事業年度の連結確定申告書等に金属鉱業等鉱害防止準備金として積み立てた金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該連結確定申告書等にその積み立てた金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

6　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で第一項に規定する採掘権者又は租鉱権者であるものが、指定期間内の日を含む各連結事業年度に、適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設

立により分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人に特定施設を移転する場合において、当該特定施設の使用の終了後における鉱害の防止に要する費用の支出に備えるため、当該特定施設ごとに、当該特定施設につき当該連結事業年度開始の時から当該適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立の直前の時までの間に金属鉱業等鉱害対策特別措置法第七条第一項及び第二項の規定により金属鉱業事業団に鉱害防止積立金として積み立てた金額に相当する金額以下の金額を当該直前の時に金属鉱業等鉱害防止準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積立てをした連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

7　前項の規定は、同項の連結親法人が適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立の日以後二月以内に同項の金属鉱業等鉱害防止準備金の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を当該連結親法人の納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

8　前条第十項の規定は、第一項の金属鉱業等鉱害防止準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十五条の五第一項の金属鉱業等鉱害防止準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が適格合併（連結子法人が被合併法人となる適格合併にあつては、その適格合併の日がその連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格合併に限る。）により合併法人に当該金属鉱業等鉱害防止準備金に係る特定施設を移転した場合について準用する。

9　第一項又は第六項の金属鉱業等鉱害防止準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十五条の五第一項の金属鉱業等鉱害防止準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が適格分割（適格分割型分割にあつては、その適格分割型分割の日がその連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格分割型分割に限る。）により分割承継法人に当該金属鉱業等鉱害防止準備金に係る特定施設を移転した場合には、その適格分割直前における当該特定施設に係る金属鉱業等鉱害防止準備金の金額は、当該分割承継法人に引き継ぐものとする。この場合において、その分割承継法人が引継ぎを受けた金属鉱業等鉱害防止準備金の金額は、当該分割承継法人がその適格分割の日において有する第一項の金属鉱業等鉱害防止準備金の金額（当該分割承継法人の当該適格分割の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない事業年度である場合には、同条第一項の金属鉱業等鉱害防止準備金の金額）とみなす。

10　第一項又は第六項の金属鉱業等鉱害防止準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十五条の五第一項の金属鉱業等鉱害防止準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が適格現物出資により被現物出資法人に当該金属鉱業等鉱害防止準備金に係る特定施設を移転した場合には、その適格現物出資直前における当該特定施設に係る金属鉱業等鉱害防止準備金の金額は、当該被現物出資法人に引き継ぐものとする。この場合において、その被現物出資法人が引継ぎを受けた金属鉱業等鉱害防止準備金の金額は、当該被現物出資法人がその適格現物出資の日において有する第一項の金属鉱業等鉱害防止準備金の金額（当該被現物出資法人の当該適格現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない事業年度である場合には、同条第一項の金属鉱業等鉱害防止準備金の金額）とみなす。

11　第一項又は第六項の金属鉱業等鉱害防止準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十五条の五第一項の金属鉱業等鉱害防止準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が適格分割、適格現物出資又は適格事後設立により分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人に特定施設を移転する場合において、当該特定施設の使用の終了後における鉱害の防止に要する費用の支出に備えるため、当該特定施設ごとに、当該特定施設につき当該連結事業年度開始の時から当該適格分割、適格現物出資又は適格事後設立の直前の時までの間に金属鉱業等鉱害対策特別措置法第七条第一項及び第二項の規定により金属鉱業事業団に鉱害防止積立金として積み立てた金額に相当する金額以下の金額を当該直前の時に金属鉱業等鉱害防止準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積立てをした連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

12　第一項から第三項まで及び第六項の規定により損金の額又は益金の額に算入される金額がある場合における法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（特定災害防止準備金）

第六十八条の四十五　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で第五十五条の六第一項の表の各号の上欄に掲げるものが、平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度において、当該各号の中欄に掲げる施設（以下この条において「特定施設」という。）に係る当該各号の下欄に掲げる費用の支出に備えるため、当該特定施設ごとに、当該特定施設（合併（適格合併を除く。）又は分割型分割（適格分割型分割を除く。）により合併法人又は分割承継法人に移転する特定施設を除く。）につき積立限度額以下の金額を損金経理の方法（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により特定災害防止準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積立てをした連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2　前項において、積立限度額とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額をいう。

一　特定災害防止準備金が採石災害防止費用（第五十五条の六第一項の表の第一号に規定する採石災害防止費用をいう。以下この項及び第四項において同じ。）の支出に備えるため積み立てられる場合　次に掲げる金額のうち最も低い金額

イ　当該岩石採取場（第五十五条の六第一項の表の第一号に規定する岩石採取場をいう。以下この条において同じ。）に係る採石災害防止費用の額の見積額として政令で定める金額（以下この項及び次項において「採石災害防止費用の見積額」という。）のうち当該岩石採取場における岩石（同号に規定する岩石をいう。第五項において同じ。）の採取の期間又は当該岩石採取場に係る採取予定数量を基礎として政令で定めるところにより計算した金額

ロ　当該連結事業年度終了の時において、当該岩石採取場に係る採石災害防止費用の支出に備えるため当該連結親法人又はその連結子法人が政令で定めるところにより委託している信託財産の額から、前連結事業年度（当該連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度。以下この項において「前連結事業年度等」という。）終了の時における当該岩石採取場に係る当該信託財産の額を控除した金額

ハ　当該岩石採取場に係る採石災害防止費用の見積額から、当該連結事業年度等から繰り越された当該岩石採取場に係る特定災害

防止準備金の金額（その日において第五十五条の六第一項の特定災害防止準備金を積み立てている当該連結親法人又はその連結子法人の前連結事業年度等から繰り越されたその特定施設に係る同項の特定災害防止準備金の金額（以下この号において「単体特定災害防止準備金の金額」という。）がある場合には当該単体特定災害防止準備金の金額を含むものとし、その日までに第四項若しくは第五項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなった金額（同条第四項又は第五項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前連結事業年度等の終了の日までに次項の規定により益金の額に算入された金額（同条第三項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合にはこれらの金額を控除した金額とする。以下この条において同じ。）を控除した金額

二　特定災害防止準備金が最終処分災害防止費用（第五十五条の六第一項の表の第二号に規定する最終処分災害防止費用をいう。以下この項及び第四項において同じ。）の支出に備えるため積み立てられる場合　次に掲げる金額のうち最も低い金額

イ　当該廃棄物最終処分場（第五十五条の六第一項の表の第二号に規定する廃棄物最終処分場をいう。以下この条において同じ。）に係る最終処分災害防止費用の額の見積額として政令で定める金額（以下この項及び次項において「最終処分災害防止費用の見積額」という。）のうち当該廃棄物最終処分場における廃棄物の最終処分の期間又は当該廃棄物最終処分場に係る廃棄物の最終処分の予定数量を基礎として政令で定めるところにより計算した金額

ロ　当該連結事業年度終了の時において、当該廃棄物最終処分場に係る最終処分災害防止費用の支出に備えるため当該連結親法人又はその連結子法人が政令で定めるところにより委託している信託財産の額から、前連結事業年度等の終了の時における当該廃棄物最終処分場に係る当該信託財産の額を控除した金額

ハ　当該廃棄物最終処分場に係る最終処分災害防止費用の見積額から、当該連結事業年度終了の日における前連結事業年度等から繰り越された当該廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額を控除した金額

三　特定災害防止準備金が露天石炭等採掘災害防止費用（第五十五条の六第一項の表の第三号に規定する露天石炭等採掘災害防止費用をいう。以下この項及び第四項において同じ。）の支出に備えるため積み立てられる場合　次に掲げる金額のうち最も低い金額

イ　当該露天石炭等採掘場（第五十五条の六第一項の表の第三号に規定する露天石炭等採掘場をいう。以下この条において同じ。）に係る露天石炭等採掘災害防止費用の額の見積額として政令で定める金額（以下この項及び次項において「露天石炭等採掘災害防止費用の見積額」という。）のうち当該露天石炭等採掘場における石炭等（同号に規定する石炭等をいう。第五項において同じ。）の採掘の期間又は当該露天石炭等採掘場に係る採掘予定数量を基礎として政令で定めるところにより計算した金額

ロ　当該連結事業年度終了の時において、当該露天石炭等採掘場に係る露天石炭等採掘災害防止費用の支出に備えるため当該連結親法人又はその連結子法人が政令で定めるところにより委託している信託財産の額から、前連結事業年度等の終了の時における当該露天石炭等採掘場に係る当該信託財産の額を控除した金額

ハ　当該露天石炭等採掘場に係る露天石炭等採掘災害防止費用の見積額から、当該連結事業年度終了の日における前連結事業年度等から繰り越された当該露天石炭等採掘場に係る特定災害防止準備金の金額を控除した金額

3　第一項の特定災害防止準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十五条の六第一項の特定災害防止準備金を含む。）を積み立てている連結親法人若しくはその連結子法人の当該連結事業年度終了の日における当該岩石採取場に係る特定災害防止準備金の金額が当該岩石採取場の採石災害防止費用の見積額と当該岩石採取場に係る前項第一号ロに規定する信託財産の額のうちいずれか低い金額を超えるとき、当該連結親法人若しくはその連結子法人の当該連結事業年度終了の日における当該露天石炭等採掘場に係る特定災害防止準備金の金額が当該露天石炭等採掘場の露天石炭等採掘災害防止費用の見積額と当該露天石炭等採掘場に係る同項第三号ロに規定する信託財産の額のうちいずれか低い金額を超えるときは、その超える金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

4　第一項の特定災害防止準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十五条の六第一項の特定災害防止準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が、当該特定災害防止準備金に係る岩石採取場、廃棄物最終処分場又は露天石炭等採掘場につき採石災害防止費用、最終処分災害防止費用又は露天石炭等採掘災害防止費用の額を支出した場合には、当該支出をした日における当該岩石採取場、当該廃棄物最終処分場又は当該露天石炭等採掘場に係る特定災害防止準備金の金額のうち当該支出した金額に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

5　第一項の特定災害防止準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十五条の六第一項の特定災害防止準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が、当該岩石採取場における岩石の採取、当該廃棄物最終処分場における廃棄物の最終処分又は当該露天石炭等採掘場における石炭等の採掘を廃止した場合（次号に該当する場合を除く。）その廃止した日における当該岩石採取場、当該廃棄物最終処分場又は当該露天石炭等採掘場に係る特定災害防止準備金の金額

二　合併又は分割型分割（連結子法人が被合併法人となる合併にあってはその合併の日

が法人税法第十五条の二第一項本文に規定する連結親法人事業年度開始の日（以下この条において「連結親法人事業年度開始の日」という。）である場合の当該合併に、分割型分割にあつてはその分割型分割の日が連結親法人事業年度開始の日である場合の当該分割型分割に、それぞれ限るものとする。）により合併法人又は分割承継法人に当該岩石採取場、当該廃棄物最終処分場又は当該露天石炭等採掘場を移転した場合　その合併又は分割型分割の直前における当該岩石採取場、当該廃棄物最終処分場又は当該露天石炭等採掘場に係る特定災害防止準備金の金額

三　採石法第三十二条の十の規定により同法第三十二条の三第一項の規定による登録が取り消された場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条の三若しくは第十四条の三（同法第十四条の六において準用する場合を含む。）の規定により同法第七条第四項、第十四条第四項若しくは第十四条の四第四項の規定による許可が取り消され、若しくは同法第七条第五項、第十四条第五項若しくは第十四条の四第五項の規定により当該許可が効力を失つた場合又は鉱業法第五十五条の規定により鉱業権が取り消され、若しくは同法第八十三条第一項の規定により租鉱権が取り消された場合　当該登録が取り消された日、当該許可が取り消され、若しくは効力を失った日又は当該鉱業権若しくは租鉱権が取り消された日における特定災害防止準備金の金額

四　解散した場合（合併により解散した場合を除き、連結子法人の解散にあつてはその解散の日が連結事業年度終了の日である場合に限る。）　その解散の日におけるその解散した連結親法人又は当該連結子法人の有する特定災害防止準備金の金額

五　前二項及び前各号の場合以外の場合において特定災害防止準備金の金額を取り崩した場合　その取り崩した日における特定災害防止準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

6　第一項の規定は、同項に規定する連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人又は同項に規定する連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人については、適用しない。

7　前条第五項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

8　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で第五十五条の六第一項の表の各号の上欄に掲げるものが、平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度において、適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立により分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人にその特定施設を移転する場合において、当該特定施設に係る当該各号の下欄に掲げる費用の支出に備えるため、当該特定施設ごとに、適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立の直前の時を当該連結事業年度終了の時とした場合に第二項の規定により計算される同項に規定する積立限度額に相当する金額以下の金額を特定災害防止準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積立てをした連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

9　前項の規定は、同項の連結親法人が適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立の日以後二月以内に同項の特定災害防止準備金の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を当該連結親法人の納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

10　第六十八条の四十三第十項及び第十一項前段の規定は、第一項の特定災害防止準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十五条の六第一項の特定災害防止準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が適格合併（連結子法人が被合併法人となる適格合併にあつては、その適格合併の日がその連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格合併に限る。）により合併法人に特定施設を移転した場合について準用する。この場合において、第六十八条の四十三第十一項前段中「第五十五条の六第十一項」とあるのは「第五十五条の六第十一項において準用する第五十五条第十一項」と、「第三項」とあるのは「第六十八条の四十五第二項」と、「同条第十一項」とあるのは「第五十五条の六第十一項において準用する第五十五条第十一項」と読み替えるものとする。

11　第一項又は第八項の特定災害防止準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十五条の六第一項の特定災害防止準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が適格分割（適格分割型分割にあつては、その適格分割型分割の日がその連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格分割型分割に限る。）により分割承継法人に当該特定災害防止準備金に係る特定施設を移転した場合には、その適格分割直前における当該特定施設に係る特定災害防止準備金の金額は、当該分割承継法人に引き継ぐものとする。この場合において、その分割承継法人が引継ぎを受けた特定災害防止準備金の金額は、当該分割承継法人がその適格分割の日において有する第一項の特定災害防止準備金の金額（当該分割承継法人の当該適格分割の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない事業年度である場合には、同条第一項の特定災害防止準備金の金額）とみなす。

12　第六十八条の四十三第十三項前段及び第十四項前段の規定は、前項の特定災害防止準備金を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が適格分割により分割承継法人に当該特定災害防止準備金に係る特定施設を移転した場合について準用する。この場合において、同条第十三項前段中「第三項」とあるのは「第六十八条の四十五第二項及び第三項」と、同条第十四項前段中「第五十五条第十四項」とあるのは「第五十五条の六第十二項」と、「第三項」とあるのは「第六十八条の四十五第二項」と、「同条第十四項」とあるのは「第五十五条の六第十二項」と読み替えるものとする。

13　第一項又は第八項の特定災害防止準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十五条の六第一項の特定災害防止準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が適格現物出資により被現物出資法人に当該特定災害防止準備金に係る特定施設を移転した場合には、その適格現物出資直前における当該特定施設に係る特定災害防止準備金の金額は、当該被現物出資法人に引き継ぐものとする。この場合において、その被現物出資法人が引継ぎを受けた特定災害防止準備金の金額は、当該被現物出資法人がその適格現物出資の日において有する第一項の特定災害防止準備金の金額（当該被現物出資法人の当該適格現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない事業年度である場合には、同条第一項の特定災害防止準備金の金額）とみなす。

14　第六十八条の四十三第十六項前段及び第十七項前段の規定は、前項の特定災害防止準備金を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が適格現物出資により被現物出資法人に当該特定災害防止準備金に係る特定施設を移転した場合について準用する。この場合に

おいて、同条第十六項前段中「第三項」とあるのは「第六十八条の四十五第二項及び第三項」と、同条第十七項前段中「第五十五条第十八項」とあるのは「第五十五条の六第十四項」と、「第三項」とあるのは「第六十八条の四十五第二項」と、「同条第十八項」とあるのは「第五十五条の六第十四項」と読み替えるものとする。

15　第一項又は第八項の特定災害防止準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十五条の六第一項の特定災害防止準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が適格事後設立により被事後設立法人に当該特定災害防止準備金に係る特定施設を移転した場合には、その適格事後設立直前における当該特定施設に係る特定災害防止準備金の金額は、当該被事後設立法人に引き継ぐものとする。この場合において、その被事後設立法人が引継ぎを受けた特定災害防止準備金の金額は、当該被事後設立の日において有する第一項の特定災害防止準備金の金額とみなす。

16　第六十八条の四十三第十九項前段及び第二十項前段の規定は、前項の特定災害防止準備金を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が適格事後設立により被事後設立法人に当該特定災害防止準備金に係る特定施設を移転した場合について準用する。この場合において、同条第十九項前段中「第三項」とあるのは「第六十八条の四十五第二項及び第三項」と、同条第二十項前段中「第三項」とあるのは「第六十八条の四十五第二項」と読み替えるものとする。

17　第一項、第三項から第五項まで及び第八項の規定により損金の額又は益金の額に算入される金額がある場合における法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の四十六　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で第五十五条の七第一項に規定する許可を受けたものが、平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの期間（第六項において「指定期間」という。）内の日を含む各連結事業年度において、同条第一項に規定する特定廃棄物最終処分場（以下この条において「特定廃棄物最終処分場」という。）の埋立処分の終了後における維持管理に要する費用の支出に備えるため、当該特定廃棄物最終処分場ごとに、当該特定廃棄物最終処分場（合併（適格合併を除く。）又は分割型分割（適格分割型分割を除く。）により合併法人又は分割承継法人に移転する特定廃棄物最終処分場を除く。）につき当該連結事業年度において同項に規定する維持管理積立金（次項及び第三項において「維持管理積立金」という。）に相当する金額以下の金額を損金経理の方法（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により特定災害防止準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積立てをした連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2　前項の特定災害防止準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十五条の七第一項の特定災害防止準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が維持管理積立金の積立てをしている特定廃棄物最終処分場について廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条の五第六項（同法第十五条の二の三において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する維持管理を行う場合において、同法第八条の五第六項の規定により当該特定廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金の取戻しをしたときは、その取戻しをした日における当該特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額（その日において当該特定廃棄物最終処分場に係る第五十五条の七第一項の特定災害防止準備金の金額（以下この項において「単体特定災害防止準備金の金額」という。）がある場合には当該単体特定災害防止準備金の金額を含むものとし、その日までにこの項又は次項の規定により益金の額に算入された、又は算入されるべきこととなった金額（同条第二項又は第三項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合には当該金額を控除した金額とする。以下この条において同じ。）のうちその取戻しをした維持管理積立金の額に相当する金額は、その取戻しをした日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3　第一項の特定災害防止準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十五条の七第一項の特定災害防止準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が次の各号に掲げる場合（適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立により当該特定廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金を移転する場合を除く。）に該当することとなった場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなった日を含む連結事業年度（第二号イに掲げる場合にあつては、同号イに規定する合併又は分割型分割の日の前日を含む連結事業年度）の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一　前項の取戻しをした場合以外の場合において廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条の五第六項（同法第十五条の二の三において準用する場合を含む。）の規定により特定廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金の全部又は一部の取戻しをした場合　その取戻しをした日における当該特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額のうちその取戻しをした維持管理積立金の額に相当する金額

二　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条の五第七項（同法第十五条の二の三において準用する場合を含む。）の規定により特定廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金を有しないこととなつた場合（次号に該当する場合を除く。）　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　合併又は分割型分割（連結子法人が被合併法人となる合併にあつてはその合併の日が法人税法第十五条の二第一項本文に規定する連結親法人事業年度開始の日（以下この条において「連結親法人事業年度開始の日」という。）である場合の当該連結事業年度）により合併法人又は分割承継法人に当該特定廃棄物最終処分場を移転したことにより当該特定廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金を有しないこととなつた場合　その合併又は分割型分割の直前における当該特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額

ロ　イに掲げる場合以外の場合　その有しないこととなつた日における当該特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額

三　解散した場合（合併により解散した場合を除き、連結子法人の解散にあつてはその解散の日が連結事業年度終了の日である場合に限る。）　その解散の日におけるその解

散した連結親法人又は当該連結子法人の有する当該特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額

四　前項及び前三号の場合以外の場合において特定災害防止準備金の金額を取り崩した場合　その取り崩した日における当該特定災害防止準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

4　第一項の規定は、同項に規定する連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人又は同項に規定する連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人については、適用しない。

5　第六十八条の四十四第五項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

6　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で第一項に規定する許可を受けたものが、指定期間内の日を含む各連結事業年度において、適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立により環境事業団に積み立てた維持管理積立金に係る特定廃棄物最終処分場を分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人に移転する場合において、当該特定廃棄物最終処分場の埋立処分の終了後における維持管理に要する費用の支出に備えるため、当該特定廃棄物最終処分場ごとに、特定廃棄物最終処分場につき当該連結事業年度開始の時から当該適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立の直前の時までの間に廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条の五第一項及び第二項（これらの規定を同法第十五条の二の三において準用する場合を含む。）の規定により環境事業団に維持管理積立金として積み立てた金額に相当する金額以下の金額を当該直前の時に特定災害防止準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積立てをした連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

7　前項の規定は、同項の連結親法人が適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立の日以後二月以内に同項の特定災害防止準備金の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を当該連結親法人の納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

8　第六十八条の四十三第十項の規定は、第一項の特定災害防止準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十五条の七第一項の特定災害防止準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が被合併法人となる適格合併（連結子法人が被合併法人に特定廃棄物最終処分場を移転した場合について準用する。

9　第一項又は第六項の特定災害防止準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十五条の七第一項の特定災害防止準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が適格分割（適格分割型分割にあつては、その適格分割型分割の日がその連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格分割型分割に限る。）により分割承継法人に当該特定災害防止準備金に係る特定廃棄物最終処分場を移転した場合には、その適格分割直前における当該特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額は、当該分割承継法人に引き継ぐものとする。この場合において、その分割承継法人が引継ぎを受けた特定災害防止準備金の金額は、当該分割承継法人がその適格分割の日において有する第一項の特定災害防止準備金の金額（当該分割承継法人の当該適格分割の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない事業年度である場合には、同条第一項の特定災害防止準備金の金額）とみなす。

10　第一項又は第六項の特定災害防止準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十五条の七第一項の特定災害防止準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が適格現物出資により被現物出資法人に当該特定災害防止準備金に係る特定廃棄物最終処分場を移転した場合には、その適格現物出資直前における当該特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額は、当該被現物出資法人がその適格現物出資の日において有する第一項の特定災害防止準備金の金額（当該被現物出資法人の当該適格現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない事業年度である場合には、同条第一項の特定災害防止準備金の金額）とみなす。

11　第一項又は第六項の特定災害防止準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十五条の七第一項の特定災害防止準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が適格事後設立により被事後設立法人に当該特定災害防止準備金に係る特定廃棄物最終処分場を移転した場合には、その適格事後設立直前における当該特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額は、当該被事後設立法人に引き継ぐものとする。この場合において、その被事後設立法人が引継ぎを受けた特定災害防止準備金の金額は、当該被事後設立法人がその適格事後設立の日において有する第一項の特定災害防止準備金の金額とみなす。

12　第一項から第三項まで及び第六項の規定により損金の額又は益金の額に算入される金額があり場合における法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（特定都市鉄道整備準備金）

第六十八条の四十七　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で特定都市鉄道整備促進特別措置法第四条に規定する認定事業者であるものが、平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度において、第五十六条第一項に規定する整備事業計画（以下この条において「整備事業計画」という。）に定められた同項に規定する特定都市鉄道工事（以下この条において「特定都市鉄道工事」という。）に係る同項に規定する工事費（以下この項及び第九項において「工事費」という。）の支出に充てるため、当該整備事業計画ごとに、次の各号に掲げる金額のうちいずれか低い金額以下の金額を損金経理の方法（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により特定都市鉄道整備準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積立てをした連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一　当該連結親法人又はその連結子法人が特定都市鉄道整備促進特別措置法第六条第一項の規定により同条第二項に規定する指定法人に当該整備事業計画に係る特定都市鉄道整備積立金として積み立てる金額のうち当該連結事業年度の旅客運送収入に対応する金額として政令で定める金額に相当する金額（同法第九条の規定により認定事業者とみなされた者の第五十六条第一項に規定する鉄道事業（以下この条において「鉄道事業」という。）の全部の移転（適格合併、適格

分割、適格現物出資又は適格事後設立による移転を除く。）を受けた日を含む連結事業年度にあつては、第五項第二号に定める金額に相当する金額を含む。）

二　当該連結事業年度終了の日における当該連結親法人又はその連結子法人の当該整備事業計画に定められた特定都市鉄道工事に係る工事費の額の二分の一に相当する金額（次項において「累積限度額」という。）から前連結事業年度（当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度。以下この号及び第三項において「前連結事業年度等」という。）から繰り越された当該整備事業計画に係る特定都市鉄道整備準備金の金額（当該連結事業年度終了の日において第五十六条第一項の特定都市鉄道整備準備金を積み立てている当該連結親法人又はその連結子法人の前連結事業年度等から繰り越された当該整備事業計画に係る同項の特定都市鉄道整備準備金の金額（以下この号において「単体特定都市鉄道整備準備金の金額」という。）がある場合には当該単体特定都市鉄道整備準備金の金額を含むものとし、当該連結事業年度終了の日までに第五項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額（同条第五項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前連結事業年度等の終了の日までに次項から第四項までの規定により益金の額に算入された金額（同条第二項から第四項までの規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合にはこれらの金額を控除した金額とする。以下この条において同じ。）を控除した金額

2　前項の特定都市鉄道整備準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十六条第一項の特定都市鉄道整備準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度終了の日における当該整備事業計画に係る特定都市鉄道整備準備金の金額が当該整備事業計画に係る累積限度額を超えるときは、その超える金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3　第一項の特定都市鉄道整備準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十六条第一項の特定都市鉄道整備準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人の次に掲げる日のうちいずれか早い日を含む連結事業年度後の各連結事業年度（当該いずれか早い日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該いずれか早い日後連結事業年度に該当することとなつた連結事業年度以後の各連結事業年度）終了の日において、前連結事業年度等から繰り越された当該整備事業計画に係る特定都市鉄道整備準備金の金額がある場合には、当該特定都市鉄道整備準備金の金額については、当該いずれか早い日を含む連結事業年度の翌連結事業年度開始の日（当該いずれか早い日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該いずれか早い日を含む事業年度の翌事業年度（当該翌事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該いずれか早い日を含む事業年度終了の日の翌日を含む連結事業年度）開始の日）における当該整備事業計画に係る特定都市鉄道整備準備金の金額（次項の規定により益金の額に算入することとされる金額（当該いずれか早い日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、同条第四項の規定により益金の額に算入することとされる金額を含む。）の合計額を除く。）に当該各連結事業年度の月数を乗じてこれを百二十で除して計算した金額（当該計算した金額が前連結事業年度等から繰り越された当該整備事業計画に係る特定都市鉄道整備準備金の金額を超える場合には、当該金額）に相当する金額を、それぞれ、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一　当該連結親法人又はその連結子法人の当該整備事業計画の期間の末日

二　当該特定都市鉄道工事の施行に伴い取得し、又は建設した特定都市鉄道整備促進特別措置法第三条第二項第三号に規定する施設を当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した日（その日が二以上ある場合には、最も遅い日）

4　第一項の特定都市鉄道整備準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十六条第一項の特定都市鉄道整備準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が、当該整備事業計画の期間が変更された場合であつて当該特定都市鉄道工事の施行に伴い取得し、又は建設した特定都市鉄道整備促進特別措置法第三条第二項第三号に規定する施設の一部を当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供したことにより輸送力の増強に著しい効果を生じさせる場合として財務省令で定める場合に該当することとなつた場合には、当該事業の用に供された部分に相当する当該整備事業計画に係る特定都市鉄道整備準備金の金額を基礎として財務省令で定める金額は、その該当することとなつた日を含む連結事業年度（当該連結親法人又はその連結子法人のその該当することとなつた日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、同日後連結事業年度に該当することとなつた連結事業年度以後の各連結事業年度）の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

5　第一項の特定都市鉄道整備準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十六条第一項の特定都市鉄道整備準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が次の各号に掲げる場合（適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立により鉄道事業の全部を移転する場合を除く。）に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む連結事業年度（第二号イに掲げる場合にあつては、同号イに規定する合併又は分割型分割の日の前日を含む連結事業年度）の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一　特定都市鉄道整備促進特別措置法第十一条第一項の規定により整備事業計画の認定を取り消された場合　その取り消された日における当該整備事業計画に係る特定都市鉄道整備準備金の金額

二　特定都市鉄道整備促進特別措置法第九条の譲渡、合併又は分割により鉄道事業の全部を移転した場合　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　合併又は分割型分割（連結子法人が被合併法人となる合併にあつてはその合併の日が法人税法第十五条の二第一項本文に規定する連結親法人事業年度開始の日（以下この条において「連結親法人事業年度開始の日」という。）である場合の当該合併に、分割型分割にあつてはその分割型分割の日が連結親法人事業年度開始の日である場合の当該分割型分割に、それぞれ限るものとする。）により合併法人又は分割承継法人に鉄道事業の全部を移転した場合　その合併又は分割型分割の直前における特定都市鉄道整備準備金の金額

ロ　イに掲げる場合以外の場合　鉄道事業の全部を移転した日における特定都市鉄道整備準備金の金額

三　解散した場合（合併により解散した場合を除き、連結子法人の解散にあつてはその解散の日が連結事業年度終了の日である場合に限る。）　その解散の日におけるその解散した連結親法人又は当該連結子法人の有する特定都市鉄道整備準備金の金額

四　前三項及び前三号の場合以外の場合において特定都市鉄道整備準備金の金額を取り崩した場合　その取り崩した日における特定都市鉄道整備準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

6　第三項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

7　第一項の規定は、同項に規定する連結親法人又はその連結子法人の次の各号に掲げる連結事業年度における当該各号に定める連結法人については、適用しない。

一　連結親法人の解散の日を含む連結事業年度　当該連結親法人

二　連結子法人の解散の日を含む連結事業年度　その解散した連結子法人

三　合併（適格合併を除く。）により鉄道事業の全部を移転する場合の当該合併の日の前日を含む連結事業年度　当該合併に係る被合併法人である連結法人

四　分割型分割（適格分割型分割を除く。）により鉄道事業の全部を移転する場合の当該分割型分割の日の前日を含む連結事業年度　当該分割型分割に係る分割法人である連結法人

8　第六十八条の四十四第五項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

9　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で第一項に規定する認定事業者であるものが、平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度において、適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立により分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人にその鉄道事業の全部を移転する場合において、整備事業計画に定められた特定都市鉄道工事に係る工事費の支出に充てるため、当該整備事業計画ごとに、当該適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立の直前の時を当該連結事業年度終了の時とした場合に同項各号の規定により計算される金額のうちいずれか低い金額以下の金額を特定都市鉄道整備準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積立てをした連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

10　前項の規定は、同項の連結親法人が適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立の日以後二月以内に同項の特定都市鉄道整備準備金の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を当該連結親法人の納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

11　第六十八条の四十三第十項及び第十一項の規定は、第一項の特定都市鉄道整備準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十六条第一項の特定都市鉄道整備準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が適格合併（連結子法人が被合併法人となる適格合併にあつては、その適格合併の日がその連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格合併に限る。）により合併法人に鉄道事業の全部を移転した場合について準用する。この場合において、第六十八条の四十三第十一項中「第五十五条第十一項」とあるのは「第五十六条第十二項において準用する第五十五条第十一項」と、「第三項の」とあるのは「第六十八条の四十七第一項及び第三項の」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と、「同条第十一項」とあるのは「第五十六条第十二項において準用する第五十五条第十一項」とあるのは「第六十八条の四十七第三項中」と読み替えるものとする。

12　第一項又は第九項の特定都市鉄道整備準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十六条第一項の特定都市鉄道整備準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が適格分割型分割（適格分割型分割にあつては、その適格分割型分割の日がその連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格分割型分割に限る。）により分割承継法人に当該鉄道事業の全部を移転した場合について準用する。この場合において、第六十八条の四十三第十一項中「第五十五条第十一項」とあるのは「第五十六条第十二項において準用する第五十五条第十一項」と、「第三項の」とあるのは「第六十八条の四十七第三項中」と読み替えるものとする。

13　第六十八条の四十三第十三項及び第十四項の規定は、前項の特定都市鉄道整備準備金を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が同項の適格分割により分割承継法人に当該鉄道事業の全部を移転した場合について準用する。この場合において、同条第十三項中「第三項」とあるのは「第六十八条の四十七第一項から第三項まで」と、同条第十四項中「第五十五条第十四項」とあるのは「第五十六条第十五項」と、「第三項の」とあるのは「第六十八条の四十七第一項及び第三項の」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と、「同条第十四項」とあるのは「第五十六条第十三項」と、「第三項中」とあるのは「第六十八条の四十七第三項中」と読み替えるものとする。

14　第一項又は第九項の特定都市鉄道整備準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十六条第一項の特定都市鉄道整備準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が適格現物出資により被現物出資法人に鉄道事業の全部を移転した場合には、その適格現物出資直前における当該特定都市鉄道整備準備金の金額は、当該被現物出資法人に引き継ぐものとする。この場合において、その被現物出資法人が引継ぎを受けた特定都市鉄道整備準備金の金額は、当該被現物出資法人がその適格現物出資の日において有する第一項の特定都市鉄道整備準備金の金額（当該被現物出資法人の当該適格現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない事業年度である場合には、同条第一項の特定都市鉄道整備準備金の金額）とみなす。

15　第六十八条の四十三第十六項及び第十七項の規定は、前項の特定都市鉄道整備準備金を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が適格現物出資により被現物出資法人に当該鉄道事業の全部を移転した場合について準用する。この場合において、同条第十六項中「第三項」とあるのは「第六十八条の四十七第一項から第三項まで」と、同条第十七項中「第五十五条第十八項」とあるのは「第五十六条第十五項」と、「第三項の」とあるのは「第六十八条の四十七第一項及び第三項の」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と、「第五十六条第十八項」とあるのは「第五十六条第十五項」と、「第三項中」とあるのは「第六十八条の四十七第三項中」と読み替えるものとする。

16　第一項又は第九項の特定都市鉄道整備準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十六条第一項の特定都市鉄道整備準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が適格事後設立により被事後設立法人に当該鉄道事業の全部を移転した場合には、その適格事後設立直前における当該特定都市鉄道整備準備金の金額は、当該被事後設立法人に引き継ぐものとする。この場合において、その被事後設立法人が引継ぎを受けた特定都市鉄道整備準備金の金額は、当該被事後設立法人がその適格事後設立の日において有する第一項の特定都市鉄道整備準備金の金額とみなす。

17　第六十八条の四十三第十九項及び第二十項の規定は、前項の特定都市鉄道整備準備金を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が適格事後設立により被事後設立法人に当該鉄道事業の全部を移転した場合について準用する。この場合において、同条第十九項中「第二項」とあるのは「第六十八条の四十七第一項から第三項まで」と、同条第二十項中「第三項の」とあるのは「第六十八条の四十七第一項及び第三項の」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と、「第三項中」とあるのは「第六十八条の四十七第三項中」と読み替えるものとする。

18　第一項から第五項まで及び第九項の規定により損金の額又は益金の額に算入される金額がある場合における法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（新幹線鉄道大規模改修準備金）

第六十八条の四十八　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で第五十六条の二第一項に規定する指定所有営業主体（以下この条において「指定所有営業主体」という。）であるものが、適用事業年度において、同項に規定する承認積立計画（以下この条において「承認積立計画」という。）に係る新幹線鉄道に係る鉄道施設（同項に規定する新幹線鉄道に係る鉄道施設をいう。第九項において同じ。）の大規模改修（第五十六条の二第一項に規定する大規模改修をいう。以下この条において同じ。）の実施に要する費用の支出に備えるため、次に掲げる金額のうちいずれか低い金額以下の金額を損金経理の方法（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により新幹線鉄道大規模改修準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一　第五十六条の二第一項第一号に規定する累積限度額（次号及び第三項において「累積限度額」という。）に同条第一項第一号に規定する積立期間（以下この条において「積立期間」という。）に含まれる当該連結事業年度の月数を乗じてこれを当該積立期間の月数で除して計算した金額

二　当該連結事業年度終了の日における当該承認積立計画に係る累積限度額から前連結事業年度（当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該連結親法人又はその連結子法人のその前日を含む事業年度。以下この号及び第四項において「前連結事業年度等」という。）から繰り越された当該承認積立計画に係る新幹線鉄道大規模改修準備金の金額（当該連結事業年度終了の日において第五十六条の二第一項の新幹線鉄道大規模改修準備金を積み立てている当該連結親法人又はその連結子法人の前連結事業年度等から繰り越された当該承認積立計画に係る同項の新幹線鉄道大規模改修準備金の金額（以下この号において「単体新幹線鉄道大規模改修準備金の金額」という。）がある場合には当該単体新幹線鉄道大規模改修準備金の金額を含むものとし、当該連結事業年度終了の日までに第五項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなった金額（同条第五項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前連結事業年度等の終了の日までに第三項若しくは第四項の規定により益金の額に算入された金額（同条第三項又は第四項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合にはこれらの金額を控除した金額とする。以下この条において同じ。）を控除した金額

2　前項に規定する適用事業年度とは、承認積立計画に記載された積立期間内の日を含む各連結事業年度をいう。

3　第一項の新幹線鉄道大規模改修準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十六条の二第一項の新幹線鉄道大規模改修準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度終了の日における承認積立計画に係る新幹線鉄道大規模改修準備金の金額が累積限度額を超えるときは、その超える金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

4　第一項の新幹線鉄道大規模改修準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十六条の二第一項の新幹線鉄道大規模改修準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人の当該承認積立計画に記載された積立期間の末日を含む連結事業年度（当該積立期間の末日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない事業年度である場合には、当該積立期間の末日後連結事業年度に該当することとなった連結事業年度以後の各連結事業年度）終了の日において、前連結事業年度等から繰り越された新幹線鉄道大規模改修準備金の金額がある場合には、当該新幹線鉄道大規模改修準備金の金額については、当該積立期間の末日を含む連結事業年度の翌連結事業年度開始の日（当該積立期間の末日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない事業年度である場合には、当該積立期間の末日を含む事業年度の翌事業年度（当該事業年度終了の日の翌日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該積立期間の末日を含む事業年度終了の日の翌日を含む連結事業年度）開始の日）における新幹線鉄道大規模改修準備金の金額に当該各連結事業年度の月数を乗じてこれを百二十（当該承認積立計画に係る工事予定期間（第五十六条の二第四項に規定する工事予定期間をいう。次項第五号において同じ。）の月数が百二十に満たない場合には、当該工事予定期間の月数）で除して計算した金額（当該計算した金額が前連結事業年度等から繰り越された新幹線鉄道大規模改修準備金の金額を超える場合には、当該繰り越された金額）に相当する金額を、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

5　第一項の新幹線鉄道大規模改修準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十六条の二第一項の新幹線鉄道大規模改修準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が次の各号に掲げる場合（適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立により同条第二項に規定する新幹線鉄道に係る鉄道事業（以下この条において「新幹線鉄道に係る鉄道事業」という。）の全部を移転する場合を除く。）に該当す

ることとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む連結事業年度（第三号イに掲げる場合にあつては、同号イに規定する合併又は分割型分割の日の前日を含む連結事業年度）の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一　当該新幹線鉄道に係る鉄道事業を廃止した場合　その廃止の日における新幹線鉄道大規模改修準備金の金額

二　当該承認積立計画に係る大規模改修を完了した場合　その完了した日における新幹線鉄道大規模改修準備金の金額

三　全国新幹線鉄道整備法第二十三条の譲渡、合併又は分割により新幹線鉄道に係る鉄道事業の全部を移転した場合　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　合併又は分割型分割（連結子法人が被合併法人となる合併にあつてはその合併の日が法人税法第十五条の二第一項本文に規定する連結親法人事業年度開始の日（以下この条において「連結親法人事業年度開始の日」という。）である場合の当該合併に、分割型分割にあつてはその分割型分割の日が連結親法人事業年度開始の日である場合の当該分割型分割に、それぞれ限るものとする。）により合併法人又は分割承継法人に新幹線鉄道に係る鉄道事業の全部を移転した場合　その合併又は分割型分割の直前における新幹線鉄道大規模改修準備金の金額

ロ　イに掲げる場合以外の場合　新幹線鉄道に係る鉄道事業の全部を移転した日における新幹線鉄道大規模改修準備金の金額

四　全国新幹線鉄道整備法第二十二条の規定により同条に規定する大規模改修実施計画の認定を取り消された場合　その取り消された日における新幹線鉄道大規模改修準備金の金額

五　工事予定期間の初日から一年を経過する日までに当該承認積立計画に係る大規模改修に着手しない場合　同日における新幹線鉄道大規模改修準備金の金額

六　解散した場合（合併により解散した場合を除き、連結子法人の解散にあつてはその解散の日が連結事業年度終了の日である場合に限る。）　その解散の日におけるその解散した連結親法人又は当該連結子法人の有する新幹線鉄道大規模改修準備金の金額

七　前二項及び前各号の場合以外の場合において新幹線鉄道大規模改修準備金の金額を取り崩した場合　その取り崩した日における新幹線鉄道大規模改修準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

6　第一項及び第四項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

7　第一項の規定は、同項に規定する連結親法人又はその連結子法人の次の各号に掲げる連結事業年度における当該各号に定める連結法人については、適用しない。

一　連結親法人の解散の日を含む連結事業年度　当該連結親法人

二　連結子法人の解散の日を含む連結事業年度　その解散した連結子法人

三　合併（適格合併を除く。）により新幹線鉄道に係る鉄道事業の全部を移転する場合の当該合併の日の前日を含む連結事業年度　当該合併に係る被合併法人である連結法人

四　分割型分割（適格分割型分割を除く。）により新幹線鉄道に係る鉄道事業の全部を移転する場合の当該分割型分割の日の前日を含む連結事業年度　当該分割型分割に係る分割法人である連結法人

8　第六十八条の四十四第五項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

9　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で指定所有営業主体であるものが、承認積立計画に記載された積立期間内の日を含む各連結事業年度において、適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立により分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人にその新幹線鉄道に係る鉄道事業の全部を移転する場合において、当該承認積立計画に係る新幹線鉄道に係る鉄道施設の大規模改修の実施に要する費用の支出に備えるため、当該適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立の直前の時を当該連結事業年度終了の時とした場合に第一項各号の規定により計算される金額のうちいずれか低い金額以下の金額を新幹線鉄道大規模改修準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

10　前項の規定は、同項の連結親法人が適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立の日以後二月以内に同項の新幹線鉄道大規模改修準備金の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を当該連結親法人の納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

11　第六十八条の四十三第十項及び第十一項の規定は、第一項の新幹線鉄道大規模改修準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十六条の二第一項の新幹線鉄道大規模改修準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が合併（連結子法人が被合併法人となる適格合併にあつては、その適格合併の日がその連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格合併に限る。）により合併法人に当該新幹線鉄道に係る鉄道事業の全部を移転した場合について準用する。この場合において、第六十八条の四十三第十一項中「第五十五条第十一項」とあるのは「第五十六条の二第十二項において準用する第五十五条第十一項」と、「第三項の」とあるのは「第六十八条の四十八第一項及び第四項の」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と、「同条第十一項」とあるのは「第五十六条の二第十二項において準用する第五十五条第十一項」と、「第三項中」とあるのは「第六十八条の四十八第四項中」と読み替えるものとする。

12　第一項又は第九項の新幹線鉄道大規模改修準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十六条の二第一項の新幹線鉄道大規模改修準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が適格分割（適格分割型分割にあつては、その適格分割型分割の日がその連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格分割に限る。）により分割承継法人に当該新幹線鉄道に係る鉄道事業の全部を移転した場合には、その適格分割直前における当該新幹線鉄道大規模改修準備金の金額は、当該分割承継法人に引き継ぐものとする。この場合において、その分割承継法人が引継ぎを受けた新幹線鉄道大規模改修準備金の金額は、当該分割承継法人がその適格分割の日において有する第一項の新幹線鉄道大規模改修準備金の金額（当該分割承継法人の当該適格分割の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない事業年度である場合には、同条第一項の新幹線鉄道大規模改修準備金の金額）とみなす。

13　第六十八条の四十三第十三項及び第十四項の規定は、前項の新幹線鉄道大規模改修準備金を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が同項の適格分割により分割承継法人に当該新幹線鉄道に係る鉄道事業の全部を移転した場合について準用する。この場合にお

いて、同条第十三項中「第三項」とあるのは「第六十八条の四十八第一項、第三項及び第四項」と、同条第十四項中「第五十五条第十四項」とあるのは「第五十六条の二第十三項」と、「第三項の」とあるのは「第六十八条の四十八第四項第一項及び第四項の」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と、「同条第十四項」とあるのは「第五十六条の二第十三項」と、「第三項中」とあるのは「第六十八条の四十八第四項中」と読み替えるものとする。

14　第一項又は第九項の新幹線鉄道大規模改修準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十六条の二第一項の新幹線鉄道大規模改修準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が適格現物出資により被現物出資法人に当該新幹線鉄道に係る鉄道事業の全部を移転した場合には、その適格現物出資直前における当該新幹線鉄道大規模改修準備金の金額は、当該被現物出資法人に引き継ぐものとする。この場合において、その被現物出資法人が引継ぎを受けた新幹線鉄道大規模改修準備金の金額は、当該被現物出資法人がその適格現物出資の日において有する第一項の新幹線鉄道大規模改修準備金の金額（当該被現物出資法人の当該適格現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない事業年度である場合には、同条第一項の新幹線鉄道大規模改修準備金の金額）とみなす。

15　第六十八条の四十三第十六項及び第十七項の規定は、前項の新幹線鉄道大規模改修準備金を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が適格現物出資により被現物出資法人に当該新幹線鉄道に係る鉄道事業の全部を移転した場合について準用する。この場合において、同条第十六項中「第三項」とあるのは「第六十八条の四十八第一項、第三項及び第四項」と、同条第十七項中「第五十五条第十八項」とあるのは「第五十六条の二第十五項」と、「第三項の」とあるのは「第六十八条の四十八第四項中」と読み替えるものとする。

16　第一項又は第九項の新幹線鉄道大規模改修準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十六条の二第一項の新幹線鉄道大規模改修準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が適格事後設立により被事後設立法人に当該新幹線鉄道に係る鉄道事業の全部を移転した場合には、その適格事後設立直前における当該新幹線鉄道大規模改修準備金の金額は、当該被事後設立法人に引き継ぐものとする。この場合において、その被事後設立法人が引継ぎを受けた新幹線鉄道大規模改修準備金の金額は、当該被事後設立法人がその適格事後設立の日において有する第一項の新幹線鉄道大規模改修準備金の金額とみなす。

17　第六十八条の四十三第十九項及び第二十項の規定は、前項の新幹線鉄道大規模改修準備金を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が適格事後設立により被事後設立法人に当該新幹線鉄道に係る鉄道事業の全部を移転した場合について準用する。この場合において、同条第十九項中「第三項」とあるのは「第六十八条の四十八第一項、第三項及び第四項」と、同条第二十項中「第三項の」とあるのは「第六十八条の四十八第一項及び第四項の」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と、「第三項中」とあるのは「第六十八条の四十八第四項中」と読み替えるものとする。

18　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で全国新幹線鉄道整備法第二十三条の規定により指定所有営業主体とみなされたものの新幹線鉄道に係る鉄道事業の全部の移転を受けた日を含む連結事業年度における第一項第一号に掲げる金額の計算、同項、第三項から第五項まで及び第九項の規定により損金の額又は益金の額に算入される金額がある場合における法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（ガス熱量変更準備金）

第六十八条の四十九　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人でガス事業法第二条第一項に規定する一般ガス事業（以下この条において「一般ガス事業」という。）を営むもの（大規模な事業者として財務省令で定めるものを除く。）が、適用事業年度において、熱量変更費用（第五十六条の三第一項に規定する熱量変更費用をいう。以下この項及び第四項において同じ。）の支出に備えるため、熱量の変更（第五十六条の三第一項に規定する熱量の変更をいう。以下この条において同じ。）の計画（以下この条において「熱量変更計画」という。）ごとに、次の各号に掲げる金額のうちいずれか少ない金額以下の金額を損金経理の方法（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）によりガス熱量変更準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一　当該熱量変更計画に係る熱量変更費用の額の見積額として政令で定める金額の二分の一に相当する金額（次号及び第三項において「累積限度額」という。）に当該連結事業年度の月数を乗じてこれを六十で除して計算した金額

二　当該連結事業年度終了の日における当該熱量変更計画に係る累積限度額から前連結事業年度（当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該連結親法人又はその連結子法人のその前日を含む事業年度。以下この号及び第四項において「前連結事業年度等」という。）から繰り越された当該熱量変更計画に係るガス熱量変更準備金の金額（当該連結事業年度終了の日において第五十六条の三第一項のガス熱量変更準備金を積み立てている当該連結親法人又はその連結子法人の前連結事業年度等から繰り越された当該熱量変更計画に係る同項のガス熱量変更準備金の金額（以下この号において「単体ガス熱量変更準備金の金額」という。）がある場合には当該単体ガス熱量変更準備金の金額を含むものとし、当該連結事業年度終了の日までに第五項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなった金額（同条第五項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前連結事業年度等の終了の日までに第三項若しくは第四項の規定により益金の額に算入された金額（同条第三項又は第四項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合にはこれらの金額を控除した金額とする。以下この条において同じ。）を控除した金額

2　前項に規定する適用事業年度とは、平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に行われたガス事業法第二十五条第一項の規定による届出（同条第二項の規定による届出を含む。）に係るガスの供給計画（政令で定めるものに限る。）に定められた当該熱量変更計画に係る熱量の変更に着手する日（第五十六条の三第二項に規定する熱量変更完了

予定日（以下この項及び第四項において「熱量変更完了予定日」という。）までの期間が二年を超える場合には、当該熱量変更完了予定日の一年前の日。以下この項及び第五項において「熱量変更着手予定日」という。）前五年以内に終了する連結事業年度のうち政令で定める連結事業年度から当該熱量変更計画に係る熱量変更着手予定日を含む連結事業年度の直前の連結事業年度までの各連結事業年度をいう。

3　第一項のガス熱量変更準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十六条の三第一項のガス熱量変更準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度終了の日における当該熱量変更計画に係るガス熱量変更準備金の金額が当該熱量変更計画に係る累積限度額を超えるときは、その超える金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

4　第一項のガス熱量変更準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十六条の三第一項のガス熱量変更準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人の各連結事業年度（当該熱量変更計画に係る熱量変更費用を最初に支出した日（以下この項において「最初の支出日」という。）以後に終了する連結事業年度（当該最初の支出日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない事業年度である場合には、当該最初の支出日後最初に連結事業年度に該当することとなった連結事業年度以後の連結事業年度）に限る。）終了の日において、前連結事業年度等から繰り越された当該熱量変更計画に係るガス熱量変更準備金の金額がある場合には、当該ガス熱量変更準備金の金額については、次の各号に掲げる金額のうち最も多い金額（当該金額が当該連結事業年度終了の日における前連結事業年度等から繰り越された当該熱量変更計画に係るガス熱量変更準備金の金額を超える場合には、当該ガス熱量変更準備金の金額）に相当する金額を、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一　当該連結事業年度及び当該連結事業年度開始の日前四年以内に開始した各連結事業年度において支出された当該熱量変更計画に係る熱量変更費用の額の合計額（当該連結事業年度開始の日前四年以内に開始した各事業年度において支出された当該熱量変更費用の額の合計額を含む。次号において「累積支出額」という。）の二分の一に相当する金額に当該連結事業年度の月数を乗じてこれを六十で除して計算した金額

二　当該熱量変更計画に係る累積支出額のうち当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額の二分の一に相当する金額

三　当該連結事業年度が当該熱量変更計画に係る熱量変更完了予定日の翌日から四年を経過する日を含む連結事業年度である場合における前連結事業年度等から繰り越された当該熱量変更計画に係るガス熱量変更準備金の金額

5　第一項のガス熱量変更準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十六条の三第一項のガス熱量変更準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が次の各号に掲げる場合（適格合併により一般ガス事業を移転する場合を除く。）に該当することとなった場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなった日を含む連結事業年度（第二号に掲げる場合にあつては、同号に規定する合併の日の前日を含む連結事業年度）の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一　一般ガス事業を廃止した場合　その廃止の日におけるガス熱量変更準備金の金額

二　合併（連結子法人が被合併法人となる合併にあつては、その合併の日が法人税法第十五条の二第一項本文に規定する連結親法人事業年度開始の日（第九項において「連結親法人事業年度開始の日」という。）である場合の当該合併に限る。）により合併法人に一般ガス事業を移転した場合　その合併直前におけるガス熱量変更準備金の金額

三　当該熱量変更計画に係る熱量変更着手予定日の翌日から一年を経過する日までに当該熱量変更計画に係る熱量の変更に着手しない場合　同日における当該熱量変更計画に係るガス熱量変更準備金の金額

四　解散した場合（合併により解散した場合を除き、連結子法人の解散にあつてはその解散の日が連結事業年度終了の日である場合に限る。）　その解散の日におけるその解散した連結親法人又は当該連結子法人の有するガス熱量変更準備金の金額

五　前二項及び前各号の場合以外の場合においてガス熱量変更準備金の金額を取り崩した場合　その取り崩した日におけるガス熱量変更準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

6　第一項及び第四項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

7　第一項の規定は、同項に規定する連結親法人又はその連結子法人の次の各号に掲げる連結事業年度における当該各号に定める連結法人については、適用しない。

一　連結親法人の解散の日を含む連結事業年度　当該連結親法人

二　連結子法人の解散の日を含む連結事業年度　その解散した連結子法人

三　合併（適格合併を除く。）の日の前日を含む連結事業年度　当該合併に係る被合併法人である連結法人

8　第六十八条の四十四第五項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

9　第六十八条の四十三第十項及び第十一項の規定は、第一項のガス熱量変更準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十六条の三第一項のガス熱量変更準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が適格合併（連結子法人が被合併法人となる適格合併にあつては、その適格合併の日がその連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格合併に限る。）により合併法人に一般ガス事業を移転した場合について準用する。この場合において、第六十八条の四十三第十一項中「第五十五条第十一項」とあるのは「第五十六条の三第十項において準用する第五十五条第十一項」と、「第三項の」とあるのは「第六十八条の四十九第一項及び第四項の」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と、「同条第十一項」とあるのは「第五十六条の三第十項において準用する第五十五条第十一項」と、「第三項中」とあるのは「第六十八条の四十九第一項及び第四項中」と、「当該各連結事業年度」とあるのは「当該連結事業年度」と読み替えるものとする。

10　第一項及び第三項から第五項までの規定により損金の額又は益金の額に算入される金額がある場合における法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（電子計算機買戻損失準備金）

第六十八条の五十　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で第五十六条の四第一項に規定する電子計

算機（以下この条において「電子計算機」という。）の製造又は販売の事業を営むものが、平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度において、電子計算機の特別買戻損失の補てんに充てるため、当該連結事業年度の特定電子計算機貸付会社に対する電子計算機の販売に係る収入金額（合併（適格合併を除く。）及び分割型分割（適格分割型分割を除く。）により特定電子計算機貸付会社に対して販売した電子計算機の買戻しを行わないこととなる場合におけるその電子計算機の販売に係る収入金額を除く。）で第三項に規定する政令で定める特約に係るものの合計額と最近における当該特別買戻損失の実績とを基礎として政令で定めるところにより計算した金額以下の金額を損金経理の方法（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により電子計算機買戻損失準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2　前項に規定する特定電子計算機貸付会社とは、電子計算機の製造又は販売の事業を営む三以上の法人（当該法人に連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人又は連結完全支配関係がある二以上の連結子法人が含まれている場合には、政令で定める三以上の法人。以下この項において同じ。）が共同出資により設立した会社で、専ら当該三以上の法人から購入した電子計算機の貸付けを業とするものをいう。

3　第一項に規定する特別買戻損失とは、電子計算機の製造又は販売の事業を営む連結親法人又はその連結子法人が同項に規定する特定電子計算機貸付会社に販売した電子計算機をその求めに応じ一定の期間経過後に買い戻す旨の特約その他の政令で定める特約に基づいて買戻しをした場合におけるその買戻価額のうち当該電子計算機の製造原価又は売上原価に相当する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額以外の金額で各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されたものに対応する損失をいう。

4　第一項の電子計算機買戻損失準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十六条の四第一項の電子計算機買戻損失準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人の各連結事業年度において前項の買戻しに係る電子計算機について第一項の特別買戻損失が生じた場合には、当該特別買戻損失の生じた日における電子計算機買戻損失準備金の金額（その日において同条第一項の電子計算機買戻損失準備金の金額（以下この項において「単体電子計算機買戻損失準備金の金額」という。）がある場合には当該単体電子計算機買戻損失準備金の金額を含むものとし、その日までにこの項若しくは第六項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなった金額（同条第四項又は第六項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前連結事業年度（当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該連結親法人又はその連結子法人のその前日を含む事業年度。次項において「前連結事業年度等」という。）終了の日までに次項の規定により益金の額に算入された金額（同条第五項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合にはこれらの金額を控除した金額とする。以下この条において同じ。）のうち当該特別買戻損失の額に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、当該電子計算機買戻損失準備金の金額をその積立てをした連結事業年度（単体電子計算機買戻損失準備金の金額にあっては、その積立てをした事業年度。以下この項及び次項において「積立事業年度」という。）別に区分した各金額のうち、その積立てをした積立事業年度が最も古いものから順次益金の額に算入されるものとする。

5　第一項の電子計算機買戻損失準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十六条の四第一項の電子計算機買戻損失準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人の各連結事業年度終了の日における前連結事業年度等から繰り越された電子計算機買戻損失準備金の金額のうちに同日前五年以前に終了した積立事業年度において積み立てた金額（当該連結親法人又はその連結子法人が適格合併又は適格分割型分割に係る合併法人又は分割承継法人である場合には、その適格合併又は適格分割型分割に係る被合併法人又は分割法人が同日前五年以前に終了した積立事業年度において積み立てた金額（当該連結親法人又はその連結子法人が分割承継法人である場合にあっては、当該連結親法人又はその連結子法人が引継ぎを受けた金額に限る。）を含む。）がある場合には、当該積み立てた金額（同日において前項の規定により益金の額に算入される金額を除く。）は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

6　第一項の電子計算機買戻損失準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十六条の四第一項の電子計算機買戻損失準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が次の各号に掲げる場合（適格合併又は適格分割型分割により、その適格合併又は適格分割型分割前に第二項に規定する特定電子計算機貸付会社に販売した第三項の買戻しに係る電子計算機（以下この項及び第十一項において「特定電子計算機」という。）の買戻しを行わないこととなった場合を除く。）に該当することとなった場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなった日を含む連結事業年度（第二号に掲げる場合にあっては、同号に規定する合併又は分割型分割の日の前日を含む連結事業年度）の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、第四項後段の規定を準用する。

一　第三項に規定する政令で定める特約を有しないこととなった場合　その有しないこととなった日における電子計算機買戻損失準備金の金額

二　合併又は分割型分割（連結子法人が被合併法人となる合併にあってはその合併の日が法人税法第十五条の二第一項本文に規定する連結親法人事業年度開始の日（以下この条において「連結親法人事業年度開始の日」という。）である場合の当該合併に、分割型分割にあってはその分割型分割の日が連結親法人事業年度開始の日である場合の当該分割型分割に、それぞれ限るものとする。）により特定電子計算機の買戻しの全部又は一部を行わないこととなった場合　その合併又は分割型分割の直前の電子計算機買戻損失準備金の金額のうちその買戻しを行わないこととなった特定電子計算機に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額（当該特定電子計算機の買戻しの全部を行わないこととなった場合には、その合併又は分割型分割の直前における電子計算機買戻損失準備金の金額）

三　解散した場合（合併により解散した場合を除き、連結子法人の解散にあってはその解散の日が連結事業年度終了の日である場合に限る。）　その解散の日におけるその解

散した連結親法人又は当該連結子法人の有する電子計算機買戻損失準備金の金額

四　前二項及び前三号の場合以外の場合において電子計算機買戻損失準備金の金額を取り崩した場合　その取り崩した日における電子計算機買戻損失準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

7　第一項の規定は、同項に規定する連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人又は同項に規定する連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人については、適用しない。

8　第六十八条の四十四第五項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

9　第六十八条の四十三第十項及び第十一項前段の規定は、第一項の電子計算機買戻損失準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十六条の四第一項の電子計算機買戻損失準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が被合併法人となる適格合併（連結子法人が被合併法人となる適格合併にあっては、その適格合併の日がその連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格合併に限る。）が行われた場合について準用する。この場合において、第六十八条の四十三第十一項前段中「第五十五条第十一項」とあるのは「第五十六条の四第十項において準用する第五十五条第十一項」と、「第三項」とあるのは「第六十八条の五十第五項」と、「同条第十一項」とあるのは「第五十六条の四第十項において準用する第五十五条第十一項」と読み替えるものとする。

10　前項において準用する第六十八条の四十三第十項又は第五十六条の四第十項において準用する第五十五条第十一項の場合において、これらの規定に規定する適格合併に係る合併法人（当該適格合併後において連結法人に該当するものに限る。）が第三項に規定する政令で定める特約を有する者でないときは、当該適格合併の日を含む連結事業年度終了の日における電子計算機買戻損失準備金の金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

11　第六十八条の四十三第十二項及び第十四項前段の規定は、第一項の電子計算機買戻損失準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十六条の四第一項の電子計算機買戻損失準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が適格分割型分割（その適格分割型分割の日がその連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格分割型分割に限る。）により特定電子計算機の買戻しの全部又は一部を行わないこととなった場合（当該適格分割型分割に係る分割承継法人が当該電子計算機買戻損失準備金を積み立てている連結親法人又はその連結子法人の行わないこととなった当該買戻しを行うこととなった場合に限る。）について準用する。この場合において、第六十八条の四十三第十四項前段中「第五十五条第十四項」とあるのは「第五十六条の四第十一項において準用する第五十五条第十四項」と、「第三項」とあるのは「第六十八条の五十第五項」と、「同条第十四項」とあるのは「第五十六条の四第十一項において準用する第五十五条第十四項」と読み替えるものとする。

12　前項において準用する第六十八条の四十三第十二項又は第五十六条の四第十一項において準用する第五十五条第十四項の場合において、これらの規定に規定する適格分割型分割に係る分割承継法人（当該適格分割型分割後において連結法人に該当するものに限る。）が第三項に規定する政令で定める特約を有する者でないときは、当該適格分割型分割の日を含む連結事業年度終了の日における電子計算機買戻損失準備金の金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

13　第一項に規定する連結親法人又はその連結子法人が合併又は分割により設立されたものである場合における同項の特別買戻損失の実績の計算、同項、第四項から第六項まで、第十項及び前項の規定により損金の額又は益金の額に算入される金額がある場合における法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（プログラム等準備金）

第六十八条の五十一　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で次の表の各号の上欄に掲げるものが、平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度において、当該各号の中欄に掲げる費用の支出に備えるため、当該各号の下欄に掲げる金額以下の金額を損金経理の方法（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）によりプログラム等準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積立てをした連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

法人	費用	金額
一　情報処理の促進に関する法律第二条第三項に規定するソフトウエア業（第三項において「ソフトウエア業」という。）を営む連結法人	イ　同条第二項に規定するプログラム（以下この号及び第三号において「プログラム」という。）で同法第三条第一項第二号に掲げるプログラム及びこれに準ずるものとして政令で定めるプログラム（以下この号において「汎用プログラム」と総称する。）のうち他のプログラムの実行を制御するもの（以下この号において「制御プログラム」という。）の開発に要する費用	当該連結法人が開発した制御プログラムとして政令で定めるものの譲渡又は提供に係る当該連結法人の当該連結事業年度の収入金額として政令で定めるところにより計算した金額の百分の十に相当する金額（当該金額が政令で定める金額を超える場合には、当該政令で定める金額）
	ロ　汎用プログラムのうち制御プログラム以外のものの開発に要する費用	制御プログラム以外の汎用プログラムで当該連結法人が開発したものとして政令で定めるものの譲渡又は提供に係る当該連結法人の当該連結事業年度の収入金額として政令で

			定めるところにより計算した金額の百分の二十に相当する金額（当該計算した金額が政令で定める金額を超える場合には、当該政令で定める金額の百分の二十に相当する金額と当該超える部分の金額の百分の十に相当する金額との合計額）
	ハ　情報処理システムの構想、企画、設計、評価若しくは監査又は情報処理システムの利用者に対する教育若しくは指導に関する役務として政令で定めるものの開発に要する費用	当該役務で当該連結法人が開発したものとして政令で定めるものの提供に係る当該連結法人の当該連結事業年度の収入金額として政令で定めるところにより計算した金額の百分の七に相当する金額	
二　他人の用に供するために構成した著作権法第二条第一項第十号の三に規定するデータベース（以下この号において「データベース」という。）を譲渡し、提供し、又はその利用の許諾を行う事業（第三項において「データベース業」という。）を営む連結法人	データベースの構成に要する費用	当該連結法人の当該連結事業年度におけるデータベース（政令で定める要件を満たすものに限る。）の譲渡、提供又は利用の許諾に係る収入金額として政令で定めるところにより計算した金額の百分の八に相当する金額（当該計算した金額が政令で定める金額を超える場合には、当該政令で定める金額の百分の八に相当する金額と当該超える金額の百分の六に相当する金額との合計額）	
三　統合情報処理システムサービス（相手方との間に締結した契約に基づき、一の情報処理システムにつき、その設計、プログラムの作成、試験、運用の準備及び保守のすべてを行う役務をいう。以下この条において同じ。）を提供する事業（第三項において「システムサービス業」という。）を営む連結法人のうち当該事業を的確に行う能力がある者として政令で定めるもの（政令で定める電子計算機の製造の事業を営む者を除く。）	統合情報処理システムサービスに係る情報処理システムの欠陥につきその引渡し後において当該連結法人が自己の負担により無償で行う補修に要する費用	当該連結法人の当該連結事業年度における統合情報処理システムサービス（政令で定める要件を満たすものに限る。）の提供に係る収入金額（有償で行う保守に係るもの及び分割型分割（適格分割型分割を除く。）により分割承継法人が無償で補修することとなるものを除く。）として政令で定めるところにより計算した金額の百分の十に相当する金額（当該金額が政令で定める金額を超える場合には、当該政令で定める金額）	

2　前項に規定する連結親法人又はその連結子法人（第五十七条第一項の規定の適用を受けたものを含む。）の各連結事業年度終了の日において、前連結事業年度（当該連結親法人又はその連結子法人の当該各連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該連結親法人又はその連結子法人のその前日を含む事業年度。以下この項において「前連結事業年度等」という。）から繰り越されたプログラム等準備金の金額（当該各連結事業年度終了の日において同条第一項のプログラム等準備金を積み立てている当該連結親法人又はその連結子法人の前連結事業年度等から繰り越された当該プログラム等準備金の金額（以下この項において「単体プログラム等準備金の金額」という。）がある場合には当該単体プログラム等準備金の金額を含むものとし、当該各連結事業年度終了の日までに次項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額（同条第三項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前連結事業年度等の終了の日までにこの項の規定により益金の額に算入された金額（同条第二項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合にはこれらの金額を控除した金額とする。以下この条において同じ。）のうちにその積立てをした連結事業年度（単体プログラム等準備金の金額にあつては、その積立てをした事業年度。以下この項及び次項において「積立事業年度」という。）終了の日の翌日から四年を経過したもの（以下この項において「据置期間経過準備金額」という。）がある場合には、当該据置期間経過準備金額については、その積立てをした積立事業年度別に区分した各金額ごとに、当該区分した金額の積立てをした積立事業年度の連結所得の金額の計算上前項の規定により損金の額に算入された当該プログラム等準備金として積み立てた金額（当該据置期間経過準備金額が単体プログラム等準備金の金額に係るものである場合には、当該区分した金額の積立てをした積立事業年度の所得の金額の計算上第五十七条第一項の規定により損金の額に算入された同項のプログラム等準備金の金額として積み立てた金額）に当該各連結事業年度の月数を乗じてこれを四十八で除して計算した金額（当該計算した金額が当該区分した金額を超える場合には、当該区分した金額）に相当する金額を、それぞれ、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3　第一項のプログラム等準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七条第一項のプログラム等準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が次の各号に掲げる場合（当該連結親法人又はその連結子法人を被合併法人とする適格合併が行われた場合又は適格分割型分割により統合情報処理システムサービスに係る情報処理システムの欠陥につき第一項の表の第三号の中欄に規定する無償で行う補修（以下この項及び第八項において「無償補修」という。）を行わないこととなった場合を除く。）に該当することとなった場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなった日を含む連結事業年度（第二号に掲げる場合にあつては、同号に規定する合併又は分割型分割の日の前日を含む連結事業年度）の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合において、第二号又は第四号に掲げる場合に該当するときは、これらの号に規定するプログラム等準備金の金額をその積立てをした積立事業年度別に区分した各金額のうち、その積立てをした積立事業年度が最も古いものから順次益金の額に算入されるものとする。

一　ソフトウエア業、データベース業又はシステムサービス業を廃止した場合（適格分割、適格現物出資又は適格事後設立により廃止した場合を除く。）　当該廃止の日におけるプログラム等準備金の金額

二　当該連結親法人又はその連結子法人を被合併法人とする合併（連結子法人が被合併法人となる合併にあつては、その合併の日が法人税法第十五条の二第一項本文に規定する連結親法人事業年度開始の日（以下この条において「連結親法人事業年度開始の日」という。）である場合の当該合併に限る。）が行われた場合又は分割型分割（その分割型分割の日が連結親法人事業年度開始の日である場合の当該分割型分割に限る。）により無償補修の全部又は一部を行わないこととなった場合　その合併直前におけるプログラム等準備金の金額又はその分割型分割直前における当該無償補修に係るプログラム等準備金の金額のうちその行わないこととなった無償補修に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額（当該分割型分割により当該無償補修の全部を行わないこととなった場合には、その分割型分割直前におけるプログラム等準備金の金額）

三　解散した場合（合併により解散した場合を除き、連結子法人の解散にあつてはその解散の日が連結事業年度終了の日である場合に限る。）　その解散の日におけるその解散した連結親法人又は当該連結子法人の有するプログラム等準備金の金額

四　前項及び前三号の場合以外の場合においてプログラム等準備金の金額を取り崩した場合　その取り崩した日におけるプログラム等準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

4　第二項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

5　第一項の規定は、同項に規定する連結親法人又はその連結子法人の次の各号に掲げる連結事業年度における当該各号に定める連結法人については、適用しない。

一　連結親法人の解散の日を含む連結事業年度　当該連結親法人

二　連結子法人の解散の日を含む連結事業年度　その解散した連結子法人

三　合併（適格合併を除く。）の日の前日を含む連結事業年度　当該合併に係る被合併法人である連結法人

6　第六十八条の四十四第五項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

7　第六十八条の四十三第十項及び第十一項の規定は、第一項のプログラム等準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七条第一項のプログラム等準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が被合併法人となる適格合併（連結子法人が被合併法人となる適格合併にあつては、その適格合併の日がその連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格合併に限る。）が行われた場合について準用する。この場合において、第六十八条の四十三第十一項中「第五十五条第十一項」とあるのは「第五十七条第八項において準用する第五十五条第十一項」と、「第三項」とあるのは「第六十八条の五十一第二項」と、「同条第十一項」とあるのは「第五十七条第八項において準用する第五十五条第十一項」と読み替えるものとする。

8　第六十八条の四十三第十二項及び第十四項の規定は、第一項のプログラム等準備金（同項の表の第三号に係るものに限るものとし、連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七条第一項のプログラム等準備金（同項の表の第三号に係るものに限る。）を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が適格分割型分割（その適格分割型分割の日がその連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格分割型分割に限る。）により無償補修を行わないこととなった場合（当該適格分割型分割に係る分割承継法人が当該プログラム等準備金を積み立てている連結親法人又はその連結子法人の行わないこととなった当該無償補修を行うこととなった場合に限る。）について準用する。この場合において、第六十八条の四十三第十四項中「第五十五条第十四項」とあるのは「第五十七条第九項において準用する第五十五条第十四項」と、「第三項」とあるのは「第六十八条の五十一第二項」と、「同条第十四項」とあるのは「第五十七条第九項において準用する第五十五条第十四項」と読み替えるものとする。

9　第六項に定めるもののほか、第一項から第三項までの規定により損金の額又は益金の額に算入される金額がある場合における法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他第一項から第四項まで及び前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（日本国際博覧会出展準備金）

第六十八条の五十二　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で国際博覧会に関する条約の適用を受けて開催される二千五年日本国際博覧会を主催する団体その他の政令で定めるものとの間に当該博覧会への出展参加契約を締結したものが、平成十四年七月一日から平成十七年三月二十四日までの期間内の日を含む各連結事業年度（以下この項において「適用年度」という。）において、その出展により生ずる政令で定める費用又は損失（以下この項及び次項において「出展費用等」という。）の支出又は補てんに充てるため、当該出展費用等の額（合併（適格合併を除く。）及び分割型分割（適格分割型分割を除く。）により当該博覧会への出展をしないこととなった場合における当該出展費用等の額を除く。）として政令で定めるところにより計算した金額に当該適用年度（当該出展参加契約を締結した日（その日が平成十四年七月一日前である場合には、同日）前の期間及び平成十七年三月二十五日以後の期間を除く。）の月数を乗じてこれを三十三で除して計算した金額以下の金額を損金経理の方法

（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により日本国際博覧会出展準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積立てをした日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2　前項の日本国際博覧会出展準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七条の二第一項の日本国際博覧会出展準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人の各連結事業年度において、出展費用等の額で当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される金額がある場合には、その出展費用等の生じた日における日本国際博覧会出展準備金の金額（その日において同条第一項の日本国際博覧会出展準備金の金額（以下この項において「単体日本国際博覧会出展準備金の金額」という。）がある場合には当該単体日本国際博覧会出展準備金の金額を含むものとし、その日までにこの項又は次項の規定により益金の額に算入された、又は算入されるべきこととなった金額（同条第二項又は第三項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合には当該金額を控除した金額とする。以下この条において同じ。）のうち当該損金の額に算入される金額に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3　第一項の日本国際博覧会出展準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七条の二第一項の日本国際博覧会出展準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が次の各号に掲げる場合（適格合併又は適格分割型分割により二千五年日本国際博覧会への出展をしないこととなつた場合を除く。）に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む連結事業年度（第一号に掲げる場合にあつては、同号に規定する合併又は分割型分割の日の前日を含む連結事業年度）の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一　二千五年日本国際博覧会への出展をしないこととなつた場合（次号に該当する場合を除く。）　その出展をしないこととなつた日における日本国際博覧会出展準備金の金額

二　合併又は分割型分割（連結子法人が被合併法人となる合併にあつてはその合併の日が法人税法第十五条の二第一項本文に規定する連結親法人事業年度開始の日（以下この条において「連結親法人事業年度開始の日」という。）である場合の当該合併に、分割型分割にあつてはその分割型分割の日が連結親法人事業年度開始の日である場合の当該分割型分割に、それぞれ限るものとする。）により二千五年日本国際博覧会への出展をしないこととなつた場合　その合併又は分割型分割の直前の日本国際博覧会出展準備金の金額

三　当該連結親法人又はその連結子法人の平成十八年三月二十四日を含む連結事業年度終了の日において日本国際博覧会出展準備金を積み立てている場合　その終了の日における日本国際博覧会出展準備金の金額

四　解散した場合（合併により解散した場合を除き、連結子法人の解散にあつてはその解散の日が連結事業年度終了の日である場合に限る。）　その解散の日におけるその解散した連結親法人又は当該連結子法人の有する日本国際博覧会出展準備金の金額

五　前項及び前各号の場合以外の場合において日本国際博覧会出展準備金の金額を取り崩した場合　その取り崩した日における日本国際博覧会出展準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

4　第一項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

5　第一項の規定は、同項に規定する連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人又は同項に規定する連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人については、適用しない。

6　第六十八条の四十四第五項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

7　第六十八条の四十三第十項の規定は、第一項の日本国際博覧会出展準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七条の二第一項の日本国際博覧会出展準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が被合併法人となる適格合併（連結子法人が被合併法人となる適格合併にあつては、その適格合併の日がその連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格合併に限る。）が行われた場合について準用する。

8　前項において準用する第六十八条の四十三第十項又は第五十七条の二第八項において準用する第五十五条第十一項の場合において、これらの規定に規定する適格合併に係る合併法人（当該適格合併後において連結法人に該当するものに限る。）が当該適格合併の日を含む連結事業年度終了の日までに第一項に規定する二千五年日本国際博覧会への出展参加契約を締結した者でないときは、当該連結事業年度終了の日における日本国際博覧会出展準備金の金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

9　第一項の日本国際博覧会出展準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七条の二第一項の日本国際博覧会出展準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が適格分割型分割（その適格分割型分割の日がその連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格分割型分割に限る。）により二千五年日本国際博覧会への出展をしないこととなつた場合（当該適格分割型分割に係る分割承継法人が当該日本国際博覧会出展準備金の金額（当該分割承継法人の当該適格分割型分割の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない事業年度である場合には、同条第一項の日本国際博覧会出展準備金の金額）とみなす。

10　前項又は第五十七条の二第九項の場合において、これらの規定に規定する適格分割型分割に係る分割承継法人（当該適格分割型分割後において連結法人に該当するものに限る。）が当該適格分割型分割の日を含む連結事業年度終了の日までに第一項に規定する二千五年日本国際博覧会への出展参加契約を締結した者でないときは、当該連結事業年度終了の日における日本国際博覧会出展準備金の金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

11　第七項の適格合併に係る合併法人又は第九項の適格分割型分割に係る分割承継法人（当該適格合併又は適格分割型分割後において連結法人に該当するものに限る。）の当該適格合併又は当該適格分割型分割の日を含む連結事業年度における第一項に規定する適用年度の月数、同項から第三項まで、第八項及び前項の規定により損金の額又は益金の額に算入される金額がある場合における法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（使用済核燃料再処理準備金）

第六十八条の五十三　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で電気事業法第二条第一項第一号に規定する一般電気事業又は同項第三号に規定する卸電気事業を営むものが、各連結事業年度において、原子力発電用原子炉に燃料として使用した第五十七条の三第一項に規定する使用済核燃料（以下この条において「使用済核燃料」という。）の同項に規定する再処理費（以下この項及び次項において「再処理費」という。）の支出に充てるため、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額以下の金額を損金経理の方法（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により使用済核燃料再処理準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一　イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額

イ　当該連結事業年度終了の日において有する使用済核燃料の再処理費の総額から当該使用済核燃料の再処理に伴い回収される有用物質の価額の合計額を控除した金額

ロ　当該連結親法人又はその連結子法人が前連結事業年度（当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該連結親法人又はその連結子法人のその前日を含む事業年度。以下この条において「前連結事業年度等」という。）終了の日において有していた使用済核燃料の再処理費の総額から当該使用済核燃料の再処理に伴い回収される有用物質の価額の合計額を控除した金額として政令で定める金額（当該連結事業年度において次項の規定により益金の額に算入された、又は算入されるべきこととなった金額がある場合には、当該金額を控除した金額）

二　前号イに掲げる金額の百分の六十に相当する金額（第三項において「累積限度額」という。）から、当該連結事業年度等から繰り越された使用済核燃料再処理準備金の金額（その日において第五十七条の三第一項の使用済核燃料再処理準備金を積み立てている当該連結親法人又はその連結子法人の前連結事業年度等から繰り越された同項の使用済核燃料再処理準備金の金額（以下この号において「単体使用済核燃料再処理準備金の金額」という。）がある場合には当該単体使用済核燃料再処理準備金の金額を含むものとし、その日までに次項若しくは第四項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなった金額（同条第二項又は第四項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前連結事業年度等の終了の日までに第三項の規定により益金の額に算入された金額（同条第三項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合にはこれらの金額を控除した金額とする。以下この条において同じ。）を控除した金額

2　前項の使用済核燃料再処理準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七条の三第一項の使用済核燃料再処理準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人の各連結事業年度において、使用済核燃料について生じた再処理費の額で当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される金額がある場合には、その費用の生じた日における使用済核燃料再処理準備金の金額のうち当該再処理費の額に対応する部分の金額として政令で定める金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3　第一項の使用済核燃料再処理準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七条の三第一項の使用済核燃料再処理準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度終了の日における前連結事業年度等から繰り越された使用済核燃料再処理準備金の金額が累積限度額を超えるときは、当該使用済核燃料再処理準備金の金額のうちその超える金額に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

4　第一項の使用済核燃料再処理準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七条の三第一項の使用済核燃料再処理準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が次の各号に掲げる場合（適格合併により合併法人に使用済核燃料を移転した場合を除く。）に該当することとなった場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなった日を含む連結事業年度（第二号に掲げる場合にあつては、同号に規定する合併の日の前日を含む連結事業年度）の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一　第一項に規定する一般電気事業又は卸電気事業を廃止した場合　当該廃止の日における使用済核燃料再処理準備金の金額

二　合併（連結子法人が被合併法人となる合併にあつては、その合併の日が法人税法第十五条の二第一項本文に規定する連結親法人事業年度開始の日（第七項において「連結親法人事業年度開始の日」という。）である場合の当該合併に限る。）により合併法人に使用済核燃料を移転した場合　その合併直前における使用済核燃料再処理準備金の金額

三　解散した場合（合併により解散した場合を除き、連結子法人の解散にあつてはその解散の日が連結事業年度終了の日である場合に限る。）　その解散の日におけるその解散した連結親法人又は当該連結子法人の有する使用済核燃料再処理準備金の金額

四　前二項及び前三号の場合以外の場合において使用済核燃料再処理準備金の金額を取り崩した場合　その取り崩した日における使用済核燃料再処理準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

5　第一項の規定は、同項に規定する連結親法人又はその連結子法人の次の各号に掲げる連結事業年度における当該各号に定める連結法人については、適用しない。

一　連結親法人の解散の日を含む連結事業年度　当該連結親法人

二　連結子法人の解散の日を含む連結事業年度　その解散した連結子法人

三　合併（適格合併を除く。）の日の前日を含む連結事業年度　当該合併に係る被合併法人である連結法人

6　第六十八条の四十四第五項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

7　第六十八条の四十三第十項及び第十一項前段の規定は、第一項の使用済核燃料再処理準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七条の三第一項の使用済核燃料再処理準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が適格合併（連結子法人が被合併法人となる合併にあつては、その合併の日がその連結親法人事業年度開始の日である場合の当該合併に限る。）により合併法人に使用済核燃料を移転した場合について準用する。この場合において、第六十八条の四十三第十一項前段中「第五十五条第十一項」とあるのは「第五十七条の三第八項において準用する第五十五条第十一項」と、「第三項」とあるのは「第六十八条の五十三第一項及び第三項」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と、「同条第十一項」とあるのは「第五十七条の三第八項において準用する第五十五条第十一項」と読み替えるものとする。

8　第一項に規定する連結親法人又はその連結子法人の前連結事業年度等から繰り越された使用済核燃料再処理準備金の金額につき第二項の規定の適用を受けることによりその全額を有しないこととなつた連結事業年度における第一項第一号ロに掲げる金額の計算、同項から第四項までの規定により損金の額又は益金の額に算入される金額がある場合における法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（原子力発電施設解体準備金）

第六十八条の五十四　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で電気事業法第二条第一項第一号に規定する一般電気事業又は同項第三号に規定する卸電気事業を営むものが、各連結事業年度において、当該連結事業年度終了の日において有する特定原子力発電施設（第五十七条の四第一項に規定する特定原子力発電施設をいう。以下この条において同じ。）に係る解体費用（第五十七条の四第一項に規定する解体費用をいう。以下この項及び第三項において同じ。）の支出に備えるため、特定原子力発電施設ごとに、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額以下の金額を損金経理の方法（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により原子力発電施設解体準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一　当該特定原子力発電施設に係る当該連結事業年度終了の日における解体費用の額の見積額として政令で定める金額の百分の九十に相当する金額に当該特定原子力発電施設に係る同日における累積発電量割合を乗じて計算した金額

二　当該特定原子力発電施設に係る前連結事業年度（当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該連結親法人又はその連結子法人のその前日を含む事業年度。以下この条において「前連結事業年度等」という。）終了の日における解体費用の額の見積額として政令で定める金額の百分の九十に相当する金額に当該特定原子力発電施設に係る同日における累積発電量割合を乗じて計算した金額

2　前項に規定する連結事業年度終了の日における累積発電量割合とは、特定原子力発電施設に係る発電の開始の日から当該連結事業年度終了の日までの間に発生した電気の量の当該特定原子力発電施設に係る発電予定期間において発生すると見込まれる電気の量に占める割合として政令で定める割合をいう。

3　第一項の原子力発電施設解体準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七条の四第一項の原子力発電施設解体準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が、当該原子力発電施設解体準備金に係る特定原子力発電施設に係る原子力発電施設解体準備金の金額（その日において当該特定原子力発電施設に係る同条第一項の原子力発電施設解体準備金の金額（以下この項において「単体原子力発電施設解体準備金の金額」という。）がある場合には当該単体原子力発電施設解体準備金の金額を含むものとし、その日までにこの項若しくは第五項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額（同条第三項又は第五項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前連結事業年度等の終了の日までに次項の規定により益金の額に算入された金額（同条第四項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合にはこれらの金額を控除した金額とする。以下この条において同じ。）のうち当該支出をした金額に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

4　第一項の原子力発電施設解体準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七条の四第一項の原子力発電施設解体準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度終了の日における前連結事業年度等から繰り越された原子力発電施設解体準備金の金額が当該原子力発電施設解体準備金に係る特定原子力発電施設の第一項第一号に掲げる金額を超えるときは、その超える金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

5　第一項の原子力発電施設解体準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七条の四第一項の原子力発電施設解体準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が次の各号に掲げる場合（適格合併により特定原子力発電施設を移転した場合を除く。）に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む連結事業年度（第二号に掲げる場合にあつては、同号に規定する合併の日の前日を含む連結事業年度）の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一　特定原子力発電施設の解体（当該特定原子力発電施設に係る原子力基本法第三条第二号に規定する核燃料物質による汚染の除去及び解体に伴い生じた廃棄物の撤去を含む。）が終了した場合　当該解体が終了した日における当該特定原子力発電施設に係る原子力発電施設解体準備金の金額

二　合併（連結子法人が被合併法人となる合併にあつては、その合併の日が法人税法第十五条の二第一項本文に規定する連結親法人事業年度開始の日（第八項において「連結親法人事業年度開始の日」という。）である場合の当該合併に限る。）により合併法人に特定原子力発電施設を移転した場合　その合併直前における原子力発電施設解体準備金の金額

三　特定原子力発電施設に係る原子炉の運転を廃止した日から一年を経過する日までに当該特定原子力発電施設の解体に着手しな

い場合として政令で定める場合　同日における当該特定原子力発電施設に係る原子力発電施設解体準備金の金額

四　解散した場合（合併により解散した場合を除き、連結子法人の解散にあつてはその解散の日が連結事業年度終了の日である場合に限る。）　その解散の日におけるその解散した連結親法人又は当該連結子法人の有する原子力発電施設解体準備金の金額

五　前二項及び前各号の場合以外の場合において原子力発電施設解体準備金の金額を取り崩した場合　その取り崩した日における原子力発電施設解体準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

6　第一項の規定は、同項に規定する連結親法人又はその連結子法人の次の各号に掲げる連結事業年度における当該各号に定める連結法人については、適用しない。

一　連結親法人の解散の日を含む連結事業年度　当該連結親法人

二　連結子法人の解散の日を含む連結事業年度　その解散した連結子法人

三　合併（適格合併を除く。）の日の前日を含む連結事業年度　当該合併に係る被合併法人である連結法人

7　第六十八条の四十四第五項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

8　第六十八条の四十三第十項及び第十一項前段の規定は、第一項の原子力発電施設解体準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七条の四第一項の原子力発電施設解体準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が適格合併（連結子法人が被合併法人となる合併にあつては、その合併の日がその連結親法人事業年度開始の日である場合の当該合併に限る。）により合併法人に特定原子力発電施設を移転した場合について準用する。この場合において、第六十八条の四十三第十一項前段中「第五十五条第十一項」とあるのは「第五十七条の四第九項において準用する第五十五条第十一項」と、「第三項」とあるのは「第六十八条の五十四第四項」と、「同条第十一項」とある のは「第五十七条の四第九項において準用する第五十五条第十一項」と読み替えるものとする。

9　第一項及び第三項から第五項までの規定により損金の額又は益金の額に算入される金額がある場合における法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（保険会社等の異常危険準備金）

第六十八条の五十五　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で次の各号（連結子法人にあつては、第一号）に掲げるものが、各連結事業年度において、当該各号に定める法律の規定による責任準備金（第十三項において「責任準備金」という。）の積立てに当たり、保険（次条第一項に規定する原子力保険及び地震保険を除くものとし、異常災害損失の発生が見込まれるものとして政令で定めるものに限る。以下この条において同じ。）又はこれに類する政令で定める共済に係る異常災害損失の補てんに充てるため、政令で定める保険の種類又は共済の種類ごとに、当該保険又は共済の当該連結事業年度における正味収入保険料又は正味収入共済掛金を基礎として政令で定めるところにより計算した金額以下の金額を損金経理の方法（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により異常危険準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一　保険業法第三条第一項に規定する免許を受けて損害保険業を行う連結法人　同法第百十六条第一項

二　船主相互保険組合　船主相互保険組合法第四十四条第二項において準用する保険業法第百十六条第一項

三　農業協同組合法第十条第一項第十号に掲げる事業を行う農業協同組合連合会　同法第十一条の五

四　消費生活協同組合法第十条第一項第四号に掲げる事業を行う消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会　同法第五十条の五

五　共済水産業協同組合連合会　水産業協同組合法第百条の六第一項において準用する同法第十五条の四

六　火災共済協同組合及び中小企業等協同組合法第九条の九第一項第三号に掲げる事業を行う協同組合連合会　同法第五十八条第五項

七　生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第八条第一項第十号に掲げる事業を行う生活衛生同業組合及び同法第五十四条第八号又は第九号に掲げる事業を行う生活衛生同業組合連合会　同法第十四条の四（同法第五十六条において準用する場合を含む。）

八　森林組合法第百一条第一項第十三号に掲げる事業を行う森林組合連合会　同法第百九条第一項において準用する同法第二十条

2　前項に規定する異常災害損失とは、同項に規定する保険の種類又は共済の種類ごとに、各連結事業年度において支払つた、又は支払うべきことの確定した保険金の総額（当該連結事業年度において収入した、又は収入すべきことの確定した保険料（当該保険料のうちに払い戻した、又は払い戻すべきものがある場合には、その金額を控除した金額）及び再保険返戻金の合計額から当該連結事業年度において支払つた、又は支払うべきことの確定した再保険料及び解約返戻金の合計額を控除した金額をいう。

3　前二項に規定する正味収入保険料とは、各連結事業年度において収入した、又は収入すべきことの確定した保険料（当該保険料のうちに払い戻した、又は払い戻すべきものがある場合には、その金額を控除した金額）及び再保険返戻金の合計額から当該連結事業年度において支払つた、又は支払うべきことの確定した再保険料及び解約返戻金の合計額を控除した金額をいう。

4　第一項及び第二項に規定する正味収入共済掛金とは、各連結事業年度において収入した、又は収入すべきことの確定した共済掛金（火災共済協同組合のうち通常の掛金率に特別の安全率を加算した率を基礎として共済掛金を算出しているものについては、その共済掛金のうち通常の掛金率に対応する部分の金額に限るものとし、当該確定した共済掛金のうちに払い戻した、又は払い戻すべきものがある場合には、その金額を控除した金額とする。）及び解約返戻金の合計額から当該連結事業年度において支払つた、又は支払うべきことの確定した保険料、共済掛金及び解約返戻金の合計額を控除した金額（第一項第三号の農業協同組合連合会又は同項第五号の共済水産業協同組合連合会が行う共済のうち政令で定めるものについては、同項第三号の事業を行う農業協同組合又は水産業協同組合法第十一条第一項第八号の二の事業を行う漁業協同組合若しくは同法第九十三条第一項第六号の

二の事業を行う水産加工業協同組合が締結した共済契約の共済掛金の額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額）をいう。

5　前三項の場合において、当該保険又は共済につきその保険期間又は共済期間の満了後満期返戻金を支払う旨の特約のある契約その他政令で定める契約があるときは、第二項に規定する保険金の総額若しくは共済金の総額又は前二項に規定する保険料、再保険返戻金、再保険料、解約返戻金若しくは共済掛金の額は、これらの金額のうち当該保険又は共済の危険保険料部分又は危険共済掛金部分に係る金額として政令で定めるところにより計算した金額とする。

6　第一項の異常危険準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七条の五第一項の異常危険準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人の当該異常危険準備金の積み立てられている保険又は共済について第一項に規定する異常災害損失が生じた場合には、当該異常災害損失の生じた連結事業年度終了の日における前連結事業年度（当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該連結親法人又はその連結子法人のその前日を含む事業年度。以下この項及び次項において「前連結事業年度等」という。）から繰り越された異常危険準備金の金額（当該連結事業年度終了の日において同条第一項の異常危険準備金を積み立てている当該連結親法人又はその連結子法人の前連結事業年度等から繰り越された同項の異常危険準備金の金額（以下この項において「単体異常危険準備金の金額」という。）がある場合には当該単体異常危険準備金の金額を含むものとし、当該連結事業年度終了の日までに第八項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなった金額（同条第八項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前連結事業年度等の終了の日までにこの項、次項若しくは第九項の規定により益金の額に算入された金額（同条第六項、第七項又は第九項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合にはこれらの金額を控除した金額とする。以下この条において同じ。）で当該保険又は共済に係るもののうち当該異常災害損失の額に相当する金額は、当該異常災害損失の生じた連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

7　第一項の異常危険準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七条の五第一項の異常危険準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人の各連結事業年度終了の日における前連結事業年度等から繰り越された異常危険準備金の金額のうちに同日前十年以前に終了した連結事業年度（当該連結親法人又はその連結子法人の同日前十年以前に終了した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）において積み立てた金額（当該連結親法人又はその連結子法人が合併、分割、現物出資又は事後設立（法人税法第二条第十二号の六に規定する事後設立をいう。以下この条において同じ。）に係る合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人である場合には、その合併、分割、現物出資又は事後設立に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人（以下この項において「被合併法人等」という。）が同日前十年以前に終了した連結事業年度（被合併法人等の同日前十年以前に終了した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）において積み立てた金額（当該連結親法人又はその連結子法人が分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人である場合にあっては、当該連結親法人又はその連結子法人が引継ぎを受けた金額に限る。）を含む。）がある場合には、当該金額のうち政令で定める金額は、当該各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

8　第一項の異常危険準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七条の五第一項の異常危険準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなった場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなった日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一　保険又は共済に係る事業を廃止した場合　当該廃止の日における異常危険準備金の金額

二　解散した場合（合併により解散した場合を除き、連結子法人の解散にあってはその解散の日が連結事業年度終了の日である場合に限る。）　その解散の日におけるその解散した連結親法人又は当該連結子法人の有する異常危険準備金の金額

三　前二項、前二号及び次項の場合以外の場合において保険又は共済に係る異常危険準備金の金額を取り崩した場合　その取り崩した日における当該保険又は共済に係る異常危険準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

9　第一項又は第五十七条の五第一項の異常危険準備金を積み立てている法人が次に掲げる場合に該当することとなった場合において、その該当することとなった後異常危険準備金として積み立てた金額で第一項の規定によりその積立てをした連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される金額があるときは、当該金額に相当する金額のうち、第一号の承認の取消しの日を含む事業年度開始の日又は第二号の承認の取消しの基因となった事実のあった日若しくは同号の申告をやめた事業年度終了の日において有していた異常危険準備金の金額で当該積立てをした連結事業年度終了の日において有するものに達するまでの金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一　法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認が取り消された後再び同条の承認を受けた場合（次号に掲げる場合を除く。）

二　青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした後法人税法第四条の二の承認を受けた場合

10　前項の規定の適用については、連結親法人又はその連結子法人が同項の規定の適用を受けた最初の連結事業年度終了の日後第六項から前項までの規定により益金の額に算入された金額（同項の規定の適用を受けた連結事業年度前に当該連結親法人又はその連結子法人が第五十七条の五第九項の規定の適用を受けている場合には、同項の規定の適用を受けた最初の事業年度終了の日後当該最初の連結事業年度開始の日の前日までの間に同条第六項から第九項までの規定により益金の額に算入された金額を含む。）は、まず、前項第一号の承認の取消しの日を含む事業年度開始の日又は同項第二号の承認の取消しの基因となった事実のあった日若しくは同号の申告をやめた事業年度終了の日において有していた異常危険準備金の金額から成るものとみなす。

11　第一項の規定は、同項に規定する連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人又は同項に規定する連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその

解散した連結子法人については、適用しない。

12　第六十八条の四十四第五項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

13　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で第一項第一号に掲げるものが、各連結事業年度において、分社型分割、現物出資又は事後設立により分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人に保険契約を移転する場合において、責任準備金の積立てに当たり、その保険に係る第二項に規定する異常災害損失の補てんに充てるため、第一項に規定する保険の種類ごとに、当該分社型分割、現物出資又は事後設立の直前の時を連結事業年度終了の時とした場合に同項の規定により計算される当該保険の同項に規定する政令で定めるところにより計算した金額に相当する金額以下の金額を異常危険準備金として積み立てたときは、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

14　前項の規定は、同項の連結親法人が分社型分割、現物出資又は事後設立の日以後二月以内に同項の異常危険準備金の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を当該連結親法人の納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

15　第六十八条の四十三第十項及び第十一項前段の規定は、第一項の異常危険準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七条の五第一項の異常危険準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が合併（連結子法人が被合併法人となる合併にあつては、その合併の日が法人税法第十五条の二第一項本文に規定する連結親法人事業年度開始の日（次項において「連結親法人事業年度開始の日」という。）である場合の当該合併に限る。）により合併法人に保険契約を移転した場合について準用する。この場合において、第六十八条の四十三第十一項前段中「第五十五条第十一項」とあるのは「第五十七条の五第十四項において準用する第五十五条第十一項」と、同条第十項中「適格合併」とあるのは「合併」と、同条第十一項前段中「第五十五条第十一項」とあるのは「第五十七条の五第十四項において準用する第五十五条第十一項」と、「適格合併」とあるのは「合併」と、「第三項」とあるのは「第六十八条の五十五第六項及び第七項」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と、「同条第十一項」とあるのは「第五十七条の五第十四項において準用する第五十五条第十一項」と読み替えるものとする。

16　第六十八条の四十三第十二項、第十三項前段及び第十四項前段の規定は、第一項又は第十三項の異常危険準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七条の五第一項の異常危険準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が分割（分割型分割にあつては、その分割型分割の日がその連結親法人事業年度開始の日である場合の当該分割型分割に限る。）により分割承継法人に異常危険準備金に係る保険契約の全部又は一部を移転した場合について準用する。この場合において、第六十八条の四十三第十二項中「適格分割」とあるのは「分割」と、同条第十三項前段中「適格分割」とあるのは「第三項」とあるのは「第六十八条の五十五第六項又は第七項」と、同条第十四項前段中「第五十五条第十四項」とあるのは「第五十七条の五第十五項において準用する第五十五条第十四項」と、「適格分割」とあるのは「分割」と、「第三項」とあるのは「第七項」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と、「同条第十四項」とあるのは「第五十七条の五第十五項において準用する第五十五条第十四項」と読み替えるものとする。

17　第六十八条の四十三第十五項、第十六項前段及び第十七項前段の規定は、第一項又は第十三項の異常危険準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七条の五第一項の異常危険準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が現物出資により被現物出資法人に当該異常危険準備金に係る保険契約の全部又は一部を移転した場合について準用する。この場合において、第六十八条の四十三第十五項中「適格現物出資」とあるのは「現物出資」と、「第三項」とあるのは「第六十八条の五十五第六項又は第七項」と、同条第十七項前段中「第五十五条第十八項」とあるのは「第五十七条の五第十六項において準用する第五十五条第十八項」と、「適格現物出資」とあるのは「現物出資」と、「第三項」とあるのは「第六十八条の五十五第六項又は第七項」と、同条第十七項前段中「第五十五条第十八項」とあるのは「第五十七条の五第十六項において準用する第五十五条第十八項」と読み替えるものとする。

18　第六十八条の四十三第十八項、第十九項前段及び第二十項前段の規定は、第一項又は第十三項の異常危険準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七条の五第一項の異常危険準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が事後設立により被事後設立法人に当該異常危険準備金に係る保険契約の全部又は一部を移転した場合について準用する。この場合において、第六十八条の四十三第十八項中「が適格事後設立」とあるのは「が事後設立（第六十八条の五十五第七項に規定する事後設立をいう。以下この条において同じ。）」と、「その適格事後設立」とあるのは「その事後設立」と、「当該適格事後設立」とあるのは「当該事後設立」と、同条第十九項前段中「適格事後設立」とあるのは「事後設立」と、「第三項」とあるのは「第六十八条の五十五第六項又は第七項」と、同条第二十項前段中「適格事後設立」とあるのは「事後設立」と、「第三項」とあるのは「第六十八条の五十五第六項又は第七項」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と読み替えるものとする。

19　第十二項に定めるもののほか、第一項、第六項から第九項まで及び第十三項の規定により損金の額又は益金の額に算入される金額がある場合における法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他第一項から第十一項まで及び第十三項から前項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金）

第六十八条の五十六　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で保険業法第三条第一項に規定する免許を受けて損害保険業を行うもの及び政令で定めるものが、各連結事業年度において、同法第百十六条第一項の規定（当該政令で定める法人については、政令で定める規定）による責任準備金（第九項において「責任準備金」という。）の積立てに当たり、原子力保険（原子力施設、原子力災害に係る損害賠償責任等を保険の目的とする保険で政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）に係る原子力災害損失又は地震保険（住宅又は生活用動産を目的とし、地震若しくは噴火又はこれらによる津波を保険事故又は共済事故とする保険又は政令で定める共済をいう。以下この条において同じ。）に係る地震災害損失の補てんに充てるため、当該原子力保険又は地震保険の当該連結事業年度における前条第三項に規定する正味収入保険料又は同条第四項に規定

する正味収入共済掛金を基礎として政令で定めるところにより計算した金額以下の金額を損金経理の方法（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により異常危険準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2　前項に規定する原子力災害損失とは、原子力施設における損害の発生、原子力による災害その他の事故の発生等により原子力保険に係る保険責任が生じたことに伴い、各連結事業年度において支払った、又は支払うべきことの確定した保険金の総額（当該連結事業年度において収入した、又は収入すべきことの確定した再保険金、保険金又は共済金がある場合には、これらの金額を控除した金額）に対応する損失をいう。

3　第一項の原子力保険に係る異常危険準備金又は地震保険に係る異常危険準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七条の六第一項の原子力保険に係る異常危険準備金又は地震保険に係る異常危険準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人について第一項に規定する原子力災害損失又は地震災害損失が生じた場合には、当該原子力災害損失又は地震災害損失の生じた日における原子力保険に係る異常危険準備金又は地震保険に係る異常危険準備金の金額（その日において同条第一項の原子力保険に係る異常危険準備金の金額（以下この項において「単体異常危険準備金の金額」という。）がある場合には当該単体異常危険準備金の金額を含むものとし、その日までにこの項若しくは第五項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなった金額（同条第三項又は第五項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前連結事業年度（当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該連結親法人又はその連結子法人のその前日を含む事業年度。次項において「前連結事業年度等」という。）終了の日までに次項の規定若しくは第六項において準用する前条第九項の規定により益金の額に算入された金額（第五十七条の六第四項の規定又は同条第六項において準用する第五十七条の五第九項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合にはこれらの金額を控除した金額とする。以下この条において同じ。）のうち当該原子力災害損失又は地震災害損失の額に相当する金額は、当該原子力災害損失又は地震災害損失の生じた日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

4　第一項の原子力保険に係る異常危険準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七条の六第一項の原子力保険に係る異常危険準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人の各連結事業年度終了の日における前連結事業年度等から繰り越された原子力保険に係る異常危険準備金の金額のうちに同日前十年以前に終了した連結事業年度（当該連結親法人又はその連結子法人の同日前十年以前に終了した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）において積み立てた金額（当該連結親法人又はその連結子法人が合併、分割、現物出資又は事後設立（法人税法第二条第十二号の六に規定する事後設立をいう。以下この条において同じ。）に係る合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人である場合には、その合併、分割、現物出資又は事後設立に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人（以下この項において「被合併法人等」という。）が同日前十年以前に終了した連結事業年度（被合併法人等の同日前十年以前に終了した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）において積み立てた金額（当該連結親法人又はその連結子法人が分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人である場合にあっては、当該連結親法人又はその連結子法人が引継ぎを受けた金額に限る。）を含む。）がある場合には、当該金額は、当該各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

5　第一項の原子力保険に係る異常危険準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七条の六第一項の原子力保険に係る異常危険準備金又は地震保険に係る異常危険準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなった場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなった日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一　原子力保険の業務を廃止した場合又は地震保険の業務を廃止した場合　当該廃止の日における原子力保険に係る異常危険準備金又は地震保険に係る異常危険準備金の金額

二　解散した場合（合併により解散した場合を除き、連結子法人の解散にあってはその解散の日が連結事業年度終了の日である場合に限る。）　その解散の日におけるその解散した連結親法人又は当該連結子法人の有する原子力保険に係る異常危険準備金又は地震保険に係る異常危険準備金の金額

三　前二項、前二号及び次項の場合以外の場合において原子力保険に係る異常危険準備金又は地震保険に係る異常危険準備金の金額を取り崩した場合　その取り崩した日における当該異常危険準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

6　前条第九項及び第十項の規定は、第一項又は第五十七条の六第一項の原子力保険に係る異常危険準備金又は地震保険に係る異常危険準備金を積み立てている法人が法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認が取り消され、又は青色申告書の提出の承認を取り消され、若しくは青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした後同条の承認を受けた場合において、その承認を受けた後原子力保険に係る異常危険準備金又は地震保険に係る異常危険準備金として積み立てた金額で第一項の規定により当該積立てをした連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される金額があるときについて準用する。

7　第一項の規定は、同項に規定する連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人又は同項に規定する連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人については、適用しない。

8　第六十八条の四十四第五項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

9　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で第一項に規定する損害保険業を行うもの及び政令で定めるものが、各連結事業年度において、分社型分割、現物出資又は事後設立により分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人に原子力保険又は地震保険の保険契約の全部を移転する場合において、責任準備金の積立てに当たり、原子力保険に係る第二項に規定する原子力災害損失又は地震保険に係る同項に規定する地震災害損失の補てんに充てるため、当該分社型分割、現物出資又は事後設立の直前の時を当該連結事業年度終了の時とした場合に第一項の規定により計算される当該原子力保険又は地震保険の同項に規定する政令で定めるところにより計算した金額に相当する金額以下の金額を異常危険準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

10　前項の規定は、同項の連結親法人が分社型分割、現物出資又は事後設立の日以後二月以内に同項の異常危険準備金の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を当該連結親法人の納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

11　第六十八条の四十三第十項の規定は第一項の原子力保険に係る異常危険準備金又は地震保険に係る異常危険準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七条の六第一項の原子力保険に係る異常危険準備金又は地震保険に係る異常危険準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が合併（連結子法人が被合併法人となる合併にあつては、その合併の日が法人税法第十五条の二第一項本文に規定する連結親法人事業年度開始の日（次項において「連結親法人事業年度開始の日」という。）である場合の当該合併に限る。以下この項において同じ。）により合併法人に原子力保険又は地震保険の保険契約の全部を移転した場合について、第六十八条の四十三第十一項前段の規定は第一項の原子力保険に係る異常危険準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七条の六第一項の原子力保険に係る異常危険準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が合併により合併法人に原子力保険に係る保険契約の全部を移転した場合について、それぞれ準用する。この場合において、第六十八条の四十三第十項中「適格合併」とあるのは「合併」と、同条第十一項前段中「第五十五条第十一項」とあるのは「第五十七条の六第十項において準用する第五十五条第十一項」と、「適格合併」とあるのは「合併」と、「第三項」とあるのは「第六十八条の五十六第四項」と、「同条第十一項」とあるのは「第五十七条の六第十項において準用する第五十五条第十一項」と読み替えるものとする。

12　第一項又は第九項の原子力保険に係る異常危険準備金又は地震保険に係る異常危険準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七条の六第一項の原子力保険に係る異常危険準備金又は地震保険に係る連結親法人又はその連結子法人が分割（分割型分割にあつては、その分割型分割の日がその連結親法人事業年度開始の日である場合の当該分割型分割に限る。）により分割承継法人に当該異常危険準備金に係る原子力保険又は地震保険の保険契約の全部を移転した場合には、その分割直前における当該異常危険準備金の金額は、当該分割承継法人に引き継ぐものとする。この場合において、その分割承継法人が引継ぎを受けた異常危険準備金の金額は、当該分割承継法人がその分割の日において有する第一項の異常危険準備金の金額（当該分割承継法人の当該分割の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない事業年度である場合には、第五十七条の六第一項の異常危険準備金の金額）とみなす。

13　第六十八条の四十三第十三項前段及び第十四項前段の規定は、前項の原子力保険に係る異常危険準備金を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が同項に規定する分割により分割承継法人に当該異常危険準備金に係る原子力保険の保険契約の全部を移転した場合について準用する。この場合において、同条第十三項前段中「適格分割」とあるのは「分割」と、「第三項」とあるのは「第六十八条の五十六第四項」と、同条第十四項前段中「第五十五条第十四項」とあるのは「第五十七条の六第十一項」と、「適格分割」とあるのは「分割」と、「第三項」とあるのは「第六十八条の五十六第四項」と、「同条第十四項」とあるのは「第五十七条の六第十一項」と読み替えるものとする。

14　第一項又は第九項の原子力保険に係る異常危険準備金又は地震保険に係る異常危険準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七条の六第一項の原子力保険に係る異常危険準備金又は地震保険に係る連結親法人又はその連結子法人が現物出資により被現物出資法人に当該異常危険準備金に係る原子力保険又は地震保険の保険契約の全部を移転した場合には、その現物出資直前における当該異常危険準備金の金額は、当該被現物出資法人に引き継ぐものとする。この場合において、その被現物出資法人が引継ぎを受けた異常危険準備金の金額は、当該被現物出資法人がその現物出資の日において有する第一項の異常危険準備金の金額（当該被現物出資法人の当該現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない事業年度である場合には、同条第一項の異常危険準備金の金額）とみなす。

15　第六十八条の四十三第十六項前段及び第十七項前段の規定は、前項の原子力保険に係る異常危険準備金を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が現物出資により被現物出資法人に当該異常危険準備金に係る原子力保険の保険契約の全部を移転した場合について準用する。この場合において、同条第十六項前段中「適格現物出資」とあるのは「現物出資」と、「第三項」とあるのは「第六十八条の五十六第四項」と、同条第十七項前段中「第五十五条第十八項」とあるのは「第五十七条の六第十三項」と、「適格現物出資」とあるのは「現物出資」と、「第三項」とあるのは「第六十八条の五十六第四項」と、「同条第十八項」とあるのは「第五十七条の六第十三項」と読み替えるものとする。

16　第一項又は第九項の原子力保険に係る異常危険準備金又は地震保険に係る異常危険準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七条の六第一項の原子力保険に係る異常危険準備金又は地震保険に係る連結親法人又はその連結子法人が事後設立により被事後設立法人に当該異常危険準備金に係る原子力保険又は地震保険の保険契約の全部を移転した場合には、その事後設立直前における当該異常危険準備金の金額は、当該被事後設立法人に引き継ぐものとする。この場合において、その被事後設立法人が引継ぎを受けた異常危険準備金の金額は、当該被事後設立法人がその事後設立の日において有する第一項の異常危険準備金の金額とみなす。

17　第六十八条の四十三第十九項前段及び第二十項前段の規定は、前項の原子力保険に係る異常危険準備金を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が事後設立により被事後設立法人に当該異常危険準備金に係る原子力保険の保険契約の全部を移転した場合について準用する。この場合において、同条第十九項前段中「その適格事後設立」とあるのは「その事後設立（第六十八条の五十六第四項に規定する事後設立をいう。以下この条において同じ。）」と、「当該適格事後設立」とあるのは「当該事後設立」と、「第三項」とあるのは「第六十八条の五十六第四項」と、同条第二十項前段中「適格事後設立」とあるのは「事後設立」と、「第三項」とあるのは「第六十八条の五十六第四項」と読み替えるものとする。

18　第八項に定めるもののほか、第一項、第三項から第五項まで及び第九項の規定並びに第六項において準用する前条第九項の規定により損金の額又は益金の額に算入される金額がある場合における法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他第一項から第七項まで及び第九項から前項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（関西国際空港整備準備金又は中部国際空港整備準備金）

第六十八条の五十七　連結親法人である関西国際空港株式会社（以下この条において「会社」という。）が、適用事業年度において、関西国際空港の整備に要する費用の支出に備えるため、次の各号に掲げる土地ごとに、当該各号に定める金額の十分の一に相当する金額と当該各号に掲げる土地に係る累積限度基準額とのいずれか低い金額（以下この項において「積立基準額」という。）に相当する金額（第一号に掲げる土地に係る積立基準額が当該連結事業年度の連結所得の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額の三分の二に相当する金額を超えるときは当該三分の二に相当する金額とし、第二号に掲げる土地に係る積立基準額が当該三分の二に相当する金額から第一号に掲げる土地に係る積立基準額を控除した残額を超えるときは当該残額とする。）以下の金額を損金経理の方法（会社の確定した決算において利益の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により関西国際空港整備準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一　会社が関西国際空港の用に供するために造成した土地　当該土地の取得価額として政令で定める金額

二　関西国際空港株式会社法第七条第一項第一号に規定する指定造成事業者が関西国際空港の用に供するために造成した土地　会社が当該土地の賃借に伴い支払う土地の上に存する権利の設定の対価の額として政令で定める金額

2　前項に規定する適用事業年度とは、次の各号に掲げる土地の区分に応じ当該各号に定める各連結事業年度（会社の解散の日を含む連結事業年度及び会社が被合併法人となる合併（適格合併を除く。）の日の前日を含む連結事業年度を除く。）をいう。

一　前項第一号に掲げる土地　当該土地を会社の事業の用に供した日から当該土地の造成工事の費用に充てるために要した借入金その他の債務の返済の完了が予定されている日として政令で定める日までの期間内の日を含む各連結事業年度

二　前項第二号に掲げる土地　当該土地を会社の事業の用に供した日から同号に定める対価の支払に充てるために要した借入金その他の債務の返済の完了が予定されている日として政令で定める日までの期間内の日を含む各連結事業年度

3　第一項に規定する累積限度基準額とは、同項各号に定める金額から、当該各号に掲げる土地に係る当該連結事業年度終了の日における前連結事業年度（会社の当該連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、会社のその前日を含む事業年度。以下この項及び次項において「前連結事業年度等」という。）から繰り越された関西国際空港整備準備金の金額（当該連結事業年度終了の日において第五十七条の七第一項の関西国際空港整備準備金を積み立てている会社の前連結事業年度等から繰り越された当該土地に係る同項の関西国際空港整備準備金の金額（以下この項において「単体関西国際空港整備準備金の金額」という。）がある場合には当該単体関西国際空港整備準備金の金額を含むものとし、当該連結事業年度終了の日までに第八項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなった金額（同条第八項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前連結事業年度等の終了の日までに次項の規定により益金の額に算入された金額（同条第四項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合にはこれらの金額を控除した金額とする。以下この条において同じ。）を控除した金額をいう。

4　第一項の関西国際空港整備準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七条の七第一項の関西国際空港整備準備金を含む。）を積み立てている会社の第一項各号に掲げる土地に係る第二項に規定する適用事業年度の最後の連結事業年度後の各連結事業年度（同条第二項に規定する適用事業年度後に最初に連結事業年度に該当することとなった場合には、当該連結事業年度以後の各連結事業年度）終了の日において、当該土地に係る前連結事業年度等から繰り越された関西国際空港整備準備金の金額がある場合には、当該関西国際空港整備準備金の金額については、当該土地に係る関西国際空港整備準備金として積み立てた金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額（当該計算した金額が当該土地に係る当該前連結事業年度等から繰り越された関西国際空港整備準備金の金額を超える場合には、当該繰り越された金額）に相当する金額を、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

5　連結親法人である中部国際空港の設置及び管理に関する法律第四条第二項に規定する指定会社（以下この条において「指定会社」という。）が、適用事業年度において、中部国際空港の整備に要する費用の支出に備えるため、次に掲げる金額のうちいずれか低い金額（当該金額が当該連結事業年度の連結所得の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額の三分の二に相当する金額を超えるときは、当該三分の二に相当する金額）以下の金額を損金経理の方法（指定会社の確定した決算において利益の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により中部国際空港整備準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、当該連結事業年度に該当しない場

一　指定会社が中部国際空港の用に供するために造成した土地（次項において「中部国際空港用地」という。）の取得価額として政令で定める金額（次号において「累積限度基準額」という。）の十分の一に相当する金額

二　累積限度基準額から、当該連結事業年度終了の日における前連結事業年度（指定会社の当該連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場

合には、指定会社のその前日を含む事業年度。以下この号及び第七項において「前連結事業年度等」という。）から繰り越された中部国際空港整備準備金の金額（当該連結事業年度終了の日において第五十七条の七第五項の中部国際空港整備準備金を積み立てている指定会社の前連結事業年度等から繰り越された同項の中部国際空港整備準備金の金額（以下この号において「単体中部国際空港整備準備金の金額」という。）がある場合には当該単体中部国際空港整備準備金の金額を含むものとし、当該連結事業年度終了の日までに第八項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなった金額（同条第八項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前連結事業年度等の終了の日までに第七項の規定により益金の額に算入された金額（同条第七項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合にはこれらの金額を控除した後の金額とする。以下この条において同じ。）を控除した金額

6　前項に規定する適用事業年度とは、中部国際空港をその事業の用に供した日から中部国際空港用地の造成工事の費用に充てるために要した借入金その他の債務の返済の完了が予定されている日として政令で定める日までの期間内の日を含む各連結事業年度（指定会社の解散の日を含む連結事業年度及び被合併法人の合併（適格合併を除く。）の日の前日を含む連結事業年度を除く。）をいう。

7　第五項の中部国際空港整備準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七条の七第五項の中部国際空港整備準備金を積み立てている指定会社の前項に規定する適用事業年度の最後の連結事業年度後の各連結事業年度（同条第六項に規定する適用事業年度後に最初に連結事業年度に該当することとなった場合には、当該連結事業年度以後の各連結事業年度）終了の日において、前連結事業年度等から繰り越された中部国際空港整備準備金の金額がある場合には、当該中部国際空港整備準備金の金額については、当該中部国際空港整備準備金として積み立てた金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額（当該計算した金額が当該前連結事業年度等から繰り越された中部国際空港整備準備金の金額を超える場合には、当該繰り越された金額）に相当する金額を、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

8　会社又は指定会社が、第一項の関西国際空港整備準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七条の七第一項の関西国際空港整備準備金を含む。）又は第五項の中部国際空港整備準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた同条第五項の中部国際空港整備準備金を含む。）を積み立てている場合において、次の各号に掲げる場合（適格合併により関西国際空港又は中部国際空港を移転した場合を除く。）に該当することとなったときは、当該各号に定める金額に相当する金額は、会社又は指定会社のその該当することとなった日を含む連結事業年度（第二号に掲げる場合にあっては、同号に規定する合併の日の前日を含む連結事業年度）の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一　関西国際空港又は中部国際空港の設置及び管理の事業を廃止した場合　当該廃止の日における関西国際空港整備準備金の金額又は中部国際空港整備準備金の金額

二　合併により合併法人に関西国際空港又は中部国際空港を移転した場合　当該合併直前の関西国際空港整備準備金の金額又は中部国際空港整備準備金の金額

三　解散した場合（合併により解散した場合を除く。）　その解散の日における関西国際空港整備準備金の金額又は中部国際空港整備準備金の金額

四　第四項、前項及び前三号の場合以外の場合において関西国際空港整備準備金の金額又は中部国際空港整備準備金の金額を取り崩した場合　その取り崩した日における関西国際空港整備準備金の金額又は中部国際空港整備準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

9　第六十八条の四十四第五項の規定は、第一項又は第五項の規定を適用する場合について準用する。

10　第六十八条の四十三第十項及び第十一項前段の規定は、第一項の関西国際空港整備準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七条の七第一項の関西国際空港整備準備金を含む。）又は第五項の中部国際空港整備準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七条の七第五項の中部国際空港整備準備金を含む。）を積み立てている会社又は指定会社が適格合併により合併法人に関西国際空港又は中部国際空港を移転した場合について準用する。この場合において、第六十八条の四十三第十一項前段中「第五十五条第十一項」とあるのは「第五十七条の七第十二項において準用する第五十五条第十一項」と、「第三項」とあるのは「第六十八条の五十七第三項又は第五項」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と、「同条第十一項」とあるのは「第五十七条の七第十二項において準用する第五十五条第十一項」と読み替えるものとする。

11　前項において準用する第六十八条の四十三第十項又は第五十七条の七第十二項において準用する第五十五条第十一項の場合において、これらの規定に規定する適格合併に係る合併法人（当該適格合併後において連結親法人に該当するものに限る。）が関西国際空港又は中部国際空港の設置及び管理の事業を営む者でないときは、当該適格合併の日を含む連結事業年度終了の日における関西国際空港整備準備金の金額又は中部国際空港整備準備金の金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

12　第十項において準用する第六十八条の四十三第十項に規定する合併法人（その適格合併後において連結親法人に該当するものに限る。）のその合併の日を含む連結事業年度における第四項又は第七項の規定の適用については、政令で定める。

13　第一項、第四項、第五項、第七項、第八項及び第十一項の規定により損金の額又は益金の額に算入される金額がある場合における法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他第一項から第十一項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（特別修繕準備金）

第六十八条の五十八　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、各連結事業年度において、その事業の用に供する次の各号に掲げる固定資産（合併（適格合併を除く。）又は分割型分割（適格分割型分割を除く。）により合併法人又は分割承継法人に移転するものを除く。）について行う修繕（次の各号に掲げる固定資産の区分に応じ当該各号に定める修繕に限る。以下この条において「特別の修繕」という。）に要する費用の支出に備えるため、当該固定資産ごとに、積立限度額以下の金額を損金経理の方法（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により特別修繕準備金として積み立てたときは、当該

積み立てた金額は、当該積立てをした連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一　船舶安全法第五条第一項第一号の規定による定期検査を受けなければならない船舶（総トン数が五トン未満のものを除く。）当該定期検査を受けるための修繕

二　銑鉄製造用の連続式溶解炉　当該炉に使用するれんがの過半を取り替えるための修繕

三　ガス事業法第二条第一項に規定する一般ガス事業の用に供される球形のガスホルダー（同条第十二項に規定するガスホルダーで財務省令で定めるものに限る。）当該ガスホルダーにつき定期的に行われる検査で財務省令で定めるものを受けるための修繕

四　石油の備蓄の確保等に関する法律第二条第一項に規定する石油の貯蔵の用に供する貯油槽　当該貯油槽につき消防法第十四条の三第一項の規定により定期的に行われる検査又は同法第十四条の三の二の規定により定期的に行われる点検（財務省令で定めるものに限る。）を受けるための修繕

2　前項において、積立限度額とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額をいう。

一　前項の連結親法人又はその連結子法人が同項の固定資産につき当該連結事業年度終了の時までに特別の修繕を行ったことがある場合　最近において行った特別の修繕のために要した費用の額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額

二　前項の連結親法人又はその連結子法人が、その事業の用に供する同項第一号に掲げる船舶（以下この号において「特定船舶」という。）につき当該連結事業年度終了の時までに特別の修繕を行ったことがなく、かつ、当該特定船舶と種類、構造、容積量、建造後の経過年数等について状況の類似する当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供する他の船舶（以下この号において「類似船舶」という。）につき当該連結事業年度終了の時までに特別の修繕を行ったことがある場合　当該類似船舶につき最近において行った特別の修繕のために要した費用の額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額

三　前二号に掲げる場合以外の場合　種類、構造、容積量、建造又は築造後の経過年数等について前項の固定資産と状況の類似する他の資産につき最近において行われた特別の修繕のために要した費用の額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額

3　第一項の特別修繕準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七条の八第一項の特別修繕準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が、当該特別修繕準備金に係る固定資産（以下この条において「準備金設定資産」という。）について特別の修繕のために要した費用の額を支出した場合には、その支出をした日における当該準備金設定資産に係る特別修繕準備金の金額（その日において当該準備金設定資産に係る第五十七条の八第一項の特別修繕準備金の金額（以下この項において「単体特別修繕準備金の金額」という。）がある場合には当該単体特別修繕準備金の金額を含むものとし、その日までにこの項若しくは第五項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなった金額（同条第三項又は第五項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前連結事業年度（当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該連結親法人又はその連結子法人のその前日を含む事業年度。次項において「前連結事業年度等」という。）終了の日までに次項の規定により益金の額に算入された金額（同条第四項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合にはこれらの金額を控除した金額とする。以下この条において同じ。）のうち当該支出をした金額に相当する金額は、その支出をした日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

4　第一項の特別修繕準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七条の八第一項の特別修繕準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人の各連結事業年度終了の日において、前連結事業年度等から繰り越された準備金設定資産に係る特別修繕準備金の金額のうちに当該準備金設定資産に係る特別の修繕の完了予定日として政令で定める日を含む連結事業年度（同日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない事業年度である場合には、同日を含む事業年度）終了の日の翌日から二年を経過したもの（以下この項において「特別修繕予定日経過準備金額」という。）がある場合には、当該特別修繕予定日経過準備金額については、当該経過した日を含む連結事業年度（同日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない事業年度）終了の日における当該準備金設定資産に係る特別修繕準備金の金額に当該各連結事業年度の月数を乗じてこれを六十で除して計算した金額（当該計算した金額が当該連結事業年度終了の日における当該準備金設定資産に係る特別修繕準備金の金額を超える場合には、当該特別修繕準備金の金額）に相当する金額を、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

5　第一項の特別修繕準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七条の八第一項の特別修繕準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が次の各号に掲げる場合（適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立により準備金設定資産を移転した場合を除く。）に該当することとなった場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなった日を含む連結事業年度（第三号に掲げる場合にあつては、同号に規定する合併又は分割型分割の日の前日を含む連結事業年度）の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一　準備金設定資産について特別の修繕を完了した場合　その完了した日における当該準備金設定資産に係る特別修繕準備金の金額

二　準備金設定資産について特別の修繕を行わないこととなった場合（次号に該当する場合を除く。）　その行わないこととなった日における当該準備金設定資産に係る特別修繕準備金の金額

三　合併又は分割型分割（連結子法人が被合併法人となる合併にあつてはその合併の日が法人税法第十五条の二第一項本文に規定する連結親法人事業年度開始の日（以下この条において「連結親法人事業年度開始の日」という。）である場合の当該合併に、分割型分割にあつてはその分割型分割の日が連結親法人事業年度開始の日である場合の当該分割型分割に、それぞれ限るものとする。）により合併法人又は分割承継法人に準備金設定資産を移転した場合　当該合併又は分割型分割の直前における当該準備金設定資産に係る特別修繕準備金の金額

四　解散した場合（合併により解散した場合を除き、連結子法人の解散にあつてはその

解散の日が連結事業年度終了の日である場合に限る。）その解散の日におけるその解散した連結親法人又は当該連結子法人の有する特別修繕準備金の金額

五　前二項及び前各号の場合以外の場合において特別修繕準備金の金額を取り崩した場合　その取り崩した日における特別修繕準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

6　第四項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

7　第一項の規定は、同項に規定する連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人又は同項に規定する連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人については、適用しない。

8　第六十八条の四十四第五項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

9　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立により分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人に第一項の固定資産を移転する場合において、当該固定資産について行う特別の修繕に要する費用の支出に備えるため、当該固定資産ごとに、当該適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立の日の前日を連結事業年度終了の日とした場合に第二項の規定により計算される同項に規定する積立限度額に相当する金額以下の金額を特別修繕準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積立てをした連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

10　前項の規定は、同項の連結親法人が適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立の日以後二月以内に同項の特別修繕準備金の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を当該連結親法人の納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

11　第六十八条の四十三第十項及び第十一項の規定は、第一項の特別修繕準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七条の八第一項の特別修繕準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が適格合併（連結子法人が被合併法人となる適格合併にあつては、その適格合併の日がその連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格合併に限る。）により合併法人に準備金設定資産を移転した場合について準用する。この場合において、第六十八条の四十三第十一項中「第五十五条第十一項」とあるのは「第五十七条の八第十二項において準用する第五十五条第十一項」と読み替えるものとする。

12　第一項又は第九項の特別修繕準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七条の八第一項の特別修繕準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が適格分割（適格分割型分割にあつては、その適格分割型分割の日がその連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格分割型分割に限る。）により分割承継法人に当該特別修繕準備金に係る固定資産を移転した場合には、その適格分割直前における当該固定資産に係る特別修繕準備金の金額は、当該分割承継法人に引き継ぐものとする。この場合において、その分割承継法人が引継ぎを受けた特別修繕準備金の金額は、当該分割承継法人がその適格分割の日において有する第一項の特別修繕準備金の金額（当該分割承継法人の当該適格分割の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない事業年度である場合には、同条第一項の特別修繕準備金の金額）とみなす。

13　第六十八条の四十三第十三項及び第十四項の規定は、前項の特別修繕準備金を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が同項に規定する適格分割により分割承継法人に当該特別修繕準備金に係る固定資産を移転した場合について準用する。この場合において、同条第十三項中「第三項」とあるのは「第六十八条の五十八第四項」と、同条第十四項中「第五十五条第十四項」とあるのは「第五十七条の八第十三項」と、「第三項」とあるのは「第六十八条の五十八第四項」と、「同条第十四項」とあるのは「第五十七条の八第十三項」と読み替えるものとする。

14　第一項又は第九項の特別修繕準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七条の八第一項の特別修繕準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が適格現物出資により被現物出資法人に当該特別修繕準備金に係る固定資産を移転した場合には、その被現物出資法人が引継ぎを受けた特別修繕準備金の金額は、当該被現物出資法人がその適格現物出資の日において有する第一項の特別修繕準備金の金額（当該被現物出資法人の当該適格現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない事業年度である場合には、同条第一項の特別修繕準備金の金額）とみなす。

15　第六十八条の四十三第十六項及び第十七項の規定は、前項の特別修繕準備金を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が適格事後設立により被現物出資法人に当該特別修繕準備金に係る固定資産を移転した場合について準用する。この場合において、同条第十六項中「第三項」とあるのは「第六十八条の五十八第四項」と、同条第十七項中「第五十五条第十八項」とあるのは「第五十七条の八第十五項」と、「第三項」とあるのは「第六十八条の五十八第四項」と、「同条第十八項」とあるのは「第五十七条の八第十五項」と読み替えるものとする。

16　第一項又は第九項の特別修繕準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七条の八第一項の特別修繕準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が適格事後設立により被事後設立法人に当該特別修繕準備金に係る固定資産を移転した場合には、その適格事後設立直前における当該固定資産に係る特別修繕準備金の金額は、当該被事後設立法人に引き継ぐものとする。この場合において、その被事後設立法人が引継ぎを受けた特別修繕準備金の金額は、当該被事後設立法人がその適格事後設立の日において有する第一項の特別修繕準備金の金額とみなす。

17　第六十八条の四十三第十九項及び第二十項の規定は、前項の特別修繕準備金を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が適格事後設立により被事後設立法人に当該特別修繕準備金に係る固定資産を移転した場合について準用する。この場合において、同条第十九項及び第二十項中「第三項」とあるのは、「第六十八条の五十八第四項」と読み替えるものとする。

18　第六項及び第八項に定めるもののほか、第一項、第三項から第五項まで及び第九項の規定により損金の額又は益金の額に算入される金額がある場合における法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他第一項から第五項まで及び第九項から前項までの規定の適用に関

し必要な事項は、政令で定める。

（中小連結法人等の貸倒引当金の特例）

第六十八条の五十九　連結親法人（各連結事業年度終了の時における資本の金額又は出資金額が一億円を超える法人税法第二条第九号に規定する普通法人及び保険業法に規定する相互会社を除く。）又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人（当該各連結事業年度終了の時における資本の金額又は出資金額が一億円を超えるものを除く。）が法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合において、同法第五十二条第二項の規定により当該個別損金額を計算するときは、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに、当該各連結事業年度終了の時における同項に規定する一括評価金銭債権（当該連結親法人又はその連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に対して有する金銭債権を除く。）の帳簿価額（政令で定める金額を控除した残額）の合計額に政令で定める割合を乗じて計算した金額をもって、同項に規定する政令で定めるところにより計算した金額とすることができる。

2　連結親法人である法人税法第二条第七号に規定する協同組合等の平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度の連結所得の金額に係る同法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合には、同法第五十二条第二項中「計算した金額」とあるのは、「計算した金額（当該内国法人が租税特別措置法第六十八条の五十九第一項（中小連結法人等の貸倒引当金の特例）の規定の適用を受ける場合には、同項に規定する政令で定める割合を乗じて計算した金額）の百分の百十六に相当する金額」として計算するものとする。

第十二節　連結法人の技術等海外取引に係る課税の特例

（技術等海外取引に係る連結所得の特別控除）

第六十八条の六十　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの期間（以下この項において「指定期間」という。）内の日を含む各連結事業年度の総収入金額のうちに技術等海外取引による指定期間内の収入金額（政令で定める収入金額を除く。）がある場合には、当該収入金額の百分の十二に相当する金額（当該金額が政令で定めるところにより計算した金額の百分の十五に相当する金額を超える場合には、当該百分の十五に相当する金額）は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2　前項に規定する技術等海外取引とは、専門的な科学技術に関する知識を必要とする次に掲げる役務の提供（政令で定めるものに限るものとし、第三者（連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。）を通じてこれらの取引を行い、当該第三者がその対価を受領する場合には、当該第三者を通じてこれらの取引をした者の当該取引とする。以下この項及び第五項において「技術役務の提供」という。）のうち、新開発地域（第五十八条第二項に規定する新開発地域をいう。第五項において同じ。）内において業務を行う非居住者（第二条第一項第一号の二に規定する非居住者をいう。第五項において同じ。）又は外国法人（当該技術役務の提供を行う連結法人との間にいずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式又は出資（当該他方の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数の百分の二十五以上の数の株式又は出資を直接又は間接に保有する関係その他の政令で定める特殊の関係にある外国法人を除く。第五項において同じ。）に対するもので当該業務に係るものをいう。

一　調査、企画、立案、助言、設計、監督又は検査に係る役務の提供で生産設備及びこれに準ずるものの建設又は製造に関するもの

二　農業、林業又は漁業に関する技術指導に係る役務の提供

三　測量に係る役務の提供

3　前項に規定する役務の提供には、その対価の支払が日本国と外国との間に締結された賠償に関する条約に基づき日本国政府又は外国政府によりされるものその他これに類するものとして政令で定めるものを含まないものとする。

4　第二項第三号に掲げる役務の提供を行った者がある場合において、当該役務の提供に係る材料代、人夫賃その他の費用で当該役務の提供を行った地域内において支出したものがあるときは、当該役務の提供に係る第一項に規定する技術等海外取引による収入金額は、当該役務の提供による収入金額から当該支出した金額に相当する金額を控除した金額によるものとする。

5　第一項に規定する技術等海外取引による収入金額は、当該技術等海外取引が技術役務の提供であり、かつ、新開発地域内において業務を行う非居住者又は外国法人に対するもので当該業務に係るものであることについて、当該連結事業年度の法人税法第八十一条の十九第一項又は第八十一条の二十二第一項の規定による申告書の提出期限までに、財務省令で定めるところにより証明された取引による収入金額に限るものとする。

6　第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする連結事業年度の連結確定申告書等に同項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該連結確定申告書等にその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により損金の額に算入される金額は当該申告に係るその損金の額に算入されるべき金額に限るものとする。

7　第一項の規定の適用を受けた連結親法人又はその連結子法人の同項の規定により損金の額に算入された金額は、法人税法第二条第十八号の二の規定の適用については同号イに規定する個別所得金額に、同法第八十一条の十三第二項及び第三項の規定の適用についてはこれらの規定に規定する連結所得等の金額に、それぞれ含まれるものとする。

8　前項に定めるもののほか、第一項の規定により損金の額に算入される金額がある場合における法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十三節　連結法人の鉱業所得の課税の特例

（探鉱準備金又は海外探鉱準備金）

第六十八条の六十一　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で鉱業を営むものが、平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの期間（以下この項において「指定期間」という。）内の日を含む各連結事業年度において、鉱業法第三条第一項に規定する鉱物（以下この条において「鉱物」という。）に係る新鉱床探鉱費の支出に備えるため、次に掲げる金額のうちいずれか低い金額以下の金額を損金経理の方法（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により探鉱準備金として積み立てたときは、当該

積み立てた金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一　当該連結親法人又はその連結子法人が採掘した鉱物の販売による当該連結事業年度の指定期間内における収入金額として政令で定める金額の百分の十二に相当する金額

二　前号に規定する収入金額に係る採掘所得の金額として政令で定める金額の百分の五十に相当する金額

2　第一項に規定する連結親法人又はその連結子法人で国内において主として鉱業を営むものとして政令で定めるもの（以下この条において「国内鉱業者」という。）が、平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの期間（以下この項及び第十四項において「指定期間」という。）内の日を含む各連結事業年度において、国外にある鉱物に係る新鉱床探鉱費の支出に備えるため、海外自主開発法人（その開発に必要な資金の相当部分が当該国内鉱業者及びこれと共同して投資をする内国法人によって直接又は間接に負担された鉱山を有し、かつ、その営む事業が本邦における資源の安定的供給に著しく寄与するものとして政令で定める外国法人をいう。）から取得した当該鉱山に係る鉱物（当該鉱物の引取りに関する契約に基づき、当該海外自主開発法人以外の法人を経由して取得したものを含む。）の販売による当該連結事業年度の指定期間内における収入金額に係る採掘所得の金額として政令で定める金額の百分の五十に相当する金額を損金経理の方法（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により海外探鉱準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

3　前二項に規定する新鉱床探鉱費とは、探鉱のための地質調査、ボーリング又は坑道の掘さくに要する費用その他の探鉱のために要する費用で政令で定めるもの及び国外にある鉱物の探鉱のための当該費用に充てられることが確実である出資若しくは長期の資金の貸付けで政令で定めるものをいう。

4　第一項又は第二項に規定する連結親法人又はその連結子法人（第五十八条の二第一項又は第二項の規定の適用を受けたものを含む。）の各連結事業年度終了の日において、前連結事業年度（当該連結親法人又はその連結子法人の当該各連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その前日を含む事業年度。以下この項において「前連結事業年度等」という。）から繰り越された探鉱準備金の金額又は海外探鉱準備金の金額（当該各連結事業年度終了の日において同条第一項の探鉱準備金又は同条第二項の海外探鉱準備金を積み立てている当該連結親法人又はその連結子法人の前連結事業年度等から繰り越された同条第一項の探鉱準備金の金額又は同条第二項の海外探鉱準備金の金額（以下この項において「単体探鉱準備金等の金額」という。）がある場合には当該単体探鉱準備金等の金額を含むものとし、当該各連結事業年度終了の日までに次項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなった金額（同条第五項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前連結事業年度等の終了の日までにこの項の規定により益金の額に算入された金額（同条第四項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合にはこれらの金額を控除した金額とする。以下この条において同じ。）のうちにその積立てをした連結事業年度（単体探鉱準備金等の金額にあつては、その積立てをした事業年度。次項において「積立事業年度」という。）終了の日の翌日から三年を経過したものがある場合には、その三年を経過した探鉱準備金の金額又は海外探鉱準備金の金額は、その三年を経過した日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

5　第一項の探鉱準備金又は第二項の海外探鉱準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十八条の二第一項の探鉱準備金又は同条第二項の海外探鉱準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が次の各号に掲げる場合（当該連結親法人若しくはその連結子法人を被合併法人とする適格合併が行われた場合又は適格分割、適格現物出資若しくは適格事後設立により鉱業事務所（鉱業法第六十八条に規定する鉱業事務所をいう。以下この条において同じ。）を移転した場合（第三項に規定する新鉱床探鉱費を支出している試掘権を併せて移転した場合に限る。）を除く。）に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む連結事業年度（第二号に掲げる場合にあつては、同号に規定する合併又は分割型分割の日の前日を含む連結事業年度）の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合において、第二号及び第四号に掲げる場合に該当するときは、これらの号に規定する探鉱準備金の金額又は海外探鉱準備金の金額をその積立てをした積立事業年度別に区分した各金額のうち、その積立てをした積立事業年度が最も古いものから順次益金の額に算入されるものとする。

一　鉱業を廃止した場合（次号に該当する場合を除く。）又は国内鉱業者でないこととなつた場合　その廃止し、又はないこととなつた日における探鉱準備金の金額又は海外探鉱準備金の金額

二　当該連結親法人若しくはその連結子法人を被合併法人とする合併（連結子法人が被合併法人となる合併にあつては、その合併の日が法人税法第十五条の二第一項本文に規定する連結親法人事業年度開始の日（以下この条において「連結親法人事業年度開始の日」という。）である場合の当該合併に限る。）が行われた場合又は分割型分割（その分割型分割の日が連結親法人事業年度開始の日である場合の当該分割型分割に限る。）により分割承継法人に鉱業事務所の全部若しくは一部を移転した場合　その合併直前における探鉱準備金の金額若しくは海外探鉱準備金の金額又は分割型分割直前における探鉱準備金の金額のうちその移転することとなつた鉱業事務所に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額（当該分割型分割により分割承継法人に当該鉱業事務所の全部を移転した場合には、その分割型分割直前における探鉱準備金の金額）

三　解散した場合（合併により解散した場合を除き、連結子法人の解散にあつてはその解散の日が連結事業年度終了の日である場合に限る。）　その解散の日におけるその解散した連結親法人又は当該連結子法人の有する探鉱準備金の金額又は海外探鉱準備金の金額

四　前項及び前三号の場合以外の場合において探鉱準備金の金額又は海外探鉱準備金の金額を取り崩した場合　その取り崩した日における探鉱準備金の金額又は海外探鉱準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

6　第一項又は第二項の規定は、これらの規定に規定する連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人又はこれらの規定に規定する連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子

法人については、適用しない。

7　第六十八条の四十四第五項の規定は、第一項又は第二項の規定を適用する場合について準用する。

8　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で鉱業を営むものが、第一項に規定する指定期間内の日を含む各連結事業年度において、適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立により分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人に鉱業事務所を移転する場合（第三項に規定する新鉱床探鉱費を支出している試掘権を併せて移転する場合に限る。）において、鉱物に係る第三項に規定する新鉱床探鉱費の支出に備えるため、当該適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立の直前の時を連結事業年度終了の時とした場合に第一項各号の規定により計算される金額のうちいずれか低い金額に相当する金額以下の金額を探鉱準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

9　前項の規定は、同項の連結親法人が適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立の日以後二月以内に同項の探鉱準備金の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を当該連結親法人の納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

10　第六十八条の四十三第十項及び第十一項前段の規定は、第一項の探鉱準備金又は第二項の海外探鉱準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十八条の二第一項の探鉱準備金又は同条第二項の海外探鉱準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が被合併法人となる適格合併（連結子法人が被合併法人となる合併にあつては、その合併の日がその連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格合併に限る。）が行われた場合について準用する。この場合において、第六十八条の四十三第十一項前段中「第五十五条第十一項」とあるのは「第五十八条の二第十一項において準用する第五十五条第十一項」と、「第三項」とあるのは「第六十八条の六十一第四項」と、「同条第十一項」とあるのは「第五十八条の二第十一項において準用する第五十五条第十一項」と読み替えるものとする。

11　第六十八条の四十三第十二項、第十三項前段及び第十四項前段の規定は、第一項又は第八項の探鉱準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十八条の二第一項の探鉱準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が適格分割（適格分割型分割にあつては、その適格分割型分割の日がその連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格分割型分割に限る。）により分割承継法人に鉱業事務所を移転した場合（第三項に規定する新鉱床探鉱費を支出している試掘権を併せて移転した場合に限る。）について準用する。この場合において、第六十八条の四十三第十三項前段中「第三項」とあるのは「第六十八条の六十一第四項」と、同条第十四項前段中「第五十五条第十四項」とあるのは「第五十八条の二第十二項において準用する第五十五条第十四項」と読み替えるものとする。

12　第六十八条の四十三第十五項、第十六項前段及び第十七項前段の規定は、第一項又は第八項の探鉱準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十八条の二第一項の探鉱準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が適格現物出資により被現物出資法人に鉱業事務所を移転した場合（第三項に規定する新鉱床探鉱費を支出している試掘権を併せて移転した場合に限る。）について準用する。この場合において、第六十八条の四十三第十六項前段中「第三項」とあるのは「第六十八条の六十一第四項」と、「同条第十八項」とあるのは「第五十八条の二第十三項において準用する第五十五条第十八項」と、「第三項」とあるのは「第六十八条の六十一第四項」と、「同条第十八項」とあるのは「第五十八条の二第十三項において準用する第五十五条第十八項」と読み替えるものとする。

13　第六十八条の四十三第十八項、第十九項前段及び第二十項前段の規定は、第一項又は第八項の探鉱準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十八条の二第一項の探鉱準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が適格事後設立により被事後設立法人に鉱業事務所を移転した場合（第三項に規定する新鉱床探鉱費を支出している試掘権を併せて移転した場合に限る。）について準用する。この場合において、第六十八条の四十三第十九項前段及び第二十項前段中「第三項」とあるのは、「第六十八条の六十一第四項」と読み替えるものとする。

14　国内鉱業者である連結親法人又はその連結子法人が指定期間内に取得する第二項に規定する海外自主開発法人の第六十八条の四十三第一項に規定する特定株式等については、同項及び同条第八項並びに法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第五十二条第一項、第二項及び第五項の規定は、適用しない。

15　第八項の規定の適用を受けた場合の第一項第一号に規定する収入金額の計算その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除）

第六十八条の六十二　前条第一項の探鉱準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十八条の二第一項の探鉱準備金を含む。）の金額を有する連結親法人又はその連結子法人が、各連結事業年度において、前条第一項に規定する新鉱床探鉱費の支出を行つた場合又は第五十八条の三第一項に規定する探鉱用機械設備（次項において「探鉱用機械設備」という。）について償却をした場合には、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、これらの支出又は償却に係る損金の額に算入される金額のほか、次に掲げる金額のうち最も少ない金額に相当する金額は、損金の額に算入する。

一　当該連結事業年度において支出する当該新鉱床探鉱費の額に相当する金額（当該連結事業年度において探鉱の実施のために交付される国の補助金がある場合には、当該補助金に相当する金額を控除した金額）と当該連結事業年度の当該探鉱用機械設備の償却額（当該機械設備に係るこの法律及び法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条の規定により計算される償却限度額を超える場合には、当該償却限度額に相当する金額）との合計額

二　前連結事業年度等（前条第四項に規定する前連結事業年度等をいう。以下この号及び次項において同じ。）から繰り越された同条第一項の探鉱準備金の金額（第五十八条の二第一項の探鉱準備金を積み立てている当該連結親法人又はその連結子法人の前連結事業年度等から繰り越された同項の探鉱準備金の金額を含むものとし、前連結事業年度等の終了の日までに前条第四項又は第

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

五項の規定により益金の額に算入された金額（第五十八条の二第四項又は第五項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合には当該金額を控除した金額とする。）のうち、当該連結事業年度において前条第四項又は第五項の規定により益金の額に算入された、又は算入されるべきこととなった金額に相当する金額

三　当該連結事業年度の連結所得の金額のうち、当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられるものとして政令で定めるところにより計算した金額

2　前条第二項の海外探鉱準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十八条の二第二項の海外探鉱準備金を含む。）の金額を有する連結親法人又はその連結子法人が、各連結事業年度において、前条第二項に規定する新鉱床探鉱費（以下この項において「海外新鉱床探鉱費」という。）の支出を行った場合又は専ら国外において事業の用に供される探鉱用機械設備（以下この項において「海外探鉱用設備」という。）について償却をした場合には、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、これらの支出又は償却に係る損金の額に算入される金額のほか、次に掲げる金額のうち最も少ない金額に相当する金額は、損金の額に算入する。

一　前項第一号に掲げる合計額のうち、当該連結事業年度において支出する海外新鉱床探鉱費の額に相当する金額と当該連結事業年度の海外探鉱用設備の償却額との合計額（同項第二号に掲げる金額が同項第一号に掲げる金額から当該合計額を控除した金額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する金額を控除した金額）

二　前連結事業年度等から繰り越された前条第二項の海外探鉱準備金の金額（第五十八条の二第二項の海外探鉱準備金を積み立てている当該連結親法人又はその連結子法人の前連結事業年度等から繰り越された同項の海外探鉱準備金の金額を含むものとし、前連結事業年度等の終了の日までに前条第四項又は第五項の規定により益金の額に算入された金額（第五十八条の二第四項又は第五項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合には当該金額を控除した金額とする。）のうち、当該連結事業年度において前条第四項又は第五項の規定により益金の額に算入された、又は算入されるべきこととなった金額に相当する金額

三　前項第三号に掲げる金額から同項の規定により損金の額に算入された金額を控除した金額

3　第六十八条の六十第六項の規定は、前二項の規定を適用する場合について準用する。

4　第一項又は第二項の規定の適用を受けた連結親法人又はその連結子法人のこれらの規定により損金の額に算入された金額は、法人税法第二条第十八号の二の規定の適用については同号イに規定する個別所得金額に、同法第八十一条の十三第二項及び第三項の規定の適用についてはこれらの規定に規定する連結所得等の金額に、それぞれ含まれるものとする。

5　前項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定により損金の額に算入される金額がある場合における法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他第一項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十四節　連結法人である沖縄の認定法人の課税の特例

（沖縄の認定法人の連結所得の特別控除）

第六十八条の六十三　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で各連結事業年度終了の日において次の表の各号の上欄に掲げる連結法人に該当するもの（当該各号の上欄に規定する同意又は指定の日（同表の第二号の上欄に規定する指定のうち政令で定める指定にあっては、政令で定める日）以後に設立されたもので、当該各号の中欄に掲げる地区内に本店又は主たる事務所を有するものに限るものとし、その連結事業年度において第六十八条の十三の規定又は第六十八条の二十七若しくは同条の規定に係る第六十八条の四十一第一項若しくは第十一項の規定の適用を受ける連結親法人（当該適用に係る連結法人が連結子法人である場合には、当該適用に係る連結子法人）を除く。）が、当該各連結事業年度（当該連結親法人又はその連結子法人の設立の日から同日以後十年を経過する日までの期間（当該連結親法人又はその連結子法人が合併により設立された法人である場合その他の政令で定める場合には、当該期間のうち政令で定める期間）内に終了する連結事業年度に限る。）において、当該地区内において行われる当該各号の下欄に掲げる事業に係る所得の金額として政令で定める金額を有する場合には、当該金額の百分の三十五に相当する金額（同表の第三号の上欄に掲げる連結法人にあっては、同号の中欄に掲げる地区内において同号の下欄に掲げる事業に従事する者の人件費として政令で定める費用の額の合計額の百分の二十に相当する金額を限度とする。）の合計額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

法人	地区	事業
一　沖縄振興特別措置法第三十条第一項の規定による認定を同法第二十八条第七項の同意の日から平成十九年三月三十一日までの間に受けた連結法人	同法第三十一条第一項に規定する同意情報通信産業振興計画において同法第二十八条第三項第二号に規定する情報通信産業特別地区として定められている地区	同法第三十条第一項に規定する特定情報通信事業
二　沖縄振興特別措置法第四十四条第一項の規定による認定を同法第四十二条第一項の規定による指定の日から平成十九年三月三十一日までの間に受けた連結法人	同項の規定により特別自由貿易地域として指定された地区（同条第四項又は第五項の規定により変更があったときは、その変更後の地区）	同法第四十四条第一項に規定する製造業、倉庫業又はこん包業
三　沖縄振興特別措置法第五十六条第一項の規定による認定を同法第五十五条第一項の規定による指定の日から平成十九年三月三十一日までの間に受けた連結法人	同項の規定により金融業務特別地区として指定された地区（同条第四項又は第五項の規定により変更があったときは、その変更後の地区）	同法第五十六条第一項に規定する金融業務に係る事業

明治二十五年三月二十一日
第三種郵便物認可

2　前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする連結事業年度の連結確定申告書等に同項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該連結確定申告書等にその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により損金の額に算入される金額は、当該申告に係るその損金の額に算入されるべき金額に限るものとする。

3　税務署長は、前項の記載又は添付がない連結確定申告書等の提出があつた場合においても、その記載又は添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の明細書の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

4　第一項の規定により損金の額に算入される金額のうち同項の連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額は、政令で定めるところにより計算した金額とする。

5　前項に規定する政令で定めるところにより計算した金額を有する同項の連結親法人又はその連結子法人の当該金額は、法人税法第二条第十八号の二の規定の適用については同号イに規定する個別所得金額に、同法第八十一条の十三第二項及び第三項の規定の適用についてはこれらの規定に規定する連結所得等の金額に、それぞれ含まれるものとする。

6　第一項の表の各号の中欄に掲げる地区に変更があつた場合における同項に規定する同意又は指定の日その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十五節　連結法人である農業生産法人の課税の特例

（農用地利用集積準備金）

第六十八条の六十四　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度終了の日において第六十一条の二第一項に規定する特定農用地利用規程（以下この項及び第三項において「特定農用地利用規程」という。）に定める同条第一項に規定する特定農業法人（第三項において「特定農業法人」という。）に該当するものが、当該連結事業年度において、同条第一項に規定する農用地について当該特定農用地利用規程の定めるところに従い同項に規定する利用権の設定等又は農作業の委託を受けるために要する費用の支出に備えるため、当該連結事業年度の農業に係る収入金額として政令で定める金額の百分の十に相当する金額以下の金額を損金経理の方法（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により農用地利用集積準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2　前項の規定の適用を受けた連結親法人又はその連結子法人（第六十一条の二第一項の規定の適用を受けたものを含む。）の各連結事業年度終了の日において、前連結事業年度（当該連結親法人又はその連結子法人の当該各連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該連結親法人又はその連結子法人のその前日を含む事業年度。以下この項において「前連結事業年度等」という。）から繰り越された農用地利用集積準備金の金額（当該各連結事業年度終了の日において同条第一項の農用地利用集積準備金を積み立てている当該連結親法人又はその連結子法人の前連結事業年度等から繰り越された同項の農用地利用集積準備金の金額（以下この項において「単体農用地利用集積準備金の金額」という。）がある場合には当該単体農用地利用集積準備金の金額を含むものとし、当該各連結事業年度終了の日までに次項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額（同条第三項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前連結事業年度等の終了の日までにこの項の規定により益金の額に算入された金額（同条第二項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合にはこれらの金額を控除した金額とする。以下この条において同じ。）のうちにその積立てをした連結事業年度（単体農用地利用集積準備金の金額にあつては、その積立てをした事業年度。次項において「積立事業年度」という。）終了の日の翌日から五年を経過したものがある場合には、その五年を経過した農用地利用集積準備金の金額は、その五年を経過した日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3　第一項の農用地利用集積準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第六十一条の二第一項の農用地利用集積準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が次の各号に掲げる場合（当該連結親法人又はその連結子法人が被合併法人となる適格合併が行われた場合を除く。）に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む連結事業年度（第三号に掲げる場合にあつては、同号に規定する合併の日の前日を含む連結事業年度）の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合において、第五号に掲げる場合に該当するときは、同号に規定する農用地利用集積準備金の金額をその積立てをした積立事業年度別に区分した各金額のうち、その積立てをした積立事業年度が最も古いものから順次益金の額に算入されるものとする。

一　特定農用地利用規程の認定が取り消された場合又は当該連結親法人若しくはその連結子法人が特定農業法人に該当しないこととなつた場合　その取消しの日又は該当しないこととなつた日における農用地利用集積準備金の金額

二　特定農用地利用規程の農業経営基盤強化促進法第二十三条第九項に規定する有効期間が経過した場合　その経過した日における農用地利用集積準備金の金額

三　当該連結親法人又はその連結子法人が被合併法人となる合併（連結子法人が被合併法人となる合併にあつては、その合併の日が法人税法第十五条の二第一項本文に規定する連結親法人事業年度開始の日（第六項において「連結親法人事業年度開始の日」という。）である場合の当該合併に限る。）が行われた場合　その合併直前における農用地利用集積準備金の金額

四　解散した場合（合併により解散した場合を除き、連結子法人の解散にあつてはその解散の日が連結事業年度終了の日である場合に限る。）　その解散の日におけるその解散した連結親法人又は当該連結子法人の有する農用地利用集積準備金の金額

五　前項及び前各号の場合以外の場合において農用地利用集積準備金の金額を取り崩した場合　その取り崩した日における農用地利用集積準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

4　第一項の規定は、同項に規定する連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人又は同項に規定する連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人については、適用しない。

5　第六十八条の四十四第五項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

6　第六十八条の四十三第十項及び第十一項前段の規定は、第一項の農用地利用集積準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第六十一条の二第一項の農用地利用集積準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が被合併法人となる適格合併（連結子法人が被合併法人となる適格合併にあつては、その適格合併の日がその連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格合併に限る。）が行われた場合について準用する。この場合において、第六十八条の四十三第十一項前段中「第五十五条第十一項」とあるのは「第六十一条の二第七項において準用する第五十五条第十一項」と、「第三項」とあるのは「第六十八条の六十四第二項」と、「同条第十一項」とあるのは「第六十一条の二第七項において準用する第五十五条第十一項」と読み替えるものとする。

7　前項において準用する第六十八条の四十三第十項又は第六十一条の二第七項において準用する第五十五条第十一項の場合において、これらの規定に規定する適格合併に係る合併法人（当該適格合併後において連結法人に該当するものに限る。）が第一項に規定する特定農業法人でないときは、当該適格合併の日を含む連結事業年度終了の日における農用地利用集積準備金の金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

8　第一項から第三項まで及び前項の規定により損金の額又は益金の額に算入される金額がある場合における法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（農用地等を取得した場合の課税の特例）

第六十八条の六十五　前条第一項の農用地利用集積準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第六十一条の二第一項の農用地利用集積準備金を含む。）の金額を有する連結親法人又はその連結子法人が、各連結事業年度において、前条第一項に規定する特定農用地利用規程の定めるところに従い同項に規定する農用地（当該農用地に係る賃借権を含む。以下この項において同じ。）の取得（贈与、交換、出資又は適格事後設立によるものその他政令で定めるものを除く。）をし、又はその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない農業用の機械その他の減価償却資産で当該連結親法人又はその連結子法人が同条第一項に規定する利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けることに伴い必要となるものとして政令で定めるもの（以下この項及び第四項において「特定農業用機械等」という。）を取得し、若しくは特定農業用機械等を製作し、若しくは建設して、当該農用地又は特定農業用機械等（第五項において「農用地等」という。）を当該連結親法人又はその連結子法人の農業の用に供した場合には、前連結事業年度等（同条第二項に規定する前連結事業年度等をいう。以下この項において同じ。）から繰り越された同条第一項の農用地利用集積準備金の金額（第六十一条の二第一項の農用地利用集積準備金を積み立てている当該連結親法人又はその連結子法人の前連結事業年度等から繰り越された同項の農用地利用集積準備金の金額を含むものとし、前連結事業年度等の終了の日までに前条第二項又は第三項の規定により益金の額に算入された金額（第六十一条の二第二項又は第三項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合には当該金額を控除した金額とする。）のうち、当該連結事業年度において前条第二項又は第三項の規定により益金の額に算入された、又は算入されるべきこととなつた金額に相当する金額（以下この項において「圧縮限度額」という。）の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又はその帳簿価額を減額することに代えてその圧縮限度額以下の金額を損金経理により引当金勘定に繰り入れる方法（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により経理したときは、その減額し、又は経理した金額に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2　前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする連結事業年度の連結確定申告書等に同項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該連結確定申告書等にその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

3　税務署長は、前項の記載又は添付がない連結確定申告書等の提出があつた場合においても、その記載又は添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の明細書の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

4　第一項の規定の適用を受けた特定農業用機械等については、第六十八条の四十二第一項各号に掲げる規定（第六十八条の三十及び第六十八条の三十一第一項並びにこれらの規定に係る第六十八条の四十一の規定を除く。）は、適用しない。

5　第一項の規定の適用を受けた農用地等について法人税に関する法令の規定を適用する場合における当該農用地等の取得価額の計算、同項の規定により損金の額に算入される金額がある場合における法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（交際費等の損金不算入）

第六十八条の六十六　連結法人の各連結事業年度（法人税法第十五条の二第一項本文に規定する連結親法人事業年度（以下この項において「連結親法人事業年度」という。）が平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に開始するものに限る。）において、その連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人が当該各連結事業年度において支出する交際費等の額の合計額（当該連結親法人事業年度終了の日における当該連結親法人の資本又は出資の金額（資本又は出資を有しない連結親法人その他政令で定める連結親法人にあつては、政令で定める金額）が五千万円以下である場合には、当該交際費等の額の合計額のうち次に掲げる金額の合計額）は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

一　当該連結親法人及びその連結子法人の支出した交際費等の額の合計額のうち四百万円に当該連結親法人の連結親法人事業年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額（次号において「定額控除限度額」という。）に達するまでの金額の百分の二十に相当する金額

二　当該連結親法人及びその連結子法人の支出した交際費等の額の合計額が定額控除限度額を超える場合におけるその超える部分の金額

2　前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、一月とする。

3　第一項に規定する交際費等とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、連結親法人又はその連結子法人が、その得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するもの（専ら従業員の慰安のために行われる運動会、演芸会、旅行等のために通常要する費用その他政令で定める費用を除く。）をいう。

4　連結親法人及びその連結子法人が各連結事業年度において支出する第一項に規定する交際費等の額の合計額のうち、同項の規定により損金の額に算入しないこととされた金額以外の金額がある場合における法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十七節　連結法人に使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例

（使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）

第六十八条の六十七　連結親法人は、当該連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人がした使途秘匿金の支出について法人税を納める義務があるものとし、連結親法人又はその連結子法人が平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に使途秘匿金の支出をした場合には、当該連結親法人に対して課する各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、法人税法第八十一条の十二第一項から第三項まで並びに第六十八条の八第一項、第六十八条の十一第六項、第六十八条の十二第六項、第六十八条の十四第六項、第六十八条の十五第六項、次条第一項及び第八項、第六十八条の六十九第一項、第六十八条の百第一項並びに第六十八条の百八第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該連結親法人及びその各連結子法人の使途秘匿金の支出の額の合計額に百分の四十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

2　前項に規定する使途秘匿金の支出とは、連結親法人又はその連結子法人がした金銭の支出（贈与、供与その他これらに類する目的のためにする金銭以外の資産の引渡しを含む。以下この条において同じ。）のうち、相当の理由がなく、その相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにその事由（以下この条において「相手方の氏名等」という。）を当該連結親法人及びその連結子法人の帳簿書類のいずれにも記載していないもの（資産の譲受けその他の取引の対価の支払としてされたもの（当該支出に係る金銭又は金銭以外の資産が当該取引の対価として相当であると認められるものに限る。）であることが明らかなものを除く。）をいう。

3　税務署長は、連結親法人又はその連結子法人がした金銭の支出のうちにその相手方の氏名等を当該連結親法人及びその連結子法人の帳簿書類のいずれにも記載していないものがある場合においても、その記載をしていないことが相手方の氏名等を秘匿するためでないと認めるときは、その金銭の支出を第一項に規定する使途秘匿金の支出に含めないことができる。

4　連結親法人又はその連結子法人が金銭の支出の相手方の氏名等をその帳簿書類に記載しているかどうかの判定の時期その他第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

5　第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一　法人税法第八十一条の十三の規定の適用については、同条第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の六十七第一項（使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）」と、同条第二項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の六十七第一項」とする。

二　第六十八条の九から第六十八条の十五までの規定の適用については、第六十八条の九第一項、第六十八条の十第二項、第六十八条の十一第二項、第六十八条の十二第二項及び第六十八条の十三第一項中「並びに第六十八条の十五第二項から第四項まで及び第六項」とあるのは「、第六十八条の十五第二項から第四項まで及び第六項並びに第六十八条の六十七第一項」と、第六十八条の十四第二項中「並びに次条第二項から第四項まで及び第六項」とあるのは「、次条第二項から第四項まで及び第六項並びに第六十八条の六十七第一項」と、第六十八条の十五第二項中「並びに前条第二項から第四項まで及び第六項」とあるのは「、前条第二項から第四項まで及び第六項並びに第六十八条の六十七第一項」とする。

6　前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用がある場合における法人税の申告又は還付に関する法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

7　第一項の規定は、連結親法人又はその連結子法人がした金銭の支出について同項の規定の適用がある場合において、その相手方の氏名等に関して法人税法第百五十三条（同法第百五十五条において準用する場合を含む。）の規定による質問又は検査をすることを妨げるものではない。

第十八節　連結法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率

（土地の譲渡等がある場合の特別税率）

第六十八条の六十八　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が土地の譲渡等をした場合には、当該連結親法人に対して課する各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、法人税法第八十一条の十二第一項から第三項まで並びに第六十八条の八第一項、第六十八条の十一第六項、第六十八条の十二第六項、第六十八条の十四第六項、第六十八条の十五第六項、前条第一項、第八項、次条第一項、第六十八条の百第一項及び第六十八条の百八第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに算出した当該土地の譲渡等（次条第一項の規定の適用があるものを除く。）に係る譲渡利益金額の合計額に、それぞれ百分の五の割合を乗じて計算した金額の合計額を加算した金額とする。

2　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　土地の譲渡等　次に掲げる行為をいう。

イ　第六十二条の三第二項第一号イに規定する土地等の譲渡

ロ　第六十二条の三第二項第一号ロに規定する株式又は特定信託の受益権の譲渡で、土地等（同号イに規定する土地等をいう。以下この節において同じ。）の譲渡に類するものとして政令で定めるもの

ハ　連結法人の組織の変更に伴う資産の評価換えによる帳簿価額の増額で、土地等に係るもの

二　譲渡利益金額　当該土地の譲渡等による収益の額として政令で定めるところにより計算した金額から当該収益に係る原価の額

及び当該土地の譲渡等のために直接又は間接に要した経費の額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額をいう。

3　第一項の規定は、土地等の譲渡（第六十二条の三第三項に規定する土地等の譲渡をいう。以下この節において同じ。）のうち、棚卸資産（その取得をした日から譲渡をした日までの間において当該土地等の譲渡をした連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供したものとして政令で定めるものを除く。）の譲渡で政令で定めるものに該当するものについては、適用しない。

4　第一項の規定は、連結親法人又はその連結子法人が、平成十四年四月一日から平成十五年十二月三十一日までの間に、その有する土地等（棚卸資産に該当するものを除く。第八項まで及び第十項において同じ。）の譲渡をした場合において、当該土地等の譲渡が第六十二条の三第四項各号に掲げる土地等の譲渡に該当することにつき財務省令で定めるところにより証明がされたときは、適用しない。

5　前項の規定は、連結親法人又はその連結子法人が、平成十四年四月一日から平成十五年十二月三十一日までの間に、その有する土地等の譲渡をした場合において、当該土地等の譲渡が第六十二条の三第五項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当するときについて準用する。この場合において、前項中「第六十二条の三第四項各号に掲げる土地等の譲渡に該当することにつき財務省令で定めるところにより証明がされた」とあるのは、「次項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する」と読み替えるものとする。

6　第四項（前項において準用する場合を含む。以下この項及び第九項において同じ。）の場合において、第六十五条の四第一項第三号に掲げる場合に該当することとなった連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の有する土地等につき当該連結親法人又はその連結子法人が第六十八条の七十五第一項の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第四項の規定に該当する土地等の譲渡に該当しないものとみなす。

7　第五項の規定（連結事業年度に該当しない事業年度における土地等の譲渡にあつては、第六十二条の三第五項の規定）の適用を受けた譲渡に係る土地等の買取りをした同条第四項第八号から第十一号までの造成又は同項第十二号若しくは第十三号の建設を行うこれらの規定に規定する個人又は法人は、当該譲渡の全部又は一部が予定期間（同条第五項に規定する予定期間をいう。次項において同じ。）内に同条第四項第八号から第十三号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなつた場合には、当該適用に係る土地等の譲渡をした連結親法人又はその連結子法人に対し、遅滞なく、その該当することとなつた当該土地等の譲渡についてその該当することとなつたことを証する財務省令で定める書類を交付しなければならない。

8　第五項の規定（連結事業年度に該当しない事業年度における土地等の譲渡にあつては、第六十二条の三第五項の規定）の適用を受けた土地等の譲渡（当該連結親法人又はその連結子法人が合併法人である場合には、当該合併に係る被合併法人が第五項の規定（当該被合併法人の連結事業年度に該当しない事業年度における土地等の譲渡にあつては、同条第五項の規定）の適用を受けた土地等の譲渡を含む。）の全部又は一部が予定期間の末日において同条第四項第八号から第十三号までに掲げる土地等の譲渡に該当しない場合には、当該連結親法人に対して課する同日を含む連結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、法人税法第八十一条の十二第一項から第三項まで並びに第六十八条の八第一項、第六十八条の十一第六項、第六十八条の十二第六項、第六十八条の十四第六項、第六十八条の十五第六項、前条第一項、第一項、次条第一項、第六十八条の百第一項及び第六十八条の百八第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに算出した当該土地等の譲渡に係る譲渡利益金額の合計額に、それぞれ百分の五の割合を乗じて計算した金額として政令で定める金額の合計額を加算した金額とする。

9　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が土地等の譲渡（第三項及び第四項の規定に該当する土地等の譲渡（第六十二条の三第三項及び第四項の規定に該当する土地等の譲渡を含む。）を除く。）をした場合（第六十八条の七十一第五項又は第六十四条の二第四項の規定によりこれらの規定に規定する合併法人等である連結法人が当該土地等の譲渡をしたその適格合併等（これらの規定に規定する適格合併等をいう。）に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人からこれらの規定に規定する特別勘定の金額の引継ぎを受けた場合その他の政令で定める場合を含む。）における第一項の規定の適用については、当該土地等の譲渡につき法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第五十条の規定又は第六十八条の七十から第六十八条の七十六まで若しくは第六十八条の七十八から第六十八条の八十六までの規定により損金の額に算入された金額（第六十八条の七十七の規定により損金の額に算入されなかつた金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この項において「損金算入額」という。）があるときは、当該損金算入額に相当する金額を当該連結事業年度における当該連結親法人又はその連結子法人の譲渡利益金額から控除するものとし、当該土地等の譲渡につき第六十八条の七十一第十項若しくは第十一項（これらの規定を第六十八条の七十二第三項において準用する場合を含む。）、第六十八条の七十八第四項（第六十八条の七十九第十三項において準用する場合を含む。）、第六十八条の七十三第十一項若しくは第十二項又は第六十八条の八十五第十一項若しくは第十二項の規定により益金の額に算入された金額があるときは、当該金額に相当する金額を当該連結事業年度における当該連結親法人又はその連結子法人の譲渡利益金額に加算するものとする。

10　第五項の規定は、法人税法第百五十一条第一項に規定する法人税申告書（同法第二条第三十九号に規定する修正申告書を除く。）に、当該土地等の譲渡が第五項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当するものであることを証する財務省令で定める書類及び当該土地等の譲渡に係る譲渡利益金額として政令で定める金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

11　第一項又は第八項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一　法人税法第八十一条の十三の規定の適用については、同条第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の六十八第一項又は第二項」と、同条第二項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の六十八第一項又は第八項」とする。

二　第六十八条の九から第六十八条の十五までの規定の適用については、第六十八条の九第一項、第六十八条の十第二項、第六十八条の十一第二項、第六十八条の十二第二項及び第六十八条の十三第一項中「並びに第六十八条の十五第二項から第四項まで及び第六項」とあるのは「、第六十八条の十五第二項から第四項まで及び第六項並びに第六十八条の六十八」と、第六十八条の十四第二項中「並びに次条第二項から第四項まで及び第六項」とあるのは「、次条第二項から第四項まで及び第六項並びに第六十八条の六十八」と、第六十八条の十五第二項中「並びに前条第二項から第四項まで及び第六項」とあるのは「、前条第二項から第四項まで及び第六項並びに第六十八条の六十八」とする。

12　前項に定めるもののほか、法人税の申告又は還付に関する法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用に関する事項その他第一項又は第五項若しくは第八項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

13　第一項の規定は、連結親法人又はその連結子法人が平成十四年四月一日から平成十五年十二月三十一日までの間にした土地の譲渡等については、適用しない。

（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）

第六十八条の六十九　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が短期所有に係る土地の譲渡等をした場合には、当該連結親法人に対して課する各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、法人税法第八十一条の十二第一項から第三項まで並びに第六十八条の八第一項、第六十八条の十一第六項、第六十八条の十二第六項、第六十八条の十四第六項、第六十八条の十五第六項、第六十八条の六十七第一項、前条第一項及び第八項、第六十八条の百第一項並びに第六十八条の百八第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに算出した当該短期所有に係る土地の譲渡等に係る譲渡利益金額の合計額に、それぞれ百分の十の割合を乗じて計算した金額の合計額を加算した金額とする。

2　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　短期所有に係る土地の譲渡等　前条第二項第一号に規定する土地の譲渡等のうち、当該連結法人がその取得をした日から引き続き所有していた土地等（他の者（当該連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。）から取得をしたものに限る。）で所有期間（その取得をした日の翌日から当該土地等の譲渡をした日の属する年の一月一日までの所有期間とする。）が五年以下であるもの（当該土地等の譲渡をした日の属する年において取得をしたものを含む。）の譲渡その他これに準ずるものとして政令で定める行為をいう。

二　譲渡利益金額　当該短期所有に係る土地の譲渡等による収益の額として政令で定めるところにより計算した金額から当該収益に係る原価の額及び当該短期所有に係る土地の譲渡等のために直接又は間接に要した経費の額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額をいう。

3　第一項の規定は、短期所有に係る土地の譲渡等のうち、土地等の譲渡で次に掲げるものに該当することにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものについては、適用しない。

一　土地等の譲渡で国又は地方公共団体に対するもの（第十号に掲げる譲渡に該当するものを除く。）

二　都市基盤整備公団、土地開発公社その他これらに準ずる法人で宅地若しくは住宅の供給又は土地の先行取得の業務を行うことを目的とするものとして政令で定めるものに対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該業務を行うために直接必要であると認められるもの（政令で定める法人に対する土地等の譲渡で当該譲渡に係る土地等の面積が千平方メートル以上である場合には、第四号イに掲げる要件に該当する譲渡に限るものとし、土地開発公社に対する土地等の譲渡である場合には、政令で定める土地等の譲渡を除く。）

三　土地等の譲渡で第六十五条の二第一項に規定する収用換地等によるもの（当該収用換地等のうち政令で定めるものによる土地等の譲渡で当該譲渡に係る土地等の面積が千平方メートル以上である場合には、次号イに掲げる要件に該当する譲渡に限るものとし、前二号に掲げる譲渡に該当するものを除く。）

四　都市計画法第二十九条第一項の許可（同法第四条第二項に規定する都市計画区域内において行われる同条第十二項に規定する開発行為に係るものに限る。以下この項において「開発許可」という。）を受けた連結法人（開発許可に基づく地位を承継した連結法人を含む。）が造成した一団の宅地（その面積が千平方メートル以上のものに限る。）の全部又は一部の当該連結法人による譲渡で、次に掲げる要件（当該譲渡が政令で定める譲渡に該当する場合には、イ及びロに掲げる要件）に該当するもの

イ　当該譲渡に係る対価の額が当該譲渡に係る適正な対価の額として政令で定める金額以下であること。

ロ　当該譲渡に係る宅地の造成が当該開発許可の内容に適合していること。

ハ　当該譲渡が公募の方法により行われたものであること。

五　その宅地の造成につき開発許可を要しない場合において連結法人が造成した一団の宅地（その面積が千平方メートル以上のものに限る。）の全部又は一部の当該連結法人による譲渡で、次に掲げる要件（当該譲渡が政令で定める譲渡に該当する場合には、イ及び前号イに掲げる要件）に該当するもの

イ　当該譲渡に係る宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについて政令で定めるところにより都道府県知事の認定を受けたものに限る。）の敷地の用に供された一団の宅地（その面積が千平方メートル以上のものに限る。）の全部又は一部の当該連結法人による譲渡で、第四号イ及びハに掲げる要件に該当するもの（前二号に掲げる譲渡に該当するものを除く。）

ロ　当該譲渡が前号イ及びハに掲げる要件に該当するものであること。

六　連結法人が自己の計算により新築した住宅又は政令で定める請負の方法により新築した住宅（その新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについて政令で定めるところにより都道府県知事の認定を受けたものに限る。）の敷地の用に供された一団の宅地（その面積が千平方メートル以上のものに限る。）の全部又は一部の当該連結法人による譲渡で、第四号イ及びハに掲げる要件に該当するもの（前二号に掲げる譲渡に該当するものを除く。）

七　次に掲げる一団の宅地（その面積が千平方メートル未満のものに限る。）の全部又は一部の当該連結法人による譲渡で、当該譲渡に係る対価の額が当該譲渡に係る適正な対価の額として政令で定める金額以下であるもの

イ　当該連結法人が造成した一団の宅地でその造成が優良な宅地の供給に寄与する

ものであることについて政令で定めるところにより市町村長又は特別区の区長（その造成が開発許可を受けたものである場合には、当該許可をした者）の認定を受けたもの

ロ　一団の宅地で、当該連結法人が自己の計算により新築した住宅又は政令で定める請負の方法により新築した住宅（その新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについて政令で定めるところにより市町村長又は特別区の区長の認定を受けたものに限る。）の敷地の用に供されたもの（イに掲げる宅地に該当するものを除く。）

八　宅地建物取引業法第二条第三号に規定する宅地建物取引業者である連結法人の行う土地等（住宅の敷地の用に供されているもので政令で定めるものに限る。）の譲渡でその取得後政令で定める期間内に行われるもののうち土地等の売買の代理又は媒介に関し報酬を受ける行為に類するものとして政令で定めるもの

九　不動産特定共同事業法第二条第五項に規定する不動産特定共同事業者である連結法人の行う土地等の譲渡（同条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に係る事業参加者から取得した土地等の譲渡で政令で定めるものに限る。）

十　土地等の贈与による譲渡で法人税法第三十七条第四項第一号又は第二号に規定する寄附金に係る寄附に該当するもの

4　前条第九項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が短期所有に係る土地の譲渡等に該当する土地等の譲渡（前項の規定に該当する土地等の譲渡を除く。）をした場合において、第一項の規定を適用するときについて準用する。この場合において、同条第九項中「第六十八条の七十八から」とあるのは「第六十八条の八十一から」と、「第六十八条の七十八第四項（第六十八条の七十九第十三項において準用する場合を含む。）、第六十八条の七十八第十二項（第六十八条の七十九第十四項において準用する場合を含む。）、第六十八条の七十九第十項若しくは第十一項、第六十八条の八十三第十一項」とあるのは「第六十八条の八十三第十一項」と読み替えるものとする。

5　第一項の規定の適用がある場合には、前条第十一項の規定を準用する。この場合において、同項中「租税特別措置法第六十八条の六十八第一項又は第八項（土地の譲渡等がある場合の特別税率）」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の六十九第一項（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）」と、「「租税特別措置法第六十八条の六十八第一項又は第八項」」とあるのは「「租税特別措置法第六十八条の六十九第一項」」と、「並びに第六十八条の六十八」とあるのは「並びに第六十八条の六十九」と読み替えるものとする。

6　第二項から前項までに定めるもののほか、第三項第四号ハの公募の方法に関する事項その他第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

7　第一項の規定は、連結親法人又はその連結子法人が平成十四年四月一日から平成十五年十二月三十一日までの間にした短期所有に係る土地の譲渡等については、適用しない。

第十九節　連結法人の資産の譲渡の場合の課税の特例

（収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例）

第六十八条の七十　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の有する資産（棚卸資産を除く。以下この条、次条、第六十八条の七十二第三項及び第六十八条の七十三において同じ。）で第六十四条第一項各号に規定するものが当該各号に掲げる場合に該当することとなった場合（第六十八条の七十二第一項の規定に該当する場合を除く。）において、当該連結親法人又はその連結子法人が当該各号に規定する補償金、対価又は清算金の額（当該資産の譲渡（消滅及び価値の減少を含む。以下この款において同じ。）に要した経費がある場合には、当該補償金、対価又は清算金の額のうちから支出したものとして政令で定める金額を控除した金額。以下この条及び次条において同じ。）の全部又は一部に相当する金額をもって当該各号に規定する収用、買取り、換地処分、権利変換、買収、買入れ又は消滅（以下この款において「収用等」という。）のあった日を含む連結事業年度において当該収用等により譲渡した資産と同種の資産その他のこれに代わるべき資産として政令で定めるもの（第六十八条の七十二までにおいて「代替資産」という。）の取得（製作及び建設を含む。第六十八条の七十二までにおいて同じ。）をし、当該代替資産につき、当該連結事業年度終了の時において、その取得価額（その額が当該補償金、対価又は清算金の額（既に代替資産の取得に充てられた額があるときは、その額を控除した額）を超える場合には、その超える金額を控除した金額。次条第十項において同じ。）に、補償金、対価若しくは清算金の額から当該譲渡した資産の譲渡直前の帳簿価額を控除した残額の当該補償金、対価若しくは清算金の額に対する割合（次条において「差益割合」という。）を乗じて計算した金額（以下この項及び第七項において「圧縮限度額」という。）の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又はその帳簿価額を減額することに代えてその圧縮限度額以下の金額を損金経理により引当金勘定に繰り入れる方法（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により経理したときは、その減額し、又は経理した金額に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の有する資産が第六十四条第二項各号に掲げる場合に該当することとなった場合には、前項の規定の適用については、同条第二項第一号の場合にあっては同号に規定する土地等、同項第二号の場合にあっては同号に規定する土地の上にある資産（同号に規定する補償金が当該資産の価額の一部を補償するものである場合には、当該資産のうち同項に規定する政令で定める部分）について、収用等による譲渡があったものとみなす。この場合においては、同項第一号又は第二号に規定する補償金又は対価の額をもって、前項に規定する補償金、対価又は清算金の額とみなす。

3　第一項の規定は、連結確定申告書等に同項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該連結確定申告書等にその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書その他財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

4　税務署長は、前項の記載又は添付がない連結確定申告書等の提出があった場合においても、その記載又は添付がなかったことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類並びに同項の明細書及び財務省令で定める書類の提出があった場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

5　第一項の規定の適用を受けた資産については、第六十八条の四十二第一項各号に掲げる

規定（第六十八条の三十及び第六十八条の三十一第一項並びにこれらの規定に係る第六十八条の四十一の規定を除く。）は、適用しない。

6　第一項の規定の適用を受けた代替資産について法人税に関する法令の規定を適用する場合には、同項の規定により各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額は、当該代替資産の取得価額に算入しない。

7　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人（その連結親法人又はその連結子法人の有する資産で第六十四条第一項各号に規定するものが当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場合（第二項の規定により同条第二項第一号に規定する土地等又は同項第二号に規定する土地の上にある資産につき収用等による譲渡があつたものとみなされた場合を含むものとし、第六十八条の七十二第一項の規定に該当する場合を除く。）における当該連結親法人又はその連結子法人に限る。）が収用等のあつた日を含む連結事業年度において適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立（その日以後に行われるものに限る。以下この項及び第九項において「適格分社型分割等」という。）を行う場合において、当該連結親法人又はその連結子法人が補償金、対価又は清算金の額の全部又は一部に相当する金額をもつて当該連結事業年度開始の時から当該適格分社型分割等の直前の時までの間に代替資産の取得をし、当該適格分社型分割等により当該代替資産を分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人に移転するときは、当該代替資産につき、当該代替資産に係る圧縮限度額に相当する金額の範囲内でその帳簿価額を減額したときに限り、当該減額した金額に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

8　第五項及び第六項の規定は、前項の規定の適用を受けた代替資産について準用する。

9　第七項の規定は、同項の連結親法人が適格分社型分割等の日以後二月以内に同項に規定する減額した金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を当該連結親法人の納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

10　適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この項において「適格合併等」という。）により第一項又は第七項の規定の適用を受けた代替資産（連結事業年度に該当しない事業年度において第六十四条第一項又は第八項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する代替資産を含む。）の移転を受けた合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人が当該代替資産について法人税に関する法令の規定を適用する場合には、当該適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人において当該代替資産の取得価額に算入されなかつた金額は、当該代替資産の取得価額に算入しない。

11　第一項及び第七項の規定により損金の額に算入される金額がある場合における法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（収用等に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例）

第六十八条の七十一　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の有する資産で第六十四条第一項各号に規定するものが当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場合（前条第二項の規定により第六十四条第二項第一号に規定する土地等又は同項第二号に規定する土地の上にある資産につき収用等による譲渡があつたものとみなされた場合を含むものとし、次条第一項の規定に該当する場合を除く。第三項において同じ。）において、当該連結親法人又はその連結子法人が、収用等のあつた日を含む連結事業年度終了の日の翌日から収用等のあつた日以後二年を経過する日までの期間（当該収用等に係る事業の全部又は一部が完了しないこと、工場等の建設に要する期間が通常二年を超えることその他のやむを得ない事情があるため、当該期間内に代替資産の取得をすることが困難である場合で政令で定める場合には、当該代替資産については、当該終了の日の翌日から政令で定める日までの期間。以下この項及び第五項において「指定期間」という。）内に補償金、対価又は清算金の額（当該収用等のあつた日を含む連結事業年度において当該補償金、対価又は清算金の額の一部に相当する金額をもつて代替資産を取得した場合には、当該資産の取得価額を控除した金額。以下この条において同じ。）の全部又は一部に相当する金額をもつて代替資産の取得をする見込みであるとき（当該連結親法人又はその連結子法人が被合併法人となる適格合併を行う場合において当該適格合併に係る合併法人が指定期間内に代替資産の取得をする見込みであるときその他の政令で定めるときを含む。次条第三項において同じ。）は、当該連結親法人又はその連結子法人の当該収用等のあつた日を含む連結事業年度の確定した決算（法人税法第八十一条の二十第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る各連結法人の決算。以下この章において同じ。）において当該補償金、対価又は清算金の額で当該代替資産の取得に充てようとするものの額に差益割合を乗じて計算した金額を特別勘定として経理したときに限り、その経理した金額に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2　前項の規定は、同項に規定する連結親法人又はその連結子法人の次の各号に掲げる連結事業年度における当該各号に定める連結法人については、適用しない。

一　連結親法人の解散の日を含む連結事業年度　当該連結親法人

二　連結子法人の解散の日を含む連結事業年度　その解散した連結子法人

三　合併（適格合併を除く。）の日の前日を含む連結事業年度　当該合併に係る被合併法人である連結法人

3　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人（その連結親法人又はその連結子法人の有する資産で第六十四条第一項各号に規定するものが当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場合における当該連結親法人又はその連結子法人に限る。）が収用等のあつた日を含む連結事業年度において適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立（その日以後に行われるものに限る。以下この条において「適格分社型分割等」という。）を行う場合において、当該適格分社型分割等に係る分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいう。以下この条において同じ。）において当該適格分社型分割等の日から収用等のあつた日以後二年を経過する日までの期間（当該収用等に係る事業の全部又は一部が完了しないこと、工場等の建設に要する期間が通常二年を超えることその他のやむを得ない事情があるため、当該分割承継法人等が当該期間内に代替資産の取得をすることが困難である場合で政令で定めるときは、当該代替資産については、当該適格分社型分割等の日から政令で定める日までの期間）内に補償金、対価

又は清算金の額の全部又は一部に相当する金額をもつて代替資産の取得をする見込みであるときは、当該補償金、対価又は清算金の額で当該分割承継法人等において当該代替資産の取得に充てようとするものの額に差益割合を乗じて計算した金額の範囲内で第一項の特別勘定に相当するもの（以下この条において「期中特別勘定」という。）を設けたときに限り、当該設けた期中特別勘定の金額に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

4　前項の規定は、同項の連結親法人が適格分社型分割等の日以後二月以内に期中特別勘定の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を当該連結親法人の納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

5　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が適格合併（連結子法人が被合併法人となる適格合併にあつては、その適格合併の日が法人税法第十五条の二第一項本文に規定する連結親法人事業年度開始の日（以下この項及び第十一項において「連結親法人事業年度開始の日」という。）である場合の当該適格合併に限る。）、適格分割（適格分割型分割にあつては、その適格分割型分割の日が連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格分割型分割に限る。）、適格現物出資又は適格事後設立（以下この項及び第七項において「適格合併等」という。）を行つた場合には、次の各号に掲げる適格合併等の区分に応じ、当該各号に定める特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額は、当該適格合併等に係る合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人（以下この条において「合併法人等」という。）に引き継ぐものとする。

一　適格合併　当該適格合併直前において有する第一項の特別勘定の金額（連結事業年度に該当しない事業年度において設けた第六十四条の二第一項の特別勘定を含む。以下この項において同じ。）及び期中特別勘定の双方を設けている連結親法人又はその連結子法人が適格分社型分割等により分割承継法人等に当該期中特別勘定の金額のみを引き継ぐ場合を除き、前項の連結親法人が適格分割、適格現物出資又は適格事後設立の日以後二月以内に当該適格分割、適格現物出資又は適格事後設立により分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を当該連結親法人の納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

7　第五項の規定により合併法人等が引継ぎを受けた特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額は、当該合併法人等が第一項の規定により設けている特別勘定の金額（当該合併法人等の適格合併等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない事業年度である場合には、第六十四条の二第一項の規定により設けている特別勘定の金額）とみなす。

8　前条第一項の規定は、第一項の特別勘定（連結事業年度に該当しない事業年度において設けた第六十四条の二第一項の特別勘定を含む。）を設けている連結親法人又はその連結子法人が、第一項に規定する指定期間（当該特別勘定の金額が第五項の規定により引継ぎを受けた期中特別勘定の金額である場合その他の政令で定める場合には、第三項に規定する期間その他の政令で定める期間。以下この条において「指定期間」という。）内に補償金、対価又は清算金の額で代替資産の取得に充てようとするものの全部又は一部に相当する金額をもつて代替資産の取得をした場合について準用する。この場合において、前条第一項中「当該連結事業年度終了の時において」とあるのは、「当該代替資産の取得の日を含む連結事業年度終了の時において」と読み替えるものとする。

9　前条第七項の規定は、第一項の特別勘定（連結事業年度に該当しない事業年度において設けた第六十四条の二第一項の特別勘定を含む。）を設けている連結親法人又は連結子法人が適格分社型分割等を行う場合において、当該連結親法人又はその連結子法人が当該適格分社型分割等の日を含む連結事業年度の指定期間内に補償金、対価又は清算金の額で代替資産の取得に充てようとするものの全部又は一部に相当する金額をもつて代替資産の取得をし、当該適格分社型分割等により当該代替資産を分割承継法人等に移転するときについて準用する。この場合において、前条第七項中「当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上」とあるのは、「当該代替資産の取得の日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上」と読み替えるものとする。

10　前二項の場合において、第一項の特別勘定の金額のうち、代替資産の取得価額に差益割合を乗じて計算した金額に相当する金額は、代替資産の取得をした日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

11　第一項の特別勘定（連結事業年度に該当しない事業年度において設けた第六十四条の二第一項の特別勘定を含む。）を設けている連結親法人又はその連結子法人が次の各号に掲げる場合（第五項の規定により合併法人等に当該特別勘定を引き継ぐこととなつた場合を除く。）に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額は、その該当することとなつた日を含む連結事業年度（第四号に掲げる場合にあつては、その合併の日の前日を含む連結事業年度）の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一　指定期間内に第一項の特別勘定の金額を前項の規定に該当する場合以外の場合に取り崩した場合　当該取り崩した金額

二　指定期間を経過する日において、第一項の特別勘定の金額を有している場合　当該特別勘定の金額

三　指定期間内に解散した場合（合併により解散した場合を除き、連結子法人の解散にあつてはその解散の日が連結事業年度終了の日である場合に限る。）において、その解散した連結親法人又は当該連結子法人が第一項の特別勘定の金額を有しているとき。　当該特別勘定の金額

四　指定期間内に当該連結親法人又はその連結子法人が被合併法人となる合併（連結子法人が被合併法人となる合併にあつては、その合併の日が連結親法人事業年度開始の日である場合の当該合併に限る。）を行つた場合において、その被合併法人である当該連結親法人又は当該連結子法人が第一項の特別勘定の金額を有しているとき。・当該特別勘定の金額

12　前条第三項及び第四項の規定は、第一項又は第八項の規定により損金の額に算入する場合について準用する。

13　前条第五項及び第六項の規定は、第八項又は第九項の規定の適用を受けた資産について準用する。

14　前条第九項の規定は、第九項の規定を適用する場合について準用する。

15　前条第十項の規定は、第八項又は第九項の規定の適用を受けた資産（連結事業年度に該当しない事業年度において第六十四条第七項又は第八項の規定の適用を受けた資産を含む。）について準用する。

16　第一項、第三項及び第八項から第十一項までの規定により損金の額又は益金の額に算入される金額がある場合における法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例）

第六十八条の七十二　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の有する資産で第六十五条第一項各号に規定するものが当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場合（当該各号に規定する資産とともに補償金、対価若しくは清算金（以下この条において「補償金等」という。）又は保留地の対価（第六十五条第一項に規定する保留地の対価をいう。次項において同じ。）を取得した場合を含む。）において、当該連結親法人又はその連結子法人が当該各号に規定する収用、買取り、換地処分、権利変換又は交換（以下この条及び次条において「換地処分等」という。）により取得した資産（以下この条において「交換取得資産」という。）につき、当該交換取得資産の価額から当該換地処分等により譲渡した資産の譲渡直前の帳簿価額を控除した残額（第五項において「圧縮限度額」という。）の範囲内で当該交換取得資産の帳簿価額を損金経理により減額したときは、その減額した金額に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2　前項に規定する譲渡直前の帳簿価額は、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該各号に定める金額とする。

一　交換取得資産とともに補償金等又は保留地の対価を取得した場合　帳簿価額から当該帳簿価額のうち当該補償金等又は保留地の対価の額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額

二　交換取得資産の価額が譲渡した資産の価額を超える場合において、その差額に相当する金額を換地処分等に際して支出したとき。　帳簿価額にその支出した金額を加算した金額

三　換地処分等により譲渡した資産の譲渡に要した経費で交換取得資産に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額がある場合　帳簿価額に当該計算した金額を加算した金額

3　前二条の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の有する資産で第六十五条第一項各号に規定するものが当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場合において、当該連結親法人又はその連結子法人が当該各号に規定する資産とともに補償金等を取得し、その全部又は一部に相当する金額をもつて代替資産を取得したとき又は取得する見込みであるときについて準用する。この場合において、第六十八条の七十第一項中「補償金、対価若しくは清算金の額から当該譲渡した資産の譲渡直前の帳簿価額を控除した残額の当該補償金、対価若しくは清算金の額に対する割合」とあるのは、「補償金等の額（換地処分等により譲渡した資産の譲渡に要した経費がある場合には、当該補償金等の額のうちから支出したものとして政令で定める金額を控除した金額）から当該譲渡した資産の譲渡直前の帳簿価額のうち当該補償金等の額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額の当該補償金等の額に対する割合」と読み替えるものとする。

4　第六十八条の七十第三項及び第四項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

5　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人（その連結親法人又はその連結子法人の有する資産で第六十五条第一項各号に規定するものが当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場合において、当該連結親法人又はその連結子法人が当該換地処分等により当該連結事業年度開始の時から当該適格分社型分割等の直前の時までの間に取得をした交換取得資産を当該適格分社型分割等により分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人に移転するときは、当該交換取得資産につき、当該交換取得資産に係る圧縮限度額に相当する金額の範囲内でその帳簿価額を減額したときに限り、当該減額した金額に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

6　前項の規定は、同項の連結親法人が適格分社型分割等の日以後二月以内に同項に規定する減額した金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を当該連結親法人の納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

7　第一項（第六十五条第一項第五号に係る部分に限る。）の規定の適用を受けた場合（連結事業年度に該当しない事業年度において同号の規定の適用を受けた場合を含む。）において、同号に規定する権利及び施設建築敷地若しくはその共有持分若しくは地上権の共有持分につき都市再開発法第百四条第一項若しくは第百十八条の二十四（同法第百十八条の二十五の二第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定によりこれらの規定に規定する差額に相当する金額（次条第一項において「変換清算金」という。）の交付を受けることとなつたとき又は当該権利に基づき同号の施設建築物の一部（同号の施設建築物に関する権利を含む。）若しくは建築施設の部分（同号の施設建築敷地又は施設建築物に関する権利を含む。）を取得したとき若しくは当該建築施設の部分につき同法第百十八条の五第一項の規定による譲受け希望の申出の撤回があつたとき（同法第百十八条の十二第一項又は第百十八条の十九第一項の規定により譲受け希望の申出を撤回したものとみなされる場合を含む。）は、その受けることとなつた日又は取得した日若しくは譲受け希望の申出の撤回のあつた日若しくは同法第百十八条の十

二第一項若しくは第百十八条の十九第一項の規定によりその撤回があつたものとみなされる日において、第六十五条第七項に規定する政令で定める部分又は同号に規定する権利につき収用等又は換地処分等による譲渡があつたものとみなして前二条又は前各項の規定を適用する。

8　第一項（第六十五条第一項第六号に係る部分に限る。）の規定の適用を受けた場合（連結事業年度に該当しない事業年度において同号の規定の適用を受けた場合を含む。）において、同号の施行再建マンションに関する権利を取得する権利に基づき同号の施行再建マンションに関する権利を取得したときは、その取得した日において、当該権利を取得する権利につき換地処分等による譲渡があつたものとみなして第一項、第二項及び第四項から第六項までの規定を適用する。

9　第六十八条の七十第五項及び第六項の規定は、第一項、第三項又は第五項の規定の適用を受けた資産について準用する。

10　第六十八条の七十第十項の規定は、第一項、第三項又は第五項の規定の適用を受けた資産（連結事業年度に該当しない事業年度において第六十五条第一項、第三項又は第五項の規定の適用を受けた資産を含む。）について準用する。

11　第四項、第六項及び前二項に定めるもののほか、第六十五条第一項第六号に規定する権利変換の時において当該権利変換により譲渡した資産（同号に規定する敷地利用権に係る部分に限る。）の価額と同号に規定する施行再建マンションに係る敷地利用権の価額との差額がある場合における当該譲渡した資産の第一項に規定する譲渡直前の帳簿価額の計算、同項又は第五項の規定により損金の額に算入される金額がある場合における法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他第一項、第三項、第五項、第七項及び第八項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（収用換地等の場合の連結所得の特別控除）

第六十八条の七十三　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の有する資産で第六十四条第一項各号又は第六十五条第一項第一号から第三号までに規定するものがこれらの規定に該当することとなつた場合（第六十八条の七十第二項の規定により第六十四条第二項第一号に規定する土地等又は同項第二号に規定する土地の上にある資産につき収用等による譲渡があつたものとみなされた場合及び前条第七項に規定する譲受け希望の申出の撤回があつたときにおいて、同項の規定により第六十五条第一項第五号に規定する建築施設の部分の給付を受ける権利につき収用等による譲渡があつたものとみなされる場合を含む。）において、当該連結親法人又はその連結子法人が収用等又は換地処分等（以下この条において「収用換地等」という。）により取得したこれらの規定に規定する補償金、対価若しくは清算金（変換清算金を含む。）（以下この条において「補償金等」という。）の額又は資産（以下この条において「交換取得資産」という。）の価額（当該収用換地等により取得した交換取得資産の価額が当該収用換地等により譲渡した資産の価額を超える場合において、その差額に相当する金額を当該収用換地等に際して支出したときは、当該差額に相当する金額を控除した金額）が、当該譲渡した資産の譲渡直前の帳簿価額と当該譲渡した資産の譲渡に要した経費で当該補償金等又は交換取得資産に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額との合計額を超え、かつ、当該連結親法人又はその連結子法人が当該連結事業年度のうち同一の年に属する期間中に収用換地等により譲渡した資産（第六十五条第一項第四号又は第五号に掲げる場合に該当する換地処分等により譲渡した資産については、第六十五条の二第一項に規定する政令で定める部分を除く。次項及び第七項において同じ。）のいずれについても第六十八条の七十から前条までの規定の適用を受けないときは、その超える部分の金額と五千万円（当該譲渡の日の属する年における収用換地等により取得した補償金等の額又は交換取得資産の価額につき、この項、次項又は第七項の規定により損金の額に算入した、又は損金の額に算入する金額（第六十五条の二第一項、第二項又は第七項の規定により損金の額に算入した金額を含む。）があるときは、当該金額を控除した金額）とのいずれか低い金額を当該譲渡の日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の有する資産で第六十五条第一項第四号又は第五号に規定するものがこれらの規定に該当することとなつた場合（前条第七項の規定により同号に規定する資産につき収用等による譲渡があつたものとみなされる場合を含む。）において、当該連結親法人又はその連結子法人が、第六十五条第一項第四号又は第五号に掲げる場合に該当する換地処分等により資産とともに補償金等を取得し、当該補償金等の額が当該換地処分等により譲渡した資産の譲渡直前の帳簿価額のうち当該補償金等の額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額と当該譲渡した資産の譲渡に要した経費で当該補償金等に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額との合計額を超え、かつ、当該連結親法人又はその連結子法人が当該連結事業年度のうち同一の年に属する期間中に収用換地等により譲渡した資産のいずれについても第六十八条の七十から前条までの規定の適用を受けないときは、その超える部分の金額と五千万円（当該譲渡の日の属する年における収用換地等により取得した補償金等の額又は交換取得資産の価額につき、前項、この項又は第七項の規定により損金の額に算入した、又は損金の額に算入する金額（第六十五条の二第一項、第二項又は第七項の規定により損金の額に算入した金額を含む。）があるときは、当該金額を控除した金額）とのいずれか低い金額を当該譲渡の日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

3　前二項の規定は、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該各号に定める資産については、適用しない。

一　前二項に規定する資産の収用換地等による譲渡が、当該資産の買取り、消滅、交換、取壊し、除去又は使用（以下この条において「買取り等」という。）の申出をする者（以下この条において「公共事業施行者」という。）から当該資産につき最初に当該申出のあつた日から六月を経過した日（当該資産の当該譲渡につき、土地収用法第十五条の七第一項の規定による仲裁の申請（同日以前にされたものに限る。）に基づき同法第十五条の十一第一項に規定する仲裁判断があつた場合、同法第四十六条の二第一項の規定による補償金の支払の請求があつた場合又は農地法第三条第一項若しくは第五条第一項の規定による許可を受けなければならない場合若しくは同項第三号の規定による届出をする場合には、同日から政令で定める期間を経過した日）までにされなかつた場合　当該資産

二　一の収用換地等に係る事業につき前二項に規定する資産の収用換地等による譲渡が二以上あつた場合において、これらの譲渡

が二以上の年にわたつてされたとき。当該資産のうち、最初に当該譲渡があつた年において譲渡された資産以外の資産

三　前二項に規定する資産の収用換地等による譲渡が当該資産につき最初に買取り等の申出を受けた者以外の連結法人からされた場合（当該申出を受けた者が法人である場合には、当該法人が当該収用換地等による譲渡をしていない場合に該当し、かつ、次に掲げる場合に該当するときを除く。）当該資産

イ　当該法人を被合併法人とする適格合併が行われた場合で当該適格合併により当該資産の移転を受けた合併法人が当該譲渡をした場合

ロ　当該法人を分割法人とする適格分割が行われた場合で当該適格分割により当該資産の移転を受けた分割承継法人が当該譲渡をした場合

4　第一項又は第二項の規定は、連結確定申告書等にこれらの規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該連結確定申告書等にその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書及びこれらの規定の適用を受けようとする資産につき公共事業施行者から交付を受けた前項の買取り等の申出があつたことを証する書類その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

5　税務署長は、前項の記載又は添付がない連結確定申告書等の提出があつた場合においても、その記載又は添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類並びに同項の明細書及び財務省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項又は第二項の規定を適用することができる。

6　公共事業施行者は、財務省令で定めるところにより、第四項に規定する買取り等の申出があつたことを証する書類の写し及び当該資産の買取り等に係る支払に関する調書を、その事業の施行に係る営業所、事業所その他の事業場の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

7　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、第六十八条の七十一第十一項（前条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定に該当することとなつた場合において、第六十八条の七十一第十一項各号に定める金額に係る収用換地等のあつた日を含む連結事業年度（当該収用換地等のあつた日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）のうち同一の年に属する期間中に収用換地等により譲渡した資産の全部に係る同条第一項の特別勘定の金額（当該収用換地等のあつた日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、第六十四条の二第一項の特別勘定の金額）がないこととなり、かつ、当該資産のいずれについても第六十八条の七十第一項（第六十八条の七十一第八項又は前条第三項において準用する場合を含む。）、第六十八条の七十第七項（第六十八条の七十一第九項又は前条第三項において準用する場合を含む。）又は前条第一項若しくは第五項の規定（第六十四条第一項（第六十四条の二第七項又は第六十五条第三項において準用する場合を含む。）、第六十四条第八項（第六十四条の二第八項又は第六十五条第三項において準用する場合を含む。）又は第六十五条第一項若しくは第五項の規定を含む。）の適用を受けていないときは、第六十八条の七十一第十一項の規定に該当することとなつた当該特別勘定の金額と五千万円（当該収用換地等のあつた日の属する年において他の資産の収用換地等により取得した補償金等の額又は交換取得資産の価額につき、第一項、第二項又はこの項の規定により損金の額に算入した、又は損金の額に算入する金額（第六十五条の二第一項、第二項又は第七項の規定により損金の額に算入した金額を含む。）があるときは、当該金額を控除した金額）とのいずれか低い金額をその該当することとなつた日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

8　第三項から第五項までの規定は、前項の規定により損金の額に算入する場合について準用する。

9　第一項、第二項又は第七項の規定の適用を受けた連結親法人又はその連結子法人のこれらの規定により損金の額に算入された金額は、法人税法第二条第十八号の二の規定の適用については同号イに規定する個別所得金額に、同法第八十一条の十三第二項及び第三項の規定の適用についてはこれらの規定に規定する連結所得等の金額に、それぞれ含まれるものとする。

10　第三項から第六項まで及び第八項に定めるもののほか、第一項、第二項及び第七項の規定により損金の額に算入される金額がある場合における法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他第一項、第二項又は第七項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二款　特定事業の用地買収等の場合の連結所得の特別控除

（特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除）

第六十八条の七十四　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の有する土地又は土地の上に存する権利（棚卸資産に該当するものを除く。以下この款において「土地等」という。）が第六十五条の三第一項各号に掲げる場合（第六十八条の七十第一項（第六十四条第一項第二号、第三号の三又は第三号の四に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合を除く。）に該当することとなつた場合において、当該連結親法人又はその連結子法人が当該各号に該当することとなつた土地等の譲渡により取得した対価の額又は資産（以下この項において「交換取得資産」という。）の価額（当該譲渡により取得した交換取得資産の価額がその譲渡した土地等の価額を超える場合において、その差額に相当する金額を当該譲渡に際して支出したときは、当該差額に相当する金額を控除した金額）が、当該譲渡した土地等の譲渡直前の帳簿価額と当該譲渡した土地等の譲渡に要した経費で当該対価又は交換取得資産に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額との合計額を超え、かつ、当該連結親法人又はその連結子法人が当該連結事業年度のうち同一の年に属する期間中にその該当することとなつた土地等のいずれについても第六十八条の七十八から第六十八条の八十まで又は第六十八条の八十二から第六十八条の八十五までの規定の適用を受けないときは、その超える部分の金額と二千万円（当該譲渡の日の属する年における譲渡により取得した対価の額又は交換取得資産の価額につき、この項の規定により損金の額に算入した、又は損金の額に算入する金額（第六十五条の三第一項の規定により損金の額に算入した金額を含む。）があるときは、当該金額を控除した金額）とのいずれか低い金額を当該譲渡の日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2　連結親法人又は当該連結親法人による連結

完全支配関係にある連結子法人の有する土地等につき、一の事業で第六十五条の三第一項第一号又は第二号の買取りに係るものの用に供するために、これらの規定の買取りが二以上行われた場合において、これらの買取りが二以上の年にわたって行われたときは、これらの規定の買取りが二以上行われた年において行われたもの以外の買取りについては、前項の規定は、適用しない。

3　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の有する土地等につき、一の事業で第六十五条の三第一項第一号又は第二号の買取りに係るものの用に供するために、これらの規定の買取りが次の各号に掲げる法人に該当する連結法人から行われた場合には、当該各号に定める買取りについては、第一項の規定は、適用しない。

一　適格合併に係る被合併法人　当該適格合併により合併法人が当該事業に係る資産の移転を受けた場合において当該移転を受けた資産について行われる買取り

二　適格分割に係る分割法人　当該適格分割により分割承継法人が当該事業に係る資産の移転を受けた場合において当該移転を受けた資産について行われる買取り

三　適格現物出資に係る現物出資法人　当該適格現物出資により被現物出資法人が当該事業に係る資産の移転を受けた場合において当該移転を受けた資産について行われる買取り

四　適格事後設立に係る事後設立法人　当該適格事後設立により被事後設立法人が当該事業に係る資産の移転を受けた場合において当該移転を受けた資産について行われる買取り

4　第一項の規定は、連結確定申告書等に同項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該連結確定申告書等にその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書及び第六十五条の三第一項各号の買取りをする者から交付を受けた同項の土地等の買取りがあったことを証する書類その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

5　税務署長は、前項の記載又は添付がない連結確定申告書等の提出があった場合においても、その記載又は添付がなかったことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類並びに同項の明細書及び財務省令で定める書類の提出があった場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

6　第一項の規定の適用を受けた連結親法人又はその連結子法人の同項の規定により損金の額に算入された金額は、法人税法第二条第十八号の二の規定の適用については同号イに規定する個別所得金額に、同法第八十一条の十三第二項及び第三項の規定の適用についてはこれらの規定に規定する連結所得等の金額に、それぞれ含まれるものとする。

7　第二項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定により損金の額に算入される金額がある場合における法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除）

第六十八条の七十五　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の有する土地等が第六十五条の四第一項各号に掲げる場合に該当することとなった場合において、当該連結親法人又はその連結子法人が当該各号に該当することとなった土地等の譲渡により取得した対価の額又は資産（以下この項において「交換取得資産」という。）の価額（当該譲渡により取得した交換取得資産の価額がその譲渡した土地等の価額を超える場合において、その差額に相当する金額を当該譲渡に際して支出したときは、当該差額に相当する金額を控除した金額）が、当該譲渡した土地等の譲渡直前の帳簿価額と当該譲渡した土地等の譲渡に要した経費で当該対価又は交換取得資産に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額との合計額を超え、かつ、当該連結親法人又はその連結子法人が当該連結事業年度のうち同一の年に属する期間中にその該当することとなった土地等のいずれについても第六十八条の七十八から第六十八条の八十まで又は第六十八条の八十二から第六十八条の八十五までの規定の適用を受けないときは、その超える部分の金額と千五百万円（当該譲渡の日の属する年における譲渡により取得した対価の額又は交換取得資産の価額につき、この項の規定により損金の額に算入した、又は損金の額に算入する金額（第六十五条の四第一項の規定により損金の額に算入した金額を含む。）があるときは、当該金額を控除した金額）とのいずれか低い金額を当該譲渡の日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の有する土地等につき、一の事業で第六十五条の四第一項第一号から第三号まで、第六号から第十四号まで、第十七号から第二十号まで又は第二十三号の買取りに係るものの用に供するために、これらの規定の買取りが二以上行われた場合において、これらの買取りが二以上の年にわたって行われたときは、これらの買取りが二以上行われた年において行われたもの以外の買取りについては、前項の規定は、適用しない。

3　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の有する土地等につき、一の事業で第六十五条の四第一項第一号から第三号まで、第六号から第十四号まで、第十七号から第二十号まで又は第二十三号の買取りに係るものの用に供するために、これらの規定の買取りが次の各号に掲げる法人に該当する連結法人から行われた場合には、当該各号に定める買取りについては、第一項の規定は、適用しない。

一　適格合併に係る被合併法人　当該適格合併により合併法人が当該事業に係る資産の移転を受けた場合において当該移転を受けた資産について行われる買取り

二　適格分割に係る分割法人　当該適格分割により分割承継法人が当該事業に係る資産の移転を受けた場合において当該移転を受けた資産について行われる買取り

三　適格現物出資に係る現物出資法人　当該適格現物出資により被現物出資法人が当該事業に係る資産の移転を受けた場合において当該移転を受けた資産について行われる買取り

四　適格事後設立に係る事後設立法人　当該適格事後設立により被事後設立法人が当該事業に係る資産の移転を受けた場合において当該移転を受けた資産について行われる買取り

4　前条第四項から第六項までの規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

5　前三項に定めるもののほか、第一項の規定により損金の額に算入される金額がある場合における法人税法第八十一条の十八第一項に

規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除）

第六十八条の七十六　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人である農地法第二条第七項に規定する農業生産法人の有する土地等が第六十五条の五第一項各号に掲げる場合（前条第一項（第六十五条の四第一項第一号又は第二十六号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合を除く。）に該当することとなった場合において、当該農業生産法人が当該各号に該当することとなった土地等の譲渡により取得した対価の額又は資産（以下この項において「交換取得資産」という。）の価額（当該譲渡により取得した交換取得資産の価額がその譲渡した土地等の価額を超える場合において、その差額に相当する金額を当該譲渡に際して支出したときは、当該差額に相当する金額を控除した金額）が、当該譲渡した土地等の譲渡直前の帳簿価額と当該譲渡した土地等の譲渡に要した経費で当該対価又は交換取得資産に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額との合計額を超え、かつ、当該農業生産法人が当該連結事業年度のうち同一の年に属する期間中にその該当することとなった土地等のいずれについても第六十八条の七十八から第六十八条の八十まで又は第六十八条の八十二から第六十八条の八十五までの規定の適用を受けないときは、その超える部分の金額と八百万円（当該譲渡の日の属する年における譲渡により取得した対価の額又は交換取得資産の価額につき、この項の規定により損金の額に算入した、若しくは損金の額に算入する金額（第六十五条の五第一項の規定により損金の額に算入した金額を含む。）があるときは、当該金額を控除した金額）とのいずれか低い金額を当該譲渡の日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2　前項の規定は、連結確定申告書等に同項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該連結確定申告書等にその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書その他財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

3　第六十八条の七十四第五項及び第六項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

4　前二項に定めるもののほか、第一項の規定により損金の額に算入される金額がある場合における法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三款　資産の譲渡に係る特別控除額の特例

（資産の譲渡に係る特別控除額の特例）

第六十八条の七十七　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人につきその有する資産の譲渡が二以上あった場合（これらの資産の譲渡の日が同一の年に属する場合に限る。）において、その年におけるこれらの資産の譲渡につきそれぞれ第六十八条の七十三第一項、第二項若しくは第七項、第六十八条の七十四第一項、第六十八条の七十五第一項又は前条第一項の規定の適用を受け、これらの規定により当該連結親法人及びその連結子法人の損金の額に算入した、又は損金の額に算入する金額の合計額が五千万円を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その超える部分の金額は、各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

2　前項の規定の適用がある場合における法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四款　特定の資産の買換えの場合等の課税の特例

（特定の資産の買換えの場合の課税の特例）

第六十八条の七十八　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、平成十四年四月一日から平成十八年三月三十一日まで（次の表の第十八号の上欄のイからハまでに掲げる連結法人が有する同欄に掲げる資産にあっては当該連結法人がそれぞれ最初に同欄のイからハまでの認定を受けた日から同日以後三年を経過する日までとし、同表の第十九号の上欄に掲げる資産にあっては平成十四年四月一日から平成十五年十二月三十一日までとする。）の期間（第九項において「対象期間」という。）内に、その有する資産（棚卸資産を除く。以下この款において同じ。）で同表の各号の上欄に掲げるもの（その譲渡につき第六十八条の六十九第一項の規定の適用がある土地等（土地又は土地の上に存する権利をいう。第六十八条の八十までにおいて同じ。）を除く。以下この条において同じ。）の譲渡をした場合において、当該譲渡の日を含む連結事業年度において、当該各号の下欄に掲げる資産の取得をし、かつ、当該取得の日から一年以内に、当該取得をした資産（第四項及び第十二項並びに次条第十三項及び第十四項を除き、以下この条及び次条において「買換資産」という。）を当該各号の下欄に規定する地域内にある当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用（同表の第二十一号の下欄に掲げる船舶については、その連結親法人又はその連結子法人の事業の用。第三項及び第九項において同じ。）に供したとき（当該連結事業年度において当該事業の用に供しなくなったときを除く。）又は供する見込みであるとき（適格合併により当該買換資産を合併法人に移転する場合において当該合併法人が当該買換資産を当該適格合併により移転を受ける当該各号の下欄に規定する地域内にある事業の用（同表の第二十一号の下欄に掲げる船舶については、その移転を受ける事業の用）に供する見込みであるときその他の政令で定めるときを含む。第三項において同じ。）は、当該買換資産につき、当該連結事業年度終了の時において、その圧縮基礎取得価額に差益割合を乗じて計算した金額の百分の八十（同表の第十八号の場合（同号の上欄に掲げる資産の譲渡が同欄のイに掲げる連結法人により行われる土地等及び建物又は構築物の譲渡であり、かつ、当該土地等の譲渡が国又は地方公共団体に対するものその他の公共の用途に供されるためのものとして政令で定めるものである場合に限る。）の同号の下欄に掲げる資産については、百分の九十）に相当する金額（以下この項及び第九項において「圧縮限度額」という。）の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又はその帳簿価額を減額することに代えてその圧縮限度額以下の金額を損金経理により引当金勘定に繰り入れる方法（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により経理したときに限り、その減額し、又は経理した金額に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

譲渡資産	買換資産
一　第六十五条の七第一項の表の第一号に規定する既成市街地等（以下この表において「既成市街地等」という。）内にある同号に規定する事務所若しくは事業所として使用されている建物（その附属設備を含む。以下この表において同じ。）又はその敷地の用に供されている土地等で、当該連結親法人又はその連結子法人により取得がされた日から引き続き所有されていたこれらの資産のうち所有期間（その取得がされた日の翌日からこれらの資産の譲渡がされた日の属する年の一月一日までの所有期間とする。以下この表において同じ。）が十年を超えるもの（第五号の上欄に掲げる資産にも該当するものを除く。）	既成市街地等以外の地域内（国内に限る。以下この表において同じ。）にある次に掲げる資産 イ　土地等（農業又は林業の用に供されるものにあつては、都市計画法第七条第一項の市街化区域と定められた区域（以下この号において「市街化区域」という。）以外の地域内にあるものに限る。） ロ　建物、構築物又は機械及び装置（農業又は林業の用に供されるものにあつては、市街化区域以外の地域内にあるものに限る。）
二　第六十五条の七第一項の表の第二号の上欄に掲げる資産	同号の下欄に規定する地域内にある同欄に規定する資産
三　第六十五条の七第一項の表の第三号の上欄に掲げる資産	同号の下欄に規定する地域内にある同欄に規定する資産
四　第六十五条の七第一項の表の第四号の上欄に掲げる資産	同号の下欄に規定する地域内にある同欄に規定する資産
五　第六十五条の七第一項の表の第五号の上欄に掲げる資産	同号の下欄に規定する地域内にある同欄に規定する資産
六　第六十五条の七第一項の表の第六号の上欄に掲げる資産	同号の下欄に規定する地域内にある同欄に規定する資産
七　第六十五条の七第一項の表の第七号の上欄に掲げる資産	同号の下欄に規定する地域内にある同欄に規定する資産
八　第六十五条の七第一項の表の第八号の上欄に掲げる資産	同号の下欄に規定する地域内にある同欄に規定する資産
九　第六十五条の七第一項の表の第九号の上欄に掲げる資産	同号の下欄に規定する地域内にある同欄に規定する資産
十　第六十五条の七第一項の表の第十二号の上欄に掲げる資産	同号の下欄に規定する地域内にある同欄に規定する資産
十一　第六十五条の七第一項の表の第十三号の上欄に掲げる資産	同号の下欄に規定する地域内にある同欄に規定する資産
十二　次に掲げる区域又は地区内にある土地等、建物又は構築物で、当該土地等又は当該建物若しくは構築物の敷地の用に供されている土地等の上に地上階数四以上の中高層の耐火建築物（以下この号において「中高層耐火建築物」という。）の建築をする政令で定める事業（以下この号において「特定民間再開発事業」という。）の用に供するために譲渡をされるもの（当該特定民間再開発事業の施行される土地の区域内にあるものに限る。） イ　既成市街地等 ロ　都市計画法第四条第一項に規定する都市計画に都市再開発法第二条の三第一項第二号に掲げる地区として定められた地区その他これに類する地区として政令で定める地区（イに掲げる区域内にある地区を除く。）	当該特定民間再開発事業の施行により当該土地等の上に建築された中高層耐火建築物若しくは当該特定民間再開発事業の施行される地区（都市計画法第四条第一項に規定する都市計画に都市再開発法第二条の三第一項第二号に掲げる地区として定められた地区その他これに類する地区として政令で定める地区に限る。）内で行われる他の特定民間再開発事業その他の政令で定める事業の施行により当該地区内に建築された政令で定める中高層の耐火建築物（これらの建築物の敷地の用に供されている土地等を含む。）又はこれらの建築物に係る構築物（当該連結親法人又はその連結子法人が上欄に掲げる資産の譲渡をした場合において、当該中高層耐火建築物又は当該中高層耐火建築物に係る構築物の取得をすることが困難である特別な事情があるものとして政令で定める場合に該当するときは、土地等、建物その他の減価償却資産で政令で定めるものを含む。）
十三　第六十五条の七第一項の表の第十五号の上欄に掲げる資産	同号の下欄に規定する地域内にある同欄に規定する資産
十四　第六十五条の七第一項の表の第十六号の上欄に掲げる資産	同号の下欄に規定する地域内にある同欄に規定する資産
十五　第六十五条の七第一項の表の第十七号の上欄に掲げる資産	同号の下欄に規定する地域内にある同欄に規定する資産
十六　第六十五条の七第一項の表の第十八号の上欄に掲げる資産	同号の下欄に規定する地域内にある同欄に規定する資産
十七　第六十五条の七第一項の表の第十九号の上欄に掲げる資産	同号の下欄に規定する地域内にある同欄に規定する資産
十八　国内にある土地等、建物又は構築物で、イからハまでに掲げる連結法人により取得をされた日から引き続き所有されてい	既成市街地等以外の地域内にある土地等、建物、構築物又は機械及び装置でそれぞれ上欄のイからハまでに規定する事業再構築計画の

たこれらの資産のうち所有期間が十年を超えるもの（それぞれイからハまでに規定する事業再構築計画の定めるところにより譲渡をされるものに限るものとし、イ又はハに掲げる連結法人にあつては、その譲渡の日前一年以内のいずれかの時において産業活力再生特別措置法第十七条第三項第一号に規定する特定業種に属する事業以外の事業の用に専ら供されていたものを除く。） イ　平成十一年十月一日から平成十五年三月三十一日までの期間（以下この号において「特定期間」という。）内に産業活力再生特別措置法第三条第一項に規定する事業再構築計画（同法第二条第二項第一号に規定する事業構造変更及び同項第二号に規定する事業革新について計画が定められているものに限る。ロにおいて同じ。）に係る同法第三条第一項の認定（同法第四条第一項の認定を含む。以下この号において同じ。）を受け、かつ、同法第十七条第三項の確認（同項第一号に該当するものとして受けたものに限る。ハにおいて同じ。）を受けた連結法人 ロ　特定期間内に産業活力再生特別措置法第三条第一項に規定する事業再構築計画に係る同項の認定を受け、かつ、同法第十七条第三項の確認（同項第二号に該当するものとして受けたものに限る。）を受けた連結法人 ハ　特定期間内に産業活力再生特別措置法第三条第一項に規定する事業再構築計画（同法第二条第二項第二号に規定する事業革新について計画が定められているものに限る。）に係る同法第三条第一項の認定を受け、かつ、同法第十七条第三項の確認を受けた連結法人（イに掲げる連結法人に該当するものを除く。）	定めるところにより取得をされるもの

十九　国内にある土地等、建物又は構築物で、当該連結親法人又はその連結子法人により取得をされた日から引き続き所有されていたこれらの資産のうち所有期間が十年を超えるもの	国内にある土地等、建物、構築物若しくは機械及び装置又は国内にある鉄道事業の用に供される車両及び運搬具のうち政令で定めるもの
二十　船舶（内航海運組合法第五十八条において準用する同法第十二条の規定による国土交通大臣の認可を受けた調整規程に基づき行われる同法第五十八条において準用する同法第八条第一項第五号に掲げる船腹の調整に関する事業の対象となつている船種に該当する船舶（船舶法第一条に規定する日本船舶に限る。以下この号及び次号において同じ。）で内航海運業法第二条第二項に規定する内航海運業の用に供されていたもののうち当該船舶の譲渡が第六十八条の九第二項に規定する中小連結法人により行われたものであることその他の当該内航海運業の構造改善等に資することについて政令で定める要件を満たす譲渡に係るものに限る。）	国内にある事業の用に供される減価償却資産（船舶を除く。）
二十一　船舶（前号の上欄に掲げる船舶に該当するものを除く。）	船舶

2　前項の規定を適用する場合において、当該連結事業年度の買換資産（次項の規定により買換資産とみなされた資産を含む。）のうちに土地等があり、かつ、当該土地等をそれぞれ前項の表の各号の下欄ごとに区分し、当該区分ごとに計算した当該土地等に係る面積が、当該連結事業年度において譲渡をした当該各号の上欄に掲げる土地等に係る面積を基礎として政令で定めるところにより計算した面積を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該買換資産である土地等のうちその超える部分の面積に対応するものは、同項の買換資産に該当しないものとする。

3　第一項に規定する場合において、当該連結親法人又はその連結子法人が、その有する資産で同項の表の各号の上欄に掲げるものの譲渡をした日を含む連結事業年度開始の日前一年（工場等の建設に要する期間が通常一年を超えることその他の政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、政令で定める期間）以内に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をし、かつ、当該取得の日から一年以内に、当該取得をした資産を当該各号の下欄に規定する地域内にある当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供したとき（当該連結事業年度終了の日と当該取得の日から一年を経

過する日とのいずれか早い日までに当該事業の用に供しなくなったときを除く。）又は供する見込みであるときは、当該連結親法人又はその連結子法人は、政令で定めるところにより当該連結親法人の納税地の所轄税務署長にこの項の規定の適用を受ける旨の届出をした当該資産に限り、当該資産を第一項の規定に該当する買換資産とみなして同項の規定の適用を受けることができる。

4　第一項の規定の適用を受けた連結親法人又はその連結子法人（連結事業年度に該当しない事業年度において第六十五条の七第一項の規定の適用を受けたものを含む。）が、第一項に規定する買換資産（同条第一項に規定する買換資産（当該事業年度以後の事業年度において法人税法第六十一条の十一第一項又は第六十一条の十二第一項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する時価評価資産に該当するものを除く。以下この項において「単体買換資産」という。）を含む。）の取得をした日から一年以内に、当該買換資産を第一項の表の各号の下欄に規定する地域（当該買換資産が単体買換資産である場合には、第六十五条の七第一項の表の各号の下欄に規定する地域）内にある当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用（第一項の表の第二十一号の下欄又は同条第一項の表の第二十四号の下欄に掲げる船舶については、その連結親法人又はその連結子法人の事業の用）に供しない場合又は供しなくなった場合（適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この条において「適格合併等」という。）により当該買換資産を合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人（以下この条において「合併法人等」という。）に移転する場合を除く。）には、政令で定めるところにより、当該買換資産につき第一項の規定により損金の額に算入された金額（当該買換資産が単体買換資産である場合には、第六十五条の七第一項の規定により損金の額に算入された金額）に相当する金額は、当該取得の日から一年を経過する日又はその供しなくなった日を含む連結事業年度（適格合併に該当しない合併（連結子法人が被合併法人となる合併にあつては、その合併の日が同法第十五条の二第一項本文に規定する連結親法人事業年度開始の日である場合の当該合併に限る。第十二項において同じ。）又は適格分割に該当しない分割型分割（その分割型分割の日が同条第一項本文に規定する連結親法人事業年度開始の日である場合の当該分割型分割に限る。第十二項において同じ。）により当該買換資産を移転したことにより当該買換資産をその事業の用に供しなくなった場合には、当該合併又は分割型分割の日の前日を含む連結事業年度）の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

5　第一項の規定は、連結確定申告書等に同項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該連結確定申告書等にその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書その他財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

6　税務署長は、前項の記載又は添付がない連結確定申告書等の提出があつた場合においても、その記載又は添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類並びに同項の明細書及び財務省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

7　第一項の規定の適用を受けた買換資産については、第六十八条の四十二第一項各号に掲げる規定（第六十八条の三十及び第六十八条の三十一第一項並びにこれらの規定に係る第六十八条の四十一の規定を除く。）は、適用しない。

8　第一項の規定の適用を受けた買換資産について法人税に関する法令の規定を適用する場合には、同項の規定により各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額（第四項の規定により各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入された金額を除く。）は、当該買換資産の取得価額に算入しない。

9　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、対象期間内に第一項に規定する譲渡をし、かつ、その譲渡の日を含む連結事業年度において適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立（その日以後に行われるものに限る。以下この項及び第十一項において「適格分社型分割等」という。）を行う場合において、当該連結事業年度開始の時から当該適格分社型分割等の直前の時までの間に当該譲渡をした資産に係る第一項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をし、当該適格分社型分割等により当該買換資産（当該各号の下欄に規定する地域内にある当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供し、かつ、当該適格分社型分割等の直前まで引き続き当該事業の用に供しているもの又は当該取得の日から一年以内に当該適格分社型分割等に係る分割承継法人、被現物出資法人若しくは被事後設立法人（以下この項において「分割承継法人等」という。）において当該適格分社型分割等により移転を受ける当該各号の下欄に規定する地域内にある事業の用（同表の第二十一号の下欄に掲げる船舶については、その移転を受ける事業の用）に供することが見込まれるものに限る。）を当該分割承継法人等に移転するときは、当該買換資産につき、当該買換資産に係る圧縮限度額に相当する金額の範囲内でその帳簿価額を減額したときに限り、当該減額した金額に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

10　第二項の規定は前項の規定を適用する場合について、第三項の規定は前項に規定する場合について、第七項及び第八項の規定は前項の規定の適用を受けた買換資産について、それぞれ準用する。この場合において、第二項及び第三項の規定の適用に関する技術的読替えは、政令で定める。

11　第九項の規定は、同項の連結親法人が適格分社型分割等の日以後二月以内に同項に規定する減額した金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を当該連結親法人の納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

12　適格合併等により第一項又は第九項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する買換資産（連結事業年度に該当しない事業年度において第六十五条の七第一項又は第九項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する買換資産（当該事業年度以後の事業年度において法人税法第六十一条の十一第一項又は第六十一条の十二第一項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する時価評価資産に該当するものを除く。以下この項及び次項において「単体買換資産」という。）を含む。）の移転を受けた合併法人等（当該適格合併等の後において連結法人に該当するものに限る。）が、当該適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人（以下この条において「被合併法人等」という。）が当該買換資産の取得をした日から一年以内に、当該買換資産を当該合併法人等の当該適格合併等により移転を受けた第一項の表の各号の下欄に規定する地域（当該買換資産が単体買換資産である場合には、第六十五条の七第一項の表の各号の下欄に規定する地域）内にある事業の

用（第一項の表の第二十一号の下欄又は同条第一項の表の第二十四号の下欄に掲げる船舶については、その移転を受けた事業の用）に供しない場合又は供しなくなった場合（適格合併等により当該買換資産を合併法人等に移転する場合を除く。）には、政令で定めるところにより、当該買換資産につき第一項又は第九項の規定により当該被合併法人等において損金の額に算入された金額（当該買換資産が単体買換資産である場合には、同条第一項又は第九項の規定により当該被合併法人等において損金の額に算入された金額）に相当する金額は、当該取得の日から一年を経過する日又はその供しなくなった日を含む当該合併法人等の連結事業年度（適格合併に該当しない合併又は適格分割に該当しない分割型分割により当該買換資産を移転したことにより当該買換資産をその事業の用に供しなくなった場合には、当該合併又は分割型分割の日の前日を含む連結事業年度）の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

13　適格合併等により第一項又は第九項の規定の適用を受けた買換資産（単体買換資産を含む。）の移転を受けた合併法人等が当該買換資産について法人税に関する法令の規定を適用する場合には、当該適格合併等に係る被合併法人等において当該買換資産の取得価額に算入されなかった金額は、当該買換資産の取得価額に算入しない。

14　第二項から前項まで（第九項を除く。）に定めるもののほか、第一項の譲渡をした資産が同項の表の二以上の号の上欄に掲げる資産に該当する場合における同項の規定により損金の額に算入される金額の計算、同項、第四項、第九項及び第十二項の規定により損金の額又は益金の額に算入される金額がある場合における法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他第一項及び第九項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

15　この条及び次条における用語については、次に定めるところによる。

一　譲渡には、土地等を使用させることにより当該土地等の価値が著しく減少する場合として政令で定める場合に該当する場合におけるその使用させる行為及び法人税法第二条第二十九号の二に規定する特定目的信託の信託契約に基づく資産の信託による当該資産の移転を含むものとし、次に掲げるものを含まないものとする。

イ　第六十四条第一項第一号から第五号まで及び第八号並びに第六十五条第一項第一号及び第四号から第六号までに規定する収用、買取り、換地処分、権利変換、買収又は買入れによる譲渡（第六十八条の七十第二項又は第六十八条の七十二第七項若しくは第八項の規定によりこれらの規定に規定する収用等又は換地処分等による譲渡があったものとみなされる場合における当該譲渡を含む。）

ロ　贈与、交換、出資又は適格事後設立による譲渡その他政令で定める譲渡

ハ　合併又は分割による資産の移転

二　取得には、建設及び製作を含むものとし、第一項の表の第一号、第十八号及び第十九号の上欄の場合を除き、合併、分割、贈与、交換、出資又は適格事後設立によるものその他政令で定めるものを含まないものとする。

三　「圧縮基礎取得価額」とは、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額（買換資産が第三項（第十項において準用する場合を含む。）の規定により買換資産とみなされた資産であり、かつ、当該買換資産が減価償却資産であるときは、当該金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額）をいう。

イ　当該買換資産の取得価額

ロ　当該買換資産に係る第一項の表の各号の上欄に掲げる資産の譲渡に係る対価の額（既に当該譲渡に係る対価の額の一部に相当する金額をもって取得した当該各号に係る他の買換資産で同項の規定の適用を受けるものがある場合その他の政令で定める場合には、買換資産の取得に充てる金額として政令で定める金額を控除した金額。次条第一項及び第三項において同じ。）

四　「差益割合」とは、当該連結事業年度において譲渡をした第一項の表の上欄に掲げる資産の当該譲渡に係る対価の額のうちに、当該対価の額から当該資産の譲渡直前の帳簿価額（当該譲渡に要した経費がある場合には、当該経費の額（当該資産が適格合併等により被合併法人等から移転を受けた資産である場合には、当該被合併法人等が支出した当該経費の額を含む。）を加算した金額）を控除した金額の占める割合をいう。

（特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例）

第六十八条の七十九　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、平成十四年四月一日から平成十八年三月三十一日まで（前条第一項の表の第十八号の上欄のイからハまでに掲げる連結法人が有する同欄に掲げる資産にあつては当該連結法人がそれぞれ最初に同欄のイからハまでの認定を受けた日から同日以後三年を経過する日までとし、同表の第十九号の上欄に掲げる資産にあつては平成十四年四月一日から平成十五年十二月三十一日までとする。）の期間（第三項において「対象期間」という。）内に、その有する資産で同表の各号の上欄に掲げるもの（その譲渡につき第六十八条の六十九第一項の規定の適用がある土地等を除く。）の譲渡をした場合において、当該譲渡をした日を含む連結事業年度終了の日の翌日から一年を経過する日までの期間（前条第三項に規定する政令で定めるやむを得ない事情があるため、当該期間内に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である場合において、政令で定めるところにより当該連結親法人の納税地の所轄税務署長の承認を受けたときは、当該資産の取得をすることができるものとして、同日後二年以内において当該税務署長が認定した日までの期間。以下この項及び第五項において「取得指定期間」という。）内に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をする見込みであり、かつ、当該取得の日から一年以内に当該資産を当該各号の下欄に規定する地域内にある当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用（同表の第二十一号の下欄に掲げる船舶については、その連結親法人又はその連結子法人の事業の用）に供する見込みであるとき（当該連結親法人又はその連結子法人が被合併法人となる適格合併を行う場合において当該適格合併に係る合併法人が取得指定期間内に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をする見込みであり、かつ、当該取得の日から一年以内に当該合併法人において当該取得をした資産を当該適格合併により移転を受ける当該各号の下欄に規定する地域内にある事業の用（同表の第二十一号の下欄に掲げる船舶については、その移転を受ける事業の用）に供する見込みであるときその他の政令で定めるときを含む。）は、当該譲渡をした資産の譲渡に係る対価の額のうち当該譲渡をした資産に係る同表の各号の下欄に掲げる資産の取得に充てようとする額に差益割合を乗じて計算した金額の百分の八十（同表の第十八号の場合（同号の上欄に掲げる資産の譲渡が同欄のイに掲げる連結法人により

行われる土地等及び建物又は構築物の譲渡であり、かつ、当該土地等の譲渡が国又は地方公共団体に対するものその他の公共の用途に供されるためのものとして政令で定めるものである場合に限る。）の同号の下欄に掲げる資産については、百分の九十。第三項において同じ。）に相当する金額を当該連結親法人又はその連結子法人の当該譲渡の日を含む連結事業年度の確定した決算において特別勘定として経理した場合に限り、その経理した金額に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2　前項の規定は、同項に規定する連結親法人又はその連結子法人の次の各号に掲げる連結事業年度における当該各号に定める連結法人については、適用しない。

一　連結親法人の解散の日を含む連結事業年度　当該連結親法人

二　連結子法人の解散の日を含む連結事業年度　その解散した連結子法人

三　合併（適格合併を除く。）の日の前日を含む連結事業年度　当該合併に係る被合併法人である連結法人

3　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、対象期間内に第一項に規定する譲渡をし、かつ、その譲渡の日を含む連結事業年度において適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立（その日以後に行われるものに限る。以下この条において「適格分社型分割等」という。）を行う場合において、次に掲げる要件を満たすときは、当該譲渡をした資産の譲渡に係る対価の額のうち当該適格分社型分割等に係る分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいう。以下この条において同じ。）において当該譲渡をした資産に係る前条第一項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得に充てようとする額に差益割合を乗じて計算した金額の百分の八十に相当する金額の範囲内で第一項の特別勘定に相当するもの（以下この条において「期中特別勘定」という。）を設けたときに限り、当該設けた期中特別勘定の金額に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一　当該分割承継法人等において当該適格分社型分割等の日から当該譲渡の日を含む連結事業年度終了の日の翌日以後一年を経過する日までの期間（前条第三項に規定する政令で定めるやむを得ない事情があるため、当該分割承継法人等が当該期間内に同条第一項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である場合において、当該譲渡をした連結親法人又はその連結子法人が政令で定めるところにより当該連結親法人の納税地の所轄税務署長の承認を受けたときは、当該資産の取得をすることができるものとして、同日後二年以内において当該税務署長が認定した日までの期間）内に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが見込まれること。

二　前号の取得の日から一年以内に当該分割承継法人等において当該取得をした資産を当該適格分社型分割等により移転を受ける前条第一項の表の各号の下欄に規定する地域内にある事業の用（同表の第二十一号の下欄に掲げる船舶については、その移転を受ける事業の用）に供することが見込まれること。

4　前項の規定は、同項の連結親法人が適格分社型分割等の日以後二月以内に期中特別勘定の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を当該連結親法人の納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

5　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が適格合併（連結子法人が被合併法人となる適格合併にあつては、その適格合併の日が法人税法第十五条の二第一項本文に規定する連結親法人事業年度開始の日（以下この項及び第十一項において「連結親法人事業年度開始の日」という。）である場合の当該適格合併に限る。）、適格分割（適格分割型分割にあつては、その適格分割型分割の日が連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格分割型分割に限る。）、適格現物出資又は適格事後設立（以下この項及び第七項において「適格合併等」という。）を行つた場合には、次の各号に掲げる適格合併等の区分に応じ、当該各号に定める特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額は、当該適格合併等に係る合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人（以下この条において「合併法人等」という。）に引き継ぐものとする。

一　適格合併　当該適格合併直前において有する第一項の特別勘定の金額（連結事業年度に該当しない事業年度において設けた第六十五条の八第一項の特別勘定の金額を含むものとし、既に益金の額に算入された、又は益金の額に算入されるべき金額がある場合には、これらの金額を控除した金額とする。以下この条において同じ。）

二　適格分割型分割　当該適格分割型分割直前において有する第一項の特別勘定の金額のうち当該適格分割型分割に係る分割承継法人が取得指定期間の末日までに前条第一項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが見込まれ、かつ、当該取得の日から一年以内に当該分割承継法人において当該取得をした資産を当該適格分割型分割により移転を受ける当該各号の下欄に規定する地域内にある事業の用（同表の第二十一号の下欄に掲げる船舶については、その移転を受ける事業の用）に供することが見込まれる場合における当該資産の取得に充てようとする額に差益割合を乗じて計算した金額に対応する部分の金額として政令で定める金額

三　適格分社型分割等　当該適格分社型分割等の直前において有する第一項の特別勘定の金額のうち当該適格分社型分割等に係る分割承継法人等が取得指定期間の末日までに前条第一項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが見込まれ、かつ、当該取得の日から一年以内に当該分割承継法人等において当該取得をした資産を当該適格分社型分割等により移転を受ける当該各号の下欄に規定する地域内にある事業の用（同表の第二十一号の下欄に掲げる船舶については、その移転を受ける事業の用）に供することが見込まれる場合における当該資産の取得に充てようとする額に差益割合を乗じて計算した金額に対応する部分の金額として政令で定める金額

6　前項の規定は、第一項の特別勘定（連結事業年度に該当しない事業年度において設けた第六十五条の八第一項の特別勘定を含む。以下この項において同じ。）及び期中特別勘定の双方を設けている連結親法人又はその連結子法人が適格分社型分割等により分割承継法人等に当該期中特別勘定の金額のみを引き継ぐ場合を除き、前項の連結親法人が適格分割、適格現物出資又は適格事後設立の日以後二月以内に当該適格分割、適格現物出資又は適格事後設立により分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を当該連結親法人の納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

7　第五項の規定により合併法人等が引継ぎを受けた特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額は、当該合併法人等が第一項の規定により設けている特別勘定の金額（当該合併法人等の適格合併等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない事業年度である場合には、第六十五条の八第一項の規定により設けている特別勘定の金額）とみなす。

8　前条第一項の規定は、第一項の特別勘定（連結事業年度に該当しない事業年度において設けた第六十五条の八第一項の特別勘定を含む。）を設けている連結親法人又はその連結子法人が、第一項に規定する取得指定期間（当該特別勘定の金額が第五項の規定により引継ぎを受けた期中特別勘定の金額である場合その他の政令で定める場合には、第三項第一号に規定する期間その他の政令で定める期間。以下この条において「取得指定期間」という。）内に当該特別勘定に係る前条第一項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をした場合において、当該取得の日から一年以内に、当該買換資産を当該各号の下欄に規定する地域内にある当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用（同表の第二十一号の下欄に掲げる船舶については、その連結親法人又はその連結子法人の事業の用）に供したとき（当該取得の日を含む連結事業年度において当該事業の用に供しなくなったときを除く。）、又は供する見込みであるとき（適格合併により当該買換資産を合併法人に移転する場合において当該合併法人が当該買換資産を当該適格合併により移転を受ける当該各号の下欄に規定する地域内にある事業の用（同表の第二十一号の下欄に掲げる船舶については、その移転を受ける事業の用）に供する見込みであるときその他の政令で定めるときを含む。）について準用する。この場合において、同項中「当該連結事業年度終了の時において」とあるのは、「当該買換資産の取得をした日を含む連結事業年度終了の時において」と読み替えるものとする。

9　前条第九項の規定は、第一項の特別勘定（連結事業年度に該当しない事業年度において設けた第六十五条の八第一項の特別勘定を含む。）を設けている連結親法人又はその連結子法人が適格分社型分割等を行う場合において、当該連結親法人又はその連結子法人が当該適格分社型分割等の日を含む連結事業年度の取得指定期間内に当該特別勘定に係る前条第一項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をし、当該適格分社型分割等により当該買換資産（当該各号の下欄に規定する地域内にある当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用（同表の第二十一号の下欄に掲げる船舶については、その連結親法人又はその連結子法人の事業の用）に供し、かつ、当該適格分社型分割等の直前まで引き続き当該事業の用に供しているもの又は当該取得の日から一年以内に当該適格分社型分割等に係る分割承継法人等において当該適格分社型分割等により移転を受ける当該各号の下欄に規定する地域内にある事業の用（同表の第二十一号の下欄に掲げる船舶については、その移転を受ける事業の用）に供することが見込まれるものに限る。）を分割承継法人等に移転するときについて準用する。この場合において、同条第九項中「当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上」とあるのは、「当該買換資産の取得をした日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

10　前二項の場合において、その買換資産に係る第一項の特別勘定の金額のうち、当該買換資産の圧縮基礎取得価額に差益割合を乗じて計算した金額に対応する部分の金額として政令で定める金額は、当該買換資産の取得の日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

11　第一項の特別勘定（連結事業年度に該当しない事業年度において設けた第六十五条の八第一項の特別勘定を含む。）を設けている連結親法人又はその連結子法人が次の各号に掲げる場合（第五項の規定により合併法人等に当該特別勘定を引き継ぐこととなった場合を除く。）に該当することとなった場合には、当該各号に定める金額は、その該当することとなった日を含む連結事業年度（第四号に掲げる場合にあつては、その合併の日の前日を含む連結事業年度）の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一　取得指定期間内に第一項の特別勘定の金額を前項の規定に該当する場合以外の場合に取り崩した場合　当該取り崩した金額

二　取得指定期間を経過する日において、第一項の特別勘定の金額を有している場合　当該特別勘定の金額

三　取得指定期間内に解散した場合（合併により解散した場合を除き、連結子法人の解散にあつてはその解散の日が連結事業年度終了の日である場合に限る。）において、その解散した連結親法人又は当該連結子法人が第一項の特別勘定の金額を有しているとき。　当該特別勘定の金額

四　取得指定期間内に当該連結親法人又はその連結子法人が被合併法人となる合併（連結子法人が被合併法人となる合併にあつては、その合併の日が連結親法人事業年度開始の日である場合の当該合併に限る。）を行つた場合において、その被合併法人である当該連結親法人又は当該連結子法人が第一項の特別勘定の金額を有しているとき。　当該特別勘定の金額

12　前条第二項の規定は、第八項又は第九項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「当該土地等に係る面積が」とあるのは、「当該土地等に係る面積と次条第一項の特別勘定の基礎となつた譲渡に係る同条第八項又は第九項に規定する買換資産のうち土地等に係る面積との合計が」と読み替えるものとする。

13　前条第四項の規定は、第八項の規定の適用を受けた連結親法人又はその連結子法人（連結事業年度に該当しない事業年度において第六十五条の八第七項の規定の適用を受けたものを含む。）が、第八項に規定する買換資産（第六十五条の八第七項に規定する買換資産（当該事業年度以後の事業年度において法人税法第六十一条の十一第一項又は第六十一条の十二第一項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する時価評価資産に該当するものを除く。以下この項において「単体買換資産」という。）を含む。）の取得をした日から一年以内に、当該買換資産を当該買換資産に係る前条第一項の表の各号の下欄に規定する地域（当該買換資産が単体買換資産である場合には、第六十五条の七第一項の表の各号の下欄に規定する地域）内にある当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用（前条第一項の表の第二十一号の下欄又は第六十五条の七第一項の表の第二十四号の下欄に掲げる船舶については、その連結親法人又はその連結子法人の事業の用）に供しない場合又は供しなくなった場合（適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（次項において「適格合併等」という。）により当該買換資産を合併法人等に移転する場合を除く。）について準用する。

14　前条第十二項の規定は、適格合併等により第八項又は第九項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する買換資産（連結事業年度に該当しない事業年度において第六十五条の八第七項又は第八項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する買換資産（当該事業年

度以後の事業年度において法人税法第六十一条の十一第一項又は第六十一条の十二第一項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する時価評価資産に該当するものを除く。以下この項及び第十六項において「単体買換資産」という。）を含む。）の移転を受けた合併法人等（当該適格合併等の後において連結法人に該当するものに限る。）が、当該適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人が当該買換資産の取得をした日から一年以内に、当該買換資産を当該合併法人等の当該適格合併等により移転を受けた前条第一項の表の各号の下欄に規定する地域（当該買換資産が単体買換資産である場合には、第六十五条の七第一項の表の各号の下欄に規定する地域）内にある事業の用（前条第一項の表の第二十一号の下欄又は第六十五条の七第一項の表の第二十四号の下欄に掲げる船舶については、その移転を受けた事業の用）に供しない場合又は供しなくなった場合（適格合併等により当該買換資産を合併法人等に移転する場合を除く。）について準用する。

15　前条第五項及び第六項の規定は第一項又は第八項の規定を適用する場合について、同条第七項及び第八項の規定は第八項又は第九項の規定の適用を受けた買換資産について、同条第十一項の規定は第九項の規定を適用する場合について、それぞれ準用する。この場合において、第一項の規定を適用するときは、同条第五項及び第六項中「明細書」とあるのは、「明細書、取得をする見込みである資産につき財務省令で定める事項を記載した書類」と読み替えるものとする。

16　前条第十三項の規定は、第八項又は第九項の規定の適用を受けた買換資産（単体買換資産を含む。）について準用する。

17　前二項に定めるもののほか、第一項の譲渡をした資産が前条第一項の表の二以上の号の上欄に掲げる資産に該当する場合における第一項の特別勘定の金額の計算、同項、第三項、第八項から第十一項まで、第十三項及び第十四項の規定により損金の額又は益金の額に算入される金額がある場合における法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他第一項から第十四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（特定の資産を交換した場合の課税の特例）

第六十八条の八十　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、平成十四年四月一日から平成十八年三月三十一日まで（第六十八条の七十八第一項の表の第十八号の上欄のイからハまでに掲げる連結法人が有する同欄に掲げる資産にあっては当該連結法人がそれぞれ最初に同欄のイからハまでの認定を受けた日から同日以後三年を経過する日までとし、同表の第十九号の上欄に掲げる資産にあっては平成十四年四月一日から平成十五年十二月三十一日までとする。）の間に、その有する資産で同表の各号の上欄に掲げるもの（その交換による譲渡につき第六十八条の六十九第一項の規定の適用がある土地等を除く。以下この条において「交換譲渡資産」という。）と当該各号の下欄に掲げる資産（以下この条において「交換取得資産」という。）との交換（第六十五条第一項第二号から第六号までに規定する交換、換地処分及び権利変換その他政令で定める交換を除く。以下この条において同じ。）をした場合（当該交換に伴い交換差金（交換により取得した資産の価額と交換により譲渡した資産の価額との差額を補うための金銭をいう。以下この条において同じ。）を取得し、又は支払った場合を含む。）又は交換譲渡資産と交換取得資産以外の資産との交換をし、かつ、交換差金を取得した場合（以下この条において「他資産との交換の場合」という。）における前二条の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　当該交換譲渡資産（他資産との交換の場合にあっては、交換差金に対応するものとして政令で定める部分に限る。）は、当該連結親法人又はその連結子法人が、その交換の日において、同日における当該資産の価額に相当する金額をもって第六十八条の七十八第一項の取得をしたものとみなす。

（特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例）

第六十八条の八十一　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の有する土地又は土地の上に存する権利（棚卸資産を除く。以下この項において「土地等」という。）が次の各号に掲げる場合に該当することとなった場合において、当該連結親法人又はその連結子法人が当該各号に規定する交換分合により取得した土地等（以下この条において「交換取得資産」という。）につき、当該交換取得資産の価額から当該交換分合により譲渡（土地等を使用させることにより当該土地等の価値が著しく減少する場合として政令で定める場合に該当する場合におけるその使用させる行為を含む。以下この項及び次項において同じ。）をした土地等（次項において「交換譲渡資産」という。）の譲渡直前の帳簿価額を控除した残額（第四項において「圧縮限度額」という。）の範囲内で当該交換取得資産の帳簿価額を損金経理により減額したときは、その減額した金額に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一　農業振興地域の整備に関する法律第十三条の二第二項の規定による交換分合により土地等の譲渡（第六十八条の七十四から第六十八条の七十六まで又は前三条の規定の適用を受けるものを除く。）をし、かつ、当該交換分合により土地等の取得をした場合（当該土地等とともに同法第十三条の五において準用する土地改良法第百二条第四項の規定による清算金の取得をした場合を含む。）

二　集落地域整備法第十一条第一項の規定による交換分合により土地等の譲渡（第六十八条の七十四から第六十八条の七十六まで又は前三条の規定の適用を受けるものを除く。）をし、かつ、当該交換分合により土地等の取得をした場合（当該土地等とともに同法第十二条において準用する土地改良法第百二条第四項の規定による清算金の取得をした場合を含む。）

三　農住組合法第七条第二項第三号の規定による交換分合（政令で定める区域内において同法第二章第三節に定めるところにより行われたものに限る。）により土地等（農住組合の組合員である連結法人その他政令で定める連結法人の有する土地等に限る。）の譲渡（第六十八条の七十、第六十八条の七十一、第六十八条の七十三から第六十八条の七十六まで又は前三条の規定の適用を受けるものを除く。）をし、かつ、当該交換分合により土地等の取得をした場合（当該土地等とともに同法第十一条において準用する土地改良法第百二条第四項の規定による清算金の取得をした場合を含む。）

2　前項に規定する譲渡直前の帳簿価額は、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該各号に定める金額とする。

一　交換取得資産とともに前項各号に規定する清算金を取得した場合　帳簿価額から当該帳簿価額のうち当該清算金の額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額

二　交換譲渡資産の譲渡とともに前項各号に規定する清算金を支出した場合　帳簿価額に当該清算金の額を加算した金額

三　交換譲渡資産の譲渡に要した経費で交換取得資産に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額がある場合　帳簿価額に当該計算した金額を加算した金額

3　第六十八条の七十八第五項及び第六項の規定は第一項の規定を適用する場合について、同条第八項の規定は第一項の規定の適用を受けた交換取得資産について、それぞれ準用する。

4　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、第一項に規定する交換分合が行われた日を含む連結事業年度において適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立（その日以後に行われるものに限る。以下この項及び第六項において「適格分社型分割等」という。）を行う場合において、当該連結事業年度開始の時から当該適格分社型分割等の直前の時までの間に当該交換分合により取得した交換取得資産を当該適格分社型分割等により分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人に移転するときは、当該交換取得資産につき、当該交換取得資産に係る圧縮限度額に相当する金額の範囲内でその帳簿価額を減額したときに限り、当該減額した金額に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

5　第六十八条の七十八第八項の規定は、前項の規定の適用を受けた交換取得資産について準用する。

6　第四項の規定は、同項の連結親法人が適格分社型分割等の日以後二月以内に同項に規定する減額した金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を当該連結親法人の納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

7　第六十八条の七十八第十三項の規定は、第一項又は第四項の規定の適用を受けた交換取得資産（連結事業年度に該当しない事業年度において第六十五条の十第一項又は第四項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する交換取得資産を含む。）について準用する。

8　前三項に定めるもののほか、第一項及び第四項の規定により損金の額に算入される金額がある場合における法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他第一項及び第四項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の課税の特例）

第六十八条の八十二　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の有する土地等（前条第一項に規定する土地等をいう。以下この条及び次条において同じ。）につき一団の宅地の造成に関する事業で第六十五条の十一第一項第一号及び第三号又は第二号及び第三号に掲げる要件を満たすものが施行される場合において、当該連結親法人又はその連結子法人が、当該土地等と当該事業により造成された宅地で当該造成を行う個人若しくは法人（以下この項において「造成事業施行者」という。）の有するものとの交換（政令で定める交換を除く。以下この項及び次項において同じ。）をしたとき（第六十八条の八十第一項に規定する交換差金（次項において「交換差金」という。）を取得し、又は支払った場合を含む。）又は当該宅地を譲り受けることを約して当該造成事業施行者に当該土地等の譲渡（贈与又は出資によるものその他政令で定める譲渡を除く。以下この項及び次項において同じ。）をし、かつ、当該譲渡の日を含む連結事業年度において当該宅地を譲り受けたときは、当該交換により取得した宅地又は当該譲り受けた宅地（以下この条において「交換取得資産等」という。）につき、当該連結事業年度終了の時において、当該交換取得資産等の取得価額から当該造成事業施行者に当該交換により、又は当該宅地を譲り受けることを約して当該造成事業施行者に譲渡をした土地等（以下この条において「交換譲渡資産等」という。）の譲渡直前の帳簿価額を控除した残額（以下この条において「圧縮限度額」という。）の範囲内で当該交換取得資産等の帳簿価額を損金経理により減額し、又はその帳簿価額を減額することに代えてその圧縮限度額以下の金額を損金経理により引当金勘定に繰り入れる方法（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により経理したときに限り、その減額し、又は経理した金額に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2　前項に規定する譲渡直前の帳簿価額は、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該各号に定める金額とする。

一　当該交換により取得した宅地とともに交換差金を取得した場合又は当該土地等の譲渡に係る対価の額が当該譲り受けた宅地の取得価額を超える場合　帳簿価額から当該帳簿価額のうち当該交換差金の額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額

二　当該交換とともに交換差金を支出した場合又は当該譲り受けた宅地の取得価額が当該土地等の譲渡に係る対価の額を超える場合　帳簿価額に当該交換差金の額又はその超える金額を加算した金額

三　交換譲渡資産等の交換又は譲渡に要した経費で交換取得資産等に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額がある場合　帳簿価額に当該計算した金額を加算した金額

3　第六十八条の七十八第五項及び第六項の規定は第一項の規定を適用する場合について、同条第八項の規定は第一項の規定の適用を受けた交換取得資産等について、それぞれ準用する。

4　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、第一項に規定する交換又は譲渡をした日を含む連結事業年度において適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立（その日以後に行われるものに限る。以下この項及び第六項において「適格分社型分割等」という。）を行う場合において、当該連結事業年度開始の時から当該適格分社型分割等の直前の時までの間に取得した当該交換又は譲渡に係る交換取得資産等を当該適格分社型分割等により分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人に移転するときは、当該交換取得資産等につき、当該交換取得資産等に係る圧縮限度額に相当する金額の範囲内でその帳簿価額を減額したときに限り、当該減額した金額に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

5　第六十八条の七十八第八項の規定は、前項の規定の適用を受けた交換取得資産等について準用する。

6　第四項の規定は、同項の連結親法人が適格分社型分割等の日以後二月以内に同項に規定する減額した金額その他の財務省令で定める

事項を記載した書類を当該連結親法人の納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

7　第六十八条の七十八第十三項の規定は、第一項又は第四項の規定の適用を受けた交換取得資産等（連結事業年度に該当しない事業年度において第六十五条の十一第一項又は第四項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する交換取得資産等を含む。）について準用する。

8　第一項及び第四項の規定は、第一項に規定する交換又は譲渡をした日を含む連結事業年度前の各連結事業年度（当該交換又は譲渡をした日を含む連結事業年度開始の日前に開始した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度（以下この項において「交換等前事業年度」という。）とする。）において、当該交換又は譲渡に係る第一項の一団の宅地の造成に関する事業の用に供するためにした土地等の譲渡につき既に第六十八条の七十五第一項の規定（交換等前事業年度にあっては、第六十五条の四第一項の規定）の適用を受けている場合には、当該交換又は譲渡については、適用しない。

9　第一項又は第四項の規定の適用を受けた連結親法人又はその連結子法人（連結事業年度に該当しない事業年度において第六十五条の十一第一項又は第四項の規定の適用を受けたものを含む。）が、第一項に規定する交換又は譲渡をした日を含む連結事業年度以後の各連結事業年度（当該交換又は譲渡をした日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度終了の日の翌日以後に開始した各連結事業年度）において当該交換又は譲渡に係る同項の一団の宅地の造成に関する事業の用に供するために当該造成を行う個人又は法人（当該交換又は譲渡をした土地等につき造成を行う個人又は法人に限る。）に対して土地等の譲渡をした場合には、当該土地等の譲渡については、第六十八条の七十五第一項の規定は、適用しない。

10　第二項、第三項及び第五項から前項までに定めるもののほか、第一項の造成を行う個人又は法人につき相続又は合併があった場合の同項又は第四項の規定の適用に関する事項、第一項及び第四項の規定により損金の額に算入される金額がある場合における法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例）

第六十八条の八十三　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で前条第一項に規定する宅地を譲り受けることを約して同項の造成を行う個人又は法人に土地等の譲渡をしたものが、当該宅地の造成に要する期間が一年を超えることその他のやむを得ない事情により、当該譲渡をした日を含む連結事業年度終了の日までに当該宅地を譲り受けることが困難である場合において、政令で定めるところにより、当該譲渡をした日を含む連結事業年度終了の日の翌日から当該連結親法人の納税地の所轄税務署長が認定する日までの期間（以下この項及び第六項において「取得認定期間」という。）内に当該宅地を譲り受ける見込みであること（当該連結親法人又はその連結子法人が被合併法人となる適格合併を行う場合において当該適格合併に係る合併法人が取得認定期間内に当該宅地を譲り受ける見込みであることその他の政令で定めるものであることを含む。）につき当該税務署長の承認を受けたときは、当該宅地の取得価額の見積額から当該土地等の譲渡直前の帳簿価額を控除した金額以下の金額（第四項において「圧縮予定限度額」という。）を当該連結親法人又はその連結子法人の当該譲渡をした日を含む連結事業年度の確定した決算において特別勘定として経理した場合に限り、その経理した金額に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2　前条第二項の規定は、前項に規定する譲渡直前の帳簿価額について準用する。この場合において、同条第二項第一号及び第二号中「譲り受けた宅地の取得価額」とあるのは、「譲り受ける宅地の取得価額の見積額」と読み替えるものとする。

3　第一項の規定は、同項に規定する連結親法人又はその連結子法人の次の各号に掲げる連結事業年度における当該各号に定める連結法人については、適用しない。

一　連結親法人の解散の日を含む連結事業年度　当該連結親法人

二　連結子法人の解散の日を含む連結事業年度　その解散した連結子法人

三　合併（適格合併を除く。）の日の前日を含む連結事業年度　当該合併に係る被合併法人である連結法人

4　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、前条第一項に規定する宅地を譲り受けることを約して同項の造成を行う個人又は法人に土地等の譲渡をし、かつ、その譲渡の日を含む連結事業年度において適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立（その日以後に行われるものに限る。以下この条において「適格分社型分割等」という。）を行う場合において、当該宅地の造成に要する期間が一年を超えることその他のやむを得ない事情により当該適格分社型分割等の日までに当該宅地を譲り受けることが困難であり、かつ、当該適格分社型分割等に係る分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいう。以下この条において同じ。）において当該適格分社型分割等の日から当該連結親法人の納税地の所轄税務署長が認定する日までの期間内に当該宅地を譲り受ける見込みであることにつき、政令で定めるところにより当該税務署長の承認を受けたときは、当該土地等の譲渡に係る圧縮予定限度額に相当する金額の範囲内で第一項の特別勘定に相当するもの（以下この条において「期中特別勘定」という。）を設けたときに限り、当該設けた期中特別勘定の金額に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

5　前項の規定は、同項の連結親法人が適格分社型分割等の日以後二月以内に期中特別勘定の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を当該連結親法人の納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

6　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が適格合併（連結子法人が被合併法人となる適格合併にあっては、その適格合併の日が法人税法第十五条の二第一項本文に規定する連結親法人事業年度開始の日（以下この項及び第十二項において「連結親法人事業年度開始の日」という。）である場合の当該適格合併に限る。）、適格分割（適格分割型分割にあっては、その適格分割型分割の日が連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格分割型分割に限る。）、適格現物出資又は適格事後設立（以下この項及び第八項において「適格合併等」という。）を行った場合には、次の各号に掲げる適格合併等の区分に応じ、当該各号に定める特別勘定の金額は、当該適格合併等に係る合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人（以下この条において「合併法人等」という。）に引き継ぐものとする。

一　適格合併　当該適格合併直前において有する第一項の特別勘定の金額（連結事業年度に該当しない事業年度において設けた第六十五条の十二第一項の特別勘定の金額を含むものとし、既に益金の額に算入された、又は益金の額に算入されるべき金額がある場合には、これらの金額を控除した金額とする。以下この条において同じ。）

二　適格分割型分割　当該適格分割型分割直前において有する第一項の特別勘定の金額（当該適格分割型分割に係る分割承継法人が取得認定期間の末日までに当該特別勘定に係る宅地を譲り受けることが見込まれる場合における当該金額に限る。）

三　適格分社型分割等　当該適格分社型分割等の直前において有する第一項の特別勘定の金額（当該適格分社型分割等に係る分割承継法人等が取得認定期間の末日までに当該特別勘定に係る宅地を譲り受けることが見込まれる場合における当該金額に限る。）及び当該適格分社型分割等に際して設けた期中特別勘定の金額

7　前項の規定は、第一項の特別勘定（連結事業年度に該当しない事業年度において設けた第六十五条の十二第一項の特別勘定を含む。以下この項において同じ。）及び期中特別勘定の双方を設けている連結親法人又はその連結子法人が適格分社型分割等により分割承継法人等に当該期中特別勘定の金額のみを引き継ぐ場合を除き、前項の連結親法人が適格分割、適格現物出資又は適格事後設立の日以後二月以内に当該適格分割、適格現物出資又は適格事後設立により分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を当該連結親法人の納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

8　第六項の規定により合併法人等が引継ぎを受けた特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額は、当該合併法人等が第一項の規定により設けている特別勘定の金額（当該合併法人等の適格合併等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない事業年度である場合には、第六十五条の十二第一項の規定により設けている特別勘定の金額）とみなす。

9　前条第一項の規定は、第一項の特別勘定（連結事業年度に該当しない事業年度において設けた第六十五条の十二第一項の特別勘定を含む。）を設けている連結親法人又はその連結子法人が、第一項に規定する取得認定期間（当該特別勘定の金額が第六項の規定により引継ぎを受けた期中特別勘定の金額である場合その他の政令で定める場合には、第四項に規定する期間その他の政令で定める期間。以下この条において「取得認定期間」という。）内に当該特別勘定に係る宅地を譲り受けた場合について準用する。この場合において、前条第一項中「当該譲渡の日を含む連結事業年度において」とあるのは「次条第九項に規定する取得認定期間内に」と、「当該連結事業年度終了の時において」とあるのは「当該宅地を譲り受けた日を含む連結事業年度終了の時において」と読み替えるものとする。

10　前条第四項の規定は、第一項の特別勘定（連結事業年度に該当しない事業年度において設けた第六十五条の十二第一項の特別勘定を含む。）を設けている連結親法人又はその連結子法人が適格分社型分割等を行う場合において、当該連結親法人又はその連結子法人が当該適格分社型分割等の日を含む連結事業年度の取得認定期間内に当該特別勘定に係る宅地を譲り受け、当該適格分社型分割等により当該宅地を分割承継法人等に移転するときについて準用する。この場合において、前条第四項中「当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上」とあるのは、「当該宅地を譲り受けた日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上」と読み替えるものとする。

11　前二項の場合において、その譲り受けた宅地に係る第一項の特別勘定の金額は、当該宅地を譲り受けた日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

12　第一項の特別勘定（連結事業年度に該当しない事業年度において設けた第六十五条の十二第一項の特別勘定を含む。）を設けている連結親法人又はその連結子法人が次の各号に掲げる場合（第六項の規定により合併法人等に当該特別勘定を引き継ぐこととなった場合を除く。）に該当することとなった場合には、当該各号に定める金額は、その該当することとなった日を含む連結事業年度（第四号に掲げる場合にあっては、その合併の日の前日を含む連結事業年度）の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一　取得認定期間内に第一項の特別勘定の金額を前項の規定に該当する場合以外の場合に取り崩した場合　当該取り崩した金額

二　取得認定期間を経過する日において、第一項の特別勘定の金額を有している場合　当該特別勘定の金額

三　取得認定期間内に解散した場合（合併により解散した場合を除き、連結子法人の解散にあってはその解散の日が連結事業年度終了の日である場合に限る。）において、その解散した連結親法人又は当該連結子法人が第一項の特別勘定の金額を有しているとき。　当該特別勘定の金額

四　取得認定期間内に当該連結親法人又はその連結子法人が被合併法人となる合併（連結子法人が被合併法人となる合併にあっては、その合併の日が連結親法人事業年度開始の日である場合の当該合併に限る。）を行った場合において、その被合併法人である当該連結親法人又は当該連結子法人が第一項の特別勘定の金額を有しているとき。　当該特別勘定の金額

13　前条第八項の規定は第一項又は第四項に規定する譲渡について、同条第九項の規定は第一項又は第四項の規定の適用を受けた連結親法人又はその連結子法人（連結事業年度に該当しない事業年度において第六十五条の十二第一項又は第三項の規定の適用を受けたものを含む。）について、それぞれ準用する。

14　第六十八条の七十八第五項及び第六項の規定は第一項又は第九項の規定を適用する場合について、同条第八項の規定は第九項又は第十項の規定の適用を受けた宅地について、同条第十一項の規定は第十項の規定を適用する場合について、それぞれ準用する。

15　第六十八条の七十八第十三項の規定は、第九項又は第十項の規定の適用を受けた宅地（連結事業年度に該当しない事業年度において第六十五条の十二第八項又は第九項の規定の適用を受けた宅地を含む。）について準用する。

16　第五項及び前三項に定めるもののほか、第一項、第四項及び第九項から第十二項までの規定により損金の額又は益金の額に算入される金額がある場合における法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他第一項から第四項まで及び第六項から第十二項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の課税の特例）

第六十八条の八十四　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、民間都市開発の推進に関する特別措置法第十四条の三に規定する計画の認定（以下この項において「計画の認定」という。）がされた同法第十四条の二第一項に規定する事業

用地適正化計画(同法第十四条の五第一項の認定がされたものを含むものとし、第六十五条の十三第一項に規定する政令で定める要件を満たすものに限る。以下この項において「認定計画」という。)に係る計画の認定の日から平成十七年三月三十一日(同日前に当該認定計画につき同法第十四条の十一第一項の規定による計画の認定の取消しがあつた場合には、当該計画の認定の取消しの日)までの期間(次条第一項及び第四項において「指定期間」という。)内に、当該認定計画に定められた同法第十四条の二第三項に規定する事業用地(以下この項及び第八項において「認定事業用地」という。)の区域内に有する同条第五項第三号に規定する隣接土地又は当該隣接土地の上に存する権利(棚卸資産を除く。以下この条において「所有隣接土地等」という。)の次の各号に掲げる交換又は譲渡(当該認定計画に従つてするものに限る。)をしたときは、当該交換により取得した第一号の土地建物等又は当該譲渡に伴い譲り受けた第二号の土地建物等(以下この条において「交換取得資産等」という。)につき、当該事業年度終了の時において、当該交換取得資産等の取得価額から当該各号の所有隣接土地等(次項において「交換譲渡資産等」という。)の譲渡直前の帳簿価額を控除した残額(以下この項及び第四項において「圧縮限度額」という。)の範囲内で当該交換取得資産等の帳簿価額を損金経理により減額し、又はその帳簿価額を減額することに代えてその圧縮限度額以下の金額を損金経理により引当金勘定に繰り入れる方法(当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。)により経理したときに限り、その減額し、又は経理した金額に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一　所有隣接土地等と当該認定計画に係る民間都市開発の推進に関する特別措置法第十四条の五第一項に規定する認定事業者(同法第十四条の七に規定する計画の認定に基づく地位の承継があつた場合には、当該計画の認定に基づく地位を承継した者。次号及び第九項において「認定事業者」という。)の有する土地建物等(土地若しくは土地の上に存する権利又は建築物(当該建築物の敷地の用に供する土地又は当該土地の上に存する権利を含む。)をいう。以下この条において同じ。)で当該認定計画に係る認定事業用地の区域以外の地域内(国内に限る。次号において同じ。)にあるものとの交換(第六十八条の八十に規定する交換差金(次項において「交換差金」という。)を取得し、又は支払つた場合を含むものとし、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第五十条第一項又は第五項の規定の適用を受けるものその他の政令で定める交換を除く。)

二　当該認定計画に係る認定事業者に所有隣接土地等の譲渡(第六十八条の七十三第一項に規定する収用換地等によるものその他の政令で定める譲渡を除く。以下この号において同じ。)をし、かつ、当該譲渡の日を含む連結事業年度において民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十四条第二項の規定により国土交通大臣の承認を受けて同項各号の業務を行う同法第三条第一項に規定する民間都市開発推進機構から同法附則第十七条第三項の規定に基づき当該民間都市開発推進機構の有する土地建物等で当該認定計画に係る認定事業用地の区域以外の地域内にあるものを譲り受けた場合(当該譲渡及び譲受けが政令で定める方法により行われた場合に限る。)における当該譲渡

2　前項に規定する譲渡直前の帳簿価額は、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該各号に定める金額とする。

一　当該交換により取得した土地建物等とともに交換差金を取得した場合又は当該所有隣接土地等の譲渡に係る対価の額が当該譲り受けた土地建物等の取得価額を超える場合　帳簿価額から当該帳簿価額のうち当該交換差金の額に対応するもの又はその超える金額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額

二　当該交換とともに交換差金を支出した場合又は当該譲り受けた土地建物等の取得価額が当該所有隣接土地等の譲渡に係る対価の額を超える場合　帳簿価額に当該交換差金の額又はその超える金額を加算した金額

三　交換譲渡資産等の交換又は譲渡に要した経費で交換取得資産等に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額がある場合　帳簿価額に当該計算した金額を加算した金額

3　第六十八条の七十八第五項及び第六項の規定は第一項の規定を適用する場合について、同条第七項及び第八項の規定は第一項の規定の適用を受けた交換取得資産等について、それぞれ準用する。

4　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、第一項に規定する交換又は譲渡をした日を含む連結事業年度において適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立(その日以後に行われるものに限る。以下この項及び第六項において「適格分社型分割等」という。)を行う場合において、当該連結事業年度開始の時から当該適格分社型分割等の直前の時までの間に取得した当該交換又は譲渡に係る交換取得資産等を分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人に移転するときは、当該交換取得資産等につき、当該交換取得資産等に係る圧縮限度額に相当する金額の範囲内でその帳簿価額を減額したときに限り、当該減額した金額に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

5　第六十八条の七十八第七項及び第八項の規定は、前項の規定の適用を受けた交換取得資産等について準用する。

6　第四項の規定は、同項の連結親法人が適格分社型分割等の日以後二月以内に同項に規定する減額した金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を当該連結親法人の納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

7　第六十八条の七十八第十三項の規定は、第一項又は第四項の規定の適用を受けた交換取得資産等(連結事業年度に該当しない事業年度において第六十五条の十三第一項又は第四項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する交換取得資産等を含む。)について準用する。

8　第一項及び第四項の規定は、これらの規定の適用を受けようとする連結親法人又はその連結子法人が、第一項に規定する交換又は譲渡をした日を含む連結事業年度前の各連結事業年度(当該交換又は譲渡をした日を含む連結事業年度開始の日前に開始した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度(以下この項において「交換等前事業年度」という。)とする。)において、当該交換又は譲渡に係る第一項の認定事業用地の区域内で行われる民間都市開発事業等(民間都市開発の推進に関する特別措置法第十四条の二第一項の民間都市開発事業又は同条第二項の建築物の敷地の整備及び譲渡若しくは賃貸の事業若しくは同項の民間都市開発事業をいう。)の用に供するためにした土地等(第六十八条

の八十一第一項に規定する土地等をいう。次項において同じ。）の譲渡につき既に第六十八条の七十四第一項（第六十五条の三第一項第一号又は第二号に係る部分に限る。）又は第六十八条の七十五第一項の規定（交換等前事業年度にあつては、第六十五条の三第一項（同項第一号又は第二号に係る部分に限る。）又は第六十五条の四第一項の規定）の適用を受けている場合には、当該交換又は譲渡については、適用しない。

9　第一項又は第四項の規定の適用を受けた連結親法人又はその連結子法人（連結事業年度に該当しない事業年度において第六十五条の十三第一項又は第四項の規定の適用を受けたものを含む。）が、第一項に規定する交換又は譲渡をした日を含む連結事業年度以後の各連結事業年度（当該交換又は譲渡をした日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度終了の日の翌日以後に開始した各連結事業年度）において当該交換又は譲渡に係る同項の認定計画に係る前項に規定する民間都市開発事業等の用に供するために当該民間都市開発事業等を行う認定事業者（当該交換又は譲渡をした所有隣接土地等につき当該民間都市開発事業等を行うものに限る。）に対して土地等を譲渡した場合には、当該土地等の譲渡については、第六十八条の七十四第一項（第六十五条の三第一項第一号又は第二号に係る部分に限る。）又は第六十八条の七十五第一項の規定は、適用しない。

10　第二項、第三項及び第五項から前項までに定めるもののほか、第一項及び第四項の規定により損金の額に算入される金額がある場合における法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例）

第六十八条の八十五　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で指定期間内に前条第一項第二号の認定事業者に同号の所有隣接土地等の譲渡をしたものが、当該譲渡をした日を含む連結事業年度終了の日の翌日から同日以後一年を経過する日までの期間（以下この項及び第六項において「取得期間」という。）内に同号の土地建物等の譲受けをする見込みである場合（当該連結親法人又はその連結子法人が被合併法人となる適格合併を行う場合において当該適格合併に係る合併法人が取得期間内に当該土地建物等の譲受けをする見込みである場合その他の政令で定める場合を含む。）において、財務省令で定めるところにより当該連結親法人の納税地の所轄税務署長の承認を受けたときは、当該土地建物等の取得価額の見積額から当該所有隣接土地等の譲渡直前の帳簿価額を控除した金額以下の金額（第四項において「圧縮予定限度額」という。）を当該連結親法人又はその連結子法人の当該譲渡をした日を含む連結事業年度の確定した決算において特別勘定として経理した場合に限り、その経理した金額に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2　前条第二項の規定は、前項に規定する譲渡直前の帳簿価額について準用する。この場合において、同条第二項第一号及び第二号中「譲り受けた土地建物等の取得価額」とあるのは、「譲り受ける土地建物等の取得価額」と読み替えるものとする。

3　第一項の規定は、同項に規定する連結親法人又はその連結子法人の次の各号に掲げる連結事業年度における当該各号に定める連結法人については、適用しない。

一　連結親法人の解散の日を含む連結事業年度　当該連結親法人

二　連結子法人の解散の日を含む連結事業年度　その解散した連結子法人

三　合併（適格合併を除く。）の日の前日を含む連結事業年度　当該合併に係る被合併法人である連結法人

4　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、指定期間内に前条第一項第二号の認定事業者に同号の所有隣接土地等の譲渡をし、かつ、その譲渡の日を含む連結事業年度において適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立（その日以後に行われるものに限る。以下この条において「適格分社型分割等」という。）を行う場合において、当該適格分社型分割等に係る分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいう。以下この条において同じ。）において当該適格分社型分割等の日から当該連結事業年度終了の日の翌日以後一年を経過する日までの期間内に同号の土地建物等の譲受けをする見込みであることにつき、財務省令で定めるところにより当該連結親法人の納税地の所轄税務署長の承認を受けたときは、当該所有隣接土地等の譲渡に係る圧縮予定限度額に相当する金額の範囲内で第一項の特別勘定に相当するもの（以下この条において「期中特別勘定」という。）を設けたときに限り、当該設けた期中特別勘定の金額に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

5　前項の規定は、同項の連結親法人が適格分社型分割等の日以後二月以内に期中特別勘定の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を当該連結親法人の納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

6　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が適格合併（連結子法人が被合併法人となる適格合併にあつては、その適格合併の日が法人税法第十五条の二第一項本文に規定する連結親法人事業年度開始の日（以下この項及び第十二項において「連結親法人事業年度開始の日」という。）である場合の当該適格合併に限る。）、適格分割（適格分割型分割にあつては、その適格分割型分割の日が連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格分割型分割に限る。）、適格現物出資又は適格事後設立（以下この項及び第八項において「適格合併等」という。）を行つた場合には、次の各号に掲げる適格合併等の区分に応じ、当該各号に定める特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額は、当該適格合併等に係る合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人（以下この条において「合併法人等」という。）に引き継ぐものとする。

一　適格合併　当該適格合併直前において有する第一項の特別勘定の金額（連結事業年度に該当しない事業年度において設けた第六十五条の十四第一項の特別勘定の金額を含むものとし、既に益金の額に算入された、又は益金の額に算入されるべき金額がある場合には、これらの金額を控除した金額とする。以下この条において同じ。）

二　適格分割型分割　当該適格分割型分割直前において有する第一項の特別勘定の金額（当該適格分割型分割に係る分割承継法人が取得期間の末日までに当該特別勘定に係る土地建物等を譲り受けることが見込まれる場合における当該金額に限る。）

三　適格分社型分割等　当該適格分社型分割等の直前において有する第一項の特別勘定の金額（当該適格分社型分割等に係る分割承継法人等が取得期間の末日までに当該特別勘定に係る土地建物等を譲り受けること

が見込まれる場合における当該金額に限る。）及び当該適格分社型分割等に際して設けた期中特別勘定の金額

7　前項の規定は、第一項の特別勘定（連結事業年度に該当しない事業年度において設けた第六十五条の十四第一項の特別勘定を含む。以下この項において同じ。）及び期中特別勘定の双方を設けている連結親法人又はその連結子法人が適格分社型分割等により分割承継法人等に当該期中特別勘定の金額のみを引き継ぐ場合を除き、前項の連結親法人が適格分割、適格現物出資又は適格事後設立の日以後二月以内に当該適格分割、適格現物出資又は適格事後設立により分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を当該連結親法人の納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

8　第六項の規定により合併法人等が引継ぎを受けた特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額は、当該合併法人等が第一項の規定により設けている特別勘定の金額（当該合併法人等の適格合併等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない事業年度である場合には、第六十五条の十四第一項の規定により設けている特別勘定の金額）とみなす。

9　前条第一項の規定は、第一項の特別勘定（連結事業年度に該当しない事業年度において設けた第六十五条の十四第一項の特別勘定を含む。）を設けている連結親法人又はその連結子法人が、第一項に規定する取得期間（当該特別勘定の金額が第六項の規定により引継ぎを受けた期中特別勘定の金額である場合には、第四項に規定する期間。以下この条において「取得期間」という。）内に当該特別勘定に係る土地建物等を譲り受けた場合について準用する。この場合において、前条第一項中「当該連結事業年度終了の時において」とあるのは「当該土地建物等を譲り受けた日を含む連結事業年度終了の時において」と、同項第二号中「当該譲渡の日を含む連結事業年度において」とあるのは「次条第九項に規定する取得期間内に」と読み替えるものとする。

10　前条第四項の規定は、第一項の特別勘定（連結事業年度に該当しない事業年度において設けた第六十五条の十四第一項の特別勘定を含む。）を設けている連結親法人又はその連結子法人が適格分社型分割等を行う場合において、当該連結親法人又はその連結子法人が当該適格分社型分割等の日を含む連結事業年度の取得期間内に当該特別勘定に係る土地建物等を譲り受け、当該適格分社型分割等により当該土地建物等を分割承継法人等に移転するときについて準用する。この場合において、前条第四項中「当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上」とあるのは、「当該土地建物等を譲り受けた日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上」と読み替えるものとする。

11　前二項の場合において、その譲り受けた土地建物等に係る第一項の特別勘定の金額は、当該土地建物等を譲り受けた日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

12　第一項の特別勘定（連結事業年度に該当しない事業年度において設けた第六十五条の十四第一項の特別勘定を含む。）を設けている連結親法人又はその連結子法人が次の各号に掲げる場合（第六項の規定により合併法人等に当該特別勘定を引き継ぐこととなった場合を除く。）に該当することとなった場合には、当該各号に定める金額は、その該当することとなった日を含む連結事業年度（第四号に掲げる場合にあっては、その合併の日の前日を含む連結事業年度）の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一　取得期間内に第一項の特別勘定の金額を前項の規定に該当する場合以外の場合に取り崩した場合　当該取り崩した金額

二　取得期間を経過する日において、第一項の特別勘定の金額を有している場合　当該特別勘定の金額

三　取得期間内に解散した場合（合併により解散した場合を除き、連結子法人の解散にあってはその解散の日が連結事業年度終了の日である場合に限る。）において、その解散した連結親法人又は当該連結子法人が第一項の特別勘定の金額を有しているとき。　当該特別勘定の金額

四　取得期間内に当該連結親法人又はその連結子法人が被合併法人となる合併（連結子法人が被合併法人となる合併にあっては、その合併の日が連結親法人事業年度開始の日である場合の当該合併に限る。）を行った場合において、その被合併法人である当該連結親法人又は当該連結子法人が第一項の特別勘定の金額を有しているとき。　当該特別勘定の金額

13　前条第八項の規定は第一項又は第四項に規定する譲渡について、同条第九項の規定は第一項又は第四項の規定の適用を受けた連結親法人又はその連結子法人（連結事業年度に該当しない事業年度において第六十五条の十四第一項又は第三項の規定の適用を受けたものを含む。）について、それぞれ準用する。

14　第六十八条の七十八第五項及び第六項の規定は第一項又は第九項の規定を適用する場合について、同条第七項及び第八項の規定は第九項又は第十項の規定の適用を受けた土地建物等について、同条第十一項の規定は第十項の規定を適用する場合について、それぞれ準用する。

15　第六十八条の七十八第十三項の規定は、第九項又は第十項の規定の適用を受けた土地建物等（連結事業年度に該当しない事業年度において第六十五条の十四第八項又は第九項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する土地建物等を含む。）について準用する。

16　第五項及び前三項に定めるもののほか、第一項、第四項及び第九項から第十二項までの規定により損金の額又は益金の額に算入される金額がある場合における法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他第一項から第四項まで及び第六項から第十二項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十節　連結法人の現物出資の場合の課税の特例

（共同で現物出資をした場合の課税の特例）

第六十八条の八十六　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で産業活力再生特別措置法第三条第二項に規定する事業再構築計画（同法第二条第二項第一号に規定する事業構造変更及び同項第二号に規定する事業革新について計画が定められているものに限る。）に係る同法第三条第一項の認定（同法第四条第一項の認定を含む。以下この項において「共同計画に係る認定」という。）を受けたもの（同法第十七条第四項の確認を受けたものに限るものとし、新事業創出促進法第九条第一項の規定により適用される産業活力再生特別措置法第三条及び第四条の規定により、共同計画に係る認定を受けた同項に規定する特定会社に該当するものを含む。以下この項において「特定事業法人」という。）が、平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に、当該共同計画に係る認定に係る他の特定事業法人と共同して当該事業再構築計画に従って新たに法人（その発行済株式の総数又は出資金額の全部が当該事業再構築計画に係る当該特定事業法人及び当該他の特定事業法人により保有され

る会社に限る。以下この項において「共同新設会社」という。）を設立するためその有する金銭以外の資産の出資（当該資産の出資その他当該設立のための出資により当該特定事業法人が当該共同新設会社の発行済株式の総数又は出資金額の百分の二十五以上の株式の数又は出資の金額を保有するものであることその他政令で定める要件を満たすものに限る。以下この項において「特定共同出資」という。）をした場合において、当該特定共同出資により取得した株式（出資を含むものとし、第六十八条の四十三第一項又は第八項の規定の適用を受けるものを除く。）につき、その取得をした連結事業年度において、当該特定共同出資により生じた差益金の額として政令で定めるところにより計算した金額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額したときは、その減額した金額に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2　前項の規定は、連結確定申告書等に同項に規定する減額した金額に相当する金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該連結確定申告書等に財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

3　税務署長は、前項の記載又は添付がない連結確定申告書等の提出があった場合においても、その記載又は添付がなかったことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び財務省令で定める書類の提出があった場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

4　第一項の規定の適用を受けた同項に規定する特定共同出資については、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第六十二条の四第一項の規定は、適用しない。

5　第一項の規定の適用を受けた同項に規定する株式について法人税に関する法令の規定を適用する場合には、同項の規定により各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額は、当該株式の取得価額に算入しない。

6　第二項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定により損金の額に算入される金額がある場合における法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十一節　連結法人の景気調整のための課税の特例

（連結確定申告書の提出期限の延長の特例に係る利子税の特例）

第六十八条の八十七　法人税法第八十一条の二十四第三項において準用する同法第七十五条第七項に規定する利子税の年七・三パーセントの割合は、同項及び第九十三条第一項の規定にかかわらず、日本銀行の基準割引率が引き上げられた場合において、当該利子税の割合について景気調整対策上の措置を講ずることが必要であると認められる期間として政令で定める期間内は、政令で定めるところにより、当該基準割引率の引上げに応じ、年十二・七七五パーセントの割合の範囲内で定める割合とする。

第二十二節　連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例

（連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例）

第六十八条の八十八　連結法人が、平成十四年四月一日以後に開始する各連結事業年度において、当該連結法人に係る国外関連者（外国法人で、当該連結法人との間にいずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式の総数又は出資金額（当該他方の法人が有する自己の株式の数又は出資の金額を直接又は間接に保有する関係その他の政令で定める特殊の関係（次項及び第五項において「特殊の関係」という。）のあるものをいう。以下この条において同じ。）との間で資産の販売、資産の購入、役務の提供その他の取引を行った場合に、当該取引（当該国外関連者が法人税法第百四十一条第一号から第三号までに掲げる外国法人のいずれに該当するかに応じ、当該国外関連者のこれらの号に掲げる国内源泉所得に係る取引のうち第六十六条の四第一項に規定する政令で定めるものを除く。以下この条において「国外関連取引」という。）につき、当該連結法人が当該国外関連者から支払を受ける対価の額が独立企業間価格に満たないとき、又は当該連結法人が当該国外関連者に支払う対価の額が独立企業間価格を超えるときは、当該連結事業年度の連結所得に係る同法その他法人税に関する法令の規定の適用については、当該国外関連取引は、独立企業間価格で行われたものとみなす。

2　前項に規定する独立企業間価格とは、国外関連取引が次の各号に掲げる取引のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める方法により算定した金額をいう。

一　棚卸資産の販売又は購入　次に掲げる方法（ニに掲げる方法は、イからハまでに掲げる方法を用いることができない場合に限り、用いることができる。）

イ　独立価格比準法（特殊の関係にない売手と買手が、国外関連取引に係る棚卸資産と同種の棚卸資産を当該国外関連取引と取引段階、取引数量その他が同様の状況の下で売買した取引の対価の額（当該同種の棚卸資産を当該国外関連取引と取引段階、取引数量その他に差異のある状況の下で売買した取引がある場合において、その差異により生ずる対価の額の差を調整できるときは、その調整を行った後の対価の額を含む。）に相当する金額をもって当該国外関連取引の対価の額とする方法をいう。）

ロ　再販売価格基準法（国外関連取引に係る棚卸資産の買手が特殊の関係にない者に対して当該棚卸資産を販売した対価の額（以下この項において「再販売価格」という。）から通常の利潤の額（当該再販売価格に政令で定める通常の利益率を乗じて計算した金額をいう。）を控除して計算した金額をもって当該国外関連取引の対価の額とする方法をいう。）

ハ　原価基準法（国外関連取引に係る棚卸資産の売手の購入、製造その他の行為による取得の原価の額に通常の利潤の額（当該原価の額に政令で定める通常の利益率を乗じて計算した金額をいう。）を加算して計算した金額をもって当該国外関連取引の対価の額とする方法をいう。）

ニ　イからハまでに掲げる方法に準ずる方法その他政令で定める方法

二　前号に掲げる取引以外の取引　次に掲げる方法（ロに掲げる方法は、イに掲げる方法を用いることができない場合に限り、用いることができる。）

イ　前号イからハまでに掲げる方法と同等の方法

ロ　前号ニに掲げる方法と同等の方法

3　連結法人が各連結事業年度において支出した寄附金の額（法人税法第八十一条の六第六項において準用する同法第三十七条第七項に規定する寄附金の額をいい、同法第八十一条の六第一項の規定の適用を受けたものを除く。以下この項及び次項において同じ。）のうち当該連結法人に係る国外関連者に対するもの（同法第百四十一条第一号から第三号までに掲げる外国法人に該当する国外関連者に対

する寄附金の額で当該国外関連者の各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入されるものを除く。）は、当該連結法人の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。この場合において、当該連結法人に対する同法第八十一条の六の規定の適用については、同条第三項中「前二項」とあるのは、「前二項及び租税特別措置法第六十八条の八十八第三項（連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例）」とする。

4　第一項の規定の適用がある場合における国外関連取引の対価の額と当該国外関連取引に係る同項に規定する独立企業間価格との差額（寄附金の額に該当するものを除く。）は、連結法人の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

5　連結法人が当該連結法人に係る国外関連者との取引を他の者（当該連結法人に係る他の国外関連者、当該国外関連者と特殊の関係のある内国法人及び当該国外関連者と特定信託（法人税法第二条第二十九号の三に規定する特定信託をいう。以下この項において同じ。）の信託財産との間に第六十八条の三の五第一項に規定する特殊の関係がある場合における当該特定信託の受託者である内国法人（当該特定信託の信託財産に係る当該取引を行う場合に限る。）を除く。以下この項において「非関連者」という。）を通じて行う場合として政令で定める場合における当該連結法人と当該非関連者との取引は、当該連結法人の国外関連取引とみなして、第一項の規定を適用する。

6　国税庁の当該職員、連結親法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員又は連結子法人の本店若しくは主たる事務所の所在地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員が、当該連結法人にその各連結事業年度における国外関連取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要と認められる帳簿書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この条において同じ。）又はその写しの提示又は提出を求めた場合において、当該連結法人がこれらを遅滞なく提示し、又は提出しなかったときは、税務署長は、当該連結法人の当該国外関連取引に係る事業と同種の事業を営む法人で事業規模その他の事業の内容が類似するものの当該事業に係る売上総利益率又はこれに準ずる割合として政令で定める割合を基礎として第二項第一号ロ若しくはハに掲げる方法又は同項第二号イに掲げるこれらの方法と同等の方法により算定した金額を当該独立企業間価格と推定して、当該連結事業年度の連結所得の金額又は連結欠損金額につき法人税法第二条第四十三号に規定する更正（第十六項において「更正」という。）又は同条第四十四号に規定する決定（第十六項において「決定」という。）をすることができる。

7　国税庁の当該職員、連結親法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員又は連結子法人の本店若しくは主たる事務所の所在地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、当該連結法人と当該連結法人に係る国外関連者との間の取引に関する調査について必要があるときは、当該連結法人に対し、当該国外関連者が保存する帳簿書類又はその写しの提示又は提出を求めることができる。この場合において、当該連結法人は、当該提示又は提出を求められたときは、当該帳簿書類又はその写しの入手に努めなければならない。

8　国税庁の当該職員、連結親法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員又は連結子法人の本店若しくは主たる事務所の所在地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、当該連結法人が第六項に規定する帳簿書類又はその写しを遅滞なく提示し、又は提出しなかった場合において、当該連結法人の各連結事業年度における国外関連取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、当該連結法人の当該国外関連取引に係る事業と同種の事業を営む者に質問し、又は当該事業に関する帳簿書類を検査することができる。

9　前項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

10　国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第八項の規定による質問又は検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

11　次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一　第八項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二　前号の検査に関し偽りの記載又は記録をした帳簿書類を提示した者

12　法人の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

13　人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

14　連結親法人は、各連結事業年度において当該連結親法人又は連結子法人がこれらの法人に係る国外関連者との間で取引を行った場合には、当該国外関連者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地その他財務省令で定める事項を記載した書類を当該連結事業年度の連結確定申告書（法人税法第二条第三十一号の三に規定する連結確定申告書をいう。）に添付しなければならない。

15　連結子法人は、各連結事業年度において当該連結子法人に係る国外関連者との間で取引を行った場合には、当該国外関連者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地その他財務省令で定める事項を記載した書類を当該連結事業年度の法人税法第八十一条の二十五第一項に規定する個別帰属額等を記載した同項に規定する書類に添付しなければならない。

16　更正若しくは決定（以下この項において「更正決定」という。）又は国税通則法第三十二条第五項に規定する賦課決定（以下この項において「賦課決定」という。）で次の各号に掲げるものは、同法第七十条第一項から第四項までの規定にかかわらず、当該各号に定める期限又は日から六年を経過する日まで、することができる。この場合において、同条第五項及び同法第七十一条第一項の規定の適用については、同法第七十条第五項中「前各項」とあるのは「前各項及び租税特別措置法第六十八条の八十八第十六項（連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例）」と、同法第七十一条第一項中「が前条」とあるのは「が前条及び租税特別措置法第六十八条の八十八第十六項（連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例）」と、「、前条」とあるのは「、前条及

び同項」とする。

一　連結法人が当該連結法人に係る国外関連者との取引を第一項に規定する独立企業間価格と異なる対価の額で行った事実に基づいてする法人税に係る更正決定又は当該更正決定に伴い国税通則法第十九条第一項に規定する課税標準等若しくは税額等に異動を生ずべき法人税に係る更正決定　これらの更正決定に係る法人税の同法第二条第七号に規定する法定申告期限（同法第六十一条第一項に規定する還付請求申告書に係る更正については、当該還付請求申告書を提出した日）

二　前号に規定する事実に基づいてする法人税に係る更正決定若しくは国税通則法第二条第六号に規定する納税申告書（同法第十七条第二項に規定する期限内申告書を除く。以下この号において「納税申告書」という。）の提出又は当該更正決定若しくは当該納税申告書の提出に伴い前号に規定する異動を生ずべき法人税に係る更正決定若しくは納税申告書の提出に伴いこれらの法人税に係る同法第六十九条に規定する加算税についてする賦課決定　その納税義務の成立の日

17　連結法人が当該連結法人に係る国外関連者との取引を第一項に規定する独立企業間価格と異なる対価の額で行ったことに伴い納付すべき税額が過少となり、又は国税通則法第二条第六号に規定する還付金の額が過大となった法人税に係る同法第七十二条第一項に規定する国税の徴収権の時効は、同法第七十三条第三項の規定の適用がある場合を除き、当該法人税の同法第七十二条第一項に規定する法定納期限から一年間は、進行しない。

18　前項の場合においては、国税通則法第七十三条第三項ただし書の規定を準用する。この場合において、同項ただし書中「二年」とあるのは、「一年」と読み替えるものとする。

19　第一項の規定の適用がある場合において、連結法人と当該連結法人に係る国外関連者（法人税法第百三十九条に規定する条約（以下この項において「租税条約」という。）の規定により租税条約の我が国以外の締約国（以下この項において「条約相手国」という。）の居住者又は法人とされるものに限る。）との間の国外関連取引に係る第一項に規定する独立企業間価格につき財務大臣が当該条約相手国の権限ある当局との間で当該租税条約に基づく合意をしたことその他の政令で定める要件を満たすときは、国税局長又は税務署長は、政令で定めるところにより、当該連結法人に係る連結親法人が同項の規定の適用により納付すべき法人税に係る延滞税のうちその計算の基礎となる期間で財務大臣が当該条約相手国の権限ある当局との間で合意をした期間に対応する部分に相当する金額を免除することができる。

20　外国法人が国外関連者に該当するかどうかの判定に関する事項その他第一項から第六項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十三節　連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子の課税の特例

（連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子の課税の特例）

第六十八条の八十九　連結法人が、平成十四年四月一日以後に開始する各連結事業年度において、国外支配株主等に負債の利子（これに準ずるものとして第六十六条の五第一項に規定する政令で定めるものを含む。以下この項において同じ。）を支払う場合において、当該連結事業年度の当該国外支配株主等に対する負債（利子の支払の基因となるものに限るものとし、当該国外支配株主等が法人税法第百四十一条第一号から第三号までに掲げる外国法人に該当する場合にはこれらの外国法人のいずれに該当するかに応じ当該国外支配株主等のこれらの規定に定める国内源泉所得のうち政令で定めるもの（以下この項において「法人税の課税対象所得」という。）に含まれる利子に係るものを除く。）に係る平均負債残高（負債の額の平均額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。以下この項において同じ。）が当該連結事業年度の当該国外支配株主等の当該連結法人の純資産に対する持分として政令で定めるところにより計算した金額（次項において「国外支配株主等の資本持分」という。）の三倍に相当する金額を超えるときは、当該連結法人が当該連結事業年度において当該国外支配株主等に支払う負債の利子（当該国外支配株主等の法人税の課税対象所得に含まれるものを除く。）の額のうち、その超える部分に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。ただし、当該連結法人の当該連結事業年度の総負債（利子の支払の基因となるものに限る。）に係る平均負債残高が当該連結法人の当該連結事業年度の純資産の額として政令で定めるところにより計算した金額（次項において「自己資本の額」という。）の三倍に相当する金額以下となる場合には、この限りでない。

2　前項の規定を適用する場合において、当該連結法人は、国外支配株主等の資本持分及び自己資本の額に係る各倍数に代えて、当該連結法人と同種の事業を営む内国法人で事業規模その他の状況が類似するものの総負債の額の純資産の額に対する比率として政令で定める比率に照らし妥当と認められる倍数を用いることができる。

3　第一項に規定する国外支配株主等とは、第二条第一項第一号の二に規定する非居住者又は外国法人で、当該連結法人との間に、当該非居住者又は外国法人が当該連結法人の発行済株式の総数又は出資金額（当該連結法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の百分の五十以上の株式の数又は出資の金額を直接又は間接に保有する関係その他の政令で定める特殊の関係のあるものをいう。

4　第二項の規定は、連結確定申告書等に同項の規定の適用を受ける旨を記載した書面を添付し、かつ、その用いる倍数が妥当なものであることを明らかにする資料等を連結法人が保存している場合に限り、適用する。

5　税務署長は、第二項の規定の適用を受ける旨を記載した書面の添付のない連結確定申告書等の提出があり、又はその用いる倍数が妥当なものであることを明らかにする資料等を連結法人が保存していなかった場合においても、その添付又は保存がなかったことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書面及び当該資料等の提出があった場合に限り、同項の規定を適用することができる。

6　第一項に規定する国外支配株主等が二以上ある場合の同項に規定する負債に係る平均負債残高等の計算、同項の規定により損金の額に算入されない金額に係る法人税法の規定の適用その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十四節　連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例

（連結法人に係る特定外国子会社等の留保金額の益金算入）

第六十八条の九十　次に掲げる連結法人に係る外国関係会社のうち、本店又は主たる事務所の所在する国又は地域におけるその所得に対

して課される税の負担が本邦における法人の所得に対して課される税の負担に比して著しく低いものとして政令で定める外国関係会社に該当するもの（以下この節において「特定外国子会社等」という。）が、各事業年度において、その未処分所得の金額から留保したものとして、政令で定めるところにより、当該未処分所得の金額につき当該未処分所得の金額に係る税額及び利益の配当又は剰余金の分配の額に関する調整を加えた金額（以下この項及び第三項において「適用対象留保金額」という。）を有する場合には、その適用対象留保金額のうちその連結法人の有する当該特定外国子会社等の直接及び間接保有の株式等（その株式等（株式又は出資をいう。以下この項において同じ。）を発行する法人に対しその利益の配当、剰余金の分配、財産の分配その他の経済的な利益の給付を請求する権利のない株式等又は実質的に当該権利がないと認められる株式等（以下この項において「請求権のない株式等」という。）に係るものを除く。以下この項において同じ。）に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額（以下この節において「個別課税対象留保金額」という。）に相当する金額は、その連結法人の収益の額とみなして当該各事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日を含むその連結法人の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一　その有する外国関係会社の直接及び間接保有の株式等の当該外国関係会社の発行済株式の総数又は出資金額（請求権のない株式等及び当該外国関係会社が有する自己の株式等を除く。次号において「発行済株式等」という。）のうちに占める割合が百分の五以上である連結法人

二　その有する外国関係会社の直接及び間接保有の株式等の当該外国関係会社の発行済株式等のうちに占める割合が百分の五以上である一の同族株主グループに属する連結法人（前号に掲げる連結法人を除く。）

2　前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　外国関係会社　第六十六条の六第二項第一号に規定する外国関係会社をいう。

二　未処分所得の金額　特定外国子会社等の各事業年度の決算に基づく所得の金額につき、法人税法及びこの法律による各事業年度の所得の金額の計算に準ずるものとして政令で定める基準により計算した金額を基礎として政令で定めるところにより当該各事業年度開始の日前五年以内に開始した各事業年度において生じた欠損の金額に係る調整を加えた金額をいう。

三　直接及び間接保有の株式等　第六十六条の六第二項第三号に規定する直接及び間接保有の株式等をいう。

四　同族株主グループ　第六十六条の六第二項第四号に規定する同族株主グループをいう。

3　第一項の規定は、同項各号に掲げる連結法人に係る特定外国子会社等（株式（出資を含む。）若しくは債券の保有、工業所有権その他の技術に関する権利若しくは特別の技術による生産方式及びこれに準ずるもの（当該権利に関する使用権を含む。）若しくは著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む。）の提供又は船舶若しくは航空機の貸付けを主たる事業とするものを除く。）が、その本店又は主たる事務所の所在する国又は地域において、その主たる事業を行うに必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定施設を有し、かつ、その事業の管理、支配及び運営を自ら行っているものである場合であって、各事業年度においてその行う主たる事業が次の各号に掲げる事業のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める場合に該当するときは、当該特定外国子会社等のその該当する事業年度に係る適用対象留保金額については、適用しない。

一　卸売業、銀行業、信託業、証券業、保険業、水運業又は航空運送業　その事業を主として当該特定外国子会社等に係る第四十条の四第一項各号に掲げる居住者、当該特定外国子会社等に係る第一項各号に掲げる連結法人、当該特定外国子会社等に係る第六十八条の三の七第一項各号に掲げる特定信託の受託者である内国法人（当該特定信託の信託財産の運用に係る場合に限る。）その他これらの者に準ずる者として政令で定めるもの以外の者との間で行っている場合として政令で定める場合

二　前号に掲げる事業以外の事業　その事業を主として本店又は主たる事務所の所在する国又は地域（当該国又は地域に係る水域で第六十六条の六第三項第二号に規定する政令で定めるものを含む。）において行っている場合として政令で定める場合

4　第一項各号に掲げる連結法人に係る連結親法人は、当該連結法人に係る特定外国子会社等の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書その他の財務省令で定める書類を当該各事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日を含む各連結事業年度の連結確定申告書（法人税法第二条第三十一号の三に規定する連結確定申告書をいう。次項において同じ。）に添付しなければならない。

5　第一項各号に掲げる連結法人が第三項の規定の適用を受ける場合には、当該連結法人に係る連結親法人は連結確定申告書に同項の規定の適用がある旨を記載した書面を添付し、かつ、当該連結法人又は当該連結法人に係る連結親法人はその適用があることを明らかにする書類その他の資料を保存しなければならない。

第六十八条の九十一　前条第一項各号に掲げる連結法人が同項の規定の適用を受ける場合には、当該連結法人に係る特定外国子会社等の所得に対して課される外国法人税（法人税法第六十九条第一項に規定する外国法人税をいう。次項において同じ。）の額のうち当該特定外国子会社等の個別課税対象留保金額に対応するもの（当該個別課税対象留保金額に相当する金額を限度とする。）として政令で定めるところにより計算した金額は、政令で定めるところにより、当該連結法人が納付する個別控除対象外国法人税の額（同法第八十一条の十五第一項に規定する個別控除対象外国法人税の額をいう。以下この節において同じ。）とみなして、同法第八十一条の十五第一項から第七項まで、第十項及び第十五項から第十七項までの規定を適用する。この場合において、同条第十項中「うち第八項の規定により当該連結法人が納付するものとみなされる部分の金額」とあるのは「うち第八項の規定により当該連結法人が納付するものとみなされる部分の金額及び租税特別措置法第六十八条の九十一第一項（連結法人における特定外国子会社等の個別課税対象留保金額に係る外国税額の控除）に規定する特定外国子会社等の所得に対して課される外国法人税の額のうち同項の規定により当該連結法人が納付するものとみなされる部分の金額」と、「うち同条第八項の規定により当該連結法人が納付するものとみなされる部分の金額」とあるのは「うち同条第八項の規定により当該連結法人が納付するものとみなされる部分の金額及び同法第六十六条の七第一項（内国法人における特定外国子会社等の課税対象留保金額に係る外国税額の控除）に規定する特定外国子会社等の所得に対して課される外国法人税の額のうち同項の規定により当該連結法人が納付するもの

とみなされる部分の金額」と、「同条第一項から第三項まで」とあるのは「第六十九条第一項から第三項まで」とする。

2　内国法人が各事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。）において当該内国法人に係る第六十六条の六第一項に規定する特定外国子会社等の同項に規定する課税対象留保金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受けた場合において、その適用を受けた事業年度終了の日後に開始する各連結事業年度の期間において当該特定外国子会社等の所得に対して外国法人税が課されるときは、当該特定外国子会社等の当該課税対象留保金額は前項に規定する特定外国子会社等の個別課税対象留保金額と、同条第一項に規定する特定外国子会社等の所得に対して課される当該外国法人税の額は前項に規定する特定外国子会社等の所得に対して課される外国法人税の額とそれぞれみなして、同項の規定を適用する。

3　前条第一項各号に掲げる連結法人が同項の規定の適用に係る特定外国子会社等の個別課税対象留保金額につき同項の規定の適用を受ける場合において、第一項の規定により法人税法第八十一条の十五第一項から第三項までの規定の適用を受けるときは、第一項の規定により個別控除対象外国法人税の額とみなされた金額は、当該連結法人の政令で定める連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第六十八条の九十二　第六十八条の九十第一項の規定の適用を受けた連結法人に係る特定外国子会社等につき第一号若しくは第二号に掲げる事実が生じた場合又は当該連結法人に係る同項に規定する外国関係会社（当該特定外国子会社等から利益の配当又は剰余金の分配の額の支払（同号に定める金額の同号に掲げる交付を含む。）を受けた外国関係会社のうち政令で定めるものに限る。）につき第三号に掲げる事実が生じた場合で、当該連結法人のこれらの事実が生じた日を含む連結事業年度開始の日前五年以内に開始した各連結事業年度（第四項までにおいて「前五年以内の各連結事業年度」という。）において当該特定外国子会社等の個別課税対象留保金額で同条第一項の規定により前五年以内の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入された金額（この項の規定により前五年以内の各連結事業年度において損金の額に算入された金額を除く。以下この条及び次条において「個別課税済留保金額」という。）があるときは、当該個別課税済留保金額に相当する金額は、当該特定外国子会社等又は当該外国関係会社につき生じた事実が次の各号に掲げる事実のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める金額のうち当該連結法人に係る個別課税対象留保金額から充てられたものとして政令で定めるところにより計算した金額に相当する金額を限度として、当該連結法人のその事実が生じた日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一　利益の配当又は剰余金の分配の額の支払　その支払う利益の配当又は剰余金の分配の額

二　法人税法第二十四条第一項各号に掲げる事由による金銭その他の資産の交付　その交付により減少することとなる利益積立金額に相当する金額

三　当該連結法人に対する利益の配当若しくは剰余金の分配の額の支払又は法人税法第二十四条第一項各号に掲げる事由による金銭その他の資産の交付　その支払う利益の配当若しくは剰余金の分配の額又はその交付により減少することとなる利益積立金額に相当する金額

2　連結法人の前項各号に掲げる事実が生じた日を含む連結事業年度開始の日前五年以内に開始した事業年度に連結事業年度に該当しないものがある場合において、その該当しない事業年度に係る課税済留保金額（第六十六条の八第一項に規定する課税済留保金額をいう。以下この条において同じ。）があるときは、前項の規定の適用については、その課税済留保金額は、当該事業年度の期間に対応する前五年以内の各連結事業年度の個別課税済留保金額とみなす。

3　連結法人が適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この項において「適格合併等」という。）により被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人（以下この項において「被合併法人等」という。）からその有する特定外国子会社等の第六十六条の六第一項に規定する直接及び間接保有の株式等（以下この項において「直接及び間接保有の株式等」という。）の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該連結法人の当該適格合併等の日を含む連結事業年度以後の各連結事業年度における第一項の規定の適用については、次の各号に掲げる適格合併等の区分に応じ当該各号に定める金額は、政令で定めるところにより、当該連結法人の前五年以内の各連結事業年度の個別課税済留保金額とみなす。

一　適格合併　当該適格合併に係る被合併法人の合併前五年内事業年度（適格合併の日前五年以内に開始した各連結事業年度又は各事業年度をいう。）の個別課税済留保金額又は課税済留保金額

二　適格分割型分割　当該適格分割型分割に係る分割法人の分割前五年内事業年度（適格分割型分割の日前五年以内に開始した各連結事業年度又は各事業年度をいう。次項において同じ。）の個別課税済留保金額又は課税済留保金額のうち、当該適格分割型分割により当該連結法人が移転を受けた当該特定外国子会社等の直接及び間接保有の株式等に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額

三　適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この号において「適格分社型分割等」という。）　当該適格分社型分割等に係る分割法人、現物出資法人又は事後設立法人の分割等前五年内事業年度（適格分社型分割等の日を含む連結事業年度開始の日前五年以内に開始した各連結事業年度又は各事業年度をいう。次項において同じ。）の個別課税済留保金額又は課税済留保金額のうち、当該適格分社型分割等により当該連結法人が移転を受けた当該特定外国子会社等の直接及び間接保有の株式等に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額

4　適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この項において「適格分割等」という。）に係る分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人（以下この項において「分割承継法人等」という。）が前項又は第六十六条の八第三項の規定の適用を受ける場合には、当該適格分割等に係る分割法人、現物出資法人又は事後設立法人（以下この項において「分割法人等」という。）の当該適格分割等の日を含む連結事業年度以後の各連結事業年度における第一項の規定の適用については、当該分割法人等の分割前五年内事業年度又は分割等前五年内事業年度の個別課税済留保金額のうち、前項の規定により当該分割承継法人等の前五年以内の各連結事業年度の個別課税済留保金額とみなされる金額及び同条第三項の規定により前五年以内の各事業年度（同条第一項に規定する前五年以内の各事業年度をいう。）の課税済留保金額とみなされる金額は、ないものとする。

5　第一項の規定は、個別課税済留保金額に係る連結事業年度又は事業年度のうち最も古い連結事業年度又は事業年度以後の各連結事業年度の法人税法第二条第三十一号の三に規定する連結確定申告書又は各事業年度の同条第三十一号に規定する確定申告書に当該個別課税済留保金額又は課税済留保金額その他財務省令で定める事項に関する明細書の添付があり、かつ、同項の規定の適用を受けようとする連結事業年度の連結確定申告書等に、同項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載及びその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により損金の額に算入される金額は、当該申告に係るその損金の額に算入されるべき金額に限るものとする。

6　税務署長は、第一項の規定により損金の額に算入されるべきこととなる金額又は個別課税済留保金額若しくは課税済留保金額その他財務省令で定める事項の全部又は一部につき前項の記載又は明細書の添付がない連結確定申告書等又は同項に規定する確定申告書の提出があった場合においても、同項の記載又は明細書の添付がなかったことについてやむを得ない事情があると認める場合において、これらの明細書の提出があったときは、その記載又は明細書の添付がなかった金額につき第一項の規定を適用することができる。

7　第一項の規定の適用を受けた連結法人の同項の規定により損金の額に算入された金額は、法人税法第二条第十八号の二の規定の適用については同号イに規定する個別所得金額に、同法第八十一条の十三第二項及び第三項の規定の適用についてはこれらの規定に規定する連結所得等の金額に、それぞれ含まれるものとする。

第六十八条の九十三　連結法人が第六十八条の九十第一項各号に掲げる法人に該当するかどうかの判定に関する事項、第六十八条の九十一第一項の規定により連結法人が納付したとみなされる個別控除対象外国法人税の額のうち前条第一項の規定により各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された個別課税済留保金額に係るものの処理その他前三条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十五節　連結法人のその他の特例

（鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例）

第六十八条の九十四　連結親法人で第六十六条の十第一項各号に掲げるものが、平成十五年三月三十一日までに当該各号に定める資産で同項に規定する政令で定めるもの（以下この条において「試験研究用資産」という。）を取得し、又は製作するための費用を賦課し、当該賦課に基づいて納付された金額の全部又は一部に相当する金額をもってその納付された連結事業年度において試験研究用資産を取得し、又は製作した場合において、当該試験研究用資産につき、その取得価額から一円（当該試験研究用資産の取得価額がその納付された金額（既に試験研究用資産の取得に充てられた金額があるときは、その金額を控除した金額）を超える場合には、その超える金額）を控除した金額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額したときは、その減額した金額に相当する金額は、その取得の日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2　前項の規定は、連結確定申告書等に同項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該連結確定申告書等にその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

3　第一項の規定の適用を受けた試験研究用資産について法人税に関する法令の規定を適用する場合には、同項の規定により各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額は、当該試験研究用資産の取得価額に算入しない。

4　前二項に定めるもののほか、第一項の規定により損金の額に算入される金額がある場合における法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例）

第六十八条の九十五　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、各連結事業年度において、長期間にわたって使用され、又は運用される基金に係る負担金又は掛金で第六十六条の十一第一項各号に掲げるものを支出した場合には、その支出した金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2　前項の規定は、連結確定申告書等に同項に規定する金額の損金算入に関する明細書の添付がない場合には、適用しない。ただし、当該添付がない連結確定申告書等の提出があった場合においても、その添付がなかったことにつき税務署長がやむを得ない事情があると認める場合において、当該明細書の提出があったときは、この限りでない。

3　第一項の規定により損金の額に算入される金額がある場合における法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入の特例）

第六十八条の九十六　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が各連結事業年度において支出した寄附金の額のうちに第六十六条の十一の二第一項に規定する認定特定非営利活動法人に対する当該認定特定非営利活動法人の行う特定非営利活動促進法第二条第一項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金の額がある場合における法人税法第八十一条の六の規定の適用については、同条第四項第三号中「寄附金」とあるのは、「寄附金及び認定特定非営利活動法人（租税特別措置法第六十八条の九十六第一項（認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入の特例）に規定する認定特定非営利活動法人をいう。）に対する当該認定特定非営利活動法人の行う特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第一項（定義）に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金（前号に規定する寄附金に該当するものを除く。）」とする。

2　前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（連結欠損金額の範囲の特例）

第六十八条の九十七　日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律（平成九年法律第九十八号）附則第二条第三項に規定する長距離会社又は同法附則第十一条に規定する東会社若しくは西会社が同法附則第二条第一項に規定する会社（法人税法第四条の二に規定する内国法人に該当するものに限る。）との間に当該会社による法人税法第四条の二に規定する完全支配関係がある同条に規定する他の内国法人として同条の承認を受けた場合において、当該長距離会社、東会社又は西会社に同条の承認を受けて最初に開始する連結事業年度開始の日前五年以内に開始した各事業年度において生じた同法第五十七条第一項に規定する欠損金額があるときは、当該長距離会社、東会社又は西会社の当該欠損金額は同法第八十

一条の九第二項各号に定める欠損金額とみなして同条の規定を適用する。

2　前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（欠損金の繰戻しによる還付の不適用）

第六十八条の九十八　法人税法第八十一条の三十一第一項の規定は、連結親法人の平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に終了する各連結事業年度において生じた連結欠損金額については、適用しない。ただし、同条第三項の規定に該当する場合の同項に規定する連結事業年度において生じた連結欠損金額については、この限りでない。

2　前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（社会保険診療報酬の所得計算の特例）

第六十八条の九十九　連結親法人である医療法人が、各連結事業年度において第二十六条第一項に規定する社会保険診療につき支払を受けるべき金額を有する場合において当該連結事業年度の当該支払を受けるべき金額が五千万円以下であるときは、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、当該社会保険診療に係る経費として損金の額に算入する金額は、当該支払を受けるべき金額を次の表の上欄に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に同表の下欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額とする。

二千五百万円以下の金額	百分の七十二
二千五百万円を超え三千万円以下の金額	百分の七十
三千万円を超え四千万円以下の金額	百分の六十二
四千万円を超え五千万円以下の金額	百分の五十七

2　前項に規定する連結親法人が法人税法第八十一条の二十第一項第一号に掲げる金額を計算する場合における前項の規定の適用については、同項中「五千万円」とあるのは「二千五百万円」と、「二千五百万円」とあるのは「千二百五十万円」と、「三千万円」とあるのは「千五百万円」と、「四千万円」とあるのは「二千万円」とする。

3　第一項の規定は、連結確定申告書等に同項に規定する経費の損金算入に関する申告の記載がない場合には、適用しない。

4　税務署長は、前項の記載がない連結確定申告書等の提出があった場合においても、その記載がなかったことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類の提出があった場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

（特定の医療法人である連結親法人の法人税率の特例）

第六十八条の百　財団たる医療法人又は社団たる医療法人で持分の定めがないものである連結親法人のうち第六十七条の二第一項に規定する財務大臣の承認を受けたものの当該承認を受けた後に終了した各連結事業年度の連結所得については、法人税法第八十一条の十二第一項又は第二項の規定（経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（第六十八条の百八第一項において「法人税等負担軽減措置法」という。）第十六条第二項の規定を含む。）にかかわらず、百分の二十三の税率により、法人税を課する。この場合において、第六十七条の二第二項の規定の適用については、同項中「各事業年度」とあるのは、「各連結事業年度」とする。

2　前項の規定の適用がある場合において、法人税法第八十一条の十五第一項の規定の適用については、同項中「第八十一条の十二第一項から第三項まで（各連結事業年度の連結所得に対する法人税の税率）」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の百第一項（特定の医療法人である連結親法人の法人税率の特例）」と、同法第八十一条の二十第一項又は第八十一条の二十二第一項の規定の適用については、同法第八十一条の二十第一項第二号又は第八十一条の二十二第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の百第一項（特定の医療法人である連結親法人の法人税率の特例）及び前節第二款（税額控除）」とする。

（農業生産法人の肉用牛の売却に係る連結所得の課税の特例）

第六十八条の百一　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人である農地法第二条第七項に規定する農業生産法人が、平成十四年四月一日から平成十八年三月三十一日までの期間内の日を含む各連結事業年度において、当該期間内に次の各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却した場合において、その売却した肉用牛のうちに免税対象飼育牛（家畜改良増殖法第三十二条の二第一項の規定による農林水産大臣の承認を受けた同項に規定する登録規程に基づく政令で定める登録がされている肉用牛（第六十七条の三第一項に規定する肉用牛をいう。以下この項において同じ。）又はその売却価額が百万円未満である肉用牛に該当するものをいう。以下この条において同じ。）があるときは、当該農業生産法人の当該免税対象飼育牛の当該売却による利益の額に相当する金額は、当該売却をした日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一　家畜取引法第二条第三項に規定する家畜市場、中央卸売市場その他政令で定める市場において行う売却　当該農業生産法人が飼育した肉用牛

二　農業協同組合又は農業協同組合連合会のうち政令で定めるものに委託して行う売却　当該農業生産法人が飼育した生産後一年未満の肉用牛

2　前項の規定は、連結確定申告書等に同項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該連結確定申告書等にその損金の額に算入する金額の計算に関する明細書並びに当該免税対象飼育牛の売却が同項各号に掲げる売却の方法により行われたこと及びその売却価額その他財務省令で定める事項を証する書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により損金の額に算入される額は、当該申告に係るその損金の額に算入されるべき金額に限るものとする。

3　税務署長は、前項の記載又は添付がない連結確定申告書等の提出があった場合においても、その記載又は添付がなかったことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類並びに同項の明細書及び証する書類の提出があった場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

4　前二項に定めるもののほか、免税対象飼育牛の売却による利益の額の計算方法その他第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

5　第一項の規定の適用を受けた連結親法人又はその連結子法人の同項の規定により損金の額に算入された金額は、法人税法第二条第十八号の二の規定の適用については同号イに規定する個別所得金額に、同法第八十一条の十三第二項及び第三項の規定の適用については

これらの規定に規定する連結所得等の金額に、それぞれ含まれるものとする。

（転廃業助成金等に係る課税の特例）

第六十八条の百二　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人である廃止業者等（第六十七条の四第一項に規定する廃止業者等をいう。以下この条において同じ。）が、その営む事業の廃止又は転換をすることとなることにより国若しくは地方公共団体の補助金（これに準ずるものを含む。）又は残存事業者等（当該事業と同種の事業を営む者で当該法令の制定等があった後においても引き続きその事業を営むもの及びその者が構成する団体をいう。）の拠出した補償金で、政令で定めるもの（以下この条において「転廃業助成金等」という。）の交付を受けた場合（当該転廃業助成金等の交付の目的に応じ当該廃止業者等の属する団体その他の者を通じて交付を受けた場合を含む。以下この条において同じ。）において、その交付を受けた日を含む連結事業年度において当該転廃業助成金等の金額のうち、当該連結親法人又はその連結子法人である廃止業者等の有する当該事業に係る機械その他の減価償却資産の減価をうめるための費用として政令で定めるものに対応する部分（以下この項において「減価補てん金」という。）の金額に相当する金額の範囲内で当該減価補てん金に係る機械その他の減価償却資産の帳簿価額を損金経理により減額したときは、その減額した金額に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人である廃止業者等が転廃業助成金等の交付を受けた場合において、当該転廃業助成金等の金額のうちその営む事業の廃止又は転換を助成するための費用として政令で定めるものに対応する部分（以下この条において「転廃業助成金」という。）の金額の全部又は一部に相当する金額をもって当該交付を受けた日を含む連結事業年度において固定資産の取得（建設及び製作を含む。以下この条において同じ。）又は改良をし、当該固定資産につき、当該連結事業年度終了の時において、その取得又は改良に充てた転廃業助成金の金額に相当する金額（以下この項において「圧縮限度額」という。）の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又はその帳簿価額を減額することに代えてその圧縮限度額以下の金額を損金経理により引当金勘定に繰り入れる方法（当該連結親法人又はその連結子法人である廃止業者等の確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により経理したときは、その減額し、又は経理した金額に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

3　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人である廃止業者等が、転廃業助成金等の交付を受け、その交付を受けた日を含む連結事業年度において適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立（その日以後に行われるものに限る。以下この条において「適格分社型分割等」という。）を行う場合において、当該連結事業年度開始の時から当該適格分社型分割等の直前の時までの期間内に当該転廃業助成金等の額のうち転廃業助成金の金額（その期間内に交付を受けたものに限る。）をもって固定資産の取得又は改良をし、その固定資産を当該適格分社型分割等により分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいう。以下この条において同じ。）に移転するときは、当該固定資産につき、その取得又は改良に充てた転廃業助成金に相当する金額の範囲内でその帳簿価額を減額したときに限り、当該減額をした金額に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

4　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人である廃止業者等が、転廃業助成金等の交付を受けた場合において、その交付を受けた日を含む連結事業年度終了の日の翌日から当該交付を受けた日以後二年を経過する日までの期間（工場等の建設に要する期間が通常二年を超えることその他の政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、政令で定める期間。以下この項及び第七項において「指定期間」という。）内に当該転廃業助成金等の額のうち転廃業助成金の金額（当該交付を受けた日を含む連結事業年度において当該金額の一部に相当する金額をもって固定資産の取得又は改良をした場合には、当該取得又は改良に充てられた金額を控除した金額。以下この条において同じ。）の全部又は一部に相当する金額をもって固定資産の取得又は改良をする見込みであるとき（当該連結親法人又はその連結子法人が被合併法人となる適格合併を行う場合において当該適格合併に係る合併法人が指定期間内に当該転廃業助成金の金額の全部又は一部をもって固定資産の取得又は改良をする見込みであるときその他の政令で定めるときを含む。）は、当該連結親法人又はその連結子法人である廃止業者等の当該交付を受けた日を含む連結事業年度の確定した決算において当該転廃業助成金の金額のうち固定資産の取得又は改良に充てようとするものの額を特別勘定として経理したときに限り、その経理した金額に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

5　前項の規定は、同項に規定する連結親法人又はその連結子法人の次の各号に掲げる連結事業年度における当該各号に定める連結法人については、適用しない。

一　連結親法人の解散の日を含む連結事業年度　当該連結親法人

二　連結子法人の解散の日を含む連結事業年度　その解散した連結子法人

三　合併（適格合併を除く。）の日の前日を含む連結事業年度　当該合併に係る被合併法人である連結法人

6　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人である廃止業者等が、転廃業助成金等の交付を受け、かつ、その交付を受けた日を含む連結事業年度において適格分社型分割等を行う場合において、当該適格分社型分割等に係る分割承継法人等において当該適格分社型分割等の日から当該交付を受けた日以後二年を経過する日までの期間（工場等の建設に要する期間が通常二年を超えることその他の政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、政令で定める期間）内に当該転廃業助成金等の額のうち転廃業助成金の金額の全部又は一部に相当する金額をもって固定資産の取得又は改良をする見込みであるときは、当該転廃業助成金の金額のうち当該分割承継法人等において固定資産の取得又は改良に充てようとするものの額の範囲内で前項の特別勘定に相当するもの（以下この条において「期中特別勘定」という。）を設けたときに限り、当該設けた期中特別勘定の金額に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

7　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が適格合併（連結子法人が被合併法人となる適格合併にあつては、その適格合併の日が法人税法第十五条の二第一項本文に規定する連結親法人事業年度開始の日（以下この項及び第十二項に

おいて「連結親法人事業年度開始の日」という。）である場合の当該適格合併に限る。）、適格分割（適格分割型分割にあつては、その適格分割型分割の日が連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格分割型分割に限る。）、適格現物出資又は適格事後設立（以下この条において「適格合併等」という。）を行つた場合には、次の各号に掲げる適格合併等の区分に応じ、当該各号に定める特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額は、当該適格合併等に係る合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人（以下この条において「合併法人等」という。）に引き継ぐものとする。

一　適格合併　当該適格合併直前において有する第四項の特別勘定の金額（連結事業年度に該当しない事業年度において設けた第六十七条の四第四項の特別勘定を含むものとし、既に益金の額に算入された、又は益金の額に算入されるべき金額がある場合には、これらの金額を控除した金額とする。以下この条において同じ。）

二　適格分割型分割　当該適格分割型分割直前において有する第四項の特別勘定の金額のうち当該適格分割型分割に係る分割承継法人が指定期間の末日までに当該特別勘定に係る転廃業助成金の金額をもつて固定資産の取得又は改良をすることが見込まれる場合における当該取得又は改良に充てようとする特別勘定の金額

三　適格分社型分割等　当該適格分社型分割等の直前において有する第四項の特別勘定の金額のうち当該適格分社型分割等に係る分割承継法人等が指定期間の末日までに当該特別勘定に係る転廃業助成金の金額をもつて固定資産の取得又は改良をすることが見込まれる場合における当該取得又は改良に充てようとする特別勘定の金額及び当該適格分社型分割等に際して設けた期中特別勘定の金額

8　前項の規定は、第四項の特別勘定（連結事業年度に該当しない事業年度において設けた第六十七条の四第四項の特別勘定を含む。以下この項において同じ。）及び期中特別勘定の双方を設けている連結親法人又はその連結子法人が適格分社型分割等により分割承継法人等に当該期中特別勘定の金額のみを引き継ぐ場合を除き、前項の連結親法人が適格分割、適格現物出資又は適格事後設立の日以後二月以内に当該適格分割、適格現物出資又は適格事後設立により分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を当該連結親法人の納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

9　第七項の規定により合併法人等が引継ぎを受けた特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額は、当該合併法人等が第四項の規定により設けている特別勘定の金額（当該合併法人等の適格合併等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない事業年度である場合には、第六十七条の四第四項の規定により設けている特別勘定の金額）とみなす。

10　第二項の規定は、第四項の特別勘定（連結事業年度に該当しない事業年度において設けた第六十七条の四第四項の特別勘定を含む。）を設けている連結親法人又はその連結子法人が、第四項に規定する指定期間（当該特別勘定の金額が第七項の規定により引継ぎを受けた期中特別勘定の金額である場合その他の政令で定める場合には、第六項に規定する期間その他の政令で定める期間。以下この条において「指定期間」という。）内に転廃業助成金等の額のうち転廃業助成金の金額で固定資産の取得又は改良に充てようとするものの全部又は一部に相当する金額をもつて固定資産の取得又は改良をした場合について準用する。この場合において、第二項中「当該連結事業年度終了の時において」とあるのは、「当該固定資産の取得又は改良をした日を含む連結事業年度終了の時において」と読み替えるものとする。

11　第三項の規定は、第四項の特別勘定（連結事業年度に該当しない事業年度において設けた第六十七条の四第四項の特別勘定を含む。）を設けている連結親法人又はその連結子法人が適格分社型分割等を行う場合において、当該連結親法人又はその連結子法人が当該適格分社型分割等の日を含む連結事業年度の指定期間内に転廃業助成金等の額のうち転廃業助成金の金額で固定資産の取得又は改良に充てようとするものの全部又は一部に相当する金額をもつて固定資産の取得又は改良をし、当該適格分社型分割等によりその固定資産を分割承継法人等に移転するときについて準用する。この場合において、第三項中「当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上」とあるのは、「当該固定資産の取得又は改良をした日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上」と読み替えるものとする。

12　第四項の特別勘定（連結事業年度に該当しない事業年度において設けた第六十七条の四第四項の特別勘定を含む。）を設けている連結親法人又はその連結子法人が次の各号に掲げる場合（第七項の規定により合併法人等に当該特別勘定を引き継ぐこととなつた場合を除く。）に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額は、その該当することとなつた日を含む連結事業年度（第五号に掲げる場合にあつては、その合併の日の前日を含む連結事業年度）の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一　指定期間内に第四項の特別勘定の金額の全部又は一部に相当する金額をもつて固定資産の取得又は改良に充てた場合　当該取得又は改良に充てた金額に相当する金額

二　指定期間内に第四項の特別勘定の金額を前号の規定に該当する場合以外の場合に取り崩した場合　当該取り崩した金額

三　指定期間を経過する日において、第四項の特別勘定の金額を有している場合　当該特別勘定の金額

四　指定期間内に解散した場合（合併により解散した場合を除き、連結子法人の解散にあつてはその解散の日が連結事業年度終了の日である場合に限る。）において、その解散した連結親法人又は当該連結子法人が第四項の特別勘定の金額を有しているとき。　当該特別勘定の金額

五　指定期間内に当該連結親法人又はその連結子法人が被合併法人となる合併（連結子法人が被合併法人となる合併にあつては、その合併の日が連結親法人事業年度開始の日である場合の当該合併に限る。）を行つた場合において、その被合併法人である当該連結親法人又は当該連結子法人が第四項の特別勘定の金額を有しているとき。　当該特別勘定の金額

13　第二項（第十項において準用する場合を含む。次項及び第十五項において同じ。）又は第三項（第十一項において準用する場合を含む。次項及び第十五項において同じ。）の規定の適用を受けた固定資産については、第六十八条の四十二第一項各号に掲げる規定（第六十八条の三十及び第六十八条の三十一第一項並びにこれらの規定に係る第六十八条の四十一の規定を除く。）は、適用しない。

14　第二項又は第三項の規定の適用を受けた固定資産について法人税に関する法令の規定を適用する場合には、これらの規定により各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額は、当該固定資産の取得

価額に算入しない。

15　適格合併等により第二項又は第三項の規定の適用を受けた固定資産（連結事業年度に該当しない事業年度において第六十七条の四第二項（同条第九項において準用する場合を含む。）又は同条第三項（同条第十項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けた固定資産を含む。）の移転を受けた当該適格合併等に係る合併法人等が当該固定資産について法人税に関する法令の規定を適用する場合には、当該適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人において当該固定資産の取得価額に算入されなかった金額は、当該固定資産の取得価額に算入しない。

16　第一項、第二項、第四項又は第十項の規定は、連結確定申告書等にこれらの規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該連結確定申告書等にその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書その他財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

17　税務署長は、前項の記載又は添付がない連結確定申告書等の提出があった場合においても、その記載又は添付がなかったことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類並びに同項の明細書及び財務省令で定める書類の提出があった場合に限り、第一項、第二項、第四項又は第十項の規定を適用することができる。

18　第三項の規定は、同項の連結親法人が適格分社型分割等の日以後二月以内に同項に規定する減額した金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を当該連結親法人の納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。同項の規定を第十一項の規定により読み替えて適用する場合についても、同様とする。

19　第六項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする連結親法人又はその連結子法人が適格分社型分割等の日以後二月以内に期中特別勘定の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を当該連結親法人の納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

20　第一項から第四項まで、第六項及び第十項から第十二項までの規定により損金の額又は益金の額に算入される金額がある場合における法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他第一項から第十二項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例）

第六十八条の百三　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が支払を受ける第三条の二に規定する特定株式投資信託の収益の分配に係る法人税法第八十一条の四の規定の適用については、同条第一項中「第二十三条第一項（受取配当等の益金不算入）」とあるのは、「租税特別措置法第六十七条の六第一項（特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例）の規定により読み替えて適用する第二十三条第一項（受取配当等の益金不算入）」とする。

（株式交換又は株式移転に係る課税の特例）

第六十八条の百四　特定子会社（第六十七条の九第一項に規定する特定子会社をいう。次項において同じ。）の株主である連結法人が、その有する特定子会社株式（同条第一項に規定する特定子会社株式をいう。以下この項において同じ。）につき株式交換等（同条第一項に規定する株式交換等をいう。以下この項において同じ。）による移転があった場合において、当該株式交換等により特定親会社（同条第一項に規定する特定親会社をいう。）から新株の割当て（当該株式交換等による交付金銭等（同項に規定する交付金銭等をいう。）の交付を含むものとし、同項各号に掲げる要件を満たすものに限る。）を受けたときは、当該株式交換等に係る交換時（同項に規定する交換時をいう。以下この項において同じ。）の直前の旧株の簿価（同条第一項に規定する直前の旧株の簿価をいう。）を、その交換時における当該特定子会社株式の価額とみなして、当該連結法人の各連結事業年度の連結所得の金額を計算するものとする。

2　前項の規定の適用がある場合における特定子会社の株主であった法人が同項の移転により取得した新株の取得価額の計算その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の百五　第六十七条の十第一項に規定する株式移転が行われた場合において、連結法人である特定子会社（同項に規定する特定子会社をいう。第四項において同じ。）が特定親会社（同条第一項に規定する特定親会社をいう。）に対して子会社株式等（同条第二項に規定する子会社株式等をいう。以下この項において同じ。）の譲渡（法人税法第八十一条の十第一項の規定の適用があるものを除き、第六十七条の十第一項各号に掲げる要件を満たすものに限る。）をしたときは、その譲渡による利益の額に相当する金額（次項において「子会社株式等の譲渡利益相当額」という。）は、当該連結法人のその譲渡をした日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2　前項の規定は、連結確定申告書等に子会社株式等の譲渡利益相当額の損金算入に関する申告の記載がない場合には、適用しない。

3　税務署長は、前項の記載がない連結確定申告書等の提出があった場合においても、その記載がなかったことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類の提出があった場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

4　第一項の規定の適用を受けた特定子会社の同項の規定により損金の額に算入された金額は、法人税法第二条第十八号の二の規定の適用については同号イに規定する個別所得金額に、同法第八十一条の十三第二項及び第三項の規定の適用についてはこれらの規定に規定する連結所得等の金額に、それぞれ含まれるものとする。

5　第一項の規定の適用がある場合における同項の特定親会社が同項の譲渡により取得した同項の子会社株式等の取得価額の計算その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（特定目的会社から支払を受ける利益の配当等に係る課税の特例）

第六十八条の百六　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が第六十七条の十四第一項に規定する特定目的会社（次項において「特定目的会社」という。）から支払を受ける利益の配当の額は、法人税法第八十一条の四第一項に規定する配当等の額に該当しないものとみなす。

2　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の特定目的会社に対する現物出資による資産又は負債の移転については、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第六十二条の四第一項の規定は、適用しない。

3　第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が第六十七条の十四第九項に規定する旧特定目的会社から支払を受ける同項に規定する利益の配当の額について準用する。この場

合において、第一項の規定の技術的読替えは政令で定める。

（投資法人から支払を受ける配当等に係る課税の特例）

第六十八条の百七　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が第六十七条の十五第二項に規定する投資法人から支払を受ける配当等の額は、法人税法第八十一条の四第一項に規定する配当等の額に該当しないものとみなす。

（特定の協同組合等である連結親法人の法人税率の特例）

第六十八条の百八　法人税法第二条第七号に規定する協同組合等（特定の地区又は地域に係るものに限る。）である連結親法人の連結事業年度が、次の各号に掲げる要件のすべてに該当する場合における当該協同組合等である連結親法人の各連結事業年度の連結所得に係る同法その他法人税に関する法令の規定の適用については、法人税等負担軽減措置法第十六条第二項の表の第二号中「百分の二十三」とあるのは「百分の二十三（各連結事業年度の連結所得の金額のうち十億円（同法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度が一年に満たない協同組合等については、十億円に当該連結親法人事業年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額とする。）を超える部分の金額については、百分の二十六）」と、法人税法第八十一条の十二第五項中「前項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の百八第一項（特定の協同組合等である連結親法人の法人税率の特例）の規定により読み替えられた経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成十一年法律第八号）第十六条第二項の表の第二号（法人税率の特例）の規定により読み替えられた第三項」とする。

一　当該協同組合等である連結親法人の連結事業年度の総収入金額（固定資産の譲渡による収入金額その他の政令で定める収入金額を除く。）のうちに当該連結事業年度の物品供給事業（当該協同組合等の組合員その他の利用者に物品（動物その他の政令で定めるものを含む。）を供給する事業をいう。第三号において同じ。）に係る収入金額の占める割合が百分の五十を超えること。

二　当該協同組合等である連結親法人の連結事業年度終了の時における組合員その他の構成員の数が五十万人以上であること。

三　当該協同組合等である連結親法人の連結事業年度における物品供給事業のうち店舗において行われるものに係る収入金額が千億円に当該連結事業年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額以上であること。

2　前項第三号の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

3　第一項に規定する収入金額の計算その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（連結親法人である中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用等）

第六十八条の百九　法人税法第八十一条の十三第一項の規定は、連結法人（その連結親法人が次の各号に掲げるもので同族会社（同項に規定する同族会社をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）の当該各号に定める連結事業年度については、適用しない。

一　新事業創出促進法第二条第三項に規定する中小企業者に該当する連結親法人　当該連結親法人の設立の日として政令で定める日から十年を経過する日までの期間内の日を含む当該連結法人の各連結事業年度（法人税法第十五条の二第一項本文に規定する連結事業年度（第三項までにおいて「連結親法人事業年度」という。）が平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に開始するものに限る。）

二　新事業創出促進法第十一条の三第二項に規定する認定事業者に該当する連結親法人　連結事業年度終了の時において当該連結親法人が同項に規定する認定計画に従って同項の新事業分野開拓のための事業を実施している場合における当該連結法人の連結事業年度（連結親法人事業年度が平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に開始するものに限る。）

2　連結法人の各連結事業年度（連結親法人事業年度が平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に開始するものに限る。）終了の日においてその連結親法人が中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第二条第一項に規定する中小企業者に該当する場合において、当該連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人の当該連結事業年度開始の日前一年以内に開始した各連結事業年度の試験研究費の額と開発費の額との合計額を合計した金額の収入金額を合計した金額に対する割合として政令で定める割合が百分の三を超えるときは、当該連結事業年度（法人税法第四条の三第十項に規定する完全支配関係を有することとなった日又は同条第十一項前段に規定する完全支配関係を有することとなった場合における同項各号に定める日を含む連結事業年度、同法第四条の五第二項に規定する承認を取り消されたものとみなされた日（同項第四号又は第五号に定める日に限る。）を含む連結事業年度その他の政令で定める連結事業年度を除く。）については、法人税法第八十一条の十三第一項の規定は、適用しない。

3　連結法人（その連結親法人の当該連結事業年度終了の時における資本又は出資の金額が一億円以下のものに限る。）の各連結事業年度（連結親法人事業年度が平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に開始するものに限る。）における法人税法第八十一条の十三の規定の適用については、同条第一項中「合計額を加算した金額」とあるのは、「合計額の百分の九十五に相当する金額を加算した金額」とする。

4　第一項の規定は、連結確定申告書（法人税法第二条第三十一号の三に規定する連結確定申告書をいう。次項において同じ。）に財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

5　税務署長は、前項の添付がない連結確定申告書の提出があった場合においても、その添付がなかったことについてやむを得ない事情があると認めるときは、同項の財務省令で定める書類の提出があった場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

6　前二項に定めるもののほか、第一項から第三項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（連結法人の受ける特定目的信託の利益の分配に係る課税の特例）

第六十八条の百十　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が受ける第六十八条の三の三第一項に規定する特定目的信託の利益の分配の額は、法人税法第八十一条の四第一項に規定する配当等の額に該当しないものとみなす。

（連結法人の受ける特定投資信託の収益の分配に係る課税の特例）

第六十八条の百十一　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が受ける第六十八条の三の四第十項に規定する特定投資信託の収益の分配の額は、法人税法第八十一条の四第一項に規定する配当

等の額に該当しないものとみなす。

第九十三条第一項中「場合を含む。）に」を「場合並びに同法第八十一条の二十三第二項並びに第八十一条の二十四第三項及び第六項において準用する場合を含む。）に」に改める。

第九十七条の表都道府県の項中「第十五号の上欄に規定する指定の事務」の下に「、第六十八条の六十九第三項第五号イ、第六号及び第七号イに規定する認定の事務」を加え、同表市町村の項中「並びに第六十三条第三項第七号イ及びロ」を「、第六十三条第三項第七号イ及びロ並びに第六十八条の六十九第三項第七号イ及びロ」に改める。

（阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正）

第四条　阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成七年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第六号の次に次の一号を加える。

六の二　連結事業年度　法人税法第十五条の二に規定する連結事業年度をいう。

第二条第二項第十六号の次に次の一号を加える。

十六の二　分割型分割　法人税法第二条第十二号の九に規定する分割型分割をいう。

第二条第二項第十七号の次に次の一号を加える。

十七の二　連結法人　法人税法第二条第十二号の七の四に規定する連結法人をいう。

第二条第二項第二十二号の次に次の四号を加える。

二十二の二　連結親法人　法人税法第二条第十二号の七の二に規定する連結親法人をいう。

二十二の三　連結子法人　法人税法第二条第十二号の七の三に規定する連結子法人をいう。

二十二の四　連結完全支配関係　法人税法第二条第十二号の七の五に規定する連結完全支配関係をいう。

二十二の五　連結所得　法人税法第二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。

第十七条第二項中「前項の規定」の下に「（当該適格合併、適格分割又は適格現物出資（以下この項において「適格合併等」という。）に係る被合併法人、分割法人又は現物出資法人の当該適格合併等の日（適格合併又は適格分割型分割にあっては、当該適格合併又は適格分割型分割の日の前日）を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合（以下この項において「連結法人から引継ぎを受けた場合」という。）には、第二十六条の二第一項の規定）」を、「受けている被災者向け優良賃貸住宅」の下に「（連結法人から引継ぎを受けた場合には、同条第一項に規定する被災者向け優良賃貸住宅）」を加え、「同項の供用日」を「前項の供用日」に改め、「供用期間」の下に「（連結法人から引継ぎを受けた場合には、同条第一項に規定する供用期間）」を加え、同条第三項を次のように改める。

3　第一項の規定の適用を受けた被災者向け優良賃貸住宅（第二十六条の二第一項の規定の適用を受けた被災者向け優良賃貸住宅を含む。）については、租税特別措置法第五十二条の二第一項中「又は第四十四条の九から第四十八条まで」とあるのは「若しくは第四十四条の九から第四十八条まで又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この条において「震災特例法」という。）第十七条第一項」と、「特別償却に関する規定の適用」とあるのは「特別償却に関する規定又は震災特例法第二十六条の二第一項の規定の適用」と、同条第二項中「特別償却に関する規定を含む」とあるのは「特別償却に関する規定又は震災特例法第二十六条の二第一項の規定を含む」と、同条第五項中「特別償却に関する規定」とあるのは「特別償却に関する規定又は震災特例法第二十六条の二第一項の規定の適用を受けることができる法人については、租税特別措置法第五十二条の三第一項の特別償却に関する規定には第一項の規定を含むものとみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同条における同法第六十八条の四十一の規定は、第二十六条の二第五項前段の規定によりみなして適用される同法第六十八条の四十一の規定とする。

第十七条に次の一項を加える。

7　第四項及び前項に定めるもののほか、第一項から第三項まで及び第五項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十八条第二項を次のように改める。

2　前項の規定の適用を受けた被災代替資産等（第二十六条の三第一項の規定の適用を受けた同項に規定する被災代替資産等を含む。）については、租税特別措置法第五十二条の二第一項中「又は第四十四条の九から第四十八条まで」とあるのは「若しくは第四十四条の九から第四十八条まで又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この条において「震災特例法」という。）第十八条第一項」と、「特別償却に関する規定の適用」とあるのは「特別償却に関する規定又は震災特例法第二十六条の三第一項の規定の適用」と、同条第二項中「特別償却に関する規定を含む」とあるのは「特別償却に関する規定又は震災特例法第二十六条の三第一項の規定を含む」と、同条第五項中「特別償却に関する規定」とあるのは「特別償却に関する規定又は震災特例法第二十六条の三第一項の規定。」として、同条の規定を適用する。

第十八条第四項を次のように改める。

4　第一項の規定の適用を受けることができる法人については、租税特別措置法第五十二条の三第一項の特別償却に関する規定には第一項の規定を含むものとみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同条における同法第六十八条の四十一の規定は、第二十六条の三第四項前段の規定によりみなして適用される同法第六十八条の四十一の規定とする。

第二十条第一項中「掲げる資産（」の下に「第四項及び第十項並びに次条第十三項及び第十四項を除き、」を加え、「。以下この条及び次条」を「。第三項及び第七項」に、「次条第七項において同じ。）、又は」を「）又は」に改め、「及び次条第七項」を削り、同条第四項中「法人が、買換資産」を「法人（連結事業年度において第二十六条の五第一項の規定の適用を受けたものを含む。）が、第一項に規定する買換資産（同条第一項に規定する買換資産（以下この項において「連結買換資産」という。）を含む。）」に改め、「規定する地域」の下に「（当該買換資産が連結買換資産である場合には、同条第一項の表の各号の下欄に規定する地域）」を、「法人の事業の用」の下に「（第一項の表の下欄又は同条第一項の表の下欄に掲げる被災区域である土地等については、その法人の事業の用）」を加え、「次条第十二項において同じ。」を削り、「算入された金額」の下に「（当該買換資産が連結買換資産である場合には、第二十六条の五第一項の規定により損金の額に算入された金額）」を加え、同条第七項中「次条第八項において同じ。」を削り、同条第十項中「受けた買換資産」を「受けたこれらの規定に規定する買換資産（連結事業年度において第二十六条の五第一項又は第七項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する買換資産（以下この項及び次項において「連結買換資産」という。）を含む。）」に改め、「受けた合併法人等」の

下に「（当該適格合併等の後において連結法人に該当するものを除く。）」を、「規定する地域」の下に「（当該買換資産が連結買換資産である場合には、同条第一項の表の各号の下欄に規定する地域）」を加え、「同表の下欄」を「第一項の表の下欄又は同条第一項の表の下欄」に、「の用。次条第十三項において同じ。」を「の用」に、「除く。次条第十三項において同じ。」を「除く。」に改め、「算入された金額」の下に「（当該買換資産が連結買換資産である場合には、同条第一項又は第七項の規定により当該被合併法人等において損金の額に算入された金額）」を加え、同条第十一項中「買換資産」の下に「（連結買換資産を含む。）」を加え、同条第十二項中「適用」を「規定の適用」に改める。

第二十一条第一項中「事業年度（」の下に「解散の日を含む事業年度及び」を、「法人の事業の用」の下に「（同表の下欄に掲げる被災区域である土地等については、その法人の事業の用）」を加え、同条第二項中「第一項に」を「前項に」に、「係る同項」を「係る前条第一項」に、「下欄に掲げる資産」を「買換資産」に、「で同項」を「で前項」に改め、同条第四項中「この項及び第十三項」を「この条」に改め、「行った場合」の下に「（第二十六条の六第五項に規定する場合を除く。）」を加え、同項第一号中「特別勘定の金額（」の下に「連結事業年度において設けた第二十六条の六第一項の特別勘定の金額を含むものとし、」を、「控除した金額」の下に「とする」を加え、同条第五項中「第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第二十六条の六第一項の特別勘定を含む。）」を加え、同条第六項中「第一項の」を削り、「同項の規定」を「第一項の規定」に、「同項の特別勘定の金額」を「特別勘定の金額（当該合併法人等の適格合併等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第二十六条の六第一項の規定により設けている特別勘定の金額）」に改め、同条第七項中「、第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第二十六条の六第一項の特別勘定を含む。）」を加え、「同項に」を「第一項に」に、「に第一項の特別勘定」を「に当該特別勘定」に、「に供したとき、又は供する見込みであるとき」を「（同表の下欄に掲げる被災区域である土地等については、その法人の事業の用）に供したとき（当該取得の日を含む事業年度において当該事業の用に供しなくなったときを除く。）又は供する見込みであるとき（適格合併により当該買換資産を合併法人に移転する場合において当該合併法人が当該買換資産を当該適格合併により移転を受ける当該各号の下欄に規定する地域内にある事業の用（同表の下欄に掲げる被災区域である土地等については、その移転を受ける事業の用）に供する見込みであるときその他の政令で定めるときを含む。）」に改め、同条第八項中「第一項の特別勘定」の下に「（連結事業年度において設けた第二十六条の六第一項の特別勘定を含む。）」を加え、「同項の特別勘定に係る」を「当該特別勘定に係る前条第一項の表の各号の」に改め、「により当該買換資産」の下に「（当該各号の下欄に規定する地域内にある当該法人の事業の用（同表の下欄に掲げる被災区域である土地等については、その法人の事業の用）に供し、かつ、当該適格分社型分割等の直前まで引き続き当該事業の用に供しているもの又は当該取得の日から一年以内に当該適格分社型分割等に係る分割承継法人等において当該適格分社型分割等により移転を受ける当該各号の下欄に規定する地域内にある事業の用（同表の下欄に掲げる被災区域である土地等については、その移転を受ける事業の用）に供することが見込まれるものに限る。）」を加え、「同項中」を「同条第七項中」に改め、同条第十五項中「第三項から前項まで」を「前二項」に、「第一項及び第二項」を「第一項から第十四項までの規定」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十四項中「、第八項及び第十三項」を「及び第八項」に改め、同項を同条第十五項とし、同項の次に次の一項を加える。

16　租税特別措置法第六十五条の七第十三項の規定は、第七項又は第八項の規定の適用を受けた買換資産（連結買換資産を含む。）について準用する。

第二十一条第十三項中「受けた買換資産」を「受けたこれらの規定に規定する買換資産（連結事業年度において第二十六条の六第八項又は第九項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する買換資産（以下この項及び第十六項において「連結買換資産」という。）を含む。）」に改め、「受けた合併法人等」の下に「（当該適格合併等の後において連結法人に該当するものを除く。）」を加え、「同条第一項」を「前条第一項」に改め、「規定する地域」の下に「（当該買換資産が連結買換資産である場合には、第二十六条の五第一項の表の各号の下欄に規定する地域）」を、「事業の用」の下に「（前条第一項の表の下欄又は第二十六条の五第一項の表の下欄に掲げる被災区域である土地等については、その移転を受けた事業の用）を、「供しなくなった場合」の下に「（適格合併等により当該買換資産を合併法人等に移転する場合を除く。）」を加え、同項を同条第十四項とし、同条第十三項中「法人が、買換資産」を「法人（連結事業年度において第二十六条の六第八項の規定の適用を受けたものを含む。）が、第七項に規定する買換資産（当該連結事業年度において第二十六条の六第八項の規定の適用を受けた同項に規定する買換資産（以下この項において「連結買換資産」という。）を含む。）に、「同条第一項」を「前条第一項」に改め、「規定する地域」の下に「（当該買換資産（連結買換資産を含む。）が連結事業年度において第二十六条の六第一項の表の下欄に掲げる被災区域である土地等については、その法人の事業の用）」を、「供しなくなった場合」の下に「（適格合併等により当該買換資産を合併法人等に移転する場合を除く。）」を加え、同項を同条第十三項とし、同条第十項中「第一項の特別勘定を」を「第一項の特別勘定（連結事業年度において設けた第二十六条の六第一項の特別勘定を含む。）を」に改め、同項第一号中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項の次に次の一項を加える。

10　第一項の特別勘定（連結事業年度において設けた第二十六条の六第一項の特別勘定を含む。）を設けている法人が、法人税法第六十一条の十一第一項に規定する他の内国法人のうち同項に規定する完全支配関係を有するもの又は同法第六十一条の十二第一項に規定する他の内国法人に該当することとなった場合において、同法第六十一条の十一第一項に規定する連結開始直前事業年度又は同法第六十一条の十二第一項に規定する連結加入直前事業年度終了の時に第一項の特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該連結開始直前事業年度又は当該連結加入直前事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第二十六条の次に次の六条を加える。

（連結法人の被災者向け優良賃貸住宅の割増償却）

第二十六条の二　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、平成七年四月一日から平成十二年三月三十一日までの間に第十七条第一項に規定する特定住宅被災市町村の区域内において平成七年四月一日以後に新築された同項に規定する被災者向け優良賃貸住宅（以下この条において「被災者向け優良賃貸住宅」という。）を取得し、又は被災者向け優良賃貸住宅を新築し

て、これを賃貸の用に供した場合には、当該連結親法人又はその連結子法人の賃貸の用に供した日（以下この項において「供用日」という。）以後五年以内の日を含む各連結事業年度の当該被災者向け優良賃貸住宅に係る償却費として損金の額に算入する金額の限度額（以下この条及び次条において「償却限度額」という。）は、供用日以後五年以内（次項において「供用期間」という。）でその用に供している期間に限り、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定（第三項の規定により読み替えられた租税特別措置法第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該被災者向け優良賃貸住宅の普通償却限度額（法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項に規定する償却限度額又は同条第二項に規定する償却限度額に相当する金額をいい、第三項の規定により読み替えられた租税特別措置法第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額をいう。）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の五十（当該被災者向け優良賃貸住宅のうちその新築の時において法人税法の規定により定められている耐用年数が三十五年以上であるものについては、百分の七十）に相当する金額をいう。）との合計額（第三項の規定により読み替えられた租税特別措置法第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

2　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立により前項の規定（当該適格合併、適格分割又は適格現物出資（以下この項において「適格合併等」という。）に係る被合併法人、分割法人又は現物出資法人の当該適格合併等の日（適格合併又は適格分割型分割にあっては、当該適格合併又は適格分割型分割の日の前日）を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合（以下この項において「連結法人以外の法人等から引継ぎを受けた場合」という。）には、第十七条第一項の規定）の適用を受けている被災者向け優良賃貸住宅（連結法人以外の法人等から引継ぎを受けた場合には、同条第一項に規定する被災者向け優良賃貸住宅）の移転を受け、これを当該連結親法人又はその連結子法人の賃貸の用に供した場合には、当該移転を受けた連結親法人又はその連結子法人が前項の供用日に当該被災者向け優良賃貸住宅を取得し、又は新築して、これを当該供用日に当該連結親法人又はその連結子法人の賃貸の用に供したものとみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項に規定するその用に供している期間は、当該移転の日から供用期間（連結法人以外の法人等から引継ぎを受けた場合には、同条第一項に規定する供用期間）の末日までの期間内で当該連結親法人又はその連結子法人自らがその用に供している期間とする。

3　第一項の規定の適用を受けた被災者向け優良賃貸住宅（第十七条第一項の規定の適用を受けた被災者向け優良賃貸住宅を含む。）については、租税特別措置法第六十八条の四十第一項中「又は第六十八条の十六から第六十八条の三十六まで」とあるのは「若しくは第六十八条の十六から第六十八条の三十六まで又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この条において「震災特例法」という。）第二十六条の二第一項」と、「特別償却に関する規定の適用」とあるのは「特別償却に関する規定又は震災特例法第十七条第一項の規定の適用」と、同条第二項中「特別償却に関する規定を含む」と、同条第五項中「特別償却に関する規定。」とあるのは「特別償却に関する規定又は震災特例法第十七条第一項の規定。」として、同条の規定を適用する。

4　第一項の規定は、連結確定申告書等（法人税法第二条第三十一号の二に規定する連結中間申告書で同法第八十一条の二十第一項各号に掲げる事項を記載したもの及び同法第二条第三十一号の三に規定する連結確定申告書をいう。以下この項において同じ。）に第一項に規定する償却限度額の計算に関する明細書の添付がない場合には、適用しない。ただし、当該添付がない連結確定申告書等の提出があった場合においても、その添付がなかったことにつき税務署長がやむを得ない事情があると認める場合において、当該明細書の提出があったときは、この限りでない。

5　第一項の規定の適用を受けることができる連結親法人又はその連結子法人については、租税特別措置法第六十八条の四十一第一項の特別償却に関する規定には第一項の規定を含むものとみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同条における同法第五十二条の三の規定は、第十七条第五項前段の規定によりみなして適用される同法第五十二条の三の規定とする。

6　第一項の規定の適用を受けた被災者向け優良賃貸住宅については、租税特別措置法第六十八条の四十二第一項第二号中「又は第六十八条の十四から第六十八条の三十七までの規定」とあるのは、「若しくは第六十八条の十四から第六十八条の三十七まで又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十六条の二の規定」として、同法、この法律その他法人税に関する法令の規定を適用する。

7　第四項及び前項に定めるもののほか、第一項から第三項まで及び第五項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（連結法人の被災代替資産等の特別償却）

第二十六条の三　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、平成十四年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に、次の表の各号の上欄に掲げる減価償却資産で阪神・淡路大震災により滅失し、若しくは損壊した建物（その附属設備を含む。以下この項において同じ。）、構築物若しくは機械及び装置に代わるものとして政令で定めるものに該当するものの取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この項において同じ。）をして、これを当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用（機械及び装置にあっては貸付けの用を除く。）に供した場合又は同欄に掲げる減価償却資産の取得等をして、これを第十八条第一項に規定する被災区域及び当該被災区域である土地に付随して一体的に使用される土地の区域内において当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用（機械及び装置にあっては貸付けの用を除く。）に供した場合には、その用に供した日を含む連結事業年度のこれらの減価償却資産（前条の規定又は同条の規定に係る租税特別措置法第六十八条の四十一の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「被災代替資産等」という。）の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、同条第一項に規定する償却限度額に

相当する金額と特別償却限度額（当該被災代替資産等の取得価額に当該被災代替資産等の同表の各号の上欄に掲げる資産の区分に応じ当該各号の中欄に掲げる割合（当該連結親法人又はその連結子法人が租税特別措置法第六十八条の九第二項に規定する中小連結法人又は連結親法人である同項に規定する農業協同組合等である場合には、当該各号の下欄に掲げる割合）を乗じて計算した金額をいう。）との合計額とする。

資産	割合	割合
一　建物又は構築物（増築された建物又は構築物のその増築部分を含む。）でその建設の後事業の用に供されたことのないもの	百分の十	百分の十二
二　機械及び装置でその製作の後事業の用に供されたことのないもの	百分の二十	百分の二十四

2　前項の規定の適用を受けた被災代替資産等（第十八条第一項の規定の適用を受けた同項に規定する被災代替資産等を含む。）については、租税特別措置法第六十八条の四十第一項中「又は第六十八条の十六から第六十八条の三十六まで」とあるのは「若しくは第六十八条の十六から第六十八条の三十六まで又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この条において「震災特例法」という。）第二十六条の三第一項」と、「特別償却に関する規定の適用」とあるのは「特別償却に関する規定又は震災特例法第十八条第一項の規定の適用」と、同条第二項中「特別償却に関する規定を含む」とあるのは「特別償却に関する規定又は震災特例法第十八条第一項の規定を含む」と、同条第五項中「特別償却に関する規定。」とあるのは「特別償却に関する規定又は震災特例法第十八条第一項の規定。」として、同条の規定を適用する。

3　前条第四項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

4　第一項の規定の適用を受けることができる連結親法人又はその連結子法人については、租税特別措置法第六十八条の四十一第一項の特別償却に関する規定には第一項の規定を含むものとみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同条における同法第五十二条の三の規定は、第十八条第四項前段の規定によりみなして適用される同法第五十二条の三の規定とする。

5　第一項の規定の適用を受けた被災代替資産等については、租税特別措置法第六十八条の四十二第一項第二号中「又は第六十八条の十四から第六十八条の三十七まで又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十六条の三の規定」とあるのは、「若しくは第六十八条の十四から第六十八条の三十七まで又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十六条の三の規定」として、同法、この法律その他法人税に関する法令の規定を適用する。

（連結法人の被災市街地復興土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除の特例等）

第二十六条の四　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の有する土地又は土地の上に存する権利（棚卸資産を除く。以下この条において「土地等」という。）で第十九条第一項各号に規定するもののについて当該各号に掲げる場合に該当することとなった場合には、当該各号に規定する土地等は租税特別措置法第六十四条第一項第二号に規定する資産に、当該各号に規定する買取りは同項第二号に規定する買取りに、当該各号に規定する対価は同項第二号に規定する対価に、当該各号に掲げる場合は同項第二号に掲げる場合にそれぞれ該当するものとみなして、同法第六十八条の七十並びに第六十八条の七十一及び第六十八条の七十三の規定を適用する。

2　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の有する土地等で特定被災市街地復興推進地域（第十九条第一項第一号に規定する特定被災市街地復興推進地域をいう。次項において同じ。）内にあるものが同条第三項各号に掲げる場合に該当することとなった場合には、当該各号に掲げる場合は、租税特別措置法第六十五条の四第一項第一号に掲げる場合に該当するものとみなして、同法第六十八条の七十五の規定を適用する。

3　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の有する土地等で特定被災市街地復興推進地域内にあるものが第十九条第三項第二号に掲げる場合に該当することとなった場合には、同号に規定する保留地が定められた場合は租税特別措置法第六十五条第一項に規定する保留地が定められた場合に該当するものとみなし、かつ、同号に規定する保留地の対価の額は第六十八条の七十二第一項及び第二項第一号に規定する保留地の対価の額に該当するものとみなして、同条第一項の規定を適用する。

4　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、土地開発公社に対しその有する土地等で第十九条第五項各号に掲げるものの譲渡をした場合において、当該譲渡に係る土地等が都市基盤整備公団が施行する当該各号に定める事業の用に供されるものであるときは、当該土地等の譲渡は、租税特別措置法第六十二条の三第四項第二号に掲げる土地等の譲渡に該当するものとみなして、同法第六十八条の六十八の規定を適用する。

5　第一項の規定の適用がある場合における同項の規定と租税特別措置法第三章第十九節第二款の規定との調整その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（連結法人の特定の資産の買換えの場合の課税の特例）

第二十六条の五　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成十四年四月一日から平成十七年三月三十一日までの期間（第七項において「対象期間」という。）内に、その有する資産（棚卸資産を除く。以下この条から第二十六条の七までにおいて同じ。）で次の表の各号の上欄に掲げるものの譲渡をした場合において、当該譲渡の日を含む連結事業年度において、当該各号の下欄に掲げる資産（第四項及び第十項並びに次条第十三項及び第十四項を除き、以下この条及び次条において「買換資産」という。）の取得（建設及び製作を含むものとし、合併、分割、贈与、交換、出資又は適格事後設立によるものその他政令で定めるものを除く。以下この条（同表を除く。）及び次条において同じ。）をし、かつ、当該取得の日から一年以内に、当該買換資産を当該各号の下欄に規定する地域内にある当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用（同表の下欄に掲げる被災区域である土地又はその土地の上に存する権

利（以下この条及び次条において「土地等」という。）については、その連結親法人又はその連結子法人の事業の用。第三項及び第七項において同じ。）に供したとき（当該連結事業年度において当該事業の用に供しなくなったときを除く。）又は供する見込みであるとき（適格合併により当該買換資産を合併法人に移転する場合において当該合併法人が当該買換資産を当該適格合併により移転を受ける当該各号の下欄に規定する地域内にある事業の用（同表の下欄に掲げる被災区域である土地等については、その移転を受ける事業の用）に供する見込みであるときその他の政令で定めるときを含む。第三項において同じ。）は、当該買換資産につき、当該連結事業年度終了の時において、その圧縮基礎取得価額に差益割合を乗じて計算した金額に相当する金額（当該買換資産が同表の第四号の買換資産である場合には、当該計算した金額の百分の八十に相当する金額。以下この項及び第七項において「圧縮限度額」という。）の範囲内でその帳簿価額を損金経理（法人税法第八十一条の二十第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあっては、同項に規定する期間に係る各連結法人の決算において費用又は損失として経理することをいう。以下この項において同じ。）により減額し、又はその帳簿価額を減額することに代えてその圧縮限度額以下の金額を損金経理により引当金勘定に繰り入れる方法（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算（同号に掲げる金額を計算する場合にあっては、同条第一項に規定する期間に係る各連結法人の決算。次条において同じ。）において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により経理したときに限り、その減額し、又は経理した金額に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

譲渡資産	買換資産
一　被災区域（第十八条第一項に規定する被災区域をいう。以下この表において同じ。）である土地若しくはその土地の上に存する権利又はこれらとともに譲渡をするその土地の区域内にある建物（その附属設備を含む。以下この表において同じ。）若しくは構築物で、当該連結親法人又はその連結子法人により平成七年一月十七日前に取得（建設を含む。次号において同じ。）がされたもの	国内にある土地等又は国内にある事業の用に供される減価償却資産
二　被災区域である土地以外の土地の区域（国内に限る。以下この表において「被災区域外の区域」という。）内にある土地等、建物又は構築物	次に掲げる資産 イ　被災区域である土地（当該連結親法人又はその連結子法人が平成七年一月十七日前に取得をし、現に有しているものに限る。）の上に存する権利又はその土地の区域内にある事業の用に供される減価償却資産
	ロ　被災区域である土地（当該連結親法人又はその連結子法人が平成七年一月十七日前に取得をし、現に有している土地の上に存する権利に係るものに限る。）又はその土地の区域内にある事業の用に供される減価償却資産
三　被災区域外の区域内にある土地等、建物又は構築物	既成都市区域（近畿圏整備法第二条第三項に規定する既成都市区域をいう。次号において同じ。）以外の地域内にある被災区域である土地若しくはその土地の上に存する権利又はその土地の区域内にある事業の用に供される減価償却資産
四　被災区域外の区域内にある土地等、建物又は構築物	既成都市区域内にある被災区域である土地若しくはその土地の上に存する権利又はその土地の区域内にある事業の用に供される減価償却資産

2　前項の規定を適用する場合において、当該連結事業年度において取得をした買換資産（次項の規定により前項の規定の適用を受ける買換資産を含む。）のうちに土地等があり、かつ、当該土地等をそれぞれ同項の表の各号の下欄ごとに区分し、当該区分ごとに計算した当該土地等に係る面積が、当該連結事業年度において譲渡をした当該各号の上欄に掲げる土地等に係る面積を基礎として政令で定めるところにより計算した面積を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該買換資産である土地等のうちその超える部分の面積に対応するものは、同項の買換資産に該当しないものとする。

3　第一項に規定する場合において、当該連結親法人又はその連結子法人が、その有する資産で同項の表の各号の上欄に掲げるものの譲渡をした日を含む連結事業年度開始の日前一年（工場等の建設に要する期間が通常一年を超えることその他の政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、政令で定める期間）以内に当該各号の買換資産の取得をし、かつ、当該取得の日から一年以内に、当該買換資産を当該各号の下欄に規定する地域内にある当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供したとき（当該連結事業年度終了の日と当該取得の日から一年を経過する日とのいずれか早い日までに当該事業の用に供しなくなったときを除く。）又は供する見込みであるときは、当該連結親法人又はその連結子法人は、政令で定めるところにより当該連結親法人の納税地の所轄税務署長にこの項の規定の適用を受ける旨の届出をした当該買換資産に限り、第一項の規定の適用を受けることができる。

4　第一項の規定の適用を受けた連結親法人又はその連結子法人（連結事業年度に該当しない事業年度において第二十条第一項の規定の適用を受けたものを含む。）が、第一項に規定する買換資産（同条第一項に規定する買換資

産（当該事業年度以降の事業年度において法人税法第六十一条の十一第一項又は第六十一条の十二第一項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する時価評価資産に該当するものを除く。以下この項において「単体買換資産」という。）を含む。）の取得をした日から一年以内に、当該買換資産を第一項の表の各号の下欄に規定する地域（当該買換資産が単体買換資産である場合には、第二十条第二項の表の各号の下欄に規定する地域）内にある当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用（第一項の表の下欄又は同条第一項の表の下欄に掲げる被災区域である土地等については、その連結親法人又はその連結子法人の事業の用）に供しない場合又は供しなくなった場合（適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（第十項において「適格合併等」という。）により当該買換資産を合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人（第十項において「合併法人等」という。）に移転する場合を除く。）には、政令で定めるところにより、当該買換資産につき第一項の規定により損金の額に算入された金額（当該買換資産が単体買換資産である場合には、第二十条第一項の規定により損金の額に算入された金額）に相当する金額は、当該取得の日から一年を経過する日又はその供しなくなった日を含む連結事業年度（適格合併に該当しない合併（連結子法人が被合併法人となる合併にあっては、その合併の日が同法第十五条の二第一項本文に規定する連結親法人事業年度開始の日である場合の当該合併に限る。第十項において同じ。）又は適格分割に該当しない分割型分割（その分割型分割の日が同条第一項本文に規定する連結親法人事業年度開始の日である場合の当該分割型分割に限る。第十項において同じ。）により当該買換資産を移転したことにより当該買換資産をその事業の用に供しなくなった場合には、当該合併又は分割型分割の日の前日を含む連結事業年度）の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

5　租税特別措置法第六十八条の七十八第五項及び第六項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

6　租税特別措置法第六十八条の七十八第七項及び第八項の規定は、第一項の規定の適用を受けた買換資産について準用する。この場合において、同条第八項中「第四項」とあるのは、「阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この条において「震災特例法」という。）第二十六条の五第四項」と読み替えるものとする。

7　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、対象期間内に第一項に規定する譲渡をし、かつ、その譲渡をした日を含む連結事業年度において適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立（その日以後に行われるものに限る。以下この条において「適格分社型分割等」という。）を行う場合において、当該連結事業年度開始の時から適格分社型分割等の直前の時までの間に同項の表の各号の買換資産の取得をし、当該適格分社型分割等により当該買換資産（当該各号の下欄に規定する地域内にある当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供し、かつ、当該適格分社型分割等の直前まで引き続き当該事業の用に供しているもの又は当該取得の日から一年以内に当該適格分社型分割等に係る分割承継法人、被現物出資法人若しくは被事後設立法人（以下この項において「分割承継法人等」という。）において当該適格分社型分割等により移転を受ける当該各号の下欄に規定する地域内にある事業の用（同表の下欄に掲げる被災区域である土地等については、その移転を受ける事業の用）に供することが見込まれるものに限る。）を当該分割承継法人等に移転するときは、当該買換資産につき、当該買換資産に係る圧縮限度額に相当する金額の範囲内でその帳簿価額を減額した場合に限り、当該減額した金額に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

8　第二項の規定は前項の規定を適用する場合について、第三項の規定は前項に規定する場合について、第六項前段の規定は前項の規定の適用を受けた買換資産について、それぞれ準用する。この場合において、第二項及び第三項の規定の適用に関する技術的読替えは、政令で定める。

9　第七項の規定は、同項の連結親法人が適格分社型分割等の日以後二月以内に同項に規定する減額した金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を当該連結親法人の納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

10　適格合併等により第一項又は第七項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する買換資産（連結事業年度に該当しない事業年度において第二十条第一項又は第七項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する買換資産（当該事業年度以後の事業年度において法人税法第六十一条の十一第一項又は第六十一条の十二第一項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する時価評価資産に該当するものを除く。以下この項及び次項において「単体買換資産」という。）を含む。）の移転を受けた合併法人等（当該適格合併等の後において連結法人に該当するものに限る。）が、当該適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人（以下この項において「被合併法人等」という。）が当該買換資産の取得をした日から一年以内に、当該買換資産を当該合併法人等の当該適格合併等により移転を受けた第一項の表の各号の下欄に規定する地域（当該買換資産が単体買換資産である場合には、第二十条第一項の表の各号の下欄に規定する地域）内にある事業の用（第一項の表の下欄又は同条第一項の表の下欄に掲げる被災区域である土地等については、その移転を受けた事業の用）に供しない場合又は供しなくなった場合（適格合併等により当該買換資産を合併法人等に移転する場合を除く。）には、政令で定めるところにより、当該買換資産につき第一項又は第七項の規定により当該被合併法人等において損金の額に算入された金額（当該買換資産が単体買換資産である場合には、同条第一項又は第七項の規定により当該被合併法人等において損金の額に算入された金額）に相当する金額は、当該取得の日から一年を経過する日又はその供しなくなった日を含む当該合併法人等の連結事業年度（適格合併に該当しない合併又は適格分割に該当しない分割型分割により当該買換資産を移転しその事業の用に供しなくなった場合には、当該合併又は分割型分割の日の前日を含む連結事業年度）の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

11　租税特別措置法第六十八条の七十八第十三項の規定は、第一項又は第七項の規定の適用を受けた買換資産（単体買換資産を含む。）について準用する。

12　第二項から前項まで（第七項を除く。）に定めるもののほか、第一項の譲渡をした資産が同項の表及び租税特別措置法第六十八条の七十八第一項の表の二以上の号の上欄に掲げる資産に該当する場合における第一項又は同条第一項の規定により損金の額に算入される金額の計算、第一項、第四項、第七項及び第十項の規定により損金の額又は益金の額に算入される金額がある場合における法人税法第八

十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他第一項及び第七項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

13　租税特別措置法第六十八条の七十八第十五項（第二号を除く。）の規定は、この条及び次条に規定する用語について準用する。この場合において、同項第三号中「第三項（第十項において準用する場合を含む。）の規定により買換資産とみなされた資産」とあるのは「震災特例法第二十六条の五第三項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定により同条第一項の規定の適用を受ける買換資産」と、同号ロ中「第一項の表」とあるのは「震災特例法第二十六条の五第一項の表」と、「次条第一項」とあるのは「震災特例法第二十六条の六第一項」と、同項第四号中「第一項」とあるのは「震災特例法第二十六条の五第一項」と読み替えるものとする。

（連結法人の特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例）

第二十六条の六　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、平成十四年四月一日から平成十七年三月三十一日までの期間（第三項において「対象期間」という。）内に、その有する資産で前条第一項の表の各号の上欄に掲げるものの譲渡をした場合において、当該譲渡をした日を含む連結事業年度終了の日の翌日から一年を経過する日までの期間（同条第三項に規定する政令で定めるやむを得ない事情があるため、当該期間内に当該各号の買換資産の取得をすることが困難である場合において、政令で定めるところにより当該連結親法人の納税地の所轄税務署長の承認を受けたときは、当該買換資産の取得をすることができるものとして、同日後二年以内において当該税務署長が認定した日までの期間。以下この項及び第五項において「取得指定期間」という。）内に当該各号の買換資産の取得をする見込みであり、かつ、当該取得の日から一年以内に当該買換資産を当該各号の下欄に規定する地域内にある当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用（同表の下欄に掲げる被災区域である土地等については、その連結親法人又はその連結子法人の事業の用）に供する見込みであるとき（当該連結親法人又はその連結子法人が被合併法人となる適格合併を行う場合において当該適格合併に係る合併法人が取得指定期間内に当該買換資産の取得をする見込みであり、かつ、当該取得の日から一年以内に当該合併法人において当該買換資産を当該適格合併により移転を受ける当該各号の下欄に規定する地域内にある事業の用（同表の下欄に掲げる被災区域である土地等については、その移転を受ける事業の用）に供する見込みであるときその他の政令で定めるときを含む。）は、当該譲渡をした資産の譲渡に係る対価の額のうち当該譲渡をした資産に係る当該各号の買換資産の取得に充てようとする額に差益割合を乗じて計算した金額に相当する金額（当該各号の買換資産が同表の第四号の買換資産である場合には、当該計算した金額の百分の八十に相当する金額）を当該連結親法人又はその連結子法人の当該譲渡の日を含む連結事業年度の確定した決算において特別勘定として経理した場合に限り、その経理した金額に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2　前項の規定は、同項に規定する連結親法人又はその連結子法人の次の各号に掲げる連結事業年度における当該各号に定める連結法人については、適用しない。

一　連結親法人の解散の日を含む連結事業年度　当該連結親法人

二　連結子法人の解散の日を含む連結事業年度　その解散した連結子法人

三　合併（適格合併を除く。）の日の前日を含む連結事業年度　当該合併に係る被合併法人である連結法人

3　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、対象期間内に第一項に規定する譲渡をし、かつ、その譲渡の日を含む連結事業年度において適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立（その日以後に行われるものに限る。以下この条において「適格分社型分割等」という。）を行う場合において、次に掲げる要件を満たすときは、当該譲渡をした資産の譲渡に係る対価の額のうち当該適格分社型分割等に係る分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいう。以下この条において同じ。）において当該譲渡をした資産に係る前条第一項の表の各号の買換資産の取得に充てようとする額に差益割合を乗じて計算した金額に相当する金額（当該各号の買換資産が同表の第四号の買換資産である場合には、当該計算した金額の百分の八十に相当する金額）の範囲内で第一項の特別勘定に相当するもの（以下この条において「期中特別勘定」という。）を設けたときは、当該設けた期中特別勘定の金額に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一　当該分割承継法人等において当該適格分社型分割等の日から当該譲渡の日を含む連結事業年度終了の日の翌日以後一年を経過する日までの期間（前条第三項に規定する政令で定めるやむを得ない事情があるため、当該分割承継法人等が当該期間内に同条第一項の表の各号の買換資産の取得をすることが困難である場合において、当該譲渡をした連結親法人又はその連結子法人が政令で定めるところにより当該連結親法人の納税地の所轄税務署長の承認を受けたときは、当該買換資産の取得をすることができるものとして、同日後二年以内において当該税務署長が認定した日までの期間）内に当該各号の買換資産の取得をすることが見込まれること。

二　前号の取得の日から一年以内に当該分割承継法人等において当該取得をした買換資産を当該適格分社型分割等により移転を受ける前条第一項の表の各号の下欄に規定する地域内にある事業の用（同表の下欄に掲げる被災区域である土地等については、その移転を受ける事業の用）に供することが見込まれること。

4　前項の規定は、同項の連結親法人が適格分社型分割等の日以後二月以内に期中特別勘定の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を当該連結親法人の納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

5　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が適格合併（連結子法人が被合併法人となる適格合併にあっては、その適格合併の日が法人税法第十五条の二第一項本文に規定する連結親法人事業年度開始の日（以下この項及び第十一項において「連結親法人事業年度開始の日」という。）である場合の当該適格合併に限る。）、適格分割（適格分割型分割にあっては、その適格分割型分割の日が連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格分割型分割に限る。）、適格現物出資又は適格事後設立（以下この項及び第七項において「適格合併等」という。）を行った場合には、次の各号に掲げる適格合併等の区分に応じ、当該各号に定める特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額は、当該適格合併等に係る合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人（以下この条において「合併法人等」という。）に引き継ぐものとする。

一　適格合併　当該適格合併直前において有する第一項の特別勘定の金額（連結事業年度に該当しない事業年度において設けた第二十一条第一項の特別勘定の金額を含むものとし、既に益金の額に算入された、又は益金の額に算入されるべき金額がある場合には、これらの金額を控除した金額とする。以下この条において同じ。）

二　適格分割型分割　当該適格分割型分割直前において有する第一項の特別勘定の金額のうち当該適格分割型分割に係る分割承継法人が取得指定期間の末日までに前条第一項の表の各号の買換資産の取得をすることが見込まれ、かつ、当該取得の日から一年以内に当該分割承継法人において当該取得をした買換資産を当該適格分割型分割により移転を受ける当該各号の下欄に規定する地域内にある事業の用（同表の下欄に掲げる被災区域である土地等については、その移転を受ける事業の用）に供することが見込まれる場合における当該買換資産の取得に充てようとする額に差益割合を乗じて計算した金額に対応する部分の金額として政令で定める金額

三　適格分社型分割等　当該適格分社型分割等の直前において有する第一項の特別勘定の金額のうち当該適格分社型分割等に係る分割承継法人等が取得指定期間の末日までに前条第一項の表の各号の買換資産の取得をすることが見込まれ、かつ、当該取得の日から一年以内に当該分割承継法人等において当該取得をした買換資産を当該適格分社型分割等により移転を受ける当該各号の下欄に規定する地域内にある事業の用（同表の下欄に掲げる被災区域である土地等については、その移転を受ける事業の用）に供することが見込まれる場合における当該買換資産の取得に充てようとする額に差益割合を乗じて計算した金額に対応する部分の金額として政令で定める金額

四　適格分社型分割等　当該適格分社型分割等の直前において有する第一項の特別勘定の金額のうち当該適格分社型分割等に係る分割承継法人等が取得指定期間の末日までに前条第一項の表の各号の買換資産の取得をすることが見込まれ、かつ、当該取得の日から一年以内に当該分割承継法人等において当該取得をした買換資産を当該適格分社型分割等により移転を受ける当該各号の下欄に規定する地域内にある事業の用（同表の下欄に掲げる被災区域である土地等については、その移転を受ける事業の用）に供することが見込まれる場合における当該買換資産の取得に充てようとする額に差益割合を乗じて計算した金額に対応する部分の金額として政令で定める金額

五　適格分割型分割　当該適格分割型分割直前において有する第一項の特別勘定の金額のうち当該適格分割型分割に係る分割承継法人が取得指定期間の末日までに前条第一項の表の各号の買換資産の取得をすることが見込まれ、かつ、当該取得の日から一年以内に当該分割承継法人において当該取得をした買換資産を当該適格分割型分割により移転を受ける当該各号の下欄に規定する地域内にある事業の用（同表の下欄に掲げる被災区域である土地等については、その移転を受ける事業の用）に供することが見込まれる場合における当該買換資産の取得に充てようとする額に差益割合を乗じて計算した金額に対応する部分の金額として政令で定める金額

六　適格分社型分割等　当該適格分社型分割等の直前において有する第一項の特別勘定の金額のうち当該適格分社型分割等に係る分割承継法人等が取得指定期間の末日までに前条第一項の表の各号の買換資産の取得をすることが見込まれ、かつ、当該取得の日から一年以内に当該分割承継法人等において当該取得をした買換資産を当該適格分社型分割等により移転を受ける当該各号の下欄に規定する地域内にある事業の用（同表の下欄に掲げる被災区域である土地等については、その移転を受ける事業の用）に供することが見込まれる場合における当該買換資産の取得に充てようとする額に差益割合を乗じて計算した金額に対応する部分の金額として政令で定める金額

6　前項の規定は、第一項の特別勘定（連結事業年度に該当しない事業年度において設けた第二十一条第一項の特別勘定を含む。以下この項において同じ。）及び期中特別勘定の双方を設けている連結親法人又はその連結子法人が適格分社型分割等により分割承継法人等に当該期中特別勘定の金額のみを引き継ぐ場合を除き、前項の連結親法人が適格分割、適格現物出資又は適格事後設立の日以後二月以内に当該適格分割、適格現物出資又は適格事後設立により分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を当該連結親法人の納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

7　第五項の規定により合併法人等が引継ぎを受けた特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額は、当該合併法人等が第一項の規定により設けている特別勘定の金額（当該合併法人等の適格合併等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない事業年度である場合には、第二十一条第一項の規定により設けている特別勘定の金額）とみなす。

8　前条第一項の規定は、第一項の特別勘定（連結事業年度に該当しない事業年度において設けた第二十一条第一項の特別勘定を含む。）を設けている連結親法人又はその連結子法人が、第一項に規定する取得指定期間（当該特別勘定の金額が第五項の規定により引継ぎを受けた期中特別勘定の金額である場合その他の政令で定める場合には、第三項第一号に規定する期間その他の政令で定める期間。以下この条において「取得指定期間」という。）内に当該特別勘定に係る前条第一項の表の各号の買換資産の取得をした場合において、当該取得の日から一年以内に、当該買換資産を当該各号の下欄に規定する地域内にある当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用（同表の下欄に掲げる被災区域である土地等については、その連結親法人又はその連結子法人の事業の用）に供したとき（当該取得の日を含む連結事業年度において当該事業の用に供しなくなったときを除く。）又は供する見込みであるとき（適格合併により当該買換資産を合併法人に移転する場合において当該合併法人が当該買換資産を当該適格合併により移転を受ける当該各号の下欄に規定する地域内にある事業の用（同表の下欄に掲げる被災区域である土地等については、その移転を受ける事業の用）に供する見込みであるときその他の政令で定めるときを含む。）について準用する。この場合において、同項中「当該連結事業年度終了の時において」とあるのは、「当該買換資産の取得をした日を含む連結事業年度終了の時において」と読み替えるものとする。

9　前条第七項の規定は、第一項の特別勘定（連結事業年度に該当しない事業年度において設けた第二十一条第一項の特別勘定を含む。）を設けている連結親法人又はその連結子法人が適格分社型分割等を行う場合において、当該連結親法人又はその連結子法人が当該適格分社型分割等の日を含む連結事業年度の取得指定期間内に当該特別勘定に係る前条第一項の表の各号の買換資産の取得をし、当該適格分社型分割等により当該買換資産（当該各号の下欄に規定する地域内にある当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用（同表の下欄に掲げる被災区域である土地等については、その連結親法人又はその連結子法人の事業の用）に供し、かつ、当該適格分社型分割等の直前まで引き続き当該事業の用に供しているもの又は当該取得の日から一年以内に当該適格分社型分割等に係る分割承継法人等において当該適格分社型分割等により移転を受ける当該各号の下欄に規定する地域内にある当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用（同表の下欄に掲げる被災区域である土地等については、その移転を受ける事業の用）に供することが見込まれるものに限る。）を分割承継法人等に移転するときについて準用する。この場合において、同条第七項中「当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上」とあるのは、「当該買換資産の取得をした日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上」と読み替えるものとする。

10　前二項の場合において、その買換資産に係る第一項の特別勘定の金額のうち、当該買換資産の圧縮基礎取得価額に差益割合を乗じて計算した金額に対応する部分の金額として政令で定める金額は、当該買換資産の取得の日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

11　第一項の特別勘定（連結事業年度に該当しない事業年度において設けた第二十一条第一項の特別勘定を含む。）を設けている連結親法人又はその連結子法人が次の各号に掲げる場合（第五項の規定により合併法人等に当該特別勘定を引き継ぐこととなった場合を除く。）に該当することとなった場合には、当該各号に定める金額は、その該当することとなった日を含む連結事業年度（第四号に掲げる場合にあっては、その合併の日の前日を含む連結事業年度）の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一　取得指定期間内に第一項の特別勘定の金額を前項の規定に該当する場合以外の場合に取り崩した場合　当該取り崩した金額

二　取得指定期間を経過する日において、第一項の特別勘定の金額を有している場合　当該特別勘定の金額

三　取得指定期間内に解散した場合（合併により解散した場合を除き、連結子法人の解散にあってはその解散の日が連結事業年度終了の日である場合に限る。）において、その解散した連結親法人又は当該連結子法人が第一項の特別勘定の金額を有しているとき。　当該特別勘定の金額

四　取得指定期間内に当該連結親法人又はその連結子法人が被合併法人となる合併（連結子法人が被合併法人となる合併にあっては、その合併の日が連結親法人事業年度開始の日である場合の当該合併に限る。）を行った場合において、その被合併法人である当該連結親法人又は当該連結子法人が第一項の特別勘定の金額を有しているとき。　当該特別勘定の金額

12　前条第二項の規定は、第八項又は第九項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「当該土地等に係る面積が」とあるのは、「当該土地等に係る面積と次条第一項の特別勘定の基礎となった譲渡に係る同条第八項又は第九項に規定する買換資産のうち土地等に係る面積との合計が」と読み替えるものとする。

13　前条第四項の規定は、第八項の規定の適用を受けた連結親法人又はその連結子法人（連結事業年度に該当しない事業年度において第二十一条第七項の規定の適用を受けたものを含む。）が、第八項に規定する買換資産（第二十一条第七項に規定する買換資産（当該事業年度以後の事業年度において法人税法第六十一条の十一第一項又は第六十一条の十二第一項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する買換資産のうち土地等に係る面積と次条第一項の特別勘定の基礎となった譲渡に係る同条第八項又は第九項に規定する買換資産のうち土地等に係る面積との合計が」と読み替えるものとする。

12　前条第二項の規定は、第八項又は第九項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「当該土地等に係る面積が」とあるのは、「当該土地等に係る面積と次条第一項の特別勘定の基礎となった譲渡に係る同条第八項又は第九項に規定する買換資産のうち土地等に係る面積との合計が」と読み替えるものとする。

13　前条第四項の規定は、第八項の規定の適用を受けた連結親法人又はその連結子法人（連結事業年度に該当しない事業年度において第二十一条第七項の規定の適用を受けたものを含む。）が、第八項に規定する買換資産（第二十一条第七項に規定する買換資産（当該事業年度以後の事業年度において法人税法第六十一条の十一第一項又は第六十一条の十二第一項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する買換資産のうち土地等に係る面積と次条第一項の特別勘定の基礎となった譲渡に係る同条第八項又は第九項に規定する買換資産のうち土地等に係る面積との合計が」と読み替えるものとする。

14　前条第十項の規定は、適格合併等により第八項又は第九項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する買換資産（連結事業年度に該当しない事業年度において第二十一条第七項又は第八項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する買換資産（当該事業年度以後の事業年度において法人税法第六十一条の十一第一項又は第六十一条の十二第一項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する時価評価資産に該当するものを除く。以下この項及び第十六項において「単体買換資産」という。）を含む。）の移転を受けた合併法人等（当該適格合併等の後において連結法人に該当するものに限る。）が、当該適格合併等に係る被合併法人等が当該買換資産の取得をした日から一年以内に、当該買換資産を当該合併法人等の当該適格合併等により移転を受けた前条第一項の表の各号の下欄に規定する地域（当該買換資産が単体買換資産である場合には、第二十条第一項の表の各号の下欄に規定する地域）内にある事業の用（前条第一項の表の下欄に掲げる被災区域である土地等については、その移転を受けた事業の用）に供しない場合又は供しなくなった場合（適格合併等により当該買換資産を合併法人等に移転する場合を除く。）につ

14　前条第十項の規定は、適格合併等により第八項又は第九項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する買換資産（連結事業年度に該当しない事業年度において第二十一条第七項又は第八項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する買換資産（当該事業年度以後の事業年度において法人税法第六十一条の十一第一項又は第六十一条の十二第一項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する時価評価資産に該当するものを除く。以下この項及び第十六項において「単体買換資産」という。）を含む。）の移転を受けた合併法人等（当該適格合併等の後において連結法人に該当するものに限る。）が、当該適格合併等に係る被合併法人等が当該買換資産の取得をした日から一年以内に、当該買換資産を当該合併法人等の当該適格合併等により移転を受けた前条第一項の表の各号の下欄に規定する地域（当該買換資産が単体買換資産である場合には、第二十条第一項の表の各号の下欄に規定する地域）内にある事業の用（前条第一項の表の下欄に掲げる被災区域である土地等については、その移転を受けた事業の用）に供しない場合又は供しなくなった場合（適格合併等により当該買換資産を合併法人等に移転する場合を除く。）につ

いて準用する。

15　租税特別措置法第六十八条の七十八第五項及び第六項の規定は第一項又は第八項の規定を適用する場合について、同条第七項及び第八項の規定は第八項又は第九項の規定の適用を受けた買換資産について、同条第十一項の規定は第九項の規定を適用する場合について、それぞれ準用する。この場合において、第一項の規定を適用するときは同条第五項及び第六項中「明細書」とあるのは「明細書、取得をする見込みである買換資産につき財務省令で定める事項を記載した書類」と、同条第八項中「第四項」とあるのは「阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十六条の六第十三項において準用する同法第二十六条の五第四項」と読み替えるものとする。

16　租税特別措置法第六十八条の七十八第十三項の規定は、第八項又は第九項の規定の適用を受けた買換資産（単体買換資産を含む。）について準用する。

17　前二項に定めるもののほか、第一項の譲渡をした資産が前条第一項の表及び租税特別措置法第六十八条の七十八第一項の表の二以上の号の上欄に掲げる資産に該当する場合における第一項又は同法第六十八条の七十九第一項の特別勘定の金額の計算、第一項、第三項、第八項から第十一項まで、第十三項及び第十四項の規定により損金の額又は益金の額に算入される金額がある場合における法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他第一項から第十四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（連結法人の特定の資産を交換した場合の課税の特例）

第二十六条の七　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人

いて準用する。

15　租税特別措置法第六十八条の七十八第五項及び第六項の規定は第一項又は第八項の規定を適用する場合について、同条第七項及び第八項の規定は第八項又は第九項の規定の適用を受けた買換資産について、同条第十一項の規定は第九項の規定を適用する場合について、それぞれ準用する。この場合において、第一項の規定を適用するときは同条第五項及び第六項中「明細書」とあるのは「明細書、取得をする見込みである買換資産につき財務省令で定める事項を記載した書類」と、同条第八項中「第四項」とあるのは「阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十六条の六第十三項において準用する同法第二十六条の五第四項」と読み替えるものとする。

16　租税特別措置法第六十八条の七十八第十三項の規定は、第八項又は第九項の規定の適用を受けた買換資産（単体買換資産を含む。）について準用する。

17　前二項に定めるもののほか、第一項の譲渡をした資産が前条第一項の表及び租税特別措置法第六十八条の七十八第一項の表の二以上の号の上欄に掲げる資産に該当する場合における第一項又は同法第六十八条の七十九第一項の特別勘定の金額の計算、第一項、第三項、第八項から第十一項まで、第十三項及び第十四項の規定により損金の額又は益金の額に算入される金額がある場合における法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他第一項から第十四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（連結法人の特定の資産を交換した場合の課税の特例）

第二十六条の七　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人

が、平成十四年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に、その有する資産で第二十六条の五第一項の表の各号の上欄に掲げるもの（以下この条において「交換譲渡資産」という。）と当該各号の下欄に掲げる資産（以下この条において「交換取得資産」という。）との交換（租税特別措置法第六十五条第一項第二号から第六号までに規定する交換、換地処分及び権利変換その他政令で定める交換を除く。以下この条において同じ。）をした場合（当該交換に伴い交換差金（交換により取得した資産の価額と交換により譲渡した資産の価額との差額を補うための金銭をいう。以下この条において同じ。）を取得し、又は支払った場合を含む。）又は交換譲渡資産と交換取得資産以外の資産との交換をし、かつ、交換差金を取得した場合（以下この条において「他資産との交換の場合」という。）における前二条の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　当該交換譲渡資産（他資産との交換の場合にあっては、交換差金に対応するものとして政令で定める部分に限る。）は、当該連結親法人又はその連結子法人が、その交換の日において、同日における当該資産の価額に相当する金額をもって第二十六条の五第一項の譲渡をしたものとみなす。

二　当該交換取得資産は、当該連結親法人又はその連結子法人が、その交換の日において、同日における当該資産の価額に相当する金額をもって第二十六条の五第一項の取得をしたものとみなす。

第二十七条中「第二十二条まで」の下に「及び第二十六条の五から前条まで」を加える。

（国税徴収法の一部改正）

第五条　国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第三号中「若しくは第百三十二条の二（組織再編成に係る行為又は計算の否認）」を「、第百三十二条の二（組織再編成に係る行為又は計算の否認）若しくは第百三十二条の三（連結法人に係る行為又は計算の否認）」に改める。

（国税通則法の一部改正）

第六条　国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号ハ中「又は欠損金額」の下に「若しくは連結欠損金額」を加え、「若しくはその計算期間（同法第十五条の二第一項」を「、その計算期間（同法第十五条の三第一項」に改め、「同じ。）」の下に「若しくはその連結事業年度（同法第十五条の二（連結事業年度の意義）に規定する連結事業年度をいう。以下この号及び第十五条第二項第三号において同じ。）」を加え、「第五十七条第二項又は」を「第五十七条第二項若しくは第七項、」に改め、「第五十八条第二項」の下に「又は第八十一条の九第二項」を加え、「引継ぎ」を「引継ぎ等」に改め、「規定により欠損金額」の下に「又は連結欠損金額」を加え、「若しくは翌計算期間」を「、翌計算期間」に改め、「以後の計算期間分」の下に「若しくは翌連結事業年度以後の連結事業年度分」を加え、「若しくは前計算期間以前の計算期間分」を「、前計算期間以前の計算期間分若しくは前連結事業年度以前の連結事業年度分」に改める。

第十五条第二項第三号中「第二条第二十九号の三（定義）」を「第二条第十八号の四（定義）に規定する連結所得に対する法人税については連結事業年度とし、同条第二十九号の三」に、「、計算期間」を「計算期間とする。」に改め、同項第十二号中「認可」の下に「、認定」を加える。

第十九条第四項中「添付」を「添付」に改め、同項第三号ハ中「第八十一条第六項」を「第八十条第六項」に改め、「欠損金の繰戻しによる還付（同法」の下に「第八十一条の三十一第四項（連結欠損金に対する準用）、」を加える。

第六十五条第三項第二号ロ中「（外国税額の控除）」の下に「、第八十一条の十四（連結事業年度における所得税額の控除）、第八十一条の十五（連結事業年度における外国税額の控除）」を加える。

第七十一条第二項中「、当該分割等」を「当該分割等」に、「とする」を「とし、当該受けた者が同条第十二号の七の二に規定する連結親法人（以下この項において「連結親法人」という。）である場合には当該連結親法人に係る同条第十二号の七の三に規定する連結子法人（以下この項において「連結子法人」という。）を含むものとし、当該受けた者が連結子法人である場合には当該連結子法人に係る連結親法人を含むものとする」に改める。

第七十二条第一項中「前条第一号」を「前条第一項第一号」に改める。

第七十五条第四項第一号中「又は」を「若しくは」に改め、「青色申告書」の下に「又は同法第百三十条第一項（青色申告書等に係る更正）に規定する連結確定申告書等」を加える。

（所得税法の一部改正）

第七条　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「資本等の金額」の下に「又は同条第十六号の二に規定する連結個別資本等の金額」を加える。

第百七十七条第一項中「納税地」の下に「（当該内国法人が法人税法第二条第十二号の七の三（定義）に規定する連結子法人である場合には、当該連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地）」を加える。

（消費税法の一部改正）

第八条　消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「第三十七条第五項」を「第三十七条第六項」に改める。

第十六条第二項中「事業年度終了の日の属する課税期間以後の課税期間」の下に「若しくは同条第二項の規定の適用を受けた事業年度終了の日の属する課税期間以後の課税期間」を加える。

第四十二条第二項中「合併後存続する法人」を「合併（合併により法人を設立する場合を除く。以下この項において同じ。）に係る合併法人」に、「同項の規定」を「前項の規定」に改め、同項第一号中「合併の日まで」を「合併の日の前日まで」に改め、同項第二号中「前々日」を「前日」に、「合併の日の翌日」を「合併の日」に改め、同条第三項中「合併により設立された法人」を「合併（合併により法人を設立する場合に限る。）に係る合併法人」に改める。

（法人税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第九条　法人税法等の一部を改正する法律（平成十年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

附則第七条第一項から第四項までを次のように改める。

経過措置対象資産（施行日以後最初に開始する事業年度の直前の事業年度終了の日において特別修繕引当金勘定が設けられている資産（以下この項において「特定資産」という。）及び適格組織再編成（適格合併、平成十三年新法第二条第十二号の十一に規定する適格分割、同条第十二号の十四に規定する適格現物出資又は同条第十二号の十五に規定する適格事後設立をいう。以下この条において同じ。）により被合併法人等（被合併法人、平成十三年新法第二条第十二号の二に規定する分割法人、同条第十二号の四に規定する現物出資法人又は同条第十二号の六に規定する事後設立法人をいう。以下この項において同じ。）から移転を受けた資産で当該被合併法人等において当該適格組織再編成の直前に特定資産に該当していたものをいう。以下この条において同じ。）に係る特別修繕引当金勘定の金額（旧法人税法第五十六条第一項及び法人税法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第　号。以下この項において「平成十四年改正法」という。）第九条の規定による改正前の附則第七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法人税法第五十六条第一項の規定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたもの並びに平成十四年改正法第九条の規定による改正前の附則第七条第二項の規定により適格分社型分割等（平成十三年新法第二条第十二号の十三に規定する適格分社型分割、同条第十二号の十四に規定する適格現物出資又は同条第十二号の十五に規定する適格事後設立をいう。以下この項及び第三項において同じ。）に係る分割法人等（平成十三年新法第二条第十二号の二に規定する分割法人、同条第十二号の四に規定する現物出資法人又は同条第十二号の六に規定する事後設立法人をいう。）において当該適格分社型分割等の日の属する事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたものに限るものとし、既に旧法人税法第五十六条第二項、法人税法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第六号。以下この項において「平成十三年改正法」という。）第十二条の規定による改正前の附則第七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法人税法第五十六条第一項、平成十三年改正法第十二条の規定による改正前の附則第七条第二項、平成十四年改正法第九条の規定による改正前の附則第七条第四項及び第五項並びに次項の規定により取り崩すべきこととなったものを除く。以下この条において同じ。）を有する法人は、当該経過措置対象資産について旧法人税法第五十六条第一項に規定する特別の修繕が完了した場合、当該経過措置対象資産を有しないこととなった場合（適格組織再編成により合併法人等（合併法人、

分割承継法人、平成十三年新法第二条第十二号の五に規定する被現物出資法人又は同条第十二号の七に規定する被事後設立法人をいう。第六項及び第七項において同じ。）に当該経過措置対象資産を移転する場合を除く。）その他の政令で定める場合には、政令で定めるところにより、当該経過措置対象資産に係る特別修繕引当金勘定の金額を取り崩さなければならない。

2　経過措置対象資産を有する法人の平成十五年三月三十一日以後に終了する各事業年度終了の日において、前事業年度から繰り越された当該経過措置対象資産に係る特別修繕引当金勘定の金額がある場合には、取崩対象特別修繕引当金額（当該法人の同年三月三十一日以後最初に終了する事業年度終了の日における当該経過措置対象資産に係る特別修繕引当金勘定の金額をいう。）に当該各事業年度の月数を乗じてこれを四十八で除して計算した金額（当該計算した金額が当該各事業年度終了の日における当該経過措置対象資産に係る特別修繕引当金勘定の金額を超える場合には、当該特別修繕引当金勘定の金額）に相当する金額を取り崩さなければならない。

3　法人が、適格分社型分割等により経過措置対象資産を移転する場合（平成十五年四月一日以後に行われる適格分社型分割等により移転する場合に限るものとし、当該法人の事業年度開始の日に行われる適格分社型分割等により移転する場合を除く。）の当該法人の当該適格分社型分割等の日の属する事業年度については、当該適格分社型分割等の日の前日を事業年度終了の日とみなして、前項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該各事業年度の月数」とあるのは、「当該事業年度開始の日から当該適格分社型分割等の日の前日までの期間の月数」とする。

4　前二項の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

附則第七条第五項を削り、同条第六項中「前二項の規定により」を「第一項及び第二項（第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により」に改め、「又は前二項の規定に該当しないで取り崩した特別修繕引当金勘定の金額（適格組織再編成により経過措置対象資産を合併法人等に移転することに伴って取り崩したものを除く。）」を削り、「適格分割型分割」の下に「（平成十三年新法第二条第十二号の十二に規定する適格分割型分割をいう。）」を加え、「平成十三年新法第二条第十二号の九」を「同条第十二号の九」に改め、「又は取り崩した日」を削り、同項を同条第五項とし、同条第七項中「又は期中特別修繕引当金勘定の金額（適格分社型分割等の日の属する事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたものに限る。）」を削り、同項を同条第六項とし、同条第八項中「又は期中特別修繕引当金勘定の金額」を削り、同項を同条第七項とし、同条第九項中「第三項及び前項」を「第四項」に、「第二項及び第四項から第七項まで」を「第一項から第三項まで、第五項及び第六項」に改め、同項を同条第八項とする。

附則第二十四条中「附則第七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法人税法第五十六条の特別修繕引当金勘定が設けられている固定資産」を「当該固定資産に係る附則第七条第一項に規定する特別修繕引当金勘定の金額があるもの」に改める。

（租税特別措置法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十条　租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中租税特別措置法第六十五条の改正規定（同条第一項に係る部分及び同条第四項の次に二項を加える部分を除く。）を次のように改める。

第六十五条第十項中「前三項」を「第四項、第六項及び前二項」に、「第一項」を「第一項第六号に規定する権利変換の時において当該権利変換により譲渡した資産（同号に規定する敷地利用権に係る部分に限る。）の価額と同号に規定する施行再建マンションに係る敷地利用権の価額との差額がある場合における当該譲渡した資産の同項に規定する譲渡直前の帳簿価額の計算その他同項」に、「又は第六項」を「、第五項、第七項又は第八項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第六項」を「第五項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「又は第六項」を「又は第五項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項及び第七項を削り、同条第五項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8　第一項第六号の規定の適用を受けた場合（連結事業年度において第六十八条の七十二第一項（同号に係る部分に限る。）の規定の適用を受けた場合を含む。）において、同号の施行再建マンションに関する権利を取得する権利に基づき同号の施行再建マンションに関する権利を取得したときは、その取得した日において、当該権利を取得する権利につき換地処分等による譲渡があったものとみなして第一項、第二項及び第四項から第六項までの規定を適用する。

附則第二十一条第三項中「又はリース税額控除限度額（当該法人の」に、「（第十項」を「（以下この項及び第十項」に改め、「）第四十二条の六第二項」の下に「若しくは第三項」を加え、「同条第三項に規定するリース税額控除限度額」と、「又は第三項」とあるのは「若しくは第三項又は同条第二項若しくは第三項」と」を「リース税額控除限度額（当該法人の」と、「、第二項又は第三項」とあるのは「、第二項若しくは第三項又は平成十四年旧法第四十二条の六第二項若しくは第三項」と、「同条第二項」とあるのは「第六十八条の十五第二項」と」に、「「前項又は同条第四項の」と」を「「前項又は平成十四年旧法第四十二条の六第四項の」と、「同条第四項」とあるのは「第六十八条の十五第四項」と」に、「「供用年度」とあるのは「供用年度（平成十四年旧法第四十二条の六第二項」を「、供用年度」とあるのは「、供用年度（平成十四年旧法第四十二条の六第二項又は第三項」に、「又は同条第三項に規定する」を「又は」に改める。

附則第二十二条第三項中「「税額控除限度額」とあるのは「税額控除限度額」を「「における税額控除限度額」とあるのは「における税額控除限度額」に、「（第五項」を「（以下この項及び第六項」に、「「第一項」とあるのは「第一項又は同条第一項」と」を「、第一項」とあるのは、第一項又は平成十四年旧法第四十二条の九第一項」と、「同条第一項」とあるのは「第六十八条の十三第一項」と」に、「「前項又は同条第二項の」と、同条第五項中「供用年度」とあるのは「供用年度」を「「前項又は平成十四年旧法第四十二条の九第二項の」と、「同条第二項」とあるのは「第六十八条の十三第二項」と、同条第六項中「、供用年度」とあるのは「、供用年度」とする。

附則第二十三条第十七項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第二項中「前項の規定」とあるのは「前項の規定（当該適格合併、適格分割又は適格現物出資（以下この項において「適格合併等」という。）に係る被合併法人、分割法人又は現物出資法人の当該適格合併等の日（適格合併又は適格分割型分割にあつては、当該適格合併又は適格分割型分割の日の前日）を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合（以下この項において「連結法人から引継ぎを受けた場合」という。）には、

法人税法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第　号）附則第二十八条第四項の規定により読み替えられた同法第三条の規定による改正後の租税特別措置法第六十八条の三十四第一項の規定）」と、「受けている優良賃貸住宅」とあるのは「受けている優良賃貸住宅（連結法人から引継ぎを受けた場合には、同条第一項に規定する優良賃貸住宅）」と、「同項の供用日」とあるのは「前項の供用日」と、「供用期間」とあるのは「供用期間（連結法人から引継ぎを受けた場合には、同条第一項に規定する供用期間）」とする。

附則第二十三条第十九項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第二項中「前項の規定」とあるのは「前項の規定（当該適格合併、適格分割又は適格現物出資に係る被合併法人、分割法人又は現物出資法人の当該適格合併若しくは適格分割型分割の日の前日又は当該適格分社型分割若しくは適格現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合（以下この項において「連結法人から引継ぎを受けた場合」という。）には、法人税法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第　号）附則第二十八条第五項の規定により読み替えられた同法第三条の規定による改正後の租税特別措置法第六十八条の三十五第一項の規定）」と、「受けている特定再開発建築物等」とあるのは「受けている特定再開発建築物等（連結法人から引継ぎを受けた場合には、同条第一項に規定する特定再開発建築物等）」と、「同項の供用日」とあるのは「前項の供用日」と、「供用期間」とあるのは「供用期間（連結法人から引継ぎを受けた場合には、同条第一項に規定する供用期間）」とする。

附則第二十三条第二十一項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第二項中「前項の規定」とあるのは「前項の規定（当該適格合併、適格分割又は適格現物出資に係る被合併法人、分割法人又は現物出資法人の当該適格合併若しくは適格分割型分割の日の前日又は当該適格分社型分割若しくは適格現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合（以下この項において「連結法人から引継ぎを受けた場合」という。）には、法人税法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第　号）附則第二十八条第六項の規定により読み替えられた同法第三条の規定による改正後の租税特別措置法第六十八条の三十六第一項の規定）」と、「受けている倉庫用建物等」とあるのは「受けている倉庫用建物等（連結法人から引継ぎを受けた場合には、同条第一項に規定する倉庫用建物等）」と、「同項の供用日」とあるのは「前項の供用日」と、「供用期間（連結法人から引継ぎを受けた場合には、同条第一項に規定する供用期間）」とする。

附則第二十三条第二十二項中「「若しくは第四十四条の九」を「、「若しくは第四十四条の九」に改め、「（以下この条及び次条において「平成十四年旧法」という。）」及び「、同条第二項及び第五項並びに新租税特別措置法第五十二条の三第四項及び第十三項中「又は第四十六条の三から第四十八条まで」とあるのは「若しくは第四十六条の三から第四十八条まで又は平成十四年旧法第四十六条（第一項第一号に係る部分に限る。）、第四十六条の三（第一項第三号に係る部分に限る。）、第四十七条（第一項に係る部分に限る。）、第四十七条の二若しくは第四十八条」と」を削る。

附則第二十四条第二項中「「投資育成会社」の下に「（次項において「投資育成会社」という。）」を加え、同項後段を次のように改める。

この場合において、同条第二項中「、「第五十五条の四第三項」」とあるのは「「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第十五号）附則第二十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第五十五条の四第三項」と、「同条第四項」とあるのは「法人税法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第　号）附則第二十九条第四項」と、「同条第三項」とあるのは「同法附則第二十九条第三項」と、同条第三項第五号中「次項」とあるのは「次項並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第十五号）附則第二十四条第三項」と、同条第四項中「前日を含む事業年度」とあるのは「前日を含む事業年度（当該事業年度開始の日以後一年を経過した日の前日（以下この項において「一年経過日」という。）を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該事業年度開始の日の翌日から一年経過日までの間に最初に開始した連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度）」とする。

附則第二十四条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧租税特別措置法第五十五条の四第一項の創業中小企業投資損失準備金を積み立てている投資育成会社が、当該事業年度が連結事業年度に該当しない場合で、かつ、当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当していた場合において、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないとき（青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をしたことにより、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないこととなった場合を含む。）は、当該事業年度終了の日における創業中小企業投資損失準備金は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、前項の規定は、適用しない。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十四年八月一日から施行する。ただし、第三条中租税特別措置法第三章に十七節を加える改正規定（第六十八条の七十二第八項に係る部分に限る。）は、マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第　号）の施行の日から施行する。

（法人税法等の一部改正に伴う経過措置の原則）

第二条　この附則に別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の法人税法（以下「新法人税法」という。）の規定、第二条の規定による改正後の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律の規定、第三条の規定による改正後の租税特別措置法（以下「新租税特別措置法」という。）の規定、第四条の規定による改正後の阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「新震災特例法」という。）の規定並びに第九条の規定による改正後の法人税法等の一部を改正する法律（平成十年法律第二十四号）附則第七条及び第二十四条の規定は、法人（新法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の平成十五年三月三十一日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税、連結法人の同日以後に終了する連結事業年度の連結所得に対する法人税、特定信託の受託者である法人の同日以後に終了する計算期間の所得に対する法人税、法人の同日以後に終了する事業年度の退職年金等積立金に対する法人税及び法人の同日以後の解散（合併による解散を除く。以下この条において同じ。）による清算所得に対する法人税（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税を含む。

以下この条において同じ。）について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税、特定信託の受託者である法人の同日前に終了した計算期間の所得に対する法人税、法人の同日前に終了した事業年度の退職年金等積立金に対する法人税及び法人の同日前の解散による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

（連結納税の承認の申請等に関する経過措置）

第三条　新法人税法第四条の三第一項に規定する内国法人の経過措置対象年度（平成十四年四月一日から平成十五年六月三十日までの間に開始し、かつ、同年三月三十一日以後に終了する事業年度をいう。以下この項において同じ。）が新法人税法第四条の二の承認を受けて各連結事業年度の連結所得に対する法人税を納める最初の連結事業年度としようとする期間である場合には、新法人税法第四条の三第一項に規定する六月前の日を当該経過措置対象年度終了の日から起算して六月前の日（その日が平成十四年十二月三十一日後となる場合には、同日。次項において「経過措置対象年度申請期限」という。）として、同条第一項の規定を適用する。

2　前項の規定は、同項に規定する内国法人が、経過措置対象年度申請期限までに同項の規定の適用を受ける旨その他財務省令で定める事項を記載した書類を当該内国法人の納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出した場合に限り、適用する。

3　第一項に規定する内国法人及び当該内国法人との間に当該内国法人による新法人税法第四条の二に規定する完全支配関係がある同条に規定する他の内国法人が同項の規定の適用を受けて新法人税法第四条の三第一項の申請書を提出した場合における同条第三項から第五項まで及び第十項の規定の適用については、同条第三項中「第一項の」とあるのは「法人税法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第　　号）附則第三条第一項（連結納税の承認の申請等に関する経過措置）の規定の適用を受けて行った第一項の」と、同条第四項中「第一項の申請書」とあるのは「法人税法等の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定の適用を受けて第一項の申請書」と、「開始の日の前日」とあるのは「終了の日（その日が平成十五年六月三十日後である場合には、同日。以下この項において同じ。）」と、「、同項」とあるのは「、第一項」と、「その開始の日」とあるのは「当該終了の日」と、同条第五項中「開始の日」とあるのは「開始の日（当該他の内国法人のうち、当該内国法人が当該承認を受けて各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課される最初の連結事業年度終了の日の属する事業年度の前事業年度（当該事業年度開始の日が当該連結事業年度開始の日前である場合には、当該事業年度）終了の時に第九項第一号に規定する時価評価資産等を有するもの（第六十一条の十一第一項各号（連結納税の開始に伴う資産の時価評価損益）に掲げるものを除く。以下この項において「時価評価法人」という。）及び当該連結事業年度終了の日の属する事業年度開始の日が当該連結事業年度開始の日前であるもの（当該時価評価法人を除く。以下この項において「連結事業年度前開始法人」という。）並びに当該時価評価法人又は連結事業年度前開始法人が発行済株式又は出資を直接又は間接に保有するものにあっては当該連結事業年度終了の日の翌日とし、これらのいずれにも該当しないものにあっては当該連結事業年度終了の日の属する事業年度開始の日とする。）」と、同条第十項中「連結親法人」とあるのは「法人税法等の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定の適用を受けて前条の承認を受ける第一項に規定する内国法人との間に当該内国法人」と、「第十五条の二第二項（連結事業年度の意義）の規定の適用を受ける場合にあっては、同項各号に定める期間の開始の日」とあるのは「当該他の内国法人のうち、同日の属する事業年度終了の時に前項第一号に規定する時価評価資産等を有するもの（第六十一条の十二第一項各号（連結納税への加入に伴う資産の時価評価損益）に掲げるものを除く。以下この項において「時価評価法人」という。）及び当該完全支配関係を有することとなった日から当該内国法人が当該承認を受けて各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課される最初の連結事業年度終了の日までの間に開始する事業年度がないもの（当該時価評価法人を除く。以下この項において「加入前開始法人」という。）並びに当該時価評価法人若しくは第五項に規定する時価評価法人又は当該加入前開始法人若しくは同項に規定する連結事業年度前開始法人が発行済株式又は出資を直接又は間接に保有するものにあっては当該連結事業年度終了の日の翌日とし、これらのいずれにも該当しないもの（以下この項において「加入後開始法人」という。）にあっては当該連結事業年度終了の日の属する事業年度（以下この項において「加入後適用事業年度」という。）開始の日（同日が第四項に規定する終了の日前であるときは、当該終了の日）とする」と、「以後」とあるのは「（加入後開始法人にあっては、加入後適用事業年度開始の日）以後」とする。

4　第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（みなし事業年度に関する経過措置）

第四条　次項から第四項までに定める場合を除き、新法人税法第十四条の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同条各号に規定する事実が生ずる場合について適用し、施行日前に第一条の規定による改正前の法人税法（以下「旧法人税法」という。）第十四条各号に規定する事実が生じた場合については、なお従前の例による。

2　前条第一項の規定の適用を受けて新法人税法第四条の二の承認を受ける同項に規定する内国法人、経過措置適用子法人（同項の規定の適用を受けて同条の承認を受ける前条第三項に規定する他の内国法人をいう。以下この条において同じ。）及び経過措置期間加入法人（当該内国法人の各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課される最初の連結事業年度において当該内国法人との間に当該内国法人による新法人税法第四条の二に規定する完全支配関係を有することとなった同条に規定する他の内国法人をいう。以下この条において同じ。）については、新法人税法第十四条（当該内国法人にあっては、同条第十三号を除く。）の規定は、当該内国法人の当該連結事業年度終了の日の翌日以後に同条各号に規定する事実が生ずる場合について適用する。

3　前項に規定する内国法人、経過措置適用子法人及び経過措置期間加入法人について、当該内国法人の同項に規定する最初の連結事業年度終了の日までに旧法人税法第十四条各号に規定する事実が生ずる場合には、同条の規定は、なおその効力を有する。

4　経過措置適用子法人又は経過措置期間加入法人に、第二項に規定する内国法人の同項に規定する最初の連結事業年度終了の日前に開始し、かつ、同日後に終了する事業年度があるときは、その事業年度開始の日から当該終了の日までの期間及び当該終了の日の翌日からその事業年度終了の日までの期間をそれぞれ当該経過措置適用子法人又は経過措置期間加入法人の事業年度とみなす。

（連結事業年度に関する経過措置）

第五条　附則第三条第一項の規定の適用を受けた同項に規定する内国法人及び同条第三項に規定

する他の内国法人が新法人税法第四条の二の承認を受けた場合には、当該他の内国法人のうち、時価評価法人（当該内国法人の最初連結事業年度（新法人税法第十五条の二第一項に規定する最初連結事業年度をいう。以下この条において同じ。）終了の日の属する事業年度の前事業年度（当該事業年度開始の日が当該最初連結事業年度開始の日前である場合には、当該事業年度）終了の時に新法人税法第四条の三第九項第一号に規定する時価評価資産等（次項において「時価評価資産等」という。）を有する当該他の内国法人（新法人税法第六十一条の十一第一項各号に掲げるものを除く。）をいう。以下この項において同じ。）及び連結事業年度前開始法人（当該最初連結事業年度終了の日の属する事業年度開始の日が当該最初連結事業年度開始の日前である当該他の内国法人（当該時価評価法人を除く。）をいう。以下この項において同じ。）並びに関連法人等（当該時価評価法人又は連結事業年度前開始法人が発行済株式又は出資を直接又は間接に保有する当該他の内国法人をいう。）のいずれにも該当しない法人の最初連結事業年度は、新法人税法第十五条の二の規定にかかわらず、当該内国法人の最初連結事業年度終了の日の属する当該法人の事業年度開始の日から当該終了の日までの期間とする。

2　前項に規定する内国法人の最初連結事業年度において当該内国法人との間に当該内国法人による新法人税法第四条の二に規定する完全支配関係を有することとなった同条に規定する他の内国法人のうち、時価評価法人（当該完全支配関係を有することとなった日の属する事業年度終了の時に時価評価資産等を有する当該他の内国法人（新法人税法第六十一条の十二第一項各号に掲げるものを除く。）をいう。以下この項において同じ。）及び加入前開始法人（当該完全支配関係を有することとなった日から当該最初連結事業年度終了の日の前日までの間に開始する事業年度がない当該他の内国法人（当該時価評価法人を除く。）をいう。以下この項において同じ。）並びに関連法人等（当該時価評価法人又は当該加入前開始法人若しくは同項に規定する連結事業年度前開始法人が発行済株式又は出資を直接又は間接に保有する当該他の内国法人をいう。）のいずれにも該当しない法人の最初連結事業年度は、新法人税法第十五条の二の規定にかかわらず、当該内国法人の最初連結事業年度終了の日の属する当該法人の事業年度開始の日から当該終了の日までの期間とする。

3　第一項に規定する内国法人の最初連結事業年度において当該内国法人との間に当該内国法人による新法人税法第四条の二に規定する完全支配関係を有することとなった同条に規定する他の内国法人については、新法人税法第十五条の二第二項の規定は、適用しない。

（受取配当等の益金不算入に関する経過措置）

第六条　法人（各事業年度終了の時における資本の金額又は出資金額が一億円を超える普通法人並びに保険業法（平成七年法律第百五号）に規定する相互会社及びこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）の平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に開始し、かつ、平成十五年三月三十一日以後に終了する事業年度における新法人税法第二十三条第一項及び第四項の規定の適用については、これらの規定中「百分の五十」とあるのは「百分の七十」とし、当該法人の同年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に開始する事業年度におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「百分の五十」とあるのは「百分の六十」とする。

（寄附金の損金不算入に関する経過措置）

第七条　新法人税法第三十七条第二項の規定は、法人が新法人税法第四条の二の承認を受けた日以後に支出する同項に規定する寄附金の額について適用する。

（退職給与引当金に関する経過措置）

第八条　法人が平成十五年三月三十一日以後最初に終了する事業年度又は連結事業年度（以下この条において「改正事業年度」という。）において分社型分割等（分社型分割、現物出資又は事後設立（新法人税法第二条第十二号の六に規定する事後設立をいう。第五項において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）を行った場合（当該分社型分割等を施行日前に行った場合に限る。）には、当該分社型分割等の時までの間は、旧法人税法第五十四条（第二項及び第三項を除く。）の規定は、なおその効力を有する。

2　法人が改正事業年度開始の時（当該法人が施行日前に分社型分割等を行い、旧法人税法第五十四条第四項に規定する期中退職給与引当金勘定の金額を改正事業年度の損金の額に算入した場合にあっては、当該分社型分割等の時。以下この項において同じ。）において同条第六項に規定する退職給与引当金勘定の金額（以下この条において「退職給与引当金勘定の金額」という。）を有するときは、当該法人の次の表の各号の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号の中欄に掲げる事業年度又は連結事業年度において、当該各号の下欄に掲げる金額（当該事業年度又は連結事業年度終了の時における退職給与引当金勘定の金額が当該掲げる金額に満たない場合には、当該退職給与引当金勘定の金額）を取り崩さなければならない。

一　法人（改正事業年度終了の時における資本の金額又は出資金額が一億円を超える普通法人並びに保険業法に規定する相互会社及びこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）	改正事業年度から改正事業年度開始の日以後十年を経過した日の前日の属する事業年度又は連結事業年度までの各事業年度又は各連結事業年度	改正事業年度開始の時に有する退職給与引当金勘定の金額（以下この項及び第六項において「改正時の退職給与引当金勘定の金額」という。）に当該各事業年度又は各連結事業年度の月数を乗じてこれを百二十で除して計算した金額（改正事業年度開始の日以後十年を経過した日の前日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、退職給与引当金勘定の金額の残額）
二　前号に掲げる法人以外の法人	平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に開始する事業年度又は連結事業年度	改正時の退職給与引当金勘定の金額に十分の三を乗じて計算した金額に、当該事業年度又は連結事業年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額
	平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に開始する事業年度又は連結事業年度	改正時の退職給与引当金勘定の金額に十分の二を乗じて計算した金額に、当該事業年度又は連結事業年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額

平成十七年四月一日以後に開始する事業年度又は連結事業年度で改正事業年度開始の日以後四年を経過した日の前日の属する事業年度又は連結事業年度までの事業年度又は連結事業年度	改正時の退職給与引当金勘定の金額に十分の二を乗じて計算した金額に、当該事業年度又は連結事業年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額（改正事業年度開始の日以後四年を経過した日の前日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、退職給与引当金勘定の金額の残額）	

3　前項の表の各号の中欄に掲げる事業年度又は連結事業年度において当該各号の下欄に掲げる金額を取り崩した後の退職給与引当金勘定の金額が当該事業年度又は連結事業年度終了の時において在職する使用人の全員がその時において自己の都合により退職するものと仮定した場合に各使用人につきその時において定められている旧法人税法第五十四条第一項に規定する退職給与規程により計算される退職給与の額の合計額を超えるときは、当該事業年度又は連結事業年度において、当該超える部分の金額を取り崩さなければならない。

4　前二項の規定により取り崩した退職給与引当金勘定の金額は、その取り崩した日の属する事業年度の所得の金額又は連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

5　退職給与引当金勘定の金額を有する法人が、改正事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度において組織再編成（合併、分割、現物出資又は事後設立をいい、施行日以後に行ったものに限る。以下この条において同じ。）を行ったことに伴い、その使用人が当該組織再編成に係る合併法人等（合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいう。以下この項及び次項において同じ。）の業務に従事することとなった場合において、当該法人が当該従事することとなった使用人に退職給与を支給していないことその他の政令で定める要件に該当するときは、次の各号に定める退職給与引当金勘定の金額は、当該合併法人等に引き継ぐものとする。

一　合併　当該合併の直前に有する退職給与引当金勘定の金額

二　分割型分割　当該分割型分割の直前に有する退職給与引当金勘定の金額のうち当該分割型分割に係る分割承継法人の業務に従事することとなった使用人に係る退職給与引当金勘定の金額として政令で定めるところにより計算した金額

三　分社型分割等　当該分社型分割等の直前に有する退職給与引当金勘定の金額のうち当該分社型分割等に係る分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人の業務に従事することとなった使用人に係る退職給与引当金勘定の金額として政令で定めるところにより計算した金額

6　前項の規定により合併法人等が引継ぎを受けた退職給与引当金勘定の金額は、当該合併法人等が同項の組織再編成の時において有する退職給与引当金勘定の金額とみなす。この場合において、第二項及び第三項の規定の適用については、当該退職給与引当金勘定の金額は当該合併法人等の改正時の退職給与引当金勘定の金額に含まれるものとする。

7　組織再編成があった場合の第二項の表の各号の下欄の金額の計算その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（連結納税の開始に伴う資産の時価評価損益に関する経過措置）

第九条　新法人税法第六十一条の十一の規定は、法人の施行日の翌日から起算して六月を経過する日以後に終了する事業年度終了の時に有する同条第一項に規定する時価評価資産（次条において「時価評価資産」という。）について適用する。

2　法人が附則第三条第一項の規定の適用を受けた場合において新法人税法第六十一条の十一第一項に規定する最初連結親法人事業年度（以下この項及び次条において「最初連結親法人事業年度」という。）終了の日の属する事業年度の前事業年度（当該事業年度開始の日が当該最初連結親法人事業年度開始の日前である場合には、当該事業年度）終了の時に新法人税法第四条の三第九項第一号に規定する時価評価資産等（次条において「時価評価資産等」という。）を有するときの新法人税法第六十一条の十一の規定の適用については、同条第一項中「開始の日の前日（当該他の内国法人が第四条の三第九項第一号（連結納税の承認の効力）に規定する時価評価法人である場合には、最初連結親法人事業年度終了の日）」とあるのは、「終了の日」とする。

3　法人の平成十八年十二月三十一日前に終了する新法人税法第六十一条の十一第一項に規定する連結開始直前事業年度においては、同項各号に規定する五年前の日は平成十四年一月一日として、同条の規定を適用する。

4　法人が附則第三条第一項の規定の適用を受けた場合には、当該法人に係る新法人税法第六十一条の十一第一項の規定の適用については、同項第六号ロ中「提出期限」とあるのは、「提出期限と法人税法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第　号）附則第三条第一項に規定する経過措置対象年度申請期限とのうちいずれか遅い日」とする。

（連結納税への加入に伴う資産の時価評価損益に関する経過措置）

第十条　新法人税法第六十一条の十二の規定は、法人の施行日の翌日から起算して六月を経過する日以後に終了する事業年度終了の時に有する時価評価資産について適用する。

2　法人が附則第三条第一項の規定の適用を受けた場合において最初連結親法人事業年度に当該法人との間に当該法人による新法人税法第四条の二に規定する完全支配関係を有することとなった法人が当該完全支配関係を有することとなった日の属する事業年度終了の時に時価評価資産等を有するときの新法人税法第六十一条の十二の規定の適用については、同条第一項中「連結親法人との間に当該連結親法人による第四条の二（連結納税義務者）に規定する完全支配関係を有することとなった日の前日（当該他の内国法人が同項第一号に規定する時価評価法人である場合には、最初連結親法人事業年度終了の日）」とあるのは、「最初連結親法人事業年度終了の日」とする。

3　法人の平成十八年十二月三十一日前に終了する新法人税法第六十一条の十二第一項に規定する連結加入直前事業年度においては、同項各号に規定する五年前の日は平成十四年一月一日として、同条の規定を適用する。

4　加入法人（附則第三条第一項の規定の適用を受けた法人の最初連結親法人事業年度において当該法人との間に当該法人による新法人税法第四条の二に規定する完全支配関係を有することとなった法人をいう。）に係る新法人税法第六十一条の十二第一項の規定の適用については、同項第四号ロ中「提出期限」とあるのは、「提出期限と法人税法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第　号）附則第三条第一項に規定

する経過措置対象年度申請期限とのうちいずれか遅い日」とする。

（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入に関する経過措置）

第十一条　新法人税法第六十二条の七第一項の規定は、法人の施行日の翌日から起算して六月を経過する日以後に終了する事業年度について適用し、法人の同日前に終了する事業年度については、なお従前の例による。

（長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度に関する経過措置）

第十二条　新法人税法第六十三条第二項の規定は、法人の施行日の翌日から起算して六月を経過する日以後に終了する事業年度において同条第一項の規定の適用を受けている場合について適用する。

2　法人が附則第三条第一項の規定の適用を受けた場合において最初連結親法人事業年度（各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課される最初の新法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この項において同じ。）終了の日の属する事業年度の前事業年度（当該事業年度開始の日が当該最初連結親法人事業年度開始の日前である場合には、当該事業年度）終了の時に時価評価資産等（新法人税法第四条の三第九項第一号に規定する時価評価資産等をいう。以下この項において同じ。）を有するとき又は最初連結親法人事業年度に当該法人との間に当該法人による新法人税法第四条の二に規定する完全支配関係を有することとなった法人が当該完全支配関係を有することとなった日の属する事業年度終了の時に時価評価資産等を有する場合には、新法人税法第六十三条第二項に規定する連結開始直前事業年度又は同項に規定する連結加入直前事業年度は最初連結親法人事業年度終了の日の属する事業年度として、同項の規定を適用する。

3　法人の平成十八年十二月三十一日前に終了する新法人税法第六十三条第二項に規定する連結開始直前事業年度又は同項に規定する連結加入直前事業年度においては、新法人税法第六十一条の十一第一項各号又は第六十一条の十二第一項各号に規定する五年前の日は平成十四年一月一日として、新法人税法第六十三条第二項の規定を適用する。

（外国税額の控除に関する経過措置）

第十三条　新法人税法第六十九条第五項から第七項までの規定は、施行日以後に適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この条において「適格組織再編成」という。）が行われる場合について適用し、施行日前に適格組織再編成が行われた場合については、なお従前の例による。

（仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に関する経過措置）

第十四条　新法人税法第七十条第一項の規定は、施行日以後に同項の内国法人が適格合併により解散する場合の当該適格合併に係る合併法人の当該適格合併の日以後に終了する各事業年度及び連結後各事業年度（同項に規定する分割前事業年度及び連結後各事業年度を除く。）について適用し、施行日前に当該内国法人が合併により解散した場合の当該合併に係る合併法人の当該合併の日以後に終了する各事業年度については、なお従前の例による。

2　新法人税法第七十条第三項の規定は、事実を仮装して経理した同条第一項の内国法人が施行日以後に行う適格合併により解散した後において同条第一項又は第二項に規定する更正が行われる場合の当該適格合併に係る合併法人について適用し、当該内国法人が施行日前に行った合併により解散した後において旧法人税法第七十条第一項又は第二項に規定する更正が行われる場合の当該合併に係る合併法人については、なお従前の例による。

（中間申告に関する経過措置）

第十五条　新法人税法第七十一条第二項の規定は、施行日以後に納税義務が成立する中間申告書に係る法人税について適用し、施行日前に納税義務が成立した中間申告書に係る法人税については、なお従前の例による。

（連結事業年度における受取配当等の益金不算入に関する経過措置）

第十六条　連結法人（連結親法人が各連結事業年度終了の時において資本の金額若しくは出資金額が一億円以下である普通法人、資本若しくは出資を有しない普通法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）又は協同組合等に限る。）の平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に開始し、かつ、平成十五年三月三十一日以後に終了する連結事業年度における新法人税法第八十一条の四第一項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「百分の五十」とあるのは「百分の七十」とし、当該連結法人の同年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に開始する連結事業年度におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「百分の五十」とあるのは「百分の六十」とする。

（連結事業年度における寄附金の損金不算入に関する経過措置）

第十七条　新法人税法第八十一条の六第一項及び第三項から第七項までの規定は、連結法人が平成十四年四月一日以後に支出した寄附金の額について適用し、同条第二項の規定は、連結法人が新法人税法第四条の二の承認を受けた日以後に支出する同項に規定する寄附金の額について適用する。

（連結欠損金額に関する経過措置）

第十八条　新法人税法第八十一条の九第二項第二号に規定する連結子法人が附則第三条第一項の適用を受けて新法人税法第四条の二の承認を受けた同条に規定する他の内国法人である場合において、当該連結子法人の最初連結事業年度（新法人税法第十五条の二第一項に規定する最初連結事業年度をいう。以下この条において同じ。）開始の日が当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人の最初連結事業年度開始の日の翌日以後となるときは、当該連結子法人の最初連結事業年度開始の日前五年以内に開始した各事業年度において新法人税法第五十七条第一項に規定する欠損金額（同条第二項の規定により欠損金額とみなされたものを含み、同条第六項の規定によりないものとされたものを除く。）又は新法人税法第五十八条第一項に規定する災害損失欠損金額を同号に定める欠損金額とみなして、新法人税法第八十一条の九の規定を適用する。

2　前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（連結事業年度における外国税額の控除に関する経過措置）

第十九条　新法人税法第八十一条の十五第五項から第七項までの規定は、施行日以後に適格組織再編成（附則第十三条に規定する適格組織再編成をいう。以下この条において同じ。）が行われる場合について適用し、施行日前に適格組織再編成が行われた場合については、旧法人税法第六十九条第四項及び第五項の規定の例による。

（連結事業年度における仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に関する経過措置）

第二十条　新法人税法第八十一条の十六第四項の規定は、施行日以後に行う同項に規定する適格合併により同項に規定する連結法人が解散した後において同条第一項から第三項までに規定する更正が行われる場合における当該適格合併に係る合併法人について適用し、施行日前に行われた合併により事実を仮装して経理した内国法人が解散した後において当該更正が行われる場合の当該合併に係る合併法人については、旧法人税法第七十条第三項の規定の例による。

（連結中間申告等に関する経過措置）

第二十一条　新法人税法第八十一条の十九から第八十一条の二十一まで及び第八十一条の二十六の規定は、附則第三条第一項の規定の適用を受けて新法人税法第四条の二の承認を受けた同項に規定する内国法人については、当該内国法人の最初連結事業年度（新法人税法第十五条の二第一項に規定する最初連結事業年度をいう。以下この条において同じ。）の翌連結事業年度以後の各連結事業年度について適用する。

2　前項に規定する内国法人（普通法人に限る。）の最初連結事業年度又は他の内国法人（当該最初連結事業年度終了の時において当該内国法人との間に連結完全支配関係を有するものに限る。）の最初連結事業年度（当該内国法人の最初連結事業年度終了の日の属する当該他の内国法人の最初連結事業年度に限る。）の期間に六月経過日（これらの法人の最初連結事業年度開始の日以後六月を経過した日をいう。以下この項において同じ。）がある場合のこれらの法人の当該六月経過日の属する事業年度については、各事業年度の所得に対する法人税を課される事業年度とみなして、新法人税法第七十一条から第七十三条まで及び第七十六条の規定を適用する。

3　前項の場合において、新法人税法第七十一条又は第七十二条の規定による中間申告書が提出されたときは、その提出された中間申告書及びその中間申告書に係る中間納付額は、連結中間申告書及びその連結中間申告書に係る中間納付額とみなして、新法人税法第八十一条の二十二、第八十一条の二十七、第八十一条の三十及び第百三十四条並びに国税通則法第五十七条の規定を適用する。

（解散による清算所得の金額の計算に関する経過措置）

第二十二条　内国法人である普通法人（解散の時における資本の金額又は出資金額が一億円を超える普通法人及び保険業法に規定する相互会社を除く。）又は協同組合等の平成十五年三月三十一日から平成十六年三月三十一日までの間の解散による清算所得の金額の計算に係る新法人税法第九十三条第二項第二号の規定の適用については、同号中「百分の五十」とあるのは、平成十五年三月三十一日の解散にあっては「百分の七十」と、平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間の解散にあっては「百分の六十」とする。

（連結法人に係る行為又は計算の否認に関する経過措置）

第二十三条　新法人税法第百三十二条の三の規定は、法人の平成十五年三月三十一日以後に終了する各連結事業年度の連結所得に対する法人税又は平成十四年四月一日以後に開始し、かつ、施行日以後に終了する各事業年度の所得に対する法人税に係る行為又は計算で当該法人が施行日以後に行うものについて適用する。

（資産の譲渡の場合の課税の特例に関する経過措置）

第二十四条　新租税特別措置法第六十四条の二第十項（新租税特別措置法第六十五条第三項において準用する場合を含む。）、第六十五条の八第十項、第六十五条の十二第十一項及び第六十五条の十四第十一項の規定は、法人の施行日の翌日から起算して六月を経過する日以後に終了する事業年度終了の時に有するこれらの規定に規定する特別勘定の金額について適用する。

2　法人が附則第三条第一項の規定の適用を受けた場合において最初連結親法人事業年度（各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課される最初の新法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この項において同じ。）終了の日を含む事業年度の前事業年度（当該事業年度開始の日が当該最初連結親法人事業年度開始の日前である場合には、当該事業年度）終了の時に時価評価資産等（新法人税法第四条の三第九項第一号に規定する時価評価資産等をいう。以下この項において同じ。）を有するとき又は最初連結親法人事業年度に当該法人との間に当該法人による新法人税法第四条の二に規定する完全支配関係を有することとなった法人が当該完全支配関係を有することとなった日を含む事業年度終了の時に時価評価資産等を有する場合には、新租税特別措置法第六十四条の二第十項（新租税特別措置法第六十五条第三項において準用する場合を含む。）、第六十五条の八第十項、第六十五条の十二第十一項若しくは第六十五条の十四第十一項に規定する連結開始直前事業年度又はこれらの規定に規定する連結加入直前事業年度（次項において「連結開始直前事業年度等」という。）は最初連結親法人事業年度終了の日を含む事業年度として、これらの規定を適用する。

3　法人の平成十八年十二月三十一日前に終了する連結開始直前事業年度等においては、新法人税法第六十一条の十一第一項各号又は第六十一条の十二第一項各号に規定する五年前の日は平成十四年一月一日として、新租税特別措置法第六十四条の二第十項（新租税特別措置法第六十五条第三項において準用する場合を含む。）、第六十五条の八第十項、第六十五条の十二第十一項又は第六十五条の十四第十一項の規定を適用する。

（内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例に関する経過措置）

第二十五条　新租税特別措置法第六十六条の八第三項及び第四項の規定は、施行日以後に適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この条において「適格合併等」という。）が行われる場合について適用し、施行日前に適格合併等が行われた場合については、なお従前の例による。

（連結法人が電子機器利用設備に係る繰越税額控除限度超過額を有する場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第二十六条　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、各連結事業年度開始の日前一年以内に開始した当該連結親法人又はその各連結子法人の各事業年度において租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第十五号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の六第二項に規定する税額控除限度額又は同条第三項に規定するリース税額控除限度額のうち同条第五項に規定する控除をしてもなお控除しきれない金額の合計額を有する場合における新租税特別措置法第六十八条の十五の規定の適用については、同条第五項中「第四十二条の十一第二項又は第三項」とあるのは「第四十二条の十一第二項若しくは第三項又は租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第十五号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の六第二項若しくは第三項」と、「同条第二項又は第三項」とあるのは「第四十二条の十一第二項若しくは第三項」と、「第四十二条の十一第四項又は平成十四年旧法第四十二条の六第四項」とあるのは「第四十二条の六第二項若しくは第三項」と、「第四十二条の十一第四項」とあるのは「第四十二条の六第四項」とする。

第二十七条　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、各連結事業年度開始の日前四年以内に開始した当該連結親法人又はその各連結子法人の各事業年度において租税特別措置法等の一部を改正する法

律（平成十四年法律第十五号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の九第一項に規定する税額控除限度額のうち同条第三項に規定する控除をしてもなお控除しきれない金額の合計額を有する場合における新租税特別措置法第六十八条の十三の規定の適用については、同条第三項中「第四十二条の九第一項」とあるのは「第四十二条の九第一項又は租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第十五号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この項及び第六項において「平成十四年旧法」という。）第四十二条の九第一項」と、「同条第一項」とあるのは「第四十二条の九第一項又は平成十四年旧法第四十二条の九第一項」と、「同条第二項」とあるのは「第四十二条の九第二項又は平成十四年旧法第四十二条の九第二項」と、同条第六項中「第四十二条の九第一項」とあるのは「第四十二条の九第一項又は平成十四年旧法第四十二条の九第二項」とする。

（連結法人の減価償却に関する経過措置）

第二十八条　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第十五号）附則第二十三条第十項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十五条第一項の表の第一号の第一欄に掲げる低開発地域工業開発地区として指定された地区（昭和四十一年十二月十五日までに指定されたものに限る。）内において当該指定の日から四十年以内の期間内に取得又は製作若しくは建設をする同項（同号に係る部分に限る。）に規定する工業用機械等に係る新租税特別措置法第六十八条の二十七の規定の適用については、同条第一項中「期間」とあるのは「期間（政令で定める期間を含む。）」と、「同項の表の各号の第一欄」とあるのは「同項の表の各号の第一欄又は租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第十五号）附則第二十三条第十項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この項において「旧租税特別措置法」という。）第四十五条第一項の表の第一号の第一欄」と、「当該各号の第二欄」とあるのは「当該各号の第二欄又は同表の第一号の第二欄」と、「当該各号の第三欄」とあるのは「当該各号の第三欄又は同表の第一号の第三欄」と、「（同表の他の号」とあるのは「（第四十五条第一項の表の他の号又は旧租税特別措置法第四十五条第一項の表の第一号」と、「当該各号の第四欄」とあるのは「当該各号の第四欄又は同表の第一号の第四欄」とする。

2　租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第十五号）附則第二十三条第十三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十六条第一項第一号に規定する認定を受けた同号の漁業協同組合等の構成員である法人の当該認定のあった日から当該認定のあった日を含む事業年度開始の日以後五年を経過した日の前日までの期間内の日を含む各連結事業年度における同号に規定する漁船に係る新租税特別措置法第六十八条の三十の規定の適用については、同条第一項中「掲げる場合」とあるのは「掲げる場合（当該連結親法人又はその連結子法人が、適用事業年度終了の日において漁業再建整備特別措置法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第　号）第一条の規定による改正前の漁業再建整備特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号。以下この項において「旧漁業再建整備法」という。）第二条第一項に規定する中小漁業者で昭和五十一年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間に旧漁業再建整備法第五条第一項に規定する中小漁業構造改善計画（政令で定める区分に応じそれぞれ政令で定める事業について計画が定められているものに限る。）に係る同項の認定を受けた同項に規定する漁業協同組合等（以下この項において「漁業協同組合等」という。）の構成員（当該漁業協同組合等を会員とする法人である場合には当該連結親法人又はその連結子法人を直接又は間接に構成する会員の構成員とし、これらの者のうち当該中小漁業構造改善計画を実施する者として政令で定めるものに限る。）であるものに該当し、かつ、当該適用事業年度において旧漁業再建整備法第四条第一項に規定する特定業種に属する事業で当該中小漁業構造改善計画に係るものを主として営む場合として政令で定める場合を含む。）と、「減価償却資産（漁船（当該連結親法人又はその連結子法人が、当該中小漁業構造改善計画に係る認定前に旧漁業再建整備法第五条第一項に規定する経営規模の拡大若しくは生産行程についての協業化に関する事業（以下この項において「協業化事業等」という。）について定められた他の中小漁業構造改善計画に係る認定を受けた漁業協同組合等の構成員（当該漁業協同組合等が二以上の漁業協同組合等を会員とする法人である場合には、当該法人を直接又は間接に構成する会員の構成員とする。）又はこれに準ずる者として政令で定めるものに該当する場合には、燃料の使用の合理化に著しく資する漁船として政令で定めるもののうち新たな中小漁業構造改善計画に係る認定の日以後に取得し、又は建造したものに限る。以下この項及び次項において「漁船」という。）を含む。）」と、「百分の二十七」とあるのは「百分の二十七（当該資産が漁船である場合には、百分の十八）」と、同条第二項中「規定する承認」とあるのは「規定する承認（同項の適用を受けようとする資産が漁船である場合には、同項に規定する認定）」とする。

3　租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第十五号）の施行の日（平成十四年四月一日）前に同法附則第二十三条第十五項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十六条の三第一項第三号に規定する共同改善計画につき同号に規定する認定を受けた同号の法人の当該認定のあった日から当該認定の日を含む事業年度開始の日以後五年を経過した日の前日までの期間内の日を含む各連結事業年度における同号に規定する林業用の機械及び装置に係る新租税特別措置法第六十八条の三十二第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同条第一項中「第二号又は第三号に定める資産である場合には、百分の十二」とあるのは、「、第二号に定める資産である場合には百分の十二とし、第三号に定める資産である場合には百分の十四とする。」とする。

4　租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第十五号）の施行の日（平成十四年四月一日）前に同法附則第二十三条第十七項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十七条第一項に規定する優良賃貸住宅を取得若しくは新築をした法人の同項に規定する供用日以後五年以内の日を含む連結事業年度又は同条第二項の適格合併、適格分割、適格現物出資若しくは適格事後設立により同項に規定する優良賃貸住宅の移転を受けた連結親法人若しくは当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の同項に規定する期間内の日を含む連結事業年度におけるこれらの優良賃貸住宅に係る新租税特別措置法第六十八条の三十四（第一項に係る部分に限る。）の規定の適用については、同条第一項中「百分の三十」とあるのは「百分の三十二」と、「百分の四十」とあるのは「百分の四十四」と、同項第二号中「第四十七条第一項第二号」とあるのは「第四十七条第一項第

二号又は租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第十五号）附則第二十三条第十七項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（次項において「旧租税特別措置法」という。）第四十七条第一項第二号」と、同条第二項中「第四十七条第一項」とあり、及び「同条第一項」とあるのは「第四十七条第一項又は旧租税特別措置法第四十七条第一項」とする。

5　租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第十五号）の施行の日（平成十四年四月一日）前に同法附則第二十三条第十九項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十七条の二第一項に規定する特定再開発建築物等を取得若しくは新築をした法人の同項に規定する供用日以後五年以内の日を含む連結事業年度又は同条第二項に規定する適格合併等により同項に規定する特定再開発建築物等の移転を受けた連結親法人若しくは当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の同項に規定する期間内の日を含む連結事業年度におけるこれらの特定再開発建築物等に係る新租税特別措置法第六十八条の三十五の規定の適用については、同条第一項中「百分の十」とあるのは「百分の十二」と、同条第二項中「第四十七条の二第一項」とあるのは「第四十七条の二第一項又は租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第十五号）附則第二十三条第十九項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この項において「旧租税特別措置法」という。）第四十七条の二第一項」と、「同条第一項」とあるのは「第四十七条の二第一項又は旧租税特別措置法第四十七条の二第一項」とする。

6　租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第十五号）の施行の日（平成十四年四月一日）前に同法附則第二十三条第二十一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十八条第一項に規定する倉庫用建物等を取得若しくは建設をした法人の同項に規定する供用日以後五年以内の日を含む連結事業年度又は同条第二項に規定する適格合併等により同項に規定する倉庫用建物等の移転を受けた連結親法人若しくは当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の同項に規定する期間内の日を含む連結事業年度におけるこれらの倉庫用建物等に係る新租税特別措置法第六十八条の三十六の規定の適用については、同条第一項中「百分の十二」とあるのは「百分の十八」と、同条第二項中「第四十八条第一項」とあるのは「第四十八条第一項又は租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第十五号）附則第二十三条第二十一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この項において「旧租税特別措置法」という。）第四十八条第一項」と、「同条第一項」とあるのは「第四十八条第一項又は旧租税特別措置法第四十八条第一項」とする。

（連結法人の準備金に関する経過措置）

第二十九条　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人でその営む主たる事業が金融及び保険業であるものが、連結親法人又はその連結子法人の新法人税法第十五条の二第一項に規定する最初連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度において、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第十五号。以下この条において「平成十四年改正法」という。）附則第二十四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成十四年改正法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧租税特別措置法」という。）第五十五条の二第一項の規定により所得の金額の計算上損金の額に算入された海外投資等損失準備金の金額（適格分割型分割により分割承継法人に引き継がれたものを除く。）がある場合には、当該海外投資等損失準備金の金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

2　平成十四年改正法附則第二十四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧租税特別措置法第五十五条の二第七項の規定により海外投資等損失準備金の金額の引継ぎを受けた合併法人又は分割承継法人が連結親法人又はその連結子法人である場合には、当該合併法人又は分割承継法人が引継ぎを受けた海外投資等損失準備金の金額は、当該合併法人又は分割承継法人の適格合併又は適格分割型分割の日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3　連結親法人である平成十四年改正法附則第二十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧租税特別措置法第五十五条の四第一項に規定する投資育成会社が、新法人税法第十五条の二第一項に規定する最初連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度終了の時において創業中小企業投資損失準備金の金額（その時までに同条第三項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなった金額又は同条第二項において準用する旧租税特別措置法第五十五条第三項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額）を有する場合において、当該最初連結事業年度以後の各連結事業年度終了の日において前連結事業年度（当該投資育成会社の当該各連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その前日を含む事業年度。以下この項において「前連結事業年度等」という。）から繰り越された旧租税特別措置法第五十五条の四第一項に規定する特定会社（次項及び第六項において「特定会社」という。）に係る創業中小企業投資損失準備金の金額（当該各連結事業年度終了の日までに次項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなった金額（同条第三項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前連結事業年度等の終了の日までにこの項の規定により益金の額に算入された金額（同条第二項において準用する旧租税特別措置法第五十五条第三項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合には、これらの金額を控除した金額。次項及び第六項において同じ。）のうちにその積立てをした事業年度終了の日の翌日から五年を経過したもの（以下この項において「据置期間経過準備金額」という。）があるときは、当該据置期間経過準備金額については、その積立てをした事業年度別に区分した各金額ごとに、当該区分した金額の積立てをした事業年度の所得の金額の計算上旧租税特別措置法第五十五条の四第一項の規定により損金の額に算入された当該創業中小企業投資損失準備金として積み立てた金額に当該各連結事業年度の月数を乗じてこれを六十で除して計算した金額（当該計算した金額が当該区分した金額を超える場合には、当該区分した金額）に相当する金額を、それぞれ、当該各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

4　前項に規定する投資育成会社が、次の各号に掲げる場合に該当することとなった場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなった日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合において、第一号、第三号又は第五号の場合にあっては、これらの号に規定する創業中小企業投資損失準備金の金額をその積立てをした事業年度別に区分した金額のうち、その積立てをした事業年度が最も古いものから順次益金の額に算入されるものとする。

一　当該創業中小企業投資損失準備金に係る特定会社の株式の全部又は一部を有しないこととなった場合　その有しないこととなった日における当該特定会社に係る創業中小企業投資損失準備金の金額のうちその有しないこととなった株式に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額（当該特定会社の株式の全部を有しないこととなった日における当該特定会社に係る創業中小企業投資損失準備金の金額）

二　前号に規定する特定会社が解散（適格合併による解散を除く。）をした場合　当該解散の日における当該特定会社に係る創業中小企業投資損失準備金の金額

三　第一号に規定する特定会社の株式についてその帳簿価額を減額した場合　その減額をした日における当該特定会社に係る創業中小企業投資損失準備金の金額のうちその減額をした金額に相当する金額

四　当該投資育成会社が解散した場合　その解散の日における創業中小企業投資損失準備金の金額

五　前項及び前各号の場合以外の場合において特定会社に係る創業中小企業投資損失準備金の金額を取り崩した場合　その取り崩した日における当該特定会社に係る創業中小企業投資損失準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

5　第三項の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

6　前項に定めるもののほか、特定会社が合併により消滅した場合における創業中小企業投資損失準備金の金額の処理その他第三項及び第四項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

7　新租税特別措置法第六十八条の五十八の規定は、法人の平成十五年三月三十一日以後に終了する各連結事業年度において事業の用に供する同条第一項各号に掲げる固定資産（当該固定資産に係る法人税法等の一部を改正する法律（平成十年法律第二十四号）附則第七条第一項に規定する特別修繕引当金勘定の金額があるものを除く。）について、適用する。

（連結法人の資産の譲渡の場合の課税の特例に関する経過措置）

第三十条　施行日からマンションの建替えの円滑化等に関する法律の施行の日の前日までの間における新租税特別措置法第六十八条の七十二、第六十八条の七十三、第六十八条の七十五、第六十八条の七十六、第六十八条の七十八及び第六十八条の八十の規定の適用については、新租税特別措置法第六十八条の七十二第七項中「第六十五条第七項」とあるのは「第六十五条第五項」と、同条第十項中「第六十五条第一項、第三項又は第五項」とあるのは「第六十五条第一項、第三項又は第六項」と、同条第十一項中「第六十五条第一項第六号に規定する権利変換の時において当該権利変換により譲渡した資産（同号に規定する敷地利用権に係る部分に限る。）の価額と同号に規定する施行再建マンションに係る敷地利用権の価額との差額がある場合における当該譲渡した資産の第一項に規定する譲渡直前の帳簿価額の計算、同項」とあるのは「第一項」と、「、第七項及び第八項」とあるのは「及び第七項」と、新租税特別措置法第六十八条の七十三第七項中「第五項の規定を含む」とあるのは「第六項の規定を含む」と、新租税特別措置法第六十八条の七十五第二項及び第三項中「、第十七号から第二十号まで又は第二十三号」とあるのは「又は第十七号から第二十号まで」と、新租税特別措置法第六十八条の七十六第一項中「第二十六号」とあるのは「第二十五号」と、新租税特別措置法第六十八条の七十八第十五項第一号イ中「及び第四号から第六号まで」とあるのは「、第四号及び第五号」と、「第六十八条の七十二第七項若しくは第八項」とあるのは「第六十八条の七十二第七項」と、新租税特別措置法第六十八条の九十八条の八十中「第六号」とあるのは「第五号」とする。

（連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例に関する経過措置）

第三十一条　新租税特別措置法第六十八条の九十二第三項及び第四項の規定は、施行日以後に適格合併等（附則第二十五条に規定する適格合併等をいう。以下この条において同じ。）が行われる場合について適用し、施行日前に適格合併等が行われた場合については、旧租税特別措置法第六十六条の八第一項の規定の例による。

（阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三十二条　新震災特例法第二十一条第十項の規定は、法人の施行日の翌日から起算して六月を経過する日以後に終了する事業年度終了の時に有する同項に規定する特別勘定の金額について適用する。

2　法人が附則第三条第一項の規定の適用を受けた場合において最初連結親法人事業年度（各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課される最初の新法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この項において同じ。）終了の日を含む事業年度の前事業年度（当該事業年度開始の日が当該最初連結親法人事業年度開始の日前である場合には、当該事業年度）終了の時に時価評価資産等（新法人税法第四条の三第九項第一号に規定する時価評価資産等をいう。以下この項において同じ。）を有するとき又は最初連結親法人事業年度に当該法人との間に当該法人による新法人税法第四条の二に規定する完全支配関係を有することとなった法人が当該完全支配関係を有することとなった日を含む事業年度終了の時に時価評価資産等を有する場合には、新震災特例法第二十一条第十項に規定する連結開始直前事業年度又は同項に規定する連結加入直前事業年度は最初連結親法人事業年度終了の日を含む事業年度として、同項の規定を適用する。

3　法人の平成十八年十二月三十一日前に終了する新震災特例法第二十一条第十項に規定する連結開始直前事業年度又は同項に規定する連結加入直前事業年度においては、新法人税法第六十一条の十一第一項各号又は第六十一条の十二第一項各号に規定する五年前の日は平成十四年一月一日として、新震災特例法第二十一条第十項の規定を適用する。

4　施行日からマンションの建替えの円滑化等に関する法律の施行の日の前日までの間における新震災特例法第二十六条の七の規定の適用については、同条中「第六号」とあるのは、「第五号」とする。

（消費税法の一部改正等に伴う経過措置）

第三十三条　第八条の規定による改正後の消費税法第四十二条第二項の規定は、施行日以後に納税義務が成立する中間申告書に係る消費税について適用し、施行日前に納税義務が成立した中間申告書に係る消費税については、なお従前の例による。

2　附則第四条第四項の規定により同項に規定する経過措置適用子法人又は経過措置期間加入法人の事業年度とみなされる同項に規定する期間については、消費税法第二条第一項第十三号に掲げる事業年度とみなす。

（特別修繕引当金に関する経過措置）

第三十四条　第九条の規定による改正後の法人税法等の一部を改正する法律（平成十年法律第二十四号）附則第七条第三項の規定は、平成十五年四月一日以後に適格分社型分割等（適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立をいう。以下この条において同じ。）が行われる場合について適用し、同日前に適格分社型分割等が

行われる場合については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三十五条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の規定の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正）

第三十六条　租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「、内国法人又は特定信託の各年分、各事業年度又は各計算期間の所得の金額（解散（合併による解散を除く。）による清算所得の金額を含む。）若しくは各連結事業年度の連結所得の金額又は当該特定信託の各計算期間の所得の金額」を「の各年分の所得の金額、当該内国法人の各事業年度の所得の金額（解散（合併による解散を除く。）による清算所得の金額を含む。）若しくは各連結事業年度の連結所得の金額又は当該特定信託の各計算期間の所得の金額」に改め、同条第二項中「所得の金額に」の下に「、同条第十八号の二の規定の適用については同号イに規定する個別所得金額に」を、「及び第三項」の下に「、第八十一条の十三第二項及び第三項」を、「所得等の金額」の下に「又は連結所得等の金額」を加える。

（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律の一部改正）

第三十七条　電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条第三項中「並びに法人税法」の下に「第四条の五第一項第一号（連結納税の承認の取消し）並びに」を加え、「及び同法第百二十七条第二項第一号」を「及び第二項第一号」に、「第百二十七条第一項第一号中」を「第四条の五第一項第一号中」に、「同条第二項第一号」を「同法第百二十七条第一項第一号及び第二項第一号」に改める。

（地方自治法の一部改正）

第三十八条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二百六十条の二第十六項中「場合には同条第三項」を「場合には同条第四項」に、「同条第五項」に改める。

別表第一租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の項第一号中「第十五号の上欄に規定する指定の事務」の下に「、第六十八条の六十九第三項第五号イ、第六号及び第七号イに規定する認定の事務」を加え、同表租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の項第二号中「並びに第六十三条第三項第七号イ及びロ並びに第六十八条の六十九第三項第七号イ及びロ」を「、第六十三条第三項第七号イ及びロ並びに第六十八条の六十九第三項第七号イ及びロ」に改める。

（農業協同組合法の一部改正）

第三十九条　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第六条及び第七十二条の六中「所得の金額」の下に「又は各連結事業年度の連結所得の金額」を加える。

（水産業協同組合法の一部改正）

第四十条　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

第八条中「所得の金額」の下に「又は各連結事業年度の連結所得の金額」を加える。

（中小企業等協同組合法の一部改正）

第四十一条　中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

第九条中「所得の金額」の下に「又は各連結事業年度の連結所得の金額」を加える。

（会社更生法の一部改正）

第四十二条　会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号）の一部を次のように改正する。

第二百六十九条第二項中「但し」を「ただし」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第三項中「除く。）」の下に「及び同法第二条第十九号の二に規定する連結欠損金額（同法第八十一条の九第一項（連結欠損金の繰越し）の規定の適用を受けるものを除く。）のうち当該会社に帰せられる金額の合計額」を、「各事業年度」の下に「又は各連結事業年度」を、「所得の金額」の下に「又は連結所得の金額」を加え、同条第四項中「の事業年度」の下に「又は連結事業年度」を、「含む。）」の下に「又は第八十一条の十九（連結中間申告）」を加える。

（宅地建物取引業法の一部改正）

第四十三条　宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）の一部を次のように改正する。

第五十七条第一項中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第二項中「所得の金額」の下に「又はその計上した連結事業年度の連結所得の金額」を加え、同条第三項中「所得の金額」の下に「又はその翌連結事業年度の連結所得の金額」を加える。

（公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部改正）

第四十四条　公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第百八十四号）の一部を次のように改正する。

第十四条の見出しを「（保証料の払戻し）」に改め、同条第一項中「払いもどす」を「払い戻す」に改め、同条第二項中「払いもどした」を「払い戻した」に、「払いもどしを」を「払戻しを」に改め、「所得の金額」の下に「又はその払戻しをした連結事業年度の連結所得の金額」を加え、同条第三項中「又は同法」を「若しくは同法」に改め、「確定申告書」の下に「又は同条第三十一号の二に規定する連結中間申告書で同法第八十一条の二十第一項各号に掲げる事項を記載したもの若しくは同法第二条第三十一号の三に規定する連結確定申告書」を加え、「払いもどした」を「払い戻した」に、「除く外」を「除くほか」に改める。

第十五条第一項中「左の各号に」を「次に」に改め、同条第二項中「所得の金額」の下に「又はその計上した連結事業年度の連結所得の金額」を加え、同条第三項中「所得の金額」の下に「又はその翌連結事業年度の連結所得の金額」を加える。

（関税法の一部改正）

第四十五条　関税法（昭和二十九年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第七条の九第二項中「及び法人税法第百二十七条第一項第一号（」を「並びに法人税法第四条の五第一項第一号（連結納税の承認の取消し）並びに第百二十七条第一項第一号（」に、「含む。）」を「含む。）及び第二項第一号」に、「第百二十七条第一項第一号及び第二項第一号中」を「財務省令で定めるところ又は」とあるのは「同号中「政令で定めるところ又は」に、「と読み替える」を「と、「と、同法第百二十七条第一項第一号及び第二項第一号中「財務省令で定めるところ」とあるのは「財務省令で定めるところ又は電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第四条第一項若しくは第二項若しくは第五条各項のいずれかに規定する財務省令で定めるところ」とする」とあるのは「とする」と読み替える」に改める。

（輸出水産業の振興に関する法律の一部改正）

第四十六条　輸出水産業の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百五十四号）の一部を次のように改正する。

第十条中「所得の金額」の下に「又は各連結事業年度の連結所得の金額」を加える。

（建物の区分所有等に関する法律の一部改正）

第四十七条　建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第四十七条第十項中「同条第三項及び第四項」を「同条第四項及び第五項」に改める。

（商店街振興組合法の一部改正）

第四十八条　商店街振興組合法（昭和三十七年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「所得の金額」の下に「又は各連結事業年度の連結所得の金額」を加える。

（預金保険法の一部改正）

第四十九条　預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第百三十五条第三項及び附則第二十二条第二項中「及び同法第六十三条」を「並びに同法第六十三条、第六十八条の六十八及び第六十九」に改める。

（森林組合法の一部改正）

第五十条　森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第七条中「所得の金額」の下に「又は各連結事業年度の連結所得の金額」を加える。

（食品流通構造改善促進法等の一部改正）

第五十一条　次に掲げる法律の規定中「所得の金額」の下に「又は連結所得の金額」を加える。

一　食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）第七条第三項

二　中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（平成七年法律第四十七号）第十条第四項

三　特定産業集積の活性化に関する臨時措置法（平成九年法律第二十八号）第十九条第三項

四　食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成十年法律第五十九号）第十一条第三項

五　中小企業経営革新支援法（平成十一年法律第十八号）第九条第四項

（政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律の一部改正）

第五十二条　政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成六年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「場合には同条第三項」を「場合には同条第四項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

（保険業法の一部改正）

第五十三条　保険業法（平成七年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第二百七十条の九第四項及び附則第一条の二の十二第二項中「及び同法第六十三条」を「並びに同法第六十三条、第六十八条の六十八及び第六十八条の六十九」に改める。

（特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法の一部改正）

第五十四条　特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法（平成八年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項中「及び同法第六十三条」を「並びに同法第六十三条、第六十八条の六十八及び第六十八条の六十九」に改める。

（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正）

第五十五条　金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第百四十九条第三項中「除く。）」の下に「及び同法第二条第十九号の二に規定する連結欠損金額（同法第八十一条の九第一項の規定を受けるものを除く。）のうち当該協同組織金融機関に帰せられる金額の合計額」を、「各事業年度」の下に「又は各連結事業年度」を、「所得の金額」の下に「又は連結所得の金額」を加える。

第百六十条の百三十九第三項中「除く。）」の下に「及び同法第二条第十九号の二に規定する連結欠損金額（同法第八十一条の九第一項の規定の適用を受けるものを除く。）のうち当該相互会社に帰せられる金額の合計額」を、「各事業年度」の下に「又は各連結事業年度」を、「所得の金額」の下に「又は連結所得の金額」を加え、同条第四項中「事業年度」の下に「又は連結事業年度」を、「第七十一条」の下に「又は第八十一条の十九」を加える。

（特定非営利活動促進法の一部改正）

第五十六条　特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第四十六条第一項中「場合には同条第三項」を「場合には同条第四項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

（水産業協同組合法等の一部を改正する法律の一部改正）

第五十七条　水産業協同組合法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第　　号）の一部を次のように改正する。

附則第二十三条のうち、租税特別措置法第六十七条の七第一号の改正規定中「第六十七条の七第一号」を「第六十八条の三第一号」に改め、当該改正規定の次に次のように加える。

第六十八条の五十五第一項第五号中「第十五条の四」を「第十五条の三」に改め、同条第四項中「第十一条第一項第八号の二」を「第十一条第一項第十一号」に改める。

（証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第五十八条　証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律（平成十四年法律第　　号）の一部を次のように改正する。

第十四条中租税特別措置法第六十八条（見出しを含む。）の改正規定及び同法第六十八条の二の改正規定を次のように改める。

第六十七条の十六の見出しを「（振替国債の利子等の非課税）」に改め、同条第一項中「一括登録国債」を「振替国債」に改め、同条第二項中「この条」の下に「及び次条」を加え、同条第三項中「特定短期国債等」を「特定短期公社債のうち同項第一号から第六号までに掲げるもの」に、「特定一括登録」を「特定振替記載等」に改める。

第六十七条の十六の次に次の一条を加える。

（分離振替国債の課税の特例）

第六十七条の十七　外国法人で次に掲げる要件を満たすものが特定振替機関等又は適格外国仲介業者から当該特定振替機関等の国内にある営業所若しくは事務所（郵便局を含む。以下この条において「営業所等」という。）又は当該適格外国仲介業者の特定国外営業所等を通じて振替記載等を受けている分離振替国債の保有又は譲渡により生ずる所得（当該外国法人が当該分離振替国債につき振替記載等を受けていた期間（第二号において「所有期間」という。）に対応する部分に限る。）については、法人税を課さない。

一　当該外国法人が、その分離振替国債の保有につき、特定振替機関等又は適格外国仲介業者から当該特定振替機関等の営業所等又は当該適格外国仲介業者の特定国外営業所等を通じて最初に振替記載等を受ける際、当該振替記載等を受ける分離振替国債の保有又は譲渡により生ずる所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨、その者の名称及び本店又は

主たる事務所の所在地（国内に恒久的施設を有する外国法人にあつては、財務省令で定める場所。以下この条において同じ。）その他の財務省令で定める事項を記載した書類（以下この条において「非課税適用申告書」という。）を、当該特定振替機関等（当該特定振替機関等が特定口座管理機関である場合には当該特定振替機関等（当該特定振替機関等及び特定振替機関とし、当該特定振替機関等が特定間接口座管理機関である場合には当該特定振替機関等（当該特定振替機関等が他の特定間接口座管理機関から当該分離振替国債の振替記載等を受ける場合には、当該特定振替機関等及び当該分離振替国債の振替記載等に係る特定口座管理機関並びに特定振替機関とする。以下この項において同じ。）を経由し、又は当該適格外国仲介業者（当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該適格外国仲介業者（当該適格外国仲介業者が他の外国再間接口座管理機関から当該分離振替国債の振替記載等を受ける場合には、当該適格外国仲介業者及び当該分離振替国債の振替記載等に係る他の外国再間接口座管理機関）及び当該分離振替国債の振替記載等に係る外国間接口座管理機関。次号において同じ。）及び当該分離振替国債の振替記載等に係る特定振替機関等を経由して法人税法第十七条に規定する納税地（同法第十八条第一項の規定による指定があつた場合には、その指定をされた納税地）の所轄税務署長に提出していること。

二　当該外国法人が、各事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日までに、その者の当該分離振替国債に係る所有期間その他の財務省令で定める事項を記載した書類（第五項及び第十二項において「所有期間明細書」という。）を、当該特定振替機関等を経由し、又は当該適格外国仲介業者及び当該分離振替国債の振替記載等に係る特定振替機関等を経由して前号に規定する税務署長に提出していること。

2　前項の規定を適用する場合において、分離振替国債の保有又は譲渡から生ずる損失の額その他の政令で定める金額は、法人税法の規定の適用については、ないものとみなす。

3　第一項の規定は、国内に恒久的施設を有する外国法人の分離振替国債の保有又は譲渡により生ずる所得でその者の国内において行う事業に帰せられるものについては、適用しない。

4　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　分離振替国債　特定振替機関等又は適格外国仲介業者から当該特定振替機関等の営業所等又は当該適格外国仲介業者の特定国外営業所等を通じて振替記載等を受けている社債等の振替に関する法律第九十条第二項に規定する分離元本振替国債及び同条第三項に規定する分離利息振替国債をいう。

二　特定振替機関　社債等の振替に関する法律第二条第二項に規定する振替機関（同法第四十八条の規定により振替機関とみなされるものを含む。第四号において「振替機関」という。）のうち、同法第十三条の規定に基づき分離振替国債を取り扱うことについて国から同意を得た者をいう。

三　特定振替機関等　特定振替機関、特定振替機関の社債等の振替に関する法律第三条第一項第四号に規定する業務規程の定めるところにより口座の開設を受けた特定口座管理機関又は特定間接口座管理機関をいう。

四　特定口座管理機関　社債等の振替に関する法律第二条第四項に規定する口座管理機関（次号において「口座管理機関」という。）のうち、振替機関が同法第十二条第一項の規定により口座を開設した者をいう。

五　特定間接口座管理機関　口座管理機関のうち、特定口座管理機関が社債等の振替に関する法律第四十四条第一項の規定により口座を開設した者及び当該者が同項の規定により口座を開設した者（それぞれ外国間接口座管理機関に該当する者を除く。）をいう。

六　適格外国仲介業者　外国間接口座管理機関又は外国再間接口座管理機関のうち、次に掲げる要件を満たす者として政令で定めるところにより第五条の二第一項第一号に規定する税務署長の承認を受けた者をいう。

イ　その者の業務として政令で定めるところにより他の者のために国債の振替を行うことができる者であること。

ロ　所得税法第百六十二条に規定する条約（租税の賦課及び徴収に関する情報を相互に提供することを定める規定を有するものに限る。）の我が国以外の締約国（次号において「条約相手国」という。）の者であること。

七　特定国外営業所等　適格外国仲介業者の営業所又は事務所のうち、条約相手国に所在するものをいう。

八　振替記載等　社債等の振替に関する法律に定めるところにより行われる同法の振替口座簿への記載又は記録をいう。

九　外国再間接口座管理機関　社債等の振替に関する法律第四十四条第一項第十五号に掲げる口座管理機関（内国法人を除く。次号において「外国口座管理機関」という。）のうち、外国間接口座管理機関が同項の規定により口座を開設した者及び当該者が同項の規定により口座を開設した者をいう。

十　外国間接口座管理機関　外国口座管理機関のうち、特定口座管理機関又は特定間接口座管理機関が社債等の振替に関する法律第四十四条第一項の規定により口座を開設した者をいう。

5　第一項第一号又は第二号の場合において、非課税適用申告書又は所有期間明細書が同項第一号に規定する税務署長に提出されたときは、当該非課税適用申告書又は所有期間明細書の提出をした者からその提出の際に経由すべき特定振替機関等の営業所等又は適格外国仲介業者の特定国外営業所等が受け取つた時に当該税務署長に提出があつたものとみなす。

6　非課税適用申告書の提出をする者は、その提出をする際、当該非課税適用申告書の提出をする特定振替機関等の営業所等の長又は適格外国仲介業者の特定国外営業所等の長にその者の法人の登記簿の抄本その他の政令で定める書類を提示しなければならないものとし、当該非課税適用申告書の提出を受ける特定振替機関等の営業所等の長又は適格外国仲介業者の特定国外営業所等の長は、当該非課税適用申告書に記載されている名称及び本店又は主たる事務所の所

在地を当該書類により確認しなければならないものとする。

7　非課税適用申告書を提出した者が、当該非課税適用申告書を提出した後、名称又は本店若しくは主たる事務所の所在地の変更をした場合には、その者は、その変更をした日を含む事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日までに、その変更をした後のその者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地その他の財務省令で定める事項を記載した申告書を、当該特定振替機関等（当該特定振替機関等が特定口座管理機関である場合には当該特定振替機関等及び特定振替機関とし、当該特定振替機関等が特定間接口座管理機関である場合には当該特定振替機関等（当該特定振替機関等が他の特定間接口座管理機関から当該分離振替国債の振替記載等を受ける場合には、当該特定振替機関等及び当該分離振替国債の振替記載等に係る他の特定間接口座管理機関）及び当該分離振替国債の振替記載等に係る特定口座管理機関並びに特定振替機関とする。以下この項において同じ。）を経由し、又は当該適格外国仲介業者（当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該適格外国仲介業者（当該適格外国仲介業者が他の外国再間接口座管理機関から当該分離振替国債の振替記載等を受ける場合には、当該適格外国仲介業者及び当該分離振替国債の振替記載等に係る他の外国再間接口座管理機関）及び当該分離振替国債の振替記載等に係る外国間接口座管理機関）及び当該分離振替国債の振替記載等に係る特定振替機関等を経由して第一項第一号に規定する税務署長に提出しなければならない。この場合において、当該申告書を提出しなかったときは、その該当することとなった日を含む事業年度の所得の金額の計算上、当該特定振替機関等又は当該適格外国仲介業者から振替記載等を受けている分離振替国債の保有又は譲渡により生ずる所得については、第一項の規定は、適用しない。

8　第六項の規定は、前項に規定する申告書を提出する者が当該申告書を提出する場合について準用する。この場合において、第六項中「非課税適用申告書の提出をする者」とあるのは「次項に規定する申告書の提出をする者」と、「当該非課税適用申告書」とあるのは「当該申告書」と、「名称」とあるのは「変更後の名称」と読み替えるものとする。

9　特定振替機関等及び適格外国仲介業者は、非課税適用申告書を提出して振替記載等を受けた分離振替国債及び当該非課税適用申告書の提出後振替記載等を受けた分離振替国債につき帳簿を備え、各人別に、政令で定めるところにより、これらの分離振替国債の振替記載等がされた日その他の財務省令で定める事項を記載し、又は記録しなければならない。

10　外国法人が適格外国仲介業者の特定国外営業所等を通じて非課税適用申告書を提出して分離振替国債の振替記載等を受ける場合及び当該非課税適用申告書の提出後分離振替国債の振替記載等を受ける場合には、当該適格外国仲介業者は、これらの分離振替国債につき、各人別に、政令で定めるところにより、これらの分離振替国債の振替記載等がされた日その他の財務省令で定める事項を書面による方法その他政令で定める方法により当該分離振替国債の振替記載等に係る特定振替機関等に通知しなければならない。この場合において、当該特定振替機関等は、これらの分離振替国債につき帳簿を備え、各人別に、政令で定めるところにより、これらの事項を記載し、又は記録しなければならない。

11　第一項の規定は、法人税法第百四十一条第一号に掲げる外国法人については、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の同法第二条第三十一号に規定する確定申告書に同項の規定の適用を受けるべき金額の記載がある場合に限り、適用する。

12　特定振替機関等による所有期間明細書の提出の特例に関する事項その他第一項から第三項まで及び第五項から前項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第十条第十三項中「第六十八条の二第一項」を「第六十七条の十七第一項」に、「第六十八条の二第四項第九号」を「第六十七条の十七第四項第九号」に、「第六十八条の二第四項第十号」を「第六十七条の十七第四項第十号」に、「第六十八条の二第四項第六号」を「第六十七条の十七第四項第六号」に、「第六十八条の二の」を「第六十七条の十七の」に改め、同条第二十八項及び第二十九項中「第六十八条第一項」を「第六十七条の十六第一項」に改め、同条第三十項及び第三十一項中「第六十八条第三項」を「第六十七条の十六第三項」に改める。

理　由

近年の社会経済情勢の変化や企業活動の国際化の進展等を踏まえ、我が国企業の円滑な組織再編成に対応するとともに、企業経営の実態に即した適正な課税を行い、もって我が国の経済構造改革に資する観点から、内国法人及び完全支配関係にある他の内国法人について、その内国法人を納税義務者として法人税を納める連結納税制度を創設するための所要の措置を講ずる等の改正を行うとともに、国税通則法等の整備その他所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

法人税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、近年の社会経済情勢の変化や企業活動の国際化の進展等を踏まえ、我が国企業の円滑な組織再編成に対応するとともに、企業経営の実態に即した適正な課税を行い、もって我が国の経済構造改革に資する観点から、連結グループを一体として課税する連結納税制度を創設するための所要の措置等を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　内国法人及び完全支配関係にある他の内国法人について、国税庁長官の承認を受けた場合には、その内国法人を納税義務者として連結所得に対する法人税を納めることとする。

2　連結所得の金額及び連結法人税額について、連結グループ内の各法人の所得金額を基礎とし、所要の調整を加えた上で、連結グループを一体として計算することとする。なお、これらの計算に係る受取配当、寄附金等の諸制度について、個々の制度の趣旨等を踏まえ、所要の措置を講ずることとする。

3　国税通則法等の整備その他所要の規定の整備を図ることとする。

4　連結納税制度の創設に伴う税収減に対応するため、連結付加税等の連結納税制度の仕組みの中での措置及び退職給与引当金の廃止等の課税ベースの適正化のための措置を講ずることとする。

5　この法律は、別段の定めがあるものを除き、平成十四年八月一日から施行することとする。

二　議案の可決理由

本案は、近年の社会経済情勢の変化や企業活動の国際化の進展等を踏まえ、我が国企業の円滑な組織再編成に対応するとともに、企業経営の実態に即した適正な課税を行い、もって我が国の経済構造改革に資する観点から、連結グループを一体として課税する連結納税制度を創設するための所要の措置等を講じようとするもので、時宜に適するものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、民主党・無所属クラブの提案に係る修正案が提出されたが、否決された。

この修正案に対しては、国会法第五十七条の三の規定に基づき内閣を代表して塩川財務大臣から「本修正案については、政府としては、反対である。」旨の意見が述べられた。

また、本案に対しては、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三　本案施行に要する経費

本案施行に伴う減収見込額は、初年度において約二百十億円、平年度において約百九十億円である。

右報告する。

平成十四年五月二十九日

財務金融委員長　坂本　剛二

衆議院議長　綿貫　民輔殿

〔別紙〕

法人税法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一　急激な社会経済構造の変化に対応し、我が国産業の国際競争力を強化するためにも、連結納税制度の円滑な導入が必要である。従って、連結納税制度導入に伴う事務の複雑化にかんがみ、納税者に対する制度の周知及び運用における十分な配慮等に特段の努力を行うこと。

一　歳入の根幹をなす税制に対する国民の理解と信頼、税負担の公平性を確保する観点から、連結付加税の見直しについては、企業の連結納税の適用状況及び法人税収の動向等財政事情を的確に踏まえ、検討を行うこと。

一　本改正による連結納税制度の導入に伴う税務執行の事務量にかんがみ、今後とも国税職員の定員の確保・機構の充実・機械化の促進等に特段の努力を行うこと。

実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約の締結について承認を求めるの件

右

国会に提出する。

平成十四年三月十二日

内閣総理大臣　小泉純一郎

実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約の締結について承認を求めるの件

実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理　由

この条約は、情報関連技術の発達等に対応して、実演家及びレコード製作者に係る著作隣接権を一層効果的に保護することを目的とするものである。我が国がこの条約を締結することは、世界の実演及びレコードについての国際的な保護の強化に資するものであり、著作隣接権の分野における国際協力を促進するとの見地から有意義であると認められる。よって、この条約を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約

日次

前文
第一章　一般規定
第一条　他の条約との関係
第二条　定義
第三条　この条約に基づく保護の受益者
第四条　内国民待遇
第二章　実演家の権利
第五条　実演家人格権
第六条　実演家の固定されていない実演に関する財産的権利
第七条　複製権
第八条　譲渡権
第九条　貸与権
第十条　固定された実演の利用可能化権
第三章　レコード製作者の権利
第十一条　複製権
第十二条　譲渡権
第十三条　貸与権
第十四条　レコードの利用可能化権
第四章　共通規定
第十五条　放送及び公衆への伝達に関する報酬請求権
第十六条　制限及び例外
第十七条　保護期間
第十八条　技術的手段に関する義務
第十九条　権利管理情報に関する義務
第二十条　方式
第二十一条　留保
第二十二条　適用期間
第二十三条　権利行使の確保に関する規定
第五章　管理条項及び最終条項
第二十四条　総会
第二十五条　国際事務局
第二十六条　締約国となる資格
第二十七条　この条約に基づく権利及び義務
第二十八条　署名
第二十九条　効力発生
第三十条　締約国について効力が生ずる日
第三十一条　廃棄
第三十二条　言語
第三十三条　寄託者

前文

締約国は、

実演家及びレコード製作者の権利の保護をできる限り効果的かつ統一的に発展させ及び維持することを希望し、

経済的、社会的、文化的及び技術的発展によって生ずる問題について適当な解決策を与えるた

め、新たな国際的な規則を導入する必要があることを認め、

情報及び通信に係る技術の発展及び融合が実演及びレコードの生産及び利用に重大な影響を与えることを認め、

実演家及びレコード製作者の権利と特に教育、研究及び情報の入手のような広範な公共の利益との間の均衡を保つ必要があることを認めて、

次のとおり協定した。

第一章　一般規定

(1)　第一条　他の条約との関係

この条約のいかなる規定も、千九百六十一年十月二十六日にローマで作成された実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約（以下「ローマ条約」という。）に基づく既存の義務であって締約国が相互に負うものを免れさせるものではない。

(2)　この条約に基づいて与えられる保護は、文学的及び美術的著作物の著作権の保護に変更を加えるものではなく、また、いかなる影響も及ぼすものではない。したがって、この条約のいずれの規定も、これらの著作権の保護を害するものと解することはできない。

(3)　この条約は、他の条約といかなる関係も有するものではなく、また、他の条約に基づくいかなる権利及び義務に影響を及ぼすものでもない。

第二条　定義

この条約の適用上、

(a)　「実演家」とは、俳優、歌手、演奏家、舞踊家その他文学的若しくは美術的著作物又は民間伝承の表現を上演し、歌唱し、口演し、朗詠し、演奏し、演出し又はその他の方法によって実演する者をいう。

(b)　「レコード」とは、実演の音その他の音又は音を表すものの固定物（映画その他の視聴覚的著作物に組み込まれて固定されたものを除く。）をいう。

(c)　「固定物」とは、音又は音を表すものの収録物であって、装置を用いることにより知覚し、再生し又は伝達することができるものをいう。

(d)　「レコード製作者」とは、実演の音その他の音又は音を表すものの最初の固定について主導し、かつ、責任を有する自然人又は法人をいう。

(e)　固定された実演又はレコードの「発行」とは、権利者の同意を得て、当該固定された実演又はレコードの複製物を公衆に提供することをいう。ただし、当該複製物が相当な数量で提供される場合に限る。

(f)　「放送」とは、公衆によって受信されることを目的とする無線による音の送信、影像及び音の送信又はこれらを表すものの送信をいう。衛星によるこれらの送信も「放送」である。暗号化された信号の送信は、暗号解除の手段が放送機関により又はその同意を得て公衆に提供される場合には、「放送」である。

(g)　実演又はレコードの「公衆への伝達」とは、実演の音又はレコードに固定された音若しくは音を表すものを放送以外の媒体により公衆に送信することをいう。第十五条の規定の適用上、「公衆への伝達」は、レコードに固定された音又は音を表すものを公衆が聴くことができるようにすることを含む。

第三条　この条約に基づく保護の受益者

(1)　締約国は、他の締約国の国民である実演家及びレコード製作者に対して、この条約に定める保護を与える。

(2)　「他の締約国の国民」とは、この条約のすべての締約国がローマ条約の締約国であるとしたならば、同条約に規定する保護の適格性の基準を満たすこととなる実演家又はレコード製作者をいう。締約国は、当該適格性の基準に関して、前条に定める定義を適用する。

(3)　ローマ条約第五条3の規定又は同条の規定の適用上同条約第十七条の規定を用いる締約国は、世界知的所有権機関（ＷＩＰＯ）事務局長に対し、これらの規定に定めるような通告を行う。

第四条　内国民待遇

(1)　各締約国は、この条約において特に与えられる排他的権利及び第十五条に規定する衡平な報酬を請求する権利に関して自国民に与える待遇を、前条(2)に規定する他の締約国の国民に与える。

(2)　(1)に規定する義務は、他の締約国が第十五条(3)の規定によって認められている留保を付する場合には、その留保の範囲においては適用しない。

第二章　実演家の権利

第五条　実演家人格権

(1)　実演家は、その財産的権利とは別個に、当該財産的権利が移転された後においても、現に行っている実演（音に関する部分に限る。）及びレコードに固定された実演に関して、これらの実演に係る実演家であることを主張する権利（これらの実演を利用する態様により削除することがやむを得ない場合を除く。）及びこれらの実演の変更、切除その他の改変で、自己の声望を害するおそれのあるものに対して異議を申し立てる権利を保有する。

(2)　(1)の規定に基づいて実演家に認められる権利は、実演家の死後においても、少なくとも財産的権利が消滅するまで存続し、保護が要求される締約国の法令により資格を与えられる人又は団体によって行使される。もっとも、この条約の批准又はこれへの加入の時に効力を有する法令において、(1)の規定に基づいて認められる権利のすべてについて実演家の死後における保護を確保することを定めていない締約国は、それらの権利のうち一部の権利が実演家の死後は存続しないことを定める権能を有する。

(3)　この条において認められる権利を保全するための救済の方法は、保護が要求される締約国の法令の定めるところによる。

第六条　実演家の固定されていない実演に関する財産的権利

実演家は、その実演に関して、次のことを許諾する排他的権利を享有する。

(i)　固定されていない実演の放送又は公衆への伝達を行うこと（実演が既に放送されたものである場合を除く。）。

(ii)　固定されていない実演を固定すること。

第七条　複製権

実演家は、レコードに固定されたその実演について、直接又は間接に複製すること（その方法及び形式のいかんを問わない。）を許諾する排他的権

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

利を享有する。

第八条　譲渡権

(1)　実演家は、レコードに固定されたその実演の原作品及び複製物について、販売その他の譲渡による公衆への供与を許諾する排他的権利を享有する。

(2)　この条約のいかなる規定も、固定された実演の原作品又は複製物の販売その他の譲渡（実演家の許諾を得たものに限る。）が最初に行われた後における(1)の権利の消尽について、締約国が自由にその条件を定めることを妨げるものではない。

第九条　貸与権

(1)　実演家は、実演家自身による又は実演家の許諾に基づく譲渡の後も、締約国の国内法令で定める範囲において、レコードに固定されたその実演の原作品又は複製物について、公衆への商業的貸与を許諾する排他的権利を享有する。

(2)　(1)の規定にかかわらず、レコードに固定された実演の複製物の貸与に関して実演家に対する衡平な報酬の制度を遅くとも千九百九十四年四月十五日以降継続して有している締約国は、レコードの商業的貸与が実演家の排他的複製権の著しい侵害を生じさせていないことを条件として、当該制度を維持することができる。

第十条　固定された実演の利用可能化権

実演家は、レコードに固定されたその実演について、有線又は無線の方法により、公衆のそれぞれが選択する場所及び時期において利用が可能となるような状態に置くことを許諾する排他的権利を享有する。

第三章　レコード製作者の権利

第十一条　複製権

レコード製作者は、そのレコードについて、直接又は間接に複製すること（その方法及び形式のいかんを問わない。）を許諾する排他的権利を享有する。

第十二条　譲渡権

(1)　レコード製作者は、そのレコードの原作品及び複製物について、販売その他の譲渡による公衆への供与を許諾する排他的権利を享有する。

(2)　この条約のいかなる規定も、レコードの原作品又は複製物の販売その他の譲渡（レコード製作者の許諾を得たものに限る。）が最初に行われた後における(1)の権利の消尽について、締約国が自由にその条件を定めることを妨げるものではない。

第十三条　貸与権

(1)　レコード製作者は、レコード製作者自身による又はレコード製作者の許諾に基づく譲渡の後も、そのレコードの原作品及び複製物について、公衆への商業的貸与を許諾する排他的権利を享有する。

(2)　(1)の規定にかかわらず、レコードの複製物の貸与に関してレコード製作者に対する衡平な報酬の制度を遅くとも千九百九十四年四月十五日以降継続して有している締約国は、レコードの商業的貸与がレコード製作者の排他的複製権の著しい侵害を生じさせていないことを条件として、当該制度を維持することができる。

第十四条　レコードの利用可能化権

レコード製作者は、そのレコードについて、有線又は無線の方法により、公衆のそれぞれが選択する場所及び時期において利用が可能となるような状態に置くことを許諾する排他的権利を享有する。

第四章　共通規定

第十五条　放送及び公衆への伝達に関する報酬請求権

(1)　実演家及びレコード製作者は、商業上の目的のために発行されたレコードを放送又は公衆への伝達のために直接又は間接に利用することについて、単一の衡平な報酬を請求する権利を享有する。

(2)　締約国は、実演家若しくはレコード製作者又はその双方のいずれが利用者に対して単一の衡平な報酬を請求するかについて、その国内法令において定めることができる。締約国は、単一の衡平な報酬を配分する条件について実演家とレコード製作者との間に合意がない場合には、当該条件を定める国内法令を制定することができる。

(3)　いずれの締約国も、(1)の規定を特定の利用にのみ適用すること、(1)の規定の適用を他の方法により制限すること又は(1)の規定を適用しないことを、世界知的所有権機関事務局長に寄託する通告において、宣言することができる。

(4)　この条の規定の適用上、有線又は無線の方法により、公衆のそれぞれが選択する場所及び時期において利用が可能となるような状態に置かれたレコードは、商業上の目的のために発行されたものとみなす。

第十六条　制限及び例外

(1)　締約国は、実演家及びレコード製作者の保護に関して、文学的及び美術的著作物の著作権の保護について国内法令に定めるものと同一の種類の制限又は例外を国内法令において定めることができる。

(2)　締約国は、この条約に定める権利の制限又は例外を、実演又はレコードの通常の利用を妨げず、かつ、実演家又はレコード製作者の正当な利益を不当に害しない特別な場合に限定する。

第十七条　保護期間

(1)　この条約に基づいて実演家に与えられる保護期間は、実演がレコードに固定された年の終わりから少なくとも五十年とする。

(2)　この条約に基づいてレコード製作者に与えられる保護期間は、レコードが発行された年の終わりから、又はレコードへの固定が行われてから五十年以内に発行されなかった場合には当該固定が行われた年の終わりから、少なくとも五十年とする。

第十八条　技術的手段に関する義務

締約国は、実演家又はレコード製作者によって許諾されておらず、かつ、法令で許容されていない行為がその実演又はレコードについて実行されることを抑制するための効果的な技術的手段であって、この条約に基づく権利の行使に関連して当該実演家又はレコード製作者が用いるものに関し、そのような技術的手段の回避を防ぐための適当な法的保護及び効果的な法的救済について定める。

第十九条　権利管理情報に関する義務

(1)　締約国は、この条約が対象とする権利の侵害を誘い、可能にし、助長し又は隠す結果となることを知りながら次に掲げる行為を故意に行う者がある場合に関し、適当かつ効果的な法的救

済について定める。さらに、民事上の救済については、そのような結果となることを知ることができる合理的な理由を有しながら次に掲げる行為を故意に行う者がある場合に関しても、これを定める。

(i)　電磁的な権利管理情報を権限なく除去し又は改変すること。

(ii)　電磁的な権利管理情報が権限なく除去され又は改変されたことを知りながら、実演又は固定された実演若しくはレコードの複製物を権限なく頒布し、頒布のために輸入し、放送し、公衆に伝達し又は公衆により利用が可能となる状態に置くこと。

(2)　この条において、「権利管理情報」とは、実演家、実演家の実演、レコード製作者、レコード、実演若しくはレコードに係る権利を有する者又は実演若しくはレコードの利用の条件に係る情報を特定する情報及びその情報を表す数字又は符号をいう。ただし、これらの項目の情報が固定された実演若しくはレコードの複製物に付される場合又は固定された実演若しくはレコードを公衆に伝達し若しくは公衆により利用が可能となる状態に置くに当たって当該固定された実演若しくはレコードとともに公衆に伝達され若しくは公衆により利用が可能となる状態に置かれる場合に限る。

第二十条　方式

この条約に定める権利の享有及び行使には、いかなる方式の履行をも要しない。

第二十一条　留保

第十五条(3)の規定が適用される場合を除くほか、この条約には、いかなる留保も付することができない。

第二十二条　適用期間

(1)　締約国は、この条約に定める実演家及びレコード製作者の権利について、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約第十八条の規定を準用する。

(2)　(1)の規定にかかわらず、締約国は、第五条の規定の適用を、この条約が自国について効力を生じた後に行われた実演に制限することができる。

第二十三条　権利行使の確保に関する規定

(1)　締約国は、自国の法制に従い、この条約の適用を確保するために必要な措置について定めることを約束する。

(2)　締約国は、この条約が対象とする権利の侵害行為に対し効果的な措置(侵害を防止するための迅速な救済措置及び追加の侵害を抑止するための救済措置を含む。)がとられることを可能にするため、権利行使を確保するための手続を国内法令において確保する。

第五章　管理条項及び最終条項

第二十四条　総会

(1)(a)　締約国は、その総会を設置する。

(b)　各締約国は、一人の代表によって代表されるものとし、代表は、代表代理、顧問及び専門家の補佐を受けることができる。

(c)　各代表団の費用は、その代表団を任命した締約国が負担する。総会は、世界知的所有権機関に対し、国際連合総会の確立された慣行に従って開発途上国とされている締約国及び市場経済への移行過程にある締約国の代表の参加を容易にするために財政的援助を与えることを要請することができる。

(2)(a)　総会は、この条約の存続及び発展並びにこの条約の適用及び運用に関する問題を取り扱う。

(b)　総会は、政府間機関が締約国となることの承認に関し、第二十六条(2)の規定により与えられる任務を遂行する。

(c)　総会は、この条約の改正のための外交会議の招集を決定し、当該外交会議の準備のために世界知的所有権機関事務局長に対して必要な指示を与える。

(3)(a)　国である締約国は、それぞれ一の票を有し、自国の名においてのみ投票する。

(b)　政府間機関である締約国は、当該政府間機関の構成国でこの条約の締約国である国の総数に等しい数の票により、当該構成国に代わって投票に参加することができる。当該政府間機関は、当該構成国のいずれかが自国の投票権を行使する場合には、投票に参加してはならない。また、当該政府間機関が自らの投票権を行使する場合には、当該構成国のいずれも投票に参加してはならない。

(4)　総会は、世界知的所有権機関事務局長の招集により、二年に一回、通常会期として会合する。

(5)　総会は、臨時会期の招集、定足数、種々の決定を行う際に必要とされる多数(この条約の規定に従うことを条件とする。)その他の事項について手続規則を定める。

第二十五条　国際事務局

世界知的所有権機関国際事務局は、この条約の管理業務を行う。

第二十六条　締約国となる資格

(1)　世界知的所有権機関の加盟国は、この条約の締約国となることができる。

(2)　総会は、この条約が対象とする事項に関し権限を有し及びそのすべての構成国を拘束する自らの法制を有する旨並びにこの条約の締結につきその内部手続に従って正当に委任を受けている旨を宣言する政府間機関が、この条約の締約国となることを認める決定を行うことができる。

(3)　欧州共同体は、この条約を採択した外交会議において(2)に規定する宣言を行っており、この条約の締約国となる資格を有するものとする。

第二十七条　この条約に基づく権利及び義務

各締約国は、この条約に別段の定めがある場合を除くほか、この条約に基づくすべての権利を享有し、すべての義務を負う。

第二十八条　署名

この条約は、千九百九十七年十二月三十一日まで、世界知的所有権機関の加盟国及び欧州共同体による署名のために開放しておく。

第二十九条　効力発生

この条約は、三十の国の批准書又は加入書が世界知的所有権機関事務局長に寄託された後三箇月で効力を生ずる。

第三十条　締約国について効力が生ずる日

この条約は、次に掲げる日から締約国を拘束する。

(i)　前条に規定する三十の国については、こ

の条約が効力を生じた日

(ii) (i)の国以外の国については、当該国が世界知的所有権機関事務局長に批准書又は加入書を寄託した日から三箇月の期間が満了した日

(iii) 欧州共同体については、前条の規定によるこの条約の効力発生の後にその批准書又は加入書が寄託された場合には、その寄託の日から三箇月の期間が満了した日。この条約の効力発生以前に当該文書が寄託された場合には、この条約の効力発生の日から三箇月の期間が満了した日

(iv) 欧州共同体以外の政府間機関で締約国となることを認められたものについては、その加入書が寄託された日から三箇月の期間が満了した日

第三十一条　廃棄

いずれの締約国も、世界知的所有権機関事務局長にあてた通告により、この条約を廃棄することができる。廃棄は、同事務局長がその通告を受領した日から一年で効力を生ずる。

第三十二条　言語

(1) この条約は、ひとしく正文である英語、アラビア語、中国語、フランス語、ロシア語及びスペイン語による原本一通について署名する。

(2) 世界知的所有権機関事務局長は、いずれかの関係国の要請により、すべての関係国と協議の上、(1)に規定する言語以外の言語による公定訳文を作成する。この(2)の規定の適用上、「関係国」とは、世界知的所有権機関の加盟国であって当該公定訳文の言語をその公用語又は公用語の一とするもの並びに欧州共同体及び締約国となる資格を有する他の政府間機関であって当該公定訳文の言語をその公用語の一とするものをいう。

第三十三条　寄託者

この条約の寄託者は、世界知的所有権機関事務局長とする。

実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約の締結について承認を求めるの件

に関する報告書

一　本件の目的及び要旨

近年、ネットワーク化及びデジタル化を始めとする情報関連技術の発達に伴い、インターネットを通じて音楽データ等が世界中で容易に送受信されるようになり、また、レコード等の完全な複製が容易に作製されるようになった。本条約は、こうした新たな状況に対応し、国際的な著作隣接権の保護システムの改善を図ることを目的として、平成八年十二月二十日、ジュネーヴで開催された外交会議において採択された。

本条約は、情報関連技術の発達等に対応して、実演家及びレコード製作者に係る著作隣接権を一層効果的に保護することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　締約国は、他の締約国の国民である実演家及びレコード製作者に対して、この条約に定める保護を与えること。

2　実演家は、現に行っている実演(音に関する部分に限る。)及びレコードに固定された実演に関して、これらの実演に係る実演家であることを主張する権利及びこれらの実演の変更等により自己の声望を害するおそれのあるものに対して異議を申し立てる権利を保有すること。

3　実演家及びレコード製作者は、それぞれ、レコードに固定されたその実演又はそのレコードについて、複製、販売その他の譲渡、公衆への商業的貸与及びインターネットへのアップロードを許諾する排他的権利を享有すること。

4　実演家及びレコード製作者は、商業上の目的のために発行されたレコードを放送又は公衆への伝達のために利用することについて、単一の衡平な報酬を請求する権利を享有すること。

5　実演家に与えられる保護期間は、実演がレコードに固定された年の終わりから少なくとも五十年とし、レコード製作者に与えられる保護期間は、レコードが発行された年の終わりから(レコードへの固定後五十年以内に発行されなかった場合には固定が行われた年の終わりから)少なくとも五十年とすること。

6　締約国は、この条約に基づく実演家又はレコード製作者の権利の侵害を抑制するために実演家又はレコード製作者が用いる技術的手段が回避されることを防止するため、適当な法的保護及び効果的な法的救済について定めること。

なお、我が国は、この条約の締結に際し、次の宣言を行う。

1　保護の対象となる他の締約国のレコード製作者の範囲の決定に際しては、発行の基準を適用しないこと。

2　実演家及びレコード製作者は、放送及び有線放送において商業用レコードが直接利用される場合にのみ報酬請求権を享有すること。

3　第十五条(3)の規定により留保を付している国の国民をレコード製作者とするレコードについては、報酬請求権を当該留保の範囲に制限して適用すること。

4　有線又は無線の方法により、公衆のそれぞれが選択する場所及び時期において利用が可能となるような状態に置かれたレコードについては、報酬請求権の対象としないこと。

本条約は、平成十四年五月二十日に効力を生じており、我が国については批准書又は加入書を世界知的所有権機関事務局長に寄託した日から三箇月の期間が満了した日に効力を生ずることになっている。

よって政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

本条約を締結することは、実演及びレコードについての国際的な保護の強化に資するものであり、著作隣接権の分野における国際協力を促進するとの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十四年五月二十九日

外務委員長　吉田　公一

衆議院議長　綿貫　民輔殿

千九百六十七年七月十四日にストックホルムで署名された世界知的所有権機関を設立する条約第九条(3)の改正の受諾について承認を求めるの件

右

国会に提出する。

平成十四年三月十二日

内閣総理大臣　小泉純一郎

千九百六十七年七月十四日にストックホルムで署名された世界知的所有権機関を設立する条約第九条(3)の改正の受諾について承認を求めるの件

千九百六十七年七月十四日にストックホルムで署名された世界知的所有権機関を設立する条約第九条(3)の改正の受諾について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理　由

この改正は、世界知的所有権機関事務局長の任期を制限することを内容とするものである。我が国がこの改正を受諾してその早期発効に寄与することは、世界知的所有権機関の運営の円滑化に貢献するとの見地から有意義であると認められる。よって、この改正を受諾することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

千九百六十七年七月十四日にストックホルムで署名された世界知的所有権機関を設立する条約の一部を次のように改正する。

第九条(3)を次のように改める。

(3)　事務局長は、六年の任期をもつて任命される。事務局長は、六年の任期をもつて一回に限り引き続き任命されることができる。任命に関するその他のすべての条件は、一般総会が定める。

千九百六十七年七月十四日にストックホルムで署名された世界知的所有権機関を設立する条約第九条(3)の改正の受諾について承認を求めるの件に関する報告書

一　本件の目的及び要旨

世界知的所有権機関（以下「機関」という。）は、知的所有権の全世界にわたる保護の促進及び関係諸同盟の管理に関する協力の確保を目的として、昭和四十二年に作成された世界知的所有権機関設立条約（以下「条約」という。）に基づき昭和四十五年に設立された国際連合の専門機関である。

機関事務局長（以下「事務局長」という。）は、機関を代表し、事業計画案及び予算案等を作成する等の任務を負うが、その任期については、六年以上の一定期間とされ、さらに、一定の任期をもつて引き続き任命されることができるとされているほかは、機関の一般総会で定めることとされている。平成十年九月、機関の最高の内部機関である一般総会は、事務局長の任期について任期を六年とした上で二期限りとし及びこれを条約の改正に反映させるべき旨の決議を行った。これを受け、平成十一年九月に開催された第十七回締約国会議において、事務局長の任期を制限することを内容とする本改正案が採択された。

本改正は、機関のより適正な運営に資するため、事務局長の任期について、現在、六年以上の一定の任期をもつて任命されるとしている点を改め、任期を六年に固定するとともに、再任についても、回数及び期間の制限がなかった点を改め、六年の任期をもつて一回限りとするものである。

なお、本改正は、条約第十七条(3)の規定に基づき、締約国会議が改正を採択した時に改正の提案について投票権を有していた機関の加盟国の四分の三から、それぞれの憲法上の手続に従つて行われた受諾の通告を事務局長が受領した後一箇月ですべての加盟国について効力を生ずることになつている。

よつて政府は、本改正の受諾について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

本改正を受諾することは、機関の運営の円滑化に貢献するとの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十四年五月二十九日

外務委員長　吉田　公一

衆議院議長　綿貫　民輔殿

文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約の締結について承認を求めるの件

右

国会に提出する。

平成十四年四月十六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約の締結について承認を求めるの件

文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理　由

この条約は、文化財の不法な輸出、輸入等を規制することを目的とするものである。我が国がこの条約を締結することは、文化財保護の分野における国際協力に寄与する見地から有意義であると認められる。よって、この条約を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約

国際連合教育科学文化機関の総会は、千九百七十年十月十二日から十一月十四日までパリにおいてその第十六回会期として会合し、

総会の第十四回会期において採択した文化に関

する国際協力の原則に関する宣言の重要性を想起し、

科学的、文化的及び教育的目的のために行われる文化財の諸国間の交流により、人類の文明に関する知識が増大し、すべての人民の文化的な生活が豊かになり並びに諸国間が相互に尊重し及び評価するようになることを考慮し、

文化財が文明及び国の文化の基本的要素の一であること並びに文化財の真価はその起源、歴史及び伝統についてのできる限り十分な情報に基づいてのみ評価することができるものであることを考慮し、

自国の領域内に存在する文化財を盗難、盗掘及び不法な輸出の危険から保護することが各国の義務であることを考慮し、

これらの危険を回避するため、各国が自国及び他のすべての国の文化遺産を尊重する道義的責任を一層認識することが重要であることを考慮し、

文化施設としての博物館、図書館及び公文書館が世界的に認められた道義上の原則に従って収集を行うことを確保すべきであることを考慮し、

国際連合教育科学文化機関は国際条約を関係諸国に勧告することにより諸国間の理解の促進を図ることをその任務の一としているが、文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転はこの諸国間の理解の障害となることを考慮し、

文化遺産の保護は、各国の国内において、かつ、諸国間で緊密に協力して行われる場合にのみ効果的に行われ得るものであることを考慮し、

国際連合教育科学文化機関の総会が千九百六十四年にこの趣旨の勧告を採択したことを考慮し、

総会の第十六回会期の議事日程の第十九議題である文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する新たな提案を受け、

総会の第十五回会期において、この問題が国際条約の対象となるべきことを決定して、

この条約を千九百七十年十一月十四日に採択する。

第一条

この条約の適用上、「文化財」とは、宗教的理由によるか否かを問わず、各国が考古学上、先史学上、史学上、文学上、美術上又は科学上重要なものとして特に指定した物件であって、次の分類に属するものをいう。

(a) 動物学上、植物学上、鉱物学上又は解剖学上希少な収集品及び標本並びに古生物学上関心の対象となる物件

(b) 科学技術史、軍事史、社会史その他の歴史、各国の指導者、思想家、科学者又は芸術家の生涯及び各国の重大な事件に関する物件

(c) 正規の発掘、盗掘その他の考古学上の発掘又は考古学上の発見によって得られた物件

(d) 美術的若しくは歴史的記念工作物又は分断された考古学的遺跡の部分

(e) 製作後百年を超える古代遺物（例えば、金石文、貨幣、刻印）

(f) 民族学的関心の対象となる物件

(g) 美術的関心の対象となる物件であって、例えば、次の(i)から(iv)までに掲げるもの

(i) 肉筆の書画（画布及び材料を問わないものとし、意匠及び手作業で装飾した加工物を除く。）

(ii) 彫刻、塑像、鋳像その他これらに類する美術品（材料を問わない。）

(iii) 銅版画、木版画、石版画その他の版画

(iv) 美術的に構成し又は合成した物件（材料を問わない。）

(h) 単独で又は一括されることにより特別な関心（歴史的、美術的、科学的、文学的その他の関心）の対象となる希少な手書き文書、インキュナブラ、古い書籍、文書及び出版物

(i) 単独の又は一括された郵便切手、収入印紙その他これらに類する物件

(j) 音声、写真又は映画による記録その他の記録

(k) 古い楽器及び製作後百年を超える家具

第二条

1 締約国は、文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転が当該文化財の原産国の文化遺産を貧困化させる主要な原因の一であること並びに国際協力がこれらの不法な行為によって生ずるあらゆる危険から各国の文化財を保護するための最も効果的な手段の一であることを認める。

2 締約国は、このため、自国のとり得る手段、特に、不法な輸入、輸出及び所有権移転の原因を除去し、現在行われている行為を停止させ並びに必要な回復を行うために援助することにより、不法な輸入、輸出及び所有権移転を阻止することを約束する。

第三条

締約国がこの条約に基づいてとる措置に反して行われた文化財の輸入、輸出又は所有権移転は、不法とする。

第四条

この条約の適用上、締約国は、次の種類の文化財が各国の文化遺産を成すものであることを認める。

(a) 各国の国民（個人であるか集団であるかを問わない。）の才能によって創造された文化財、及び各国の領域内に居住する外国人又は無国籍者によりその領域内で創造された文化財であって当該国にとって重要なもの

(b) 各国の領域内で発見された文化財

(c) 考古学、民族学又は自然科学の調査団がその原産国の権限のある当局の同意を得て取得した文化財

(d) 自由な合意に基づいて交換された文化財

(e) その原産国の権限のある当局の同意を得て、贈与され又は合法的に購入した文化財

第五条

締約国は、次の任務を効果的に実施するために十分な数の適格な職員を有する一又は二以上の文化遺産の保護のための国内機関がまだ存在しない場合において、自国にとって適当なときは、不法な輸入、輸出及び所有権移転から文化財を保護することを確保するため、そのような国内機関を自国の領域内に設置することを約束する。

(a) 文化遺産の保護、特に、重要な文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転の防止を確保するための法令案の作成に貢献すること。

(b) 自国の保護物件目録に基づき、重要な公私の文化財であってその輸出により自国の文化遺産を著しく貧困化させるおそれのあるものの一覧表を作成し及び常時最新のものとすること。

(c) 文化財の保存及び展示を確保するために必要な科学技術に係る施設（博物館、図書館、

公文書館、研究所、作業場等）の発展又は設置を促進すること。

(d) 考古学上の発掘の管理を組織的に行い、ある種の文化財の現地保存を確保し、及び将来の考古学的研究のために保存された地区を保護すること。

(e) 関係者（博物館の管理者、収集家、古物商等）のために、この条約に定める倫理上の原則に従って規則を定め、その規則の遵守を確保するための措置をとること。

(f) すべての国の文化遺産に対する尊重を促し及び育成するための教育的措置をとり、並びにこの条約の規定に関する知識を普及させること。

(g) 文化財のいずれかが亡失した場合には、適切に公表すること。

第六条

締約国は、次のことを約束する。

(a) 当該文化財の輸出が許可されたものであることを輸出国が明記する適当な証明書を導入すること。この証明書は、規則に従って輸出される文化財のすべての物件に添付されるべきである。

(b) (a)に規定する輸出許可についての証明書が添付されない限り、文化財が自国の領域から輸出されることを禁止すること。

(c) (b)に規定する禁止を適当な手段により、特に、文化財を輸出し又は輸入する可能性のある者に対して公表すること。

第七条

締約国は、次のことを約束する。

(a) 自国の領域内に所在する博物館その他これに類する施設が他の締約国を原産国とする文化財であってこの条約が関係国について効力を生じた後に不法に輸出されたものを取得することを防止するため、国内法に従って必要な措置をとること。この条約がこれらの国について効力を生じた後に当該文化財の原産国である締約国から不法に持ち出された文化財の提供の申出があった場合には、当該原産国に対し、できる限りその旨を通報すること。

(b)(i) 他の締約国の領域内に所在する博物館、公共の記念工作物（宗教的なものであるかないかを問わない。）その他これらに類する施設からこの条約が関係国について効力を生じた後に盗取された文化財（当該施設の所蔵品目録に属することが証明されたものに限る。）の輸入を禁止すること。

(ii) 原産国である締約国が要請する場合には、(i)に規定する文化財であってこの条約が関係国について効力を生じた後に輸入されたものを回復し及び返還するため適当な措置をとること。ただし、要請を行う締約国が当該文化財の善意の購入者又は当該文化財に対して正当な権原を有する者に対し適正な補償金を支払うことを条件とする。回復及び返還の要請は、外交機関を通じて行う。要請を行う締約国は、回復及び返還についての権利を確立するために必要な書類その他の証拠資料を自国の負担で提出する。締約国は、この条の規定に従って返還される文化財に対し関税その他の課徴金を課してはならない。文化財の返還及び引渡しに係るすべての経費は、要請を行う締約国が負担する。

第八条

締約国は、第六条(b)及び前条(b)に定める禁止に関する規定に違反したことについて責任を有する者に対し、刑罰又は行政罰を科することを約束する。

第九条

考古学上又は民族学上の物件の略奪により自国の文化遺産が危険にさらされている締約国は、影響を受ける他の締約国に要請を行うことができる。この場合において、締約国は、国際的に協調して行われる努力であって、必要な具体的措置（個別の物件の輸出、輸入及び国際取引の規制等）を決定し及び実施するためのものに参加することを約束する。各関係国は、合意に達するまでの間、要請を行う国の文化遺産が回復し難い損傷を受けることを防止するため、実行可能な範囲内で暫定措置をとる。

第十条

締約国は、次のことを約束する。

(a) 教育、情報提供及び監視を行うことにより、締約国から不法に持ち出された文化財の移動を制限すること。また、自国にとって適当な場合には、文化財の各物件ごとの出所、供給者の氏名及び住所並びに売却した各物件の特徴及び価格を記録した台帳を常備すること並びに文化財の買手に対し当該文化財について輸出禁止の措置がとられることがある旨を知らせることを古物商に義務付けること。この義務に違反した者には、刑罰又は行政罰を科する。

(b) 文化財の価値並びに盗取、盗掘及び不法な輸出が文化遺産にもたらす脅威につき教育を通じて国民に認識させ及びそのような認識を高めるよう努めること。

第十一条

外国による国土占領に直接又は間接に起因する強制的な文化財の輸出及び所有権移転は、不法であるとみなす。

第十二条

締約国は、自国が国際関係について責任を有する領域内に存在する文化遺産を尊重するものとし、当該領域における文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止するためすべての適当な措置をとる。

第十三条

締約国は、また、自国の法令に従い、次のことを約束する。

(a) 文化財の不法な輸入又は輸出を促すおそれのある所有権移転をすべての適当な手段によって防止すること。

(b) 不法に輸出された文化財がその正当な所有者にできる限り速やかに返還されることを容易にするために自国の権限のある機関が協力することを確保すること。

(c) 亡失し若しくは盗取された文化財の物件の正当な所有者又はその代理人が提起する当該物件の回復の訴えを認めること。

(d) 各締約国が特定の文化財について譲渡を禁止し、その結果当然に輸出も禁止するものと

して分類し及び宣言することは当該締約国の奪い得ない権利であることを認め、並びに当該文化財が輸出された場合には当該締約国がそれを回復することを容易にすること。

第十四条

締約国は、不法な輸出を防止し及びこの条約の実施によって生ずる義務を履行するため、文化遺産の保護について責任を有する国内機関に対しできる限り十分な予算を配分するものとし、必要があるときは、このための基金を設立すべきである。

第十五条

この条約のいかなる規定も、この条約が関係国について効力を生ずる前にその理由のいかんを問わず原産国の領域から持ち出された文化財の返還に関し、締約国の間で特別の協定を締結すること又は既に締結した協定の実施を継続することを妨げるものではない。

第十六条

締約国は、国際連合教育科学文化機関の総会が決定する期限及び様式で同総会に提出する定期報告において、この条約を適用するために自国がとった立法措置、行政措置その他の措置及びこの分野で得た経験の詳細に関する情報を提供する。

第十七条

1　締約国は、特に次の事項について、国際連合教育科学文化機関の技術援助を要請することができる。

(a)　情報提供及び教育

(b)　協議及び専門家の助言

(c)　調整及びあっせん

2　国際連合教育科学文化機関は、文化財の不法な移動に関する問題につき、自発的に調査研究を行い及び研究結果を公表することができる。

3　国際連合教育科学文化機関は、このため、権限のある非政府機関の協力を要請することができる。

4　国際連合教育科学文化機関は、この条約の実施に関し、締約国に対し自発的に提案を行うことができる。

5　この条約の実施に関して現に係争中の少なくとも二の締約国から要請があった場合には、国際連合教育科学文化機関は、当該締約国間の紛争を解決するためあっせんを行うことができる。

第十八条

この条約は、ひとしく正文である英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により作成する。

第十九条

1　この条約は、国際連合教育科学文化機関の加盟国により、それぞれ自国の憲法上の手続に従って批准され又は受諾されなければならない。

2　批准書又は受諾書は、国際連合教育科学文化機関事務局長に寄託する。

第二十条

1　この条約は、国際連合教育科学文化機関の非加盟国で同機関の執行委員会が招請するすべての国による加入のために開放しておく。

2　加入は、国際連合教育科学文化機関事務局長に加入書を寄託することによって行う。

第二十一条

この条約は、三番目の批准書、受諾書又は加入書が寄託された日の後三箇月で、その寄託の日以前に批准書、受諾書又は加入書を寄託した国についてのみ効力を生ずる。この条約は、その他の国については、その批准書、受諾書又は加入書の寄託の日の後三箇月で効力を生ずる。

第二十二条

締約国は、自国の本土領域のみでなく、自国が国際関係について責任を有するすべての領域についてもこの条約を適用することを認める。締約国は、これらの領域についてのこの条約の適用を確保するため、批准、受諾又は加入の時までにこれらの領域の政府又は他の権限のある当局と必要に応じて協議することを約束し、また、この条約を適用する領域を国際連合教育科学文化機関事務局長に通告することを約束する。この通告は、その受領の日の後三箇月で効力を生ずる。

第二十三条

1　締約国は、自国について又は自国が国際関係について責任を有する領域について、この条約を廃棄することができる。

2　廃棄は、国際連合教育科学文化機関事務局長に寄託する文書により通告する。

3　廃棄は、廃棄書の受領の後十二箇月で効力を生ずる。

第二十四条

国際連合教育科学文化機関事務局長は、同機関の加盟国及び第二十条に規定する同機関の非加盟国並びに国際連合に対し、第十九条及び第二十条に規定するすべての批准書、受諾書及び加入書の寄託並びに前二条にそれぞれ規定する通告及び廃棄を通報する。

第二十五条

1　この条約は、国際連合教育科学文化機関の総会において改正することができる。その改正は、改正条約の当事国となる国のみを拘束する。

2　総会がこの条約の全部又は一部を改正する条約を新たに採択する場合には、その改正条約に別段の規定がない限り、批准、受諾又は加入のためのこの条約の開放は、その改正条約が効力を生ずる日に終止する。

第二十六条

この条約は、国際連合教育科学文化機関事務局長の要請により、国際連合憲章第百二条の規定に従って、国際連合事務局に登録する。

千九百七十年十一月十七日にパリで、総会の第十六回会期の議長及び国際連合教育科学文化機関事務局長の署名を有する本書二通を作成した。これらの本書は、同機関に寄託するものとし、その認証謄本は、第十九条及び第二十条に規定するすべての国並びに国際連合に送付する。

以上は、国際連合教育科学文化機関の総会が、パリで開催されて千九百七十年十一月十四日に閉会を宣言されたその第十六回会期において、正当に採択した条約の真正な本文である。

以上の証拠として、我々は、千九百七十年十一月十七日に署名した。

総会議長

アティリオ・デロロ・マイニ

事務局長
ルネ・マウ

文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一　本件の目的及び要旨

国際連合教育科学文化機関（以下「ユネスコ」という。）は、昭和二十一年の設立以来、教育・科学・文化活動を通じて諸国間の協力を促進し、国際平和に寄与することを目的として、その憲章上の任務の一つである文化財の保存に貢献してきた。昭和三十九年の第十三回ユネスコ総会において、締約国は、文化財の不法な輸出、輸入及び所有権移転によりもたらされる危険から各国の文化財を保護する責務があることを確認する「文化財の不法な輸出、輸入及び所有権譲渡の禁止及び防止の手段に関する勧告」を採択した。その後、この条約の作成作業が始まり、文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転が当該文化財の原産国の文化遺産を貧困化させる主要な原因の一つであること並びにこれらの不法行為による危険から各国の文化財を保護するための最も効果的な手段の一つは国際協力であるとの認識の下、昭和四十五年の第十六回ユネスコ総会において、本条約が採択された。

本条約は、文化財の不法な輸出、輸入等を規制することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　この条約の適用上、「文化財」とは、各国が考古学上、先史学上、史学上、文学上、美術上又は科学上重要なものとして特に指定した物件であって、一定の分類に属するものであること。

2　締約国がこの条約に基づいてとる措置に反して行われた文化財の輸入、輸出又は所有権移転は、不法とすること。

3　締約国は、当該文化財の輸出が許可されたものであることを明記する適当な証明書を導入し、当該証明書が添付されない文化財の輸出を禁止すること。

4　締約国は、他の締約国を原産国とする文化財であってこの条約が関係国について効力を生じた後に不法に輸出されたものを自国の博物館等が取得することを防止するため、国内法に従って必要な措置をとること。

5　締約国は、他の締約国の博物館等からこの条約が関係国について効力を生じた後に盗取された文化財（当該施設の所蔵品目録に属することが証明されたものに限る。）の輸入を禁止すること。

6　締約国は、原産国である締約国が要請する場合には、博物館等から盗取され輸入された文化財の回復及び返還のため適当な措置を取ること。ただし、要請を行う締約国が当該文化財の善意の購入者又は当該文化財に対して正当な権原を有する者に対し適正な補償金を支払うことを条件とすること。

7　締約国は、輸出許可証明書が添付されない文化財の輸出禁止及び盗取された文化財の輸入禁止の義務に違反した者に対して刑罰又は行政罰を科することを約束すること。

8　締約国は、ユネスコ総会に提出する定期報告において、この条約を適用するために自国がとった立法措置、行政措置等に関する情報を提供すること。

なお、本条約は、昭和四十七年四月二十四日に効力を生じており、我が国については批准書、受諾書又は加入書がユネスコ事務局長に寄託の日の後三箇月で効力を生ずることになっている。

よって政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

本条約を締結することは、文化財保護の分野における国際協力に寄与するとの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十四年五月二十九日

外務委員長　吉田　公一

衆議院議長　綿貫　民輔殿

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

平成十四年四月二十六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）の一部を次のように改正する。

第十九条の九第三項を削り、同条第四項中「第一項又は第二項」を「前二項」に改め、「前項の規定によりその指示に従わなかつた旨公表された後において、なお」を削り、同項を同条第三項とする。

第二十四条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条に次の一号を加える。

八　第十九条の九第三項の規定による命令に違反した者

第二十四条の三中「一に」を「いずれかに」に改め、第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第二十五条第一項中「第二十四条、第二十四条の二、第二十四条の三又は第二十四条の四」を「次の各号に掲げる規定」に、「又は人に」を「に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に」に改め、同項に次の各号を加える。

一　第二十四条（第八号に係る部分に限る。）　一億円以下の罰金刑

二　第二十四条（第八号に係る部分を除く。）、第二十四条の二又は前二条　各本条の罰金刑

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

（表示に関する命令に関する経過措置）

第二条　この法律の施行前に農林水産大臣がこの法律による改正前の農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第十九条の九第四項の規定によりした命令は、この法律による改正後の農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第十九条の九第三項の規定により農林水産大臣がした命令とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第三条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理　由

最近における農林物資の品質に関する表示の状況にかんがみ、一般消費者の選択に資する観点から、表示事項を表示せず、又は遵守事項を遵守しない製造業者等について、必要に応じ、その旨を公表することができることとするとともに、適正な品質表示を担保するため、表示に関する命令の違反者に対する罰則を強化する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、最近における食品の偽装表示の多発を踏まえ、その再発を防止し、一般消費者の信頼を回復する観点から、偽装表示が行われた場合の公表の弾力化及び罰則強化の措置を講じるものであり、その内容は次のとおりである。

1　公表規定の削除

偽装表示が行われた場合の公表について、製造業者等が表示に関する指示に従わなかったときに限って公表することができる旨の規定を削除し、必要に応じ、その事実を公表することができることとすること。

2　罰則の強化

表示に関する命令に違反した者に対する罰則を、自然人については一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に、法人については一億円以下の罰金に強化することとすること。

3　施行期日

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行すること。

二　議案の可決理由

本案は、最近における食品の偽装表示の多発を踏まえ、その再発を防止し、一般消費者の信頼を回復する観点から、偽装表示が行われた場合の公表の弾力化及び罰則強化を行おうとするもので、その措置は妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、民主党・無所属クラブから、立入検査及び表示に関する指導の職務を行わせるため、農林水産大臣は、その職員のうちから農林物資品質表示監視官を命ずるものとする等を内容とする修正案が提出されたが、否決された。

また、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十四年五月二十九日

農林水産委員長　鉢呂　吉雄

衆議院議長　綿貫　民輔殿

（別紙）

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に努め、消費者の食品表示に対する信頼回復に万全を期すべきである。

記

一　消費者への迅速な情報提供を図る観点から、製造業者又は販売業者が偽装表示等の品質表示基準違反行為を行ったことを確認した場合においては、直ちに指示し、公表すること。なお、裁量権の拡大にならないよう、また、健全な企業活動を妨げないよう指示・公表基準について明確にすること。

二　食品の適正な表示を確保するため、消費者・事業者の協力を得つつ、実態調査の充実、不正表示に関する情報の収集など、食品表示の監視の強化に努めるとともに、専門性の高い人材を広く求め、立入権限を有する常設の食品表示監視担当職員を配置するなど、監視指導体制の整備に向けて、抜本的かつ積極的検討を行うこと。

三　消費者の健康保護の観点から、「ＢＳＥ問題に関する調査検討委員会報告」を踏まえ、食品衛生法等の食品の安全性に係わる関係法を抜本的に見直し、包括的な新たな法律の制定を検討すること。併せて、安全かつ良品質な食品を求める消費者の選択に資するよう、食品に関する各種表示制度について一元的な見直しを行うこと。

右決議する。

平成十二年度一般会計公共事業等予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）（第百五十一回国会、内閣提出）に関する報告書

一　本件の趣旨

本件は、財政法第三十六条第三項の規定に基づき、平成十二年度一般会計公共事業等予備費の予算額五千億円のうち、平成十二年七月二十五日から同年十月十七日までの間において決定された四千九百九十九億九千九百九十九万千円の使用につき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。その内訳は、道路整備特別会計へ繰入れに必要な経費、治水特別会計へ繰入れに必要な経費、新幹線鉄道整備事業に必要な経費等九十九件である。

二　本件の議決理由

本件の使用は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十四年五月二十九日

決算行政監視委員長　渡海紀三朗

衆議院議長　綿貫　民輔殿

地方税法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成十四年五月十日

内閣総理大臣　小泉純一郎

地方税法の一部を改正する法律

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条の五第一号中「課されたもの」の下に「（当該法人税に係る個別帰属法人税額を課税標準として課する道府県民税又は市町村民税の法人税割を含む。）」を加え、同条第三号中「若しくは第百三十二条の二の規定による計算がなされた所得」を「、第百三十二条の二若しくは第百三十二条の三の規定による計算がなされた所得若しくは同法第二条第十八号の四に規定する連結所得」に改める。

第十四条の九第二項第一号中「基いて」を「基づいて」に改め、「法人税割」の下に「（当該法人税に係る個別帰属法人税額を課税標準として課する道府県民税又は市町村民税の法人税割を含む。）」を加え、「あわせて」を「併せて」に改める。

第十五条の四第一項第一号中「第五十三条第九項又は第三百二十一条の八第九項」を「第五十三条第二十七項又は第三百二十一条の八第二十七項」に改める。

第十六条の四第十二項中「法人税割」の下に「（当該法人税に係る個別帰属法人税額を課税標準として課する道府県民税又は市町村民税の法人税割を含む。）」を加える。

第十七条の四第一項第一号中「第五十三条第十項若しくは第三百二十一条の八第十項」を「第五十三条第二十八項若しくは第三百二十一条の八第二十八項」に、「又は決定によって」を「若しくは決定によって」に改め、「法人税額」の下に「又は法人税に係る更正若しくは決定によって納付すべき連結法人税額（第五十三条第四項に規定する連結法人税額をいう。）に係る個別帰属法人税額」を加える。

第十七条の六第二項中「、当該分割等」を「当該分割等」に改め、「分割法人等を含むもの」の下に「とし、当該受けた者が同条第十二号の七の二に規定する連結親法人（以下本項において「連結親法人」という。）である場合には当該連結親法人に係る同条第十二号の七の三に規定する連結子法人（以下本項において「連結子法人」という。）を含むものとし、当該受けた者が連結子法人である場合には当該連結子法人に係る他の連結法人（同条第十二号の七の四に規定する連結法人をいう。）を含むもの」を加える。

第十八条第一項第一号中「同条第二項」を「同条第三項」に、「同条第二項各号」を「同条第三項各号」に改める。

第十九条の九第二項第一号中「法人税割」の下に「（当該法人税に係る個別帰属法人税額を課税標準として課する道府県民税又は市町村民税の法人税割を含む。）」を加える。

第二十条の九の三第五項中「欠損金額等（この法律若しくは」を「欠損金額等（この法律若しくは」に、「翌事業年度以後の事業年度分又は翌計算期間以後の計算期間分」を「当該事業年度若しくは連結事業年度後の事業年度分若しくは連結事業年度分若しくは当該計算期間後の計算期間分」に、「又は法人の行う事業に対して課する事業税の課税標準となる所得」を「若しくは個別帰属法人税額」に、「法人税額又は欠損金額」を「第五十三条第六項若しくは第三百二十一条の八第六項に規定する控除対象個別帰属調整額、第五十三条第十一項若しくは第三百二十一条の八第十一項に規定する控除対象個別帰属税額、第五十三条第十五項若しくは第三百二十一条の八第十五項に規定する控除対象還付法人税額若しくは第五十三条第十九項若しくは第三百二十一条の八第十九項に規定する控除対象個別帰属還付税額又はこの法律若しくはこれに基づく政令の規定により当該事業年度後の事業年度分若しくは当該計算期間後の計算期間分の法人の行う事業に対して課する事業税の課税標準となる所得の計算上順次繰り越して控除することができる欠損金額若しくは第七十二条の十四第二項に規定する個別欠損金額」に改める。

第二十三条第一項第三号中「法人税額」の下に「又は個別帰属法人税額」を加え、同項第四号中「計算した法人税額」の下に「（法人税法第八十一条の十九第一項（同法第八十一条の二十第一項の規定が適用される場合を含む。）及び第八十一条の二十二第一項の規定による申告書に係る法人税額を除く。）」を加え、同項第四号の二中「資本積立金額」の下に「又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額」を加え、同号を同項第四号の五とし、同項第四号の次に次の三号を加える。

四の二　個別帰属法人税額　次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額をいう。

イ　個別帰属リース特別控除取戻税額等がない場合であって調整前個別帰属法人税額が零以上であるとき又は個別帰属リース特別控除取戻税額等がある場合であって調整前個別帰属リース特別控除取戻税額等以上であるとき　調整前個別帰属法人税額

ロ　個別帰属リース特別控除取戻税額等がない場合であって調整前個別帰属法人税額が零を下回るとき　零

ハ　個別帰属リース特別控除取戻税額等がある場合であって調整前個別帰属法人税額が個別帰属リース特別控除取戻税額等を下回るとき　個別帰属リース特別控除取戻税額等

四の三　調整前個別帰属法人税額　次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額をいう。

イ　連結法人（法人税法第二条第十二号の七の四に規定する連結法人をいう。以下本節において同じ。）の同法第八十一条の十八第一項の規定により計算される法人税の減少額として支出すべき金額があるとき　当該法人税の負担額として支出すべき金額に同項第二号から第四号までに掲げる金額及び租税特別措置法第六十八条の九の規定により控除された金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額の合計額を加算した額

ロ　連結法人の法人税法第八十一条の十八第一項の規定により計算される法人税の減少額として収入すべき金額があるとき　当該法人税の減少額として収入すべき金額を同項第二号から第四号までに掲げる金額及び租税特別措置法第六十八条の九の規定により控除された金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額の合計額から差し引いた額

四の四　個別帰属リース特別控除取戻税額等　租税特別措置法第六十八条の十一第六項、第六十八条の十二第六項、第六十八条の十四第六項又は第六十八条の十五第六項の規定により加算された金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額その他政令で定める金額の合計額をいう。

第二十四条第一項第四号中「除く。以下」を「除く。」に、「第五十三条第六項」を「第五十三条第二十四項」に改める。

第五十一条第二項中「同条第二項」を「同条第四項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日現在、同条第五項」に、「第五十三条第十七項及び第十九項」を「第五十三条第二項、第三十一項、第三十六項、第三十七項及び第三十九項」に改める。

第五十二条第二項第一号の次に次の二号を加える。

一の二　次条第二項の規定によって申告納付す

る法人又は同条第三項の規定によつて納付する法人　これらの法人の同条第二項に規定する連結事業年度開始の日から六月の期間の末日

一の三　次条第四項の規定によつて申告納付する法人　当該法人の同項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日

第五十二条第二項第二号中「次条第二項」を「次条第五項」に改め、同条第三項中「課税標準の算定期間」の下に「、同項第一号の二の連結事業年度開始の日から六月の期間若しくは同項第一号の三の連結法人税額の課税標準の算定期間」を加え、同条第四項中「第二項第一号又は第二号」を「第二項第一号から第二号まで」に、「(第二項第一号」を「(同項第一号」に改め、「あるもの」の下に「及び第二項第一号の二に掲げる法人」を加える。

第五十三条第一項中「第十二項及び第十七項」を「第六項、第十一項、第十九項、第三十項、第三十一項、第三十六項及び第三十七項」に、「又は前計算期間」を「(連結事業年度に該当する期間を除く。)若しくは前計算期間」に改め、「として政令で定めるところにより計算した法人税割額」の下に「又は当該事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額」を、「当該事業年度」の下に「(連結事業年度に該当する期間を除く。以下本節において同じ。)」を加え、「第二十四項」を「第四十四項」に改め、同条第二十八項を同条第四十九項とし、同条第二十七項中「第二十五項」を「第四十五項若しくは第四十六項」に改め、同項を同条第四十八項とし、同条第二十六項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四十七項とし、同条第二十五項中「第二十八項及び第六十五条」を「第四十九項及び第六十五条第一項」に改め、同項を同条第四十五項とし、同項の次に次の一項を加える。

46　第四項に規定する法人のうち法人税法第八十一条の二十二第一項の規定による法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、同法第八十一条の二十四第一項の規定により当該申告書の提出期限が延長された場合(同条第三項において準用する同法第七十五条第五項の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた場合を含む。)、同法第八十一条の二十四第二項において準用する同法第七十五条の二第三項の規定により当該申告書の提出期限の延長の処分についての取消し若しくは変更の処分があつた場合又は同法第八十一条の二十四第二項において準用する同法第七十五条の二第五項の規定により同項の届出書を提出した場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(当該法人が同法第八十一条の二十四第一項の規定の適用を受けている期間内に同法第四条の三第十項又は第十一項の規定により同法第四条の二の承認があつたものとみなされた法人を含む。)は、総務省令で定めるところにより、その旨を道府県知事(二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人にあつては、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事)に届け出なければならない。

第五十三条第二十四項中「がある法人」の下に「又は第二項の規定によつて申告書を提出すべき法人」を、「の算定期間」の下に「又はその連結事業年度開始の日から六月の期間」を、「限る。)」の下に「又は第二項」を加え、「当該算定期間」を「当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結事業年度開始の日から六月の期間」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条第二十三項中「第十三項」を「第四十一項」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第二十二項中「第十七項」を「第三十六項又は第三十七項」に、「同項」を「これら」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第二十一項中「第十三項」を「第三十二項」に、「限る。)又は」を「限る。)若しくは」に改め、「がある法人」の下に「又は同法第八十一条の二十二第一項の規定により法人税の申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(連結申告法人に限る。)」を加え、「第十五項」を「第三十四項」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第二十項中「第十一項から第十三項まで及び第十七項(第十八項(前項において準用する場合を含む。)においてみなして適用する場合及び前項において準用する場合を含む。以下本項及び第二十二項」を「第二十九項から第三十二項までの規定並びに第三十六項及び第三十七項(これらの規定を第三十八項(前項において準用する場合を含む。)においてみなして適用する場合及び前項において準用する場合を含む。以下本項及び第四十二項」を「第三十九項及び第四十一項」に、「第十三項の」を「第三十二項及び第三十七項の」に改め、同項を同条第四十項とし、同条第十九項中「前二項」を「前三項」に、「第十七項」を「第三十六項又は第三十七項」に、「合併により」を「適格合併により」に、「同項」を「第三十六項若しくは第三十七項」に、「当該更正の日」を「当該更正の日の」に、「、「当該法人を合併した法人の当該更正の日」を「当該法人を被合併法人とする適格合併に係る合併法人の当該更正の日の」と、「当該法人が」とあるのは「当該合併法人が当該合併法人を被合併法人とする」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第十八項中「前項に」を「第三十六項に」に、「又は第二十六条」を「若しくは第二十六条」に、「法人税額又は」を「法人税額若しくは各連結事業年度の連結法人税額若しくは」に改め、「あつた場合」の下に「又は前項に規定する同法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正に伴い当該更正に係る連結事業年度後の各連結事業年度の連結法人税額若しくは各事業年度の法人税額を減少させる更正があつた場合」を加え、「当該更正に係る法人税額」を「これらの更正に係る法人税額又はこれらの更正に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額」に、「第二十一項」を「第四十一項」に改め、「金額は、」の下に「法人税額に係る」を加え、「金額とみなして、」を「金額又は個別帰属法人税額に係る租税条約の実施に係る還付すべき金額とみなして、第三十六項又は」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第十七項中「第二十一項」を「第四十一項」に、「次項まで」を「本項及び第三十八項」に、「租税条約の実施に係る還付すべき金額」を「法人税額に係る租税条約の実施に係る還付すべき金額」に改め、「属する事業年度」の下に「又は連結事業年度」を加え、「(当該更正を受けた法人が合併」を「又は各連結事業年度(当該更正の日後に当該法人が適格合併」に、「場合には、その合併」を「場合の当該適格合併」に、「合併の日の翌日」を「合併の日」に改め、「終了する各事業年度」の下に「又は各連結事業年度」を加え、「事業年度に係る法人税額を課税標準として算定した法人税割額(その法人税額の課税標準の算定期間」を「事業年度に係る法人税額又は同法第八十一条の二十二第一項の規定によつて申告書を提出すべき連結事業年度に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額(その法人税額の課税標準の算定期間又はその連結法人税額の課税標準の算定期間」に改め、同項を同条第三十六項とし、同項の次に次の一項を加える。

37　道府県は、当該道府県内に事務所又は事業所を有する法人について、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関

する法律第七条第一項に規定する合意に基づき国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正が行われた場合において、当該更正に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づいて道府県知事が第五十五条第一項又は第三項の規定による更正をしたことに伴い、第十七条、第四十一項又は第五十五条第五項の規定により還付することとなる金額（以下本項及び次項において「個別帰属法人税額に係る租税条約の実施に係る還付すべき金額」という。）が生ずるときは、当該更正があった日が当該更正に係る更正の請求があった日の翌日から起算して三月を経過した日以後である場合を除き、第十七条、第十七条の二、第十七条の四、第四十一項及び第五十五条第五項の規定にかかわらず、個別帰属法人税額に係る租税条約の実施に係る還付すべき金額を当該更正の日の属する連結事業年度又は事業年度開始の日から一年以内に開始する各連結事業年度又は各事業年度（当該更正の日後に当該法人が適格合併により解散をした場合の当該適格合併に係る合併法人の当該合併の日以後に終了する各連結事業年度又は各事業年度を含む。）の法人税割額（法人税法第八十一条の二十二第一項の規定によって申告書を提出すべき連結事業年度に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額又は同法第七十四条第一項の規定によって申告書を提出すべき連結事業年度に係る個別帰属法人税額に係る法人税額を課税標準として算定した法人税割額（その連結法人税額の課税標準の算定期間又はその法人税額の課税標準の算定期間中において既に納付すべきことが確定している法人税割額がある場合には、これを控除した額）に限る。）から順次控除するものとする。

第五十三条第十六項中「第十三項」を「第三十二項」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第十五項中「第十三項」を「第三十二項」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第十四項を同条第三十三項とし、同条第十三項中「又は第百四条第一項」を「若しくは第百四条第一項」に改め、「がある法人」の下に「又は同法第八十一条の二十二第一項の規定によって法人税の申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）」を、「課税標準の算定期間」の下に「又は連結法人税額の課税標準の算定期間」を加え、「第二項、第九項又は第十項」を「第四項、第五項、第二十七項又は第二十八項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第十二項中「行なわれた」を「行われた」に改め、「属する事業年度」の下に「又は連結事業年度」を加え、「（当該更正を受けた法人が合併により消滅した場合には、その合併」を「又は各連結事業年度（当該更正の日後に当該法人が適格合併により解散をした場合の当該適格合併」に、「合併の日の翌日」を「合併の日」に改め、「終了する各事業年度」の下に「又は各連結事業年度」を、「事業年度に係る法人税額」の下に「又は同法第八十一条の二十二第一項の規定によって申告書を提出すべき連結事業年度に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額」を加え、同項を同条第三十項とし、同項の次に次の一項を加える。

31　法人税法第八十一条の十六に規定する更正が行われた場合において、当該更正に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額又は当該更正に係る法人税額に基づいて道府県知事が第五十五条第一項又は第三項の規定によって更正をしたときは、当該更正に係る連結事業年度又は事業年度の法人税割として納付された金額のうち当該更正により減少する部分の金額で政令で定めるものは、第十七条、第十七条の二及び第十七条の四並びに第五十五条第五項の規定にかかわらず、当該更正の日の属する連結事業年度又は事業年度開始の日から五年以内に開始する各連結事業年度又は各事業年度（当該更正の日後に当該法人が適格合併により解散をした場合の当該適格合併に係る合併法人の当該合併の日以後に終了する各連結事業年度又は各事業年度を含む。）の法人税割額（法人税法第八十一条の二十二第一項の規定によって申告書を提出すべき連結事業年度に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額又は同法第七十四条第一項の規定によって申告書を提出すべき連結事業年度に係る個別帰属法人税額に係る法人税額を課税標準として算定した法人税割額から順次控除するものとする。

第五十三条第十一項中「又は第八十二条の七第一項の控除限度額」を「若しくは第八十二条の七第一項の控除限度額又は同法第八十一条の十五第一項の連結控除限度個別帰属額」に、「第二項」を「第四項、第五項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第十項中「又は第二項」を「、第二項、第四項又は第五項」に、「修正申告書の提出」を「修正申告書を提出し、」に、「通知により前項各号の一」を「通知を受けたこと（当該法人が連結子法人である場合又は連結子法人であった場合にあっては、当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第二条第十二号の七の二に規定する連結親法人をいう。以下本節において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定の通知を受けたこと）により、当該法人が前項各号のいずれか」に改め、「法人税額」の下に「若しくは連結法人税額」を加え、同項を同条第二十八項とし、同条第九項中「第六項」を「第四項、第五項、第二十四項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第八項中「第二項、第六項及び第十項」を「第四項、第五項、第二十四項及び第二十八項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第七項中「又は第百四条第一項の規定による法人税額（修正申告書の提出があった場合においては、当該申告書に係る法人税額をいい、更正又は決定があった場合においては、当該更正又は決定に係る法人税額）を「若しくは第百四条第一項の規定による申告書に係る法人税額又は同法第八十一条の二十二第一項の規定による申告書に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額（修正申告書の提出があった場合においては、当該申告書に係る法人税額又は当該申告書に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額をいい、更正又は決定があった場合においては、当該更正若しくは決定に係る法人税額又は当該更正若しくは決定に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額」に、「以下第三百二十一条の八第七項」を「第三百二十一条の八第二十五項」に、「。以下本項」を「）若しくは第二項に基づいて計算して申告納付し、若しくは申告納付すべき道府県民税額（以下本項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第六項を同条第二十四項とし、同条第五項中「属する事業年度」の下に「又は連結事業年度（以下本項において「合併類似適格分割型分割事業年度等」という。）」を、「以後の事業年度」の下に「又は連結事業年度」を加え、「第三項」を「第十五項」に、「当該事業年度前」を「当該合併類似適格分割型分割事業年度等前」に、「に係る控除対象法人税額」を「又は連結事業年度に係る控除対象還付法人税額（前項の規定により当該分割法人の控除対象還付法人税額とみなされたものを含む。）」に改め、同項を同条第十七項とし、同項の次に次の六項を加える。

18　第十五項の規定は、同項の法人が控除対象還付法人税額（第十六項の規定により当該法人の控除対象還付法人税額とみなされたものを除く。）の計算の基礎となった欠損金額に係る事業年度以後において連続して法人の道府県民税の確定申告書（法人税法第八十二条の十第一項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義

務がある法人にあつては、第一項の規定により当該法人が提出すべき法人の道府県民税の申告書)を提出している場合(第十六項の規定により当該法人の控除対象還付法人税額とみなされたものにつき第十五項の規定を適用する場合にあつては、合併等事業年度等以後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出している場合)に限り、適用する。

19　法人税法第七十一条第一項(同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。)若しくは第七十四条第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は同法第八十一条の二十二第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(連結申告法人に限る。)について、当該事業年度又は連結事業年度開始の日前五年以内に開始した連結事業年度において損金の額が益金の額を超えることとなつたため、これらの法人に同法第八十一条の十八第一項第四号に掲げる金額(以下本項、次項及び第二十二項において「控除対象個別帰属還付税額」という。)がある場合のこれらの法人が納付すべき当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額の算定については、第一項、第四項、第五項、第二十七項又は第二十八項の規定にかかわらず、これらの規定によつて申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から、当該法人税額(当該法人税額について租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の七第六項若しくは第七項、第四十二条の八第六項若しくは第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第六項若しくは第七項、第四十二条の十一第六項若しくは第七項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額)又は当該個別帰属法人税額について個別帰属リース特別控除取戻税額等がある場合には、政令で定める額を控除した額)を限度として、控除対象個別帰属還付税額を控除するものとする。この場合において、控除対象個別帰属還付税額は、前事業年度又は前連結事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額又は個別帰属法人税額について控除されなかつた額に限る。

20　適格合併等が行われた場合において、当該適格合併等に係る被合併法人等の当該適格合併等の日前五年以内に開始した連結事業年度(以下本項において「前五年内連結事業年度」という。)において損金の額が益金の額を超えることとなつたため、当該被合併法人等に控除対象個別帰属還付税額(当該被合併法人等が当該控除対象個別帰属還付税額(本項の規定により当該被合併法人等の控除対象個別帰属還付税額とみなされたものを含む。次項において同じ。)の計算の基礎となつた連結欠損金額に係る前五年内連結事業年度について法人の道府県民税の確定申告書を提出していることその他の政令で定める要件を満たしている場合における当該控除対象個別帰属還付税額に限るものとし、前項の規定により当該被合併法人等の当該適格合併等の日前五年以内に開始した連結事業年度又は事業年度の法人税割の課税標準とすべき個別帰属法人税額又は法人税額について控除された額を除く。以下本項において「控除未済個別帰属還付税額」という。)があるときは、当該適格合併等に係る合併法人等の当該適格合併等の日の属する連結事業年度又は事業年度(以下本項及び第二十二項において「合併等事業年度等」という。)以後の連結事業年度又は事業年度における前項の規定の適用については、当該前五年内連結事業年度に係る控除未済個別帰属還付税額は、それぞれ当該控除未済個別帰属還付税額に係る前五年内連結事業年度開始の日の属する当該合併法人等の連結事業年度又は事業年度(当該合併法人等の合併等事業年度等開始の日以後に開始した当該被合併法人等の前五年内連結事業年度に係る控除未済個別帰属還付税額にあつては、当該合併等事業年度等の前連結事業年度又は前事業年度)に係る控除対象個別帰属還付税額とみなす。

21　合併類似適格分割型分割に係る分割法人の当該合併類似適格分割型分割の日の属する連結事業年度又は事業年度(以下本項において「合併類似適格分割型分割事業年度等」という。)以後の連結事業年度又は事業年度における第十九項の規定の適用については、当該合併類似適格分割型分割事業年度等前の連結事業年度又は事業年度に係る控除対象個別帰属還付税額は、ないものとする。

22　第十九項の規定は、同項の法人が控除対象個別帰属還付税額(第二十項の規定により当該法人の控除対象個別帰属還付税額とみなされたものを除く。)の計算の基礎となつた連結欠損金額に係る連結事業年度以後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出している場合(第二十項の規定により当該法人の控除対象個別帰属還付税額とみなされたものにつき第十九項の規定を適用する場合にあつては、合併等事業年度等以後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出している場合)に限り、適用する。

23　第六項、第十一項、第十五項及び第十九項の規定による法人税額又は個別帰属法人税額からの控除については、まず第六項及び第十一項の規定による控除をし、次に第十五項及び第十九項の規定による控除をするものとする。

第五十三条第四項中「(適格合併(法人税法第二条第十二号の八に規定する適格合併をいう。以下本項において同じ。)又は合併類似適格分割型分割(同法第五十七条第二項に規定する合併類似適格分割型分割をいう。次項において同じ。)をいう。以下本項において同じ。)」及び「(被合併法人(合併によりその有する資産及び負債の移転を行つた法人をいう。以下本項において同じ。)又は分割法人(分割によりその有する資産及び負債の移転を行つた法人をいう。以下本項及び次項において同じ。)をいう。以下本項において同じ。)」を削り、「同法第八十一条(」を「法人税法第八十条(」に、「(合併により被合併法人から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下本項、第十二項及び第十七項において同じ。)が同法第八十一条」を「が同法第八十条」に、「当該法人税額の計算の基礎となつたその超える損金の額が当該事業年度の法人税の計算について同法第五十七条の規定を適用した場合において損金の額に算入することを認められるものであるもの」を「当該被合併法人等が当該法人税額(本項の規定により当該被合併法人等の控除対象還付法人税額とみなされたものを含む。)の計算の基礎となつた欠損金額(同法第二条第十九号に規定する欠損金額をいう。第十八項において同じ。)に係る前五年内事業年度について法人の道府県民税の確定申告書を提出していることその他の政令で定める要件を満たしている場合における当該法人税額」に、「当該前五年内事業年度の法人税割の課税標準とすべき法人税額」を「当該適格合併等の日前五年以内に開始した事業年度又は連結事業年度の法人税割の課税標準とすべき法人税額又は個別帰属法人税額」に改め、「(合併法人又は分割承継法人(分割により分割法人から資産及び

負債の移転を受けた法人をいう。以下本項において同じ。）」を削り、「適格合併等の日の属する事業年度」の下に「又は連結事業年度」を加え、「において「合併等事業年度」を「及び第十八項において「合併等事業年度等」に改め、「の事業年度」の下に「又は連結事業年度」を加え、「の合併等事業年度」を「の合併等事業年度等」に、「当該合併等事業年度の前事業年度等の前事業年度又は前連結事業年度）に係る控除対象還付法人税額」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第三項中「又は第八十二条の十第一項」を「若しくは第八十二条の十第一項」に改め、「がある法人」の下に「又は同法第八十一条の二十二第一項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）」を加え、「又は当該計算期間」を「若しくは当該計算期間」に改め、「開始した計算期間」の下に「又は当該連結事業年度開始の日前五年以内に開始した事業年度」を加え、「同法第八十一条」を「同法第八十条」に、「又は計算期間分の法人税割の課税標準となる法人税額は、前二項、第九項又は第十項の規定にかかわらず、その超える損金の額が当該事業年度又は計算期間の法人税の計算について同法第五十七条又は第八十二条の三の規定を適用した場合において損金の額に算入することを認められるものであるときに限り、前二項、第九項又は第十項の規定」を「若しくは計算期間分又は当該連結事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額の算定については、第一項、第四項、第五項、第二十七項又は第二十八項の規定にかかわらず、これらの規定」に改め、「算定期間」の下に「又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間」を、「に係る法人税割の課税標準となる法人税額」の下に「又は個別帰属法人税額」を加え、「第四十二条の七第六項、第四十二条の八第六項、第四十二条の十第六項、第四十二条の十一第六項」を「第四十二条の五第五項、第四十二条の七第六項若しくは第七項、第四十二条の八第六項若しくは第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第六項若しくは第七項、第四十二条の十一第六項若しくは第七項」に改め、「控除した額」の下に「又は当該個別帰属法人税額について個別帰属リース特別控除取戻税額等がある場合には、政令で定める額を控除した額」を加え、「本項から第五項まで」を「本項から第十八項まで」に、「控除対象法人税額」を「控除対象還付法人税額」に、「控除したもの」を「控除するもの」に、「又は前計算期間」を「若しくは前計算期間又は前連結事業年度」に改め、「とすべき法人税額」の下に「又は個別帰属法人税額」を加え、同項を同条第十五項とし、同条第二項中「事業年度」の下に「又は連結事業年度」を加え、同項を同条第五項とし、同項の次に次の九項を加える。

6　法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）若しくは第七十四条第一項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は同法第八十一条の二十二第一項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）について、当該事業年度又は連結事業年度開始の日前五年以内に開始した事業年度において生じた連結適用前欠損金額（同法第五十七条第一項の欠損金額のうちこれらの法人の最初連結事業年度（同法第十五条の二第一項に規定する最初連結事業年度をいう。以下本項から第八項まで及び第十項において同じ。）の開始の日の前日の属する事業年度以前の事業年度において生じたもので、同法第八十一条の二十二第一項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）について、当該事業年度開始の日前五年以内に開始した事業年度において生じた連結適用前欠損金額（同法第二条第十九号の二に規定する連結欠損金額をいう。以下本項、第二十項及び第二十二項において同じ。）とみなされたもの及び同法第八十一条の九第四項の規定により損金の額に算入されたもの以外のものをいう。次項、第八項及び第十項において同災害損失欠損金額のうちこれらの法人の最初連結事業年度の開始の日の前日の属する事業年度以前の事業年度において生じたもので、同法第八十一条の九第二項の規定により連結欠損金額とみなされたもの及び同条第四項の規定により損金の額に算入されたもの以外のものをいう。次項、第八項及び第十項において同じ。）がある場合のこれらの法人が納付すべき当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額の算定については、第一項、前二項、第二十七項又は第二十八項の規定にかかわらず、これらの規定によって申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結法人税額の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から、当該法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の七第六項若しくは第七項、第四十二条の八第六項若しくは第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第六項若しくは第七項、第四十二条第一項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）又は当該個別帰属法人税額（当該個別帰属法人税額について個別帰属リース特別控除取戻税額等がある場合には、政令で定める額を控除した額）を限度として、控除対象個別帰属調整額を控除するものとする。この場合において、控除対象個別帰属調整額は、前事業年度又は前連結事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額又は個別帰属法人税額について控除されなかった額に限る。

7　前項に規定する控除対象個別帰属調整額とは、連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額に、同項の法人の最初連結事業年度の終了の日（二以上の最初連結事業年度の終了の日がある場合には、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度の終了の日）における次の各号に掲げる当該法人の区分に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た金額をいう。

一　法人税法第八十一条の二十二第一項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある普通法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人　同法第八十一条の十二第一項に規定する税率に相当する率

二　法人税法第八十一条の二十二第一項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある協同組合等（同法第二条第七号に規定する協同組合等をいう。）との間に連結完全支配関係がある連結子法人　同法第八十一条の十二第三項に規定する税率に相当する率

8　適格合併等（適格合併又は合併類似適格分割型分割（法人税法第五十七条第二項に規定する合併類似適格分割型分割をいう。以下本条において同じ。）をいう。以下本条において同じ。）が行われた場合において、当該適格合併等に係る被合併法人等（被合併法人又は分割法人をいう。以下本条において同じ。）の当該適格合併等の日前五年以内に開始した事業年度（以下本項において「前五年内事業年度」という。）において生じた連結適用前欠損金額又は連結適用前災害

損失欠損金額に係る第六項に規定する控除対象個別帰属調整額（当該被合併法人等が当該控除対象個別帰属調整額（本項の規定により当該被合併法人等の第六項に規定する控除対象個別帰属調整額とみなされたものを含む。次項において同じ。）に係る連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度について同法第八十一条の九第二項の規定の適用がないことを証する書類を添付した法人の道府県民税の確定申告書（第一項の規定によって提出すべき申告書（同法第七十四条第一項の規定によって提出すべき法人税の申告書に係るものに限る。）又は第四項の規定によって提出すべき申告書をいう。以下本条において同じ。）を提出していることその他の政令で定める要件を満たしている場合における当該控除対象個別帰属調整額に限るものとし、第六項の規定により当該被合併法人等の当該適格合併等の日前五年以内に開始した事業年度又は連結事業年度の法人税割の課税標準とすべき法人税額又は個別帰属法人税額について控除された額を除く。以下本項において「控除未済個別帰属調整額」という。）があるときは、当該適格合併等に係る合併法人等（合併法人（合併により被合併法人から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下本条において同じ。）又は分割承継法人（分割により分割法人から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。）をいう。以下本条において同じ。）の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度（以下本項及び第十項において「合併等事業年度等」という。）以後の事業年度又は連結事業年度における第六項の規定の適用については、当該前五年内事業年度に係る控除未済個別帰属調整額は、それぞれ当該控除未済個別帰属調整額に係る前五年内事業年度開始の日の属する当該合併法人等の事業年度又は連結事業年度（当該合併法人等の合併等事業年度等以前の合併等事業年度等開始の日以後に開始した当該被合併法人等の合併等事業年度又は連結事業年度に係る控除未済個別帰属調整額にあつては、当該合併等事業年度等の前事業年度又は前連結事業年度）に係る同項に規定する控除対象個別帰属調整額とみなす。

9　合併類似適格分割型分割に係る分割法人の当該合併類似適格分割型分割の日の属する事業年度又は連結事業年度（以下本項において「合併類似適格分割型分割事業年度等」という。）以後の事業年度又は連結事業年度における第六項の規定の適用については、当該合併類似適格分割型分割事業年度等前の事業年度又は連結事業年度に係る控除対象個別帰属調整額は、ないものとする。

10　第六項の規定は、同項の法人が連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額（第八項の規定により合併法人等の第六項に規定する控除対象個別帰属調整額とみなされた被合併法人等の同項に規定する控除対象個別帰属調整額に係る連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額を除く。）の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度について法人税法第八十一条の九第二項の規定の適用がないことを証する書類を添付した法人の道府県民税の確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出している場合（第八項の規定により当該合併法人等の第六項に規定する控除対象個別帰属調整額とみなされたものにつき同項の規定を適用する場合にあつては、合併等事業年度等以後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出している場合）に限り、適用する。

11　法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）若しくは第七十四条第一項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は同法第八十一条の二十二第一項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）について、当該事業年度又は連結事業年度開始の日前五年以内に開始した連結事業年度において控除対象個別帰属税額（零（個別帰属リース特別控除取戻税額等がある場合にあつては、当該個別帰属リース特別控除取戻税額等）から調整前個別帰属法人税額を差し引いた額であつて、零を超えるものをいう。以下本項、次項及び第十四項において同じ。）が生じた場合におけるこれらの法人が納付すべき当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額の算定については、第一項、第四項、第五項、第二十七項又は第二十八項の規定にかかわらず、これらの規定によって申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から、当該法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の七第六項若しくは第七項、第四十二条の八第六項若しくは第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第六項若しくは第七項、第四十二条の十一第六項若しくは第七項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）又は当該個別帰属法人税額（当該個別帰属法人税額について個別帰属リース特別控除取戻税額等がある場合には、政令で定める額を控除した額）を限度として、控除対象個別帰属税額を控除するものとする。この場合において、控除対象個別帰属税額は、前事業年度又は前連結事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額又は個別帰属法人税額について控除されなかつた額に限る。

12　適格合併等が行われた場合において、当該適格合併等に係る被合併法人等の当該適格合併等の日前五年以内に開始した連結事業年度（以下本項において「前五年内連結事業年度」という。）において控除対象個別帰属税額（当該被合併法人等が当該控除対象個別帰属税額（本項の規定により当該被合併法人等の控除対象個別帰属税額とみなされたものを含む。次項において同じ。）の生じた前五年内連結事業年度について法人の道府県民税の確定申告書を提出していることその他の政令で定める要件を満たしている場合における当該控除対象個別帰属税額に限るものとし、前項の規定により当該被合併法人等の当該適格合併等の日前五年以内に開始した連結事業年度又は事業年度の法人税割の課税標準とすべき個別帰属法人税額又は法人税額について控除された額を除く。以下本項において「控除未済個別帰属税額」という。）が生じたときは、当該適格合併等に係る合併法人等の当該適格合併等の日の属する連結事業年度又は事業年度（以下本項及び第十四項において「合併等事業年度等」という。）以後の連結事業年度又は事業年度における前項の規定の適用については、当該前五年内連結事業年度又は前事業年度（当該合併法人等の合併等事業年度等開始の日以後に開始した当該被合併法人等の前五年内連結事業年度において生じた控除未済個別帰属税額にあつては、当該合併等事業年度等の前連結事業年度又は前事業年度）において生じた控除対象個別帰属税額とみなす。

13　合併類似適格分割型分割に係る分割法人の当

該合併類似適格分割型分割の日の属する連結事業年度又は事業年度（以下本項において「合併類似適格分割型分割事業年度等」という。）以後の連結事業年度又は事業年度における第十一項の規定の適用については、当該合併類似適格分割型分割事業年度等前の連結事業年度又は事業年度に係る控除対象個別帰属税額は、ないものとする。

14　第十一項の規定は、同項の法人が控除対象個別帰属税額（第十二項の規定により当該法人の控除対象個別帰属税額とみなされたものを除く。）の生じた連結事業年度以後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出している場合（第十二項の規定により当該法人の控除対象個別帰属税額とみなされたものにつき第十一項の規定を適用する場合にあつては、合併等事業年度等以後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出している場合）に限り、適用する。

第五十三条第一項の次に次の三項を加える。

2　連結法人（法人税法第四条の五第一項又は第二項（同項第二号、第四号及び第五号に係る部分に限る。）の規定により同法第四条の二の承認を取り消された法人を含み、普通法人（同法第二条第九号に規定する普通法人をいう。第七項において同じ。）に限る。以下本項において同じ。）は、その連結事業年度（同法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された連結法人のその取消しの処分があつた日又は同法第四条の五第二項（同項第二号、第四号及び第五号に係る部分に限る。）の規定により当該承認を取り消された連結法人の同項第二号、第四号又は第五号に掲げる事実（同項第四号にあつては、合併による解散を除く。）が生じた日の属する事業年度（その開始の日から六月を経過した日以後にその処分があり、又はその事実が生じた場合のその処分があつた日又はその事実が生じた日の属する事業年度（新たに設立された連結法人のうち適格合併（同法第二条第十二号の八に規定する適格合併をいう。以下本条において同じ。）により設立されたもの以外のものの設立の日の属する事業年度を除く。）に限る。）及び同法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度開始の日から六月を経過した日の翌日以後に連結法人が当該連結法人を分割法人（分割によりその有する資産及び負債の移転を行つた法人をいう。以下本条において同じ。）とする分割で分社型分割（同法第二条第十二号の十に規定する分社型分割をいう。）以外の分割を行つた場合のその分割の日の前日又は連結子法人（同法第二条第十二号の七の三に規定する連結子法人をいう。以下本節において同じ。）が当該連結子法人を被合併法人（合併によりその有する資産及び負債の移転を行つた法人をいう。以下本条において同じ。）とする合併を行つた場合のその合併の日の前日の属する事業年度（新たに設立された連結法人のうち適格合併により設立されたもの以外のものの設立の日の属する事業年度を除く。）を含み、新たに設立された連結法人のうち適格合併により設立されたもの以外のものの設立の日の属する連結事業年度を除く。以下本項及び第四十四項において同じ。）が六月を超える場合には、総務省令で定める様式によつて、当該連結事業年度開始の日から六月を経過した日から二月以内に、前連結事業年度の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額又は当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額（第五十五条第一項において「予定申告に係る連結法人の法人税割額」という。）、均等割額その他必要な事項を記載した申告書を当該連結事業年度開始の日から六月の期間中において有する事務所、事業所又は寮等所在地の道府県知事に提出し、及びその申告した道府県民税額を納付しなければならない。ただし、前連結事業年度の当該連結法人に係る連結法人税個別帰属支払額（同法第七十一条第一項第一号に規定する連結法人税個別帰属支払額をいう。）を基準として政令で定めるところにより計算した金額若しくは当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の法人税の額を基準として政令で定めるところにより計算した金額が十万円以下である場合又はこれらの金額がない場合は、この限りでない。

3　前項の規定によつて申告書を提出すべき法人（同項ただし書の規定の適用を受けるものを除く。以下本項において同じ。）が、前項の申告書をその提出期限までに提出しなかつたときは、第四十四項の規定の適用がある場合を除き、当該申告書の提出期限において、道府県知事に対し、政令で定めるところにより計算した法人税割額及び均等割額を記載した当該申告書の提出があつたものとみなす。この場合においては、当該法人は、当該申告納付すべき期限内にその提出があつたものとみなされる申告書に係る道府県民税に相当する税額の道府県民税を事務所、事業所又は寮等所在の道府県に納付しなければならない。

4　法人税法第八十一条の二十二第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第二条第十二号の七の五に規定する連結完全支配関係をいう。以下本節において同じ。）がある連結子法人（連結申告法人（同法第二条第十六号に規定する連結申告法人をいう。以下本節において同じ。）に限る。）は、当該申告書の提出期限までに、総務省令で定める様式によつて、当該申告書に係る連結法人税額（法人税法その他の法人税に関する法令の規定によつて計算した法人税額（法人税法第八十一条の二十二第一項の規定による申告書に係る法人税額に限る。）をいう。以下本節において同じ。）に係る個別帰属法人税額、これを課税標準として算定した法人税割額、均等割額その他必要な事項を記載した申告書をその連結法人税額の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。以下本節において同じ。）中において有する事務所、事業所又は寮等所在地の道府県知事に提出し、及びその申告した道府県民税額（当該道府県民税額について既に納付すべきことが確定しているものがある場合においては、これを控除した額）を納付しなければならない。

50　法人税法第五十三条に次の二項を加える。

法人税法第八十一条の二十二第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第八十一条の二十四第一項の規定の適用を受けているものが、同条第四項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）については、同項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について同条第一項の規定の適用がないものとみなして、第二十条の五の二の規定を適用することができる。

51　法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から控除すべき金額の計算に関する事項、その控除の手続その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第五十三条の二中「又は第九項」を「、第四項、第五項又は第二十七項」に改め、「受けたこと」の下に「(同条第二項又は第四項の申告書を提出した法人が連結子法人の場合にあつては、当該連結子法人と連結完全支配関係があつた連結親法人又は連結完全支配関係があつた連結親法人税の額について国の税務官署の更正を受けたこと)」を、「法人税額」の下に「若しくは個別帰属法人税額」を加える。

第五十四条第一項中「同条第九項」を「同条第二十七項」に改める。

第五十五条第一項中「に係る法人税額」の下に「若しくは個別帰属法人税額」を加え、「これを課税標準」を「これらを課税標準」に、「第三項まで」を「本項から第三項まで」に改め、「同じ。)」の下に「若しくは法人税に関する法律の規定によつて申告し、修正申告し、更正され、若しくは決定された連結法人税額に係る個別帰属法人税額(「確定個別帰属法人税額」という。以下本項から第三項までにおいて同じ。)」を、「予定申告に係る法人税割額」の下に「若しくは予定申告に係る連結法人の法人税割額」を、「同条第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「確定法人税額の」を「確定法人税額若しくは確定個別帰属法人税額の」に改め、同条第二項中「第二項又は第六項」を「第四項、第五項又は第二十四項」に改め、「確定法人税額」の下に「又は確定個別帰属法人税額」を加え、同条第三項中「をした法人税額」の下に「若しくは個別帰属法人税額」を加え、「若しくはこれ」を「若しくは確定個別帰属法人税額若しくはこれら」に改め、同条第五項中「第五十三条第七項」を「第五十三条第二十五項」に、「又は計算期間分」を「若しくは計算期間分又は当該連結事業年度分」に改める。

第五十六条第二項中「若しくは第二項又は第六項」を「、第二項、第四項、第五項又は第二十四項」に、「同条第十項」を「同条第二十八項」に、「又は第二項」を「、第二項、第四項又は第五項」に改め、同条第三項中「又は第六項」を「、第四項、第五項又は第二十四項」に改め、「されたこと」の下に「(同条第二項又は第四項の申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合にあつては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと)」を加える。

第五十七条第一項中「予定申告法人」の下に「及び第五十三条第二項の規定によつて申告書を提出すべき法人」を加え、「第五十三条」を「同条」に改め、「法人税額」の下に「又は個別帰属法人税額」を加え、「添附し」を「添付し」に改め、同条第二項中「(第五十三条第二項」を「又は連結法人税額の課税標準の算定期間(第五十三条第五項」に改め、「事業年度」の下に「又は連結事業年度」を、「の法人税額」の下に「又は個別帰属法人税額」を加え、同条第五項中「法人税額」の下に「又は個別帰属法人税額」を加える。

第五十八条の見出し中「法人税額」を「法人税額等」に改め、同条第一項及び第二項中「法人税額」の下に「又は個別帰属法人税額」を加え、同条第四項から第六項までの規定中「法人税額」の下に「若しくは個別帰属法人税額」を加える。

第六十二条第一項中「法人税額」の下に「又は個別帰属法人税額」を加え、「同条第九項」を「同条第二十七項」に改める。

第六十三条第一項中「申告書」の下に「、連結子法人が政府に提出した法人税法第八十一条の二十五に規定する書類」を加え、同条第二項中「及び清算所得」を「、清算所得及び連結所得(法人税法第二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。第六十五条第二項において同じ。)」に改め、「並びに法人税額」の下に「及び連結法人税額」を加え、「又は解散の日」を「、解散の日又は連結法人税額の課税標準の算定期間の末日」に改め、「当該法人」の下に「(当該法人が連結親法人(連結申告法人に限る。以下本項において同じ。)の場合にあつては、当該連結親法人及び当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人)」を加える。

第六十四条第一項各号列記以外の部分中「若しくは第六項」を「、第四項、第五項若しくは第二十四項」に、「同条第九項」を「同条第二十七項」に、「又は第六項」を「、第四項、第五項又は第二十四項」に改め、同項第一号及び第二号中「又は第六項」を「、第四項、第五項又は第二十四項」に改め、同項第三号中「第五十三条第九項」を「第五十三条第二十七項」に、「同条第十項」を「同条第二十八項」に改め、同条第二項中「又は第六項」を「、第四項、第五項又は第二十四項」に、「同条第九項」を「同条第二十七項」に、「第五十三条第十項」を「第五十三条第二十八項」に改める。

第六十五条に次の一項を加える。

2　法人税法第八十一条の二十二第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第八十一条の二十四第一項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(連結申告法人に限る。)は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後二月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

第六十五条の二第一項及び第七十一条の二十六第一項中「第五十三条第十三項」を「第五十三条第三十二項」に、「同条第二十一項」を「同条第四十一項」に改める。

第七十二条の三第一項中「第三十七条第五項」を「第三十七条第六項」に改める。

第七十二条の七第二項中「第七十二条の十三第八項及び」の下に「第十七項並びに」を加える。

第七十二条の十三第五項中「その事業年度の末日」を「その事業年度終了の日」に改め、同条第六項中「以下次項並びに第七十二条の二十三の三第一項及び第三項」を「以下次項、第十六項及び第二十項、第七十二条の二十三の三第一項及び第三項並びに第七十二条の二十三の四第一項及び第三項」に改め、「をした場合」の下に「(第十五項に規定する場合を除く。)」を加え、「その事業年度の末日」を「その事業年度終了の日」に改め、同条第七項中「をした場合」の下に「(第十六項に規定する場合を除く。)」を加え、同条第八項中「分社型分割をいう。」の下に「第十七項において同じ。」を、「を行つた場合」の下に「(同項に規定する場合を除く。)」を加え、「その事業年度の末日」を「その事業年度終了の日」に改め、同条第十六項中「第十二項」を「第二十六項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第十一項から第十五項までを十四項ずつ繰り下げ、同条第十項中「次条第三項」を「次条第六項」に、「その事業年度の末日」を「その事業年度終了の日」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第九項を同条第二十三項とし、同条第八項の次に次の十四項を加える。

9　法人税法第四条の二に規定する他の内国法人の事業年度の中途において最初連結親法人事業年度(同法第十四条第四号に規定する最初連結親法人事業年度をいう。以下本項において同じ。)が開始した場合(第十一項に規定する場合を除く。)においては、本節の適用については、その事業年度開始の日からその最初連結親法人

事業年度開始の日の前日までの期間を一事業年度とみなす。

10　連結子法人（法人税法第二条第十二号の七の三に規定する連結子法人をいう。以下本節において同じ。）の事業年度開始の日及び終了の日がそれぞれ当該開始の日の属する連結親法人事業年度（同法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下本項、第十二項及び第七十二条の二十五第五項において同じ。）開始の日及び終了の日でない場合（次項から第十三項までに規定する場合を除く。）においては、本節の適用については、その連結親法人事業年度開始の日からその終了の日までの期間を一事業年度とみなす。

11　法人税法第四条の二に規定する他の内国法人との間に完全支配関係（同条に規定する完全支配関係をいう。以下本条において同じ。）がある同法第四条の二に規定する内国法人が同法第四条の三第六項の規定の適用を受けて同条第一項の申請書を提出した場合においては、本節の適用については、連結申請特例年度（同条第六項に規定する連結申請特例年度をいう。以下本項及び第十三項において同じ。）開始の日の前日の属する事業年度開始の日から当該前日までの期間、その連結申請特例年度開始の日からその終了の日までの期間及びその終了の日の翌日から当該翌日の属する事業年度終了の日までの期間（同法第四条の二の承認を受けた場合には、当該期間を除く。）をそれぞれ当該他の内国法人の一事業年度とみなす。

12　法人税法第四条の二に規定する他の内国法人が連結親法人事業年度の中途において連結親法人（同法第二条第十二号の七の二に規定する連結親法人をいう。以下本節において同じ。）との間に当該連結親法人による完全支配関係を有することとなった場合（次項に規定する場合を除く。）においては、本節の適用については、当該完全支配関係を有することとなった日（以下本項において「加入日」という。）の前日の属する事業年度開始の日から当該前日までの期間及び当該加入日からその連結親法人事業年度終了の日までの期間（当該他の内国法人が同法第十五条の二第二項の規定の適用を受ける場合には、これらの期間は、当該他の内国法人の加入日の属する事業年度の翌事業年度開始の日からその開始の日の属する連結親法人事業年度終了の日までの期間とする。）をそれぞれ当該他の内国法人の一事業年度とみなす。

13　法人税法第四条の二に規定する他の内国法人が連結申請特例年度の中途において同条に規定する内国法人（同法第四条の三第六項の規定の適用を受けて同条第一項の申請書を提出した法人に限る。以下本項において同じ。）との間に当該内国法人による完全支配関係を有することとなった場合においては、本節の適用については、当該完全支配関係を有することとなった日（以下本項において「加入日」という。）の前日の属する事業年度開始の日から当該前日までの期間、当該加入日からその連結申請特例年度終了の日までの期間及びその終了の日の翌日から当該翌日の属する事業年度終了の日までの期間（同法第四条の二の承認を受けた場合には、当該期間を除く。）をそれぞれ当該他の内国法人の一事業年度とみなす。

14　連結子法人が連結事業年度（法人税法第十五条の二に規定する連結事業年度をいう。以下本節において同じ。）の中途において連結親法人との間に当該連結親法人による連結完全支配関係（同法第二条第十二号の七の五に規定する連結完全支配関係をいう。以下本節において同じ。）を有しなくなった場合（次項、第十六項及び第十八項から第二十二項までに規定する場合を除く。）においては、本節の適用については、その連結事業年度開始の日からその終了の日までの期間をそれぞれ当該連結事業年度終了の日までの期間とみなす。

15　連結子法人が連結事業年度の中途において解散をした場合においては、本節の適用については、その連結事業年度開始の日から解散の日までの期間、解散の日の翌日からその連結事業年度終了の日までの期間及びその終了の日の翌日から当該翌日の属する事業年度終了の日までの期間をそれぞれ一事業年度とみなす。

16　連結子法人が連結事業年度の中途において合併により解散をした場合においては、本節の適用については、その連結事業年度開始の日から合併の日の前日までの期間を一事業年度とみなす。

17　連結法人（法人税法第二条第十二号の七の四に規定する連結法人をいう。以下本節において同じ。）が連結事業年度の中途において当該連結法人を分割法人とする分割で分社型分割以外の分割を行った場合においては、本節の適用については、その連結事業年度開始の日から分割の日の前日までの期間及び分割の日からその連結事業年度終了の日までの期間をそれぞれ一事業年度とみなす。

18　連結親法人と法人税法第十四条第十三号に規定する内国法人との間に当該内国法人による完全支配関係が生じたことにより、連結法人が連結事業年度の中途において当該内国法人との間に当該内国法人による完全支配関係を有することとなった場合においては、本節の適用については、その連結事業年度開始の日から当該完全支配関係を有することとなった日（以下本項において「支配日」という。）の前日までの期間、当該支配日からその連結事業年度終了の日までの期間及びその終了の日の翌日から当該翌日の属する事業年度終了の日までの期間をそれぞれ当該連結法人の一事業年度とみなす。

19　連結子法人の連結事業年度の中途において連結親法人が解散をした場合においては、本節の適用については、その連結事業年度開始の日からその連結事業年度終了の日までの期間及びその終了の日の翌日から当該翌日の属する事業年度終了の日までの期間をそれぞれ当該連結子法人の一事業年度とみなす。

20　連結子法人の連結事業年度の中途において連結親法人が合併により解散をした場合においては、本節の適用については、その連結事業年度開始の日から合併の日の前日までの期間、合併の日からその連結事業年度終了の日までの期間及びその終了の日の翌日から当該翌日の属する事業年度終了の日までの期間をそれぞれ当該連結子法人の一事業年度とみなす。

21　連結子法人が法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合においては、本節の適用については、その取消しの処分のあった日の属する連結事業年度開始の日からその終了の日までの期間及びその終了の日の翌日から当該翌日の属する事業年度終了の日までの期間をそれぞれ一事業年度とみなす。

22　法人税法第四条の五第四項の申請書を提出した連結子法人が同条第三項の承認を受けた場合においては、本節の適用については、その承認を受けた日の属する連結事業年度終了の日の翌日から当該翌日の属する事業年度の一事業年度とみなす。

第七十二条の十四第一項中「所得は」の下に「、連結申告法人（法人税法第二条第十六号に規定する連結申告法人をいう。以下本節において同じ。）以外の法人にあつては」を、「例によつて」の

下に「算定し、連結申告法人にあつては、各事業年度終了の日の属する各連結事業年度の個別帰属益金額（法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属益金額をいう。以下本項及び次項において同じ。）から個別帰属損金額（法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額をいう。以下本項及び次項において同じ。）を控除した金額によるものとし、この法律又は政令で特別の定めをする場合を除くほか、当該各連結事業年度の法人税の課税標準である連結所得（法人税法第二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。第七十二条の二十三の四第一項並びに第七十二条の二十五第四項、第五項及び第七項において同じ。）に係る当該連結申告法人の個別所得金額（法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額をいう。第七十二条の二十三の四第一項において同じ。）の計算の例によつて」を、「ただし、」の下に「法人税法第五十七条第十項及び第十一項、第五十八条第五項並びに第八十一条の九並びに」を加え、「第八項」を「第九項」に、「及び第五十八条」を「、第五十八条、第六十八条の四十三（同条第一項及び第八項に規定する特定株式等で政令で定めるものに係る部分を除く。）及び第六十八条の六十」に改め、「、益金の額」の下に「又は個別帰属益金額」を、「、損金の額」の下に「又は個別帰属損金額」を加え、同条第七項を同条第九項とし、同条第四項から第六項までを二項ずつ繰り下げ、同条第三項中「資本積立金額」の下に「又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　前項の規定によつて、連結申告法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合においては、当該連結申告法人の各事業年度開始の日前五年以内に開始した事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。）において生じた欠損金額（法人税法第二条第十九号に規定する欠損金額をいう。）又は当該連結申告法人の各事業年度開始の日前五年以内に開始した事業年度（連結事業年度に該当する期間に限る。）において生じた個別欠損金額（個別帰属損金額が個別帰属益金額を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。）は、同法第五十七条（第七項から第十一項までを除く。）又は第五十八条（第五項を除く。）の規定の例によつて個別帰属損金額に算入するものとする。

3　前項の規定の適用に関し必要な技術的読替えその他必要な事項は、政令で定める。

第七十二条の二十三の三第一項中「当該法人が合併により解散をした場合には、その合併」を「当該更正の日後に当該法人が適格合併（法人税法第二条第十二号の八に規定する適格合併をいう。以下本節において同じ。）により解散をした場合の当該適格合併」に、「合併の日の翌日」を「合併の日」に改め、同条第三項中「合併により」を「適格合併により」に、「「当該更正の日」を「「当該更正の日の」に、「、「当該法人を合併した法人の当該更正の日」を「当該法人を被合併法人とする適格合併に係る合併法人の当該更正の日の」と、「当該法人が」とあるのは「当該合併法人を被合併法人とする適格合併に係る合併法人」に改める。

第七十二条の二十三の四第一項中「法人税の所得」の下に「又は当該更正に係る法人税の連結所得に係る個別所得金額」を加え、「次項まで」を「本項及び次項」に、「当該更正を受けた法人が合併により消滅した場合には、その合併」を「当該更正の日後に当該法人が適格合併により解散をした場合の当該適格合併」に、「合併の日の翌日」を「合併の日」に改め、同条第三項中「合併により消滅した」を「適格合併により解散をした」に、「「当該更正の日」を「「当該更正の日の」に、「、「当該法人を合併した法人の当該更正の日」を「当該法人を被合併法人とする適格合併に係る合併法人の当該更正の日の」と、「当該法人が」とあるのは「当該合併法人を被合併法人とする」と、前項中「法人」とあるのは「法人を被合併法人とする適格合併に係る合併法人」に改める。

第七十二条の二十三の四第一項中「法人税の所得」の下に「又は当該更正に係る法人税の連結所得に係る個別所得金額」を加え、「次項まで」を「本項及び次項」に、「当該更正を受けた法人が合併により消滅した場合には、その合併」を「当該更正の日後に当該法人が適格合併により解散をした場合の当該適格合併」に、「合併の日の翌日」を「合併の日」に改め、同条第三項中「合併により消滅した」を「適格合併により解散をした」に、「「当該更正の日」を「「当該更正の日の」に、「、「当該法人を合併した法人の当該更正の日」を「当該法人を被合併法人とする適格合併に係る合併法人の当該更正の日の」と、「当該法人が」とあるのは「当該合併法人を被合併法人とする」と、「第三項又は前項」を「第十一項」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7　第四項の規定は、第五項の規定の適用を受けている法人が、当該事業年度（第十一項の規定の適用に係る事業年度を除く。）につき災害その他やむを得ない理由により、当該法人との間に連結完全支配関係がある連結法人の決算が確定しないため、又は当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人が当該連結事業年度の連結所得の金額の計算を了することができないため、第五項の期間内に当該法人の当該事業年度の所得に対する事業税を申告納付することができないと認められる場合について準用する。

第七十二条の二十五第三項の次に次の二項を加える。

4　第一項の場合において、同項の法人が、災害その他やむを得ない理由（前項及び次項に規定する理由を除く。）により、当該法人との間に連結完全支配関係がある連結法人の決算が確定しないため、又は当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（当該法人が連結親法人である場合にあつては、当該法人。次項及び第七項において同じ。）が各連結事業年度の連結所得の金額の計算を了することができないため、当該法人の各事業年度（第二項の規定の適用に係る事業年度を除く。）の所得に対する事業税をそれぞれ第一項の期間内に申告納付することができない場合においては、当該法人は、事務所又は事業所在地の道府県知事（二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあつては、主たる事務所又は事業所在地の道府県知事）の承認を受け、その指定した日までに当該各事業年度の所得又は収入金額に対する事業税を申告納付することができる。

5　第一項の場合において、同項の法人が、当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人が会計監査人の監査を受けなければならないことその他これに類する理由によつて決算が確定しないため、又は当該連結親法人が連結子法人が多数に上ることその他これに類する理由により各連結事業年度の連結所得の金額の計算を了することができないため、当該法人の当該事業年度以後の各事業年度の所得に対する事業税をそれぞれ同項の期間内に申告納付することができない常況にあると認められるときは、当該法人は、事務所又は事業所所在地の道府県知事（二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあつては、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事）の承認を受け、当該事業年度以後の各事業年度（その終了の日を連結親法人事業年度終了の日と同じくする事業年度に限る。）の所得又は収入金額に対する事業税を当該各事業年度終了の日から四月以内（特別の事情により各事業年度終了の日から四月以内に当該連結親法人の当該各連結事業年度の連結所得の金額の計算を了することができないことその他やむを得ない事情があると認め

られる場合には、当該道府県知事が指定する月数の期間内）に申告納付することができる。

第七十二条の二十六第一項中「合併」を「適格合併」に改め、「当該法人」の下に「（連結法人のうち所得に対する事業税を申告納付すべきものを除く。）」を加え、「、第五項、第六項若しくは第七項」を「若しくは第七項から第九項まで」に改め、同条第二項各号列記以外の部分中「法人税法第二条第十二号の八に規定する適格合併をいう。）を「法人を設立するものを除く。）に、「本項及び次項」を「本項」に、「により存続した法人」を「に係る合併法人」に、「前前日」を「前日」に改め、同項第一号中「その適格合併の日」を「その適格合併の日の前日」に改め、「確定事業税額（」の下に「当該合併法人の当該事業年度開始の日の一年前の日以後に終了した」を加え、同項第二号中「前前日」を「前日」に、「適格合併後」を「適格合併の日以後」に改め、同条第三項中「適格合併により設立された法人」を「適格合併（法人を設立するものに限る。）に係る合併法人」に、「その被合併法人」を「当該被合併法人」に改め、同条第七項中「又は第八十二条の八第一項ただし書」を「若しくは第八十二条の八第一項ただし書」に改め、「要しない法人」の下に「又は当該事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額（同法第七十一条第一項第一号に規定する連結法人税個別帰属支払額をいう。）を基準として政令で定めるところにより計算した金額（当該事業年度の前事業年度の期間が連結事業年度に該当しない場合には、当該前事業年度の法人税の額を基準として政令で定めるところにより計算した金額）が十万円以下である連結法人若しくは当該金額がない連結法人」を加える。

第七十二条の二十八第二項中「第七十二条の二十五第二項から第五項まで、第八項及び第九項」を「第七十二条の二十五第二項から第八項まで、第十一項及び第十二項」に改める。

第七十二条の二十九第一項中「、第五項、第六項若しくは第七項」を「若しくは第七項から第九項まで」に改め、「資本積立金額」の下に「又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額」を、「同条第十八号の三に規定する利益積立金額」の下に「又は同条第十八号に規定する連結個別利益積立金額」を加え、「同号」を「同条第十八号」に改め、同条第二項中「第七十二条の二十五第五項」を「第七十二条の二十五第八項」に改める。

第七十二条の三十第二項及び第七十二条の三十一第二項中「第七十二条の二十五第五項」を「第七十二条の二十五第八項」に改める。

第七十二条の三十三第三項中「以下」を削り、「受けたとき」の下に「（当該法人が、当該事業年度において連結申告法人（連結子法人に限る。）である場合にあつては、当該事業年度終了の日の属する連結事業年度において当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人が当該連結事業年度に係る法人税の課税標準について税務官署の更正又は決定を受けたとき）」を加える。

第七十二条の三十三の二第二項中「受けたこと」の下に「（当該法人が、当該事業年度において連結申告法人（連結子法人に限る。）である場合にあつては、当該事業年度終了の日の属する連結事業年度において当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人が当該連結事業年度に係る法人税の課税標準について税務官署の更正又は決定を受けたこと）」を加える。

第七十二条の三十四中「第七十二条の二十五第五項」を「第七十二条の二十五第八項」に改める。

第七十二条の四十一第一項中「損害保険業を行う法人」の下に「、連結申告法人」を加える。

第七十二条の四十五の二中「第七十二条の二十五第三項」を「第七十二条の二十五第三項又は第五項」に改める。

第七十二条の四十八第四項第一号中「の末日」を「終了の日」に改め、同項第二号中「、当該事業年度」を「、当該事業年度終了の日」に改め、同項第三号中「事業年度」を「事業年度終了の日」に改め、同条第五項第一号中「当該事業年度又は計算期間の末日」を「当該事業年度終了の日又は計算期間の末日」に改める。

第七十二条の五十九第一項中「修正申告書」の下に「、連結子法人が政府に提出した法人税法第八十一条の二十五に規定する書類」を加える。

第七十二条の八十第一項中「第三十七条第五項」を「第三十七条第六項」に改める。

第二百九十二条第一項第三号中「法人税額」の下に「又は個別帰属法人税額」を加え、同項第四号中「計算した法人税額」の下に「（法人税法第八十一条の十九第一項（同法第八十一条の二十第一項の規定が適用される場合を含む。）及び第八十一条の二十二第一項の規定による申告書に係る法人税額を除く。）」を加え、同項第四号の二中「資本積立金額」の下に「又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額」を加え、同号を同項第四号の五とし、同項第四号の次に次の三号を加える。

四の二　個別帰属法人税額　次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額をいう。

イ　個別帰属リース特別控除取戻税額等がない場合であつて調整前個別帰属法人税額が零以上であるとき又は個別帰属リース特別控除取戻税額等がある場合であつて調整前個別帰属法人税額が個別帰属リース特別控除取戻税額等以上であるとき　調整前個別帰属法人税額

ロ　個別帰属リース特別控除取戻税額等がない場合であつて調整前個別帰属法人税額が零を下回るとき　零

ハ　個別帰属リース特別控除取戻税額等がある場合であつて調整前個別帰属法人税額が個別帰属リース特別控除取戻税額等を下回るとき　個別帰属リース特別控除取戻税額等

四の三　調整前個別帰属法人税額　次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額をいう。

イ　連結法人（法人税法第二条第十二号の七の四に規定する連結法人をいう。以下本節において同じ。）の同法第八十一条の十八第一項の規定により計算される法人税の負担額として支出すべき金額があるとき　当該法人税の負担額として支出すべき金額に同項第二号から第四号までに掲げる金額及び租税特別措置法第六十八条の九の規定により控除された金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額の合計額を加算した額

ロ　連結法人の法人税法第八十一条の十八第一項の規定により計算される法人税の減少額として収入すべき金額があるとき　当該法人税の減少額として収入すべき金額を同項第二号から第四号までに掲げる金額及び租税特別措置法第六十八条の九の規定により控除された金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額の合計額から差し引いた額

四の四　個別帰属リース特別控除取戻税額等　租税特別措置法第六十八条の十一第六項、第六十八条の十二第六項、第六十八条の十四第六項又は第六十八条の十五第六項の規定により加算された金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額その他政令で定める金額の合計額をいう。

第二百九十四条第一項第四号中「除く。以下」を「除く。」に、「第三百二十一条の八第六項」を「第三百二十一条の八第二十四項」に改める。

第二百十二条第三項第一号の次に次の二号を加える。

一の二　第二百二十一条の八第二項の規定によって申告納付する法人又は同条第三項の規定によって納付する法人　これらの法人の同条第二項に規定する連結事業年度開始の日から六月の期間の末日

一の三　第二百二十一条の八第四項の規定によって申告納付する法人　当該法人の同項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日

第三百十一条第三項第二号中「第三百二十一条の八第十三項及び第十五項」を「第三百二十一条の八第二項、第三十項から第三十三項まで及び第三十五項」に、「第三百二十一条の八第二項」を「第三百二十一条の八第五項」に改め、同条第四項中「課税標準の算定期間」の下に「、同項第一号の二の連結事業年度開始の日から六月の期間若しくは同項第一号の三の連結法人税額の課税標準の算定期間」を加え、同条第五項中「第三項第一号又は第二号」を「第三項第一号から第二号まで」に、「（第三項第一号」を「（同項第一号」に改め、「あるもの」の下に「及び第三項第一号の二に掲げる法人」を加える。

第三百十四条の六第二項中「同条第二項」を「同条第四項の規定によって申告納付するものにあっては同項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日現在、同条第五項」に改める。

第三百二十一条の八第一項中「第十二項及び第十三項」を「第六項、第十一項、第十九項及び第二十項から第三十三項まで」に、「又は前計算期間」を「（連結事業年度に該当する期間を除く。）若しくは前計算期間」に改め、「により計算した法人税割額」の下に「又は当該事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額」を、「当該事業年度」の下に「（連結事業年度に該当する期間を除く。以下本節において同じ。）」を加え、「第十八項」を「第三十八項」に改め、同条第十九項中「第三百二十七条」を「第三百二十七条第一項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第十八項中「がある法人」の下に「又は第二項の規定によって申告書を提出すべき法人」を、「の算定期間」の下に「又はその連結事業年度開始の日から六月の期間」を、「限る。）」の下に「又は第二項」を加え、「当該算定期間」を「当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結事業年度開始の日から六月の期間」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第十七項中「第十三項」を「第三十二項又は第三十三項」に、「同項」を「これら」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第十六項中「第十一項から第十三項（第十四項（前項において準用する場合を含む。）においてみなして適用する場合及び前項において準用する場合を含む。以下次項までにおいて同じ。）まで」を「第二十九項から第三十三項まで（第三十二項及び第三十三項の規定を第三十四項（前項において準用する場合を含む。）においてみなして適用する場合及び前項において準用する場合を含む。以下本項及び次項において同じ。）」に、「第十一項の」を「第二十九項の」に、「第十二項」を「第三十項及び第三十一項」に、「及び第十三項」を「並びに第三十二項及び第三十三項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第十五項中「前二項」を「前三項」に、「第十三項」を「第三十二項又は第三十三項」に、「合併により」を「適格合併により」に、「同項」を「第三十二項若しくは第三十三項」に、「「当該更正の日」を「当該更正の日の」に、「「当該法人を合併した法人の当該更正の日」を「当該法人を被合併法人とする適格合併に係る合併法人の当該更正の日の」と、「当該法人が」とあるのは「当該合併法人が当該合併法人を被合併法人とする」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第十四項中「前項に」を「第三十二項に」に、「又は第二十六条」を「若しくは第二十六条」に、「法人税額又は」を「法人税額若しくは各連結事業年度の連結法人税額若しくは」に改め、「あった場合」の下に「又は前項に規定する同法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正に伴い当該更正に係る連結事業年度後の各連結事業年度の連結法人税額若しくは各事業年度の法人税額を減少させる更正があった場合」を加え、「当該更正に係る法人税額」を「これらの更正に係る法人税額又はこれらの更正に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額」に改め、「金額は、」の下に「法人税額に係る」を加え、「金額とみなして、」を「金額又は個別帰属法人税額に係る租税条約の実施に係る還付すべき金額とみなして、第三十二項又は」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第十三項中「次項まで」を「本項及び第三十四項」に、「租税条約の実施に係る還付すべき金額」を「法人税額に係る租税条約の実施に係る還付すべき金額」に改め、「属する事業年度」の下に「又は連結事業年度」を加え、「（当該更正を受けた法人が合併」を「又は各連結事業年度（当該更正の日後に当該法人が適格合併」に、「場合には、その合併」を「場合の当該適格合併」に、「合併の日の翌日」を「合併の日」に改め、「終了する各事業年度」の下に「又は各連結事業年度」を加え、「事業年度に係る法人税額を課税標準として算定した法人税割額（その法人税額の課税標準の算定期間」を「事業年度に係る法人税額又は同法第八十一条の二十二第一項の規定によって申告書を提出すべき連結事業年度に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額（その法人税額の課税標準の算定期間又はその連結法人税額の課税標準の算定期間」に改め、同項を同条第三十二項とし、同項の次に次の一項を加える。

33　市町村は、当該市町村内に事務所又は事業所を有する法人について、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第七条第一項に規定する合意に基づき国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正が行われた場合において、当該更正に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づいて市町村長が第三百二十一条の十一第一項又は第三項の規定による更正をしたことに伴い、第十七条又は第三百二十一条の十一第五項の規定により還付することとなる金額（以下本項及び次項において「個別帰属法人税額に係る租税条約の実施に係る還付すべき金額」という。）が生ずるときは、当該更正があった日が当該更正に係る更正の請求があった日の翌日から起算して三月を経過した日以後である場合を除き、第十七条、第十七条の二、第十七条の四及び第三百二十一条の十一第五項の規定にかかわらず、個別帰属法人税額に係る租税条約の実施に係る還付すべき金額を当該更正の日の属する連結事業年度又は事業年度開始の日から一年以内に開始する各連結事業年度又は各事業年度（当該更正の日後に当該法人が適格合併により解散をした場合の当該適格合併に係る合併法人の当該合併の日以後に終了する各連結事業年度又は各事業年度を含む。）の法人税割額（法人税法第八十一条の二十二第一項の規定によって申告書を提出すべき連結事業年度に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額又は同法第七十四条第一項の規定によって申告書を提出すべき事業年度に係る法人税額を課税標準として算定した法人税割額（その連結法人税額の課税標準の算定期間又はその法人税額の課税標準の算定期間中において既に納付すべきことが確定している法人税割額がある場合には、これを控除した額）に限る。）から順次控除するものとする。

第三百二十一条の八第十二項中「行なわれた」を

「行われた」に改め、「属する事業年度」の下に「又は連結事業年度」を加え、「（当該更正を受けた法人が合併により消滅した場合には、その合併」を「又は各連結事業年度（当該更正の日後に当該法人が適格合併により解散をした場合の当該適格合併」に、「合併の日の翌日」を「合併の日」に改め、「終了する各事業年度」の下に「又は各連結事業年度」を、「事業年度に係る法人税額」の下に「又は同法第八十一条の二十二第一項の規定によって申告書を提出すべき連結事業年度に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額」を加え、同項を同条第三十項とし、同項の次に次の一項を加える。

31　法人税法第八十一条の十六に規定する更正が行われた場合において、当該更正に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額又は当該更正に係る法人税額に基づいて市町村長が第三百二十一条の十一第一項又は第三項の規定によって更正をしたときは、当該更正に係る連結事業年度又は事業年度の法人税割として納付された金額のうち当該更正により減少する部分の金額で政令で定めるものは、第十七条、第十七条の二及び第十七条の四並びに第三百二十一条の十一第五項の規定にかかわらず、当該更正の日の属する連結事業年度又は事業年度開始の日から五年以内に開始する各連結事業年度又は各事業年度（当該更正の日後に当該法人が適格合併により解散をした場合の当該適格合併に係る合併法人の当該合併の日以後に終了する各連結事業年度又は各事業年度を含む。）の法人税割額（法人税法第八十一条の二十二第一項の規定によって申告書を提出すべき連結事業年度に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額又は同法第七十四条第一項の規定によって申告書を提出すべき事業年度に係る法人税額を課税標準として算定した法人税割額に限る。）から順次控除するものとする。

第三百二十一条の八第十一項中「又は第八十二条の七第一項の控除限度額及び第五十三条第十一項」を「若しくは第八十二条の七第一項の控除限度額又は同法第八十一条の十五第一項の連結控除限度個別帰属額及び第五十三条第二十九項」に、「第二項」を「第四項、第五項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第十項中「又は第二項」を「、第二項、第四項又は第五項」に、「修正申告書の提出」を「修正申告書を提出し」に、「通知により前項各号の一」を「通知を受けたこと（当該法人が連結子法人である場合又は連結子法人であった場合にあっては、当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第二条第十二号の七の二に規定する連結親法人をいう。以下本節において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定の通知を受けたこと）により、当該法人が前項各号のいずれか」に改め、「法人税額」の下に「若しくは連結法人税額」を加え、同項を同条第二十八項とし、同条第九項中「第六項」を「第四項、第五項、第二十四項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第八項中「第二項、第六項及び第十項」を「第四項、第五項、第二十四項及び第二十八項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第七項中「又は第百四条第一項の規定による申告書に係る法人税額」を「若しくは第百四条第一項の規定による申告書に係る法人税額又は同法第八十一条の二十二第一項の規定による申告書に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額」に、「。以下本項」を「）若しくは第二項に基づいて計算して申告納付し、若しくは申告納付すべき市町村民税額（以下本項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第六項を同条第二十四項とし、同条第五項中「属する事業年度」の下に「又は連結事業年度（以下本項において「合併類似適格分割型分割事業年度等」という。）」を、「以後の事業年度」の下に「又は連結事業年度」を加え、「第三項」を「第十五項」に、「当該事業年度前」を「当該合併類似適格分割型分割事業年度等前」に、「に係る控除対象法人税額」を「又は連結事業年度に係る控除対象還付法人税額（前項の規定により当該分割法人の控除対象還付法人税額とみなされたものを含む。）」に改め、同項を同条第十七項とし、同項の次に次の六項を加える。

18　第十五項の規定は、同項の法人が控除対象還付法人税額（第十六項の規定により当該法人の控除対象還付法人税額とみなされたものを除く。）の計算の基礎となった欠損金額に係る事業年度以後において連続して法人の市町村民税の確定申告書（法人税法第八十二条の十第一項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人にあっては、第一項の規定により当該法人が提出すべき法人の市町村民税の申告書）を提出している場合（第十六項の規定により当該法人の控除対象還付法人税額とみなされたものにつき第十五項の規定を適用する場合にあっては、合併等事業年度等以後において連続して法人の市町村民税の確定申告書を提出している場合）に限り、適用する。

19　法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）若しくは第七十四条第一項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は同法第八十一条の二十二第一項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）について、当該事業年度又は連結事業年度開始の日前五年以内に開始した連結事業年度において損金の額が益金の額を超えることとなったため、これらの法人に同法第八十一条の十八第一項第四号に掲げる金額（以下本項、次項及び第二十二項において「控除対象個別帰属還付税額」という。）がある場合のこれらの法人が納付すべき当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額の算定については、第一項、第四項、第五項、第二十七項又は第二十八項の規定にかかわらず、これらの規定によって申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から、当該法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の七第六項若しくは第七項、第四十二条の八第六項若しくは第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第六項若しくは第七項、第四十二条第一項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）又は当該個別帰属法人税額（当該個別帰属法人税額について個別帰属リース特別控除取戻税額等がある場合には、政令で定める額を控除した額）を限度として、控除対象個別帰属還付税額を控除するものとする。この場合において、控除対象個別帰属還付税額は、前事業年度又は前連結事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額又は個別帰属法人税額について控除されなかった額に限る。

20　適格合併等が行われた場合において、当該適格合併等に係る被合併法人等の当該適格合併等の日前五年以内に開始した連結事業年度（以下本項において「前五年内連結事業年度」という。）において損金の額が益金の額を超えることとなったため、当該被合併法人等に控除対象個別帰属還付税額（当該被合併法人等が当該控除対象個別帰属還付税額（本項の規定により当該被合

併法人等の控除対象個別帰属還付税額とみなされたものを含む。次項において同じ。）の計算の基礎となった連結欠損金額に係る前五年内連結事業年度について法人の市町村民税の確定申告書を提出していることその他の政令で定める要件を満たしている場合における当該控除対象個別帰属還付税額に限るものとし、前項の規定により当該被合併法人等の当該適格合併等の日前五年以内に開始した連結事業年度又は事業年度の法人税割の課税標準とすべき個別帰属法人税額又は法人税額について控除された額を除く。以下本項において「控除未済個別帰属還付税額」という。）があるときは、当該適格合併等に係る合併法人等の当該適格合併等の日の属する連結事業年度又は事業年度（以下本項及び第二十二項において「合併等事業年度等」という。）以後の連結事業年度又は事業年度における前項の規定の適用については、当該前五年内連結事業年度に係る控除未済個別帰属還付税額は、それぞれ当該控除未済個別帰属還付税額に係る前五年内連結事業年度開始の日の属する当該合併法人等の連結事業年度又は事業年度（当該合併法人等の合併等事業年度等開始の日以後に開始した当該被合併法人等の前五年内連結事業年度に係る控除未済個別帰属還付税額にあっては、当該合併等事業年度等の前連結事業年度又は前事業年度）に係る控除対象個別帰属還付税額とみなす。

21　合併類似適格分割型分割に係る分割法人の当該合併類似適格分割型分割の日の属する連結事業年度又は事業年度（以下本項において「合併類似適格分割型分割事業年度等」という。）以後の連結事業年度又は事業年度における第十九項の規定の適用については、当該合併類似適格分割型分割事業年度等前の連結事業年度又は事業年度に係る控除対象個別帰属還付税額は、ないものとする。

22　第十九項の規定は、同項の法人が控除対象個別帰属還付税額（第二十項の規定により当該法人の控除対象個別帰属還付税額とみなされたものを除く。）の計算の基礎となった連結欠損金額に係る連結事業年度以後において連続して法人の市町村民税の確定申告書を提出している場合（第二十項の規定により当該法人の控除対象個別帰属還付税額とみなされたものにつき第十九項の規定を適用する場合にあっては、合併等事業年度等以後において連続して法人の市町村民税の確定申告書を提出している場合）に限り、適用する。

23　第六項、第十一項、第十五項及び第十九項の規定による法人税額又は個別帰属法人税額からの控除については、まず第六項及び第十一項の規定による控除をし、次に第十五項及び第十九項の規定による控除をするものとする。

第三百二十一条の八第四項中「（適格合併（法人税法第二条第十二号の八に規定する適格合併をいう。以下本項において同じ。）又は合併類似適格分割型分割（同法第五十七条第二項に規定する合併類似適格分割型分割をいう。次項において同じ。）をいう。以下本項において同じ。）」及び「（被合併法人（合併によりその有する資産及び負債の移転を行った法人をいう。以下本項において同じ。）又は分割法人（分割によりその有する資産及び負債の移転を行った法人をいう。以下本項及び次項において同じ。）をいう。以下本項において同じ。）」を削り、「同法第八十一条（」を「法人税法第八十条（」に、「（合併により被合併法人から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下本項、第十二項及び第十三項において同じ。）が同法第八十一条」を「が同法第八十条」に、「当該法人税額の計算の基礎となったその超える損金の額が当該事業年度の法人税の計算について同法第五十七条の規定を適用した場合において損金の額に算入することを認められるものであるもの」を「当該被合併法人等が当該法人税額（本項の規定により当該被合併法人等の控除対象還付法人税額とみなされたものを含む。）の計算の基礎となった欠損金額（同法第二条第十九号に規定する欠損金額をいう。第十八項において同じ。）に係る前五年内事業年度について法人の市町村民税の確定申告書を提出していることその他の政令で定める要件を満たしている場合における当該法人税額」に、「当該前五年内事業年度の法人税割の課税標準とすべき法人税額」を「当該適格合併等の日前五年以内に開始した事業年度又は連結事業年度の法人税割の課税標準とすべき法人税額又は個別帰属法人税額」に改め、「（合併法人又は分割承継法人（分割により分割法人から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。）をいう。以下本項において同じ。）」を削り、「適格合併等の日の属する事業年度」の下に「又は連結事業年度」を加え、「において「合併等事業年度等」に改め、「の事業年度」の下に「又は連結事業年度」を加え、「の合併等事業年度」を「の合併等事業年度等」に、「当該合併等事業年度の前事業年度」に係る控除対象法人税額」を「当該合併等事業年度等の前事業年度又は前連結事業年度」に係る控除対象還付法人税額」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第三項中「又は第八十二条の十第一項」を「若しくは第八十二条の十第一項」に改め、「がある法人」の下に「又は同法第八十一条の二十二第一項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）」を加え、「又は当該計算期間」を「若しくは当該計算期間」に改め、「開始した計算期間」の下に「又は当該連結事業年度開始の日前五年以内に開始した事業年度」を加え、「同法第八十一条」を「同法第八十条」に、「又は計算期間分の法人税割の課税標準となる法人税額は、前二項、第九項又は第十項の規定にかかわらず、その超える損金の額が当該事業年度又は計算期間の法人税の計算について同法第五十七条又は第八十二条の三の規定を適用した場合において損金の額に算入することを認められるものであるときに限り、前二項、第九項又は第十項の規定」を「若しくは計算期間分又は当該連結事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額の算定については、第一項、第四項、第五項、第二十七項又は第二十八項の規定にかかわらず、これらの規定」に改め、「算定期間」の下に「又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間」を、「に係る法人税割の課税標準となる法人税額」の下に「又は個別帰属法人税額」を加え、「第四十二条の七第六項、第四十二条の八第六項、第四十二条の十一第六項」を「第四十二条の五第五項、第四十二条の七第六項若しくは第七項、第四十二条の八第六項若しくは第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第六項若しくは第七項、第四十二条の十一第六項若しくは第七項」に改め、「控除した額」の下に「又は当該個別帰属法人税額（当該個別帰属法人税額について個別帰属リース特別控除取戻税額等がある場合には、政令で定める額を控除した額）」を加え、「本項から第五項まで」を「本項から第十八項まで」に、「控除対象法人税額」を「控除対象還付法人税額」に、「控除したもの」を「控除するもの」に、「又は前計算期間」を「若しくは前計算期間又は前連結事業年度」に改め、「とすべき法人税額」の下に「又は個別帰属法人税額」を加え、同項を同条第十五項とし、同条第二項中「事業年度」の

下に「又は連結事業年度」を加え、同項を同条第五項とし、同項の次に次の九項を加える。

6　法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）若しくは第七十四条第一項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は同法第八十一条の二十二第一項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）について、当該事業年度又は連結事業年度開始の日前五年以内に開始した事業年度において生じた連結適用前欠損金額（同法第五十七条第一項の欠損金額のうちこれらの法人の最初連結事業年度（同法第十五条の二第一項に規定する最初連結事業年度をいう。以下本項から第八項まで及び第十項において同じ。）の開始の日の前日の属する事業年度以前の事業年度において生じたもので、同法第八十一条の九第二項の規定により連結欠損金額（同法第二条第十九号の二に規定する連結欠損金額をいう。以下本項、第二十項及び第二十二項において同じ。）とみなされたもの及び同法第八十一条の九第四項の規定により損金の額に算入されたもの以外のものをいう。次項、第八項及び第十項において同じ。）又は連結適用前災害損失欠損金額（同法第五十八条第一項の災害損失欠損金額のうちこれらの法人の最初連結事業年度の開始の日の前日の属する事業年度以前の事業年度において生じたもので、同法第八十一条の九第二項の規定により損金の額に算入されたもの以外のものをいう。次項、第八項及び第十項において同じ。）がある場合のこれらの法人が納付すべき当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額の算定については、第一項、前二項、第二十七項又は第二十八項の規定にかかわらず、これらの規定によって申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から、当該法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の七第六項若しくは第七項、第四十二条の八第六項若しくは第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第六項若しくは第七項、第四十二条の十一第六項若しくは第七項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）又は当該個別帰属法人税額（当該個別帰属法人税額について個別帰属リース特別控除取戻税額等がある場合には、政令で定める額を控除した額）を限度として、控除対象個別帰属調整額を控除するものとする。この場合において、控除対象個別帰属調整額は、前事業年度又は前連結事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額又は個別帰属法人税額について控除されなかつた額に限る。

7　前項に規定する控除対象個別帰属調整額とは、連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額に、同項の法人の最初連結事業年度の終了の日（二以上の最初連結事業年度の終了の日がある場合には、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度の終了の日）における次の各号に掲げる当該法人の区分に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た金額をいう。

一　法人税法第八十一条の二十二第一項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある普通法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人　同法第八十一条の十二第一項に規定する税率に相当する率

二　法人税法第八十一条の二十二第一項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある協同組合等（同法第二条第七号に規定する協同組合等をいう。）との間に連結完全支配関係がある連結子法人　同法第八十一条の十二第三項に規定する税率に相当する率

8　適格合併等（適格合併又は合併類似適格分割型分割（法人税法第五十七条第二項に規定する合併類似適格分割型分割をいう。以下本条において同じ。）をいう。以下本条において同じ。）が行われた場合において、当該適格合併等に係る被合併法人等（被合併法人又は分割法人をいう。以下本条において同じ。）の当該適格合併等の日前五年以内に開始した事業年度（以下本項において「前五年内事業年度」という。）において生じた連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額に係る第六項に規定する控除対象個別帰属調整額（当該被合併法人等が当該控除対象個別帰属調整額（本項の規定により当該被合併法人等の第六項に規定する控除対象個別帰属調整額とみなされたものを含む。次項において同じ。）に係る連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度について同法第八十一条の九第二項の規定の適用がないことを証する書類を添付した法人の市町村民税の確定申告書（第一項の規定によって提出すべき申告書（同法第七十四条第一項の規定によって提出すべき法人税の申告書に係るものに限る。）又は第四項の規定によって提出すべき申告書をいう。以下本条において同じ。）を提出していることその他の政令で定める要件を満たしている場合における当該控除対象個別帰属調整額に限るものとし、第六項の規定により当該被合併法人等の当該適格合併等の日前五年以内に開始した事業年度又は連結事業年度の法人税割の課税標準とすべき法人税額又は個別帰属法人税額について控除された額を除く。以下本項において「控除未済個別帰属調整額」という。）があるときは、当該適格合併等に係る合併法人等（合併法人（合併により被合併法人から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下本条において同じ。）又は分割承継法人（分割により分割法人から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。）をいう。以下本条において同じ。）の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度（以下本項及び第十項において「合併等事業年度等」という。）以後の事業年度又は連結事業年度における第六項の規定の適用については、当該前五年内事業年度に係る控除未済個別帰属調整額は、それぞれ当該控除未済個別帰属調整額に係る前五年内事業年度開始の日の属する当該合併法人等の事業年度又は連結事業年度（当該合併法人等の合併等事業年度等開始の日以後に開始した当該被合併法人等の前五年内事業年度に係る控除未済個別帰属調整額にあつては、当該合併等事業年度等の前事業年度又は前連結事業年度）に係る同項に規定する控除対象個別帰属調整額とみなす。

9　合併類似適格分割型分割に係る分割法人の当該合併類似適格分割型分割の日の属する事業年度又は連結事業年度（以下本項において「合併類似適格分割型分割事業年度等」という。）以後の

事業年度又は連結事業年度における第六項の規定の適用については、当該合併類似適格分割型分割事業年度等前の事業年度又は連結事業年度に係る控除対象個別帰属調整額は、ないものとする。

10　第六項の規定は、同項の法人が連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額（第八項の規定により合併法人等の第六項に規定する控除対象個別帰属調整額とみなされた被合併法人等の同項に規定する控除対象個別帰属調整額に係る連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額を除く。）の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度について法人税法第八十一条の九第二項の規定の適用がないことを証する書類を添付した法人の市町村民税の確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して法人の市町村民税の確定申告書を提出している場合（第八項の規定により当該合併法人等の第六項に規定する控除対象個別帰属調整額とみなされたものにつき同項の規定を適用する場合にあっては、合併等事業年度等以後において連続して法人の市町村民税の確定申告書を提出している場合）に限り、適用する。

11　法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）若しくは第七十四条第一項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は同法第八十一条の二十二第一項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）について、当該事業年度又は連結事業年度開始の日前五年以内に開始した連結事業年度において控除対象個別帰属税額（零（個別帰属リース特別控除取戻税額等）から調整前個別帰属法人税額を差し引いた額であって、零を超えるものをいう。以下本項、次項及び第十四項において同じ。）が生じた場合におけるこれらの法人が納付すべき当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額の算定については、第一項、第四項、第五項、第二十七項又は第二十八項の規定にかかわらず、これらの規定によって申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から、当該法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の七第六項若しくは第七項、第四十二条の八第六項若しくは第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第六項若しくは第七項、第四十二条の十一第六項若しくは第七項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）又は当該個別帰属法人税額（当該個別帰属法人税額について個別帰属リース特別控除取戻税額等がある場合には、政令で定める額を控除した額）を限度として、控除対象個別帰属税額を控除するものとする。この場合において、控除対象個別帰属税額は、前事業年度又は前連結事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額又は個別帰属法人税額について控除されなかった額に限る。

12　適格合併等が行われた場合において、当該適格合併等に係る被合併法人等の当該適格合併等の日前五年以内に開始した連結事業年度（以下本項において「前五年内連結事業年度」という。）において控除対象個別帰属税額（当該被合併法人等の控除対象個別帰属税額とみなされたものを含む。次項において同じ。）の生じた前五年内連結事業年度について法人の市町村民税の確定申告書を提出していることその他の政令で定める要件を満たしている場合における当該控除対象個別帰属税額に限るものとし、前項の規定により当該被合併法人等の当該適格合併等の日前五年以内に開始した連結事業年度又は事業年度の法人税割の課税標準とすべき個別帰属法人税額又は法人税額について控除された額を除く。以下本項において「控除未済個別帰属税額」という。）が生じたときは、当該適格合併等に係る合併法人等の当該適格合併等の日の属する連結事業年度又は事業年度（以下本項及び第十四項において「合併等事業年度等」という。）以後の連結事業年度又は事業年度における前項の規定の適用については、当該前五年内連結事業年度において生じた控除未済個別帰属税額は、それぞれ当該控除未済個別帰属税額の生じた前五年内連結事業年度開始の日の属する当該合併法人等の連結事業年度又は事業年度（当該合併法人等の合併等事業年度等開始の日以後に開始した当該被合併法人等の前五年内連結事業年度において生じた控除未済個別帰属税額にあっては、当該合併等事業年度等の前連結事業年度又は前事業年度）において生じた控除対象個別帰属税額とみなす。

13　合併類似適格分割型分割に係る分割法人の当該合併類似適格分割型分割の日の属する連結事業年度又は事業年度（以下本項において「合併類似適格分割型分割事業年度等」という。）以後の連結事業年度又は事業年度における第十一項の規定の適用については、当該合併類似適格分割型分割事業年度等前の連結事業年度又は事業年度に係る控除対象個別帰属税額は、ないものとする。

14　第十一項の規定は、同項の法人が控除対象個別帰属税額（第十二項の規定により当該法人の控除対象個別帰属税額とみなされたものを除く。）の生じた連結事業年度以後において連続して法人の市町村民税の確定申告書を提出している場合（第十二項の規定により当該法人の控除対象個別帰属税額とみなされたものにつき第十一項の規定を適用する場合にあっては、合併等事業年度等以後において連続して法人の市町村民税の確定申告書を提出している場合）に限り、適用する。

第三百二十一条の八第一項の次に次の三項を加える。

2　連結法人（法人税法第四条の五第一項又は第二項（同項第二号、第四号及び第五号に係る部分に限る。）の規定により同法第四条の二の承認を取り消された法人を含み、普通法人（同法第二条第九号に規定する普通法人をいう。第七項において同じ。）に限る。以下本項において同じ。）は、その連結事業年度（同法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された連結法人のその取消しの処分があった日又は同法第四条の五第二項（同項第二号、第四号及び第五号に係る部分に限る。）の規定により当該承認を取り消された連結法人の同項第二号、第四号又は第五号に掲げる事実（同項第四号にあっては、合併による解散を除く。）が生じた日の属する事業年度（その開始の日から六月を経過した日以後にその処分があり、又はその

事実が生じた場合のその処分があつた日又はその事実が生じた日の属する事業年度（新たに設立された連結法人のうち適格合併（同法第二条第十二号の八に規定する適格合併をいう。以下本条において同じ。）により設立されたもの以外のものの設立の日の属する事業年度を除く。）に限る。）及び同法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度開始の日から六月を経過した日の翌日以後に連結法人が当該連結法人を分割法人（分割によりその有する資産及び負債の移転を行つた法人をいう。以下本条において同じ。）とする分割で分社型分割（同法第二条第十二号の十に規定する分社型分割をいう。）以外の分割を行つた場合のその分割の日の前日又は連結子法人（同法第二条第十二号の七の三に規定する連結子法人をいう。以下本節において同じ。）が当該連結子法人を被合併法人（合併によりその有する資産及び負債の移転を行つた法人をいう。以下本条において同じ。）とする合併を行つた場合のその合併の日の前日の属する事業年度（新たに設立された連結法人のうち適格合併により設立されたもの以外のものの設立の日の属する事業年度を除く。）を含み、新たに設立された連結法人のうち適格合併により設立されたもの以外のものの設立の日の属する連結事業年度を除く。以下本項及び第三十八項において同じ。）が六月を超える場合には、総務省令で定める様式によつて、当該連結事業年度開始の日から六月を経過した日から二月以内に、前連結事業年度の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額又は当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額（第五十五条第一項において「予定申告に係る連結法人の法人税割額」という。）、均等割額その他必要な事項を記載した申告書を当該連結事業年度開始の日から六月の期間中において有する事務所、事業所又は寮等所在地の市町村長に提出し、及びその申告した市町村民税額を納付しなければならない。ただし、前連結事業年度の当該連結法人に係る連結法人税個別帰属支払額（同法第七十一条第一項第一号に規定する連結法人税個別帰属支払額をいう。）を基準として政令で定めるところにより計算した金額若しくは当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の法人税の額を基準として政令で定めるところにより計算した金額が十万円以下である場合又はこれらの金額がない場合は、この限りでない。

3　前項の規定によつて申告書を提出すべき法人（同項ただし書の規定の適用を受けるものを除く。以下本項において同じ。）が、前項の申告書をその提出期限までに提出しなかつたときは、第三十八項の規定の適用がある場合を除き、当該申告書の提出期限において、市町村長に対し、政令で定めるところにより計算した法人税割額及び均等割額を記載した当該申告書の提出があつたものとみなす。この場合においては、当該法人は、当該申告納付すべき期限内にその提出があつたものとみなされる申告書に係る市町村民税に相当する税額の市町村民税を事務所、事業所又は寮等所在の市町村に納付しなければならない。

4　法人税法第八十一条の二十二第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第二条第十二号の七の五に規定する連結完全支配関係をいう。以下本節において同じ。）がある連結子法人（連結申告法人（同法第二条第十六号に規定する連結申告法人をいう。以下本節において同じ。）に限る。）は、当該申告書の提出期限までに、総務省令で定める様式によつて、当該申告書に係る連結法人税額（法人税法その他の法人税に関する法令の規定によつて計算した法人税額（法人税法第八十一条の二十二第一項の規定による申告書に係る法人税額に限る。）をいう。以下本節において同じ。）に係る個別帰属法人税額、これを課税標準として算定した法人税割額、均等割額その他必要な事項を記載した申告書をその連結法人税額の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。以下本節において同じ。）中において有する事務所、事業所又は寮等所在地の市町村長に提出し、及びその申告した市町村民税額（当該市町村民税額について既に納付すべきことが確定しているものがある場合においては、これを控除した額）を納付しなければならない。

40　法人税法第八十一条の二十二第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第八十一条の二十四第一項の規定の適用を受けているものが、同条第四項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）については、同項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について同条第一項の規定の適用がないものとみなして、第二十条の五の二の規定を適用することができる。

41　法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から控除すべき金額の計算に関する事項、その控除の手続その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三百二十一条の八の二中「又は第九項」を「、第四項、第五項又は第二十七項」に改め、「受けたこと」の下に「（同条第二項又は第四項の申告書を提出した法人が連結子法人の場合にあつては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人又は連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税の額について国の税務官署の更正を受けたこと）」を、「法人税額」の下に「若しくは個別帰属法人税額」を加える。

第三百二十一条の九第一項中「同条第九項」を「同条第二十七項」に改める。

第三百二十一条の十一第一項中「に係る法人税額」の下に「若しくは個別帰属法人税額」を加え、「これを課税標準」を「これらを課税標準」に、「第三項までにおいて同様とする」を「本項から第三項までにおいて同じ。）若しくは法人税に関する法律の規定によつて申告し、修正申告し、更正され、若しくは決定された連結法人税額に係る個別帰属法人税額（「確定個別帰属法人税額」という。以下本項から第三項までにおいて同じ。）に改め、「予定申告に係る法人税割額」の下に「若しくは予定申告に係る連結法人の法人税割額」を、「同条第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「確定法人税額の」を「確定法人税額若しくは確定個別帰属法人税額の」に改め、同条第二項中「第二項又は第六項」を「第四項、第五項又は第二十四項」に改め、「確定法人税額」の下に「又は確定個別帰属法人税額」を加え、同条第三項中「をした法人税額」の下に「若しくは個別帰属法人税額」を加え、「若しくはこれ」を「若しくは確定個別帰属法人税額若しくは

これら」に改め、同条第五項中「第三百二十一条の八第七項」を「第三百二十一条の八第二十五項」に、「又は計算期間分」を「若しくは計算期間分又は当該連結事業年度分」に改める。

第三百二十一条の十二第二項中「若しくは第二項又は第六項」を「、第二項、第四項、第五項又は第二十四項」に、「同条第十項」を「同条第二十八項」に、「又は第二項」を「、第二項、第四項又は第五項」に改め、同条第三項中「又は第六項」を「、第四項、第五項又は第二十四項」に改め、「されたこと」の下に「(同条第二項又は第四項の申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合にあつては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと)」を加える。

第三百二十一条の十三第一項中「予定申告法人」の下に「及び第三百二十一条の八第二項の規定によつて申告書を提出すべき法人」を加え、「第三百二十一条の八」を「同条」に改め、「法人税額」の下に「又は個別帰属法人税額」を加え、「添附し」を「添付し」に改め、同条第二項中「(第三百二十一条の八第二項」を「又は連結法人税額の課税標準の算定期間(第三百二十一条の八第五項」に改め、「事業年度」の下に「又は連結事業年度」を、「の法人税額」の下に「又は個別帰属法人税額」を加え、同条第五項中「法人税額」の下に「又は個別帰属法人税額」を加える。

第三百二十一条の十四の見出し中「法人税額」を「法人税額等」に改め、同条第一項及び第二項中「法人税額」の下に「又は個別帰属法人税額」を加え、同条第四項から第六項までの規定中「法人税額」を加え

る。

第三百二十四条第一項中「法人税額」の下に「又は個別帰属法人税額」を加え、「同条第七項」を「同条第二十七項」に改める。

第三百二十五条中「申告書」の下に「、連結子法人が政府に提出した法人税法第八十一条の二十五に規定する書類」を加える。

第三百二十六条第一項各号列記以外の部分中「若しくは第六項」を「、第四項、第五項若しくは第二十四項」に、「同条第九項」を「同条第二十七項」に、「第三百二十一条の八第九項」を「第三百二十一条の八第二十七項」に、「又は第六項」を「、第四項、第五項又は第二十四項」に改め、同項第二号及び第三号中「又は第六項」を「、第四項、第五項又は第二十四項」に改め、同項第四号中「第三百二十一条の八第九項」を「第三百二十一条の八第二十七項」に、「同条第十項」を「同条第二十八項」に改め、同条第二項中「又は第六項」を「、第四項、第五項又は第二十四項」に、「同条第九項」を「同条第二十七項」に、「第三百二十一条の八第十項」を「第三百二十一条の八第二十八項」に改める。

第三百二十七条に次の一項を加える。

2　法人税法第八十一条の二十二第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第八十一条の二十四第一項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(連結申告法人に限る。)は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得(同法第二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。)に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後二月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

第六百二条第一項第一号ロ中「第三十七条第三項第一号」を「第三十七条第四項第一号」に改める。

第七百三十四条第三項中「第五十三条第九項、第十項及び第十三項から第二十三項まで」を「第五十三条第二十七項、第二十八項及び第三十二項から第四十三項まで」に改め、同項の表の第三百二十一条の八第十一項の項を次のように改める。

第三百二十一条の八第二十九項	法人税法第六十九条第一項若しくは第八十二条の七第一項の控除限度額又は同法第八十一条の十五第一項の連結控除限度個別帰属額及び第五十三条第二十九項の控除の限度額で政令で定めるもの
	法人税法第六十九条第一項若しくは第八十二条の七第一項の控除限度額又は同法第八十一条の十五第一項の連結控除限度個別帰属額

第七百四十八条中「第五十三条第二十三項」を「第五十三条第四十三項」に改める。

附則第八条第二項を次のように改める。

2　租税特別措置法第六十八条の九第二項に規定する中小連結親法人又は当該中小連結親法人との間に連結完全支配関係(法人税法第二条第十二号の七の五に規定する連結完全支配関係をいう。以下本条において同じ。)がある連結子法人(法人税法第二条第十二号の七の三に規定する連結子法人をいう。以下本条において同じ。)(以下本項において「中小連結親法人等」という。)の平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税に限り、当該連結事業年度の連結法人税額(法人税法その他の法人税に関する法令の規定によつて計算した法人税額(法人税法第八十一条の二十二第一項の規定による申告書に係る法人税額に限る。)をいう。)に係る調整前個別帰属法人税額について租税特別措置法第六十八条の九第二項の規定により控除された金額のうち当該中小連結親法人等に係る金額に相当する金額がある場合における第二十三条第一項第四号の三及び第二百九十二条第一項第四号の三の規定の適用については、これらの規定中「掲げる金額及び租税特別措置法第六十八条の九の規定により控除された金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額」とあるのは、「掲げる金額」とする。

附則第八条に次の八項を加える。

3　法人の道府県民税及び市町村民税に係る第五十三条第七項及び第三百二十一条の八第七項の規定の適用については、第五十三条第七項第一号及び第三百二十一条の八第七項第一号中「同法第八十一条の十二第一項に規定する」とあるのは「経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成十一年法律第八号。次号において「法人税等負担軽減措置法」という。)第十六条第二項の表の第一号の第四欄(法人税法第八十一条の十二第一項に係る部分に限る。)に掲げる」と、第五十三条第七項第二号及び第三百二十一条の八第七項第二号中「同法第八十一条の十二

第三項に規定する」とあるのは「法人税等負担軽減措置法第十六条第二項の表の第二号の第四欄に掲げる」とする。

4　第五十三条第六項又は第三百二十一条の八第六項の規定の適用を受ける法人が、当該法人の最初連結事業年度（法人税法第十五条の二第一項に規定する最初連結事業年度をいう。）の終了の日において、租税特別措置法第六十八条の百第一項の承認を受けている同項に規定する医療法人（次項、第七項及び第十項において「特定医療法人」という。）である法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人である場合の当該法人の道府県民税及び市町村民税に係る前項の規定の適用については、同項中「経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成十一年法律第八号。次号において「法人税等負担軽減措置法」という。）第十六条第二項の表の第一号の第四欄（法人税法第八十一条の十二第一項に係る部分に限る。）に掲げる」とあるのは、「租税特別措置法第六十八条の百第一項に規定する」とする。

5　法人税法第八十一条の二十二第一項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人（以下本条において「連結申告連結親法人」という。）で普通法人（同法第二条第九号に規定する普通法人をいい、特定医療法人である法人を除く。第八項において同じ。）であるもの又は当該法人との間に連結完全支配関係がある法人（同法第二条第十六号に規定する連結申告法人（以下本条において「連結申告法人」という。）に限る。）の平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税に係る第二十三条第一項第四号の三及び第四号の四並びに第二百九十二条第一項第四号の三及び第四号の四の規定の適用については、第二十三条第一項第四号の三及び第二百九十二条第一項第四号の三中「次に定める額」とあるのは「次に定める額に経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成十一年法律第八号。以下本号及び次号において「法人税等負担軽減措置法」という。）第十六条第二項の表の第一号の第四欄（法人税法第八十一条の十二第一項に係る部分に限る。）に掲げる税率に相当する率を乗じて得た額を、租税特別措置法第六十八条の八第一項の表の第一号の第四欄（法人税等負担軽減措置法第十六条第二項の表の第一号の第四欄（法人税法第八十一条の十二第一項に係る部分に限る。）に掲げる税率に相当する率で除して算定した金額」と、第二十三条第一項第四号の四及び第二百九十二条第一項第四号の四中「合計額」とあるのは「合計額に法人税等負担軽減措置法第十六条第二項の表の第二号の第四欄に掲げる税率に相当する率を乗じて得た額を、租税特別措置法第六十八条の八第一項の表の第二号の第四欄に掲げる税率に相当する率で除して算定した金額」とする。

6　連結申告連結親法人で協同組合等（法人税法第二条第七号に規定する協同組合等をいう。第九項において同じ。）であるもの又は当該法人との間に連結完全支配関係がある法人（連結申告法人に限る。）の平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税に係る第二十三条第一項第四号の三及び第四号の四並びに第二百九十二条第一項第四号の三及び第四号の四の規定の適用については、第二十三条第一項第四号の三及び第二百九十二条第一項第四号の三中「次に定める額」とあるのは「次に定める額に経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成十一年法律第八号。次号において「法人税等負担軽減措置法」という。）第十六条第二項の表の第一号の第四欄（法人税法第八十一条の十二第一項に係る部分に限る。）に掲げる税率に相当する率を乗じて得た額を、租税特別措置法第六十八条の八第一項の表の第一号の第四欄（法人税等負担軽減措置法第十六条第二項の表の第一号の第四欄（法人税法第八十一条の十二第一項に係る部分に限る。）に掲げる税率に相当する率で除して算定した金額」と、第二十三条第一項第四号の四及び第二百九十二条第一項第四号の四中「合計額」とあるのは「合計額に法人税等負担軽減措置法第十六条第二項の表の第二号の第四欄に掲げる税率に相当する率を乗じて得た額を、租税特別措置法第六十八条の八第一項の表の第二号の第四欄に掲げる税率に相当する率で除して算定した金額」とする。

7　連結申告連結親法人で特定医療法人であるもの又は当該法人との間に連結完全支配関係がある法人（連結申告法人に限る。）の平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税に係る第二十三条第一項第四号の三及び第四号の四並びに第二百九十二条第一項第四号の三及び第四号の四の規定の適用については、第二十三条第一項第四号の三及び第二百九十二条第一項第四号の三中「次に定める額」とあるのは「次に定める額に租税特別措置法第六十八条の百第一項に規定する税率に相当する率を乗じて得た額を、同法第六十八条の八第一項の表の第三号の第四欄に掲げる税率に相当する率で除して算定した金額」と、第二十三条第一項第四号の四及び第二百九十二条第一項第四号の四中「合計額」とあるのは「合計額に租税特別措置法第六十八条の百第一項に規定する税率に相当する率を乗じて得た額を、同法第六十八条の八第一項の表の第三号の第四欄に掲げる税率に相当する率で除して算定した金額」とする。

8　連結申告連結親法人で普通法人であるものの平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に開始する還付所得連結事業年度（法人税法第八十一条の三十一第一項に規定する還付所得連結事業年度をいう。次項及び第十項において同じ。）の連結所得（同法第二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。次項及び第十項において同じ。）に対する法人税の額につき同法第八十一条の三十一第三項の規定により準用される同条第一項の規定の適用があった場合における第五十三条第十九項及び第三百二十一条の八第十九項の規定の適用については、これらの規定中「掲げる金額」とあるのは、「掲げる金額に経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成十一年法律第八号。以下本項において「法人税等負担軽減措置法」という。）第十六条第二項の表の第一号の第四欄（法人税法第八十一条の十二第一項に係る部分に限る。）に掲げる税率に相当する率を乗じて得た額を、租税特別措置法第六十八条の八第一項の表の第一号の第四欄（法人税等負担軽減措置法第十六条第二項の表の第一号の第四欄（法人税法第八十一条の十二第一項に係る部分に限る。）に係る部分に

限る。）に掲げる税率に相当する率で除して算定した金額」とする。

9　連結申告連結親法人で協同組合等であるものの平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に開始する還付所得連結事業年度の連結所得に対する法人税の額につき法人税法第八十一条の三十一第三項の規定により準用される同条第一項の規定の適用があった場合における第五十三条第十九項及び第三百二十一条の八第十九項の規定の適用については、これらの規定中「掲げる金額」とあるのは、「掲げる金額に経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成十一年法律第八号）第十六条第二項の表の第二号の第四欄に掲げる税率に相当する率を乗じて得た額を、租税特別措置法第六十八条の八第一項の表の第二号の第四欄に掲げる税率に相当する率で除して算定した金額」とする。

10　連結申告連結親法人で特定医療法人であるものの平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に開始する還付所得連結事業年度の連結所得に対する法人税の額につき法人税法第八十一条の三十一第三項の規定により準用される同条第一項の規定の適用があった場合における第五十三条第十九項及び第三百二十一条の八第十九項の規定の適用については、これらの規定中「掲げる金額」とあるのは、「掲げる金額に租税特別措置法第六十八条の百第一項に規定する税率に相当する率を乗じて得た額を、同法第六十八条の八第一項の表の第三号の第四欄に掲げる税率に相当する率で除して算定した金額」とする。

附則第八条の二中「第五十三条第三項及び第三百二十一条の八第三項」を「第五十三条第十五項及び第三百二十一条の八第十五項」に改める。

附則第九条第一項中「第七十二条の十四第五項」を「第七十二条の十四第七項」に改め、同条第二項中「第七十二条の十四第六項第一号」を「第七十二条の十四第八項第一号」に改める。

附則第九条の二第二項中「第六十八条の三第一項」を「第六十八条第一項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十四年八月一日から施行する。

（道府県民税に関する経過措置）

第二条　別段の定めがあるものを除き、改正後の地方税法（以下「新法」という。）の規定中法人の道府県民税に関する部分は、平成十五年三月三十一日以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税、同日以後に終了する連結事業年度分の法人の道府県民税及び同日以後に終了する計算期間分の法人の道府県民税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の道府県民税及び同日前に終了した計算期間分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

2　新法第五十三条第二項の規定は、法人税法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第　号。以下「法人税法等改正法」という。）附則第二十一条第二項に規定する場合については、同項に規定する内国法人又は同項に規定する他の内国法人の六月経過日（同項に規定する六月経過日をいう。）の属する事業年度後の各連結事業年度について適用する。

3　新法第五十三条第三十項の法人が平成十四年八月一日（以下「施行日」という。）前に行われた合併により消滅した場合には、当該法人が同項に規定する適格合併により解散をしたものとみなして、同項の規定を適用する。

4　新法第五十三条第三十六項の法人が施行日前に行われた合併により解散をした場合には、当該法人が同項に規定する適格合併により解散をしたものとみなして、同項の規定を適用する。

5　新法第五十三条第三十六項の法人が施行日前に行われた合併により解散をした後において同条第三十九項に規定する更正が行われた場合には、同項に規定する適格合併により解散をした後に当該更正が行われたものとみなして、同項の規定を適用する。

（事業税に関する経過措置）

第三条　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の事業税に関する部分は、平成十五年三月三十一日以後に終了する事業年度分の法人の事業税及び同日以後の解散（合併による解散を除く。以下この項において同じ。）による清算所得に対する法人の事業税（清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人の事業税を含む。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の事業税及び同日前の解散による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

2　次項から第五項までに規定する場合を除き、新法第七十二条の十三の規定は、施行日以後に同条第五項から第二十四項までに規定する事実が生ずる場合について適用し、施行日前に改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第七十二条の十三第五項から第十項までに規定する事実が生じた場合については、なお従前の例による。

3　法人税法等改正法附則第三条第一項の規定の適用を受けて法人税法等改正法第一条の規定による改正後の法人税法（昭和四十年法律第三十四号。以下この項において「新法人税法」という。）第四条の二の承認を受ける法人税法等改正法附則第三条第一項に規定する内国法人、経過措置適用子法人（同項の規定の適用を受けて新法人税法第四条の二の承認を受ける法人税法等改正法附則第三条第三項に規定する他の内国法人をいう。以下この条において同じ。）及び経過措置期間加入法人（当該内国法人の各連結事業年度（新法人税法第十五条の二に規定する連結事業年度をいう。以下この条において同じ。）の連結所得（新法人税法第二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。）に対する法人税を課される最初の連結事業年度において当該内国法人との間に当該内国法人による新法人税法第四条の二に規定する完全支配関係を有することとなった同条に規定する他の内国法人をいう。以下この条において同じ。）については、新法第七十二条の十三（当該内国法人にあっては、同条第十八項を除く。）の規定は、当該内国法人の当該連結事業年度終了の日の翌日以後に同条第五項から第二十四項までに規定する事実が生ずる場合について適用する。

4　前項に規定する内国法人、経過措置適用子法人及び経過措置期間加入法人について、当該内国法人の同項に規定する最初の連結事業年度終了の日までに旧法第七十二条の十三第五項から第十項までに規定する事実が生ずる場合には、同条の規定は、なおその効力を有する。

5　経過措置適用子法人又は経過措置期間加入法人に、第三項に規定する内国法人の同項に規定する最初の連結事業年度終了の日前に開始し、

かつ、同日後に終了する事業年度があるときは、その事業年度開始の日から当該終了の日までの期間及び当該終了の日の翌日からその事業年度終了の日までの期間をそれぞれ当該経過措置適用子法人又は経過措置期間加入法人の一事業年度とみなす。

6　新法第七十二条の二十三の三第一項の規定は、施行日以後に同項の事業を行う法人が適格合併（同項に規定する適格合併をいう。以下この条において同じ。）により解散をする場合の当該適格合併に係る合併法人（同項に規定する合併法人をいう。以下この条において同じ。）の当該適格合併の日以後に終了する各事業年度について適用し、施行日前に当該法人が合併により解散をした場合の当該合併に係る合併法人の当該合併の日以後に終了する各事業年度については、なお従前の例による。

7　新法第七十二条の二十三の三第三項の規定は、同条第一項の事業を行う法人が施行日以後に行う適格合併により解散をした後において同項又は同条第二項に規定する更正が行われる場合の当該適格合併に係る合併法人について適用し、当該法人が施行日前に行った合併により解散をした後において旧法第七十二条の二十三の三第一項又は第二項に規定する更正が行われる場合の当該合併に係る合併法人については、なお従前の例による。

8　新法第七十二条の二十三の四第一項の規定は、施行日以後に同項の事業を行う法人が適格合併により解散をする場合の当該適格合併に係る合併法人の当該適格合併の日以後に終了する各事業年度について適用し、施行日前に当該法人が合併により消滅した場合の当該合併に係る合併法人の当該合併の日以後に終了する各事業年度については、なお従前の例による。

9　新法第七十二条の二十三の四第三項の規定は、同条第一項の事業を行う法人が施行日以後に行う適格合併により解散をした後において同項又は同条第二項に規定する更正が行われる場合の当該適格合併に係る合併法人について適用し、当該法人が施行日前に行った合併により消滅した後において旧法第七十二条の二十三の四第一項又は第二項に規定する更正が行われる場合の当該合併に係る合併法人については、なお従前の例による。

10　新法第七十二条の二十六第二項の規定は、施行日以後に同条第一項の規定により申告納付の義務が発生する法人の事業税について適用し、施行日前に旧法第七十二条の二十六第一項の規定により申告納付の義務が発生した法人の事業税については、なお従前の例による。

11　新法第七十二条の二十六第七項の規定は、法人税法等改正法附則第二十一条第二項に規定する場合の同項に規定する内国法人又は同項に規定する他の内国法人の六月経過日（同項に規定する六月経過日をいう。以下この項において同じ。）の属する事業年度後の各事業年度について適用し、当該六月経過日の属する事業年度以前の各事業年度については、なお従前の例による。

（市町村民税に関する経過措置）

第四条　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の市町村民税に関する部分は、平成十五年三月三十一日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税、同日以後に終了する連結事業年度分の法人の市町村民税及び同日以後に終了する計算期間分の法人の市町村民税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の市町村民税及び同日前に終了した計算期間分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

2　新法第三百二十一条の八第二項の規定は、法人税法等改正法附則第二十一条第二項に規定する場合については、同項に規定する内国法人又は同項に規定する他の内国法人の六月経過日（同項に規定する六月経過日をいう。）の属する事業年度後の各連結事業年度について適用する。

3　新法第三百二十一条の八第三十項の法人が施行日前に行われた合併により消滅した場合には、当該法人が同項に規定する適格合併により解散をしたものとみなして、同項の規定を適用する。

4　新法第三百二十一条の八第三十二項の法人が施行日前に行われた合併により解散をした場合には、当該法人が同項に規定する適格合併により解散をしたものとみなして、同項の規定を適用する。

5　新法第三百二十一条の八第三十二項の法人が施行日前に行われた合併により解散をした後において同条第三十五項に規定する更正が行われた場合には、同項に規定する適格合併により解散をした後に当該更正が行われたものとみなして、同項の規定を適用する。

（政令への委任）

第五条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（会社更生法の一部改正）

第六条　会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号）の一部を次のように改正する。

第二百六十九条第四項中「及び事業税」を「並びに道府県民税、事業税及び市町村民税」に、「第七十二条の二十六（事業年度等の期間が六月を超える法人の中間申告納付）又は第三百二十一条の八第二項（法人等の市町村民税の申告納付）」に改める。

（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正）

第七条　金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第百六十条の百三十九第四項中「及び事業税」を「並びに道府県民税、事業税及び市町村民税」に、「第七十二条の二十六」を「第五十三条第二項（法人等の道府県民税の申告納付）、第七十二条の二十六（事業年度等の期間が六月を超える法人の中間申告納付）又は第三百二十一条の八第二項（法人等の市町村民税の申告納付）」に改める。

（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正）

第八条　地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「第六十八条の三の規定の適用がなく」を「第六十八条の規定の適用がなく」に、「法人税額」を「同法第二百九十二条第一項第四号に規定する法人税額（第五号において「法人税額」という。）又は同項第四号の二に規定する個別帰属法人税額（第五号において「個別

帰属法人税額」という。）」に改め、同項第五号中「第六十八条の三の規定の適用がなく」を「第六十八条の規定の適用がなく」に改め、「法人税額」の下に「又は個別帰属法人税額」を加える。

（銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部改正）

第九条　銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第五十八条第五項を次のように改める。

5　機構に対する地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五十三条第十五項及び第三百二十一条の八第十五項の規定の適用については、これらの規定中「五年以内に開始した事業年度若しくは」とあるのは、「に開始した事業年度若しくは」とする。

理由

法人税における連結納税制度の創設に伴い、法人住民税及び法人事業税について、連結納税の承認を受けた法人に課する法人住民税の課税標準を個別帰属法人税額とする等所要の規定の整備を行う等の必要があるため、この法律案を提出する理由である。

地方税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、法人税における連結納税制度の創設に伴い、法人住民税及び法人事業税について、連結納税の承認を受けた法人に課する法人住民税の法人税割の課税標準を個別帰属法人税額とする等所要の規定の整備を行おうとするもので、その要旨は次のとおりである。

1　道府県民税及び市長村民税

(一)　連結法人（連結申告法人に限る。）に係る法人税割の課税標準を個別帰属法人税額とすること。

(1)　個別帰属法人税額とは、次のものをいうものであること。

ア　個別帰属リース特別控除取戻税額等がない場合であって調整前個別帰属法人税額が零以上であるとき又は個別帰属リース特別控除取戻税額等がある場合であって調整前個別帰属法人税額が個別帰属リース特別控除取戻税額等以上であるとき　調整前個別帰属法人税額

イ　個別帰属リース特別控除取戻税額等がない場合であって調整前個別帰属法人税額が零を下回るとき　零

ウ　個別帰属リース特別控除取戻税額等がある場合であって調整前個別帰属法人税額が個別帰属リース特別控除取戻税額等を下回るとき　個別帰属リース特別控除取戻税額等

(2)　(1)の調整前個別帰属法人税額とは、次のものをいうものであること。

ア　各連結事業年度の連結所得に対する法人税の負担額として支出すべき金額があるとき　当該法人税の負担額として支出すべき金額であって支出すべき金額に、所得税額等の控除額のうち当該連結法人に帰せられる金額の合計額を加算した額

イ　各連結事業年度の連結所得に対する法人税の減少額として収入すべき金額があるとき　当該法人税の減少額として収入すべき金額を、所得税額等の控除額のうち当該連結法人に帰せられる金額の合計額から差し引いた額

(3)　(1)の個別帰属リース特別控除取戻税額等とは、リース特別控除に係る取戻税額等として租税特別措置法の規定により加算された金額のうち当該連結法人に帰せられる金額の合計額をいうものであること。

(二)　法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額の算定について、次の控除を行うこととすること。

(1)　法人に当該事業年度又は連結事業年度開始の日前五年以内に開始した各事業年度において生じた連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額（欠損金額又は災害損失欠損金額のうち当該法人の最初連結事業年度前の事業年度において生じたもので、法人税法の規定により連結欠損金額とみなされたもの等以外のものをいう。）がある場合は、当該法人が当該法人の最初連結事業年度以後連続して法人の道府県民税又は市長村民税の確定申告書を提出している等一定の要件を満たす場合に限り、一定の額を限度として、控除対象個別帰属調整額を控除すること。

(2)　(1)の控除対象個別帰属調整額とは、連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額に、控除を受ける法人の最初連結事業年度の終了の日における当該法人の区分に応じ、法人税の税率に相当する率を乗じて得た金額をいうこと。

(3)　法人に当該事業年度又は連結事業年度開始の日前五年以内に開始した連結事業年度において生じた控除対象個別帰属税額がある場合は、当該法人が当該控除対象個別帰属税額の生じた連結事業年度以後連続して法人の道府県民税又は市長村民税の確定申告書を提出している場合に限り、一定の額を限度として、控除対象個別帰属税額を控除すること。

(4)　(3)の控除対象個別帰属税額とは、零（個別帰属リース特別控除取戻税額等がある場合にあっては、当該個別帰属リース特別控除取戻税額等）から調整前個別帰属法人税額を差し引いた額であって、零を超えるものをいうこと。

(三)　法人税割の課税標準となる個別帰属法人税額について連結付加税相当分を軽減する等所要の措置を講ずること。

2　事業税

(一)　内国法人による完全支配関係がある他の内国法人の事業年度の中途において最初連結親法人事業年度が開始した場合においては、その事業年度開始の日からその最初連結親法人事業年度開始の日の前日までの期間を当該他の内国法人の一事業年度とみなすなど、連結納税の承認及び取消し等の事実が生じた場合における法人のみなし事業年度について定めること。

(二)　法人の事業税の課税標準となる所得は、連結申告法人にあっては、各事業年度終了の日の属する各連結事業年度の個別帰属益金額から個別帰属損金額を控除した金額に

よるものとし、特別の定めをする場合を除くほか、当該各連結事業年度の法人税の課税標準である連結所得に係る当該連結申告法人の個別所得金額の計算の例によって算定することとすること。

3　その他

(一)　その他所要の規定の整備を行うこと。

(二)　この法律は、平成十四年八月一日から施行し、平成十五年三月三十一日以後に終了する連結事業年度分の法人の道府県民税及び市町村民税並びに同日以後に終了する事業年度分の法人の事業税について適用することとすること。

二　議案の可決理由

法人税における連結納税制度の創設に伴い、連結納税の承認を受けた法人に課する法人住民税及び法人事業税について、単体法人を納税単位とするための規定の整備等を行おうとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

右報告する。

平成十四年五月三十日

総務委員長　平林　鴻三

衆議院議長　綿貫　民輔殿

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

（第七、二十、二十八、二十九、三十三、三十六号の発送は都合により後日となるため、第三十八号を先に発送しました。）

発行所　〒一〇五―八四五五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　財務省印刷局
電話　03（3587）4294
定価　本号一部　八四〇円（本体八〇〇円）（配送料別）